# 地方財政の状況

平成 26 年 3 月

総 務 省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局 財務調査課あて御連絡下さい。

> 電話番号 (03) 5253-5111 (代表) 内線 5649

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/

# 目次

#### はじめに

#### 第1部 平成24年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編:第32表]	3
(2) 国民経済と地方財政	5
ア 国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]	5
イ 公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]	5
2 地方財政の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 決算規模 [資料編:第1表、第5表、第10表、第73表]	8
(2) 決算収支	10
ア 実質収支 [資料編:第7表]	10
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編:第7表]	12
(3) 歳入 [資料編:第10表]	12
(4) 歳出	15
ア 目的別歳出·······	15
イ 性質別歳出	18
(5) 財政構造の弾力性	22
ア 経常収支比率 [資料編:第8表]	22
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]	26
(6) 将来の財政負担	27
ア 地方債現在高 [資料編:第100表]	27
イ 債務負担行為額 [資料編:第101表]	29
ウ 積立金現在高 [資料編:第102表]	30
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編:第100表〜第102表	長] 31
オ 普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編:第100表]	31
(7) 決算の背景	32
ア 平成 24年度の経済見通しと国の予算	32
イ 地方財政計画	35
ウ 財政運営の経過	38
■ 地方財源の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編:第17表~第19表]	····· 41
(2) 地方歳入	···· 42
ア 地方税 [資料編:第12表~第15表]	
イ 地方譲与税 [資料編:第20表]	
ウ 地方特例交付金	
工 地方交付税 [資料編:第21表、第129表]	···· 48
才 一般財源 [資料編:第22表~第23表]	49

力 国庫支出金[資料編:第25表]	
キ 都道府県支出金 [資料編:第25表]	50
ク 地方債 [資料編:第26表]	50
ケ その他の収入	51
4 地方経費の内容	52
(1) 生活・福祉の充実	52
ア 社会福祉行政 [資料編:第37表~第43表]	52
イ 労働行政 [資料編:第49表~第50表]	57
(2) 教育と文化 [資料編:第67表~第72表]	58
(3) 土木建設 [資料編:第58表~第63表]	59
(4) 産業の振興	61
ア 農林水産行政 [資料編:第51表~第56表]	61
イ 商工行政 [資料編:第57表]	62
(5) 保健衛生 [資料編:第44表~第48表]	63
(6) 警察と消防	64
ア 警察行政 [資料編:第65表〜第66表]	64
イ 消防行政 [資料編:第64表]	65
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況	65
5 地方経費の構造	68
(1) 義務的経費 [資料編:第73表]	68
ア 人件費 [資料編:第76表~第78表]	
イ 扶助費 [資料編:第81表]	
ウ 公債費 [資料編:第98表~第99表]	
(2) 投資的経費 [資料編:第73表]	
ア 普通建設事業費 [資料編:第83表]	
イ 災害復旧事業費 [資料編:第91表]	84
ウ 失業対策事業費 [資料編:第92表]	85
(3) その他の経費 [資料編:第73表]	85
ア 物件費 [資料編:第79表]	86
イ 維持補修費 [資料編:第80表]	
ウ 補助費等 [資料編:第82表]	87
工 繰出金 [資料編:第93表]	88
オ 積立金 [資料編:第94表、第102表]	
カ 投資及び出資金 [資料編:第95表]	90
キ 貸付金 [資料編:第96表]	90
[6] 一部事務組合等の状況	
(1) 団体数 [資料編:第4表]	92
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編:第5表]	93
7 地方公営事業の状況	94
(1) 地方公営企業	94
ア 概況······	94
イ 事業別状況 [資料編:第114表~第119表]	101

(2) 🗉	国民健康保険事業 [資料編:第120表]	112
ア	事業勘定	112
1	直診勘定	114
(3) 後	<b>後期高齢者医療事業[資料編:第121表]</b>	114
ア	市町村	114
イ	後期高齢者医療広域連合	114
(4) 1	· 護保険事業 [資料編:第 122 表] · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	116
ア	保険事業勘定	116
イ	介護サービス事業勘定	117
(5) ₹	その他の事業······	118
ア	収益事業 [資料編:第123表]	
1	共済事業	118
ウ	公立大学附属病院事業 [資料編:第124表]	119
(6) 第	<b>管三セクター等</b>	119
ア	第三セクター等の定義	119
1	第三セクター等の数	119
ウ	第三セクター等の経常損益の状況	120
エ	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	121
オ	地方公共団体からの補助金交付額の状況	122
カ	地方公共団体からの借入残高の状況	123
+	損失補償・債務保証の状況	
	本大震災の影響	
(1) 普	普通会計	124
ア	東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編:第136表~第138表]	
イ	特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編:第139表]	
(2) 1/2	\'z 全	
ア	特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編:第140表]	
イ	特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入[資料編:第143表]	
ウ	特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金[資料編:第144表] …	
	24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	
	<b>ミ質赤字比率·······</b>	
	<b>基結実質赤字比率</b>	
, , -	<b>ミ質公債費比率</b>	
ア	早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	
1	実質公債費比率の段階別分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ウ	団体種類別実質公債費比率の状況	
	・ ・ ・ 	
ア	早期健全化基準以上である団体数	
イ	将来負担比率の段階別分布状況	
ウ	団体種類別将来負担比率の状況	
エ	団体種類別将来負担額等の状況	
(5) 貧	<b>登金不足比率····································</b>	
ア	資金不足額がある公営企業会計数	135

イ 公営企業会計の資金不足額	137
10 市町村の規模別財政状況	139
(1) 団体規模別団体数等の構成	139
ア 団体数及び人口の状況 [資料編:第1表、第2表]	139
イ 決算規模 [資料編:第11表、第35表、第74表]	141
(2) 人口1人当たりの財政状況等	142
ア 決算規模等 [資料編:第3表、第5表]	142
イ 歳入	143
ウ 歳出······	145
エ 財政構造の弾力性	147
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	149
11 公共施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
(1) 道路 [資料編:第104表]	150
(2) 公営住宅等 [資料編:第105表]	150
(3) 公園 [資料編:第106表]	151
(4) 下水処理施設 [資料編:第107表~第108表]	152
(5) ごみ処理施設 [資料編:第108表]	153
(6) 保育所 [資料編:第109表]	154
(7) 高齢者福祉施設 [資料編:第110表]	154
(8) 教育施設 [資料編:第111表]	155
ア 高等学校 ······	155
イ 中等教育学校	155
(9) 文化及び体育施設 [資料編:第112表]	155
ア 文化施設	155
イ 体育施設	155
第2部 平成25年度及び平成26年度の地方財政	
■ 平成 25 年度の地方財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 平成 25 年度の経済見通しと国の予算	
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	
イ 国の予算	
(2) 地方財政計画	
ア 通常収支分	
イ 東日本大震災分	
(3) 平成25年度補正予算	
ア 平成 25 年度補正予算(第 1 号)	
イ 平成 25 年度補正予算(第 1 号)に係る財政措置等 ····································	
(4) 地方公共団体の予算	
(5) 地方公営企業等に関する財政措置	
ア 地方公営企業	
イ 国民健康保険事業	
ウ 後期高齢者医療制度	168

(6) 個別団体における財政健全化	169
2 平成 26 年度の地方財政	170
(1) 平成 26年度の経済見通しと国の予算	170
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	170
イ 国の予算 ····································	171
(2) 地方財政計画	173
ア 通常収支分	173
イ 東日本大震災分	174
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	175
ア 地方公営企業	175
イ 国民健康保険事業	176
ウ 後期高齢者医療制度	177
第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応	
■ 地域の元気創造 ~地域からの日本再生に向けて~	181
(1)「地域の元気創造プラン」の推進	
ア 地域経済イノベーションサイクルの全国展開	181
イ 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェ	
(2) 地方中枢拠点都市(圏)の取組の推進	
ア 経緯	
イ 施策の概要	
(3) 定住自立圏構想の推進	
(4) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援	
ア 基本的な考え方	
イ 具体的な取組内容	184
ウ 過疎法に基づく施策	184
エ 現行過疎法の改正	185
(5) 地域の元気創造事業費の創設	
(6) 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定	
2 社会保障・税一体改革	
3 地方分権改革の推進	189
(1) 地方分権改革の概況	
(2) 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)	
(3) 事務・権限の移譲	
ア 国から地方公共団体への移譲等 (66事項)	
イ 都道府県から指定都市への移譲等 (33事項)	
ウ 移譲に伴う財源措置その他必要な支援	
(4) 地方税財源の充実確保	191
ア 地方消費税の充実	
イ 地方法人課税の偏在是正	191
(5) 地方自治制度の見直し	191

_	_	
_		

次

4 行財政改革の推進	193
(2) 地方公営企業等の改革	193
ア 地方公営企業の抜本改革の推進	193
イ 第三セクター等の抜本的改革の推進	195
ウ 地方公営企業会計制度等の見直し	197
(3) 地方公会計の整備促進	198
(4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理	198
(5) 社会保障・税番号制度の導入	199

#### 資料編

#### 用語の説明

# 文章編図表索引

# 第1部 平成24年度の地方財政の状況

1	地方財政の役割	ı

第 1	図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	3
第 2	2 図	国・地方を通じる純計歳出規模(目的別)	4
第 3	3 図	国内総生産(支出側)と地方財政	5
第~	1 図	公的支出の推移	6
第 5	5 図	公的支出の状況	6
第 6	5 図	国内総生産(支出側)の増加率に対する寄与度	····· 7
2 地	方財	政の概況	
第 1	表	地方公共団体の決算規模(純計)	8
第 2	表	団体種類別決算規模の状況	
第 7	7 図	決算規模の推移(純計)	
第 3	3 表	実質収支の状況	
第 8	3 図	実質収支の推移	11
第9	図 (	実質収支比率の推移	11
第~	1 表	赤字の団体数の状況	
第 5	表	歳入純計決算額の状況	
第 1	0 図	歳入純計決算額の構成比の推移	
第1	1 図	歳入決算額の構成比	
第 6	表	目的別歳出純計決算額の状況	
第 7	7 表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	
第 1	2 図	目的別歳出決算額の構成比	
第 8	3 表	一般財源の目的別歳出充当状況	
第 1	3 図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	
第9	表	性質別歳出純計決算額の状況	
第 1	4 図	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	
第 1.	5 図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	19
第 1	6 図	性質別歳出決算額の構成比	20
第 1	0 表	一般財源の性質別歳出充当状況	21
第 1	7 図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	21
第 1		経常収支比率の推移	22
第 1	8 図	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
		その1 合計	
		その2 都道府県 ····································	
		その3 市町村	
第 1	2表	経常収支比率の段階別分布状況	26
第 1	9 図	公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	27

第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	28
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	29
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	30
第 13 表	積立金現在高の状況	30
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	31
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	32
3 地方財	源の状況	
第 25 図	国税と地方税の状況	41
第 26 図	国税と地方税の推移	42
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	43
第 27 図	地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の	
	人口1人当たり税収額の指数	44
第 28 図	道府県税収入額の状況	45
第 29 図	道府県税収入額の推移	46
第 30 図	市町村税収入額の状況	46
第 31 図	市町村税収入額の推移	47
第 32 図	地方債依存度の推移	50
4 地方経	費の内容	
第 33 図	民生費の目的別内訳	53
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
	その1 純計	53
	その2 都道府県	54
	その3 市町村	54
第 35 図	民生費の性質別内訳	55
第 36 図	民生費の目的別扶助費(補助・単独)の状況	
	その1 都道府県 ····································	56
	その2 市町村	56
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	57
第 38 図	労働費の性質別内訳	58
第 39 図	教育費の目的別内訳	58
第 40 図	教育費の性質別内訳	59
第 41 図	土木費の目的別内訳	60
第 42 図	土木費の性質別内訳	61
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	61
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	62
第 45 図	商工費の性質別内訳	63
第 46 図	衛生費の目的別内訳	64
第 47 図	衛生費の性質別内訳	64
第 48 図	警察費の性質別内訳	64
第 49 図	消防費の性質別内訳	65

第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県(財政力指数別)	
	その2 市町村(団体区分別)	67
5 地方経	費の構造	
第 51 図	人件費の推移	69
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	69
第 53 図	人件費の項目別内訳	70
第 54 図	人件費の財源内訳	70
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第 56 図	地方公務員1人当たり平均給料月額(普通会計、団体種類別、職種別)	······ 71
第 57 図	地方公務員数の状況	72
第 58 図	地方公務員数の推移	73
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況	
	(平成24年4月1日と平成14年4月1日との比較)	73
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	74
第 15 表	普通建設事業費(補助・単独)の推移	76
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その1 純計	····· 76
	その2 都道府県	76
	その3 市町村	77
第 62 図	普通建設事業費の目的別(補助・単独)の状況	77
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況(平成14年度と平成24年度との比較)	····· 78
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	····· 79
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	80
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その1 総計	81
	その2 補助事業費	81
	その3 単独事業費	82
第 67 図	用地取得費の目的別(補助・単独)の状況	82
第 68 図	用地取得費の推移	83
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	83
第 69 図	災害復旧事業費の状況	84
第 70 図	災害復旧事業費の推移	85
第 17 表	その他の経費の状況	86
第71図	物件費の推移	86
第72図	維持補修費の目的別内訳の状況	87
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	89
第 75 図	積立金の状況	89
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	90
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	91

#### 6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	92
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	93
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)	93
7 地方公	営事業の状況	
第 79 図	地方公営企業の事業数の状況(平成 24年度末)	92
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	95
第 80 図	職員数の状況	
第81図	決算規模の推移	
第82図	建設投資額の推移	97
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
第83図	料金収入の状況	98
第 84 図	企業債発行額の状況	98
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	99
第 22 表	法適用企業の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
第 23 表	水道事業(法適用企業)の経営状況	102
第 86 図	水道事業(法適用企業)の資本的支出及びその財源	102
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	103
第 87 図	バス、鉄道における公営交通事業の状況	104
第 25 表	交通事業(法適用企業)の経営状況	105
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	105
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	105
第 28 表	公営電気事業における事業概況	106
第 29 表	電気事業(法適用企業)の経営状況	106
第 30 表	ガス事業の経営状況	107
第 88 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	108
第 31 表	病院事業の経営状況	109
第 32 表	下水道事業の経営状況	110
	その他の地方公営企業の経営状況	
第 89 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況 (事業勘定)	112
第 90 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況 (事業勘定)	113
第 91 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	115
第 92 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	
第 93 図		
第 94 図	介護保険事業の歳出決算の状況(保険事業勘定)	117
第 34 表	第三セクター等の数	
第 35 表	第三セクター等の経常損益の状況	121
	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	
第 37 表		
第 38 表		
第 39 表	損失補償・債務保証の状況	

#### 9 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 95 図	実質赤字額がある団体数の推移	129
第 96 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	130
第 97 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	130
第 98 図	実質公債費比率の段階別分布状況	131
第 40 表	団体種類別実質公債費比率の状況	131
第 99 図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	132
第100図	将来負担比率の段階別分布状況	132
第 41 表	団体種類別将来負担比率の状況	
第101図	団体種類別の将来負担額等の規模	133
第 42 表	団体種類別の項目別将来負担額等の状況	134
第 43 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	135
第102図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	135
第103図	資金不足比率の状況 (団体種類別会計数)	136
第 44 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数	
第104図	資金不足比率の状況 (事業別会計数)	
第105図	資金不足額の状況 (団体種類別合計額)	
第106図	資金不足額の状況 (事業別合計額)	138
10 市町村	寸の規模別財政状況	
第 45 表	団体規模別団体数の推移	139
第107図	団体規模別団体数構成比の推移	
第 46 表	団体規模別人口の推移	
第108図	団体規模別人口構成比の推移	
第109図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	141
	その2 歳出	142
第 47 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	142
第 48 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	143
第110図	団体規模別歳入決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	144
第111図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	
第112図	団体規模別地方税の構造(人口1人当たりの地方税)	145
第113図	団体規模別歳出(目的別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	146
第114図	団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	146
第 49 表	団体規模別経常収支比率の状況	147
第115図	団体規模別経常収支比率の状況(構成比)	147
第116図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	148
第117図	団体規模別実質公債費比率の状況(構成比)	148
第118図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	149
第119図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況	
	(人口1人当たり)	149

11 公共施設の状況	
------------	--

第120図	公営住宅等の総戸数の推移	151
第121図	公園の面積の推移	
第122図	下水処理人口の推移	
第123図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	
第124図	公立の老人ホームの状況	
第2部	平成25年度及び平成26年度の地方財政	
1 平成25	5年度の地方財政	
第 50 表	平成 25 年度普通会計予算の状況(9月補正後)	166
第3部 计	最近の地方財政をめぐる諸課題への対応	
	-1 10 AU	
4 行財政	改革の推進	
第 51 表	地方公共団体の定員管理の状況について	193
第125図	事業廃止の状況	194
第126図	民営化・民間譲渡の状況	194
第127図	指定管理者制度の導入状況	195
第 52 表	第三セクター等の状況	196
第128図	土地保有総額の推移	196
第 53 表	平成 23 年度決算に係る財務書類の整備状況	
第129図	番号制度の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
第130図	社会保障・税番号制度の概要	

# はじめに

本報告は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方 財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で62 回目になる。

平成24年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は、99兆8,429億円で、前年度と比べると2,267億円減少(0.2%減)している。このうち、東日本大震災分は6兆89億円で、地方債や繰入金の増加等により前年度と比べると9,744億円増加(19.4%増)し、東日本大震災分を除いた通常収支分は93兆8,340億円で、国庫支出金や繰入金の減少等により前年度と比べると1兆2,011億円減少(1.3%減)している。

歳出は、96兆4,186億円で、前年度と比べると5,840億円減少(0.6%減)している。このうち、東日本大震災分は5兆3,198億円で、普通建設事業費、物件費、災害復旧事業費の増加等により前年度と比べると8,288億円増加(18.5%増)し、通常収支分は91兆987億円で、補助費等や扶助費等の増加の一方で人件費や普通建設事業費等の減少により前年度と比べると1兆4,130億円減少(1.5%減)している。

以上のように、平成24年度においては、東日本大震災分の決算規模が、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業が進められたこと等を受けて増加する一方で、通常収支分の決算規模は、人件費、普通建設事業費等の減少が補助費等、扶助費等の増加を上回ったこと等により減少し、全体の決算規模は減少している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、201兆691億円で、前年度と比べると6,742億円増加(0.3%増)している。その増減内訳は、地方債現在高の増加(1兆4,947億円増)、企業債現在高(普通会計負担分)の減少(7,206億円減)、交付税特別会計借入金残高の減少(1,000億円減)である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成24年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成24年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。 第2部では、平成25年度の地方財政及び平成26年度の地方財政の動向について取りまとめている。 第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・ 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- · 各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの [ ] 内には、本文に 対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・ 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成26年2月末の状況をもとに記述している。

# 第部

平成24年度の地方財政の状況

# 1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

なお、第1部の記載は地方財政状況調査等を基としている。

#### (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編:第32表]

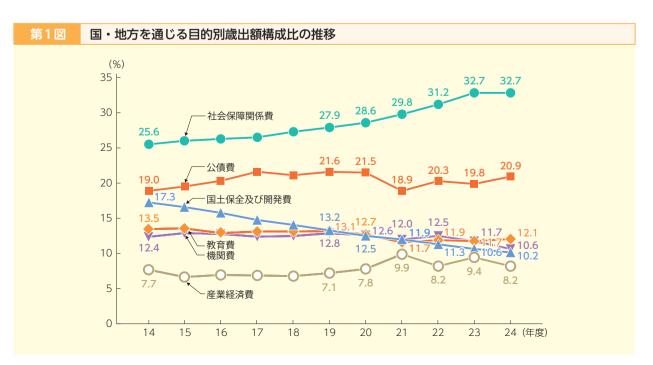
国・地方を通じた財政支出について、国 (一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の7特別会計の純計)と地方(普通会計)の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は163兆7,687億円で、前年度と比べると0.6%減(前年度2.9%増)となっている。

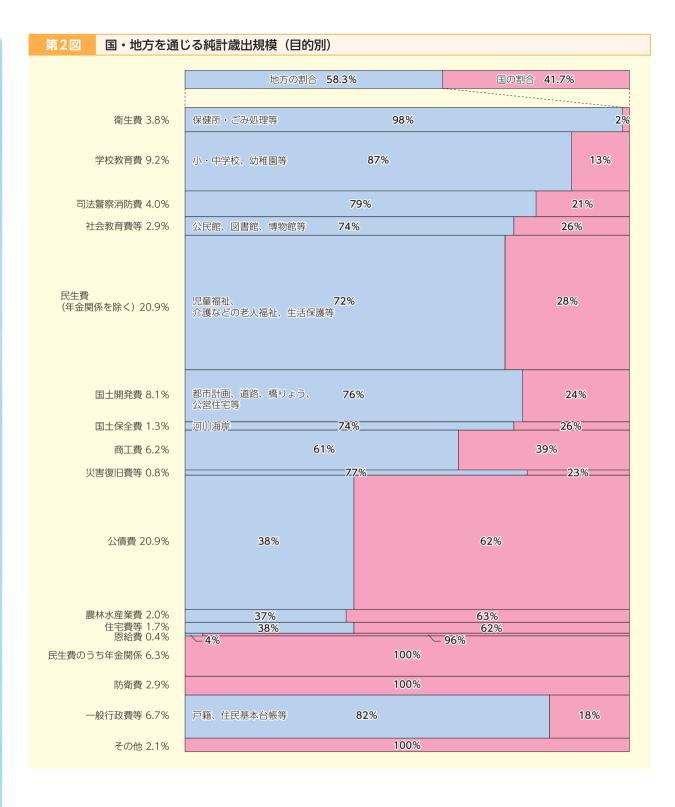
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成24年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合(32.7%)を占め、以下、公債費(20.9%)、教育費(12.1%)、機関費(10.6%)の順となっている。近年、社会保障関係費が増加の傾向にある一方で、国土保全及び開発費が減少の傾向にある。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が68兆2,810億円(全体の41.7%)、地方が95兆4,877億円(同58.3%)で、前年度と比べると、国が0.3%減(前年度3.6%増)、地方が0.8%減(同2.5%増)となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第2図**である。 これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民 生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分か る。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生 等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸





施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。

民生費(年金関係を除く。)については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のため の福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。



#### (2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ 経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の 安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であ り、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民 健康保険事業会計(事業勘定)等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

#### ア 国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]

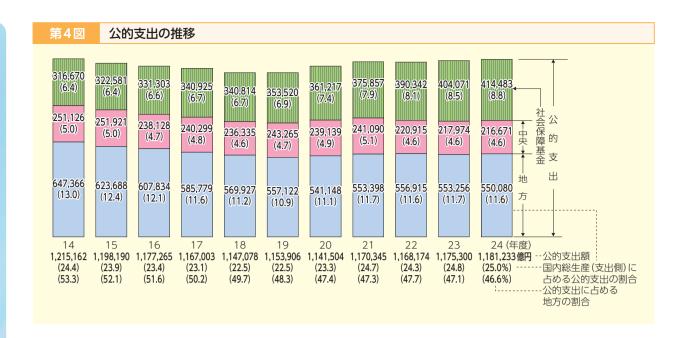
国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産(支出側、名目。以下同じ。)に占める割合でみると、第3図のとおりである。平成24年度の国内総生産は472兆5,965億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が63.0%(前年度62.5%)、政府部門が25.0%(同24.8%)、企業部門が14.2%(同14.1%)となっている。

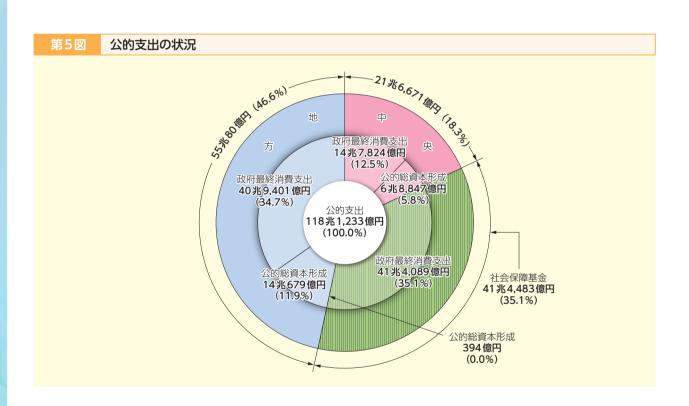
政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.6%(前年度11.7%)、中央政府が4.6%(同4.6%)となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.5倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は49兆5,281億円で、国内総生産の10.5%(前年度10.5%)を占めている。

#### 【 公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]

政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成24年度の公的支出は、前年度と比べると0.5%増(前年度0.6%増)の118兆1,233億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、



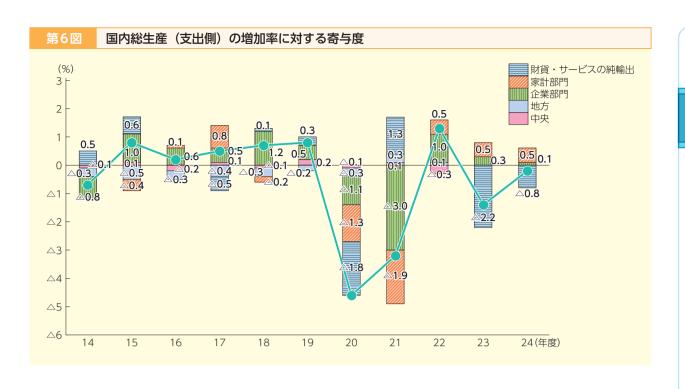


25.0% (同24.8%) となっている。

公的支出の内訳をみると、**第5**図のとおりであり、政府最終消費支出が97兆1,314億円、公的総資本 形成が20兆9,919億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は0.5%増(前年 度1.2%増)、公的総資本形成は0.6%増(同1.9%減)となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.0%減(前年度0.3%減)、公的総資本形成が0.2%増(同3.5%減)で合計0.6%減(同1.3%減)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.2ポイント低下の18.3%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.0%減(前年度0.5%減)、公的総資本形成が0.8%増(同1.1%減)で、合計0.6%減(同0.7%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.5ポイント低下の46.6%となっている。



各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、 第6図のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(42.8%)と比べると0.7ポイント低下の42.1%、公的総資本形成においては前年度(66.9%)と比べると0.1ポイント上昇の67.0%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

# 2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の 企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成24年度の地方財政について、2から6までと10において普通会計の状況を、7において地方公営事業会計等の状況を、8において東日本大震災の影響を、9において健全化判断比率等の状況を示すとともに、11において公共施設の状況を示す。なお、普通会計決算については、平成23年度から通常収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの)と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係るもの)を区分して整理している。

#### (1) 決算規模[資料編:第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体(47都道府県、1,719市町村、23特別区、1,248一部事務組合及び112広域連合(以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入99兆8,429億円(前年度100兆696億円)、歳出96兆4,186億円(同97兆26億円)で、歳入、歳出いずれも減少している。対前年度比は歳入0.2%減(前年度2.6%増)、歳出0.6%減(同2.4%増)となっている。

このうち通常収支分は、歳入93兆8,340億円(前年度95兆351億円)、歳出91兆987億円(同92 兆5,117億円)で、東日本大震災分は、歳入6兆89億円(同5兆345億円)、歳出5兆3,198億円(同 4兆4.910億円)となっている。

平成24年度の決算規模が前年度を下回ったのは、歳入においては、東日本大震災分について、緊急防災・減災事業債の増加等による地方債の増加、東日本大震災復興関連基金からの繰入金の増加等により前年度と比べると19.4%増となった一方で、通常収支分について、国庫支出金の減少、繰入金の減少等により1.3%減となったことによるものである。また、歳出においては、東日本大震災分について、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業の増加等による普通建設事業費の増加等により前年度と比べると18.5%増となった一方で、通常収支分について、普通建設事業費の減少、貸付金の減少、人件費の減少等により1.5%減となったことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものを除いた一般歳出は、71兆1,988億円(前年度71兆2,311億円)となっており、前年度と比べると0.0%減となっている。

#### 第1表 地方公共団体の決算規模(純計)

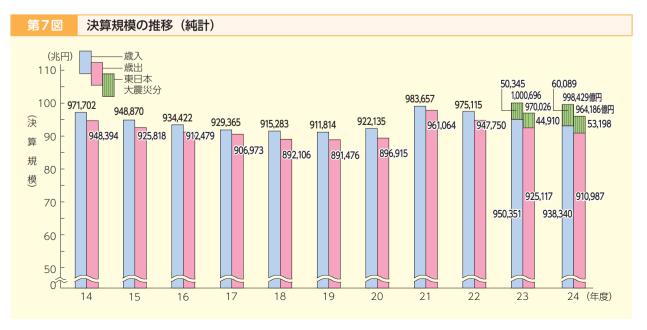
区分	平 成 2	4 年 度	平 成 23 年 度				
	決算額	増減率	決算額	増減率			
	億円	%	億円	%			
歳	998,429	△ 0.2	1,000,696	2.6			
通常収支分	938,340	△ 1.3	950,351	△ 2.5			
東日本大震災分	60,089	19.4	50,345	_			
歳   出	964,186	△ 0.6	970,026	2.4			
通常収支分	910,987	△ 1.5	925,117	△ 2.4			
東日本大震災分	53,198	18.5	44.910	_			

決算規模の状況を団体種類別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、通常収支分、東日本大震災分のいずれにおいても減少し、全体として前年度を下回っている。市町村(特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。)の歳入及び歳出は、通常収支分において減少した一方で東日本大震災分において増加し、全体として前年度を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、第7図のとおりである。

第2表 団体種類別決算規模の状況

				増減	 或 率
区分	平成	 平 成			
	24 年 度	23 年 度	増減額	24 年 度	23 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳					
都道府県	509,372	521,465	△ 12,092	△ 2.3	4.2
市 町 村 (純計額)	561,454	547,763	13,690	2.5	1.7
政令指定都市	124,657	121,435	3,222	2.7	1.5
特 別 区	32,581	32,337	245	0.8	1.9
中 核 市	62,833	63,982	△ 1,149	△ 1.8	4.0
特 例 市	36,841	36,945	△ 104	△ 0.3	△ 2.7
都市	229,262	222,114	7,148	3.2	2.5
町村	68,460	64,572	3,888	6.0	△ 0.5
一部事務組合等	21,696	21,298	397	1.9	0.4
合計(純計額)	998,429	1,000,696	△ 2,268	△ 0.2	2.6
歳出					
都 道 府 県	494,818	509,658	△ 14,839	△ 2.9	3.9
市 町 村 (純計額)	541,764	528,900	12,864	2.4	1.5
政令指定都市	122,918	119,828	3,090	2.6	1.4
特 別 区	31,442	31,230	212	0.7	1.6
中 核 市	61,156	62,293	△ 1,138	△ 1.8	3.9
特 例 市	35,608	35,679	△ 71	△ 0.2	△ 3.0
都市	219,722	213,116	6,606	3.1	2.1
町村	65,075	61,388	3,687	6.0	△ 0.6
一部事務組合等	20,721	20,287	434	2.1	0.1
合 計 (純計額)	964,186	970,026	△ 5,841	△ 0.6	2.4



#### (2) 決算収支

#### ア 実質収支[資料編:第7表]

実質収支(形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)の状況は、第3表のとおりである。

平成24年度の実質収支は、1兆7,675億円の黒字(前年度1兆7,953億円の黒字)で、昭和31年度 以降黒字となっている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては3,637億円の黒字(前年度3,461億円の黒字)であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆4,038億円の黒字(前年度1兆4,492億円の黒字)であり、昭和31年度 以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成23年度に赤字であった3団体(2市町1一部事務組合)は黒字となったが、2団体(2一部事務組合)が新たに赤字となり、赤字団体数は2団体であり、前年度と比べると1団体減少している。

なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成24年度の実質収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は0.1ポイント低下の2.8%となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と同率の1.3%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)は0.2ポイント低下の4.3%となっている。

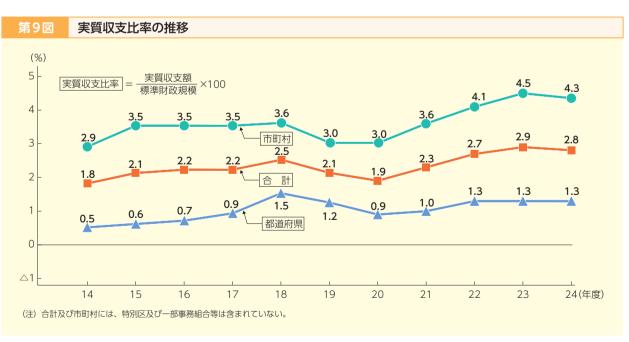
#### 第3表 実質収支の状況

					平成2	4 年 度		平成 2	3 年 度	増	減
区			分	団 体 数	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支
					億円	億円	億円		億円		億円
全	都	道府	県	47	14,554	10,917	3,637	47	3,461	_	176
団.	市	田丁	村	3,102	19,689	5,651	14,038	3,114	14,492	△ 12	△ 453
体	合		計	3,149	34,243	16,568	17,675	3,161	17,953	△ 12	△ 277
黒	都	道府	県	47	14,554	10,917	3,637	47	3,461	_	176
黒字の団体	市	⊞Ţ	村	3,100	19,681	5,642	14,039	3,111	14,497	△ 11	△ 458
体	合		計	3,147	34,235	16,559	17,676	3,158	17,958	△ 11	△ 282
赤	都	道府	県	_	_	_	_	_	_	_	_
赤字の団体	市	⊞Ţ	村	2	9	9	△ 1	3	△5	△ 1	4
体	合		計	2	9	9	△ 1	3	△ 5	△ 1	4

<sup>(</sup>注) 1 市町村の額は単純合計である。

<sup>2</sup> 平成24年度の赤字である2団体は一部事務組合である。また、平成23年度の赤字である3団体のうち、1団体は一部事務組合である。





#### ✓ 単年度収支及び実質単年度収支「資料編:第7表]

平成24年度の単年度収支(実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、281億円の赤字(前年度1,255億円の黒字)となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては175億円の黒字(前年度85億円の赤字)、市町村においては456億円の赤字(同1.341億円の黒字)となっている。

また、実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額)は、4,378億円の黒字(前年度4,372億円の黒字)となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては876億円の黒字(前年度245億円の赤字)、 市町村においては3,502億円の黒字(同4,617億円の黒字)となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

#### 第4表 赤字の団体数の状況

全団体数				実 質	収支	赤		の単年原	団 団 変 収 支	体	数	実質単年	手度収支 ~	
区 分	平 成 24年度	平 成 23年度	244	丰度	23 🕏	F度	241	丰度	234	F度	241	丰度	234	丰度
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都 道 府 県	47	47	_	_	-	_	28	59.6	24	51.1	15	31.9	16	34.0
政令指定都市	20	19	_	_	_	_	12	60.0	7	36.8	12	60.0	5	26.3
中核市	41	41	_	_	_	_	20	48.8	19	46.3	15	36.6	15	36.6
特例市	40	40	_	_	_	_	18	45.0	17	42.5	13	32.5	11	27.5
都市	688	687	_	_	1	0.1	383	55.7	285	41.5	241	35.0	156	22.7
中都市	166	167	_	_	1	0.6	83	50.0	69	41.3	58	34.9	43	25.7
小都市	522	520	_	_	_	_	300	57.5	216	41.5	183	35.1	113	21.7
町村	930	932	_	_	1	0.1	491	52.8	482	51.7	294	31.6	244	26.2
市町村小計	1,719	1,719	_	_	2	0.1	924	53.8	810	47.1	575	33.4	431	25.1
特別区	23	23	_	_	_	_	10	43.5	7	30.4	10	43.5	12	52.2
一部事務組合等	1,360	1,372	2	0.1	1	0.1	638	46.9	701	51.1	609	44.8	670	48.8
市町村計	3,102	3,114	2	0.1	3	0.1	1,572	50.7	1,518	48.7	1,194	38.5	1,113	35.7
合 計	3,149	3,161	2	0.1	3	0.1	1,600	50.8	1,542	48.8	1,209	38.4	1,129	35.7

#### (3) 歳入[資料編:第10表]

歳入純計決算額は99兆8,429億円で、前年度と比べると2,268億円減少(0.2%減)している。このうち通常収支分は、93兆8,340億円で、前年度と比べると1兆2,011億円減少(1.3%減)しており、東日本大震災分は6兆89億円で、前年度と比べると9,743億円増加(19.4%増)している。

歳入総額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、評価替えに伴う固定資産税の減少等があったが、平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止等に伴う個人住民税の増加、法人関係二税の増加等により、前年度と比べると2,893億円増加(0.8%増)している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加等により、前年度と比べると 1,016 億円増加(4.7%増)している。

地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止等により、前年度と比べると 2,366 億円減少 (65.0%減) している。

2

	ž	央 算 額	Į	構り	<b>龙</b> 比	増派	或 率				
分	平 成 24年度	平 成 23年度	増減額	24年度	23年度	24年度	23年度				
	億円	億円	億円	%	%	%	%				
地方税	344,608	341,714	2,893	34.5	34.1	0.8	△ 0.4				
地 方 譲 与 税	22,715	21,699	1,016	2.3	2.2	4.7	4.9				
地方特例交付金	1,275	3,640	△ 2,366	0.1	0.4	△ 65.0	△ 5.0				
地 方 交 付 税	182,898	187,523	△ 4,624	18.3	18.7	△ 2.5	9.1				
小計(一般財源)	551,495	554,576	△ 3,081	55.2	55.4	△ 0.6	2.8				
(一般財源+臨時財政対策債)	610,653	613,122	△ 2,469	61.2	61.3	△ 0.4	0.4				
国 庫 支 出 金	155,271	160,304	△ 5,033	15.6	16.0	△ 3.1	12.1				
地 方 債	123,379	117,603	5,777	12.4	11.8	4.9	△ 9.3				
うち臨時財政対策債	59,158	58,546	611	5.9	5.9	1.0	△ 17.5				
そ の 他	168,284	168,213	69	16.8	16.8	0.0	3.4				
合 計	998,429	1,000,696	△ 2,268	100.0	100.0	△ 0.2	2.6				

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方交付税は、平成23年度において東日本大震災からの復旧・復興のため増額した特別交付税が減少 したこと等により、前年度と比べると4,624億円減少(2.5%減)している。また、地方交付税に臨時財 政対策債を加えた額は、前年度と比べると4,013億円減少(1.6%減)している。

一般財源は、地方特例交付金、地方交付税の減少等により、前年度と比べると3,081億円減少(0.6% 滅)している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は、前年度と比べると2,469億円減少 (0.4%減) している。

国庫支出金は、子どものための金銭の給付交付金、普通建設事業費支出金の減少等により、前年度と比 べると5,033億円減少(3.1%減)している。

地方債は、緊急防災・減災事業債の増加等により、前年度と比べると5,777億円増加(4.9%増)して いる。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10回のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には歳入総額の44.2%を占めるまで上昇し、その 後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度においては、前年度と比べ ると0.4ポイント上昇の34.5%と5年ぶりに上昇に転じている。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇し、13年度以降は、地方財政対策に当た り、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替える こととしたことや三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等から総じて低下の傾向にあったが、22年度 は上昇に転じた。平成24年度においては、前年度に東日本大震災からの復旧・復興のため増額した特別 交付税の減少等により、前年度と比べると0.4ポイント低下の18.3%と、3年ぶりに低下している。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通 建設事業費支出金の減少等により低下していたが、20年度以降、国の経済対策の実施、東日本大震災へ の対応の影響等で総じて上昇の傾向にある。平成24年度においては、前年度と比べると0.4ポイント低 下の15.6%となっている。

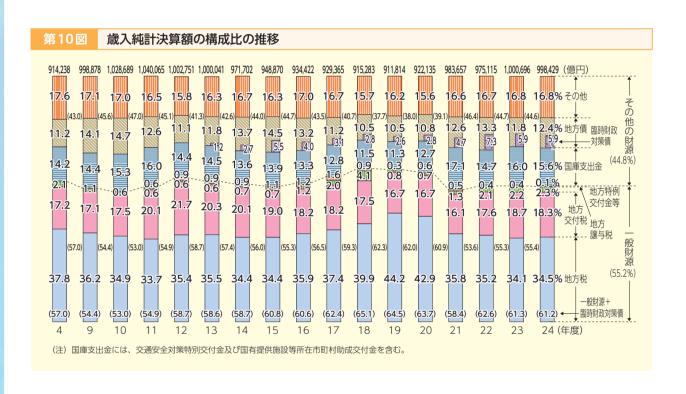
地方債の構成比は、普通建設事業費の減少や平成16年度以降臨時財政対策債が減少したこと等により 低下していたが、20年度以降、臨時財政対策債の増加等により総じて上昇の傾向にあり、24年度におい ては、前年度と比べると0.6ポイント上昇の12.4%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成 比は、前年度と比べると0.5ポイント上昇の6.4%となっている。

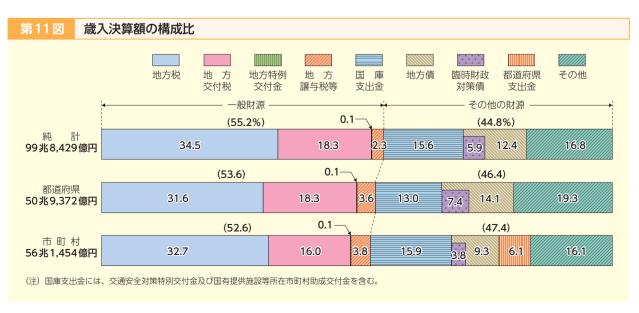
一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%であったが、19年度以降国庫支出金、地方債等の増加に加え、地方税及び地方特例交付金等の減少などにより低下していた。平成22年度に上昇に転じたが、24年度においては地方交付税の減少等により、前年度と比べると0.2ポイント低下の55.2%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると0.1ポイント低下の61.2%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合(31.6%)を占め、以下、地方交付税(18.3%)、地方債(14.1%)の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(32.7%)を占め、以下、地方交付税(16.0%)、国庫支出金(15.9%)の順となっている。





#### (4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

#### ア目的別歳出

#### (ア)目的別歳出[資料編:第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産 業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は96兆4,186億円で、前年度と比べると5,841億円減少(0.6%減)している。このうち、通常収支分は91兆987億円で、前年度と比べると1兆4,129億円減少(1.5%減)しており、東日本大震災分は5兆3,198億円で、前年度と比べると8,288億円増加(18.5%増)している。

歳出総額の目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費(24.0%)、教育費(16.7%)、公債費(13.5%)、土木費(11.7%)、総務費(10.3%)の順となっている。

民生費は、社会保障関係費の増加を背景に、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費が増加した一方で、 東日本大震災に係る災害救助費が減少したこと等により、前年度と比べると302億円減少(0.1%減)している。

教育費は、人件費の減少等により、前年度と比べると289億円減少(0.2%減)している。

公債費は、前年度と比べると492億円増加(0.4%増)している。なお、新潟県における中越沖地震復興基金並びに石川県における能登半島地震被災中小企業復興支援基金及び能登半島地震復興基金への貸付金に係る地方債の償還によるものを除くと、前年度と比べて448億円減少(0.3%減)している。

土木費は、貸付金の減少等により、前年度と比べると426億円減少(0.4%減)している。

総務費は、東日本大震災復興関連基金への積立金の増加等により、前年度と比べると6,159億円増加(6.6%増)している。

#### 第6表 目的別歳出純計決算額の状況

			ä	· 算	 頚	構质	戈 比	増 減 率		
区		分	平 成24年度	平 成 23 年 度	増減額	24 年 度	23 年 度	24 年 度	23 年度	
			億円	億円	億円	%	%	%	%	
総	務	費	99,618	93,460	6,159	10.3	9.6	6.6	△6.5	
民	生	費	231,523	231,825	△ 302	24.0	23.9	△ 0.1	8.8	
衛	生	費	59,932	67,432	△ 7,500	6.2	7.0	△ 11.1	16.0	
労	働	費	7,687	9,938	△ 2,251	0.8	1.0	△ 22.6	23.0	
農	林 水 産	業費	31,813	32,076	△ 263	3.3	3.3	△ 0.8	△1.2	
商	エ	費	62,069	65,478	△ 3,409	6.4	6.8	△ 5.2	2.3	
土	木	費	112,423	112,849	△ 426	11.7	11.6	△ 0.4	△5.6	
消	防	費	19,068	18,388	679	2.0	1.9	3.7	3.4	
警	察	費	31,881	32,170	△ 289	3.3	3.3	△ 0.9	0.0	
教	育	費	161,479	161,768	△ 289	16.7	16.7	△ 0.2	△1.6	
公	債	費	130,087	129,595	492	13.5	13.4	0.4	△0.2	
そ	の	他	16,606	15,047	1,559	1.8	1.5	10.4	85.0	
	合	計	964,186	970,026	△ 5,841	100.0	100.0	△ 0.6	2.4	

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に上昇しており、平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、農林水産業費、土木費及び教育費の構成比は低下の傾向にある。

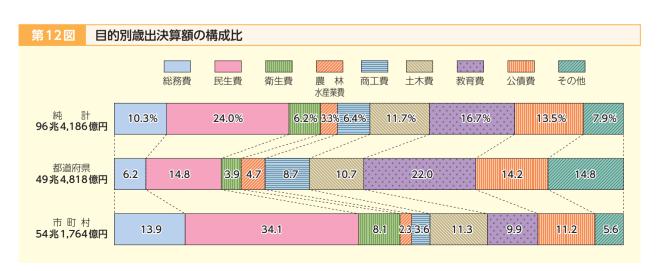
目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合(22.0%)を占め、以下、民生費(14.8%)、公債費(14.2%)、土木費(10.7%)、商工費(8.7%)の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合(34.1%)を占め、以下、総務費(13.9%)、土木費(11.3%)、公債費(11.2%)、教育費(9.9%)の順となっている。

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

Σ	<u> </u>	分	平 成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総	務	費	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3
民	生	費	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0
衛	生	費	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2
労	働	費	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8
農	林水區	産業費	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3
商	I	費	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4
土	木	費	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7
消	防	費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0
警	察	費	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3
教	育	費	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7
公	債	費	13.8	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5
そ	の	他	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8
合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳	出 1	合 計	億円 948,394	億円 925,818	億円 912,479	億円 906,973	億円 892,106	億円 891,476	億円 896,915	億円 961,064	億円 947,750		億円 964,186



#### (イ) 一般財源の充当状況 [資料編:第36表]

- 一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。
- 一般財源総額(55兆1,495億円)に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合(21.9%)を占め、以下、公債費(18.7%)、教育費(18.3%)、総務費(10.8%)、土木費(7.6%)の順となっている。
  - 一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向

#### 第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区	分	平 成 2	24 年 度	平 成 23 年 度			
	),	決 算 額	構成比	決算額	構成比		
		億円	%	億円	%		
総	務費	59,432	10.8	62,412	11.3		
民	生費	121,008	21.9	116,735	21.0		
衛	生費	33,918	6.2	35,163	6.3		
労	働 費	1,090	0.2	996	0.2		
農林	林 水 産 業 費	11,975	2.2	12,477	2.2		
商	工	9,201	1.7	9,589	1.7		
土	木 費	41,776	7.6	43,694	7.9		
消	防費	13,316	2.4	13,661	2.5		
警	察費	23,977	4.3	24,032	4.3		
教	育 費	101,113	18.3	101,872	18.4		
公	債 費	102,856	18.7	103,182	18.6		
そ	の他	6,349	1.1	7,756	1.5		
翌年度への繰越額		25,484	4.6	23,007	4.1		
_	般 財 源 計	551,495	100.0	554,576	100.0		

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

#### 第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移 521,253 543,636 545,663 571,391 588,570 574,243 544,612 524,352 528,278 551,301 570,460 564,961 561,825 527,618 539,622 554,576 551,495 (億円) 1.4 3.2 1.2 3.1 1.3 3.1 1.0 3.2 1.2 2.8 1.1 3.1 0.8 3.1 0.8 3.6 1.2 4.6% ↑ 翌年度への繰越額 その他 194 17.8 19.2 19.4 公債費 21.2 20.9 19.8 19.0 18.8 18.4 18.3% 19.7 19.5 19.8 19.5 教育費 19.2 43% 警察費 2.4% 消防費 4.6 2.6 土木費 9.6 7.6% 9.9 1.7 0.2 6.2 1.7 0.2 2.22 1.7% 6.3 0.2% 2.2% 5 6.2% 問上費 豊林水産業費 1.6 0.2 2.6 0.2 1.8 0.2 1.7 0.2 2.5 1.6 1.5 0.3 2.6 1.9 1.6 0.2 2.9 0.2 1.6 衛生費労働費 1.8 0.3 1.7 1.6 0.3 1.7 2.8 1.8 3.6 0.4 7.3 1.6 0.3 7.0 4.6 0.3 0.2 0.4 6.8 21.0 21.9% 20.0 民生費 19.1 19.2 16.5 18.4 10.6 144 15.5 12.5 13.2 13.8 14.2 12.0 11.7 12.2 11.9 11.7 12.1 12.3 11.2 11.4 11.6 12.0 12.6 11.9 11.7 11.3 10.8% 総務費 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 (年度)

にあり、平成21年度以降最も大きな割合を占めている一方で、教育費充当分、農林水産業費充当分及び 土木費充当分が低下の傾向にある。

#### 4 性質別歳出

#### (ア)性質別歳出[資料編:第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が47.9%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が92.8%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると3,161億円減少(0.7%減)している。これは、扶助費が、社会保障関係費の増加を背景に657億円増加(0.5%増)した一方で、人件費が、各地方公共団体の歳出削減努力等により4,308億円減少(1.8%減)したこと等によるものである。なお、公債費は、前年度と比べると490億円増加(0.4%増)しているが、中越沖地震復興基金等関連のものを除くと、前年度と比べて450億円減少(0.3%減)している。

投資的経費は、前年度と比べると1,213億円増加(0.9%増)している。これは、普通建設事業費が862億円減少(0.7%減)した一方で、災害復旧事業費が2,078億円増加(27.2%増)したこと等によるものである。

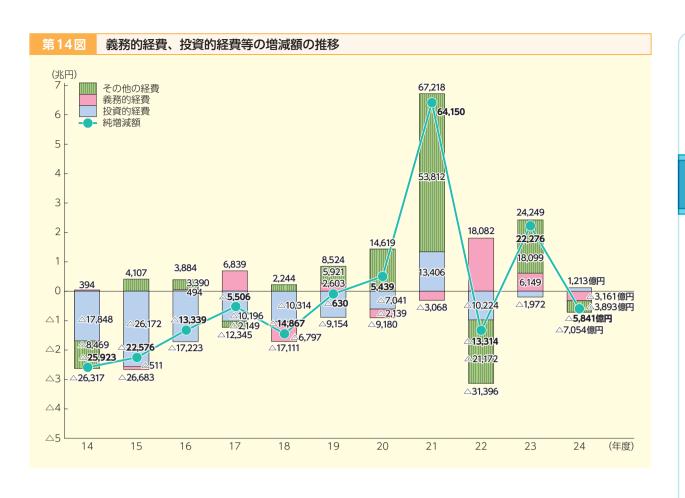
また、その他の経費は、前年度と比べると3,893億円減少(1.1%減)している。これは、社会保障関係費の増加等を背景に補助費等が2,811億円増加(3.2%増)、繰出金が676億円増加(1.3%増)した一方で、貸付金が5,399億円減少(8.5%減)したこと等によるものである。

平成14年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

#### 第9表 性質別歳出純計決算額の状況

	決 算 額		構成比		増減率		
区分	平 成24年度	平 成23年度	増 減 額	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	480,222	483,382	△ 3,161	49.8	49.8	△ 0.7	1.3
人 件 費	230,176	234,485	△ 4,308	23.9	24.2	△ 1.8	△ 0.4
扶 助 費	120,221	119,564	657	12.5	12.3	0.5	6.4
公 債 費	129,824	129,334	490	13.5	13.3	0.4	△ 0.1
投 資 的 経 費	134,202	132,989	1,213	13.9	13.7	0.9	△ 1.5
普通建設事業費	124,490	125,352	△ 862	12.9	12.9	△ 0.7	△ 6.0
う∫補助事業費	61,391	60,840	551	6.4	6.3	0.9	8.3
うるが出現しています。	53,933	56,929	△2,996	5.6	5.9	△ 5.3	△ 17.1
災害復旧事業費	9,711	7,633	2,078	1.0	0.8	27.2	377.4
失業対策事業費	1	4	△ 3	0.0	0.0	△ 68.4	△ 84.3
その他の経費	349,762	353,655	△ 3,893	36.3	36.5	△ 1.1	5.4
うち補助費等	91,904	89,093	2,811	9.5	9.2	3.2	△ 5.3
うち繰出金	51,649	50,972	676	5.4	5.3	1.3	2.1
合 計	964,186	970,026	△ 5,841	100.0	100.0	△ 0.6	2.4





義務的経費の構成比は、平成7年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇したが、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下し、24年度においては前年度と同率の49.8%となっている。義務的経費の構成比の内訳を見ると、人件費は、平成19年度以降減少の傾向にあり、24年度においては前年度と比べると0.3ポイント低下の23.9%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に総じて増加の傾向にあり、平成24年度においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の12.5%となっている。公債費は、平成17年度以降総じて減少の傾向にあるが、24年度においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の13.5%となっている。

投資的経費の構成比は、総じて低下の傾向にあるが、平成24年度においては災害復旧事業費の増加等により前年度と比べると0.2ポイント上昇の13.9%となっている。

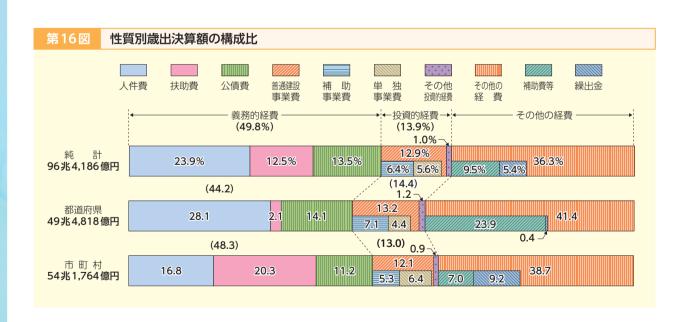
その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により総じて上昇の傾向にあるが、平成24年度においては前年度と比べると0.2ポイント低下の36.3%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等から、都道府県(28.1%)が、市町村(16.8%)を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村(20.3%)が、都道府県(2.1%)を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県(7.1%)が市町村(5.3%)を上回る一方、 単独事業費の構成比は、市町村(6.4%)が都道府県(4.4%)を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県(23.9%)が市町村(7.0%)を上回る一方、繰出金の構成比は、市町村(9.2%)が都道府県(0.4%)を上回っている。



# (イ) 一般財源の充当状況 [資料編:第75表]

- 一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。
- 一般財源総額(55兆1,495億円)に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合(57.1%)を占め、以下、その他の経費(33.5%)、投資的経費(4.8%)の順となっている。なお、その他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合(11.6%)を占めている。
  - 一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及

# 第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平 成 2	4 年 度	平 成 23 年 度			
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
	億円 %		億円	%		
義務的経費	315,172	57.1	316,384	57.0		
人 件 費	169,478	30.7	172,288	31.1		
扶 助 費	43,100	7.8	41,167	7.4		
公 債 費	102,594	18.6	102,929	18.6		
投 資 的 経 費	26,315	4.8	29,950	5.4		
普通建設事業費	24,852	4.5	27,624	5.0		
災害復旧事業費	1,462	0.3	2,322	0.4		
失業対策事業費	1	0.0	3	0.0		
その他の経費	184,524	33.5	185,235	33.5		
うち補助費等	64,151	11.6	62,932	11.3		
うち繰出金	40,678	7.4	40,176	7.2		
翌年度への繰越額	25,484	4.6	23,007	4.1		
一般財源計	551,495	100.0	554,576	100.0		

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17回において同じ。

#### 第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移 521,253 543,636 545,663 571,391 588,570 574,243 544,612 524,352 528,278 551,301 570,460 564,961 561,825 527,618 539,622 554,576 551,495 (億円) 3.0 3.2 3.3 3.3 3.7 3.5 3.2 3.2 3.1 3.1 3.2 2.8 3.1 3.1 3.6 4.1 4.6% 🕽 翌年度への繰越額 27.3 28.1 27.4 29.0 28.1 29.4 31.0 28.9 30.1 30.6 30.3 32.5 32.8 33.5 33.5% 33.5 4.3 繰出金 補助費等 11.4 10.5 8.7 13.0 10.5 9.8 8.3 7.5 6.9 6.7 6.2 5.8 7.1 5.4 19.7 6.6 4.8% 投資的経費 19.3 19.1 15.2 16.4 17.2 19.2 19.4 19.4 19.2 18.4 19.2 18.6 18.6 18.4 5.0 4.6 5.1 4.8 6.3 5.4 6.0 4.3 4.5 5.2 4.9 6.5 6.6 7.8% ↓扶助費 7.2 7.4 34.4 36.5 36.7 35.8 34.9 34.8 34.7 34.2 34.5 34.5 34.2 34.0 33.0 31.8 30.8 31.1 30.7% 12 1.3 14 15 17 19 20 22 23 (年度) 16 18 21

び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、総じて上昇の傾向にあり、19年度以降は、公債費充当 分が低下の傾向に転じたことから、総じて低下の傾向にあった。平成23年度は再び上昇に転じ、24年度 は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の57.1%となっている。

投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成20年度までは低下の傾向にあり、21年度は上昇し たものの、22年度は再び低下に転じ、24年度においては前年度と比べると0.6ポイント低下の4.8%と なっている。

その他の経費充当分は、総じて上昇の傾向にあり、平成24年度においては前年度と同率の33.5%と なっている。

# 財政構造の弾力性

# 経常収支比率[資料編:第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保さ れなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられ ている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出され る経費に充当された一般財源)が、経常一般財源(一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年 度経常的に収入される一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割 合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成24年度の経常収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度と比べると0.1 ポイント上昇の92.7%となり、第11表のように、9年連続で90%を上回っている。主な内訳をみると、 人件費充当分が32.6%(前年度33.4%)、公債費充当分が20.9%(同21.1%)となっている。なお、減

#### 第11表 経常収支比率の推移

区 分	平 成 14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都 道 府 県	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6
	[99.4]	[103.1]	[102.0]	[99.0]	[97.8]	[99.7]	[101.4]	[111.9]	[109.9]	[110.0]	[109.6]
人件費充当	45.5	44.1	44.9	44.4	43.8	44.4	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6
│ │ │ │ │ │ │	2.3	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0
ちし公債費充当	23.9	23.6	23.9	23.1	23.1	22.7	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1
市町村	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7
	[92.5]	[97.0]	[97.9]	[95.8]	[95.0]	[96.0]	[95.7]	[98.0]	[97.5]	[97.5]	[98.2]
人件費充当	29.3	28.4	29.5	28.9	28.2	28.0	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8
→ 〈 扶助費充当	6.0	6.7	7.3	7.8	8.6	8.8	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2
ちし公債費充当	19.5	19.7	20.1	19.9	19.8	20.3	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8
合 計	90.3	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7
	[95.8]	[99.9]	[99.9]	[97.4]	[96.4]	[97.9]	[98.5]	[104.5]	[103.4]	[103.4]	[103.6]
人件費充当	37.0	36.0	37.0	36.5	36.0	36.2	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6
│ │ │ │ │ │ │	4.3	4.3	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6
ちし公債費充当	21.6	21.5	21.9	21.5	21.4	21.5	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9

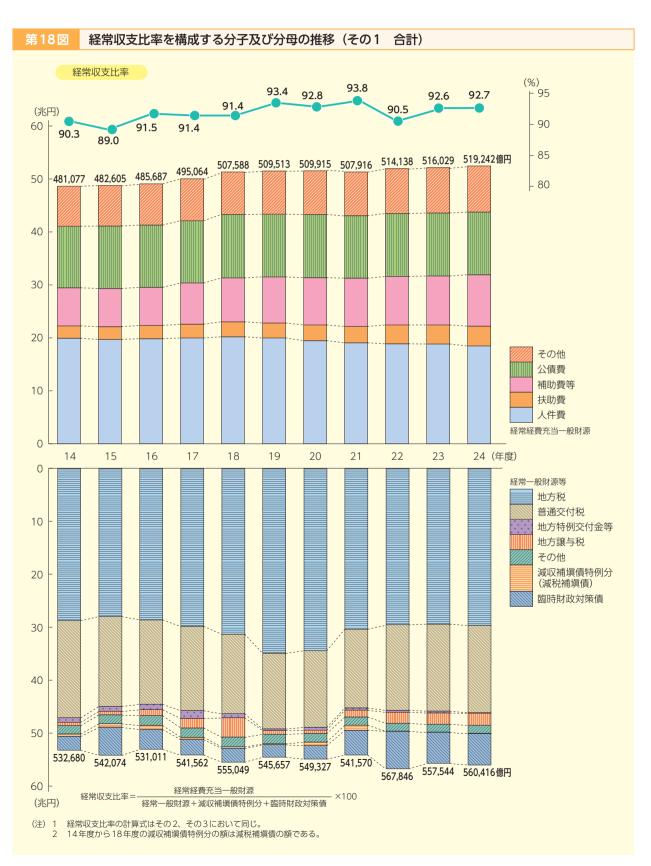
比率は、加重平均である。

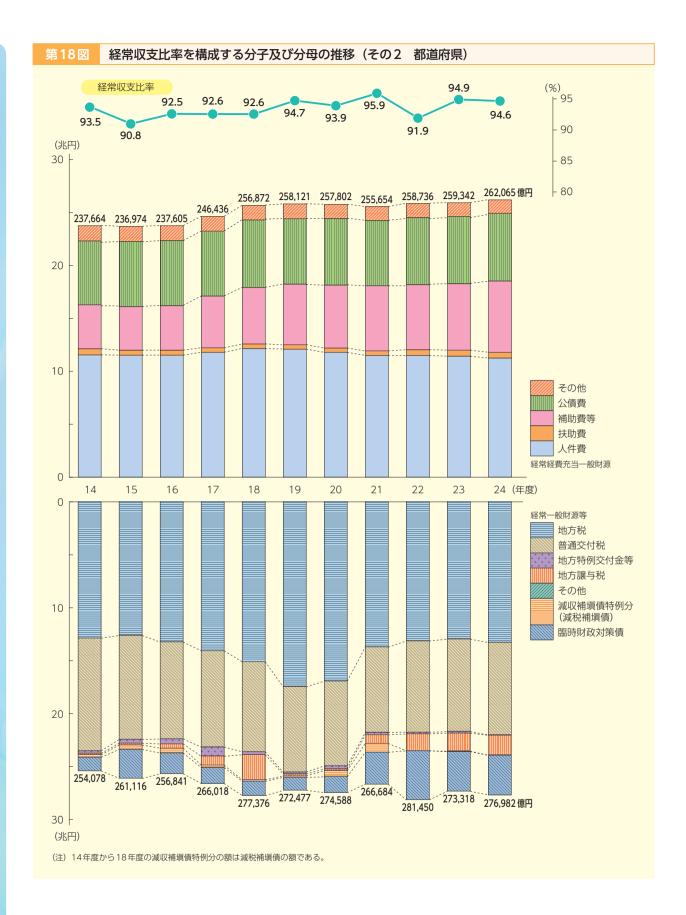
<sup>・[ ]</sup> 内の数値は、平成14~18年度にあっては滅税補塡債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19~24年度にあっては滅収補 塡債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。 ・ 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、103.6%(前年度103.4%)となっている。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況は次のとおりである。分子である経常経費充当一般 財源は、人件費、公債費が減少した一方で、補助費等、扶助費等が増加したことにより、前年度と比べる と0.6%増となっている。分母である経常一般財源等は、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と 比べると0.5%増となっている。

分子及び分母の推移は第18図のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、人件費





が総じて減少の傾向にある一方で、扶助費、補助費等が増加の傾向にあり、また公債費が高止まりしており、分子全体としては増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、年度間で増減を繰り返しているが、平成20年度以降、地方税が総じて減少の傾向にある一方で、地方交付税、臨時財政対策債は総じて増加の傾向にあり、分母全体としては増加の傾向にある。なお、分子及び分母を10年前(平成14年度)と比べるとそれぞれ7.9%増、5.2%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。



経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると0.3ポイント低下の94.6%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。)は前年度と比べると0.4ポイント上昇の90.7%となっている。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体の全ての団体(前年度同数)、市町村においては全体の86.0%を占める1,478団体(同1,512団体)となっている。

# 第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区	分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
	都 道 府 県	_	_	3	43	1	47
17		(-)	(-)	(6.4)	(91.5)	(2.1)	(100.0)
平成24~	市町村	51	190	884	569	25	1,719
44 (		(3.0)	(11.1)	(51.4)	(33.1)	(1.5)	(100.0)
	合 計	51	190	887	612	26	1,766
	(	(2.9)	(10.8)	(50.2)	(34.7)	(1.5)	(100.0)
	都道府県	_	_	3	43	1	47
亚		(-)	(-)	(6.4)	(91.5)	(2.1)	(100.0)
成	市町村	22	185	965	523	24	1,719
平成23~		(1.3)	(10.8)	(56.1)	(30.4)	(1.4)	(100.0)
	合 計	22	185	968	566	25	1,766
	(	(1.2)	(10.5)	(54.8)	(32.0)	(1.4)	(100.0)
増	都道府県	_	_	_	_	_	_
_ <	市町村	29	5	△ 81	46	1	_
減	、合 計	29	5	△ 81	46	1	_

(注)() 内の数値は、構成比である。

# | | 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政 構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断す るための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。)に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。なお、実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成24年度の実質公債費比率(全団体の加重平均)は、前年度と比べると0.5ポイント低下の11.3%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成24年度の公債費負担比率(全団体の加重平均)は、前年度と同率の18.6%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19回のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下している。

公債費負担比率は、平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にある。

#### 第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移 公債費負担比率(右目盛)% 都道府県 (%) 19.9 19.8 19.8 20 19.7 19.4 19.3 19.3 19.1 18.9 18.8 19.4 19.4 19.3 19.2 19.2 19.2 18.6 18.6 18.6 18.6 18.4 市町村 (%) 17.7 17.5 17.4 17.3 17.3 17.0 16.5 16.4 16.2 15 実質公債費比率(左目盛)% 都道府県 15.1 14.9 14.9 (%) 14.9 14.7 13.5 15 12.8 13.5 13.9 13.7 12.8 13.0 14.8 12.3 純計 12.1 12.011.8 12.3 11.8 11.3 11.2 市町村 10.5 9 9.9 92 24 (年度) 15 16 17 18 19 20 21 22 23

# (6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように 将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

### 一 地方債現在高[資料編:第100表]

平成24年度末における地方債現在高は144兆7,266億円で、前年度末と比べると1.0%増(前年度末0.8%増)となっている。

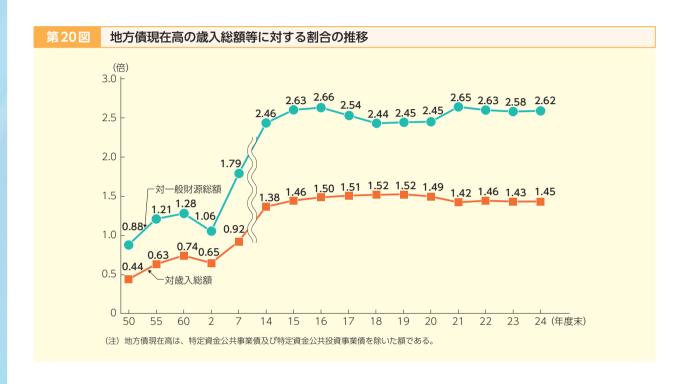
地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。 地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税 収等の落込みや減税に伴う減収の補填、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに 伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、また、13年度からの臨時財政対策債の発行等があっ たことにより、依然として高い水準で推移している。平成24年度末では歳入総額の1.45倍、一般財源 総額の2.62倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、一般単独事業債(28.5%)、臨時財政対策債(28.1%)の順となっている。前年度末の割合と比べると、一般単独事業債が1.3ポイント低下する一方、臨時財政対策債が2.9ポイント上昇しており、平成13年度以降、臨時財政対策債の構成比が上昇の傾向にある。地方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債(29.9%)、市中銀行資金(25.1%)、政府資金(24.4%)の順となっている。

前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達の推進等に伴い、 政府資金が0.7ポイント低下する一方、市場公募債は0.7ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては88兆8,216億円、市町村においては55兆9,050億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.7%増(前年度末1.9%増)、0.0%減(同0.9%減)となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は152兆7,109億円となっている。





# ┫ 債務負担行為額 [資料編:第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が 予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出 されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成24年度末では13兆4,137億円で、前年度末と比べると2.9%増(前年度末6.2%増)となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆3,585億円、市町村においては8兆552億円で、前年度末と比べるとそれぞれ4.0%減(前年度末5.6%増)、8.1%増(同6.6%増)となっている。

# 第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



# ウ 積立金現在高 [資料編:第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成24年度末における積立金現在高は21兆462億円で、前年度末と比べると7.4%増(前年度末9.7%増)となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると9.7%増(前年度末6.9%増)となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金(満期一括償還地方債に係るものを除く。)は前年度末と比べると1.3%増(同11.1%増)となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前

# 第13表 積立金現在高の状況

区分	平成 24 年 度 末		平成 23 年度 末			増	 減	率	
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円 11,081	億円 50,321	億円 61,402	億円 10,678	億円 45,318	億円 55,996	% 3.8	% 11.0	% 9.7
財政調整基金	(14.9)	(37.0)	(29.2)	(13.9)	(38.0)	(28.6)			
減債基金	10,583	12,777	23,360	10,853	12,206	23,059	△ 2.5	4.7	1.3
	(14.2)	(9.4)	(11.1)	(14.2)	(10.2)	(11.8)			
その他特定目的	52,779	72,922	125,700	55,121	61,747	116,867	△ 4.2	18.1	7.6
基金	(70.9)	(53.6)	(59.7)	(71.9)	(51.8)	(59.6)			
^ =1	74,442	136,020	210,462	76,651	119,271	195,922	△ 2.9	14.0	7.4
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

<sup>(</sup>注) 1 ( ) 内の数値は、構成比である。

<sup>2</sup> 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない(第23図において同じ)。

年度末と比べると7.6%増(同10.7%増)となっている。

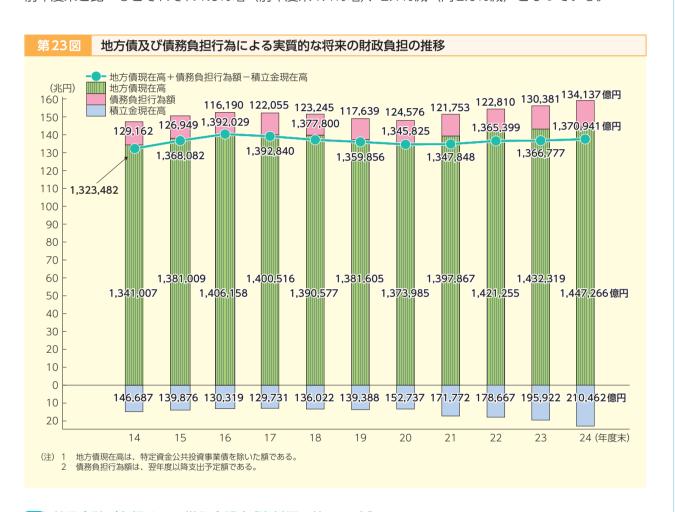
積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県においては7兆4,442億円、市町村においては13兆6,020億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.9%減(前年度末10.4%増)、14.0%増(同9.2%増)となっている。

# ■ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担[資料編:第100表~第102表]

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公 共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成24年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は137兆941億円で、前年度末と比べると0.3%増(前年度末0.1%増)となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては86兆7,359億円、市町村においては50兆3,582億円で、 前年度末と比べるとそれぞれ1.8%増(前年度末1.4%増)、2.1%減(同2.0%減)となっている。



# 才 普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編:第100表]

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを 地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成24年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は201兆691億円で、前年度末と比べると0.3%増(前年度末0.3%増)となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が144兆7,266億円、交付税特別会計借入金残高が33兆4,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが22兆9,252億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.0%増(前年度末0.8%増)、0.3%減(同0.3%減)、3.0%減(同1.9%減)となっている。

# 第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



# (7) 決算の背景

## ア 平成24年度の経済見通しと国の予算

#### (ア)経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成23年12月22日に閣議了解、24年1月24日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

## a 平成23年度の経済動向

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしている。

こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処してきている。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は3年連続の下落となる。

平成23年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の 景気の持ち直しにもかかわらずマイナス0.1%程度となる。国民の景気実感に近い名目成長率は、マ イナス1.9%程度と見込まれる。

# b 平成24年度の経済見通し

平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の 創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。

世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国経済は減速から持ち直しに転じてい

くと期待される。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられる。

こうしたことから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.1%程度になると見込まれる。GDPデフレーターは緩やかに下落する。完全失業率は、雇用者数の緩やかな増加から低下する。こうした結果、平成24年度の国内総生産の実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%程度と、実質、名目ともプラスに転じる。

先行きのリスクとしては、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円 高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が挙げられる。

# c 平成24年度の経済財政運営の基本的態度

東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機等による先行きリスクを踏まえ、景気の下振れの回避に万全を期す。デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐ。このため、政府は、日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組む。同時に、「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)の具体化を図るなど日本経済の再生に取り組み、中長期的に持続的な経済成長につなげる。

当面は、「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定)を含め、平成23年度第3次補正予算、第4次補正予算において措置した施策の迅速かつ着実な実行により、復興需要の早期発現に努めるとともに、円高等による景気の下振れリスクや産業空洞化リスク等に先手を打って対処する。

平成24年度予算については、「日本再生元年予算」と位置づけ、震災復興に引き続き最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」等を通じて我が国経済社会の再生に向けた取組を進める。

国際金融市場に危機の伝播リスクがあることに鑑みれば、財政健全化は、経済成長と並ぶ車の両輪として進めるべき必須の課題である。このため、社会保障・税一体改革を着実に実現するとともに、「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)の目標達成に向け、引き続き、財政健全化に取り組む。

#### (イ)国の予算

政府は、平成23年12月16日に「平成24年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

# a 基本的な考え方

平成24年度予算を「日本再生元年予算」と位置付け、新成長戦略の実行の加速を中核に据えつつ、 国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点化措置等も 最大限活用しつつ、日本再生のための取組のスタートとして、新たな産業の創出を始め成長力の強化 に尽力するとともに、雇用創出や人材育成等に戦略的に取り組む。また、極めて厳しい財政状況を克 服するため、経済成長と財政健全化の両立を実現していく。

# b 平成24年度予算の基本方針

平成24 年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。あわせて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

### (a) 東日本大震災からの復興

# ① 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づき、平成23年度補正予算に引き続き、平成24年度予算においても震災復興に全力を挙げる。特に、平成23年度第3次補正予算に際して創設された東日本大震災復興交付金を一層活用して被災地が主体的に行う復興地域づくりの支援等を行う。

# ② 原発事故からの再生

「福島の再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成23年度補正予算に引き続き、 平成24年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等 の取組を加速する。

(b) 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

平成24年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。

# (c) 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成24年度予算において重点的に取り組む。

#### (d) 農林漁業の再生

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づく5年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進する。

# (e) エネルギー・環境政策の再設計

「平成24年度エネルギー関連研究開発予算の策定の基本的な考え方」(平成23年11月25日エネルギー・環境会議決定)を踏まえ、省エネルギー対策を強化し、再生可能エネルギーの比率を高め、化石燃料のクリーン化、効率化に向けた研究開発予算等を重視する。

#### (f) 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成23年度予算に引き続き、平成24年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市に対象を拡大する。

### (g) 既存予算の不断の見直し

平成24年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

#### c 財政運営戦略の着実な実現

#### (a) 新規国債発行額

平成24年度当初予算における新規国債発行額(償還財源の確保された復興債を除く)は、平成23年度当初予算の水準である約44兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

## (b) 基礎的財政収支対象経費

平成24年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム(平成24年度~平成26年度)にのっとり、平成23年度当初予算の水準である約71兆円(年金差額分(基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額をいう。)2.6兆円を除けば68.4兆円)を実質的に上回らないものとする。

平成24年度予算は、以上のような方針により編成され、平成24年1月24日に国会に提出され、4月5日に成立した。

これによると、平成24年度の一般会計予算の規模は90兆3,339億円で、前年度当初予算と比べると2兆777億円減少(2.2%減)となっており、基礎的財政収支対象経費は68兆3,897億円で、前年度当初予算と比べると2兆4,728億円減少(3.5%減)となった。なお、公債の発行予定額は44兆2,440億円で、前年度当初発行予定額と比べると540億円減少(0.1%減)となっており、公債依存度は47.6%

(基礎年金国庫負担2分の1ベース)となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は3兆7,754億円となった。歳入については、復興特別税5,305億円、一般会計からの繰入5,507億円、復興債2兆6,823億円等となっている。歳出については、東日本大震災復興経費3兆2,500億円、東日本大震災復興予備費4,000億円等となっている。主な東日本大震災復興経費として、災害救助等関係経費762億円、災害廃棄物処理事業費3,442億円、公共事業等の追加5,091億円、災害関連融資関係経費1,210億円、東日本大震災復興交付金2,868億円、除染や汚染廃棄物処理等の原子力災害復興関係経費4,811億円、全国防災対策費4,827億円等にあわせて、震災復興特別交付税の財源として地方交付税交付金5,490億円が計上された。

なお、財政投融資計画の規模は17兆6,482億円で、前年度計画額と比べると2兆7,423億円増加(18.4%増)となった。

# **1** 地方財政計画

平成24年度においては、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、地方公共団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当たっては、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとした。

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域経済の基盤強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき定める「中期財政フレーム(平成24年度~平成26年度)」に沿って、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成24年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

# (ア)通常収支分

- a 地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していく。平成24年度税制改正では、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入、固定資産税等の負担調整措置のうち住宅用地に係る据置特例の見直し及び自動車取得税における「エコカー減税」の重点化を図るほか、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第29号)の策定に伴う新たな税制上の支援策等を講じる。
- b 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
  - (a) 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発、別枠加算等に加えて、新たに平成24年度から平成26年度まで行うこととする地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
  - (b) これに基づき、平成24年度の財源不足見込額13兆6,846億円については、次により補填する。
  - ① 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆8,613億円(うち「地方交付税法」(昭和25年法律第211号) 附則第4条の2第2項の加算額867億円、同条第3項の加算額2,150億

円、同条第4項の加算額6,235億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)に定める平成24年度における「乖離是正分加算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額1兆500億円及び臨時財政対策特例加算額3兆8,361億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金5,200億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号) 附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,500億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- ② 「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を6兆1,333億円発行する。
- ③ 建設地方債(財源対策債)を8,200億円増発する。
- (c) 上記の結果、平成24年度の地方交付税については、17兆4,545億円(前年度比811億円、0.5%増)を確保する。
- (d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号) 附則第4条第1項に基づき、1,000億円の償還を実施する。
- (e) なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付税 特別会計に繰入れを予定していた額等644億円については、法律の定めるところにより平成30年 度以降の地方交付税の総額に加算する。
- c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要な サービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体 が地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- d 地域主権改革に沿って、地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - (a) 「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」について、一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等の地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を含めて1兆4,950億円を計上する。
  - (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.6%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - (c) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - (d) 消防力の充実、防災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策 を推進する。
  - (e) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する 措置を講じる。
- f 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した 事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出し を行う。
- g 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き自主的な改革を推進する。

### (イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
  - (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6.855億円を確保する。
    - ① 直轄・補助事業に係る地方負担分3,384億円
    - ② 地方単独事業分2,200億円
    - ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分1,271億円
  - (b) 地方債については、東日本大震災復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその 全額を公的資金で確保する。
  - (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、 投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措 置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。
- b 緊急防災・減災事業
  - (a) 平成24年度については、平成25年度から平成35年度までの地方税の臨時的な税制上の措置による地方税の増収が見込めないため、一般財源充当分として96億円を計上する。
  - (b) 地方債については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を推進するため、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
  - (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費、地方単独事業費等について、所要の 事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成24年度の地方財政計画(平成24年1月31日閣議決定、同日国会に提出)の規模は、通常収支分は81兆8,647億円で、前年度と比べると6,407億円減少(0.8%減)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆7,788億円、緊急防災・減災事業が6,329億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は33兆6,569億円で、前年度と比べると2,532億円増加(0.8%増)(道府県税2.6%増、市町村税0.5%減)、地方譲与税は2兆2,615億円で、前年度と比べると866億円増加(4.0%増)、地方特例交付金は1,275億円で、前年度と比べると2,602億円減少(67.1%減)、地方交付税は17兆4,545億円で、前年度と比べると811億円増加(0.5%増)、国庫支出金は11兆7,604億円で、前年度と比べると4,141億円減少(3.4%減)、地方債(普通会計分)は11兆1,654億円で、前年度と比べると3.118億円減少(2.7%減)となった。

一方歳出では、給与関係経費は20兆9,760億円で、前年度と比べると2,934億円減少(1.4%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、10,908人の純減としている。一般行政経費は31兆1,406億円で、前年度と比べると3,180億円増加(1.0%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,095億円で、前年度と比べると506億円減少(0.4%減)となった。公債費は13兆790億円で、前年度と比べると1,633億円減少(1.2%減)、投資的経費は10兆8,984億円で、前年度と比べると4,048億円減少(3.6%減)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆1,630億円で、前年度と比べると1,928億円減少(3.6%減)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は6,855億円、 国庫支出金は1兆772億円、地方債(普通会計分)は127億円などとなった。歳出では、一般行政経費は9,496億円(うち地方単独事業費2,691億円)、投資的経費は8,091億円(うち地方単独事業費700億円)などとなった。

東日本大震災分(緊急防災・減災事業)についてみると、歳入では、国庫支出金は2,059億円、地方債(普通会計分)は4,173億円などとなった。歳出では、一般行政経費は120億円(うち地方単独事業費50億円)、投資的経費は5,743億円(うち地方単独事業費1,350億円)などとなった。

なお、平成24年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が13兆5,396億円(普通会計分11兆1,654億円、公営企業会計等分2兆3,742億円)で、前年度と比べて1,944億円減少(1.4%減)となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が359億円(普通会計分127億円、公営企業会計等分232億円)、緊急防災・減災事業が4,546億円(普通会計分4,173億円、公営企業会計等分373億円)となった。

# り 財政運営の経過

# (ア) 平成24年度一般会計の予備費等の使用(第一弾)

(1,203億円)の使用が平成24年10月26日に閣議決定された。

- a 平成24年度一般会計の予備費等の使用(第一弾)平成24年10月17日付け内閣総理大臣指示に基づき、平成24年度一般会計の予備費(232億円)及び経済危機対応・地域活性化予備費(2,490億円)並びに東日本大震災復興特別会計予備費
- b 平成24年度一般会計の予備費等に係る地方財政措置 平成24年度一般会計の予備費等の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、 これに対しては次のとおり地方財政措置を講じた。
  - (a) 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費に係る財政措置 国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用により追加されることとなる 災害復旧事業及び公立学校施設の老朽化対策事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方 負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下 のとおり地方交付税により措置する。
    - ① 災害復旧事業債 災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準 財政需要額に算入する。
    - ② その他 上記①以外については、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要 額に算入し、残余については、単位費用により措置する。
  - (b) 東日本大震災復興特別会計予備費に係る財政措置 国の東日本大震災復興特別会計予備費の使用により追加されることとなる中小企業等グループ施 設等復旧整備補助事業に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額 を措置する。

#### (イ) 平成24年度一般会計の予備費等の使用(第二弾)

a 平成24年度一般会計の予備費等の使用(第二弾)

平成24年11月16日付け内閣総理大臣指示に基づき、経済対策の第二弾として、平成24年度一般会計の予備費(870億円)及び経済危機対応・地域活性化予備費(6,610億円)並びに東日本大震災復興特別会計予備費(2,193億円)の使用が平成24年11月30日に閣議決定された。

- b 平成24年度一般会計の予備費等に係る地方財政措置 平成24年度一般会計の予備費等の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、 これに対しては次のとおり地方財政措置を講じた。
  - (a) 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費に係る財政措置
    - ① 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

ただし、災害復旧事業債及び一般補助施設整備等事業債(出資金・貸付金(チッソ分)) については、通常どおりの扱いとする。

② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700

億円)の一部により対応する。

(b) 東日本大震災復興特別会計予備費に係る財政措置

東日本大震災復興特別会計予備費の使用により追加されることとなる事業に係る地方負担額については、以下のとおり財政措置を講じる。

- ① 災害救助費等負担金事業に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。
- ② 学校施設環境改善交付金事業に必要な経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債(緊急防災・減災事業(補助・直轄))を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- ③ 災害援護貸付金事業に必要な経費に係る地方負担額については、その100%まで資金手当のための地方債(一般事業債)を充当できる。

# (ウ) 平成24年度補正予算(第1号)

a 補正予算(第1号)

平成24年12月に発足した新内閣による12月26日及び12月27日の閣議において、内閣総理大臣から、「平成24年度補正予算及び平成25年度予算の編成について」及び「平成24年度補正予算及び平成25年度予算の編成方針等について」発言があり、緊急経済対策を早急に策定することとされたことを受け、25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」という。)が閣議決定された。これを踏まえ、平成24年度補正予算(第1号)は、平成25年1月15日に閣議決定、1月31日に国会に提出され、2月26日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「緊急経済対策」に沿って、事前防災・減災等関連経費2兆2,005億円、成長による富の創出関連経費2兆6,924億円、暮らしの安心・地域活性化関連経費3兆1,017億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆7,322億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収2,610億円、税外収入1,495億円、公債金5兆2,210億円、前年度剰余金受入1兆9,870億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成24年度当初予算に対し、10兆2,027億円増加し、100兆5,366億円となった。

- b 補正予算(第1号)に係る地方財政措置等
  - (a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳 出の追加に伴う地方負担が生じること、また、平成24年度の普通交付税の執行抑制に伴い追加的 な財政需要が生じたこと等から、以下のとおり地方財政措置を講じた。

- ① 地方交付税
  - ・補正予算(第1号)において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成24年度分の地方交付税の額2,906億円(平成23年度精算分2,244億円、平成24年度国税五税の自然増に伴うもの662億円)については、平成24年度において普通交付税の調整額の復活に要する額707億円を交付することとしたうえで、残余の額2,199億円について平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。
  - ・「9月以降の一般会計の執行について」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、平成24年9月に交付すべき普通交付税について月割りの交付を行ったことに伴い道府県において生じた追加的な金利負担に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額に0.5億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じる。
- ② 追加の財政需要
  - ・補正予算(第1号)により平成24年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の

算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費 用により措置する。

- ・地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700億円)の一部により対応する。
- ③ 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)

緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という 異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、 今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の 負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域 経済活性化・雇用創出臨時交付金)」を交付する。

地域の元気臨時交付金の総額は、補正予算(第1号)に計上された公共事業及び施設費(以下「公共事業等」という。)の地方負担総額の8割に相当する額として1兆3,980億円とされている。

各地方公共団体への交付限度額は、補正予算(第1号)に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。なお、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数により調整を行うこととされており、最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるよう算定される。

地域の元気臨時交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域の元気臨時交付金に係る 実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費(「地方財政法」第5条第5号等に 掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。)、建設公債の対象となる国 庫補助事業(法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分等とされ ており、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

#### (b) 東日本大震災分

# ① 震災復興特別交付税

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の 定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつ きめ細かに対応することができるよう、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に1,047億 円を加算する。

また、上記のほか、東日本大震災に係る復旧・復興事業に必要な経費に係る地方負担額については、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に167億円を加算したうえで全額を措置する。

② 震災復興特別交付税の対象とならない経費(全国防災対策費)に係る地方負担額については、その100%まで地方債(緊急防災・減災事業(補助・直轄))を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

以上に掲げる措置を講じる等のための「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年2月26日に成立した(平成25年法律第1号)。

# 3 地方財源の状況

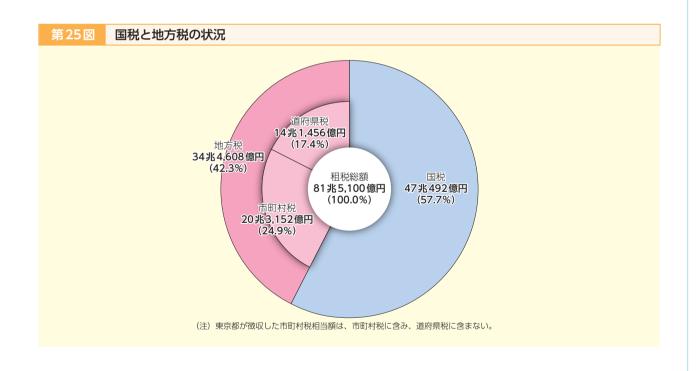
平成24年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

# (1) 租税収入及び租税負担率[資料編:第17表~第19表]

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は81兆5,100億円であり、前年度と比べると2.7%増(前年度1.7%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成24年度においては前年度と比べると0.5ポイント上昇の23.2%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ22.6%(2010暦年計数)、英国36.4%(同)、ドイツ28.6%(同)、フランス35.2%(同)となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税47兆492億円(対前年比4.1%増)、地方税34兆4,608億円(同0.8%増)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、第25図のとおりであり、国税57.7%(前年度56.9%)、地方税42.3%(同43.1%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国32.3%(同30.1%)、地方67.7%(同69.9%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、第26図のとおりである。



#### 第26図 国税と地方税の推移 (兆円) 100 合計 929,226 906.231 国税 870 949 地方税 90 853,894 754,262 <sup>780,237</sup> 80 815,100億円 816,417 792,227 780,351 793,468 70 60 522,905 <sup>541,169</sup> 526.558 481.029 50 458,442 453,694 458,309 437,074 470.492億円 402.433 402,668 451,754 333,785 326,657 335,388 348,044 365,062 40 341.714 395,585 351,830 343,163 344,608 億円 30 20 10

# (2) 地方歳入

### **一** 地方税 [資料編:第12表~第15表]

14

地方税の決算額は34兆4,608億円で、前年度と比べると0.8%増(前年度0.4%減)となっている。 地方税収入額の57.4%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第14表**のとおりである。

19

20

21

22

23

24 (年度)

18

住民税は、個人分が11兆6,239億円(対前年度比3.9%増)、法人分が2兆9,607億円(同5.9%増)、利子割が1,151億円(同9.1%減)となったことにより、全体として14兆6,996億円(同4.2%増)となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が2兆3,537億円(対前年度比5.1%増)となったこと等により、全体として2兆5,313億円(同4.6%増)となっている。地方消費税は、2兆5,511億円で、前年度と比べると0.0%増となっている。なお、法人関係二税(住民税の法人分及び法人事業税)は5兆3,143億円で、前年度と比べると5.5%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度(41.3%)と比べると1.4ポイント上昇の42.7%、事業税の構成比は前年度(7.1%)と比べると0.2ポイント上昇の7.3%、地方消費税の構成比は前年度(7.5%)と比べると0.1ポイント低下の7.4%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度(14.7%)と比べると0.7ポイント上昇の15.4%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が16兆1,167億円で、前年度と比べると2.4%増(前年度1.2%減)となっており、市町村は18兆3,440億円で、前年度と比べると0.5%減(同0.3%増)となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が31.6%(前年度30.2%)、市町村が32.7%(同33.7%)となっており、全国平均(34.5%)より低い団体数は、全体の72.3%を占める1,294団体となっている。地方税収(地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの。また、地方消費税精算後の数値。)について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たり税収

# 第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

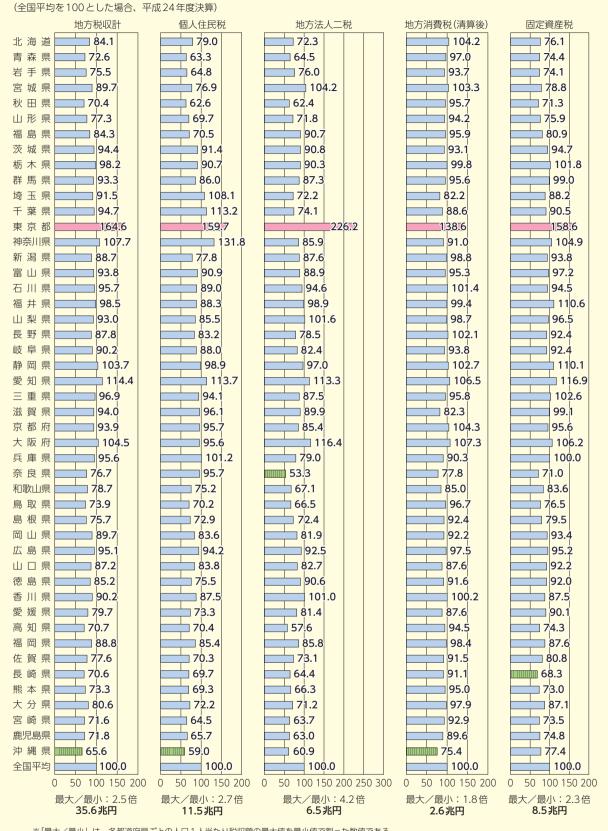
区		分	収フ	額	増 減 率		
		73	平成24年度	平成23年度	24 年 度	23 年 度	
			億円	億円	%	%	
住	民	税	146,996	141,066	4.2	△ 0.8	
個	人	分	116,239	111,838	3.9	△ 1.6	
法	人	分	29,607	27,962	5.9	3.1	
利	子	割	1,151	1,266	△ 9.1	△ 15.7	
事	業	税	25,313	24,197	4.6	△ 0.7	
個	人	分	1,776	1,793	△ 0.9	△ 2.6	
法	人	分	23,537	22,404	5.1	△ 0.6	
地方	消費	<b></b> 税	25,511	25,503	0.0	△ 3.5	
地方	税合	信台	344,608	341,714	0.8	△ 0.4	

額を比較してみると、**第27図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が164.6で最も大きく、次いで、愛知県が114.4となっている。一方、沖縄県が65.6で最も小さく、次いで秋田県の70.4となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.5倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が226.2で最も大きく、次いで、大阪府が116.4となっている。一方、奈良県が53.3で最も小さく、次いで高知県の57.6となっている。東京都と奈良県を比較すると、約4.2倍の格差となっている。個人住民税については、最も大きい東京都が159.7、最も小さい沖縄県が59.0で、約2.7倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が138.6、最も小さい沖縄県が75.4で、約1.8倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が158.6、最も小さい長崎県が68.3で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税(清算後)の偏在性は比較的小さくなっている。

# 地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数



<sup>※「</sup>最大/最小」は、各都道府県ごとの人□1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

### (ア) 道府県税の収入状況

道府県税(都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額をいう。)の収入額は14兆1,456億円で、前年度と比べると2.5%増(前年度1.7%減)となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が5兆6,288億円で道府県税総額の39.8%(前年度39.2%)と最も大きな割合を占め、次いで地方消費税が2兆5,511億円で18.0%(同18.5%)となっており、これら二税で道府県税総額の57.8%(同57.7%)を占めている。

また、法人関係二税(道府県民税の法人分及び法人事業税)は3兆1,857億円で、道府県税総額に占める割合は、22.5%(前年度21.9%)となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税(14兆1,357億円)は2.6%増(前年度1.7%減)となっている。

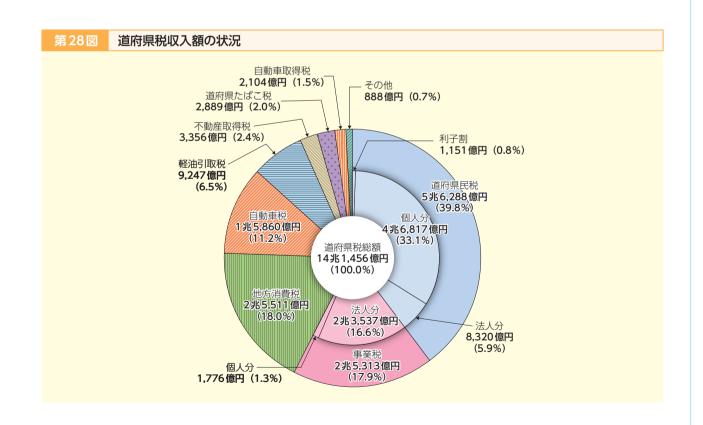
普通税のうち、道府県民税については、個人分(4兆6,817億円)が4.1%増(前年度1.6%減)、法人分(8,320億円)が5.9%増(同3.6%増)、利子割(1,151億円)が9.1%減(同15.7%減)となっており、道府県民税全体では4.1%増(同1.3%減)となっている。

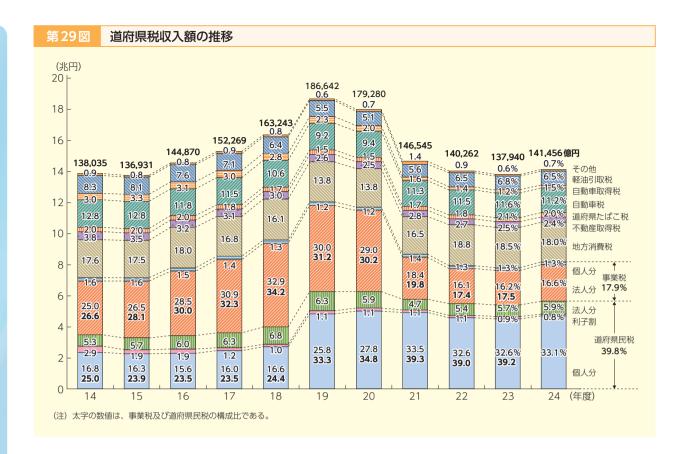
また、事業税については、全体の93.0%を占める法人分(2兆3,537億円)が5.1%増(前年度0.6%減)となったこと等から、事業税全体(2兆5,313億円)では4.6%増(同0.7%減)となっている。

なお、地方消費税 (2兆5,511億円) は0.0%増 (前年度3.5%減)、自動車税 (1兆5,860億円) は0.7%減 (同1.1%減)、不動産取得税 (3,356億円) は1.7%減 (同9.9%減) となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税(97億円)は1.1%減(前年度0.9%減)となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、第29回のとおりである。



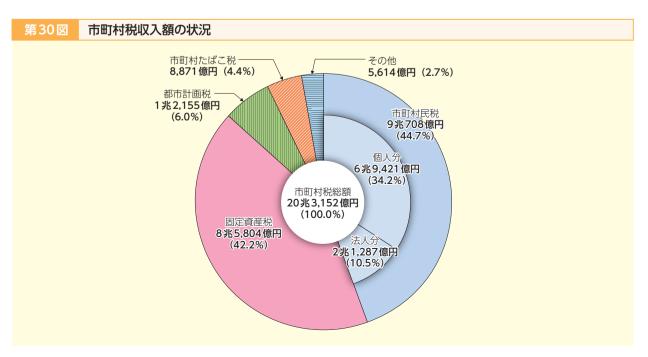


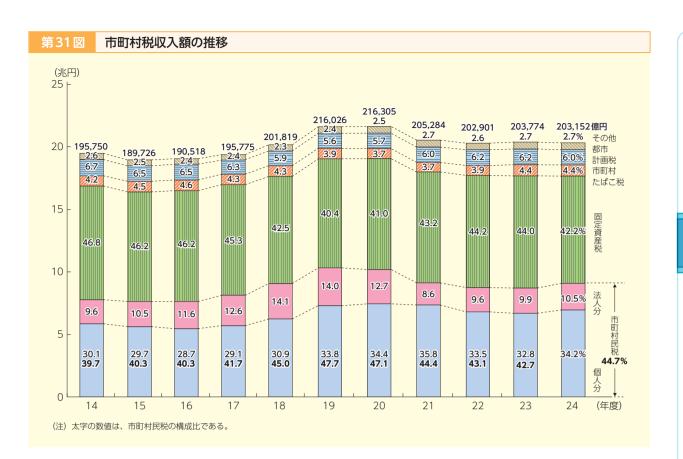
# (イ) 市町村税の収入状況

市町村税(市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。)の収入額は20兆3,152億円で、前年度と比べると0.3%減(前年度0.4%増)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が9兆708億円で市町村税総額の44.7%(前年度42.7%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が8兆5,804億円で42.2%(同44.0%)となっており、これら二税で市町村税総額の86.9%(同86.7%)を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(18兆7,267億円)は0.1%減(前年度0.4%増)となっ





ている。

普通税のうち、市町村民税については、個人分(6兆9,421億円)が3.8%増(前年度1.6%減)、法人分(2兆1,287億円)が5.9%増(同2.9%増)となっており、市町村民税全体(9兆708億円)では4.3%増(同0.6%減)となっている。また、固定資産税(8兆5,804億円)は4.3%減(前年度0.1%増)となっている。

目的税(1兆5,885億円)は2.5%減(前年度1.3%増)となっている。

目的税のうち、都市計画税(1兆2,155億円)は4.1%減(前年度1.0%増)となり、事業所税(3,498億円)は3.2%増(同2.9%増)となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

#### (ウ) 法定外普通税

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は270億円であり、前年度と比べると25.0%増(前年度48.4%減)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が256億円で、前年度と比べると26.7%増(前年度50.0%減)、市町村が14億円で、前年度と比べると0.9%増(同2.3%減)となっている。

#### (工) 法定外目的税

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は94億円であり、前年度と比べると5.9%減(前年度2.3%増)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が80億円で、前年度と比べると0.2%減(前年度0.0%増)、市町村が14億円で、前年度と比べると28.9%減(同12.8%増)となっている。

#### (才) 超過課税

地方公共団体は、「地方税法」で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過

課税による収入額は、5,019億円で、前年度と比べると6.4%増(前年度0.9%増)となっている。これを団体種類別にみると、道府県税が2,222億円で、前年度と比べると7.1%増(前年度0.8%減)、市町村税が2,797億円で、前年度と比べると5.7%増(同2.2%増)となっている。

# ✓ 地方譲与税[資料編:第20表]

地方譲与税には、市町村(一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。)に譲与される自動車重 量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される 石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲 与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与され る地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆2,715億円で、前年度と比べると4.7%増(前年度4.9%増)となっている。 また、歳入総額に占める割合は2.3%(前年度2.2%)となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,806億円(対前年度比8.9%減)、地方揮発油譲与税が2,828億円(同0.1%増)、石油ガス譲与税が109億円(同3.8%減)、航空機燃料譲与税が140億円(同7.3%増)、特別とん譲与税が122億円(同1.0%増)及び地方法人特別譲与税が1兆6,709億円(同8.3%増)となっている。

## ウ 地方特例交付金

平成24年度における地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う 地方公共団体の減収分を補填するために交付される減収補填特例交付金である。

平成24年度の地方特例交付金の決算額は1,275億円で、前年度と比べると65.0%減(前年度5.0%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は0.1%(前年度0.4%)となっている。

# ■ 地方交付税[資料編:第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成24年度の地方交付税の決算額は、18兆2,898億円で、前年度と比べると2.5%減(前年度9.1%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は18.3%(前年度18.7%)となっている。

地方交付税の決算状況を団体種類別にみると、都道府県においては9兆3,171億円で前年度と比べると3.9%減(前年度10.6%増)、市町村においては8兆9,727億円で前年度と比べると0.9%減(同7.4%増)となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては50.9%(同51.7%)、市町村においては49.1%(同48.3%)となっている。

平成24年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて811億円増(0.5%増)の17兆4,545億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税五税(国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額(平成24年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額)11兆517億円から、19、20年度に係る精算額のうち24年度に精算すべき額及び20年度補正における臨時財政対策債振替加算相当額の24年度減額分4,464億円を減額した国税五税の法定率分10兆6,053億円に、
- (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第18号) による改正前の「地方交付税法」附則第4条の2第2項の規定により、国から地方への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少を緩和するため交付税総額に加算することとされていた額867億円、
- (ウ) 同条第3項の規定により加算することとされていた額2.150億円、
- (工) 同条第4項の規定により加算することとされていた額6,235億円、

- (オ) 平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書に基づく決算かい離是正加算500億円、
- (力) 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算1兆500億円及び
- (キ) 財源不足に対応して折半ルールに基づき国の負担分として加算する臨時財政対策加算3兆8,361 億円

を加算した額である16兆4,665億円から

- (ク) 交付税特別会計における借入金償還額 1,000 億円及び利子支払額 2,428 億円を控除し、
- (ケ) 同会計における剰余金5,200億円、
- (コ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用3,500億円及び
- (サ) 平成23年度からの繰越金4.608億円

を加算した額の17兆4,545億円である。

これに、平成24年度補正予算(第1号)による、23年度の精算額及び24年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額(2,906億円)のうち、普通交付税の調整減額分(707億円)が追加交付され(その残余の額(2,199億円)は25年度に交付すべき地方交付税に加算)、また、同補正予算により、「9月以降の一般会計の執行について」(平成24年9月7日閣議決定)に基づく普通交付税の交付に伴い道府県において生じた追加的な金利負担に対応するため、24年度分の地方交付税の総額に0.5億円が加算され、その全額が特例として特別交付税として交付された。さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が7,645億円交付された。これらの結果、平成24年度の地方交付税の総額は18兆2,898億円となり、その内訳は普通交付税16兆4,780億円、特別交付税1兆473億円、震災復興特別交付税7,645億円となっている。

なお、基準財政需要額は43兆1,388億円(財源不足団体分39兆1,935億円、財源超過団体分3兆9,453億円)、基準財政収入額は26兆9,821億円(財源不足団体分22兆7,155億円、財源超過団体4兆2,665億円)で、財源不足額は16兆4,780億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度(58団体)より4団体減少し、54団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成24年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,719団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

### 一般財源[資料編:第22表~第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額(これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額)であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は55兆1,495億円であり、前年度と比べると0.6%減(前年度2.8%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は55.2%(前年度55.4%)となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債(5兆9,158億円)を加えた決算額は、61兆653億円であり、前年度と比べると0.4%減(前年度0.4%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は61.2%(前年度61.3%)となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,051団体(前年度1,052団体)で、全体の59.5%に及んでいる。

# 力 国庫支出金[資料編:第25表]

国庫支出金の決算額は15兆5,271億円で、前年度と比べると3.1%減(前年度12.1%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は15.6%(前年度16.0%)となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆7,638億円で最も大きな割合(国庫支出金総額の17.8%)を占め、以下、義務教育費負担金が1兆5,300億円(同9.9%)、子どものための金銭の給付

交付金が1兆4,761億円(同9.5%)、東日本大震災復興交付金が1兆3,127億円(同8.5%)、普通建設事業費支出金が1兆2,730億円(同8.2%)となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の53.8%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆5,300 億円(国庫支出金総額の23.1%)、普通建設事業費支出金7,514億円(同11.3%)の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,210億円(国庫支出金総額の29.4%)、子どものための金銭の給付交付金1兆4,761億円(同16.6%)、東日本大震災復興交付金1兆859億円(同12.2%)の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護受給者数の増加等を背景に生活保護費負担金が1.6%増(前年度11.0%増)、義務教育費負担金が0.6%減(同1.3%減)、子どものための金銭の給付交付金が16.8%減(同9.4%増)、東日本大震災復興交付金が424.6%増、普通建設事業費支出金が22.1%減(同34.5%減)等となっている。また、災害復旧事業費支出金は、東日本大震災の災害復旧事業等のため、58.9%増(前年度351.9%増)となっている。

# **目** 都道府県支出金[資料編:第25表]

都道府県支出金の決算額は3兆4,369億円で、前年度と比べると2.3%増(前年度12.3%増)となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが61.8%(前年度60.6%)、都道府県費のみのものが38.2%(同39.4%)となっている。

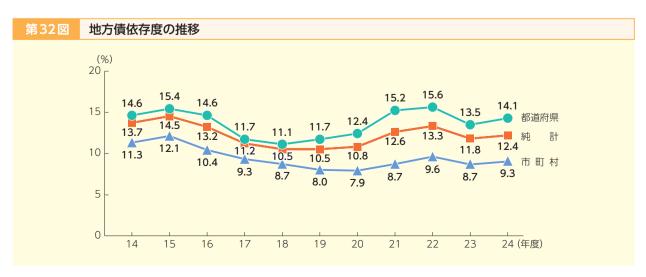
都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が16.8%増(前年度9.8%増)、子どものための金銭の給付交付金が16.3%増(同1.1%増)、普通建設事業費支出金が8.1%減(同5.0%減)、災害復旧事業費支出金が81.3%増(同213.2%増)等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が3.1%減(同1.7%減)、災害復旧事業費支出金が57.3%減(同671.1%増)となっている。

#### // 地方債[資料編:第26表]

地方債は、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は12兆3,388億円で、緊急防災・減災事業債、公共事業等債、臨時財政対策債の増加 等により前年度と比べると4.9%増(前年度9.3%減)となっている。また、地方債依存度(歳入総額に 占める地方債の割合)は、12.4%(前年度11.8%)となっている。近年の地方債依存度の推移は、第 32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては7兆1,737億円で、前年度と比べると2.2%増(前年度10.1%減)、市町村においては5兆1,954億円で、前年度と比べると8.7%増(同7.8%減)となっている。



### ケ その他の収入

# (ア)使用料、手数料[資料編:第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆155億円で、前年度と比べると0.3%増(前年度1.3%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は2.0%(前年度2.0%)となっている。

使用料の決算額は1兆4,431億円で、前年度と比べると0.3%増(前年度1.3%減)となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,564億円(対前年度比1.1%増)で最も大きな割合を占め、以下、保育所使用料が2.045億円(同0.3%減)、授業料が441億円(同3.7%減)の順となっている。

また、手数料の決算額は5,723億円で、前年度と比べると0.3%増(前年度1.3%減)となっている。 その内訳をみると、法定受託事務に係るものが727億円(対前年度比5.4%減)、自治事務に係るものが4.996億円(同1.2%増)となっている。

# (イ) 繰入金[資料編:第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆6,725億円で、前年度と比べると7.4%増(前年度2.8%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は、3.7%(前年度3.4%)となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の96.1%(前年度97.1%)を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆5,290億円で、前年度と比べると6.2%増(同3.3%増)となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,369億円で、前年度と比べると48.6%増(前年度13.1%減)となっている。

# (ウ) その他[資料編:第10表、第30表]

その他の収入の決算額は11兆1,403億円で、前年度と比べると2.2%減(前年度4.4%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は11.2%(前年度11.4%)となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が7兆540億円(対前年度比7.4%減)、繰越金が2兆8,096億円(同12.5%増)、分担金、負担金が5,978億円(同3.5%増)、財産収入が5,788億円(同9.6%増)、寄附金が1,000億円(同42.5%減)となっている。

# 4 地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、生活・福祉の充実(民生費、労働費)、教育と文化(教育費)、土木建設(土木費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、保健衛生(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると、以下のとおりである。

# (1) 生活・福祉の充実

# **ア**社会福祉行政[資料編:第37表~第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は23兆1,523億円で、前年度と比べると0.1%減(前年度8.8%増)となっている。

このうち通常収支分は22兆4,418億円で、障害福祉サービス等の報酬改定や国民健康保険制度における都道府県調整交付金の割合の引上げ等による社会福祉費の増加、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等による老人福祉費の増加、生活保護受給者数の増加等による生活保護費の増加等により、前年度と比べると1.3%増(前年度3.9%増)となっており、東日本大震災分は7,106億円で、災害救助費の減少等により、前年度と比べると31.5%減となっている。

なお、民生費の歳出総額に占める割合は24.0%(都道府県14.8%、市町村34.1%)で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県のそれの約2.53倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉 費が最も大きな割合(民生費総額の31.3%)を占め、以下、老人福祉費(同24.7%)、障害者等の福祉 対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費(同24.0%)、生活保護 費(同16.9%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助 費(同3.0%)の順となっている。

各費目の性質別内訳のうち、最も大きな割合を占めているのは、それぞれ児童福祉費においては扶助費 (児童福祉費の68.9%)、老人福祉費においては繰出金(老人福祉費の47.1%)、社会福祉費においては 扶助費(社会福祉費の45.5%)、生活保護費においては扶助費(生活保護費の93.4%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が、児童手当制度の改正等により、2.3%減(前年度4.0%増)、老人福祉費が0.3%増(同4.1%増)、社会福祉費が5.4%増(同4.3%増)、生活保護費が3.7%増(同4.7%増)、災害救助費が30.2%減(同2,778.6%増)となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、第34回のとおりである。

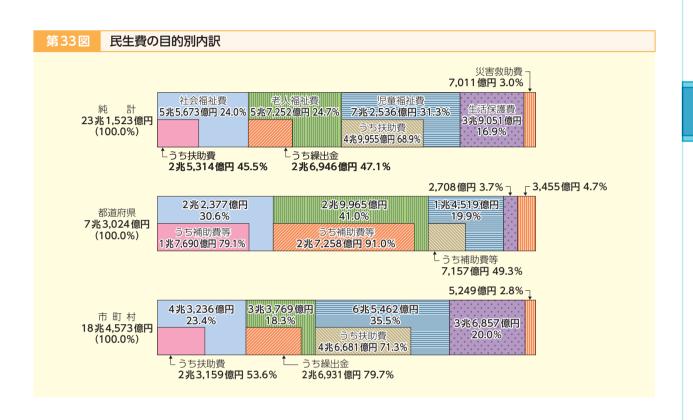
これらの各費目を10年前(平成14年度)と比べると、児童福祉費が1.7倍、老人福祉費が1.5倍、社会福祉費が1.5倍、生活保護費が1.6倍となっており、民生費総額は1.6倍となっている。

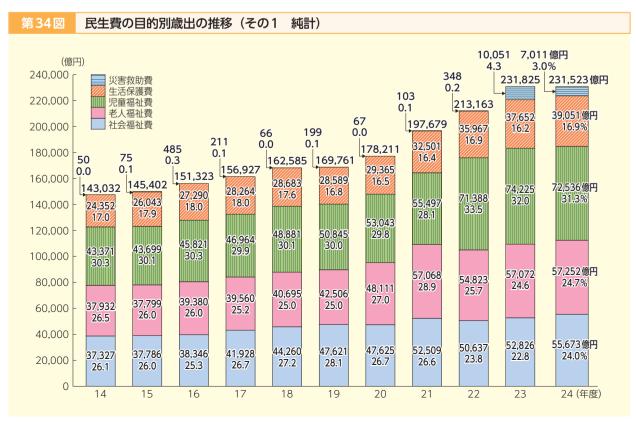
これを団体種類別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.6倍、社会福祉費が2.2倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.8倍、老人福祉費が1.3倍、社会福祉費が1.4倍、生活保護費が1.7倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費

及び社会福祉費に係る扶助費が、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景に、老人福祉費に係る繰出金が増加していること等によるものである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比(41.0%)が最も大きく、以下、社会福祉費(30.6%)、児童福祉費(19.9%)、災害救助費(4.7%)、生活保護費(3.7%)の順となっている。





30,000

20.000

10,000

0

18,289

41.8

10,110

23.1

14

17.609

44.4

8,937

22.5

15

#### 第34図 民生費の目的別歳出の推移(その2 都道府県) 災害救助費 2.665 2,721 77 2,535 生活保護費 4.2 80,000 児童福祉費 0.1 3.7 200 74,920 老人福祉費 73,024億円 0.3 2,389 7,276 社会福祉費 ←3,455億円 4.3 67,636 70.000 44 4.7% 64,161 202 2.366 0.1 -2,708億円 14,519億円 19.9% 43 2,455 0.4 4.6 124 2,953 0.1 5.0 2,086 17.9 3.7% 60,000 14,326 19.1 24 3,415 54.960 13,695 21.3 0.1 7.8 44 3,497 553 3,447 0.3 6.7 51,697 0.1 8.8 1.4 8.6 48,631 50,000 43,745 44,100 9,798 9,619 19.8 19.0 40,114 39,667 40,000 30,39 8,738 19.8 29,965億円 41.0% 29,141 38.9 44.9 1.907 27,537 42.9 9,580 24.2 22.10°

19,724

38.2

9,607

37.9

19

9,572

40.2

16,942

34.8

18

18,410 41.7

13,876

31.5

17

40.2

19,39<sup>-</sup>

35.3

20

22,547

33.3

21

20,065

31.3

22

22,377億円

30.6%

24 (年度)

21,456

28.6

23

22.8

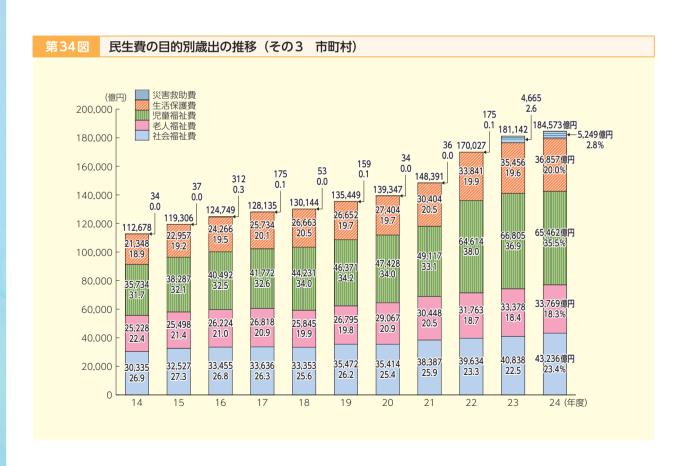
18 237

45.5

8.733

21.8

16



また、市町村においては児童福祉費の構成比(35.5%)が最も大きく、以下、社会福祉費(23.4%)、 生活保護費(20.0%)、老人福祉費(18.3%)、災害救助費(2.8%)の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護に要する経費等の扶助費が最も大きな割合(民生費総額の49.4%)を占め、以下、国民健康保険事業会計(事業勘定)、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金(同16.8%)、補助費等(同15.6%)、人件費(同7.7%)、物件費(同6.0%)、普通建設事業費(同2.5%)の順となっている。

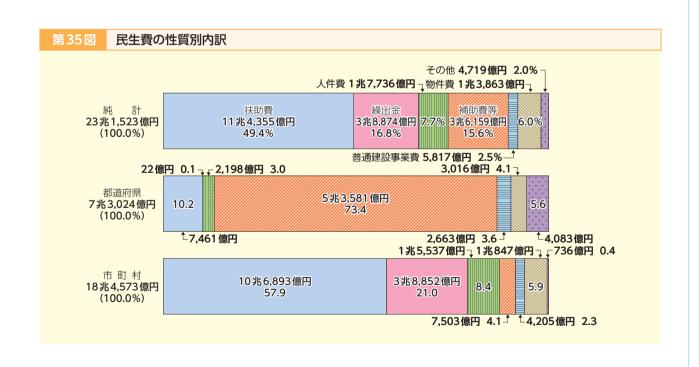
また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が0.5%増(前年度6.4%増)、繰出金が3.1%増(同3.3%増)、補助費等が2.5%増(同5.4%増)、人件費が1.6%減(同0.2%減)、物件費が6.3%増(同54.8%増)、普通建設事業費が、東日本大震災に係る応急仮設住宅の設置の減等により、38.1%減(同54.0%増)となっている。

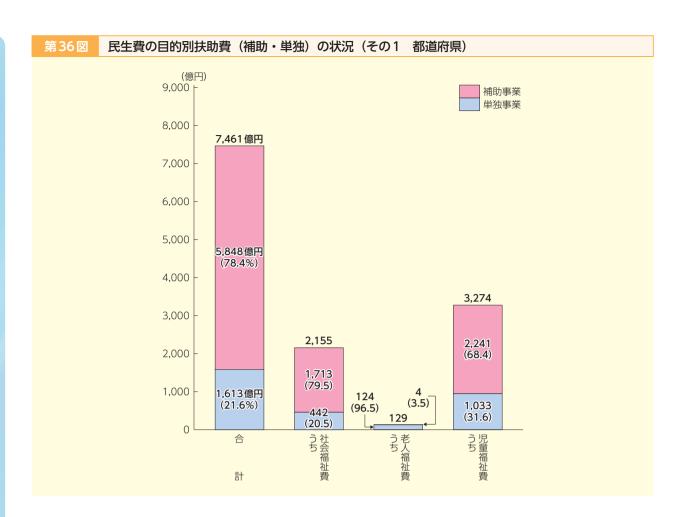
民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の状況については、**第36図**のとおりである。

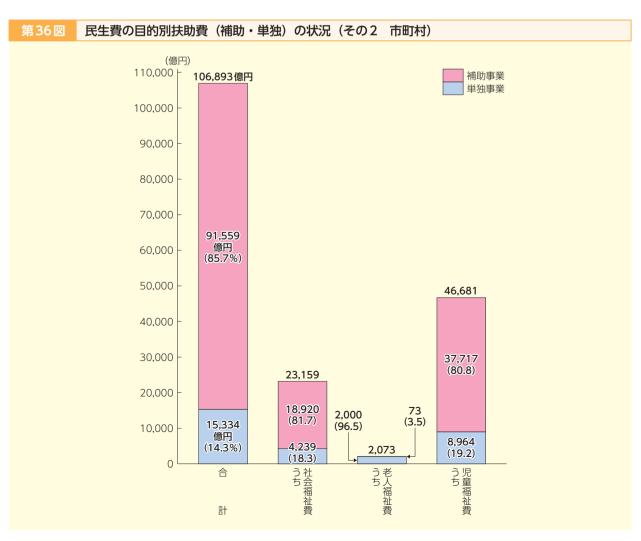
都道府県においては1,613億円(民生費の扶助費総額の21.6%)、市町村においては1兆5,334億円(同14.3%)が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平成20年度以降は、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加していたが、24年度においては一般財源等の割合が増加に転じ、国庫支出金の約2.1倍となっている。







### 民生費の財源構成比の推移 第37図



### ☑ 労働行政[資料編:第49表~第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を 行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は7.687億円で、前年度と比べると22.6%減(前 年度23.0%増)となっている。

このうち通常収支分は5.991億円で、緊急雇用創出事業の減少等により、前年度と比べると19.0%減 (前年度8.5%減)となっており、東日本大震災分は1,696億円で、積立金の減少等により、前年度と比 べると33.3%減となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.8%(都道府県1.3%、市町村0.4%)となっている。

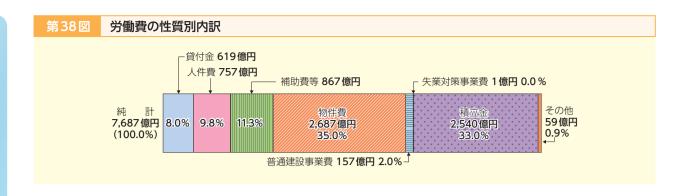
労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の12.3%を占め、金融対策、福祉対策、職 業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの87.7%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が9.6%増(前年度10.4%増)となっており、 その他の経費が25.7%減(同24.3%増)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては失業対策費が17.6%、その他の経費が 82.4%となっている。一方、市町村においては失業対策費が0.7%、その他の経費が99.3%となってい る。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、物件費が最も大きな割合(労働費総額の 35.0%) を占め、以下、積立金(同33.0%)、補助費等(同11.3%)、人件費(同9.8%)、貸付金(同 8.0%)、普通建設事業費(同2.0%)、失業対策事業費(同0.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が35.8%減(前年度27.4%増)、積立金が25.7% 減(同45.5%増)、補助費等が43.8%増(同1.6%減)、人件費が7.3%減(同3.3%増)、貸付金が 16.6%減(同8.3%減)、普通建設事業費が38.4%増(同31.1%減)、失業対策事業費が68.4%減(同 84.3%減)となっている。



### (2) 教育と文化[資料編:第67表~第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

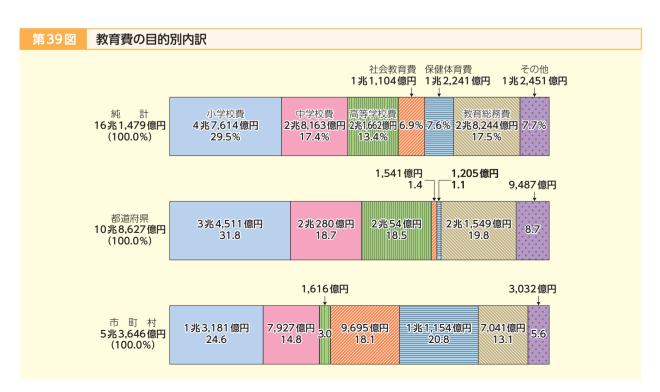
これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆1,479億円で、前年度と比べると0.2%減(前年度1.6%減)となっている。

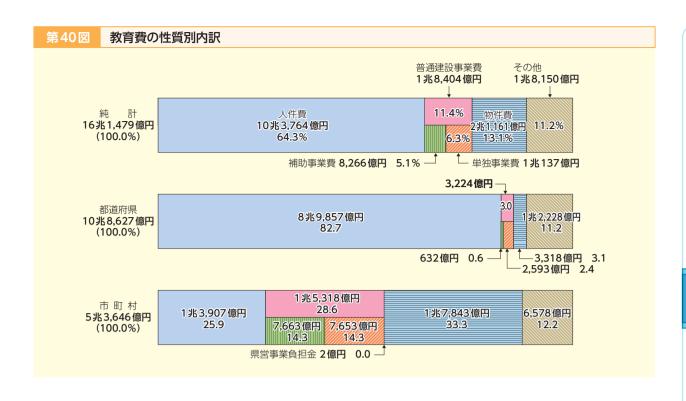
このうち通常収支分は15兆6,202億円で、人件費の減少等により、前年度と比べると2.6%減(前年度2.5%減)となっており、東日本大震災分は5,277億円で、学校施設耐震化等の緊急防災・減災事業の増加等により、前年度と比べると277.4%増となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は16.7%(都道府県22.0%、市町村9.9%)となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合(教育費総額の29.5%)を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費(同17.5%)、中学校費(同17.4%)、高等学校費(同13.4%)、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費(同7.6%)、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費(同6.9%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.6%減(前年度3.5%減)、教育総務費が





1.4%増(同1.6%増)、中学校費が0.4%減(同2.9%減)、高等学校費が2.5%減(同0.1%減)、保健体育費が2.9%増(同0.3%減)、社会教育費が1.1%減(同3.7%減)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合(31.8%)を 占め、以下、教育総務費(19.8%)、中学校費(18.7%)、高等学校費(18.5%)の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合(24.6%)を占め、以下、保健体育費(20.8%)、 社会教育費(18.1%)の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合(教育費総額の64.3%)を占め、以下、物件費(同13.1%)、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費(同11.4%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.0%減(前年度0.3%減)、物件費が0.6%増 (同1.5%増)、普通建設事業費が6.1%増(同15.9%減)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、 市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分(82.7%)を占めている。

市町村においては、物件費が最も大きな割合(33.3%)を占め、以下、普通建設事業費(28.6%)、人件費(25.9%)の順となっている。

## (3) 土木建設[資料編:第58表~第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は11兆2,423億円で、前年度と比べると0.4%減(前年度5.6%減)となっている。

このうち通常収支分は10兆7,456億円で、普通建設事業費や地方公社に対する貸付金の減少等により、 前年度と比べると3.4%減(前年度7.0%減)となっており、東日本大震災分は4,967億円で、復旧・復 興事業及び緊急防災・減災事業の増加等により、前年度と比べると206.6%増となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は11.7%(都道府県10.7%、市町村11.3%)となっており、

歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、第41図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合(土木費総額の37.4%)を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費(同33.2%)、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費(同10.8%)、住宅費(同8.8%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が0.7%増(前年度6.4%減)、道路橋りょう費が0.9%減(同5.4%減)、河川海岸費が5.5%増(同4.3%減)、住宅費が7.7%減(同3.4%減)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合(40.6%)を占め、以下、河川海岸費(20.3%)、都市計画費(19.6%)の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合(52.6%)を占め、以下、道路橋りょう費(26.3%)、住宅費(9.4%)の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(土木費総額の57.7%)を占め、以下、補助費等(同8.7%)、下水道事業会計等への繰出金(同8.4%)、人件費(同7.7%)の順となっている。

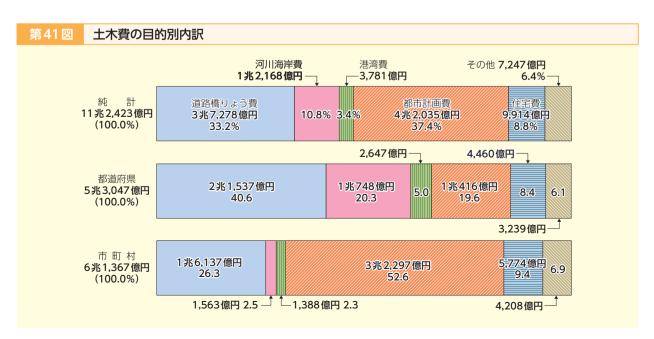
さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が30.9%、単独事業費が20.1%、国直轄事業負担金が6.7%となっている。

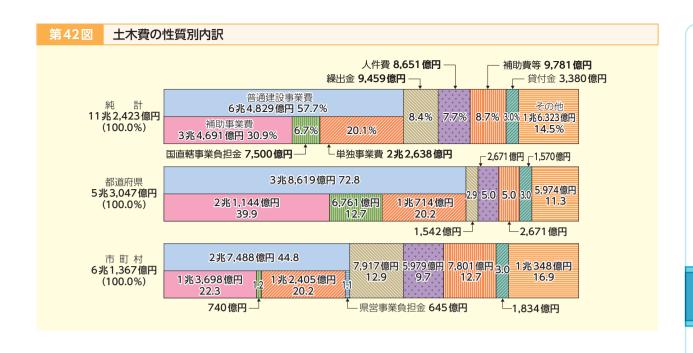
これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費(39.9%)が単独事業費(20.2%)を上回っており、市町村においても補助事業費(22.3%)が単独事業費(20.2%)を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が6.3%増(前年度26.1%増)、単独事業費が12.0%減(同31.9%減)、国直轄事業負担金が26.7%増(同9.6%減)となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。)は4,948億円で、前年度と比べると46.5%減(前年度83.4%増)となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合 (71.2%) を占め、以下、交通安全運動等に要する経費 (20.0%)、施設補修費 (8.9%) の順となっている。





### (4) 産業の振興

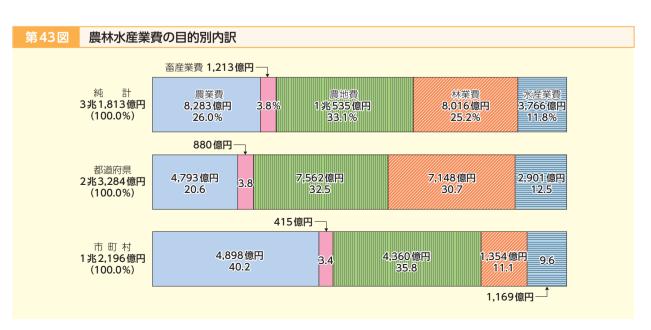
#### ア 農林水産行政[資料編:第51表~第56表]

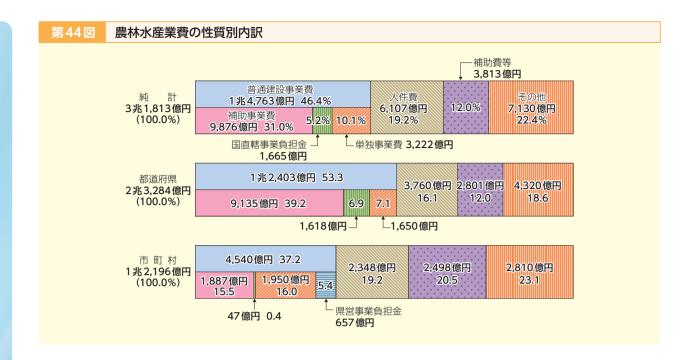
地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆1,813億円で、前年度と比べると0.8%減(前年度1.2%減)となっている。

このうち通常収支分は2兆9,456億円で、前年度と比べると3.6%減(前年度5.9%減)となっており、 東日本大震災分は2,357億円で、前年度と比べると53.6%増となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.3%(都道府県4.7%、市町村2.3%)となっている。 農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である 農地費が最も大きな割合(農林水産業費総額の33.1%)を占め、以下、農業費(同26.0%)、林業費(同25.2%)、水産業費(同11.8%)の順となっている。





また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が1.1%増(前年度6.9%減)、農業費が6.1%増 (同1.2%減)、林業費が14.4%減(同13.4%増)、水産業費が18.6%増(同4.1%減)となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、**第44図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合 (農林水産業費総額の46.4%)を占め、以下、人件費(同19.2%)、補助費等(同12.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が1.0%増(前年度7.5%減)、人件費が2.6%減(同1.3%減)、補助費等が12.8%増(同9.2%減)となっている。

#### ■ 商工行政[資料編:第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は6兆2,069億円で、前年度と比べると5.2%減(前年度2.3%増)となっている。

このうち通常収支分は5兆7,207億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると6.0%減(前年度4.8%減)となっており、東日本大震災分は4,862億円で、補助費等の増加等により、前年度と比べると5.8%増となっている。

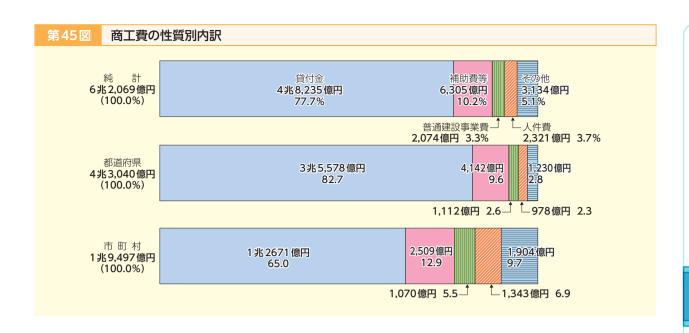
また、商工費の歳出総額に占める割合は6.4%(都道府県8.7%、市町村3.6%)となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合(商工費総額の77.7%)を占め、以下、補助費等(同10.2%)、人件費(同3.7%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が6.7%減(前年度0.9%増)、補助費等が11.8%増(同7.2%増)、人件費が0.8%減(同1.7%増)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合(82.7%)を占め、次いで補助費等(9.6%)の順となっている。

また、市町村においても貸付金が最も大きな割合(65.0%)を占め、次いで補助費等(12.9%)の順となっている。



### (5) 保健衛生[資料編:第44表~第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は5兆9,932億円で、前年度と比べると11.1%減(前年度16.0%増)となっている。

このうち通常収支分は5兆7,372億円で積立金、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると6.2%減(前年度5.2%増)となっており、東日本大震災分は2,560億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると59.1%減となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.2%(都道府県3.9%、市町村8.1%)となっている。

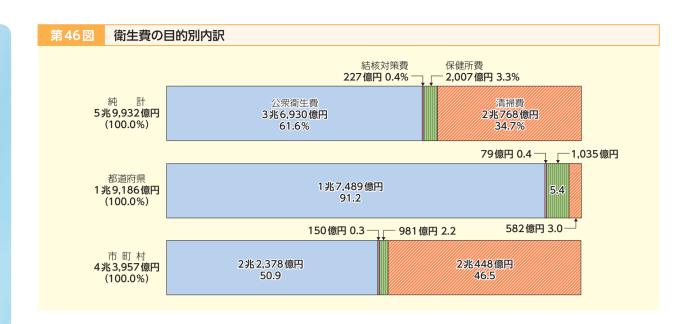
衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合(衛生費総額の61.6%)を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費(同34.7%)となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.4%を占めている。

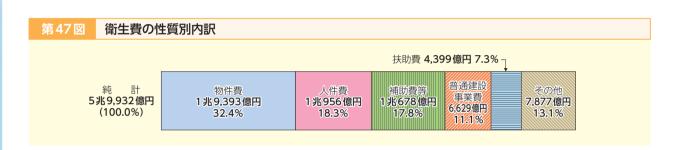
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分(91.2%)を占め、 市町村においては公衆衛生費(50.9%)、清掃費(46.5%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が16.3%減(前年度25.8%増)、清掃費が0.8%減(同1.3%増)となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、**第47図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合(衛生費総額の32.4%)を占め、以下、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員 給等である人件費(同18.3%)、補助費等(同17.8%)、普通建設事業費(同11.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.4%減(前年度9.3%増)、人件費が2.5%減(同1.6%減)、補助費等が3.4%減(同0.1%減)、普通建設事業費が2.8%増(同15.1%増)となっている。なお、積立金は、地域医療再生臨時特例基金や東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると73.9%減(前年度296.0%増)となっている。





### (6) 警察と消防

#### ア 警察行政[資料編:第65表~第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆1,881億円で、前年度と比べると0.9%減(前年度0.0%増)となっている。

このうち通常収支分は3兆1,738億円で、前年度と比べると1.0%減(前年度0.3%減)となっており、 東日本大震災分は143億円で、前年度と比べると27.8%増となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.3%(都道府県歳出総額の6.4%)となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合(警察費総額の82.6%)を占め、以下、物件費(同10.3%)、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費(同5.9%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.0%減(前年度0.3%減)、物件費が0.7%減



(同1.0%増)、普通建設事業費が1.4%増(同2.7%増)となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成24年4月1日現在、28万3,350人(前年同期28万2,023人)となっており、その内訳は、警察官25万5,734人(同25万4,318人)、警察事務職員等2万7,616人(同2万7,705人)となっている。

#### ◢ 消防行政 [資料編:第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を 防除し、被害を軽減するため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆9,068億円で、前年度と比べると3.7%増 (前年度3.4%増)となっている。

このうち通常収支分は1兆7,976億円で、前年度と比べると0.9%減(前年度2.0%増)となっており、 東日本大震災分は1,092億円で、前年度と比べると353.3%増となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%(都道府県0.4%、市町村3.3%)となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第49回のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合(消防費総額の68.6%)を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費(同17.1%)、物件費(同10.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が2.0%減(前年度0.5%増)、普通建設事業費が44.8%増(同9.8%増)、物件費が2.8%増(同8.7%増)となっている。

なお、消防関係職員数は、平成24年4月1日現在、15万8,486人(前年同期15万8,065人)となっている。



### (7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)については団体区分別に比較してみると、第50図のとおりである。

#### 第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況 (その1 都道府県 (財政力指数別)) 警察費 教育費 市町村への 公債費 民生費 衛生費 土木費 農林 労働費・ 総務費 その他 税関係交付金 水産業費 商丁書 東京都 В2 (%) 0.86449 $1.000 \sim 0.700 \quad 0.700 \sim 0.500 \quad 0.500 \sim 0.400 \quad 0.400 \sim 0.300$ 0.300未満 100 | 5.7 1.6 21.47 2.9 1.2 2.5 3.1 2.6 4.4% 7.8 10.8 6.6 4.0 7.0 1.9 11.6 12.3 12.1 11.2 6.8% 7.8 11.9% 6.7 1.9 3.8 2.3 13.5 2.6 4.1% 2.3 11.4 3.9 11.9 0.2 4.4 80 7.7 4.4% 17.0 3.1 2.5 18.7 3.5% 3.1 財政対策 18.1 16.4 16.2 16.7% 13.6 11.4 60 29.5 倩 39.8 45.5 **愛付税** 15.0 30.2 24.9 27.4 25.7 53.9% 24.1% 87.7 40 11.1 6.8 59.5 10.9 6.9 6.2% 9.8 45.4 20 37.1 地 方 税 **23.7**% 32.3 25.7 17.8 22.7 19.7 24.1% 23.1 7.1 5.7 4.5 4.1 3.0% 0 一般財源等內訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 般財源等 般財源等 般財源等 (48,515億円) (14,448億円) (6,923億円) (4,546 億円) (4,996億円) (3,802億円) 地方税 抽 方 臨時財政 その他 対策債 交付税 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB $\sim$ Eのグループごとの加重平均である。 グループ別の該当団体 B1 愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府 B1 愛知県、特宗川県、下渠県、埼玉県、大城州 B2 静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、京都所、栃木県、群馬県、広島県、三重県、滋賀県、宮城県 C 岐阜県、岡山県、長野県、香川県、石川県、富山県、福島県 D 山口県、奈良県、新潟県、愛媛県、北海道、福井県、山梨県、熊本県、大分県、山形県、青森県、佐賀県 E 和歌山県、宮崎県、長崎県、岩手県、鹿児島県、徳島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県 3 ( ) 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。



# 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

### (1) 義務的経費[資料編:第73表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は48兆222億円で、前年度と比べると0.7%減(前年度1.3%増)となっている。

このうち通常収支分は47兆9,317億円で、人件費の減少等により、前年度と比べると0.5%減(前年度1.0%増)となっており、東日本大震災分は905億円で、扶助費の減少等により、前年度と比べると38.6%減となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度と同率の49.8%となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が23兆176億円で、義務的経費に占める割合は47.9%(前年度48.5%)、公債費が12兆9,824億円で、義務的経費に占める割合は27.0%(同26.8%)、扶助費が12 兆221億円で、義務的経費に占める割合は25.0%(同24.7%)となっている。

### **7** 人件費[資料編:第76表~第78表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は23兆176億円で、前年度と比べると1.8%減(前年度0.4%減)となっており、団塊の世代の職員の退職に伴う退職金の増加等の影響で増加した平成19年度を除き、11年度をピークに年々低下している。

このうち通常収支分は22兆9,709億円で、職員給や地方公務員共済組合等負担金の減少等により、前年度と比べると1.9%減(前年度0.5%減)となっており、東日本大震災分は467億円で、復旧・復興事業に係る職員給の増加等により前年度と比べると20.0%増となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第51図のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると0.3ポイント低下して23.9%となっており、5年連続で低下している。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県(28.1%)が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村(16.8%)を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、第52図のとおりであり、平成24年4月1日現在のラスパイレス指数は107.0(対前年度比8.1増)となっている。なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置が無いとした場合の参考値は98.9となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県107.5、政令指定都市109.3、都市(中核市、特例市を含む。)106.9、町村103.3となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、第53図のとおりであり、職員給が最も大きな割合(人件費総額の68.8%)を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金(同15.0%)、退職金(同11.0%)の順となっている。

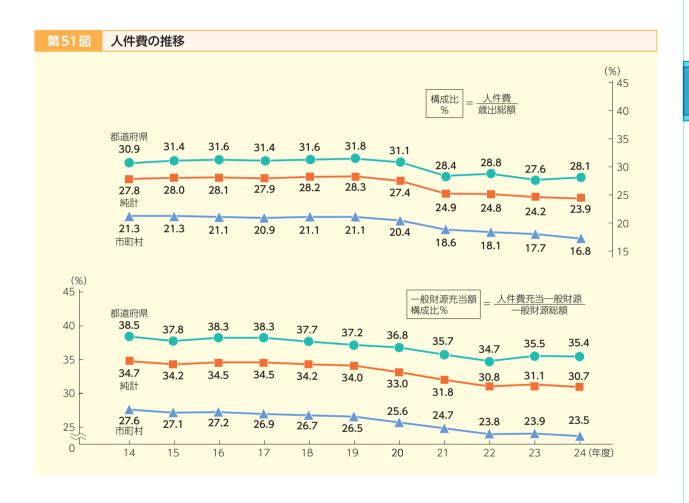
各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が1.3%減(前年度1.1%減)、地方公務員共済組合等負担金が6.2%減(同4.3%増)、退職金が0.3%減(同2.0%減)となっている。

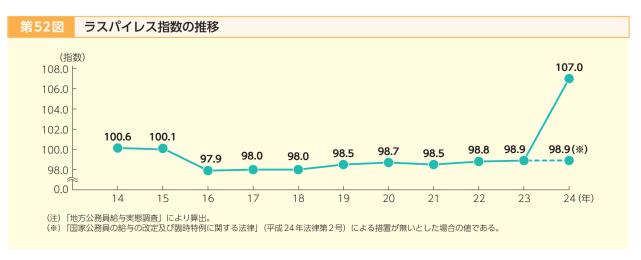
人件費に充当された財源の内訳をみると、第54図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合(人

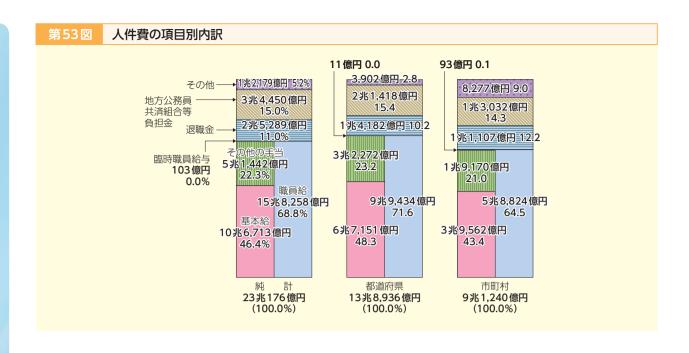
件費総額の87.9%) を占め、以下、国庫支出金(同8.4%)、使用料・手数料(同1.6%)の順となっている。

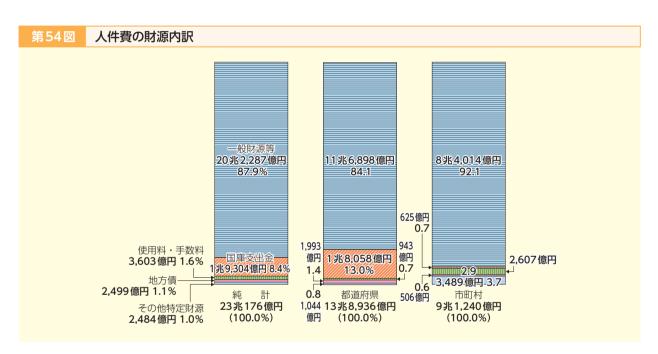
財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(92.1%)が都道府県(84.1%)を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県(13.0%)が市町村(0.7%)を上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義 務教育費国庫負担金)が設けられていること等によるものである。









#### (ア) 職員給[資料編:第76表~第77表]

職員給の決算額は15兆8,258億円で、前年度と比べると1.3%減(前年度1.1%減)となっており、 平成11年度以来14年連続で減少し、ピーク時の約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆7,954億円で、前年度と比べると1.3%減(前年度1.3%減)となっており、東日本大震災分は304億円で、前年度と比べると20.9%増となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合(職員給総額の67.4%)を占め、次いでその他の手当(同32.5%)となっている。

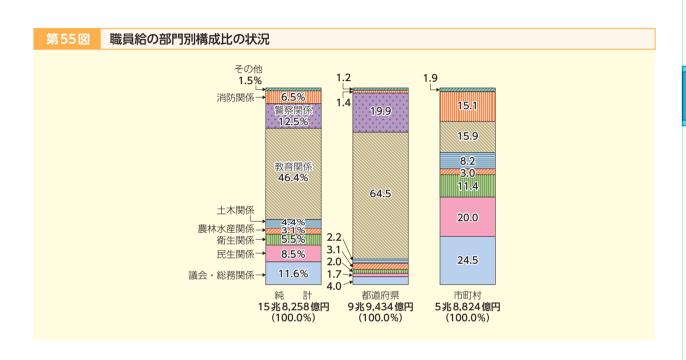
また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が1.3%減(前年度0.9%減)、その他の手当が1.4%減(同1.6%減)となっている。

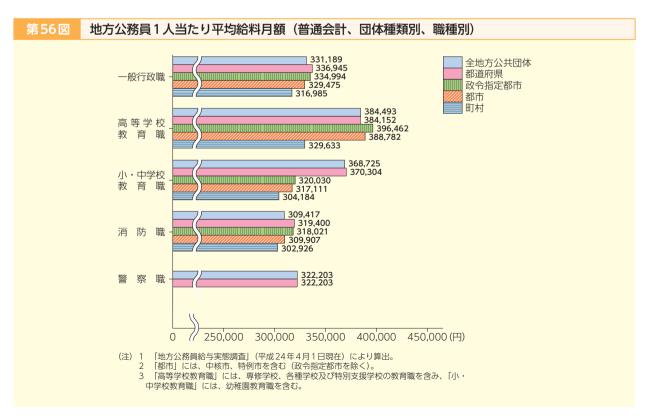
職員給の部門別構成比は、第55図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合(職員給総額の46.4%)を占め、以下、警察関係(同12.5%)、議会・総務関係(同11.6%)、民生関係(同8.5%)、消防関係(同6.5%)、衛生関係(同5.5%)の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(64.5%)を占め、警察関係(19.9%)と合わせて全体の84.4%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(24.5%)を占めており、以下、民生関係(20.0%)、教育関係(15.9%)、消防関係(15.1%)、衛生関係(11.4%)の順となっている。

次に、平成24年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。





#### (イ) 地方公務員の数 [資料編:第78表]

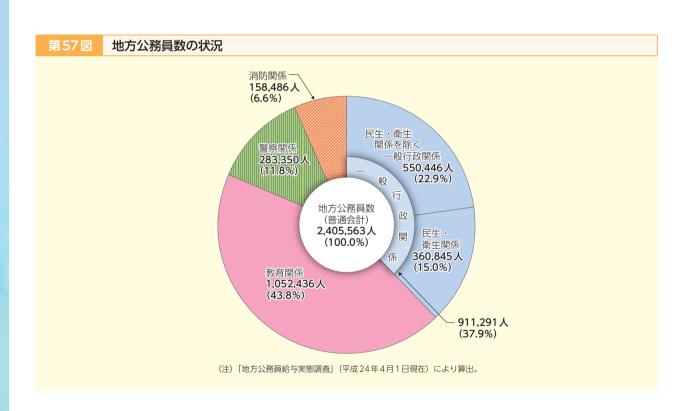
地方公共団体の職員数(普通会計分)は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降17年連続して減少しており、24年4月1日現在の職員数は240万5,563人で、前年同期と比べると1万5,017人減少(0.6%減)している。

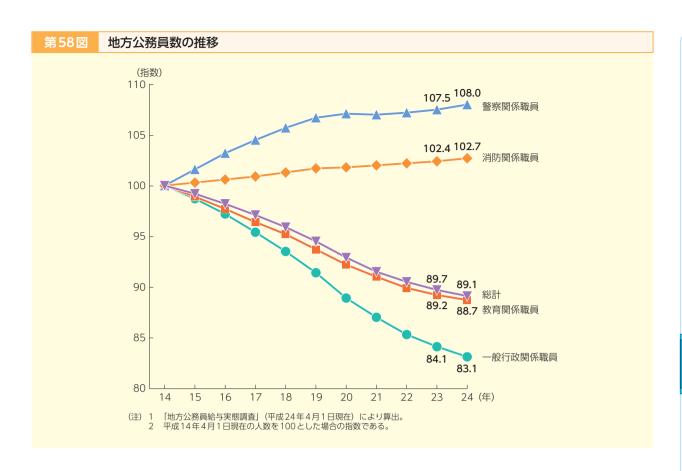
職員の部門別構成比は、第57図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の43.8%)を占め、以下、一般行政関係職員(同37.9%)、警察関係職員(同11.8%)、消防関係職員(同6.6%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.8%、一般行政関係職員が16.2%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.9%、教育関係職員が15.7%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が1,327人増加、消防関係職員が421人増加しているが、一般行政関係職員が1万767人減少、教育関係職員が5,998人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、民生関係職員が3,331人減少、衛生関係職員が2,217人減少、土木関係職員が1,842人減少、農林水産関係職員が1,480人減少、議会・総務関係職員が1,045人減少、税務関係職員が764人減少、労働関係職員が70人減少、商工関係職員が18人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第58図のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、警察関係職員、消防関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前(平成14年4月1日現在)と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、第59図のとおりである。







#### (ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成24年12月31日現在で2,735人(対前年度同期比増減なし)となっている。

また、市町村議会議員の定数は、3万2,218人(対前年度同期比211人減少(0.7%減))となっている。

#### 

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費であ

る。

扶助費の決算額は12兆221億円で、前年度と比べると0.5%増(前年度6.4%増)となっており、12年連続で増加している。

このうち通常収支分は11兆9,784億円で、障害福祉サービス等の報酬改定等に伴う自立支援給付の増加、生活保護受給者数の増加等による生活保護費の増加等により、前年度と比べると1.1%増(前年度5.5%増)となっており、東日本大震災分は437億円で、災害弔慰金等の支給の減少等により、前年度と比べると57.5%減となっている。

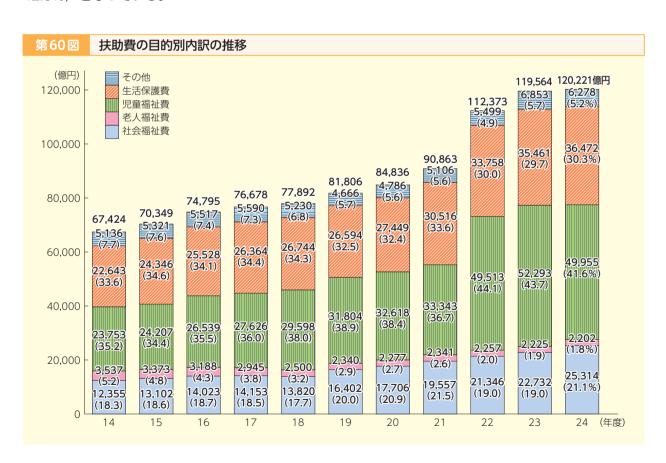
また、扶助費の歳出総額に占める割合は12.5%で、前年度と比べると0.2ポイントの上昇となっている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が4兆9,955億円で最も大きな割合(扶助費総額の41.6%)を占め、以下、生活保護費の3兆6,472億円(同30.3%)、社会福祉費の2兆5,314億円(同21.1%)、衛生費の4.399億円(同3.7%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が、児童手当制度の改正等により、4.5%減(前年度5.6%増)、生活保護費が2.8%増(同5.0%増)、社会福祉費が11.4%増(同6.5%増)、衛生費が1.2%増(同8.4%増)となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付金等の国庫支出金が6兆2,213億円(扶助費総額の51.7%)、次いで一般財源等が5兆1,443億円(同42.8%)となっている。



#### ウ 公債費[資料編:第98表~第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆9,824億円で、前年度と比べると0.4%増(前年度0.1%減)となっている。 なお、中越沖地震復興基金等関連のものを除くと、前年度と比べて450億円減少(前年度0.3%減)している。 このうち通常収支分は12兆9,824億円で、前年度と比べると0.4%増(前年度0.2%減)となっており、東日本大震災分は1億円で、前年度と比べると98.8%減となっている。

なお、公債費の歳出総額に占める割合は13.5%で、前年度と比べると0.2ポイントの上昇となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が10兆8,171億円(公債費総額の83.3%)、地方債利子が2兆1,615億円(同16.6%)、一時借入金利子が38億円(同0.0%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が1.3%増(前年度0.4%増)、地方債利子が4.1%減(同2.2%減)、一時借入金利子が24.0%減(同37.2%減)となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては6兆9,818億円で、前年度と比べると2.5%増(前年度0.3%増)、市町村においては6兆599億円で、前年度と比べると2.1%減(同0.8%減)となっている。

また、歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては14.1%で、前年度と比べると0.7ポイントの上昇となっており、市町村においては11.2%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆2,455億円(公債費総額の94.3%)となっており、使用料、手数料等の特定財源が7,369億円(同5.7%)となっている。

### (2) 投資的経費[資料編:第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は13兆4,202億円で、前年度と比べると0.9%増(前年度1.5%減)となっている。

このうち通常収支分は11兆5,402億円で、前年度と比べると5.9%減となっており、東日本大震災分は1兆8,800億円で、前年度と比べると81.6%増となっている。

また、投資的経費の歳出総額に占める割合は13.9%で、前年度と比べると0.2ポイントの上昇となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は12兆4,490億円で、投資的経費に占める割合は92.8%(前年度94.3%)、災害復旧事業費は9,711億円で、投資的経費に占める割合は7.2%(同5.7%)、失業対策事業費は1億円で、投資的経費に占める割合は0.0%(同0.0%)となっている。

#### 一 普通建設事業費[資料編:第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は12兆4,490億円で、前年度と比べると0.7%減(前年度6.0%減)となっている。

このうち通常収支分は11兆1,767億円で、単独事業、補助事業の減少等により、前年度と比べると6.9%減となっており、東日本大震災分は1兆2,723億円で、復旧・復興事業、学校施設耐震化等の緊急防災・減災事業の増加等により、前年度と比べると142.4%増となっている。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費(普通建設事業費総額の49.3%)、単独事業費(同43.3%)、国直轄事業負担金(同7.4%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は5.3%減(前年度17.1%減)、補助事業費は0.9%増(同8.3%増)、国直轄事業負担金は20.9%増(同10.8%減)となっている。

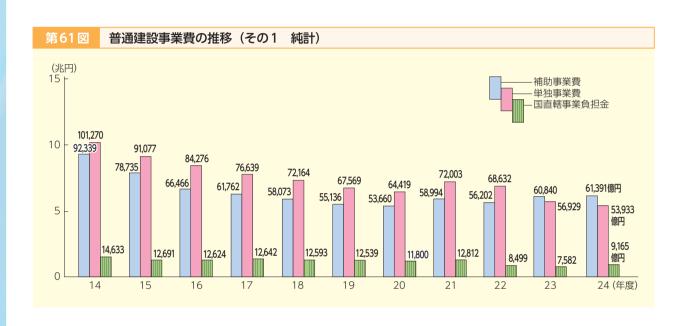
近年の普通建設事業費の推移は、第15表のとおりである。

また、普通建設事業費の内訳の推移は、第61図のとおりである。

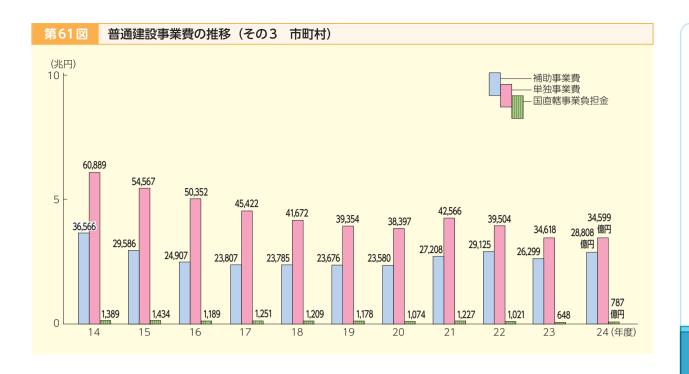
#### 第15表 普通建設事業費(補助・単独)の推移

(単位 億円・%)

区		分	平 成 14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
普通	建設事業費	(A)	208,242	182,503	163,367	151,043	142,829	135,243	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490
う	補助事業	(B)	92,339	78,735	66,466	61,762	58,073	55,136	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391
5	単独事業	(C)	101,270	91,077	84,276	76,639	72,164	67,569	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933
普通	建設事業費	(B)/(A)	44.3	43.1	40.7	40.9	40.7	40.8	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3
に占	ある割合	(C)/(A)	48.6	49.9	51.6	50.7	50.5	50.0	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3





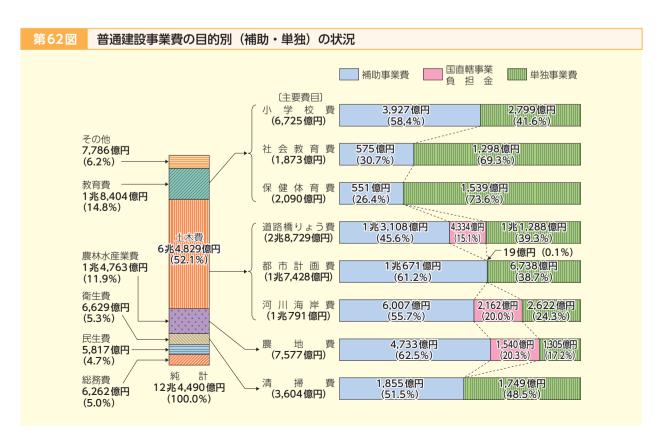


#### (ア) 普通建設事業費の目的別内訳[資料編:第83表~第87表]

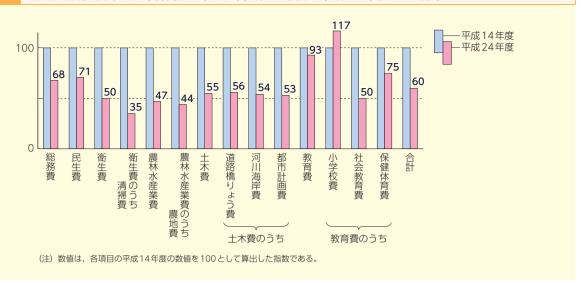
普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の52.1%)を占め、以下、教育費(同14.8%)、農林水産業費(同11.9%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.9%増(前年度8.4%減)、教育費が6.1%増(同15.9%減)、農林水産業費が1.0%増(同7.5%減)となっている。なお、民生費は、東日本大震災に係る応急仮設住宅の設置の減等により、38.1%減(前年度54.0%増)となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合(普通建設







事業費総額の23.1%)を占め、以下、都市計画費(同14.0%)、河川海岸費(同8.7%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(普通建設事業費総額の28.7%)、河川海岸費(同15.1%)、農地費(同10.2%)、都市計画費(同9.3%)、林業費(同5.1%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同18.3%)、道路橋りょう費(同15.8%)、小学校費(同10.3%)、中学校費(同6.2%)、清掃費(同5.3%)の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、商工費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、労働費、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前(平成14年度)の決算額との比較については、**第63**図のとおりである。

#### (イ)補助事業費[資料編:第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。 補助事業費の決算額は6兆1,391億円で、前年度と比べると0.9%増(前年度8.3%増)となっている。 このうち通常収支分は5兆2,490億円で、前年度と比べると7.7%減となっており、東日本大震災分は 8,901億円で、前年度と比べると123.2%増となっている。

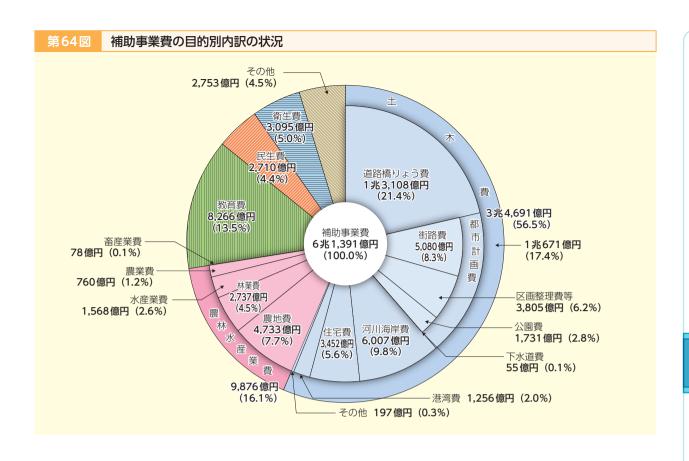
これを団体種類別にみると、都道府県においては3兆5,038億円で、前年度と比べると4.8%減(前年度24.7%増)、市町村においては2兆8,808億円で、前年度と比べると9.5%増(同9.7%減)となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第64図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(補助事業費総額の56.5%)を占め、以下、農林水産業費(同16.1%)、教育費(同13.5%)、衛生費(同5.0%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が6.3%増(前年度26.1%増)、農林水産業費が3.3%増(同6.7減)、教育費が13.5%増(同30.9%減)、衛生費が1.5%増(同27.5%増)となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(補助事業費総額の21.4%)を占め、以下、都市計画費(同17.4%)、河川海岸費(同9.8%)の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(補助事業費総額の26.7%)、河川海 岸費(同16.1%)、農地費(同13.2%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同24.1%)、 小学校費(同13.6%)、道路橋りょう費(同13.1%)の順となっている。



#### (ウ)単独事業費[資料編:第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する 事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は5兆3,933億円で、前年度と比べると5.3%減(前年度17.1%減)となっている。

このうち通常収支分は5兆829億円で、前年度と比べると10.0%減となっており、東日本大震災分は3.104億円で、前年度と比べると547.7%増となっている。

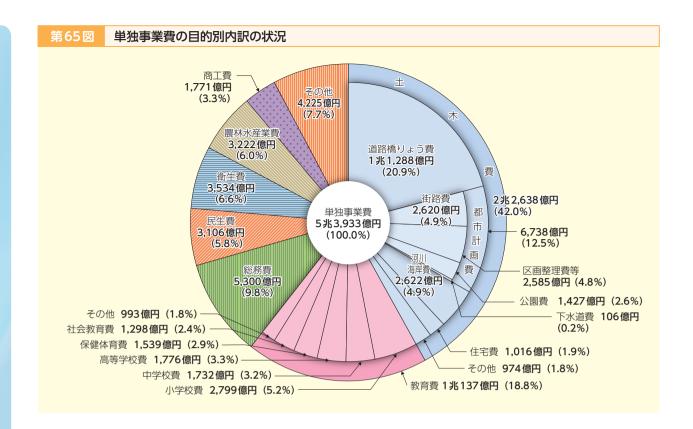
これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆1,672億円で、前年度と比べると12.5%減(前年度21.5%減)、市町村においては3兆4,599億円で、前年度と比べると0.1%減(同12.4%減)となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(単独事業費総額の42.0%)を占め、以下、教育費(同18.8%)、総務費(同9.8%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が12.0%減(前年度31.9%減)、教育費が0.7%増(同0.2%減)、総務費が2.2%増(同4.0%減)となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(単独事業費総額の20.9%)を占め、以下、都市計画費(同12.5%)、小学校費(同5.2%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(単独事業費総額の25.3%)、都市計画費(同10.1%)、河川海岸費(同9.3%)の順となっており、市町村においては道路橋りょう費(同17.1%)、都市計画費(同13.6%)、小学校費(同8.1%)の順となっている。



#### (工) 国直轄事業負担金 [資料編:第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法 令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は9,165億円で、前年度と比べると20.9%増(前年度10.8%減)となっている。

このうち通常収支分は8,448億円で、前年度と比べると24.2%増となっており、東日本大震災分は717億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の81.8%)を占め、次いで農林水産業費(同18.2%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が26.7%増(前年度9.6%減)、農林水産業費が0.0%増(同14.7%減)となっている。

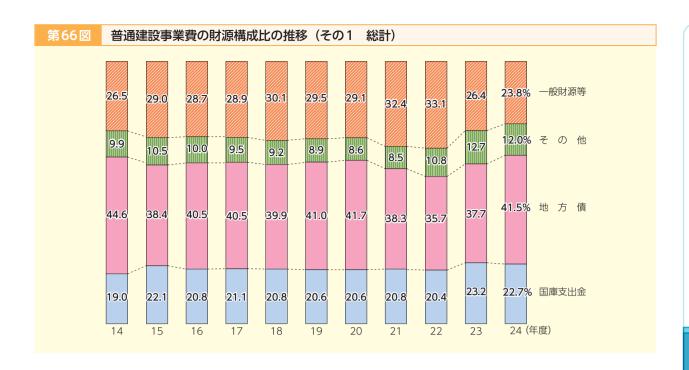
さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の47.3%)を占め、以下、河川海岸費(同23.6%)、農地費(同16.8%)の順となっている。

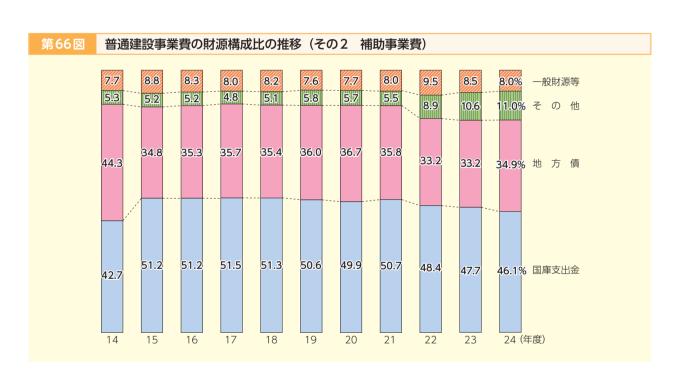
#### (オ) 普通建設事業費の充当財源[資料編:第83表~第86表]

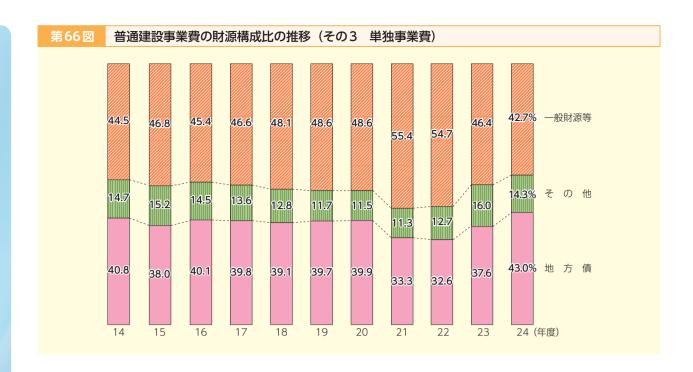
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合(普通建設事業費総額の41.5%)を占めており、以下、一般財源等(同23.8%)、国庫支出金(同22.7%)の順となっている。 普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は3.8ポイントの上昇、一般財源等は2.6ポイントの低下、国庫支出金は0.5ポイントの低下となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が46.1%、地方債が34.9%、一般財源等が8.0%となっており、単独事業費については、地方債が43.0%、一般財源等が42.7%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第66図のとおりである。







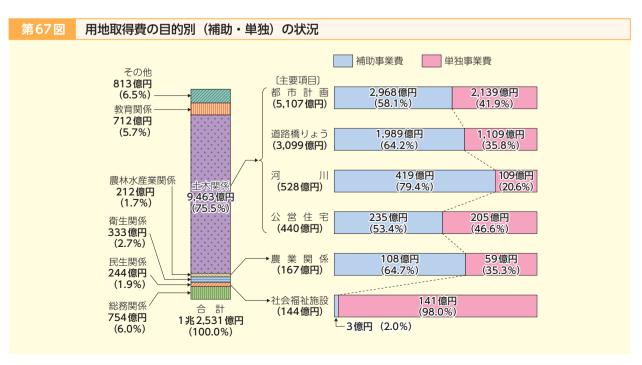
#### (力) 用地取得費 [資料編:第88表~第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する 経費である用地取得費の決算額は1兆2,531億円で、前年度と比べて2.1%増(前年度13.2%減)となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4,514億円で、前年度と比べると6.2%減(前年度10.4%減)、市町村においては8,016億円で、前年度と比べると7.5%増(同15.0%減)となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合(用地取得費総額の75.5%)を占め、次いで、総務関係(同6.0%)となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合(用地取得費総額の40.8%、都道府県36.7%、市町村43.0%)を占め、次いで、道路橋りょう(同24.7%、同41.1%、同15.5%)となって



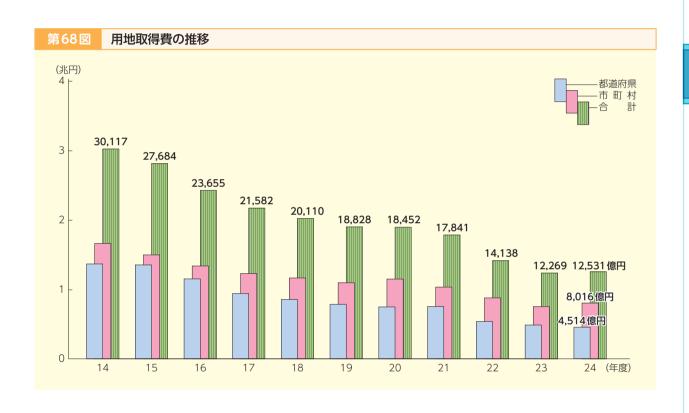
いる。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は3,592億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると3.8ポイント低下の28.7%(都道府県48.7%、市町村17.4%)となっている。

取得用地面積(債務負担行為等に係るものを含む。)は8,240万6千 $m^2$ (都道府県2,201万2千 $m^2$ 、市町村6,039万5千 $m^2$ )で、前年度と比べると15.5%増となっている。

用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成24年度は10.1%(都道府県6.9%、市町村12.2%)となっている。



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区 分		平 成 14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都 道 府 児	1	11.6	12.7	11.7	10.9	10.6	10.5	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9
市町村	4	16.2	16.4	16.1	16.8	16.9	16.6	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2
政令指定都可	ħ	22.0	24.0	22.8	22.7	23.8	22.4	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5
特 別 🖸	$\overline{\underline{X}}$	25.4	23.0	22.5	30.6	24.6	25.2	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2
中核「	f	17.6	19.4	17.0	16.2	16.3	15.9	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0
特例。	<b>5</b>	22.7	20.6	25.5	22.9	21.9	18.6	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0
都市	f	19.8	18.5	16.6	16.1	15.7	15.6	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9
町	4	9.2	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6
一部事務組合等	等	2.9	4.9	2.4	1.6	3.1	1.7	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8
合 計		13.7	14.4	13.8	13.6	13.5	13.9	14.2	12.4	10.6	9.8	10.1

#### ✓ 災害復旧事業費「資料編:第91表]

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧する ために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は9,711億円で、前年度と比べると27.2%増(前年度377.4%増)となっている。

このうち通常収支分は3,633億円で、前年度と比べると43.8%増となっており、東日本大震災分は6,077億円で、前年度と比べると19.0%増となっている。通常収支分において増加したのは、平成23年の新潟・福島豪雨及び台風第12号等並びに平成24年7月九州北部豪雨等による災害に係る災害復旧事業によるものである。

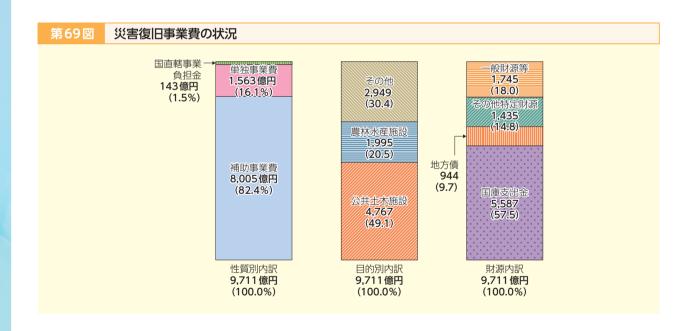
災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりである。

災害復旧事業費の内訳は、補助事業費が8,005億円で、前年度と比べると43.6%増(前年度375.0%増)、単独事業費が1,563億円で、前年度と比べると19.7%減(同365.5%増)、国直轄事業負担金が143億円で、前年度と比べると24.2%増(同1,332.0%増)となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係(災害復旧事業費総額の49.1%)と農地、農業用施設等の農林水産施設関係(同20.5%)で全体の69.6%を占めている。

災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合(災害復旧事業費総額の57.5%)を占め、次いで一般財源等(同18.0%)となっており、これらの財源で充当された財源の75.5%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70回のとおりである。



#### 第70図 災害復旧事業費の推移 9.711億円 10,000 9.000 8,000 7.633 7.081 7,000 6,000 4,938 4.906 5,000 4,000 3,543 3,455 3,029 3,000 1,875 2,000 1,599 1,350 1,000

#### ウ 失業対策事業費[資料編:第92表]

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24 (年度)

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は1億円で、前年度と比べると68.4%減(前年度84.3%減)となっている。

その内訳をみると、補助事業費が0億円(失業対策事業費総額の29.1%)、単独事業費が1億円(同70.9%)となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、一般財源等が1億円(失業対策事業費総額の92.2%)等となっている。

## (3) その他の経費 [資料編:第73表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに 前年度繰上充用金があり、その決算額は34兆9,762億円で、前年度と比べると1.1%減(前年度5.4% 増)となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は36.3%で、前年度と比べると0.2ポイントの低下となっている。

その他の経費の内訳をみると、第17表のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、補助費等が9.5% (前年度9.2%)、物件費が9.1% (同9.1%)、貸付金が6.0% (同6.6%)、繰出金が5.4% (同5.3%)、積立金が4.7% (同4.8%)の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業(「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部を適用している事業)の地方公営企業会計に対する繰出し(補助費等)は2兆37億円、法非適用企業(「地方公営企業法」の規定を適用していない事業)の地方公営企業会計に対する繰出し(繰出金)は1兆2,260億円で、合計3兆2,297億円となっており、前年度と比べると2.6%減(前年度0.2%増)となっている。

#### 第17表 その他の経費の状況

区分	決	章 額	増減率		
2	平成24年度 平成23年度		平成24年度	平成23年度	
	億円	億円	%	%	
物件費	87,274	87,827	△ 0.6	9.5	
維持補修費	11,096	11,101	△ 0.0	4.5	
補 助 費 等	91,904	89,093	3.2	△ 5.3	
繰 出 金	51,648	50,972	1.3	2.1	
積 立 金	45,760	46,207	△ 1.0	47.2	
投資及び出資金	3,784	4,750	△ 20.3	15.7	
貸 付 金	58,288	63,687	△ 8.5	△ 2.3	
前年度繰上充用金	7	19	△ 64.6	△ 60.5	
合 計	349,762	353,656	△ 1.1	5.4	

### 7 物件費[資料編:第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は8兆7,274億円で、前年度と比べると0.6%減(前年度9.5%増)となっている。

このうち通常収支分は8兆243億円で、前年度と比べると3.0%減となっており、東日本大震災分は7.031億円で、37.3%増となっている。

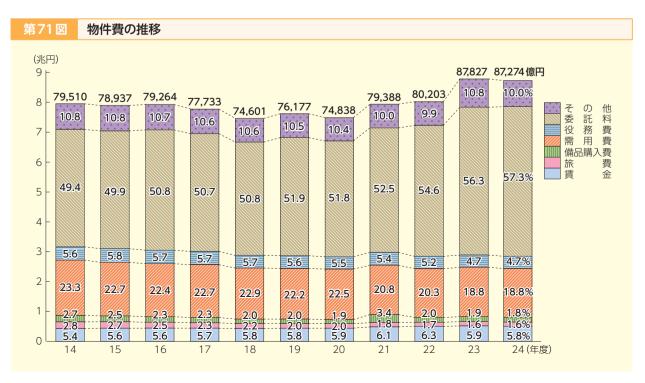
その内訳をみると、委託料が最も大きな割合(物件費総額の57.3%)を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費(同18.8%)となっており、これらの経費で物件費総額の76.1%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が1.2%増(前年度12.9%増)、需用費が0.9%減(同1.7%増)となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、第71図のとおりである。

#### ◢ 維持補修費 [資料編:第80表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆1,096億





円で、前年度と比べると0.0%減(前年度4.5%増)となっている。

このうち通常収支分は1兆1,051億円で、前年度と比べると1.0%増となっており、東日本大震災分は45億円で、71.8%減となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費(維持補修費総額の67.7%)、衛生費(同11.1%)、教育費(同9.9%)の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.7%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.4%増(前年度4.9%増)、衛生費が1.7%減(同0.3%減)、教育費が1.6%増(同1.0%減)となっている。

#### 対 補助費等[資料編:第82表]

地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆1,904億円で、前年度と比べると3.2%増(前年度5.3%減)となっている。

このうち通常収支分は8兆9,473億円で、前年度と比べると2.4%増となっており、東日本大震災分は2,431億円で、42.9%増となっている。

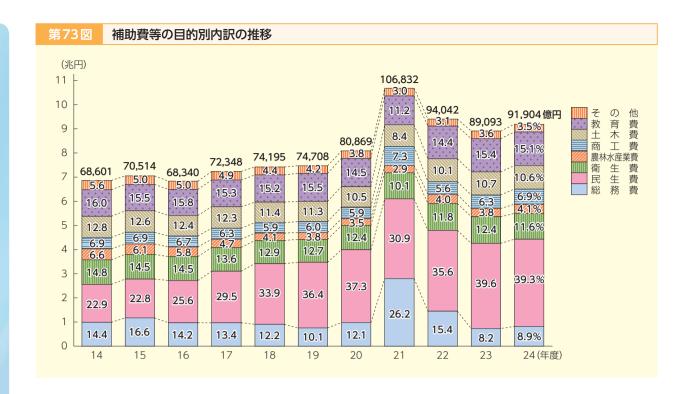
補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆6,159億円で最も大きな割合(補助費等総額の39.3%)を占め、以下、教育費の1兆3,845億円(同15.1%)、衛生費の1兆678億円(同11.6%)、土木費の9,781億円(同10.6%)、総務費の8,149億円(同8.9%)、商工費の6,305億円(同6.9%)、農林水産業費の3,813億円(同4.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が2.5%増(前年度5.4%増)、教育費が1.0%増(同1.2%増)、衛生費が3.4%減(同0.1%減)、土木費が2.4%増(同0.9%増)、総務費が11.8%増(同49.6%減)、商工費が11.8%増(同7.2%増)、農林水産業費が12.8%増(同9.2%減)となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において 負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,668億円で、前年度と比べると 0.1%減(前年度1.1%増)となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが7,775億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金及び補助金総額の46.6%)を占め、次いで、病院事業の6,098億円(同36.6%)となっており、これら2事業で総額の83.2%を占めている。以下、交通事業の1,358億円(同8.1%)、上水道事業の798億円(同4.8%)の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、第73回のとおりである。市町村の国民健康保険事業会計等に対する 都道府県の負担金等の民生費の増加等により増加の傾向にある。



### ■ 繰出金[資料編:第93表]

普通会計から他会計、基金(定額の資金の運用を目的とする基金)に支出する経費である繰出金の決算額は5兆1.648億円で、前年度と比べると1.3%増(前年度2.1%増)となっている。

このうち通常収支分は5兆1,282億円で、前年度と比べると1.6%増となっており、東日本大震災分は367億円で、24.2%減となっている。

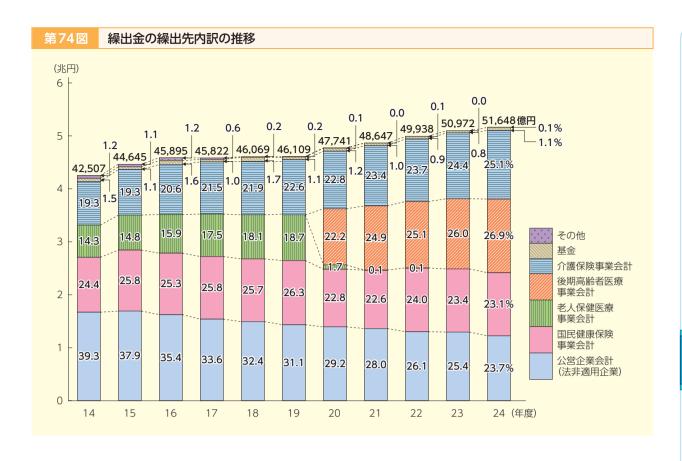
繰出金の繰出先内訳の状況は、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆3,883億円で最も大きな割合(繰出金総額の26.9%)を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの1兆2,974億円(同25.1%)、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するもの1兆2,260億円(同23.7%)、国民健康保険事業会計に対するもの1兆1,921億円(同23.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、後期高齢者医療事業会計に対するものが4.8%増(前年度5.6%増)、介護保険事業会計に対するものが4.4%増(同5.0%増)、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するものが5.2%減(同0.7%減)、国民健康保険事業会計に対するものが0.1%減(同0.4%減)となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが9,076億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金総額の74.0%)を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が6,896億円(下水道事業に対する繰出金総額の76.0%)、建設費繰出が736億円(同8.1%)で、これらの繰出で全体の84.1%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、第74図のとおりである。後期高齢者医療事業会計に対するもの及び介護保険事業会計に対するものの増加等により、増加の傾向にある。

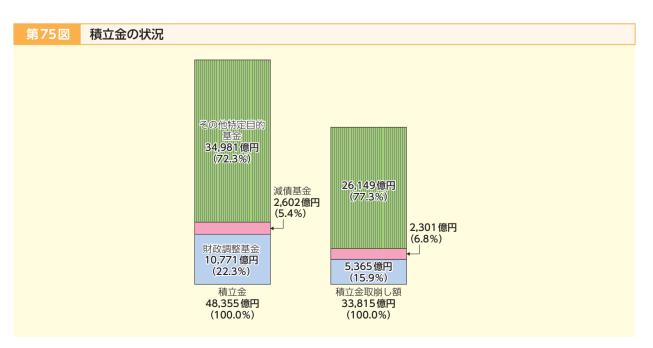


### **才** 積立金 [資料編:第94表、第102表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金 (歳計剰余金処分による積立金を含む。)の決算額は4兆8,355億円で、前年度と比べると0.5%減(前年度45.7%増)となっている。

積立金の状況は、第75図のとおりであり、積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは1兆771億円で、前年度と比べると1,611億円増加(17.6%増)、減債基金に対するものは2,602億円で、前年度と比べると1,143億円減少(30.5%減)、その他特定目的基金に対するものは3兆4,981億円で、前年度と比べると720億円減少(2.0%減)している。

一方、積立金取崩し額は3兆3,815億円で、前年度と比べると1,731億円増加(5.4%増)している。



その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は5,365億円で、前年度と比べると156億円減少(2.8%減)、減債基金の取崩し額は2,301億円で、前年度と比べると471億円増加(25.8%増)、その他特定目的基金の取崩し額は2兆6,149億円で、前年度と比べると1,416億円増加(5.7%増)している。

なお、平成24年度末における積立金現在高は21兆462億円で、前年度末と比べると1兆4,540億円増加(7.4%増)している(積立金現在高については、「2 地方財政の概況(6)将来の財政負担 ウ積立金現在高」を参照)。

#### 力 投資及び出資金[資料編:第95表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,784億円で、前年度と比べると20.3%減(前年度15.7%増)となっている。

このうち通常収支分は3,723億円で、前年度と比べると7.6%減となっており、東日本大震災分は61億円で、91.5%減となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、衛生費が1,560億円で最も大きな割合(投資及び出資金総額の41.2%)を占め、次いで土木費が1,364億円(同36.0%)となっている

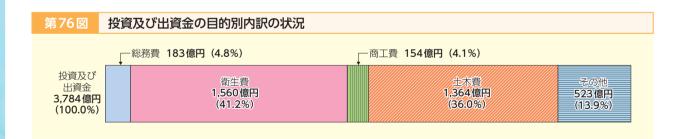
また、各費目の決算額を前年度と比べると、衛生費が4.4%減(前年度16.5%減)、土木費が5.1%減(同1.1%減)となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用企業)に対するものは2,617億円で、前年度と比べると52億円減少(1.9%減)している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが771億円で、最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する投資及び出資金総額の29.5%)を占め、以下、病院事業の720億円(同27.5%)、上水道事業の560億円(同21.4%)、交通事業の471億円(同18.0%)の順となっている。

平成24年度末における投資及び出資金の現在高は15兆631億円で、前年度末と比べると3,357億円 増加(2.3%増)している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆8,785億円で最も大きな割合(投資及び出資金 残高の25.7%)を占め、以下、開発関係の1兆2,100億円(同8.0%)、商工関係の1兆1,098億円(同 7.4%)の順となっている。



#### **目** 貸付金 [資料編:第96表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は5兆8,288億円で、前年度と比べると8.5%減(前年度2.3%減)となっている。

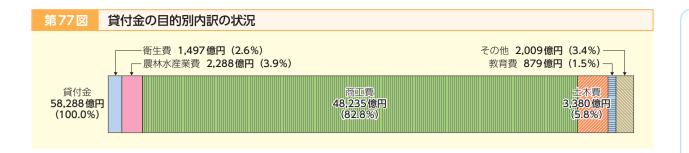
このうち通常収支分は5兆4,400億円で、前年度と比べると8.3%減となっており、東日本大震災分は3,889億円で、10.2%減となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、第77図のとおりであり、商工費が4兆8,235億円で最も大きな割合 (貸付金総額の82.8%)を占め、次いで、土木費が3,380億円(同5.8%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が6.7%減(前年度0.9%増)、土木費が32.8%減(同13.7%減)となっている。

地方公営企業会計(法適用企業)に対する貸付金は752億円で、前年度と比べると105億円減少(12.3%減)しており、貸付金総額に占める割合は1.3%となっている。

平成24年度末の貸付金の現在高は7兆8,567億円で、前年度末と比べると2,057億円減少(2.6%減)



### している。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆9,211億円(貸付金現在高の24.5%)、観光・交通関係が1兆2,384億円(同15.8%)、住宅関係が7,434億円(同9.5%)等となっている。

# 6 一部事務組合等の状況

平成24年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

### (1) 団体数[資料編:第4表]

平成24年度末の一部事務組合等の総数は1,360団体で、前年度末と比べると12団体減少している。 なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は112団体で、前年度末と変動はない。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が550 団体で最も大きな割合(一部事務組合等総数の40.4%)を占め、以下、広域消防等の消防関係286団体 (同21.0%)、退職手当組合等の総務関係203団体(同14.9%)の順となっている。

#### 第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成2	4年度	平成2	4-4 241	
	団 体 数	構成比	団 体 数	構成比	増減
		%		%	
総務関係組合	203	14.9	207	15.1	△ 4
うち退職手当組合	43	3.2	44	3.2	△ 1
民 生 関 係 組 合	86	6.3	86	6.3	_
衛 生 関 係 組 合	550	40.4	555	40.5	△ 5
うちごみ・し尿処理組合	461	33.9	467	34.0	△ 6
農林水産関係組合	76	5.6	76	5.5	-
消防関係組合	286	21.0	284	20.7	2
教育関係組合	59	4.3	56	4.1	3
う∫小 学 校 組 合	8	0.6	9	0.7	△ 1
う ∫ 小 学 校 組 合 ち 中 学 校 組 合	20	1.5	20	1.5	-
そ の 他	100	7.5	108	7.8	△ 8
合 計	1,360	100.0	1,372	100.0	△ 12

<sup>(</sup>注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

### (2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村(一部事務組合等を除く。)の数は延べ9,289 団体、一部事務組合等の数は延べ1,298 団体となっており、1 市町村当たり平均5.3 の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村(延べ9,289団体)をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,542団体で、最も大きな割合(全体の38.1%)を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,449団体(同26.4%)、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,494団体(同16.1%)の順となっている。

## (3) 一部事務組合等の歳入歳出決算[資料編:第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第78**図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,696億円で、 前年度と比べると1.9%増(前年度0.4%増)となっている。

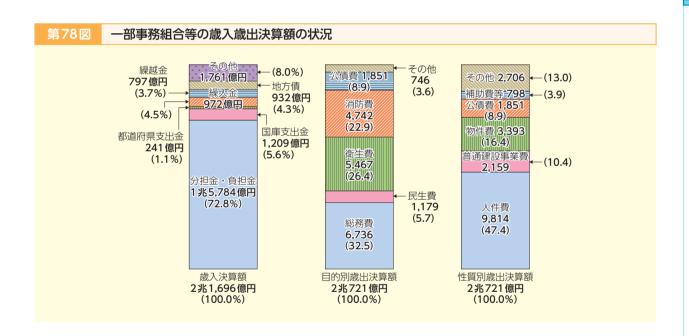
歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合(一部事務組合等の歳入総額の72.8%)を占めており、以下、国庫支出金(同5.6%)、繰入金(同4.5%)の順となっている。

歳出決算額は2兆721億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度0.1%増)となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の32.5%)を占め、以下、衛生費(同26.4%)、消防費(同22.9%)の順となっており、これらで全体の81.8%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、第19表のとおりであり、 消防費が最も大きな割合(市町村の歳出総額の26.8%)を占め、次いで、衛生費(同12.4%)、総務費 (同8.9%)の順となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の47.4%)を占め、以下、物件費(同16.4%)、普通建設事業費(同10.4%)、公債費(同8.9%)の順となっている。



#### 第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)

(単位 億円・%)

区		分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が 占 め る 割 合
総	務	費	75,289	6,736	8.9
衛	生	費	43,957	5,467	12.4
消	防	費	17,726	4,742	26.8
公	債	費	60,659	1,851	3.1
そ	の	他	344,133	1,925	0.6
歳	出合	計	541,764	20,721	3.8

# 7 地方公営事業の状況

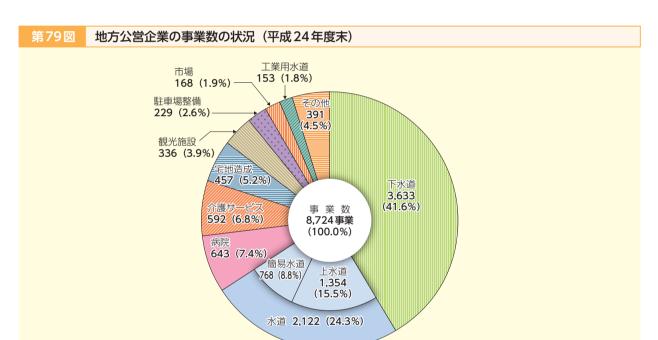
## (1) 地方公営企業

## アの概況

#### (ア) 事業数 [資料編:第114表]

平成24年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,786団体(企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している4団体及び特別区を含む。)であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,719市区町村となっている(地方公営企業を経営していない団体は3団体)。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は8,724事業で、前年度末と比べると30事業減少している。これを事業別にみると、第79回のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)、病院事業の順となっている。



#### (イ)業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、第20表のとおりである。

平成24年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

#### a 水道事業

水道事業(用水供給事業を除く。)においては、配水能力6,989万1千m³/日、導送配水管73万8,658kmを有し、年間155億m³(対前年度比0.9%減)の配水を行っている。また、給水人口は平成24年度末で1億2,459万3千人で、全国人口に対する割合は97.1%に達している。

#### b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,161万7千m³/日、導送配水管8,652kmを有し、年間44億50百万m³ (対前年度比0.6%減)の配水を行っている。また、契約水量は1,699万8千m³/日(同1.3%減)となっている。

#### c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,554両、営業路線540kmを有している。また、年間輸送人

## 第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	指標	全 事 業	左 記 に 占 め る 地方公営企業の割合
水 道 事 業	現 在 給 水 人 口	1億2,541万人	99.5%
工業用水道事業	年 間 総 配 水 量	44億53百万m³	99.9%
交通事業(鉄道)	年 間 輸 送 人 員	230億42百万人	13.3%
交通事業(バス)	年 間 輸 送 人 員	44億37百万人	20.9%
電 気 事 業	年間発電電力量	8,219億55百万kWh	1.0%
ガ ス 事 業	年間ガス販売量	1兆5,205億MJ	2.4%
病 院 事 業	病 床 数	1,578千床	12.4%
下 水 道 事 業	汚 水 処 理 人 口	1億1,138万人	91.3%

員は29億65百万人(対前年度比2.5%増)となっている。

## d バス事業

バス事業においては、車両7,942両、営業路線8,524kmを有している。また、年間輸送人員は9億28百万人(対前年度比0.9%減)となっている。

#### e 病院事業

病院事業においては、847病院、病床19万6,124床を有している。また、年延患者数は1億4,034万人(対前年度比2.2%減)であり、11年連続の減少となっている。

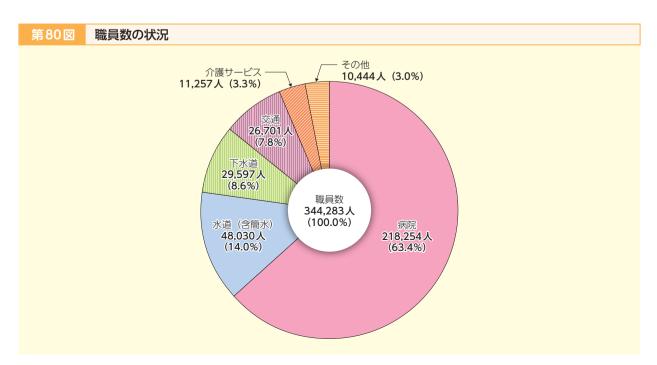
## f下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,059万m³/日、下水管布設延長50万854kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は111億m³(対前年度比0.6%増)となっている。

#### (ウ) 職員数 [資料編:第115表]

平成24年度末における地方公営企業に従事する職員の数は34万4,283人で、前年度末と比べると1.0%減となっている。

これを事業別にみると、第80図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、



下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の93.7%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、有料道路事業、駐車場整備事業以外の事業において職員数は減少している。

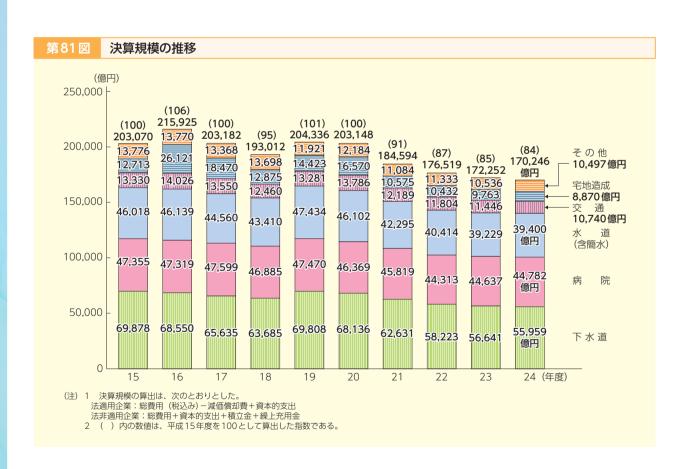
### (工)決算規模等[資料編:第116表]

決算規模は17兆246億円で、企業債元利償還金の減少等に伴う資本的支出の減少等により、前年度と比べると2,006億円減少(1.2%減)となっており、普通会計歳出決算額の17.7%(前年度17.8%)に相当する規模となっている。なお、「地方財政法」第33条の9の規定に基づく公的資金補償金免除繰上償還額(以下「補償金免除繰上償還額」という。)を除いたベースでは16兆7,120億円となっており、前年度と比べると2,679億円減少(1.6%減)となっている。

これを事業別にみると、**第81**図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、**第82図**のとおりであり、平成24年度の額は3兆5,518億円で、前年度と比べると1,032億円増加(3.0%増)となっており、13年ぶりに増加に転じている。これは、普通会計の普通建設事業費の28.5%(前年度27.5%)に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、交通事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、水道事業(対前年度比455億円増加、4.6%増)、病院事業(同345億円増加、9.4%増)、交通事業(同163億円増加、8.9%増)、港湾整備事業(同81億円増加、22.3%増)となっている。



#### 第82図 建設投資額の推移 (億円) (100) 60,000 H 57,284 (96) 54,898 2,867 2,612 (86)3,979 49,002 50,000 5,644 2,737 2.299 (77)3,793 3,102 (72)4,195 44,363 (70)40.986 (67) その他 **1,720億円** 40,025 3,781 2,338 2,585 (62)40,000 1,596 2,794 38,248 (62)1,487 2,562 2,662 35.518 (60)3,684 1,352 2,185 2,004 13,049 35.775 字批诰成 億円 2.298 34,486 2,059 1,946億円 2,359 2,112 1,867 2,492 1,519 1,992 1,826 3,284 12,599 2,833 2,902 3,125 1,989億円 11,580 30,000 3,156 10,996 3.688 10 549 4.032億円 10,564 10,594 0,361 億円 9.869 水 道(含簡水) 20,000 9 906 30,859 27,160 24.659 22,784 21,155 10,000 20.018 18.988 5,47 16.413 15,556 下水道 億円 0 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 (年度) (注) 1 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。 2 ( ) 内の数値は、平成15年度を100として算出した指数である。

## (オ)全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数 は全体の89.1%、赤字事業数は10.9%で、全体としては5.231億円の黒字となっている(前年度4.246 億円の黒字)。また、黒字額が前年度に比べて増加した主な理由については、特定被災地方公共団体が経 営する公営企業において収支が改善したことや、赤字を有する事業が廃止されたこと等が挙げられる。

#### 第21表 地方公営企業全体の経営状況

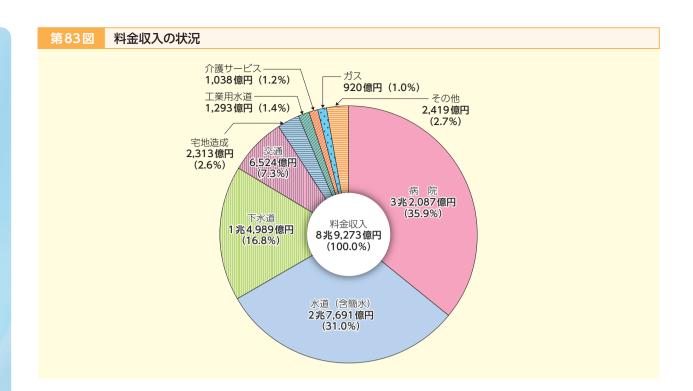
(単位 事業、億円)

□ A	平成 24 年度 (A)			平成 23 年度 (B)		差 引 (A) - (B)			
区分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	(2,172)	(5,548)	(7,720)	(2,145)	(5,606)	(7,751)	(27)	(△ 58)	(△ 31)
	[72.8%]	[97.7%]	[89.1%]	[72.6%]	[97.5%]	[89.1%]			
黒 字 額	5,702	1,371	7,074	5,871	1,313	7,183	△ 168	59	△ 110
赤字事業数	(810) [27.2%]	(130) [2.3%]	(940) [10.9%]	(808) [27.4%]	(144) [2.5%]	(952) [10.9%]	(2)	(△ 14)	(△ 12)
赤字額	1,328	515	1,843	2,354	584	2,937	△1,026	△ 69	△1,095
総事業数収 支	(2,982) 4,374	(5,678) 857	(8,660) 5,231	(2,953) 3,517	(5,750) 729	(8,703) 4,246	(29) 857	(△ 72) 128	(\triangle 43) 985

- (注) 1
- 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。第22表から第32表まで同じ。 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第32表まで同じ。 [ ] は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合である。

#### (力)料金収入

料金収入は8兆9,273億円で、前年度と比べると111億円減少(0.1%減)となっている。これを事業 別にみると、第83図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、 交通事業の順となっている。

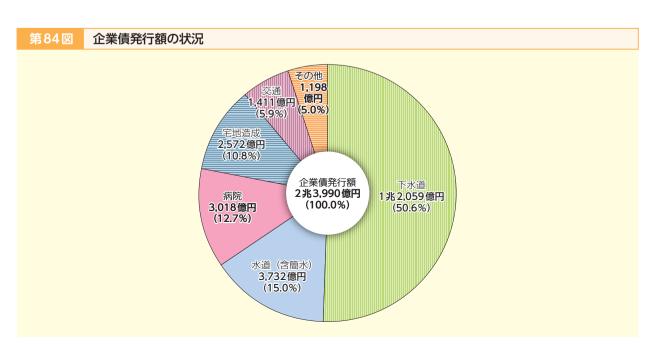


#### (キ)企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第84回のとおりであり、発行額は2兆3,990億円で、前年度と比べると205億円減少(0.8%減)となっている。なお、補償金免除繰上償還に係る借換債を除いたベースでは2兆1,668億円となっており、前年度と比べると737億円減少(3.3%減)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、平成24年度末の額は49兆9,117億円で、前年度末と比べると1兆6,909億円減少(3.3%減)となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。



## 第85図 企業債借入先別現在高の推移



#### (ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆1,594億円で、前年度と比べると1,108億円減少(3.4%減)となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆629億円(収益的収入に対する割合17.3%)、資本的収入として1兆965億円(資本的収入に対する割合23.1%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の55.8%)を占め、以下、病院事業(同22.3%)、水道事業(同6.9%)、交通事業(同5.1%)の順となっている。

### (ケ) 法適用企業の経営状況 [資料編:第117表]

## a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。 純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であ り、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、過年度の職員給与費等の費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は9兆9,963億円、総費用(経常費用+特別損失)

区分	純 拍	益	経常損益	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
(事業数)	(2,172)	(2,145)	(2,162)	(2,159)
黒字額	5,702	5,871	5,750	5,921
(事業数)	(810)	(808)	(820)	(794)
赤字額	1,328	2,354	1,188	1,401
(事業数)	(2,982)	(2,953)	(2,982)	(2,953)
収 支	4,374	3,517	4,562	4,520

は9兆5,589億円となっている。この結果、純損益は4,374億円の黒字となっており、総収支比率は104.6%と前年度より0.9ポイント上昇している。また、経常収益(営業収益+営業外収益)は9兆9,309億円、経常費用(営業費用+営業外費用)は9兆4,747億円となっている。この結果、経常損益は4,562億円の黒字となっており、経常収支比率は104.8%と前年度同数となっている。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは10年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第22表のとおりである。

#### b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆8,684億円で、前年度と比べると257億円減少(5.0%減)となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業(累積欠損金合計額の44.2%)、病院事業(同40.2%)である。

#### c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,849億円で、前年度と比べると172億円減少(8.5%減)となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業(不良債務額全体の73.6%)、下水道事業(同11.5%)、病院事業(同5.7%)である。

#### d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆5,969億円で、前年度と比べると6億円増加(0.0%増)となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆9,516億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆5,714億円、財源不足額は739億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆5,408億円で、前年度と比べると1,172億円増加(4.8%増) となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業(建設改良費全体の37.8%)、下水道事業(同31.6%)、病院事業(同15.9%)である。

#### (コ) 法非適用企業の経営状況 [資料編:第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.7%、赤字事業数は2.3%を 占めており、全体では857億円の黒字(前年度729億円の黒字)となっている。

## (サ)経営健全化等の状況

地方公営企業の経営健全化、抜本改革の推進等に向けた取組については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営企画室長、地域企業経営企画室長通知)において、事業そのものの意義や必要性を再検討し、採算性を踏まえた上で、平成25年度までに抜本的改革を推進するよう要請している。各地方公共団体においては、同通知を踏まえ、民間への事業譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法

の導入など、さまざまな取組が進められているところである(詳細は第3部4(2)参照)。

#### **■ 事業別状況 [資料編:第114表~第119表]**

#### (ア)水道事業

#### a 事業数

### (a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成24年度決算対象となるものは、1,354事業であり、このうち、末端給水事業は1,281事業、用水供給事業は73事業(うち建設中4事業)である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が688事業、町村営が522事業、企業団営等が48事業であり、用水供給事業は、府県営が22事業、政令指定都市営が1事業、企業団営等が50事業となっている。

#### (b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成24年度決算対象となるものは、769事業(うち 法適用23事業)である。これを経営主体別にみると、町村営が500事業で全体の65.0%を占め、 以下、市営が260事業、政令指定都市営が5事業、一部事務組合営等が3事業、県営が1事業と なっている。

#### b 業務の状況

水道事業の給水人口(用水供給事業を除く。)は、平成24年度末で1億25百万人(上水道事業1億21百万人、簡易水道事業4百万人)であり、前年度と比べると微減となっている。また、平成24年度の年間総有収水量(用水供給事業を含む。)は185億34百万m³(前年度185億38百万m³)、給水人口1人当たり1日平均有収水量(用水供給事業を除く。)は前年度と同じく3041となっている。

#### c 経営状況

#### (a) 法適用企業

### (i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は2兆9,678億円、総費用は2兆7,362億円となっており、この結果、純損益は2,316億円の黒字(前年度2,051億円の黒字)、総収支比率は108.5%となっている。また、経常収益は2兆9,591億円、経常費用は2兆7,183億円となっており、この結果、経常損益は2,408億円の黒字、経常収支比率は108.9%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

累積欠損金は1,571億円で、前年度と比べると5.1%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。(前年度3事業、2億円)。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は、第86図のとおりであり、平成24年度の額は1兆7,289億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が6,024億円、内部資金が1兆1,251億円で、財源不足額は14億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,608億円で、前年度と比べると3.7%増、企業債償還金は6,763億円で、前年度と比べると4.1%増となっている。

#### (iii) 給水原価と料金

有収水量1m³当たりの給水原価(用水供給事業を除く。)は173.29円で、前年度と比べると0.3%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が64.96円、職員給与費が24.00円、受水費が29.91円、その他の経費が54.42円となっている。これに対して1m³当たりの供給単価は171.62円であり、給水原価が供給単価を1.67円上回る状態となっている。

また、平成24年度中に料金改定を実施した水道事業(用水供給事業を含む。)は73事業(前年度117事業)で、営業中の事業の5.3%となっている。

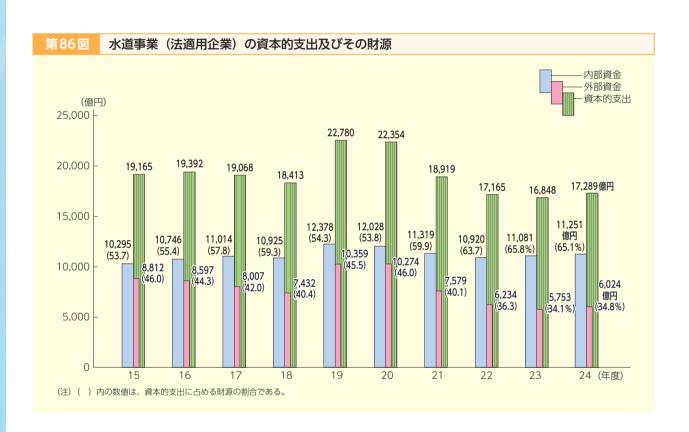
#### (b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は746事業で、実質収支をみると、黒字事業が738事業で

#### 第23表 水道事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	益 益	経常損益		
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
(事業数)	(1,169)	(1,154)	(1,175)	(1,179)	
黒字額	2,489	2,313	2,519	2,370	
(事業数)	(204)	(217)	(198)	(192)	
赤字額	174	262	111	139	
(事業数)	(1,373)	(1,371)	(1,373)	(1,371)	
収 支	2,316	2,051	2,408	2,231	



57億円の黒字、赤字事業が8事業で1億円の赤字となっており、差引56億円の黒字となっている。

## (イ)工業用水道事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成24年度決算対象となるものは、153事業(うち建設中4事業)である。これを経営主体別にみると、都道府県営が40事業、政令指定都市営が9事業、市営が81事業、町村営が14事業、企業団営が9事業となっている。

施設数は258施設、給水先事業所数は6,040箇所、年間総配水量は44億50百万m³となっている。また、施設利用率(1日平均配水量を現在配水能力で除したもの。)の平均は55.9%(前年度57.0%)となっている。

#### b 経営状況

#### (a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,453億円、総費用は1,230億円となっており、この結果、純損益は223億円の黒字(前年度228億円の黒字)、総収支比率は118.1%となっている。また、経常収

益は1,436億円、経常費用は1,218億円となっており、この結果、経常損益は219億円の黒字、経常収支比率は117.9%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第24表のとおりである。

累積欠損金は550億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

#### (b) 資本収支

資本的支出は1,361億円で、前年度と比べると25.5%増となっている。これに対する財源は、外部資金が594億円、内部資金が763億円で、財源不足額は5億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は380億円で、前年度と比べると12.0%増、企業債償還金は509億円で、前年度と比べると15.4%増となっている。

#### (c) 給水原価と供給単価

有収水量 1 m³ 当たりの給水原価は 28.32 円(資本費 13.92 円、職員給与費 3.62 円、その他の経費 10.78 円) となっており、これに対して 1 m³ 当たりの供給単価は 30.13 円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価(15.14円)が給水原価(13.06円)を2.08円上回っており、補助事業では供給単価(34.01円)が給水原価(32.25円)を1.76円上回っている。

#### c 経営健全化措置

工業用水道事業の経営健全化措置については、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている(経営健全化団体の指定は平成18年度をもって終了している。)。

## 第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 損 益		経常損益		
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
(事業数)	(130)	(131)	(131)	(131)	
黒 字 額	265	257	253	252	
(事業数)	(19)	(18)	(18)	(18)	
赤字額	42	29	35	28	
(事業数) 収 支	(149) 223	(149) 228	(149) 219	(149) 225	

#### (ウ)交通事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成24年度決算対象となるものは、93事業(うち未開業1事業)である。これを事業別にみると、バスが31事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億499万人、1日平均1,097万人(対前年度比1.9%増)である。 1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが254万人(同0.8%減)、都市高速鉄道が812万人(同2.7%増)、路面電車が14万人(同0.0%減)、その他が17万人(同0.0%増)となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第87図**のとおりであり、バスについては20.9%、鉄道については13.3%となっている。

#### b 経営状況

#### (a) 法適用企業

#### (i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は7,590億円、総費用は7,086億円となっており、この結果、純損益は504億円の黒字(前年度262億円の黒字)、総収支比率は107.1%となっている。また、経常収益は7,522億円、経常費用は6,992億円となっており、この結果、経常損益は529億円の黒字、経常収支比率は107.6%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第25表のとおりである。

累積欠損金は2兆1,542億円で、前年度と比べると1.7%減となっている。また、不良債務は1,362億円で、前年度と比べると5.9%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は19億円の黒字となっており、純損益は61億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,275億円で、前年度と比べると9.7%減となっており、不良債務は143億円で、前年度と比べると31.3%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第26表のとおりである。

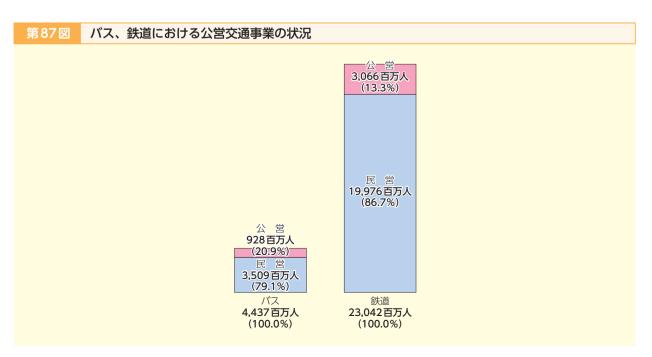
都市高速鉄道事業においては、経常損益は532億円の黒字となっており、純損益は465億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1兆9,628億円で、前年度と比べると1.3%減となっており、不良債務は805億円で、前年度と比べると2.6%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は4,955億円(うち都市高速鉄道事業4,542億円、バス事業295億円)で、前年度と比べると8.6%減となっている。これに対する財源は、外部資金が2,830億円、内部資金が1,742億円で、財源不足額は382億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,984億円(うち都市高速鉄道事業1,784億円、バス事業106億円)で、前年度と比べると8.8%増、企業債償還金は2,767億円(うち都市高速鉄道事業2,573億円、バス事業170億円)で、前年度と比べると16.7%減となっている。

#### (b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の38事業で、実質収支をみると、黒字事業が36事業で2億円の黒字、赤字事業は2事業で1億円の赤字となっている。



## 第25表 交通事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	益	経 常 損 益		
	平 成 24年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
(事業数)	(33)	(38)	(29)	(33)	
黒字額	603	467	658	458	
(事業数)	(21)	(20)	(25)	(25)	
赤字額	98	205	129	185	
(事業数)	(54)	(58)	(54)	(58)	
収支	504	262	529	273	

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

#### 第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	益	経 常 損 益	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
(事業数)	(20)	(23)	(16)	(20)
黒字額	76	70	63	61
(事業数)	(11)	(12)	(15)	(15)
赤字額	15	90	44	78
(事業数)	(31)	(35)	(31)	(35)
収 支	61	△ 21	19	△ 17

## 第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経常損益	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
(事業数)	(7)	(7)	(7)	(7)
黒字額	517	388	588	389
(事業数) 赤字額	(2)	(2)	(2)	(2)
	53	84	56	75
(事業数)収 支	(9)	(9)	(9)	(9)
	465	304	532	314

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

## c 地下鉄事業の経営健全化措置

地下鉄事業の経営健全化措置については、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ること 等を目的に、資金不足額について一般会計からの繰出し(一般会計出資)分を起債できることとする 地下鉄事業経営健全化対策を講じており、平成24年度末現在において2団体が取組を行っている。

#### (工)電気事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成24年度決算対象となるものは、65事業であり、法適用企業が26事業、法非適用企業が39事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が15事業、町村営が16事業、一部事務組合等営が4事業となっている。施設数は369施設で、最大出力の合計は277万5千kW(建設中を含む。)、年間発電電力量は89億97百万kWh、年間売電電力量は84億86百万kWhとなっている。

上記のうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は第28表のとおりである。

#### b 経営状況

#### (a) 法適用企業

## (i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は716億円、総費用は649億円となっており、この結果、純損益は67億円の黒字(前年度52億円の黒字)、総収支比率は110.3%となっている。また、経常収益は710億円、経常費用は645億円となっており、この結果、経常損益は65億円の黒字、経常収支比率は110.1%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は27億円で、前年度と比較すると12.2%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は393億円で、前年度と比べると22.7%増となっている。これに対する財源は、 外部資金が129億円、内部資金が265億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳

#### 第28表 公営電気事業における事業概況

発	電 型	式	施設(稼働中)	最大出力(千kW)	発電電力量(百万kWh)	売電電力量(百万kWh)
水		力	293	2,393	7,861	7,782
ご"		み	15	137	676	343
スー	パー	ごみ	3	78	254	182
ごみ	固形	然料	1	12	62	38
風		力	34	93	140	137
太	陽	光	4	4	4	4
合		計	350	2,717	8,997	8,486

#### 第29表 電気事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経 常 損 益	
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
(事業数)	(23)	(23)	(24)	(23)
黒 字 額	68	63	66	62
(事業数)	(3)	(3)	(2)	(3)
赤字額	2	11	1	7
(事業数)	(26)	(26)	(26)	(26)
収 支	67	52	65	55

をみると、建設改良費は151億円で前年度に比べると42.9%増、企業債償還金は120億円で、前年度と比べると4.8%減となっている。

#### (b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及び太陽光発電事業の39事業(うち建設中1事業)で、実質収支をみると39事業において黒字であり、黒字額は21億円となっている。一方、赤字を生じた事業はない。

#### (オ) ガス事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成24年度決算対象となるものは、29事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が22事業、町村営が6事業となっている。公営ガス事業の供給戸数(契約数)は86万戸(対前年度比0.8%減)で、供給区域内戸数に対する普及率は65.8%となっている。また、販売量は365億27百万MJで、前年度と比べると3.7%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で13.9%、供給戸数で2.9%、販売量で2.4%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で10.6%、販売量で8.7%となっている。

## b 経営状況

#### (a) 損益収支

ガス事業の総収益は1,013億円、総費用は961億円となっており、この結果、純損益は52億円の黒字(前年度15億円の赤字)、総収支比率は105.5%となっている。また、経常収益は1,000億円、経常費用は959億円となっており、この結果、経常損益は40億円の黒字、経常収支比率は104.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は476億円で、前年度と比べると5.6%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

#### (b) 資本収支

資本的支出は272億円で、前年度と比べると10.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が97億円、内部資金が175億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は138億円で、前年度と比べると17.8%減、企業債償還金は121億円で、前年度と比べると0.6%増となっている。

## 第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純粕	益	経常損益		
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
(事業数)	(25)	(21)	(24)	(22)	
黒 字 額	54	30	42	32	
(事業数)	(4)	(9)	(5)	(8)	
赤字額	1	46	1	22	
(事業数)	(29)	(30)	(29)	(30)	
収 支	52	△15	40	10	

#### (力)病院事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業(「地方公営企業法」を適用する病院事業)で、平成24年度決算対象となるものは、643事業(うち建設中2事業)であり、これらの事業が有する病院(以下「自治体病院」という。)数は847病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が161病院(37都道府県)、政令指定都市立が37病院(15政令指定都市)、市立が370病院(310市)、町村立が173病院(164町村)及び一部事務組合等立が106病院(76組合)となっている。

一般病院814病院のうち病床数300床以上の病院は、32.3%に当たる263病院となっており、地域における基幹病院、中核病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の37.0%に当たる301病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の84.9%に当たる719病院が救急病院として告示を受けており、地域の 救急医療を担っている。

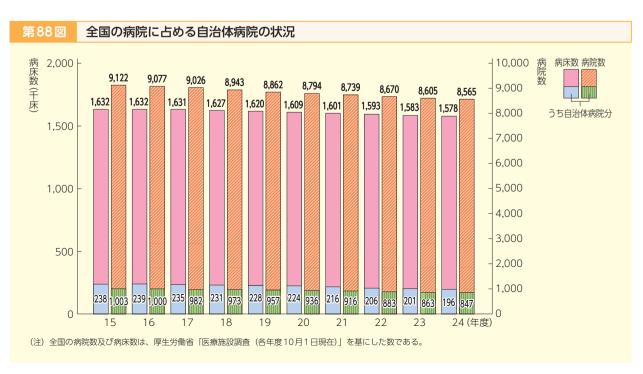
平成24年度末における病床数は19万6千床で、前年度と比べると2.2%減となり、入院、外来延患者数は1億4千万人で、2.2%減となっている。

また、病床利用率は73.9%(前年度74.4%)、外来入院患者比率(年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの)は166.9%(前年度165.3%)となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第88図のとおりである。

#### b 経営状況

## (a) 損益収支

病院事業の総収益は3兆9,429億円、総費用は3兆9,386億円となっており、この結果、純損益は42億円の黒字(前年度11億円の赤字)、総収支比率は100.1%となっている。また、経常収益は3兆9,178億円、経常費用は3兆9,057億円となっており、この結果、経常損益は121億円の黒字、経常収支比率は100.3%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。



(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経常損益					
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度				
(事業数)	(350)	(367)	(338)	(361)				
黒字額	686	733	724	717				
(事業数) 赤字額	(291)	(282)	(303)	(288)				
	644	744	603	622				
(事業数)収 支	(641)	(649)	(641)	(649)				
	42	△11	121	95				

累積欠損金は1兆9,581億円で、前年度と比べると3.7%減となっている。また、不良債務は106億円で、前年度と比べると31.5%減となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は92.7%(前年度92.3%)となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が93.3%(同92.9%)、結核病院が50.8%(同39.6%)、精神科病院が68.2%(同68.7%)となっている。

平成24年度においては、昨年度、東日本大震災の影響による固定資産の除却損を特別損失に計上したことにより赤字決算となっていた特定被災地方公共団体の収支が改善していることや、大規模な病院の経営状況が、料金収入の増加等により引き続き良好であること等により、純損益は黒字となっている。

#### (b) 資本収支

資本的支出は7,682億円で、前年度と比べると5.5%増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,484億円、内部資金が2,059億円で、財源不足額は140億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,032億円で、前年度と比べると9.3%増、企業債償還金は3,314億円で、前年度と比べると2.8%増となっている。

## (キ)下水道事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成24年度決算対象となるものは、3,633事業(うち建設中22事業)であり、法適用企業が502事業、法非適用企業が3,131事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,893事業、町村営が1,585事業、一部事務組合等営が24事業となっている。

下水道事業の平成24年度末における現在処理区域内人口は1億173万人、現在処理区域面積は482万haとなっている。また、年間総処理水量(雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。)は147億m³で、前年度と比べると1.0%減となっており、年間有収水量は111億m³で、前年度と比べると0.6%増となっている。

#### b 経営状況

#### (a) 法適用企業

#### (i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆7,033億円で、前年度と比べると2.2%増となっている。その内訳をみると、料金収入が9,094億円(総収益に占める割合53.4%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が7,124億円(同41.8%)等となっている。一方、総費用は1兆6,363億円で、前年度と比べると2.0%増となっており、うち地方債利息が3,410億円(総費用

に占める割合20.8%)となっている。この結果、純損益は670億円の黒字(前年度634億円の 黒字)、総収支比率は104.1%となっている。また、経常収益は1兆6,958億円、経常費用は1 兆6,259億円となっており、この結果、経常損益は699億円の黒字、経常収支比率は104.3% となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。 累積欠損金は1,983億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。また、不良債務は212億円で、6.2%減となっている。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は1兆9,780億円で、前年度と比べると0.9%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆1,576億円、内部資金が8,019億円で、財源不足額は185億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は8,032億円で、前年度と比べると2.6%増、企業債償還金は1兆1,603億円で、前年度と比べると0.4%減となっている。

#### (b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆3,877億円で、前年度と比べると3.4%減となっている。その内訳をみると、料金収入が5,895億円(総収益に占める割合42.5%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が6,006億円(同43.3%)等となっている。一方、総費用は9,532億円で、前年度と比べると3.4%減となっており、うち地方債利息が3,344億円(総費用に占める割合24.1%)となっている。

資本的支出は1兆6,469億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は7,439億円で、前年度と比べると3.8%減、地方債償還金は8,870億円で、前年度と比べると3.5%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,071事業で782億円の黒字、赤字事業が41事業で188億円の赤字となっており、差引594億円の黒字となっている(第32表)。

#### (c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は1,636億円、赤字額は373億円となっており、この結果、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)は1,264億円の黒字となっている。このように、全体の収支は黒字となっているが、これは他会計からの繰入れが大きく影響している。

汚水処理原価(汚水処理費を年間有収水量で除したもの)は、154.71円/m³(維持管理費72.83円/m³、資本費81.88円/m³)で、前年度と比べると0.9%減となっており、使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除したもの)は、136.51円/m³で、前年度と比べると0.4%増となっている。

その結果、経費回収率(使用料単価を汚水処理原価で除したもの)は88.2%となっており、前

#### 第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	平 成	24 年 月	隻 (A)	平 成	23 年 月	隻 (B)	差 引 (A) - (B)				
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計		
(事業数)	(312)	(3,071)	(3,383)	(274)	(3,099)	(3,373)	(38)	(△ 28)	(10)		
黒 字 額	855	782	1,636	849	824	1,674	5	△ 43	△ 38		
(事業数)	(187)	(41)	(228)	(178)	(47)	(225)	(9)	(△ 6)	(3)		
赤字額	185	188	373	215	219	434	△ 30	△ 31	△ 61		
(事業数)	(499)	(3,112)	(3,611)	(452)	(3,146)	(3,598)	(47)	(△ 34)	(13)		
収 支	670	594	1,264	634	606	1,240	35	△ 12	24		

年度と比べると1.3%増加している。回収率が増加した要因としては、補償金免除繰上償還による企業債利子の減少等があるが、適正な回収率に達していない事業は依然として多いことから、引き続き経営の健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,471億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。建設改良費は、平成11年度以来、年々減少しているが、24年度においては東日本大震災に伴う復旧・復興事業の影響により、その減少幅は小さくなっている。

#### (ク) その他の地方公営企業

#### a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成24年度決算対象となるものは、港湾整備事業が98事業、市場事業が168事業、と畜場事業が67事業、観光施設事業が337事業、宅地造成事業が458事業、有料道路事業が2事業、駐車場整備事業が229事業、介護サービス事業が593事業及びその他事業が37事業(診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等)となっている。

#### b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。なお、このうち、観光施設事業については全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)が6億円の黒字となっているが、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると2.8%増の302億円と、引き続き厳しい状況となっており、経営状況が悪化している事業について、事業の廃止を含め、抜本的な改革に積極的に取り組む必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は502億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べ

#### 第33表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区		分	港 湾整 備	市場	と畜場	観 光 施 設	宅 地	有 料道 路	駐車場整備	介 護サービス	その他
		(事業数)	(7)	(10)	(1)	(24)	(31)	(-)	(8)	(21)	(28)
	純純	黒 字 額	37	8	0.9	6	595	_	4	3	28
		(事業数)	(1)	(4)	(-)	(26)	(17)	(-)	(1)	(24)	(8)
法	損	赤字額	7	16	_	13	142	_	0	3	2
	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(50)	(48)	(-)	(9)	(45)	(36)
適		収 支	31	△8	0.9	△6	453	_	4	0	26
用。		(事業数)	(7)	(10)	(1)	(25)	(32)	(-)	(8)	(21)	(27)
企	経	黒 字 額	41	8	0.9	7	516	_	4	3	30
業	常	(事業数)	(1)	(4)	(-)	(25)	(16)	(-)	(1)	(24)	(9)
	損	赤字額	0.6	16	_	11	97	_	0	3	2
	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(50)	(48)	(-)	(9)	(45)	(36)
		収 支	41	△8	0.9	△4	419	_	4	0	29
		(事業数)	(85)	(150)	(65)	(272)	(355)	(2)	(202)	(524)	(-)
法	実	黒 字 額	94	24	5	38	261	0.2	27	59	_
非適	質	(事業数)	(5)	(3)	(1)	(14)	(25)	(-)	(17)	(14)	(-)
用	収	赤字額	14	1	2	26	211	_	68	3	_
企業	支	(事業数)	(90)	(153)	(66)	(286)	(380)	(2)	(219)	(548)	(-)
		収 支	80	24	4	13	50	0.2	△41	55	_

ると40.0%減の1,979億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている事業が全体の5割以上を占めているなど、厳しい経営状況にある事業が極めて多く、経営状況が悪化している事業について、対応を先延ばしにすることなく、抜本的な改革に早急に着手する必要がある。

## (2) 国民健康保険事業 [資料編:第120表]

平成24年度末の国民健康保険事業の総保険者数は、前年度末と同じ1,746団体(20政令指定都市、41中核市、40特例市、688都市、930町村、4一部事務組合等、23特別区)となっている。また、直営診療所を設置している団体は370団体(2政令指定都市、8中核市、11特例市、152都市、195町村、2一部事務組合)で、前年度末と比べると2団体増加している。

被保険者数は3,470万人であり、加入世帯数は2,028万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は52万人減、加入世帯数は11万世帯減となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は193万人で、前年度末と比べると18万人減少(8.5%減)している。

#### ア事業勘定

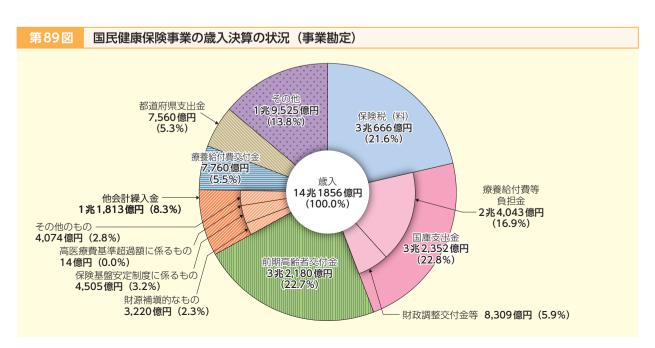
#### (ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は14兆1,856億円で、前年度と比べると4,448億円増加(3.2%増)している。 歳入の内訳をみると、第89図のとおりであり、国民健康保険税(料)及び国庫支出金の合計で歳入総額の44.4%を占め、前年度(46.9%)と比べると2.5ポイント低下となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税(料)は3兆666億円で、前年度と比べると224億円増加(0.7%増)、国庫支出金は3兆2,352億円で、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するための制度改正に伴う定率国庫負担の割合の引下げ等により、前年度と比べると1,599億円減少(4.7%減)している。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,043億円、財政調整交付金等が8,309億円で、前年度と比べるとそれぞれ1,386億円減少(5.5%減)、213億円減少(2.5%減)している。

また、都道府県支出金は7,560億円で、上記制度改正に伴う都道府県調整交付金の割合の引上げ等により、前年度と比べると1,559億円増加(26.0%増)している。

さらに、他会計繰入金は1兆1,813億円で、前年度と比べると8億円減少(0.1%減)している。この



内訳をみると、財源補填的な繰入金が3,220億円(対前年度比3.6%減)、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,505億円(同1.7%増)、高医療費基準超過額に係る繰入金が14億円(同1.4%増)等となっている。

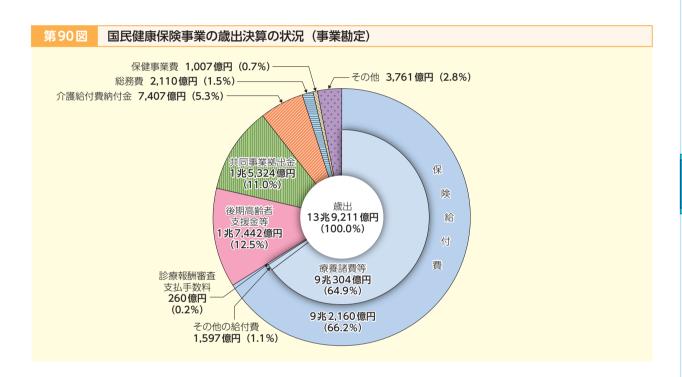
なお、前期高齢者交付金は、3兆2,180億円で、前年度と比べると2,616億円増加(8.8%増)している。 (イ)歳出

歳出決算額は13兆9,211億円で、前年度と比べると4,143億円増加(3.1%増)している。

歳出の内訳をみると、**第90図**のとおりであり、保険給付費は9兆2,160億円で、前年度と比べると1,334億円増加(1.5%増)している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が9兆304億円で、前年度と比べると1,341億円増加(1.5%増)、その他の給付費が1,597億円で、前年度と比べると0億円増加(0.0%増)している。

また、後期高齢者支援金等は1兆7,442億円で、前年度と比べると1,526億円増加(9.6%増)している。



#### (ウ) 収支

実質収支は2,637億円の黒字(前年度2,326億円の黒字)であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。

しかし、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、1,573億円の赤字(前年度1,886億円の赤字)となっており、19年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,156億円の赤字(前年度1,272億円の赤字)、中核市が157億円の赤字(同269億円の赤字)、特例市が226億円の赤字(同221億円の赤字)、都市が395億円の赤字(同507億円の赤字)となる一方、町村が164億円の黒字(同176億円の黒字)、一部事務組合等が7億円の黒字(同5億円の黒字)、特別区が190億円の黒字(同202億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると3団体減少の1,063団体で、その黒字額は96億円増加の1,835億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると3団体増加の683団体で、その赤字額は217億円減少の3,408億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が90.0%、中核市が61.0%、特例市が

62.5%、都市が42.4%、町村が34.5%、特別区が8.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

#### 1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は637億円で、前年度と比べると13億円減少(1.9%減)している。

このうち、診療収入は397億円で、前年度と比べると23億円減少(5.5%減)しており、歳入総額に占める割合は62.4%(前年度64.7%)となっている。一方、他会計繰入金は140億円で、前年度と比べると3億円増加(2.1%増)しており、歳入総額に占める割合は22.1%(前年度21.2%)となっている。直診勘定の歳出決算額は614億円で、前年度と比べると12億円減少(1.9%減)している。

このうち、総務費は344億円で、前年度と比べると0億円増加(0.0%増)している。また、医業費は205億円で、前年度と比べると14億円減少(6.3%減)しており、歳出総額に占める割合は33.4%(前年度34.9%)となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は51.6%で、前年度と比べて0.4ポイント低下している。

実質収支は22億円の黒字(前年度22億円の黒字)となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、116億円の赤字(同113億円の赤字)となっている。

## (3) 後期高齢者医療事業[資料編:第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村(1,740団体(20政令指定都市、41中核市、40特例市、688都市、927町村、1広域連合、23特別区)) 及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合(47団体)に特別会計が設けられている。

#### ア市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆3,794億円で、前年度と比べると1,111億円増加(8.8%増)している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は9,971億円で、前年度と比べると873億円増加(9.6%増)しており、歳入総額に占める割合は72.3%(前年度71.7%)となっている。

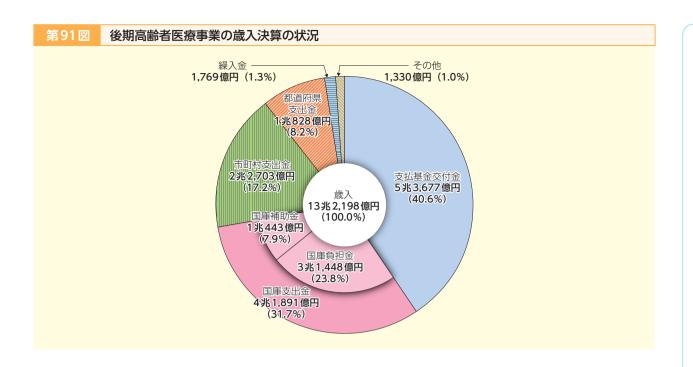
歳出決算額は1兆3,524億円で、前年度と比べると1,065億円増加(8.5%増)している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆2,764億円で、前年度と比べると1,048億円増加(8.9%増)しており、歳出総額に占める割合は94.4%(前年度94.0%)となっている。

#### **1** 後期高齢者医療広域連合

#### (ア)歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は13兆2,198億円で、前年度と比べると6,073億円増加(4.8%増)している。

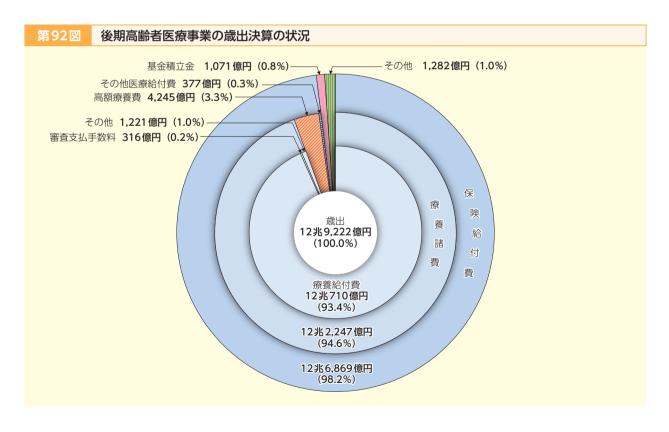
歳入の内訳をみると、第91図のとおりであり、支払基金交付金が5兆3,677億円(歳入に占める割合40.6%)、国庫支出金が4兆1,891億円(同31.7%)、市町村支出金が2兆2,703億円(同17.2%)、都道府県支出金が1兆828億円(同8.2%)で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が1,714億円増加(3.3%増)、国庫支出金が2,650億円増加(6.8%増)、市町村支出金が1,459億円増加(6.9%増)、都道府県支出金が521億円増加(5.1%増)している。



## (イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は12兆9,222億円で、前年度と比べると4,172億円増加(3.3%増)している。

歳出の内訳をみると、**第92図**のとおりであり、保険給付費は12兆6,869億円で、前年度と比べると3,921億円増加(3.2%増)しており、歳出総額の98.2%(前年度98.3%)を占めている。



#### (ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は2,976億円(前年度1,075億円の黒字)となっている。

## (4) 介護保険事業 [資料編:第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者(65歳以上の者)からの保険料や、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

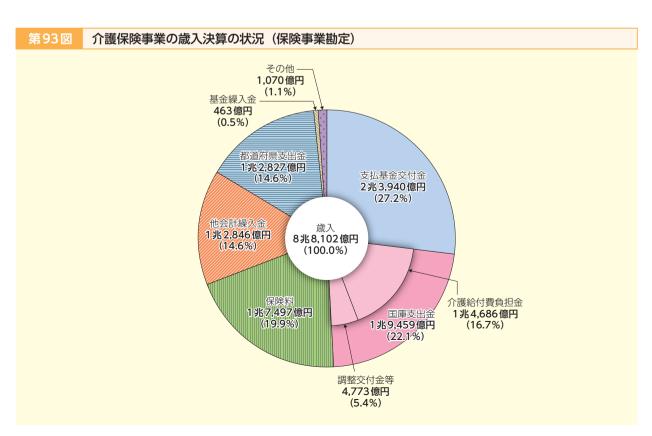
平成24年度末の介護保険事業の保険者は、1,582団体(20政令指定都市、41中核市、39特例市、634都市、785町村、40一部事務組合等、23特別区)で、前年度と比べると1団体増加している。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は755団体(9政令指定都市、14中核市、18特例市、320都市、371町村、10一部事務組合等、13特別区)で、前年度と比べると15団体減少している。

#### 7 保険事業勘定

#### (ア)歳入

保険事業勘定の歳入決算額は8兆8,102億円で、前年度と比べると5,808億円増加(7.1%増)している。

歳入の内訳をみると、第93図のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が1兆7,497億円(歳入総額に占める割合19.9%)、介護給付費負担金(介護給付及び予防給付に要する費用の額(以下「介護・予防給付額」という。)の100分の20(施設等給付費にあたっては100分の15)に相当する額)、調整交付金(介護・予防給付額の100分の5に相当する額)等の国庫支出金が1兆9,459億円(同22.1%)、支払基金交付金(第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金)が2兆3,940億円(同27.2%)、都道府県の法定負担(介護・予防給付額の100分の12.5(施設等給付費にあたっては100分の17.5)に相当する額)を含む都道府県支出金が1兆2,827億円(同14.6%)、市町村の法定負担分(介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額)を含む他会計繰入金



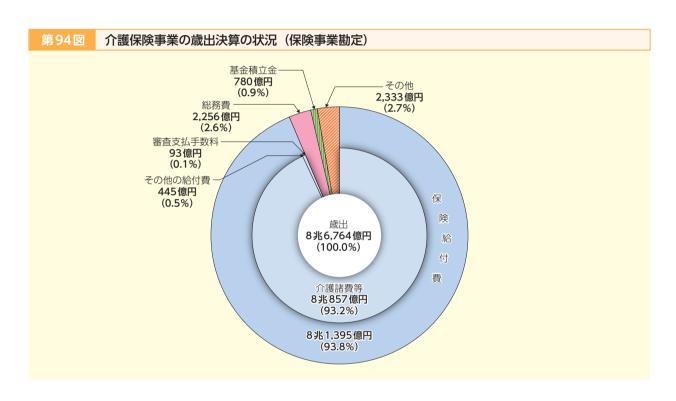
が1兆2,846億円 (同14.6%)、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である 基金繰入金が463億円 (同0.5%) 等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が3,380億円増加(23.9%増)、国庫支出金が1,086億円増加(5.9%増)、支払基金交付金が858億円増加(3.7%増)、都道府県支出金が1,227億円増加(10.6%増)、他会計繰入金が569億円増加(4.6%増)、基金繰入金が1,211億円減少(72.3%減)している。

#### (イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は8兆6,764億円で、前年度と比べると5,461億円増加(6.7%増)している。

歳出の内訳をみると、**第94図**のとおりであり、保険給付費は8兆1,395億円で、前年度と比べると4,981億円増加(6.5%増)しており、歳出総額の93.8%(前年度94.0%)を占めている。



#### (ウ) 収支

実質収支は1,328億円の黒字(前年度953億円の黒字)となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、798億円の黒字(同916億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると262団体減少の1,251 団体で、全団体に占める割合は79.1%(前年度95.7%)となっており、その黒字額は59億円減少の888億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると263団体増加の331団体で、全団体に占める割合は20.9% (前年度4.3%)となっており、その赤字額は59億円増加の90億円となっている。

#### 1 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は303億円で、前年度と比べると9億円減少(2.8%減)している。 このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は121億円(前年度比1.8%増)で、歳入総額 に占める割合は40.0%(前年度38.1%)となっている。

普通会計等からの繰入金は157億円で、前年度と比べると11億円減少(6.6%減)しており、歳入総額に占める割合は51.7%(前年度53.8%)となっており、このうち、普通会計からのものが143億円で前年度と比べると11億円減少(7.2%減)している。

歳出決算額は287億円で、前年度と比べると11億円減少(3.6%減)している。このうち、サービス

事業費が105億円で、前年度と比べると1億円増加(0.8%増)しており、歳出総額に占める割合は36.4%(前年度34.8%)となっている。

また、公債費の元利償還金は、96億円で、前年度と比べると9億円減少(8.6%減)しており、歳出総額に占める割合は33.3%(前年度35.1%)となっている。

なお、実質収支は15億円の黒字(前年度13億円の黒字)となっており、再差引収支は137億円の赤字(同147億円の赤字)となっている。

## (5) その他の事業

### ☑ 収益事業 [資料編:第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ290団体で、前年度と比べると4団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が105団体と最も多く、以下、自転車競走事業60団体、競馬事業51団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ67団体、市町村においては延べ223団体が収益事業を実施している。

#### (ア)経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆334億円、歳出3兆180億円で、前年度と比べると歳入は464億円減少(1.5%減)、歳出は463億円減少(1.5%減)している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は3,881億円の黒字(前年度4,267億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が5億円(前年度6億円)、自転車競走事業が36億円(同32億円)、小型自動車競走事業が6億円(同6億円)、モーターボート競走事業が83億円(同81億円)、宝くじ事業が3,900億円(同4,215億円)となっている。

### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,030億円で、前年度と比べると311億円減少(7.2%減)している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が998億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占める割合24.8%)を占め、次いで、民生費の819億円(同20.3%)となっており、これらの費目で繰入総額の45.1%を占めている。

このほか、教育費が603億円(同15.0%)、衛生費が201億円(同5.0%)、商工費が113億円(同2.8%)等となっている。

#### **1** 共済事業

#### (ア) 農業共済事業 [資料編:第125表]

農業共済事業を実施した市町村の数は前年度と同じ56団体となっている。

農業共済事業会計の決算額は歳入135億円、歳出129億円で、前年度と比べると歳入は9億円減少(6.3%減)、歳出は8億円減少(5.9%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を 控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、35億円の赤字(前年度36億円の赤字)となっている。

#### (イ)交通災害共済事業[資料編:第126表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は79団体(41市町村、38一部事務組合等)で、前年度と比べると2団体減少している。

また、加入者は平成24年度末で879万人(前年度末930万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入68億円、歳出56億円で、前年度と比べると歳入は微増 (0.3%増)、歳出は微増 (0.3%増) となっている。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は14億円の黒字(前年度14億円の黒字)となっている。

## ▶ 公立大学附属病院事業 [資料編:第124表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益19億円、総費用19億円となり、前年度と比べると総収益は微減(0.4%減)し、総費用は微増(0.1%増)となっている。

また、資本的収支では資本的収入4億円、資本的支出4億円となり、前年度と比べると、資本的収入は 0億円増加(15.3%増)し、資本的支出は1億円増加(16.3%増)となっている。

実質収支は1億円の黒字(前年度1億円の黒字)となっている。

## (6) 第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成25年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(平成25年3月31日現在)によると次のとおりである。

### **ア**第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

- (ア) 第三セクター
  - a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人(以下「社団法人・財団法人」という。)のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
  - b 「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合 資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、地方公共団体が出 資を行っている法人
- (イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社(以下「地方三公社」という。)
- (ウ) 地方独立行政法人

## 1 第三セクター等の数

第三セクター等の数は**第34表**のとおりであり、法人数の総計は8,056法人で、前年度末(8,308法人)に比べ252法人減少している。

## 第34表 第三セクター等の数

(単位 法人)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成 24年度調査
第三セクター計	1,917	552	4,502	6,971	(86.5%)	7,181
社団法人・財団法人	1,351	301	1,804	3,456	(42.9%)	3,616
公益社団・財団法人	600	157	587	1,344	(16.7%)	687
社 団 法 人	60	3	25	88	(1.1%)	41
財 団 法 人	540	154	562	1,256	(15.6%)	646
一般社団・財団法人	97	25	331	453	(5.6%)	240
社 団 法 人	21	2	56	79	(1.0%)	46
財 団 法 人	76	23	275	374	(4.6%)	194
特例民法法人	654	119	886	1,659	(20.6%)	2,689
旧社団法人	132	2	72	206	(2.6%)	303
旧財団法人	522	117	814	1,453	(18.0%)	2,386
会 社 法 法 人	566	251	2,698	3,515	(43.6%)	3,565
株式会社	565	249	2,438	3,252	(40.4%)	3,294
その他会社法法人	1	2	260	263	(3.3%)	271
地 方 三 公 社	110	30	841	981	(12.2%)	1,033
地方住宅供給公社	39	10	0	49	(0.6%)	51
地 方 道 路 公 社	33	3	0	36	(0.4%)	38
土 地 開 発 公 社	38	17	841	896	(11.1%)	944
地方独立行政法人	66	13	25	104	(1.3%)	94
総計	2,093	595	5,368	8,056	(100.0%)	8,308

## ウ 第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人(2) 出資割合が25%未満であるものの財政的支援(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人(3) 地方三公社(4) 地方独立行政法人の6,816法人から29法人(注2)を除いた6,787法人(以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常損益の状況については第35表のとおりであり、4,068法人(59.9%)が黒字、2,719法人(40.1%)が赤字となっている。

- (注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。
- (注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、収支計算書)が作成されていない法人。

(単位 法人、百万円)

					(単位	法人、日万円)
区分	平成	25 年 度	調査	平成	24 年 度	調査
	法人数	構成比	金 額	法人数	構成比	金 額
第三セクター計	5,705		127,621	5,916		119,588
(黒字法人)	3,429	60.1%	190,924	3,555	60.1%	208,778
(赤字法人)	2,276	39.9%	△ 63,303	2,361	39.9%	△ 89,190
社団法人・財団法人	3,227		19,630	3,387		41,440
(当期正味財産増加法人)	1,691	52.4%	54,670	1,822	53.8%	92,415
(当期正味財産減少法人)	1,536	47.6%	△ 35,040	1,565	46.2%	△ 50,975
会 社 法 法 人	2,478		107,992	2,529		78,148
(経常黒字法人)	1,738	70.1%	136,254	1,733	68.5%	116,363
(経常赤字法人)	740	29.9%	△ 28,262	796	31.5%	△ 38,215
地 方 三 公 社	978		41,357	1,031		34,468
(経常黒字法人)	543	55.5%	52,544	557	54.0%	49,754
(経常赤字法人)	435	44.5%	△ 11,187	474	46.0%	△ 15,286
地方住宅供給公社	47		21,837	50		22,318
(経常黒字法人)	31	66.0%	26,382	29	58.0%	26,775
(経常赤字法人)	16	34.0%	△ 4,544	21	42.0%	△ 4,458
地 方 道 路 公 社	36		8,916	38		6,386
(経常黒字法人)	33	91.7%	9,217	33	86.8%	8,467
(経常赤字法人)	3	8.3%	△ 301	5	13.2%	△ 2,082
土 地 開 発 公 社	895		10,605	943		5,765
(経常黒字法人)	479	53.5%	16,946	495	52.5%	14,511
(経常赤字法人)	416	46.5%	△ 6,341	448	47.5%	△ 8,746
地方独立行政法人	104		37,507	94		27,264
(経常黒字法人)	96	92.3%	38,537	84	89.4%	28,588
(経常赤字法人)	8	7.7%	△ 1,030	10	10.6%	△ 1,323
総計	6,787		206,485	7,041		181,321
(黒字法人)	4,068	59.9%	282,005	4,196	59.6%	287,120
(赤字法人)	2,719	40.1%	△ 75,520	2,845	40.4%	△ 105,799

## 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は315法人(4.6%)であり、当該法人の負債が資産を上回っている額 の合計は2,713億円となっている。

## 第36表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 法人、百万円)

			資産が負	債を上回っ	ている法人	負債が資		ている法人
区	分	全体法人数 (a)	法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計・	∫(H25調査)	5,705	5,456	95.6%	4,867,155	249	4.4%	△180,715
	(H24調査)	5,916	5,645	95.4%	4,806,501	271	4.6%	△ 179,748
社団法人・財団法人 ·	(H25調査)	3,227	3,181	98.6%	2,441,294	46	1.4%	△ 49,857
1 社团本人,别团本人	(H24調査)	3,387	3,321	98.1%	2,481,708	66	1.9%	△ 21,721
会社法法人	(H25調査)	2,478	2,275	91.8%	2,425,860	203	8.2%	△ 130,858
	(H24調査)	2,529	2,324	91.9%	2,324,793	205	8.1%	△ 158,027
  地 方 三 公 社・	(H25調査)	978	913	93.4%	2,169,058	65	6.6%	△ 90,247
	(H24調査)	1,031	947	91.9%	2,181,049	84	8.1%	△110,097
地方住宅供給公社 ·	(H25調査)	47	41	87.2%	624,624	6	12.8%	△ 17,131
地力住七供和五位	(H24調査)	50	42	84.0%	606,825	8	16.0%	△ 19,490
地方道路公社	(H25調査)	36	34	94.4%	1,168,705	2	5.6%	△ 789
地力更断五社、	(H24調査)	38	35	92.1%	1,187,342	3	7.9%	△ 1,301
	(H25調査)	895	838	93.6%	375,728	57	6.4%	△ 72,327
土地開発公社・	(H24調査)	943	870	92.3%	386,882	73	7.7%	△ 89,306
地方独立行政法士	(H25調査)	104	103	99.0%	1,276,021	1	1.0%	△ 297
地方独立行政法人	(H24調査)	94	93	98.9%	1,212,004	1	1.1%	△ 298
総計・	∫(H25調査)	6,787	6,472	95.4%	8,312,233	315	4.6%	△271,259
河流 百一	(H24調査)	7,041	6,685	94.9%	8,199,554	356	5.1%	△ 290,143

## オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。 地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,931法人(43.2%)であり、交付総額は5,452 億円となっている。

## 第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

	(羊座 ) 次次、日川															
			직	平成 2	5 年 月	度調 道	查		平 成 24 年 度 調 査							
	区 分	全 体法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ計上している額	法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額	
	第三セクター	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803	5,916	2,682	2,507	45.3%	42.4%	269,689	230,966	
	社団法人・財団法人	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211	3,387	2,106	2,088	62.2%	61.6%	224,485	216,783	
	会社法法人	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592	2,529	576	419	22.8%	16.6%	45,204	14,182	
	地 方 三 公 社	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511	1,031	253	246	24.5%	23.9%	35,841	23,904	
	地方住宅供給公社	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836	50	29	29	58.0%	58.0%	11,237	7,456	
	地方道路公社	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897	38	17	15	44.7%	39.5%	11,847	4,561	
	土地開発公社	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779	943	207	202	22.0%	21.4%	12,757	11,887	
	地方独立行政法人	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978	94	92	92	97.9%	97.9%	283,353	278,838	
١	総計	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708	

### 力 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。 地方公共団体からの借入残高を有する法人は879法人(13.0%)であり、借入残高は4兆9,963億円となっている。

## 第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

(単位 法人、百万円)

	平	成 25	年 度 調	査	平	成 24	年 度 調	査
区分	A 44	地方公共	共団体からの	)借入状況	A 41-	地方公共	共団体からの	D借入状況
	全 体法人数	借入法人数	構成比	残 高	全 体法人数	借入法人 数	構成比	残高
第三セクター	5,705	531	9.3%	3,033,279	5,916	560	9.5%	3,003,491
社団法人・財団法人	3,227	255	7.9%	2,019,132	3,387	273	8.1%	1,955,991
会社法法人	2,478	276	11.1%	1,014,147	2,529	287	11.3%	1,047,500
地方三公社	978	304	31.1%	1,519,253	1,031	337	32.7%	1,641,994
地方住宅供給公社	47	22	46.8%	701,861	50	25	50.0%	715,409
地方道路公社	36	20	55.6%	483,806	38	22	57.9%	522,926
土地開発公社	895	262	29.3%	333,585	943	290	30.8%	403,658
地方独立行政法人	104	44	42.3%	443,794	94	38	40.4%	373,695
総計	6,787	879	13.0%	4,996,326	7,041	935	13.3%	5,019,179

## 手 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,916法人であり、借入残高は7兆5,439億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は882法人(46.0%)であり、債務残高は4兆9,635億円となっている。

## 第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

	平 成 25 年 度 調 査							平 成 24 年 度 調 査						
区分			共団体以外 D 借 入 金	損失補償・債務保証					共団体以外 () 借入金	損失補償・債務保証				
Б Л	全体 法人数	法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高	全体 法人数	法人数 (c)	残高	法人数 (d)	構成比 (d/c)	残高		
第三セクター	5,705	1,338	3,224,461	336	25.1%	1,251,572	5,916	1,422	3,634,435	377	26.5%	1,424,770		
社団法人・財団法人	3,227	413	1,217,542	191	46.2%	967,255	3,387	465	1,399,473	218	46.9%	1,127,689		
会社法法人	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317	2,529	957	2,234,961	159	16.6%	297,081		
地 方 三 公 社	978	578	4,319,430	546	94.5%	3,711,879	1,031	644	4,897,574	617	95.8%	4,287,862		
地方住宅供給公社	47	30	786,801	12	40.0%	272,753	50	36	921,297	16	44.4%	372,113		
地方道路公社	36	33	1,868,954	33	100.0%	1,870,536	38	35	1,971,192	34	97.1%	1,979,919		
土地開発公社	895	515	1,663,675	501	97.3%	1,568,590	943	573	2,005,085	567	99.0%	1,935,831		
地方独立行政法人	104	0	0	0	0.0%	0	94	0	0	0	0.0%	0		
総計	6,787	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452	7,041	2,066	8,532,009	994	48.1%	5,712,632		

# 8 東日本大震災の影響

## (1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者18,703人、行方不明者2,674人(平成25年9月9日、総務省消防庁発表)、被害総額(推計)約16兆9千億円(平成23年6月24日、内閣府(防災担当)発表)にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

東日本大震災発生以降、政府を挙げて被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策の取組が進められ、平成24年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業に係る経費が支出されるとともに、被災地以外の地方公共団体において被災地の地方公共団体への支援事業や東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業等に係る経費が支出されるなど多額の東日本大震災関連経費が支出されたところであり、その状況は次のとおりである。

### | 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編:第136表~第138表]

### (ア) 歳入

東日本大震災分の歳入は6兆89億円で、地方債や繰入金の増加等により、前年度と比べると19.4%増となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては、特別交付税等の一般財源や国庫支出金の減少等により前年度と比べると13.3%減となっている一方で、市町村においては、東日本大震災復興交付金等の国庫支出金や緊急防災・減災事業債等の地方債の増加等により前年度と比べると119.5%増となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が47.2% (前年度53.3%)、繰入金が16.5% (同4.9%)、一般財源が15.4% (同28.1%)、地方債が10.0% (同4.7%) などとなっている。

国庫支出金は2兆8,373億円で、東日本大震災復興交付金の増加等により、前年度と比べると5.7%増となっている。

繰入金は9,904億円で、東日本大震災復興関連基金からの取崩し額の増加等により、前年度と比べる と301.3%増となっている。

一般財源は9,260億円で、特別交付税及び震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べると34.6%減となっている。

地方債は5,991億円で、緊急防災・減災事業債の増加等により、前年度と比べると154.5%増となっている。

#### (イ) 歳出

東日本大震災分の歳出は、5兆3,198億円で、普通建設事業費、物件費、災害復旧事業費の増加等により、前年度と比べると18.5%増となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆9,791億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると18.0%減となっている一方で、市町村においては3兆446億円で、積立金、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると138.4%増となっている。

#### a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、総務費が32.1% (前年度24.7%)、民生費が13.4% (同23.1%)、災害復旧費が11.4% (同11.4%)、教育費が9.9% (同3.1%)、土木費9.3% (同3.6%)、商工費が9.1% (同10.2%)、衛生費が4.8% (同13.9%) などとなっている。

総務費は1兆7,058億円で、東日本大震災復興関連基金への積立の増加等により、前年度と比べると54.0%増となっている。

民生費は7,106億円で、応急仮設住宅の設置の減や災害弔慰金の支給の減による災害救助費の減

少等により、前年度と比べると31.5%減となっている。

教育費は5,277億円で、学校施設耐震化等の緊急防災・減災事業の増加等により、前年度と比べると277.4%増となっている。

土木費は4,967億円で、復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると206.6%増となっている。

商工費は4.862億円で、補助費等の増加等により、前年度と比べると5.8%増となっている。

衛生費は2,560億円で、地域医療再生臨時特例基金や福島県の県民健康管理基金等への積立の減少等により、前年度と比べると59.1%減となっている。

#### b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、積立金が37.0%(前年度45.8%)、普通建設事業費が23.9%(同11.7%)、物件費が13.2%(同11.4%)、災害復旧事業費が11.4%(同11.4%)などとなっている。 積立金は1兆9,670億円で、都道府県における東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると4.3%減となっている。

普通建設事業費は1兆2,723億円で、復旧・復興事業や学校耐震化等の緊急防災・減災事業の増加等により、前年度と比べると142.4%増となっている。

物件費は7,031億円で、被災地における廃棄物処理事業の増加や震災等緊急雇用対応事業の増加 等により、前年度と比べると37.3%増となっている。

災害復旧事業費は6,077億円で、補助事業費の増加等により、前年度と比べると19.0%増となっている。

#### ✓ 特定被災地方公共団体等における決算の状況「資料編:第139表]

#### (ア)特定被災県

#### a 歳入

特定被災県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。)である9県の歳入総額は11兆4,073億円で、前年度と比べると5.7%減(全国では2.3%減)となっている。

このうち、通常収支分は8兆3,795億円で、前年度と比べると1.2%減(全国では1.4%減)、東日本大震災分は3兆277億円で、前年度と比べると16.4%減(同13.3%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が4.3%増(全国では2.4%増)、地方交付税が13.2%減(同3.9%減)、国庫支出金が32.8%減(同15.6%減)などとなっている。

#### b 歳出

特定被災県の歳出総額は10兆7,756億円で、前年度と比べると7.5%減(全国では2.9%減)となっている。

このうち、通常収支分は8兆1,820億円で、前年度と比べると1.8%減(全国では1.8%減)、東日本大震災分は2兆5,936億円で、前年度と比べると21.8%減(同18.0%減)となっている。

なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国のそれの87%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の減少等により25.0%減(全国では9.2%減)、民生費が応急仮設住宅の設置の減や災害弔慰金に係る市町村への交付金の減等により17.9%減(同2.5%減)、衛生費が積立金の減少等により39.5%減(同24.6%減)、災害復旧費が48.4%増(同48.3%増)などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が応急仮設住宅の設置の減等により17.3%減(全国では5.0%減)、災害復旧事業費が48.4%増(同48.3%増)、補助費等が市町村の行う除染に対する交付金の増加等により9.0%増(同3.2%増)、積立金が50.5%減(36.2%減)などとなっている。

#### c 決算収支

特定被災県の実質収支は1,053億円の黒字で、前年度と比べると235億円増加(全国では176億円増加)している。

#### d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は16兆1,679億円で、前年度末と比べると1.1%増(全国では1.7%増)となっている。債務負担行為額は1兆3,237億円で、前年度末と比べると8.8%増(同4.0%減)となっている。積立金現在高は2兆3,164億円で、前年度末と比べると3.6%増(同2.9%減)となっている。

#### (イ) 特定被災市町村等

#### a 歳入

特定被災市町村等(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。)である227市町村の歳入総額は8兆5,141億円で、前年度と比べると17.5%増(全国では2.5%増)となっている。

このうち、通常収支分は5兆8,762億円で、前年度と比べると0.2%減(全国では0.8%減)、東日本大震災分は2兆6,379億円で、前年度と比べると94.7%増(同119.5%増)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が0.8%増(全国では0.5%減)、地方交付税が8.7%減(同0.9%減)、国庫支出金が72.9%増(同8.7%増)などとなっている。

#### b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は8兆321億円で、前年度と比べると17.6%増(全国では2.4%増)となっている。

このうち、通常収支分は5兆6,206億円で、前年度と比べると1.0%減(全国では0.9%減)、東日本大震災分は2兆4,115億円で、前年度と比べると109.0%増(同138.4%増)となっている。

なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国のそれの79%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の増加等により83.3%増(全国では15.0%増)、民生費が災害廃棄物処理事業関係費の増加等により4.6%増(同1.9%増)、土木費が災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業の増加等により21.9%増(同1.5%増)、災害復日費が8.0%増(同15.7%増)などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、扶助費が災害弔慰金の支給の減少等により3.1%減(全国では1.4%増)、普通建設事業費が災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業の増加等により22.6%増(同4.3%増)、災害復旧事業費が8.0%増(同15.7%増)、物件費が災害廃棄物処理事業の増加等により8.1%増(同0.1%減)、補助費等が災害廃棄物処理の県への委託の増加等により16.7%増(同7.1%増)、積立金が182.4%増(同60.1%増)などとなっている。

## c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,478億円の黒字で、前年度と比べると53億円減少(全国では454億円減少)している。

#### d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆2,568億円で、前年度末と比べると0.8%増(全国では0.0%減)、債務負担行為額は1兆5,120億円で、前年度末と比べると32.0%増(同8.1%増)、積立金現在高は2兆7,407億円で、前年度末と比べると81.9%増(同14.0%増)となっている。

## (2) 公営企業会計

地方公営企業については、「東日本大震災財特法」第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である

9県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(以下、特定被災地方公共団体である県及び市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。)を「特定被災地方公共団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方公共団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

#### | 対定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編:第140表]

#### (ア)総収支

特定被災地方公共団体における法適用企業と法非適用企業を合わせた収支の状況(建設中のものを除く。)は、黒字事業が848事業(事業数全体の90.5%)で、前年度(808事業)に比べ40事業、5.0%の増加であり、黒字額は982億円で、前年度(718億円)に比べ264億円、36.8%増加している。また、赤字事業は89事業(事業数全体の9.5%)で、前年度(135事業)に比べ46事業、34.1%の減少であり、赤字額は219億円で、前年度(471億円)に比べ252億円、53.4%減少している。

特定被災地方公共団体における公営企業の総収支は763億円の黒字で、前年度(247億円の黒字)に 比べ516億円、208.4%増加している。

前年度に比べ収支が改善した事業は10事業あり、水道事業で208億円(対前年度比129.8%増)の改善と最も大きく、次いで宅地造成事業で103億円(同134.6%増)、病院事業で86億円(同233.5%増)の改善となっている。これらの事業で収支が改善した原因としては、料金収入の増加や、被災施設除却損による特別損失の減少等が挙げられる。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は5事業あり、工業用水道事業で6億円(対前年度比8.5%減)の悪化と最も大きく、次いで市場事業で3億円(同61.4%減)、観光施設事業で2億円(同52.5%減)の悪化となっている。

また、前年度に比べ黒字事業数が増加し、赤字事業数が減少した事業は8事業あり、特に、料金収入の増加が大きかった水道事業においては、黒字事業が30事業増加、赤字事業が33事業減少している。

#### (イ) 法適用企業の状況 [資料編:第141表、第143表]

特定被災地方公共団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は239事業(対前年度 比34事業、16.6%増)で、建設中のものを除いた322事業の74.2%となっており、赤字事業は83事業 (同39事業、32.0%減)で、同25.8%となっている。

総収益(経常収益+特別利益)は1兆1,692億円で、前年度(1兆1,389億円)に比べ303億円、2.7%の増加、総費用(経常費用+特別損失)は1兆1,123億円で、前年度(1兆1,328億円)に比べ205億円、1.8%の減少であり、この結果、純損益は570億円の黒字となっており、前年度黒字額(62億円)に比べ508億円、825.7%増加している。また、総収支比率は105.1%と前年度より4.6ポイント上昇している。

こうした純損益の改善の主な要因として挙げられるのは、料金収入の増加と特別損失の減少である。料金収入は9,405億円で、前年度(9,029億円)に比べ376億円、4.2%の増加、特別損失は210億円で、前年度(455億円)に比べ246億円、53.9%減少している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は80.4%(前年度79.3%)と前年度に比べ1.1ポイント上昇している。

経常損益(純損益-特別損益)の状況をみると、経常利益を生じた事業数は240事業(対前年度比20事業、9.1%増)で、経常損失を生じた事業数は82事業(同25事業、23.4%減)となっている。経常損失を生じた事業数の全体事業数(建設中のものを除く。)に占める割合は25.5%と前年度より7.3ポイント低下しており、事業別にみると、水道事業、電気事業、ガス事業において減少している。

経常収益(営業収益+営業外収益)は1兆1,522億円で、前年度(1兆1,222億円)に比べ300億円、2.7%の増加となっており、経常費用(営業費用+営業外費用)は1兆915億円で、前年度(1兆872億円)に比べ42億円、0.4%の増加となっている。なお、経常損益は607億円の黒字で、前年度(350億円の黒字)に比べ257億円、73.6%増加している。また、経常収支比率は105.6%と前年度より2.3ポ

イントト昇している。

#### (ウ) 法非適用企業の状況 [資料編:第142表]

特定被災地方公共団体における法非適用企業全体の形式収支(歳入歳出差引額)は479億円の黒字であり、前年度(516億円の黒字)に比べ37億円、7.1%減少している。また、この額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支は193億円の黒字であり、前年度(186億円の黒字)に比べ7億円、4.0%の増加となっている。

実質収支で黒字を生じた事業は609事業で、全事業数(建設中のものを除く。)の99.0%、赤字を生じた事業は6事業で全事業数の1.0%となっている。黒字事業の実質黒字額は212億円で、前年度同数となっている。また、赤字事業の実質赤字額は18億円で、前年度(26億円)に比べ7億円、28.8%減少しており、営業収益(受託工事収益を除く。)に対する実質赤字額(赤字比率)は1.0%(前年度1.6%)となっている。

## ◀ 特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入[資料編:第143表]

料金収入は1兆592億円で、前年度(1兆80億円)に比べ513億円、5.1%増加している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は12事業あり、病院事業で123億円(対前年度比3.0%増)の増加と最も大きく、次いで水道事業で114億円(同3.5%増)、宅地造成事業で95億円(同31.7%増)の増加となっている。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は3事業あり、最も大きいのは電気事業で1億円(対前年度比1.1%減)の減少となっている。

### 対 特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金「資料編:第144表]

他会計からの繰入金は4,324億円で、前年度(4,696億円)に比べ371億円、7.9%減少している。

この内訳をみると、収益的収入として2,398億円、繰入率(収益的収入に対する繰入金の割合)16.5%、 資本的収入として1,926億円、繰入率(資本的収入に対する繰入金の割合)28.0%となっており、前年度 に比べ収益的収入への繰入れは200億円、7.7%減少しており、資本的収入への繰入れも171億円、 8.2%減少している。これらの要因としては、震災による修繕費及び災害復旧費の減少等が挙げられる。

前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は12事業あり、下水道事業で225億円(対前年度比11.2%減)の減少と最も大きく、次いで港湾整備事業で55億円(同21.4%減)、宅地造成事業で50億円(同9.0%減)の減少となっている。一方、前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は3事業あり、最も大きいのは交通事業で69億円(対前年度比30.8%増)の増加となっている。

# 9 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

「地方公共団体財政健全化法」による、平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

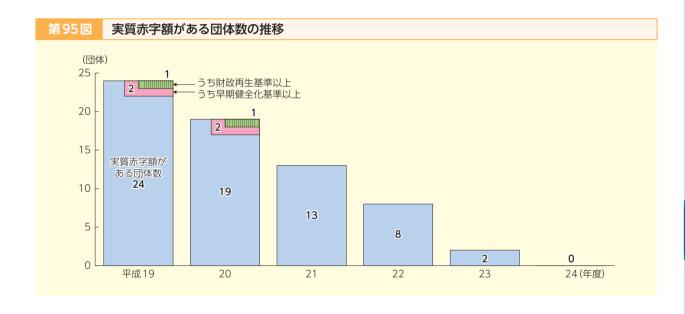
健全化判断比率及び資金不足比率において、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。

「地方公共団体財政健全化法」等の概要については、附属資料を参照のこと。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、第95図のとおりである。

平成24年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体はない。



## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第96図のとおりである。

平成24年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、政 令指定都市1団体、市区5団体、町村1団体であり、合計7団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

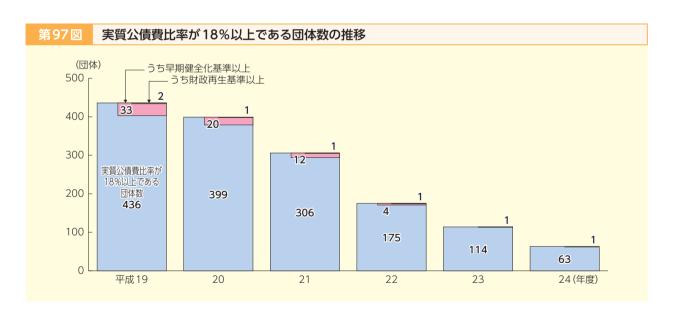
#### 連結実質赤字額がある団体数の推移 (団体) 80 70 うち財政再生基準以上 11 うち早期健全化基準以上 60 50 連結実質赤字額 40 2 がある団体数 **71** 30 20 39 31 10 17 9 平成19 20 21 22 23 24 (年度)

## (3) 実質公債費比率

## ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、第97図のとおりである。

平成24年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。なお、当該団体は財政再生基準以上である。

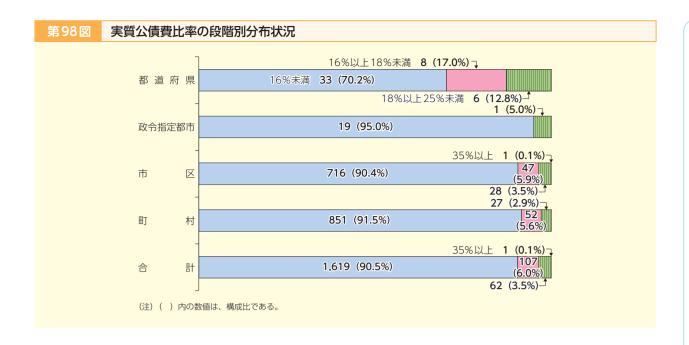


#### | | 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第98図のとおりである。

実質公債費比率が地方債許可制移行基準(18%)以上である団体数は、都道府県6団体(構成比12.8%)、政令指定都市1団体(同5.0%)、市区29団体(同3.6%)、町村27団体(同2.9%)の合計63団体(同3.6%)となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準 (25%) 以上であり財政再生基準 (35%) 未満である団体 数は該当団体がなく、財政再生基準 (再掲35%) 以上である団体数は、市区1団体 (構成比0.1%) となっている。



## ウ 団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第40表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県13.7%、政令指定都市11.5%、市区8.2%、町村10.7%となっている。

## 第40表 団体種類別実質公債費比率の状況

区 分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平 成 24 年 度	%	%	%	%	%
	13.7	11.5	8.2	10.7	9.2

<sup>(</sup>注) 1 比率は、加重平均である。

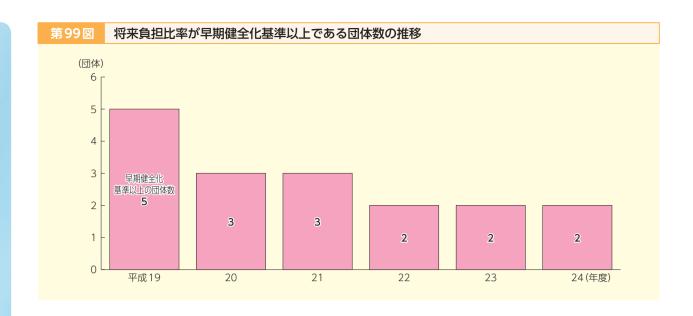
## (4) 将来負担比率

## ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第99図のとおりである。

平成24年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区2団体となっている。

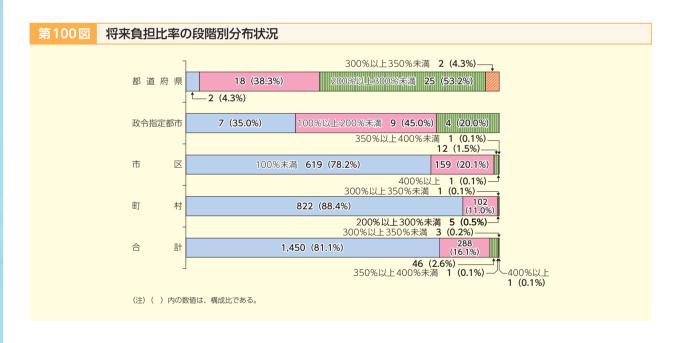
<sup>2 「</sup>市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。



## | | 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第100回のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては200%以上300%未満の区分、政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。



## ウ 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第41表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県210.5%、政令指定都市150.5%、市区38.2%、町村26.3%となっている。

## 第41表 団体種類別将来負担比率の状況

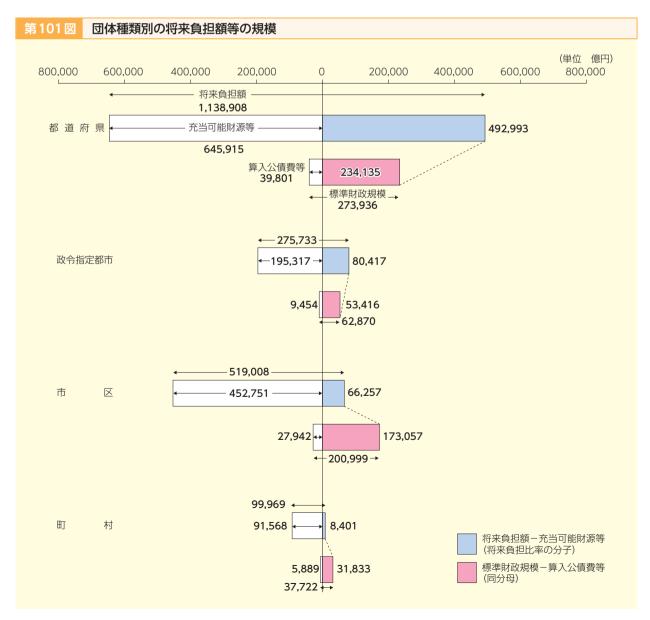
区分	都道府県	政令指定都市	市区	町 村	市区町村合計
平 成 24 年 度	%	%	%	%	%
	210.5	150.5	38.2	26.3	60.0

- (注) 1 比率は、加重平均である。
  - 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

## ■ 団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第101図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額(将来負担比率の分子となる額)の団体種類別合計額は、都道府県49兆2,993億円、政令指定都市8兆417億円、市区6兆6,257億円、町村8,401億円となっている。



また、団体種類別の項目別将来負担額等の状況は第42表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係 る地方債現在高が95兆1.018億円と最も多く、退職手当負担見込額13兆5.388億円、公営企業債等繰 入見込額3兆1.054億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆 1.798億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額4兆8.730億円、退職手当負担見込額1兆6.531億円 の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆1.197億円と最も多く、公営企業債等 繰入見込額12兆4,516億円、退職手当負担見込額5兆7,044億円の順になっており、町村も一般会計等 に係る地方債現在高が5兆9.175億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆5.170億円、退職手当 負担見込額1兆553億円の順になっている。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第43表のと おりである。団体種類別の合計(純計)は、市区2団体となっており、前年度(市区2団体)から変更は ない。また、新たに早期健全化基準以上となった団体はない。なお、平成24年度の財政健全化計画につ いて平成25年度に実施状況報告を行った団体は、早期健全化基準未満となったが引き続き財政の健全化 に取り組むこととした1団体を含め2団体(市区1団体、町村1団体)であり、財政再生計画について実 施状況報告を行った団体は、市区1団体であり、完了報告を行った団体はない。

#### 団体種類別の項目別将来負担額等の状況 第42表

(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市区	町村	合 計
	(1) 一般会計等に係る地方債 の現在高	951,018	201,798	311,197	59,175	1,523,189
将	②債務負担行為に基づく支 出予定額	12,418	3,684	13,708	1,346	31,156
来	③公営企業債等繰入見込額	31,054	48,730	124,516	25,170	229,470
	④組合等負担等見込額	1,168	490	9,104	3,344	14,106
負	⑤退職手当負担見込額	135,388	16,531	57,044	10,553	219,516
担	⑥設立法人の負債額等負担 見込額	7,794	4,423	3,380	366	15,964
額	⑦連結実質赤字額	_	52	21	1	74
	<ul><li>⑧組合等連結実質赤字額負</li><li>担見込額</li></ul>	68	26	38	13	144
充当	<i>9</i> 充当可能基金	97,218	27,596	78,517	26,624	229,956
可能	⑩充当可能特定歳入	44,366	49,160	57,453	4,104	155,083
充当可能財源等	⑪①~④に係る基準財政需 要額算入見込額	504,331	118,560	316,782	60,840	1,000,512
分分	<i><sup>2</sup></i>	273,936	62,870	200,999	37,722	575,527
母(	③算入公債費等の額	39,801	9,454	27,942	5,889	83,087

計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。 将来負担比率の算式は、〔①~⑧の合計値(将来負担額)-⑨~⑪の合計値(充当可能財源等)〕/(⑫-⑬)である。

第43表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質	赤字	比率	連結実	質赤字	学比率	実質么	公債費	比率	将来:	負担.	比率	合		計	合計	(純	計)
都道府県		0			0			0			0			0			0	
(47団体)	(23	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)
政令指定都市		0			0			0			0			0			0	
(20団体)	(23	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)	(23)	0	)
市区		0			0			1(1)			2			3(1)			2(1)	
(792団体)	(23	0	)	(23	0	)	(23	1(1)	)	(23	2	)	(23	3(1)	)	(23	2(1)	)
   町 村		0			0			0			0			0			0	
(930団体)	(23	0	)	(23	0	)	(23	0	)	(23	0	)	(23)	0	)	(23	0	)
合 計		0			0			1(1)			2			3(1)			2(1)	
(1,789団 体)	(23	0	)	(23	0	)	(23	1(1)	)	(23	2	)	(23	3(1)	)	(23	2(1)	)

<sup>(</sup>注) 1 ( ) 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。 2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

## (5) 資金不足比率

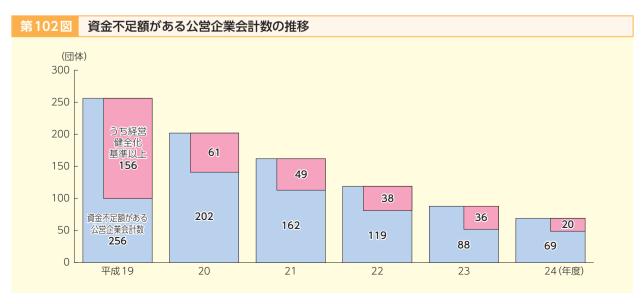
## ア 資金不足額がある公営企業会計数

資金不足額がある公営企業会計数の推移は第102図、平成24年度決算に基づく資金不足比率の状況を 団体種類別にみたものが第103図である。

資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数をみると、都道府県1会計、政令指定都市7会計、市区44会計、町村12会計、一部事務組合等5会計であり、合計69会計となっている。

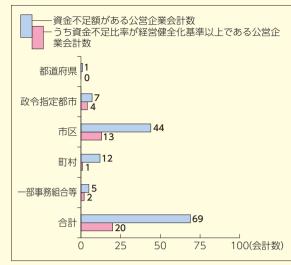
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は20会計(資金不足額がある会計数の29.0%)となっている。都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計(同57.1%)、市区の13会計(同29.5%)、町村1会計(同8.3%)、一部事務組合等2会計(同40.0%)となっている。

平成24年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第44表のとおりである。前年度(都道府県は該当がなく、政令指定都市5会計、市区23会計、町村4会計、一部事務組合4会計の合計36会計)より16会計(政令指定都市で1会計、市区で10会計、町村で3会計、一部事務組合等で2会計の減少)減少している。その内訳は、平成24年度決算で新たに経営健全化基準以上



## 第103図 資金不足比率の状況(団体種類別会計数)





### 平成23年度



## 第44表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計	昨年度(H23決算)
水 道 事 業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	1 / 1,351
簡易水道事業	0/ 1	0/ 6	0 / 789	0 / 4	0/ 800	0 / 836
工業用水道事業	0 / 41	0/ 9	0/ 95	0/ 9	0/ 154	0/ 152
交 通 事 業	0/ 3	3 / 21	0/ 61	0/ 3	3/ 88	7/ 93
電気事業	0 / 25	0/ 5	0/ 30	0/ 3	0/ 63	0/ 63
ガス事業	0/ 0	0/ 1	0 / 28	0/ 0	0/ 29	0/ 29
港湾整備事業	0/ 34	0/ 4	0/ 38	0/ 6	0/ 82	1/ 83
病院事業	0 / 39	0/ 16	4/ 480	0 / 77	4/ 612	7/ 624
市場事業	0/ 9	1 / 18	1/ 133	0 / 10	2/ 170	4/ 170
と畜場事業	0/ 1	0/ 7	1/ 37	0 / 10	1/ 55	1/ 58
宅地造成事業	0 / 50	0 / 22	2/ 358	2/ 8	4/ 438	4/ 464
下水道事業	0 / 45	0 / 30	0 / 2,461	0 / 21	0 / 2,557	3 / 2,609
観光施設事業	0/ 5	0/ 5	5/ 272	0 / 1	5/ 283	7/ 301
その他事業	0 / 15	0/ 0	1/ 71	0 / 39	1/ 125	1/ 123
計	0 / 293	4 / 163	14 / 6,064	2 / 286	20 / 6,806	36 / 6,956

(注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

となった会計が1会計あり、平成24年度決算で経営健全化基準未満となった会計が16会計、平成23年度末に廃止された会計が1会計ある。

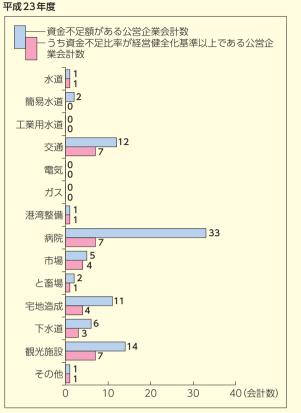
次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第104図である。

資金不足額がある公営企業会計を各事業の全体の事業数に占める割合でみると、交通事業が13.6% (12会計)と最も高く、以下、病院事業4.8% (29会計)、宅地造成事業2.8% (12会計)、観光施設事業2.7% (8会計)、の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、交通事業3会計(資金不足額のある会計数の25%)、病院事業4会計(同13.8%)、市場事業2会計(同66.7%)、と畜場事業1会計(同

## 第104 図 資金不足比率の状況(事業別会計数)





100%)、宅地造成事業4会計(同33.3%)、観光施設事業5会計(同62.5%)、その他事業1会計(同100%)となっている。

なお、平成23年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった36会計のうち、経営健全化計画の策定を要する32会計(平成23年度末に会計を廃止した1会計、経営健全化基準以上の期間が平成23年度限りである見込みの3会計については、経営健全化計画の策定を要しない。)については、平成24年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、32会計のうち、平成24年度決算で経営健全化基準未満となった13会計のうち、12会計で「地方公共団体健全化法」に基づいて完了報告を行った。

1会計については経営健全化基準未満となったが、完了報告を行わず、経営健全化計画を継続している。

### 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第105図であり、都道府県32億円、政令指定都市243億円、市区200億円、町村5億円、一部事務組合等50億円であり、合計530億円となっている。

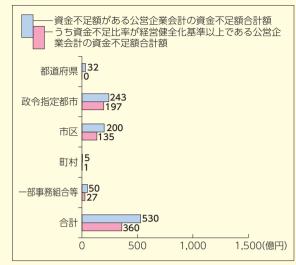
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市197億円(資金不足額がある会計の81.1%)、市区135億円(同67.5%)、町村1億円(同20.0%)、一部事務組合等27億円(同54.0%)で、合計360億円(同68.0%)となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが**第106**図であり、交通事業が210億円と最も多く、以下、宅地造成事業(119億円)、病院事業(98億円)、市場事業(49億円)、観光施設事業(34億円)の順となっている。

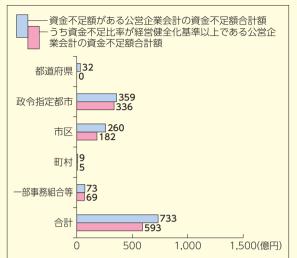
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が148億円(資金不足額がある会計の70.5%)と最も多く、以下、宅地造成事業79億円(同66.4%)、市場事業49億円(同99.9%)、病院事業32億円(同32.7%)、観光施設事業32億円(同94.1%)の順となっている。

## 第105 図 資金不足額の状況 (団体種類別合計額)

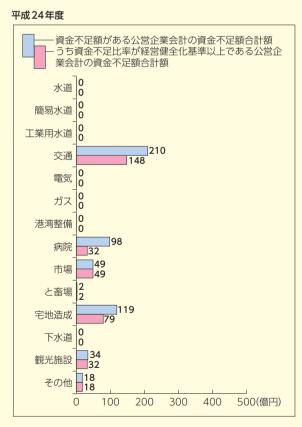
#### 平成24年度



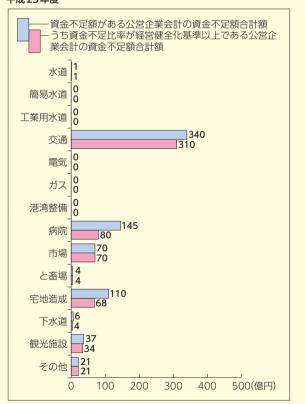
#### 平成23年度



## 第106図 資金不足額の状況(事業別合計額)



#### 平成23年度



# 10 市町村の規模別財政状況

市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。)を団体規模別(政令指定都市、中核市、特例市、中都市(人口10万人以上の市)、小都市(人口10万人未満の市)、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村)にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

## (1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

## ☑ 団体数及び人口の状況[資料編:第1表、第2表]

団体規模別の団体数の推移については、第45表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第107図のとおりである。市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきたことに伴い、割合が上昇してきている。一方で、町村数の割合は低下しており、平成14年度末には8割に近かった町村数は、24年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成24年度末の割合は、政令指定都市が1.2%(前年度末1.1%)、中核市が2.4%(同2.4%)、特例市が2.3%(同2.3%)、中都市が9.7%(同9.7%)、小都市が30.4%(同30.3%)、人口1万人以上の町村が26.0%(同26.3%)、人口1万人未満の町村が28.1%(同27.9%)となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、第46表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、**第108**図のとおりである。団体数の割合と同様に、市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成24年度末には、政令指定都市が22.7%(前年度末21.9%)、中核市が13.9%(同14.2%)、特例市が8.9%(同9.0%)、中都市が21.6%(同21.8%)、小都市が23.1%(同23.2%)、人口1万人以上の町村が7.7%(同7.8%)、人口1万人未満の町村が2.1%(同2.1%)となっている。

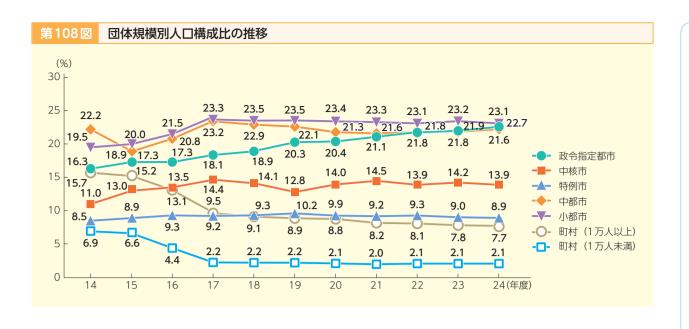
## 第45表 団体規模別団体数の推移

	E7	<i>-</i> 4						d d	体	数								増	j	——— 或	率 (%	6)			
	×	5 分		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ī	5 BJ	村合	計	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	△ 0.3	△ 2.5	△19.5	△27.8	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 2.8	1	△ 0.5	-
Ī	文令:	指定者	18市	12	13	13	14	15	17	17	18	19	19	20	_	8.3	-	7.7	7.1	13.3	_	5.9	5.6	_	5.3
	Þ	核	市	30	35	35	37	37	35	39	41	40	41	41	7.1	16.7	-	5.7	-	△ 5.4	11.4	5.1	△ 2.4	2.5	-
华	ŧ	例	市	37	39	40	39	39	44	43	41	41	40	40	23.3	5.4	2.6	△ 2.5	-	12.8	△ 2.3	△ 4.7	_	△ 2.4	-
ŧ	ß		市	596	602	644	687	691	687	684	686	686	687	688	△ 1.0	1.0	7.0	6.7	0.6	△ 0.6	△ 0.4	0.3	_	0.1	0.1
	中	都	市	148	139	155	173	171	166	164	167	169	167	166	△ 5.7	△ 6.1	11.5	11.6	△ 1.2	△ 2.9	△ 1.2	1.8	1.2	△ 1.2	△ 0.6
	小	都	市	448	463	489	514	520	521	520	519	517	520	522	0.7	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.6	0.4
Œ	J		村	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	△ 0.5	△ 3.7	△26.8	△41.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 5.3	_	△ 1.0	△ 0.2
		1万人	村以上)	993	956	805	549	529	516	506	471	466	452	447	△ 0.9	△ 3.7	△15.8	△31.8	△ 3.6	△ 2.5	△ 1.9	△ 6.9	△ 1.1	△ 3.0	△ 1.1
		]1万人元	村 未満)	1,544	1,487	984	495	493	494	488	470	475	480	483	△ 0.3	△ 3.7	△33.8	△49.7	△ 0.4	0.2	△ 1.2	△ 3.7	1.1	1.1	0.6



	第	46	表	団(	本規模	別人口	」の推	移																	
		- /						人									j	増	洞	ţ	率	(%)			
		<u> </u>	J	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
Ī	市町	村台	信信	118,604,384	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	0.1	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1
j	政令技	指定	都市	19,351,765	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	0.6	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1
ı	<b></b>	核	市	13,020,461	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	6.9	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9
į	持	例	市	10,042,981	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	22.5	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3
1	都		市	49,394,107	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	△ 4.5	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6
	中	都	市	26,295,616	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	△ 8.7	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4
	小	都	市	23,098,491	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	0.7	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8
I	BŢ		村	26,795,070	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	△ 1.1	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9
		]1万人	村 以上)	18,603,399	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	△ 1.2	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2
	町 (人[	1万人	村(未満)	8,191,671	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	△ 1.0	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3

<sup>(</sup>注) 住民基本台帳法の改正により、平成24年度の住民基本台帳登載人口については、外国人住民を含む。第108、110、112~114、119図、第47表において同じ。

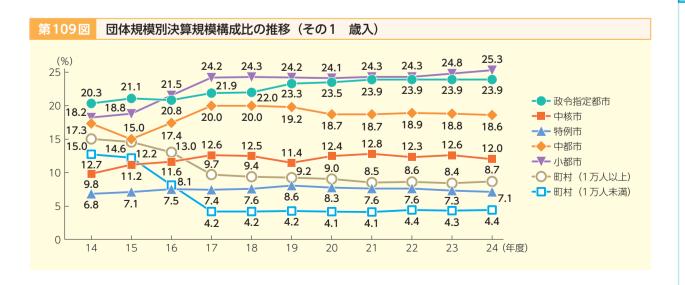


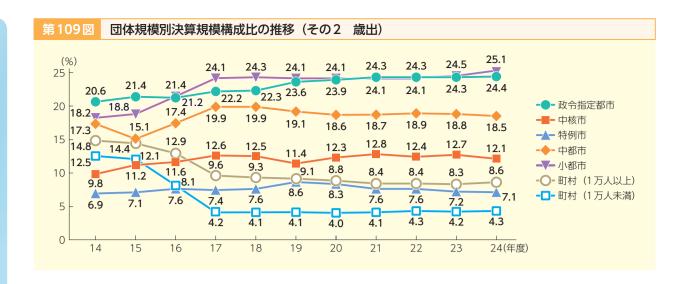
## → 注算規模[資料編:第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.9%(前年度23.9%)、中核市が12.0%(同12.6%)、特例市が7.1%(同7.3%)、中都市が18.6%(同18.8%)、小都市が25.3%(同24.8%)、人口1万人以上の町村が8.7%(同8.4%)、人口1万人未満の町村が4.4%(同4.3%)となっている。

また、歳出総額については、政令指定都市が24.4%(前年度24.3%)、中核市が12.1%(同12.7%)、特例市が7.1%(同7.2%)、中都市が18.5%(同18.8%)、小都市が25.1%(同24.5%)、人口1万人以上の町村が8.6%(同8.3%)、人口1万人未満の町村が4.3%(同4.2%)となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成14年度からの推移は、第109図のとおりである。平成15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下した。平成24年度においては、新設・編入合併が無かったことから、市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。





## (2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

## ア 決算規模等[資料編:第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第47表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が459千円(前年度470千円)、中核市が377千円(同381千円)、特例市が347千円(同347千円)、中都市が376千円(同373千円)、小都市が479千円(同461千円)、人口1万人以上の町村が496千円(同463千円)、人口1万人未満の町村が937千円(同885千円)となっており、歳出については、政令指定都市が453千円(同464千円)、中核市が367千円(同371千円)、特例市が335千円(同335千円)、中都市が362千円(同360千円)、小都市が458千円(同441千円)、人口1万人以上の町村が472千円(同440千円)、人口1万人未満の町村が889千円(同840千円)となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に

笙 47 夷	団体規模別1団休・	<b>从</b> □1	人当たり決算額の状況
<i>3</i> 77 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四个水法儿 四个	$\mathcal{N} \square \square$	ヘコルン水弁的ツルル

				平成 2	.4 年度		平成 2	3 年度	増	減
区		分	1 団体	当たり	人口1人	人当たり	人口 1 /	人当たり	人口1。	人当たり
			歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
			億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市	町村台	合 計	304	293	437	422	431	417	6	5
政	令 指 定	都市	6,233	6,146	459	453	470	464	△ 11	△ 11
中	核	市	1,533	1,492	377	367	381	371	△ 4	△ 4
特	例	市	921	890	347	335	347	335	_	_
中	都	市	585	562	376	362	373	360	3	2
小	都	市	253	242	479	458	461	441	18	17
町木	(人口1万人	(山)上)	101	97	496	472	463	440	33	32
町村	付人口1万人	(未満)	48	45	937	889	885	840	52	49

10

区 5	力則	<b>力</b>	指数	実 質 収 支 比 率
				%
政令指定都	市		0.84	1.1
中核	市		0.76	3.6
特例	市		0.81	4.9
中都	市		0.77	5.1
小都	市		0.54	5.7
町村(人口1万人以_	E)		0.50	6.2
町村(人口1万人未済	<b></b>		0.27	6.8

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第48表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、政令指定都市(0.84)、特例市(0.81)、中都市(0.77)、中核市(0.76)、小都市(0.54)、人口1万人以上の町村(0.50)、人口1万人未満の町村(0.27)となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村(6.8%)、人口1万人以上の町村(6.2%)、小都市(5.7%)、中都市(5.1%)、特例市(4.9%)、中核市(3.6%)、政令指定都市(1.1%)となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

#### 1 歳入

歳入決算の主な内訳は、第110図のとおりである。

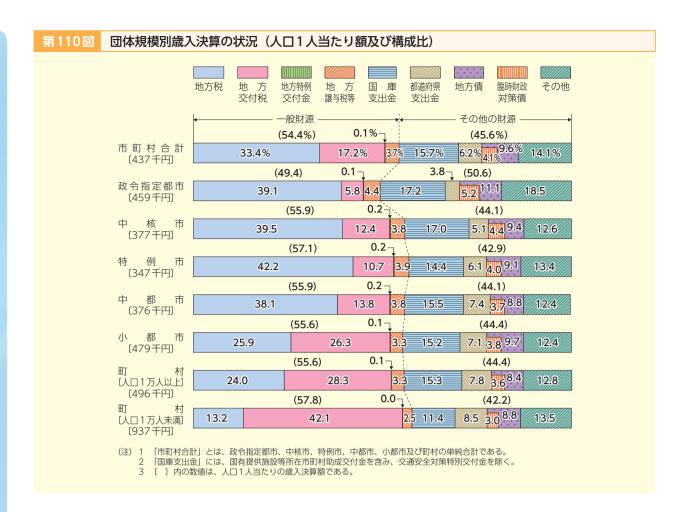
地方税の構成比の高い順にみると特例市(42.2%)、中核市(39.5%)、政令指定都市(39.1%)、中都市(38.1%)、小都市(25.9%)、人口1万人以上の町村(24.0%)、人口1万人未満の町村(13.2%)となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

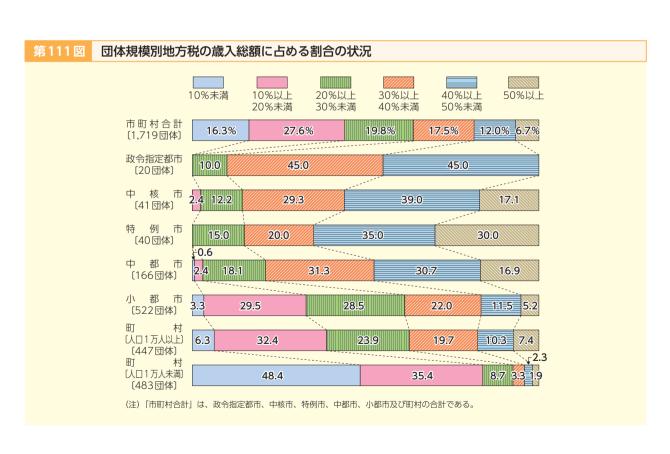
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第111**図のとおりであり、 町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目 の1人当たりの額は、**第112**図のとおりである。

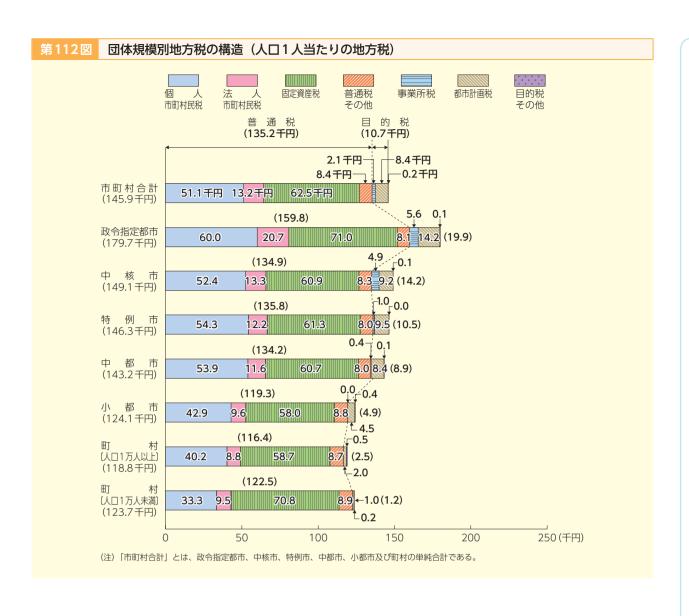
一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(42.1%)、人口1万人以上の町村(28.3%)、小都市(26.3%)、中都市(13.8%)、中核市(12.4%)、特例市(10.7%)、政令指定都市(5.8%)となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。)の構成比の高い順にみると、政令指定都市(17.2%)、中核市(17.0%)、中都市(15.5%)、人口1万人以上の町村(15.3%)、小都市(15.2%)、特例市(14.4%)、人口1万人未満の町村(11.4%)となっており、特例市及び人口1万人以上の町村以外の市町村については規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(8.5%)、人口1万人以上の町村(7.8%)、中都市(7.4%)、小都市(7.1%)、特例市(6.1%)、中核市(5.1%)、政令指定都市(3.8%)となっており、中都市以外の市町村については規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。







地方債の構成比(地方債依存度)の高い順にみると、政令指定都市(11.1%)、小都市(9.7%)、中核市(9.4%)、特例市(9.1%)、中都市(8.8%)、人口1万人未満の町村(8.8%)、人口1万人以上の町村(8.4%)となっており、小都市及び人口1万人未満の町村以外の市町村については規模が大きいほど地方債の歳入総額に占める割合が高くなっている。

#### ウ 歳出

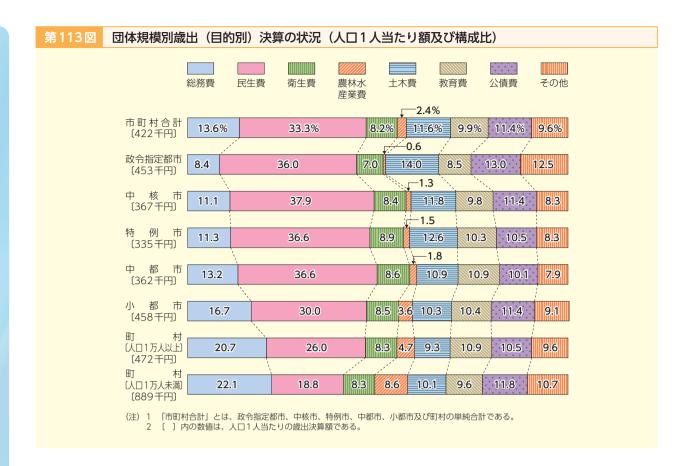
目的別歳出決算額の主な内訳は、第113図のとおりである。

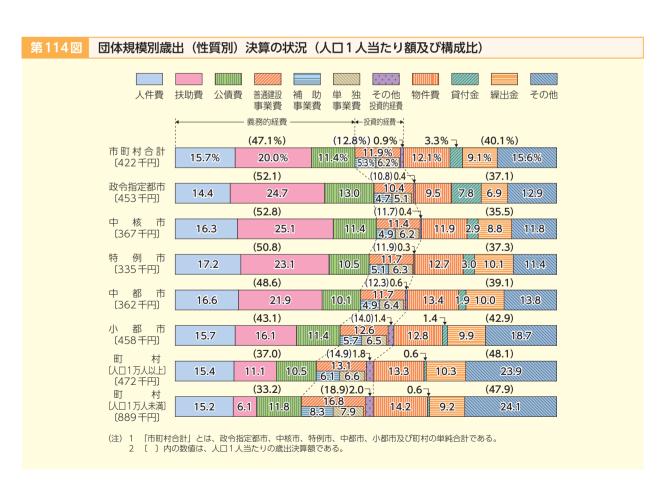
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市においては民生費、土木費、総務費の順、中都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、教育費の順、小都市においては民生費、総務費、公債費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、公債費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第114図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市、特例市、中都市及び小都市においては扶助費、人件費、物件費の順、人口1万人以上の町村においては人件費、物件費、普通建設事業費の順、人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、物件費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。





## 1 財政構造の弾力性

## (ア)経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第49表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市(96.0%)、中核市(90.6%)、特例市(90.5%)、中都市(90.3%)、小都市(89.6%)、人口1万人以上の町村(86.6%)、人口1万人未満の町村(81.4%)となっており、規模が大きいほど比率も高くなっている。

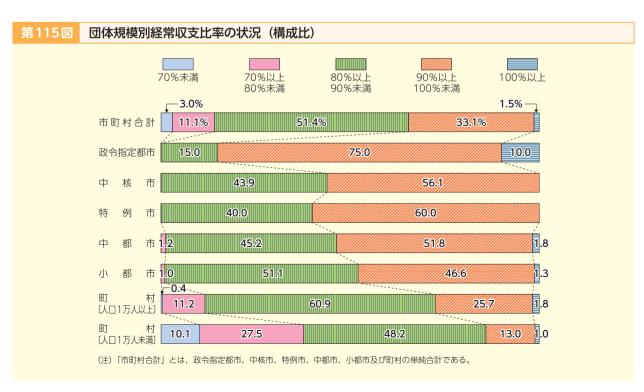
なお、団体規模別の分布状況をみると、**第115**図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

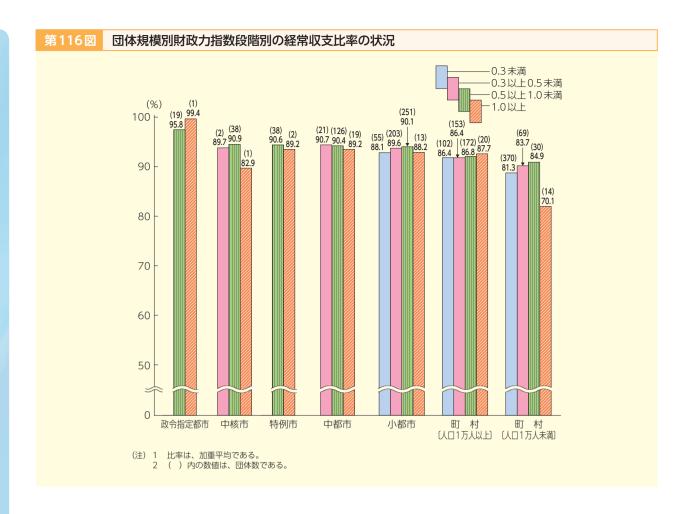
また、これを財政力指数段階別にみると、第116図のとおりである。

## 第49表 団体規模別経常収支比率の状況

D	7	分	経常収	う <u>!</u>	5					
	2	)J	支比率	人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
			%	%	%	%	%	%	%	%
政	令 指 定	都市	96.0	24.8	12.0	15.9	10.3	22.7	8.2	2.1
中	核	市	90.6	24.5	13.4	13.9	8.6	18.4	10.4	1.4
特	例	市	90.5	25.5	14.8	11.8	7.9	16.9	11.9	1.7
中	都	市	90.3	25.6	14.9	11.3	8.8	16.5	11.8	1.4
小	都	市	89.6	24.6	13.0	8.7	10.9	18.5	12.5	1.4
ET:	村(人口1万)	人以上)	86.6	23.8	13.3	5.9	13.2	16.7	12.4	1.3
町	村(人口1万)	人未満)	81.4	23.7	12.0	3.3	12.5	18.3	9.9	1.7

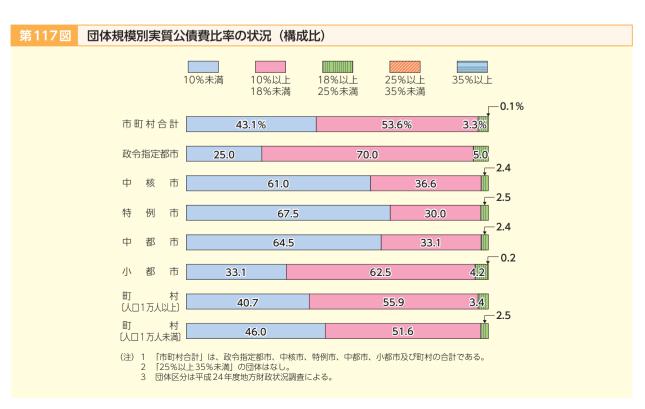
(注) 比率は、加重平均である。

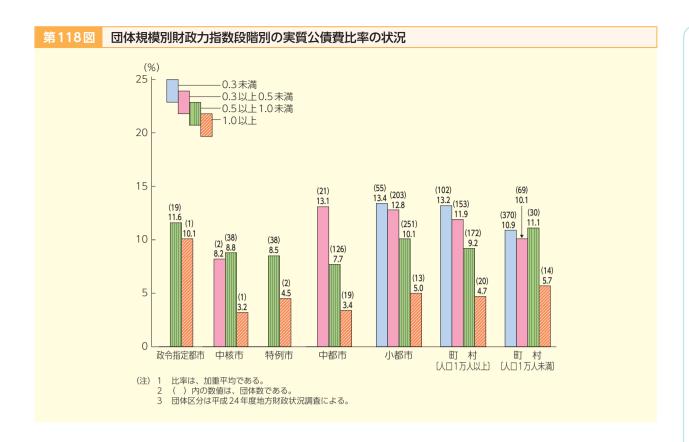




## (イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第117図のとおりであり、10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。





次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第118図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

## オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、**第119**図のとおりである。 団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市1.6%増(前年度0.5%減)、中核市4.4%減(同0.2% 増)、特例市0.2%増(同3.8%減)、中都市3.2%減(同0.1%増)、小都市4.2%減(同3.3%減)、人口1 万人以上の町村13.3%減(同10.6%減)、人口1万人未満の町村10.6%減(同11.2%減)となっている。



# 11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

## (1) 道路 [資料編:第104表]

平成25年4月1日現在における地方道の実延長は115万3,823km(対前年同期比0.2%増)、面積は8,418.9km<sup>2</sup>(同0.4%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成15年4月1日)と比べると、実延長は3.0%増、面積は6.1%増となっている。

これを主要地方道(「道路法」(昭和27年法律第180号)第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道)、一般都道府県道(主要地方道以外の都道府県道)及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,065km(対前年同期比0.2%増)、面積は880.7km²(同0.9%増)、一般都道府県道の実延長は7万979km(同0.2%増)、面積は927.3km²(同0.7%増)、市町村道の実延長は102万5,779km(同0.2%増)、面積は6,610.9km²(同0.3%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成15年4月1日)と比べると、主要地方道の実延長は0.7%増、面積は8.1%増、一般都道府県道の実延長は1.1%増、面積は7.5%増、市町村道の実延長は3.3%増、面積は5.7%増となっている。

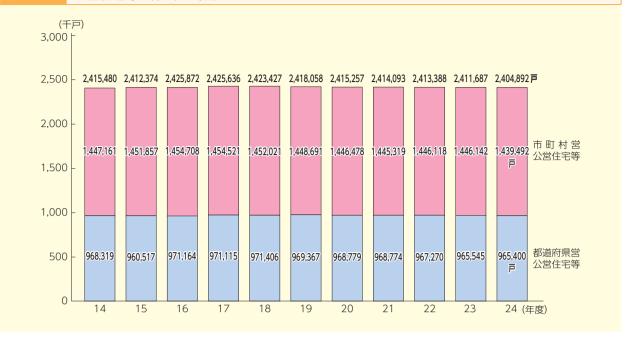
## (2) 公営住宅等[資料編:第105表]

平成24年度末現在における公営住宅等(「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)に基づく公営住宅、「住宅地区改良法」(昭和35年法律第84号)に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅)の総戸数は240万4,892戸であり、前年度末と比べると6,795戸減少(0.3%減)している。この状況を10年前(平成14年度末)と比べると、1万588戸減少(0.4%減)している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は216万3,069戸であり、前年度と比べると6,005戸減少(0.3%減)している。この状況を10年前(平成14年度末)と比べると1万5,019戸減少(0.7%減)している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は89.9%(前年度89.9%)となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、第120図のとおりである。

## 第120図 公営住宅等の総戸数の推移



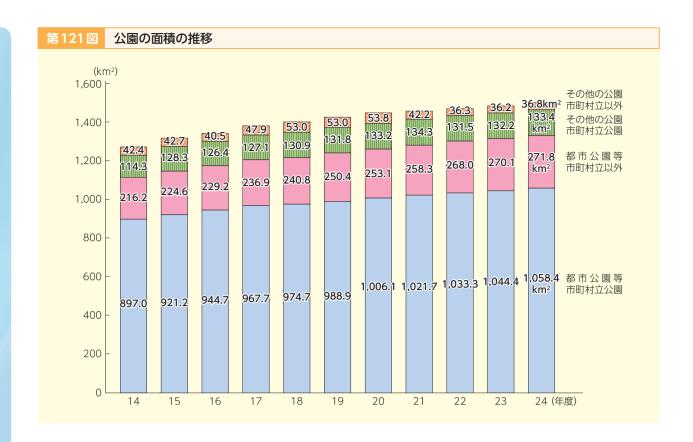
## (3) 公園 [資料編:第106表]

平成24年度末現在における都市公園等(地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。)の数は12万6,758箇所(対前年度末比1.4%増)で、その面積は1,330.2km²(同1.2%増)となっている。また、この状況を10年前(平成14年度末)と比べると、都市公園等の箇所数は2万5,011箇所増加(24.6%増)しているとともに、その面積も216.9km²増加(19.5%増)している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが12万5,722箇所(対前年度末比1.5%増)、1,058.4km $^2$ (同1.3%増)で、総箇所数の99.2%、総面積の79.6%を占めている。

また、その他の公園(都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。)の数は6,548箇所(対前年度末比0.5%増)で、その面積は170.2km²(同1.1%増)となっている。このうち市町村立の公園の数は6,279箇所(対前年度末比0.7%増)で、その面積は133.4km²(同0.9%増)となっている。

なお、公園の面積の推移は、第121図のとおりである。



## (4) 下水処理施設 [資料編:第107表~第108表]

汚水(し尿及び生活雑排水)及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業 集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処 理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各 地域の実態に即した整備が進められている。

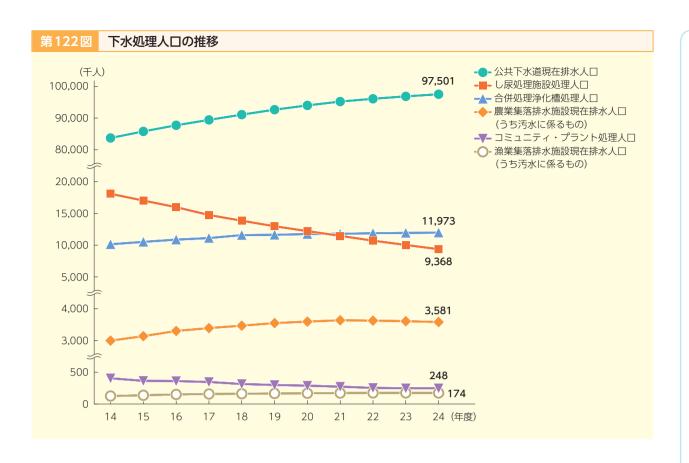
これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成24年度末における現在排水人口(供用開始している排水区域内の人口)は、9,750万1千人で、前年度末と比べると0.7%増となっている。また、これを10年前(平成14年度末)と比べると、1,376万3千人増加(16.4%増)している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成24年度末における現在排水人口(うち汚水に係るもの)は、それぞれ358万1千人、17万4千人で、前年度と比べると0.7%減、0.7%減となっている。これらの状況を10年前(平成14年度末)と比べると、それぞれ19.6%増、38.4%増となっている。

また、平成24年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は24万8千人(対前年度末比0.1%減)、合併処理浄化槽の処理人口は1,197万3千人(同0.4%増)となっている。これらの状況を10年前(平成14年度末)と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は15万6千人減少(38.7%減)、合併処理浄化槽の処理人口は183万2千人増加(18.1%増)している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成24年度末のし尿処理施設処理人口は936万8千人(対前年度末比6.6%減)、し尿処理施設年間総収集量は854万1千kl(同5.5%減)となっている。これらの状況を10年前(平成14年度末)と比べると、し尿処理施設処理人口は871万6千人減少(48.2%減)、し尿処理施設年間総収集量は611万kl減少(41.7%減)している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人□の推移は、第122図のとおりである。



## (5) ごみ処理施設[資料編:第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成24年度末における収集処理人口は1億2,825万4千人(対前年度末比0.3%減)で、その年間総収集量は4,162万t(同0.3%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成14年度末)と比べると、収集処理人口は22万8千人減少(0.2%減)し、年間総収集量は917万5千t減少(18.1%減)している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第123図のとおりである。

## 第123図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



## (6) 保育所[資料編:第109表]

平成24年10月1日現在における公立の保育所数(季節保育所を除く。)は1万951箇所(対前年同期比2.7%減)、延面積は801万7千m²(同1.6%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成14年10月1日)と比べると、箇所数は3,046箇所減少(21.8%減)、延面積は88万8千m²減少(10.0%減)している。

## (7) 高齢者福祉施設[資料編:第110表]

平成24年10月1日現在における公立老人ホーム数は831箇所で、前年同期と比べると27箇所減少(3.1%減)している。また、この状況を10年前(平成14年10月1日)と比べると、箇所数は418箇所減少(33.5%減)している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の41.9%(対前年同期比0.3ポイント低下)、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは48.6%(同0.6ポイント上昇)、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.5%(同0.3ポイント低下)を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第124図のとおりである。

#### 第124図 公立の老人ホームの状況 -部事務組合立 市町村立 軽費老人ホーム 軽費老人ホーム 7 (0.8%) 69 (8.3%) 都道府県立 都道府県立 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 7 (0.8%) 3 (0.4%) 軽費老力 一部事務組 特別養護老从 市町村立 79 (9.5%) 養護老人ホー 106 (12.8%) 260 (31,3%) 養護 公立老人ホーム 831箇所 養護 348 (100.0%)老人 (41.9%) 404 (48.6%) 市町村立 邓事務組合立 特別養護老人亦 養護老人ホーム 293 (35.3%) 81 (9.7%) 都道府県立 特別養護老人ホ-

## (8) 教育施設[資料編:第111表]

## **ア** 高等学校

平成25年5月1日現在における公立高等学校数は3,646校で、前年同期と比べると42校減少(1.1%減)している。また、この状況を10年前(平成15年5月1日)と比べると、471校減少(11.4%減)している。

5 (0.6%)

## 4 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成25年5月1日現在において29校で、前年同期と比べると1校増加(3.6%増)している。

## (9) 文化及び体育施設[資料編:第112表]

## ア 文化施設

平成24年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,280箇所(対前年度末比0.2%減)で、延面積は1,382万5千m² (同0.4%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成14年度末)と比べると、箇所数は141箇所増加(4.5%増)、延面積は101万4千m²増加(7.9%増)している。

図書館は3,238箇所(対前年度末比0.4%増)となっている。この状況を10年前(平成14年度末)と 比べると、箇所数は540箇所増加(20.0%増)している。

博物館(美術館、動物園、水族館等を含む。)は829箇所(対前年度末比2.6%増)となっている。この状況を10年前(平成14年度末)と比べると、箇所数は145箇所増加(21.2%増)している。

## 4 体育施設

平成24年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,475箇所(対前年度末比0.8%増)となっている。この状況を10年前(平成14年度末)と 比べると、箇所数は391箇所増加(6.4%増)している。 陸上競技場は1,060箇所(対前年度末比1.3%減)となっている。この状況を10年前(平成14年度末)と比べると、箇所数は75箇所減少(6.6%減)している。

野球場は4,131箇所(対前年度末比0.6%減)となっている。この状況を10年前(平成14年度末)と 比べると、箇所数は19箇所増加(0.5%増)している。

プールは3,871 箇所(対前年度末比1.8%減)となっている。また、この状況を10年前(平成14年度末)と比べると、箇所数は782 箇所減少(16.8%減)している。

# 第一部

平成25年度及び 平成26年度の地方財政



# 1 平成25年度の地方財政

## |(1)|| 平成 25年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年1月28日閣議了解、2月28日閣議決定された。この中で、以下の平成24年度の経済動向、平成25年度の経済財政運営の基本的態度及び平成25年度の経済見通しが示された。

#### (ア) 平成24年度の経済動向

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は4年連続の下落となる。

平成24年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、1.0%程度と見込まれる。また、名目成長率は0.3%程度と見込まれる。

#### (イ) 平成 25年度の経済財政運営の基本的態度

日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の 矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第一弾として取りまとめた緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避し、 持続的成長を生み出す成長戦略につなげる。

### (財政政策)

機動的・弾力的な経済財政運営を行い、景気の底割れを回避する。このため、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成24年度補正予算(平成25年1月15日概算閣議決定)と平成25年度予算(平成25年1月29日概算閣議決定)を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。平成25年度予算については、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実現する必要がある。このため、平成25年度予算についても、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

#### (ウ) 平成25年度の経済見通し

平成25年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、「平成25年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む。

物価については、消費者物価上昇率は0.5%程度になると見込まれる。GDPデフレーターはプラスになると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。

こうした結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.5%程度(名目成長率は2.7%程度)になる と見込まれる。 なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、 電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

#### ■の予算

政府は、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)及び「平成25年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年1月29日、平成25年度予算政府案を閣議決 定した。

平成25年度予算は、以下のような基本的考え方により編成された。

## (ア) 平成25年度予算編成の基本的な考え方

a 緊急経済対策との一体的な編成

平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15ヶ月予算」として編成する。

これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

b 経済再生の実現に向けた効果的・効率的な予算編成

景気の底割れを防ぎ、デフレから脱却するには、平成25年度予算の速やかな編成が必要である。編成に当たっては、平成24年12月26日、27日の内閣総理大臣指示に従って、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。

その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将 来性のある分野に重点を置く。

c 財政に対する信認の確保

財政赤字が拡大を続け、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の低下、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響を与えかねない。

したがって、2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実現する必要がある。平成25年度予算についても、上記の内閣総理大臣指示に沿って、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋については、今後、経済財政諮問会議において検 討を進める。

#### (イ) 予算の重点化についての基本的な考え方

平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行う。

また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十分に 精査する。

a 復興・防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、加速策を具体化し、各種制度等への被災地からの批判、要望に真摯に耳を傾け、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、福島の再生のため原子力災害等からの迅速な再生を推進する。

b 成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮しつつ、民間投資の喚起を図るための施策や低炭素社会の創出等に資する省エネルギー・再生可能エネルギー等の導入、研究開発、イノベーションの基盤強化、資源・海洋開発などを推進する。

c 暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍できる環境を整備する。

このような方針に基づいて編成された平成25年度の一般会計予算の規模は、92兆6,115億円(前年度比2兆2,776億円、2.5%増)で、基礎的財政収支対象経費は、70兆3,700億円(前年度比1兆9,803億円、2.9%増)となった。

財政投融資計画の規模は、18兆3,896億円(前年度比7,414億円、4.2%増)となった。

なお、平成25年度当初予算案は、平成25年2月28日に国会に提出され、5月15日に成立した。

## (ウ) 東日本大震災関係

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、 震災復旧・復興対策について別途財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みが定められたことを受けて、復旧・復興対策に係る経費については、区分経理を行うこととされ、平成24年度に「東日本大震災復興特別会計」が設置された。

「中期財政フレーム(平成25年度~平成27年度)」(平成24年8月31日閣議決定)においては、東日本大震災からの復興、福島の再生を、最重要かつ最優先課題として全力で対応するため、東日本大震災復興特別会計を活用し、必要な事業を着実に実施する必要があるとの基本認識が示された。

「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」(平成24年8月17日閣議決定)においては、平成25年度予算の概算要求に当たって、「東日本大震災からの復興に係る経費については、東日本大震災復興特別会計において、被災地の復旧・復興の状況等を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って、所要の金額を要求する」こととされた。

なお、「平成25年度予算編成の基本方針」では、復興関連予算は、「流用」等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行い、被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされた。

このような方針に基づいて編成された平成25年度の東日本大震災復興特別会計の予算規模は4兆3,840 億円で、前年度と比べると6,086億円増加(16.1%増)となった。

歳入については、復興特別税は1兆2,240億円で前年度と比べると6,935億円増加(130.7%増)、一般会計からの繰入は1兆2,462億円で前年度と比べると6,955億円増加(126.3%増)、復興債は1兆9,026億円で前年度と比べると7,797億円減少(29.1%減)等となった。

歳出については、東日本大震災関係経費は3兆7,178億円で前年度と比べると4,678億円増加(14.4%増)、復興加速化・福島再生予備費は6,000億円で前年度と比べると2,000億円増加(50.0%増)等となった。なお、東日本大震災関係経費のうち主な経費は、復興関係公共事業等8,793億円、東日本大震災復興交付金5,918億円、原子力災害復興関係経費7,094億円、震災復興特別交付税の財源としての地方交付税交付金6,053億円等となった。

## (2) 地方財政計画

平成25年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ 別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。 以上を踏まえ、次の方針に基づき平成25年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

### ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、平成25年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じる。
- (イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
  - a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
  - b これに基づき、平成25年度の財源不足見込額13兆2,808億円については、次により補塡する。
    - ① 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆4,176億円(うち「地方交付税法」 附則第4条の2第2項の加算額2,150億円、同条第3項の加算額5,581億円、平成22年12 月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)に定める平成25年度における「乖離是正分加 算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額9,900億円及び臨時財政対 策特例加算額3兆6,045億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金2,000億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」 附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金6,500億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- ② 「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を6兆2,132億円発行する。
- ③ 建設地方債(財源対策債)を8,000億円増発する。
- c 上記の結果、平成25年度の地方交付税については、17兆624億円(前年度比3,921億円、 2.2%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、 1,000億円の償還を実施する。
- e なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付 税特別会計に繰入れを予定していた額等172億円については、法律の定めるところにより平成 31年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社 会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域 の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - a 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日閣議決定)において、「平成25年度における地方公務員の給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。

これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削

減額に見合った事業費を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費(4,550億円)及び地域の元気づくり事業費(3,000億円)を合算した7,550億円を計上するとともに、東日本大震災分(全国防災事業)の投資的経費(直轄・補助)の地方負担分として973億円を計上する。

- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成24年度までの緊急 防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し3.1%減額することとする一 方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- d 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 1 東日本大震災分

## (ア)復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,198億円を確保する。
  - ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分4,083億円
  - · 地方単独事業分1,220億円
  - ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分895億円
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独 事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事 業費を計上する。

### (イ)全国防災事業

- a 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として 123億円を計上するとともに、一般財源充当分として130億円を計上する。
- b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で 確保する。
- c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。 以上のような方針に基づいて策定した平成25年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は81兆9,154 億円で、前年度と比べると507億円増加(0.1%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2兆 3,347億円で、前年度と比べると5,559億円増加(31.3%増)、全国防災事業が2,031億円で、前年度 と比べると4,298億円減少(67.9%減)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は34兆175億円で、前年度と比べると3,606億円増加(1.1%増)(道府県税0.3%増、市町村税1.6%増)、地方譲与税は2兆3,470億円で、前年度と比べると855億円増加(3.8%増)、地方特例交付金は1,255億円で、前年度と比べると20億円減少(1.6%減)、

地方交付税は17兆624億円で、前年度と比べると3,921億円減少(2.2%減)、国庫支出金は11兆8,503億円で、前年度と比べると899億円増加(0.8%増)、地方債(普通会計分)は11兆1,517億円で、前年度と比べると137億円減少(0.1%減)となった。

歳出では、給与関係経費は19兆7,479億円で、前年度と比べると1兆2,281億円減少(5.9%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,843人の純減としている。一般行政経費は31兆8,257億円で、前年度と比べると6,851億円増加(2.2%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,993億円で、前年度と比べると1,898億円増加(1.4%増)となった。公債費は13兆1,078億円で、前年度と比べると288億円増加(0.2%増)、投資的経費は10兆6,698億円で、前年度と比べると2,286億円減少(2.1%減)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆30億円で、前年度と比べると1,600億円減少(3.1%減)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は6,198億円で、前年度と比べると657億円減少(9.6%減)、国庫支出金は1兆6,895億円で、前年度と比べると6,123億円増加(56.8%増)などとなった。歳出では、一般行政経費は6,829億円で、前年度と比べると2,667億円減少(28.1%減)、投資的経費は1兆6,255億円で、前年度と比べると8,164億円増加(100.9%増)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は800億円で、前年度と比べると1,259億円減少(61.1%減)、地方債は973億円で、前年度と比べると3,200億円減少(76.7%減)などとなった。歳出では公債費は258億円で、前年度と比べると228億円増加(760.0%増)、投資的経費は1,773億円で、前年度と比べると3,970億円減少(69.1%減)などとなった。

また、平成25年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆3,708億円(普通会計分11兆1,517億円、公営企業会計等分2兆2,191億円)で、前年度と比べると1,688億円減少(1.2%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,197億円(普通会計分233億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債280億円、公営企業会計等分1,684億円)で、前年度と比べると1,838億円増加(512.0%増)となり、全国防災事業が973億円(普通会計分)で、前年度と比べると3,573億円減少(78.6%減)となった。

## (3) 平成25年度補正予算

## ア 平成25年度補正予算(第1号)

平成25年度補正予算(第1号)は、平成25年12月12日に閣議決定、平成26年1月24日に第186回国会に提出され、2月16日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定。 以下「経済対策」という。)に沿って、競争力強化策関連経費1兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障 害者向け施策関連経費3,005億円、防災・安全対策の加速関連経費1兆1,958億円等を追加計上するほ か、既定経費の減額1兆5,334億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収2兆2,580億円、 税外収入3,659億円、前年度剰余金受入9,108億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成25年度当初予算に対し、5兆4,654億円増加し、98兆770億円となった。

## → 平成25年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

## (ア)通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じることとした。

## a 地方交付税

この補正予算において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成25年度分の地方交付税の額1兆1,608億円(平成24年度精算分4,176億円、平成25年度国税五税の自然増に

伴うもの7,432 億円)については、平成25年度において普通交付税の調整額の復活に要する額259億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆1,349億円について平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

### b 追加の財政需要

- (a) この補正予算により平成25年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- (b) 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額 (4,700 億円) の一部により対応する。
- c がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)

経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)」を交付することとされている。

がんばる地域交付金の総額は、870億円とされており、各市町村への交付限度額は、この補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。

がんばる地域交付金の充当対象は、各市町村が策定するがんばる地域交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費、国庫補助事業(法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分としており、各市町村の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

### (イ) 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業や全国防災事業に係る地方負担額については、以下のとおり財政措置を講じることとした。

- a 復旧・復興事業
  - (a) 東日本大震災復興交付金事業等(公営住宅建設事業を除く。)に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。
  - (b) 上記 (a) 以外の事業 (公営住宅建設事業及び災害援護貸付金を受けて実施する事業) に係る地方負担額については、通常どおりの扱いとする。
- b 全国防災事業

防災対策推進学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額については、その100%まで地方 債(全国防災事業)を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

# (4) 地方公共団体の予算

平成25年度の地方公共団体の普通会計予算(9月補正後)の状況は、第50表のとおりであり、普通会計予算の総額(都道府県及び市区町村(一部事務組合等を除く)の単純合計)は、前年度と比べると0.1%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると1.6%増、地方譲与税が4.5%増、地方交付税が3.0%減、国庫支出金が1.9%増、地方債が1.2%減となっている。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると2.4%減、扶助費が2.7%増、普通建設事業費が4.1%増となっている。

### 平成25年度普通会計予算の状況 (9月補正後)

### その1 歳 入

区分	=		<b>1</b>	構	戈 比	増減率
, j	平成25年度	平成24年度	増減額	平成25年度	平成24年度	· 培 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	340,758	335,521	5,237	32.5	32.1	1.6
地 方 譲 与 税	23,380	22,365	1,015	2.2	2.1	4.5
地方特例交付金	1,243	1,299	△ 56	0.1	0.1	△ 4.3
地 方 交 付 税	169,133	174,415	△ 5,282	16.1	16.7	△ 3.0
市町村たばこ税都道府県交付金	14	20	△ 7	0.0	0.0	△ 32.8
利 子 割 交 付 金	543	601	△ 58	0.1	0.1	△ 9.7
配当割交付金	368	339	29	0.0	0.0	8.6
株式等譲渡所得割交付金	96	106	△ 11	0.0	0.0	△ 10.1
地方消費税交付金	12,431	12,669	△ 238	1.2	1.2	△ 1.9
ゴルフ場利用税交付金	343	340	3	0.0	0.0	0.9
自動車取得税交付金	1,291	1,290	1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,259	1,223	37	0.1	0.1	3.0
小計(一般財源)	550,859	550,188	671	52.6	52.6	0.1
国 庫 支 出 金	144,942	142,192	2,750	13.8	13.6	1.9
地 方 債	125,032	126,589	△ 1,557	11.9	12.1	△ 1.2
そ の 他	226,533	226,828	△ 294	21.7	21.7	△ 0.1
歳 入 合 計	1,047,366	1,045,797	1,569	100.0	100.0	0.1

- 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計(都道府県及び市区町村(一部事務組合等を除く))である。その2において同じ。 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の消算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。 4 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

# その2歳出(性質別)

区分	-	·	<u> </u>	構	戈 比	増減	率
L JJ	平成25年度	平成24年度	増 減 額	平成25年度	平成24年度	1	平
	億円	億円	億円	%	%		%
人 件 費	223,050	228,499	△ 5,449	21.3	21.8	△ 2	2.4
物件費	95,541	94,981	560	9.1	9.1	C	0.6
維持補修費	10,385	10,095	290	1.0	1.0	2	2.9
扶 助 費	124,491	121,163	3,328	11.9	11.6	2	2.7
補 助 費 等	174,461	171,365	3,097	16.7	16.4	1	1.8
普通建設事業費	143,309	137,714	5,595	13.7	13.2	4	4.1
う∫補助事業費	72,976	69,114	3,862	7.0	6.6	5	5.6
ち 単独事業費	62,952	60,958	1,994	6.0	5.8	3	3.3
災害復旧事業費	12,466	15,830	△ 3,364	1.2	1.5	△ 21	1.2
失業対策事業費	2	2	0	0.0	0.0	6	5.0
公 債 費	129,338	129,419	△ 81	12.3	12.4	△ C	0.1
そ の 他	134,323	136,729	△ 2,408	12.8	13.0	△ 1	1.8
歳 出 合 計	1,047,366	1,045,797	1,569	100.0	100.0	C	0.1

# (5) 地方公営企業等に関する財政措置

### 7 地方公営企業

### (ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会 資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し た事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成25年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,753億円(前年度2兆6,590億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆 2.191億円(前年度2兆3.742億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る ものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、 臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償 還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において 基準財政需要額に算入する。
- b 交通事業については、地下鉄事業の経営が依然として厳しい状況にあることに鑑み、新たな特例制度を設けるとともに、所要の財政措置を講じる。

### (イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において124億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分1,684億円を計上する。

b 特定被災地方公共団体借換債

東日本大震災からの復旧・復興を支援するため、特定被災地方公共団体を対象に、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金(普通会計及び公営企業会計(水道事業、工業用水道事業、地下鉄事業、下水道事業)合計で1,830億円)について補償金免除繰上償還を行い、その財源として地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とする。

なお、地方債計画において公営企業会計等分1,550億円を計上する。

c 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構資金も含む。)によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債50億円を計上する。

### **国民健康保険事業**

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,808億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村 (一部事務組合等を除く。) が保険料

軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,201億円)について地方交付税措置を講じる。

- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(973億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(487億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業 (3,183億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2) を負担することとし、その所要額 (796億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出し について、所要の地方交付税措置(1.000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(510億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、その所要額(170億円)について地方交付税措置を講じる。

### 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,336億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、平成25年度は、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置 (均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽 減措置(均等割9割軽減)について継続する。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保 険料軽減措置に伴う平成25年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分について は国費により措置することとして、所要額を平成24年度補正予算に計上するとともに、均等割9 割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

- (イ) 高額医療費負担金 (2,404億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2) を負担することとし、その所要額 (601億円) について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(590億円)に対して国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3)を負担することとし、その所要額(197億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成25年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担(国 1/2、都道府県1/2) することとし、その所要額(2億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者 医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

# (6) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、人件費等を削減する一方で、生活保護費等の扶助費が増加していること等により、依然として厳しい状況となっており、平成24年度の経常収支比率も、地方税や地方譲与税が増加した一方で、補助費等や扶助費が増加したことにより、前年度(92.6%)と比べると0.1 ポイント上昇の92.7%となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

特に、唯一の財政再生団体である北海道夕張市や財政健全化団体である2市町では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の健全化に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。

同様に、平成24年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は20会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

# 2 平成26年度の地方財政

# (1) 平成26年度の経済見通しと国の予算

### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年12月21日閣議了解、平成26年1月24日閣議決定された。この中で、以下の平成25年度の経済動向、平成26年度の経済見通し及び平成26年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

### (ア) 平成25年度の経済動向

平成25年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく下で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。

こうした中で、消費者物価(総合)は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により5年ぶりに 0.7%程度の上昇に転じると見込まれる。

この結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.6%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれる。

### (イ) 平成26年度の経済見通し

平成26年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」(以下「経済対策」という。)など、「平成26年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。

物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度(このうち、消費税率引上げによる影響は2.1%程度と見込んでいる。)、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続く改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率は3.3%程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約 等に留意する必要がある。

### (ウ) 平成26年度の経済財政運営の基本的態度

最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の実行を加速・強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた3つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資の拡大につなげ、消費や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促す好循環を実現する。さらに、平成26年4月に実施する消費税率の引上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、経済対策を含む「経済政策パッケージ」(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日 閣議決定))を着実に実行する。

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比半減、2020年度までに黒字化を目指し、「当面の財政健全化に向けた取組等についてー中期財政計画ー」

(平成25年8月8日 閣議了解) に基づき、改善を図る。このため、平成26年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

### 1 国の予算

政府は、「平成26年度予算編成の基本方針」(平成25年12月12日閣議決定)及び「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年12月24日、平成26年度予算政府案を閣議決定した。

平成26年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

### (ア) 平成26年度予算の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏ま えながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

中期財政計画に基づきながら、これらの取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも▲19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

### (イ)予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

# a 主な分野における歳出改革

### (a) 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

### (b) 社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の 機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

### (c) 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モード への切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど 歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方

の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準 を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入 する。

地方法人課税の在り方を見直し、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是 正の方策を講じる。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

### b 公的部門の改革

強い経済、豊かな国民生活を実現していくため、成果を最大化し、無駄を徹底排除した効果的・効率的な公的部門を構築するとともに、行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たしていく。

特別会計改革について、財政の一層の効率化・透明化を図るため、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号)に基づき、平成26年度より、特別会計及びその勘定の廃止・統合等を実施する。

独立行政法人改革について、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

国家公務員制度改革について、平成26年春の内閣人事局の設置等を目指し、改革を進める。

国家公務員及び地方公務員の給与及び定員について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」 (平成25年11月15日閣議決定)に従って適切に対応する。特に、国家公務員の定員については、 平成26年度予算において、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、 重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、これまでに引き続き、大幅な純減を目指す。また、地 方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような施策を厳に抑制するとともに、地 方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するも のとする。

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、社会保障・税番号制度の着実な導入に向けて準備を進めるとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、世界最高水準の電子政府の実現に向けた取組を進める。また、地方自治体において、クラウド技術の活用及び事務の共通化・標準化により、自治体行政のコスト低減及び行政データの開放による民間の利活用を促進する。

このような方針に基づいて編成された平成26年度の一般会計予算案の規模は95兆8,823億円で、前年度当初予算と比べると3兆2,708億円増加(3.5%増)となっており、基礎的財政収支対象経費は72兆6,121億円で、前年度当初予算と比べると2兆2,421億円増加(3.2%増)となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆6,464億円で、前年度当初予算(4兆3,840億円) と比べると7,376億円減少(16.8%減)となっている。ただし、東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速するために計上された平成25年度補正予算5,638億円と合わせてみると、予算規模は4兆2,102億円となり、これを前年度当初予算と比べると1,738億円減少(4.0%減)となっている。

財政投融資計画の規模は16兆1,800億円で、前年度計画額と比べると2兆2,096億円減少(12.0%減)となっている。

# (2) 地方財政計画

平成26年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)及び「中期財政計画」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

なお、地方財政審議会からは、平成25年12月16日に地方一般財源総額の確保や地方交付税の別枠加 算の継続などを含む「今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見」 (附属資料参照) が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成26年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成26年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。また、消費税率(国・地方)8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行う。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じる。

- (イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税 法第6条の3第2項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。
  - a 平成26年度から平成28年度までの間は、平成25年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
  - b これに基づき、平成26年度の財源不足見込額10兆5,938億円については、次により補塡する。
    - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,186億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額6,648億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成25年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第5項に定める平成26年度における「乖離是正分加算額」2,000億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額6,100億円並びに臨時財政対策特例加算額2兆6,438億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

- (b) 「地方財政法|第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を5兆5.952億円発行する。
- (c) 建設地方債 (財源対策債) を7,800億円増発する。
- c 上記の結果、平成26年度の地方交付税については、16兆8,855億円(前年度比1,769億円、1.0%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、 2,000億円の償還を実施する。

- e なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付税 特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32年 度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社 会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域 の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - a 投資的経費に係る地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - b 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方公共団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3,500億円としている。
  - c 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
  - d 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏ま え行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財 源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - e 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するため の施策を推進する。
  - f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

### 1 東日本大震災分

- (ア) 復旧・復興事業
  - a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付すること としている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、 5.723億円を確保する。
    - ・直轄・補助事業に係る地方負担分3,719億円
    - ・地方単独事業分1.085億円
    - ・税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分919億円
  - b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
  - c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要

の事業費を計上する。

### (イ) 全国防災事業

- a 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として679億円を計上するとともに、一般財源充当分として113億円を計上する。
- b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成26年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は83兆3,607 億円で、前年度と比べると1兆4,453億円増加(1.8%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆9,617億円で、前年度と比べると3,730億円減少(16.0%減)、全国防災事業が2,521億円で、前年度と比べると490億円増加(24.1%増)となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は35兆127億円で、前年度と比べると9,952億円増加(2.9%増)(道府県税5.3%増、市町村税1.3%増)、地方譲与税は2兆7,564億円で、前年度と比べると4,094億円増加(17.4%増)、地方特例交付金は1,192億円で、前年度と比べると63億円減少(5.0%減)、地方交付税は16兆8,855億円で、前年度と比べると1,769億円減少(1.0%減)、国庫支出金は12兆4,491億円で、前年度と比べると5,988億円増加(5.1%増)、地方債(普通会計分)は10兆5,570億円で、前年度と比べると5,947億円減少(5.3%減)となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆3,414億円で、前年度と比べると5,935億円増加(3.0%増)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、12,962人の純減としている。一般行政経費は33兆2,194億円で、前年度と比べると1兆3,937億円増加(4.4%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,563億円で、前年度と比べると430億円減少(0.3%減)となっている。公債費は13兆745億円で、前年度と比べると333億円減少(0.3%減)、投資的経費は11兆35億円で、前年度と比べると3,337億円増加(3.1%増)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,279億円で、前年度と比べると2,249億円増加(4.5%増)となっている。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,723億円で、前年度と比べると475億円減少(7.7%減)、国庫支出金は1兆3,353億円で、前年度と比べると3,542億円減少(21.0%減)などとなっている。歳出では、一般行政経費は5,350億円で、前年度と比べると1,479億円減少(21.7%減)、投資的経費は1兆3,905億円で、前年度と比べると2,350億円減少(14.5%減)などとなっている。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は736億円で、前年度と比べると64億円減少(8.0%減)、地方債は983億円で、前年度と比べると10億円増加(1.0%増)などとなっている。歳出では公債費は802億円で、前年度と比べると544億円増加(210.9%増)、投資的経費は1,719億円で、前年度と比べると54億円減少(3.0%減)となっている。

また、平成26年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆8,301億円(普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円)で、前年度と比べると5,407億円減少(4.0%減)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が543億円(普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円)で、前年度と比べると1,654億円減少(75.3%減)となり、全国防災事業が983億円(普通会計分)で、前年度と比べると10億円増加(1.0%増)となっている。

# (3) 地方公営企業等に関する財政措置

### **7** 地方公営企業

### (ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会

資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成26年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5.612億円(前年度2兆5.753億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆 2,731億円(前年度2兆2,191億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る ものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、 臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償 還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において 基準財政需要額に算入する。
- b 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局 長通知)を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく再編等を推進する ため、当該取組が平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、引き続き、 所要の地方財政措置を講じる。
- c 上水道事業については、末端給水事業者が実施する水道管路の耐震化を推進するため、引き続き、 所要の地方財政措置を講じる。

### (イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対してはその全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において160億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分88億円を計上する。

b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構資金も含む。)によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債15億円を計上する。

### **国民健康保険事業**

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,900億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料 軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対 し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,656億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(982億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(491億円)について地方交付税措置を講じる。

- (エ) 高額医療費共同事業 (3,412億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2) を負担することとし、その所要額 (853億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出し について、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(470億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、その所要額(157億円)について地方交付税措置を講じる。

### ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,626億円)について地方交付税措置を講じる。

平成26年度は、低所得者の保険料軽減措置(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置(均等割9割軽減)について継続される。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成26年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置され、所要額が平成26年度予算に計上されるとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされ、所要額が平成26年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金 (2,837億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2) を負担することとし、その所要額 (709億円) について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(284億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、その所要額(95億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者 医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

# 第 3 部

最近の地方財政をめぐる 諸課題への対応



# 1 地域の元気創造 ~地域からの日本再生に向けて~

地域の活性化なくして日本経済の再生は見込みがたい。このため、何よりも地域の元気を創造し、地域からの経済成長に向けた取組を促していく必要がある。

また、自立的な地域経営を推進するため、「地方中枢拠点都市(圏)」及び「定住自立圏構想」の推進や、過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援などにも引き続き取り組む必要がある。

# 「(1)」「地域の元気創造プラン」の推進

現在の我が国にとって最大かつ喫緊の課題は経済の再生にある。このため、大胆な金融政策、機動的な 財政政策とともに、民間投資を喚起する成長戦略が進められている。そうした中で、地域が元気を出し、 人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を全国各地からおこしていくことが重要である。

このため、総務省では、「地域の活性化なくして、日本経済の再生なし」との考えに基づき、総務大臣を本部長とする「地域の元気創造本部」を立ち上げ、地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」を策定した。この中で、「まちの元気で日本を幸せにする!」がミッションとして掲げられており、それを実現するための方向性として、3つのビジョンである「地域のモノやチエを活かす」、「ヒトや投資を呼び込む」、「新しいくらしの土台を創る」が示されている。また、そのアプローチとして、自治体が企業や大学、地域金融機関等と連携して、それぞれの強みを活かした活性化に取り組み、民間の活力と資金を活かしていく手法が採られている。

平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針〜脱デフレ・経済再生〜」(骨太の方針)においても、「地域の元気創造プラン」が、地域再生の取組の柱として位置付けられており、地域における民間投資を喚起する成長戦略を確立することにより、経済成長の成果を全国津々浦々までしっかりと届けることが期待される。

「地域の元気創造プラン」では、2つのプロジェクトを推進することが柱となっている。プロジェクト 1が地域経済イノベーションサイクルの全国展開であり、プロジェクト2は、民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトとして、分散型エネルギーインフラ、公共クラウド、機能連携広域経営型で構成されている。詳細な内容については、以下に述べるとおりである。

### ア 地域経済イノベーションサイクルの全国展開

地域金融機関の預貸率が地方圏を中心に低下し、資金の余剰感が強まる中で、地域活性化の視点から、各地域で豊富な資金を特色ある地域資源や地域の人材と結びつけて、需要創造型のイノベーションを起こし、新たに持続可能な資金循環を創造することが必要である。そこで、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して自治体が核となって業を起こし、雇用を創る「地域経済イノベーションサイクル」を全国展開し、地域からの日本経済の再生を図ることとしている。

地域経済イノベーションサイクルは、地域資源を活用し、雇用創出をはじめ社会的に望ましい外部効果等を有するものの十分な収益が期待されない事業について、地方公共団体が初期の設備投資を支援しつつ、事業自体は民間事業者によって実施され、市場経済の伸縮性と企業家精神が発揮される事業を生み出していく仕組みであり、

- ① 地方公共団体と地域金融機関等がそれぞれの強みを活かして民間事業者を支援し、
- ② そのノウハウ等が蓄積されていき、
- ③ 新たな事業起こしにフィードバックされていく

好循環を目指すものである。

地域経済イノベーションサイクルの構築に当たっては、関係者のつながりとして、地域の元気創造事業者(産)、大学・NPO等(学)、地域金融機関(金)、地方公共団体(官)の産学金官地域ラウンドテー

ブルを構築・活用していくことが有効である。地域経済イノベーションサイクルを展開し、地域での設備 投資を喚起することにより、経済波及効果を創出することが期待される。

そこで、「地域経済循環創造事業交付金」により、都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進することとしている。

また、平成26年度は、「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して、地方公共団体が核となって事業を起こし、地域経済循環を創造する取組に要する経費について、地方交付税措置を講じるとともに、地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資について、所要の財政措置を講じることとしている。

### ✓ 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト

### (ア)分散型エネルギーインフラプロジェクト

電力の小売自由化を踏まえた地域経済循環を創造するため、再生可能エネルギー、ガスや燃料電池を活用したコジェネレーション等の分散型エネルギーを官民連携して共同整備することで、多様な新規企業を喚起するとともに、地域内で得られるエネルギーを有効活用し、自立的で持続可能な地域づくりを進めることが期待される。

分散型エネルギーインフラの整備は、地域生活の安定、地域新産業の創出、都市環境の向上等、多大な公共的な外部効果を有するものの、費用負担時と資金の回収時期とに長期のギャップが存在すること、多様な関係者との意見調整が必要なこと等から、地域経営の主体としての自治体の積極的な関与が必要である。

そこで、平成25年度に31団体(10パターン)でプロジェクト導入に向けた予備調査を実施しており、 平成26年度は自治体が核となったマスタープランづくり、マネジメント体制の確立等を支援し、自立的 で持続可能な地域エネルギーシステムを構築することによって、地域の課題解決及び地域における経済循 環の創出を図ることとしている。

### (イ)公共クラウド

地方公共団体が保有する行政データのオープン化を通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラである公共クラウドの整備を推進することとしている。旅行会社等の民間事業者が多くのデータを必要としている一方で、地方公共団体は有用なデータを有しながらも、広く情報提供する有効な手段が十分に確立されていなかった。このため、地方公共団体の保有するデータと、その活用を期待する民間企業のニーズをマッチングし、データを整備・集約し、開放可能な公共クラウドの整備を推進する。平成25年度は、観光・生活・介護等の分野において実証実験を実施しており、これらの成果を踏まえ、平成26年度は対象データの拡充と運用開始を目指すこととしている。

### (ウ)機能連携広域経営型

市町村の枠を越えた社会的ネットワークを計画的圏域(City Region)として設定し、圏域内で人・モノ・金等の流れを強化するためのインフラの計画的な整備を推進することとしている。平成26年度は、市町村域を越えた圏域において、圏域内の産学金官民が連携し、地方圏において特に喫緊の課題である産業振興や雇用確保に資する拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、民間投資の促進や事業のガバナンスといった観点から他の地域の参考となるような先進事例を構築していくこととしている。

# (2) 地方中枢拠点都市(圏)の取組の推進

### ア 経緯

平成25年6月25日に内閣総理大臣に提出された第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎 自治体の行政サービス提供体制に関する答申」においては、これからの少子高齢・人口減少社会にあって も、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、人々 の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していく ことが必要であるとして、地方圏において相当の人口規模と中核性を備える都市(以下「地方中枢拠点都市」という。)を中心とする広域連携を進めることが必要であるとされている。

このことを踏まえ、新たな広域連携の仕組みの制度化に向けた地方自治法の改正や、地方中枢拠点都市が担うべき具体的役割及び支援策等について検討が進められ、平成25年11月29日の第24回経済財政諮問会議において、総務大臣が、地方中枢拠点都市(地方圏の政令指定都市又は第186回国会で提出予定の「地方自治法の一部を改正する法律案」に規定する中核市で、昼夜間人口比率1以上の市を想定)が成長エンジンの核となり、地方の経済をけん引し高次の都市機能を集積することが重要であるとの提言を行ったところである。

### 1 施策の概要

地方中枢拠点都市とその近隣市町村は、以下の3つの役割ごとに、具体的な取組を「連携協約」(上記「地方自治法の一部を改正する法律案」に規定)に記載して取組を進めていくこととしている。

- ① 圏域全体の経済成長のけん引 都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、地方の経済をけん引。
- ② 高次の都市機能の集積 都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を 作る。
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも応える。

これを実現するため、平成26年度予算案に「新たな広域連携の促進に要する経費」として約1.3億円を計上しており、これを活用して先行的なモデルを構築し、平成27年度より本格的に地方財政措置を講じて取組の全国展開を図ることとしている。

今後の施策の推進に当たっては、関係府省が横串で連携し、自治体からわかりやすい仕組みづくりに取り組むこととしている。

# (3) 定住自立圏構想の推進

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、特に地方圏においては、 大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安 心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都 市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への 人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、中心市と近隣市町村が連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

定住自立圏形成の手続きは、人口5万人以上(少なくとも4万人超)の市が、圏域として必要な生活機能の確保について中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにする中心市宣言を実施し、中心市と隣接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係のある近隣市町村と定住自立圏形成協定を締結することとしている。中心市は、圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、これに取り組むこととしている。

平成26年1月末現在では、91団体が中心市宣言済み、78圏域(延べ354団体)で定住自立圏形成協 定締結又は定住自立圏形成方針策定済み、78団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済みとなっており、 全国で定住自立圏構想による取組が進んでいる。

平成25年度は、定住自立圏等において地域力を高める取組の充実・深化を図るため、圏域全体の活性 化を目指した分野横断的な取組を重点的に支援する「定住自立圏等推進調査事業」を実施した。平成26 年度は、定住自立圏を含む市町村域を越えた圏域において、圏域内の産学金官民が連携し、産業振興や雇用確保に資する拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、民間投資の促進や事業のガバナンスといった 観点から他の地域の参考となるような先進事例を構築していくこととしている。

また、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を強力に推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対する地方交付税措置を拡充するとともに、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じることとしている。

# (4) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援

### ア 基本的な考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)においては、経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並び、過疎地域を多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域として位置づけ、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことを目的としている。

これらのことを踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、 都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

### 4 具体的な取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、以下のような取組を進めている。

- 地域医療提供体制の確保
- ・ 企業誘致・雇用対策(スモールビジネスの振興等)
- ・ 生活交通の確保(コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行)
- ・ 集落の維持・活性化対策(「集落支援員」による集落点検の実施、話し合いの推進等)
- ・ 都市から地方への移住・交流の促進(移住・交流推進機構(JOIN)や関連NPO法人との連携、 空き家活用によるU・Iターン促進対策等)

### ウ 過疎法に基づく施策

過疎地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により判定指定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(平成22年法律第3号)が施行され、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効までの期限を6年間延長し、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などの改正が行われた。

同法等の改正により過疎対策事業債について、ハード事業においては太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設、認定こども園・市町村立の幼稚園、図書館などの施設についても支援対象に追加されるとともに、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、住民の安全・安心な暮らしの確保を図り、過疎地域の自立促進に資するソフト事業に対しても広く対象とすることとなった。

平成24年度においては、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、法律失効までの期限を5年間延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(平成24年法律第39号)が6月27日に施行され、法の期限は平成33年3月末日までとなり、より長期的視野に立った過疎対策事業の展開が可能となった。

また、平成25年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、先進的で波及性のあるソフト事業、地域住民等が集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業、定住のための空き家改修や

団地の整備及び廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成25年4月1日現在での過疎関係市町村は775市町村となっており、過疎関係市町村の割合は45.1%となっている。

### ■ 現行過疎法の改正

現行の過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)については、各党間の協議が整い、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、第186回国会での提出に向けて検討が進められているところである。

- (ア) 平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加
- (イ) 過疎対策事業債の対象施設の追加

# (5) 地域の元気創造事業費の創設

地域経済活性化に取り組む地方公共団体を息長く支援する観点から、当分の間の措置として、地方財政計画の一般行政経費に「地域の元気創造事業費」を計上することとし、平成26年度の事業費については、3,500億円を計上した。

これは、地域の元気創造事業に係る財政措置として、地方交付税の算定に当たって、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映することとしているものであり、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとしている。

なお、平成27年度以降、地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して増額することを検討している。

# (6) 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

市町村合併については、人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められたことを受けて、平成11年以降、積極的に推進されたところであり、広域的なまちづくりの推進や、職員配置の適正化等の行財政の効率化などの成果が現れているものとの評価もなされているところである。

他方で、市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合があるとの指摘もなされているところであり、平成25年6月の「第30次地方制度調査会答申」においても以下の指摘がなされている。

・「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。

また、平成25年12月の「地方財政審議会意見」においても以下の指摘がなされている。

- ・「平成の合併」により、平成11年に3,232団体存在していた市町村は1,719団体となり、1市町村 あたりの平均面積が114.8km²(平成11年3月31日時点)から216.6km²(平成25年1月1日時 点)に拡大する等その姿が大きく変化した。
- ・身近な地方政府である市町村は、各コミュニティの維持・活性化を担うとともに、災害時には災害対策の活動拠点となる。ただし、合併市町村においては、行政区域の拡大に伴い、これらの機能が弱くなることが懸念される。このような事態に対処するため、支所の重要性が増している。また、行政区域の拡大に伴い必要な経費が増加する行政サービスもある。
- ・このような市町村の姿の変化に対しては、合併算定替の特例期間の状況を踏まえながら、地方交付税

の算定に適切に反映する必要がある。

今後、合併算定替の特例期間が終了する団体が増加することから、これらの意見等を踏まえ、地方交付税の算定において、合併後の市町村の財政需要を的確に把握することにより、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させることとしているところである。

具体的には、平成26年度以降5年程度の期間で、①支所に要する経費の算定、②人口密度等による需要の割増し、③標準団体の面積の見直しを段階的に行うこととしている。

①支所に要する経費の算定については、合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目して、交付税の算定に反映させることとし、平成26年度から3年間をかけて先行的に実施することとしている。

また、合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健、福祉サービスに要する経費等)を反映させるための人口密度等による需要の割増し(②)、標準団体の面積を拡大する方向で見直すことに伴う標準団体の公共施設数(公民館、消防の出張所等)等の見直しによる単位費用への反映(③)については、引き続き市町村の意見を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映することとしている。

# 2 社会保障·税一体改革

平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」においては、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すとされた。また、社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があることが示された。

大綱の閣議決定後、平成24年8月10日に「社会保障制度改革推進法(衆法)」をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(以下「税制抜本改革法」という。)を含む、いわゆる社会保障・税一体改革関連8法が成立した。税制抜本改革法において、地方財政に関連する内容は次のとおりである。

- (1) 消費税率 (国・地方) は、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へ段階的に引上げを行う。
- (2) 地方消費税の現行の税率100分の25 (消費税率換算1%) を、平成26年4月より63分の17 (同1.7%) へ、平成27年10月より78分の22 (同2.2%) へ引き上げる。
- (3) 消費税に係る現行の地方交付税率29.5% (消費税率換算1.18%) を、平成26年度から22.3% (同1.40%)、平成27年度から20.8% (同1.47%)、平成28年度から19.5% (同1.52%) とする。
- (4) 引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)については、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。
- (5) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、上記(4)のとおり社会保障財源化される ことを踏まえ、全額人口により按分して交付する。なお、現行分の地方消費税に係る市町村交付金の 交付基準(人口:従業者数=1:1により按分)は変更しない。
- (6) 消費税率 (国・地方) の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、デフレ状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講じる。
- (7) 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する(衆議院で修正追加)。
- (8) 法律の公布後、消費税率(国・地方)の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率(国・地方)の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、上記(6)及び(7)の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講じる。

また、社会保障制度改革推進法(衆法)及び税制抜本改革法とあわせて平成24年8月10日に成立した社会保障改革関係の関連法は、次のとおりである。

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (衆法)

- ・ 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

社会保障制度改革については、平成24年8月10日に成立した「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)に規定された基本的な考え方と基本方針に基づき、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)において、審議することとされた。国民会議は、「社会保障・税一体改革大綱」その他既往の方針のみにかかわらず、幅広い視点に立って、改革を行うために必要な事項を審議するため、「社会保障制度改革推進法」に基づき、内閣に設置されたものであり、平成24年11月30日から20回にわたり議論が重ねられ、平成25年8月6日に報告書がとりまとめられた。

この報告書では、社会保障4分野について、抜本的な改革の方向性が示されるとともに、子育て・医療・介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていること等を踏まえ、制度改革については、地方公共団体の理解が得られるような改革とし、国と地方がそれぞれ責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う関係を築くことが重要とされた。

さらに、社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革については、法律の施行後1年(平成25年8月21日)以内に、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講じることとされており、平成25年8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」が平成25年10月15日に国会へ提出され、12月5日に成立した。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)においては、講ずべき社会保障制度改革の措置として、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制(社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置)や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

消費税関係では、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

# 3 地方分権改革の推進

政府では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができ、その地域に合った行政を行うことができるよう、国と地方の役割分担の見直しを中心とした地方分権改革の推進に取り組んでいる。

# (1) 地方分権改革の概況

地方分権改革は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部が、内閣としての政策検討機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が、調査審議機能を担うという体制の下に推進されている。

地方分権改革推進委員会の勧告事項については、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲の取組を進めたところであり、残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等に加え、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への移譲等についての第4次一括法案を第186回国会に提出することにより、一区切りを迎えることとなる。

このように地方分権改革が新たな局面を迎えることから、平成26年度前半に地方分権改革の総括と展望を取りまとめ、今後の改革の方向性を明らかにし、改革に更に取り組むとともに、国民が改革の成果を実感できる情報発信を展開する。

# (2) 規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)

地方分権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めていく必要がある。

これまでの義務付け・枠付けの見直しでは、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日。以下「第2次勧告」という。)で見直しの検討対象とされた4,076条項について、同委員会第3次勧告(平成21年10月7日)で特に問題があると提示された「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野(1,216条項)のうち、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの(889条項)について整理、検討が行われた結果、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日)及び「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日)が閣議決定された(第1次・第2次見直し。636条項)。

また、第2次勧告で示された条項以外についても、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定などの見直しが行われ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次一括法)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次一括法)の成立により、所要の法律の整備が行われた。

また、第2次勧告で見直しの検討対象とされた4,076条項について、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野(1,212条項)のうち、許容類型に該当せず見直すべきとされたもの(363条項)について整理、検討が行われた結果、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日)が閣議決定された(第3次見直し。291条項)。さらに、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)において、第2次勧告で見直しの検討対象とされた4,076条項のうちこれまでの見直しで対象とならなかった1,648条項、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項、新たに設けられた規定等地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項について、地方からの提案を受けた見直しが決定された(第4次見

直し。48事項)。

第3次見直し及び第4次見直しに係る事項については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。第3次一括法)等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

義務付け・枠付けの見直しにより、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

# (3) 事務・権限の移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、第2次見直しにおいて、地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)で示された82事項について検討が行われ、63事項の見直しが決定された。これを踏まえた第2次一括法の成立により、所要の法律の整備が行われた。また、第4次見直しにおいて、地方からの提案を受け、23事項について検討が行われ、9事項の見直しが決定された。これを踏まえた第3次一括法の成立により、所要の法律の整備が行われた。これらの事項については、地方交付税や国庫補助負担金などにより所要の財源措置を行った。

また、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」(平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定)により見直しの検討対象とされた96事項(地方が取り下げた事項を除く)及び第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)により見直しの検討対象とされた64事項について整理、検討が行われた結果、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が平成25年12月20日に閣議決定された。

この見直し方針の内容は、次のとおりであり、法律改正事項については、第4次一括法案を第186回国会に提出することを基本としている。

### ア 国から地方公共団体への移譲等(66事項)

(ア) 移譲する事務・権限(48事項)

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家 用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実 施等

(イ) 移譲以外の見直しを行う事務・権限(18事項)

例:①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

### 都道府県から指定都市への移譲等(33事項)

(ア) 移譲する事務・権限(29事項)

例:①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定

(イ) 移譲以外の見直しを行う事務・権限(4事項)

例:①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

(なお、上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。)

### ウ 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確

実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援 を実施する。

# (4) 地方税財源の充実確保

地方分権を推進し、魅力あふれる地域を創ることができるよう、その基盤となる地方税の充実確保に努めながら、地域間の税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。

このような観点から、地方税制において以下の改正を行うこととしている。

### ア 地方消費税の充実

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において、税制抜本改革法に基づき、 経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1 日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、平成26年4月1日から0.92%分で、この地方分は、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方公共団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ることとし、0.92%分については地方消費税分を0.7%、消費税の交付税法定率分を0.22%とすることとされている。

また、現行分の地方消費税を除き、地方分の消費税収については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化することとされている。

### 1 地方法人課税の偏在是正

税制抜本改革法において、地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直しを含む、地方法人課税の在り方を見直すこととされたことを受け、平成24年9月に地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設け、専門的な立場からの検討が進められ、平成25年11月に、法人住民税法人税割の一部交付税原資化等の提言が盛り込まれた報告書が取りまとめられた。その結果、平成26年度において以下の措置を講ずることとした。

消費税率(国・地方)8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化(法人税割の税率を引き下げ、その引下げ分に相当する地方法人税(国税)を創設)し、地方交付税原資化(地方法人税収の全額を交付税特会に直接繰り入れ)する。

この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上する。 また、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元する。

なお、「平成26年度税制改正大綱」(平成25年12月12日 自由民主党・公明党)においては、「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされている。

# (5) 地方自治制度の見直し

地方自治制度の見直しについては、平成25年6月に第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が内閣総理大臣に提出された。同答申は、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、国民がどこでも安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための制度の見直し等を提言したものである。

具体的には、都道府県から指定都市の事務移譲等による「二重行政」の解消や指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議を行うための協議会の設置、区の役割を拡充するため、条例により区の所管する事務を定める「都市内分権」、中核市・特例市制度の統合など大都市制度の見直し、新たな広域連携の推進策として、地方圏において地域の中枢的な役割を果たすべき都市である「地方中枢拠点都市」を中心とした連携、市町村間の広域連携が困難な市町村に対する都道府県による補

完、三大都市圏における規模・能力が一定以上ある都市間の双務的な役割分担の促進等について提言されている。

# 4 行財政改革の推進

# |(1)||給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化やわかりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、ほぼ全ての地方公共団体で給料表水準の引下げ等 を実施している。

また、平成25年11月15日に「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、その中で国家公務員の給与については給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すこととされ、地方公務員給与についても、国の見直しの動向に鑑み、地方の意見を聞きつつ検討していくこととしている。

地方公共団体の総職員数については、第51表のとおり、平成19年4月1日から平成24年4月1日までの5年間で、都道府県4.4%減、政令指定都市2.1%減、政令指定都市を除く市区町村9.6%減となっており、全地方公共団体では6.2%の減少となった。

### 第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

### ○平成24年4月1日現在

(単位 人、%)

			実	績	
区	分 平成19年4月1E 職員数		平成24年4月1日 職員数	増減数	増減率
都道	府 県	1,579,778	1,510,179	△ 69,599	△ 4.4%
一般行政	部門等	355,228	309,936	△ 45,292	△ 12.8%
政令指定	☑ 都 市	248,271	242,950	△ 5,321	△ 2.1%
市区	町 村	1,123,247	1,015,784	△107,463	△ 9.6%
合	計	2,951,296	2,768,913	△182,383	△ 6.2%

出典:「総務省地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。

2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

# (2) 地方公営企業等の改革

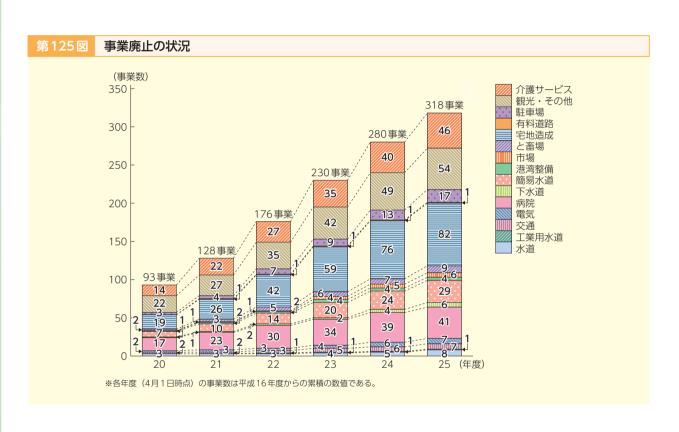
### | 加方公営企業の抜本改革の推進

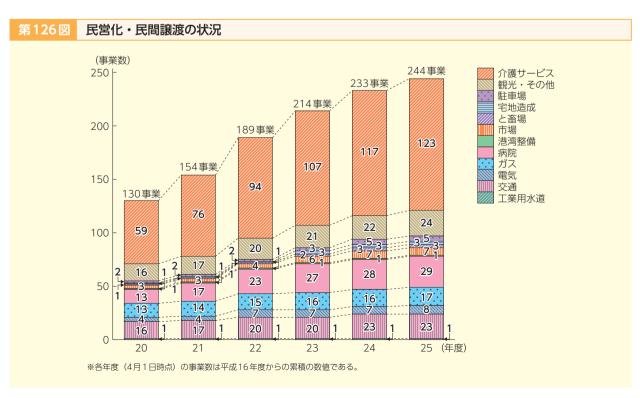
地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行っていくためには、経営環境の変化に適切に対応し、事業の在り方を絶えず見直していくことが求められており、地方公共団体においては、以下に掲げる事項等について抜本改革の取組が進められているところである。

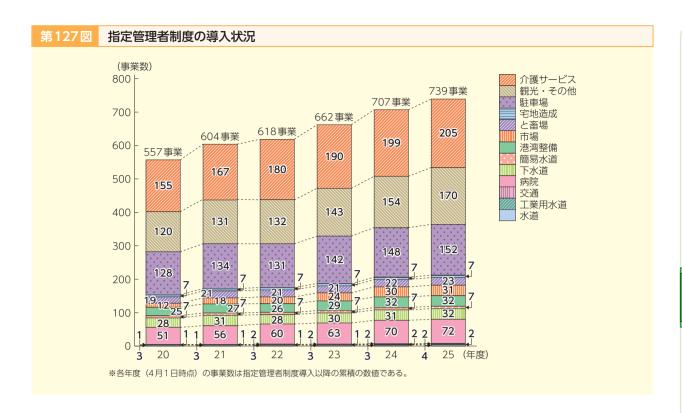
(ア) 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性を検討する。また、サービスが必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性があるのかを検討し、公共性の確保等の意義が薄れているなどの場合は、事業廃止、民間への事業譲渡を検討する。

(イ) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

第125図に示されるように、平成16年度以降における事業廃止の事業数は318事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の事業廃止数の割合をみると、宅地造成事業13.2%(82事業)、と畜場事業11.3%(9事業)、観光施設事業・その他事業10.8%(54事業)の割合が高い。また、第126図に示されるように、平成16年度以降における民営化・民間譲渡の事業数は244事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の民営化・民間譲渡数の割合をみると、ガス事業36.2%(17事業)、交通事業20.7%(23事業)、介護







サービス事業 16.0% (123事業) の割合が高い。指定管理者制度については、第127図に示されるように、平成25年度時点での導入済事業数は739事業(都道府県・政令指定都市等116事業、市町村等623事業)となっており、各事業について平成15年度決算対象事業数に対する指定管理者制度導入(平成15年度)以降の導入数の割合をみると、駐車場事業59.1%(152事業)、観光施設事業・その他事業30.5%(170事業)、と畜場事業27.7%(23事業)の割合が高い。

全ての地方公共団体に対し、平成25年度までに、地方公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組むことを要請しているところであるが、公営企業は経営環境の変化に対応しながら、あり方を絶えず見直す必要があり、平成26年度以降も、これまで抜本改革に係る検証を行っていない場合や今後事業環境が大きく変わった場合には、事業の意義や事業手法についての検討が求められる。

### 1 第三セクター等の抜本的改革の推進

### (ア) 第三セクター等の抜本的改革

平成25年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、第52表のとおり、地方公社及び第三セクターの数は7,952法人で、前年比262法人減となっている。なお、平成24年度においては、廃止が243件、統合が19件、出資引き揚げが46件行われている。

地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている地方公社及び第三セクターのうち、約41%が赤字であり、平成24年度に法的整理を申し立てた法人は11となるなど、依然として厳しい経営状況にある。うち、土地開発公社については、平成24年度末における土地保有総額は第128回に示されるように、前年度と比べると4,388億円減少の2兆834億円となり、16年連続の減少となった。

第三セクター等は地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

このため、平成21年度から平成25年度までの間、地方公共団体が自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革に取り組み、財政規律を強化することを推進しているところである。そのため、地方公共団体に対し、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの事業の意義、採算性等について、改めて検

# 第52表 第三セクター等の状況

《法人数の推移》

〈第三セクター等の状況に関する調査結果(平成25年3月31日現在)〉

(単位 法人)

区分	平成20年度調査		平成21:	年度調査	平成22:	年度調査	平成23:	年度調査	平成 24:	年度調査	平成 25	年度調査
	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等
第三セクター	7,686	201	7,535	210	7,439	176	7,317	173	7,181	176	6,971	254
地方住宅供給公社	57	0	55	2	53	3	52	1	51	1	49	2
土地開発公社	1,076	30	1,053	32	1,023	29	992	32	944	48	896	50
地方道路公社	42	0	42	0	41	1	40	0	38	2	36	2
合 計	8,861	231	8,685	244	8,556	209	8,401	206	8,214	227	7,952	308
法的整理申立法人数		20		14		12		13		23		11

(注) 統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

《経営状況》(単位 法人、億円)

区	分	経営状況等 調 査 対 象	赤	字法	人	損失補償 有 す る		債務保証 有 す る	正残高を る 法 人	損失補償残高
		法 人 数	法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	債務保証残高
第三セク	ター	5,705	2,276	39.9%	△ 633	333	12,516	-	-	12,516
地方住宅供約	合公社	47	16	34.0%	△ 45	11	2,728	-	-	2,728
土地開発	公 社	895	416	46.5%	△ 63	28	606	477	15,080	15,686
地方道路	公 社	36	3	8.3%	△ 3	1	101	32	18,604	18,705
合	計	6,683	2,711	40.6%	△ 745	373	15,950	509	33,684	49,635

(注) 経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③ 地方三公社。



討の上で、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理が必要な場合は、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合でも、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことについて助言・情報提供を行っている。

こうした第三セクター等の抜本的改革は、現時点において、全国的には相当程度の進捗が見られるとこ

ろである。一方で、第三セクター等に係る財政的リスクが相当の規模にのぼる地方公共団体や、抜本的改革に係る方針が決定されていない地方公共団体も依然として存在している。このことも踏まえて、平成26年度以降も、地方公共団体が自らの判断と責任において、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要である。第三セクター等が、地域活性化や公的サービス提供等の地域において求められる役割を果たすことと、地方公共団体の財政の健全化を図ることとを両立させるために、引き続き助言・情報提供を行うこととしている。

### (イ) 第三セクター等改革推進債の状況

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年間で抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとされている。

平成24年度において第三セクター等改革推進債を起債した団体は21団体、許可額は1,824億円となっており、21年度から24年度までの累計額は、4,714億円となっている。また、平成25年度の許可額は4,822億円となる見込みであり、21年度から25年度までの累計額としては9,536億円となる見込みである。

なお、第三セクター等改革推進債については、地方財政法を改正して一定の経過措置を講じるため、 「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出した。

### ウ 地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業の会計制度については、昭和41年以来のほぼ半世紀ぶりとなる全面的な見直しを進めている。その内容は、「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書(平成21年12月)を踏まえたものであり、大きく三段階に分かれる。

第一段階は、資本制度の見直しであり、利益処分や資本の取扱い等に関する制約を廃止し、議会の議決又は条例のもとで、経営判断に基づく処分等が可能となった。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)によって「地方公営企業法」が改正され、平成24年4月から施行されている。この改正により、これまでは公営企業の経営に法による様々な制約があったが、経営の自由度を高めるとともに、住民等への情報開示や議会の関与を強め、地方公共団体が自らの責任において経営を行っていくことができるような仕組みが整備された。

第二段階は、会計基準の見直しである。主な見直し内容は、借入資本金を負債に計上すること、みなし 償却制度を廃止すること、退職給付引当金等の引当てを義務化することなどであり、地方公営企業の特性 等を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとなっている。関係政省 令の一部改正については、平成24年2月1日から施行され、新しい会計基準は平成26年度の予算及び決 算から適用(早期適用も可能)される。

新会計基準の適用によって、地方公営企業の経営実態をより的確に把握できるようになるとともに、損益計算書及び貸借対照表が他の地方公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものになる。各地方公営企業においては、どの程度の赤字・黒字の構造か、どの程度公的支援に依存しているかなどを検証するとともに、経費縮減や適切な料金水準の検討などの経営改革に活用していくことが重要である。

第三段階は、財務規定等の適用範囲の拡大である。会計基準の見直しにより、地方公営企業の会計基準は企業会計原則の考え方をできる限り取り入れたものとなるが、新会計基準が適用される地方公営企業は、「地方公営企業法」で当然適用とされた8事業(上水道、工業用水、バス、軌道、地下鉄、電気、ガス、病院)及び財務規定等を任意適用することとした事業に限られている。これを平成24年度末事業数でみると、全地方公営企業8,724事業のうち2,996事業となっており、全体のほぼ3分の1程度にとどまっている。財務規定等の適用により、経営成績や財務状態の明確化が図られ、中長期的な視点による経営計画や施設の建設改良計画の策定等に寄与する。平成25年7月、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を設置し、地方公共団体等の意見も聴きながら、検討を進めている。

# (3) 地方公会計の整備促進

現金主義では見えにくい資産・負債(ストック)や行政コスト(フロー)に関する財務情報の開示といった観点から、複式簿記・発生主義といった企業会計の考え方及び手法を導入した公会計の整備は重要である。

近年の地方公会計の整備については、平成18年5月に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルとして基準モデルと総務省方式改訂モデルを提示し、全ての地方公共団体に対して連結財務書類4表の整備を要請してきたところである。

さらに、平成20年6月には、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」を設置し、中小規模の団体でも円滑に財務書類の整備を進めることができるよう、実務上の課題となっている事項に対する解決方策の検討や財務書類の作成のより詳細な手順等の検討を行い、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」等の各種手引書を順次とりまとめ、公表してきたところである。

この結果、平成25年3月末時点における平成23年度決算に係る財務書類の整備状況は、第53表のとおりとなっており、全国の9割以上の団体が財務書類の作成に着手済み(作成済又は作成中)となるなど、財務書類の作成は着実に進んでいるものの、作成方式が複数あることによる比較可能性の確保や固定資産台帳の整備が進んでいないといった課題もあるところである。

こうした点を踏まえ、平成22年9月に設置した「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において、全ての地方公共団体に適用できる新たな財務書類の作成基準の設定や固定資産台帳整備の指針の作成等に関して取りまとめる予定としている。また、その後、より詳細な取扱いを定めたマニュアルの策定等を進めた上で、新たな基準による財務書類の作成を推進することとしており、更なる地方公会計の整備を促進していく予定である。

### 第53表 平成23年度決算に係る財務書類の整備状況

平成25年3月31日時点 (単位 団体、%)

区	分	숨 計				都道府県				市区町村			
	)J			連結財務書類	4表まで作成			連結財務書類	負4表まで作成			連結財務書類	負4表まで作成
作	成済	1,290	(72.1%)	946	(52.9%)	46	(97.9%)	42	(89.4%)	1,244	(71.4%)	904	(51.9%)
基	準 モ デ ル	197	(11.0%)	161	(9.0%)	4	(8.5%)	3	(6.4%)	193	(11.1%)	158	(9.1%)
総	務省方式改訂モデル	1,062	(59.4%)	777	(43.4%)	39	(83.0%)	38	(80.9%)	1,023	(58.7%)	739	(42.4%)
IB	総 務 省 方 式	20	(1.1%)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	20	(1.1%)	0	(-)
そ	の 他 の モ デ ル	11	(0.6%)	8	(0.4%)	3	(6.4%)	1	(2.1%)	8	(0.5%)	7	(0.4%)
作	成中	421	(23.5%)	268	(15.0%)	1	(2.1%)	1	(2.1%)	420	(24.1%)	267	(15.3%)
基	準 モ デ ル	57	(3.2%)	34	(1.9%)	0	(-)	0	(-)	57	(3.3%)	34	(2.0%)
総	務省方式改訂モデル	354	(19.8%)	229	(12.8%)	1	(2.1%)	1	(2.1%)	353	(20.3%)	228	(13.1%)
IB	総 務 省 方 式	3	(0.2%)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	3	(0.2%)	0	(-)
そ	の 他 の モ デ ル	7	(0.4%)	5	(0.3%)	0	(-)	0	(-)	7	(0.4%)	5	(0.3%)
ľ	作成済又は作成中	1,711	(95.6%)	1,214	(67.9%)	47	(100.0%)	43	(91.5%)	1,664	(95.5%)	1,171	(67.2%)
Ħ	· 着 手	78	(4.4%)	575	(32.1%)	0	(-)	4	(8.5%)	78	(4.5%)	571	(32.8%)
	合 計	1,789	(100.0%)	1,789	(100.0%)	47	(100.0%)	47	(100.0%)	1,742	(100.0%)	1,742	(100.0%)

# (4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

地方公共団体において、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、①地方公共団体の財政は引き続き厳しい状況が続くこと、②人口減少や少子高齢化の進展等により今後公共施設等の利用需要が変化すること等が見込まれる。したがって、各地方公共団体は、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即

したまちづくりを行うことが重要である。このため、総務省においては、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)も踏まえ、地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請するとともに、当該計画の策定に係る指針となるべき事項を示すこととしている。策定指針においては、公共施設等の管理に関する基本的な方針等計画に定めるべき事項を示すとともに、議会や住民との議論を行う等当該事項を定めるにあたっての留意事項等を示すこととしている。各地方公共団体においては、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するとともに、当該計画に基づき計画的に公共施設等の管理を行っていくことが求められる。なお、これに関し、計画策定に要する経費について、特別交付税措置を講じるとともに、計画に基づく公共施設等の除却について、地方財政法を改正し地方債の特例措置を創設するため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出した。

# (5) 社会保障・税番号制度の導入

平成25年5月に成立した番号関連4法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。)、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)及び内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号))により、社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)が導入されることとなった。

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)であり、①付番、②情報連携、③本人確認の3つの仕組みから成り立っているところである。なお、番号の利用分野については、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野に限られている(第129図、第130図)。

### 第129図 番号制度の仕組み

### ◎個人に

- ①<mark>悉皆性</mark>(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている 新たな「個人番号」を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①~③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

# ①付番

# ②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
- ▶ 連携される個人情報の種別やその利用事務 を番号法で明確化
- ▶ 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

# ③本人確認

- ◎個人が自分が自分であることを証明 するための仕組み
- ◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。
- ➤ ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- ▶ 正確な付番や情報連携、また、成りすまし 犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うた めの基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な 社会を実現するための基盤(インフラ)である。

市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定 し、通知カードにより本人に通知

### 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

### 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

### 情報連携

複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用す

	The state of the s									
	個人番号の利用分野									
社	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用								
会保	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用								
体 障 分 野	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用								
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用								
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用								

上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で あって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

番号制度導入のため、各地方公共団体においては新たなシステムの構築や住民基本台帳、税務システム をはじめとした既存の情報システムの改修が必要となるところであり、その経費について支援していくこ ととしている。また、複数自治体によるクラウド技術の活用による情報システムの共同利用(いわゆる 「自治体クラウド」)に同時に取り組むことにより、関係経費の節減やセキュリティの強化が図られること から、番号制度の導入に合わせた自治体クラウドの活用を推進していくこととしている。

# 資 料 編

表内の記号は、次によった。

- 一 皆無(該当なし)
- 0 単位未満
- △ 負数
- … 不明

# 資料編目次

# 〔平成24年度の地方財政〕

稔	fi	8		
第	1	表	地方公共団体数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······資6
第	2	表	団体種類別人口の推移	·····································
第	3	表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資8
第	4	表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資8
第	5	表	決算規模の状況	資 Ş
第	6	表	純計決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資11
第	7	表	決算収支の状況	資12
第	8	表	経常収支比率等の状況	資18
第	9	表	繰越額等の状況	
歳	7	(		
第	10	表	歳入決算額の状況	資22
第	11	表	団体種類別歳入の状況	
第	12	表	地方税の状況	
第	13	表	法定外普通税の状況	資29
第	14	表	法定外目的税の状況	
第	15	表	超過課税の状況	
第	16	表	地方税徴収率の推移	
第	17	表	国税と地方税の収入状況	資31
第	18	表	国民所得に対する租税負担率	
第	19	表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	
第	20	表	地方譲与税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	21	表	地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	22	表	一般財源の状況	資35
第	23	表	一般財源の推移	資36
第	24	表	一般財源の人口1人当たり額の状況	資38
第	25	表	国・県支出金の状況	資41
第	26	表	地方債発行状況	資42
第	27	表	平成24年度地方債発行(予定)額の状況	
第	28	表	使用料及び手数料の状況	
第	29	表	繰入金の状況	
第	30	表	その他の収入の状況	
地方	財政	タと	:国の財政	
第	31	表	地方財政と国の財政との累年比較	······資49
第	32	表	平成 24 年度国・地方の目的別歳出の状況	資50
第	33	表	国民経済計算における公的支出の推移	·····································

#### 歳 出(目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	₩ 資52
第 35 表	団体種類別目的別歳出の状況	… 資55
第 36 表	一般財源の充当状況	…資56
第 37 表	民生費の状況	…資57
第 38 表	社会福祉費の状況	…資58
第 39 表	老人福祉費の状況	… 資58
第 40 表	児童福祉費の状況	… 資58
第 41 表	生活保護費の状況	…資59
第 42 表	被保護者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…資59
第 43 表	災害救助費の状況	…資59
第 44 表	衛生費の状況	…資60
第 45 表	公衆衛生費の状況	資61
第 46 表	結核対策費の状況	…資61
第 47 表	保健所費の状況	…資61
第 48 表	清掃費の状況	…資62
第 49 表	労働費の状況	···資62
第 50 表	失業対策費の状況	···資63
第 51 表	農林水産業費の状況	···資63
第 52 表	農業費の状況	…資64
第 53 表	畜産業費の状況	…資65
第 54 表	農地費の状況	···資65
第 55 表	林業費の状況	···資65
第 56 表	水産業費の状況	…資66
第 57 表	商工費の状況	…資66
第 58 表	土木費の状況	···資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···資68
第 60 表	河川海岸費の状況	···資68
第 61 表	港湾費の状況	…資68
第 62 表	都市計画費の状況	…資69
第 63 表	住宅費の状況	···資69
第 64 表	消防費の状況	… 資70
第 65 表	警察費の状況	…資70
第 66 表	警察職員数の推移	… 資71
第 67 表	教育費の状況	… 資72
第 68 表	小学校費の状況	··· 資73
第 69 表	中学校費の状況	₩ 資73
第 70 表	高等学校費の状況	··· 資73
第 71 表	社会教育費の状況	··· 資74
第 72 表	保健体育費の状況	資74

#### 歳 出(性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	資75
第 74 表	団体種類別性質別歳出の状況	資78
第 75 表	一般財源の充当状況	資79
第 76 表	人件費の状況	資80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資81
第 78 表	地方公務員数の状況	
第 79 表	物件費の状況	
第 80 表	維持補修費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資83
第81表	扶助費の状況	資84
第82表	補助費等の状況	資84
第83表	普通建設事業費の状況	
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況(構成比)	
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況	資94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況	·····································
第 91 表	災害復旧事業費の状況	·····································
第 92 表	失業対策事業費の状況	資96
第 93 表	繰出金の状況	
第 94 表	積立金の状況	
第 95 表	投資及び出資金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 96 表	貸付金の状況	資100
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資101
第 98 表	公債費の状況	資103
第 99 表	地方債元金償還額の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資104
将来にわた	:る財政負担等	
第100表	地方債現在高の状況	資105
第101表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況	資107
第102表	積立金現在高の状況	資108
第103表	平成24年度資金収支の状況	資109

# 公共施設

第104表	道路(地方道)の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	·················· 資110
第106表	公園の状況	·················· 資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	資111
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況 (公立分)	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	··············· 資114
地方公営事	<b>譯</b>	
第114表	地方公営企業の事業数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資114
第115表	地方公営企業の職員数の状況	資115
第116表	地方公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	資125
第122表	介護保険事業決算の状況	資126
第123表	収益事業決算の状況	······資130
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資131
第125表	農業共済事業決算の状況	資132
第126表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	資132
第127表	企業債等の状況	資133
〔平成 25	・26年度の地方財政〕	
第128表	地方財政計画	資134
	地方交付税の状況	
	地方債計画	
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資140
〔平成24	年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕	
第132表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資144
	団体別健全化判断比率の状況	
	項目別将来負担額等の状況 ····································	
	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	

# 〔東日本大震災関連〕

#### 普通会計

第136表	歳入決算額の状況	······資148
第137表	目的別歳出決算額の状況	資150
第138表	性質別歳出決算額の状況	資153
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	·····································
公営企業会	eat —	
第140表	特定被災地方公共団体における経営状況	資158
第141表	特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況	資161
第142表	特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況	資163
第143表	特定被災地方公共団体における地方公営企業の料金収入の状況	資165
第144表	特定被災地方公共団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況・	························資166
似一层多少	מו	
〔附属資料	<del>1</del> 7	
地方公共图	団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資167
特定被災地	也方公共団体等 一覧	··················· 資171
昭和60年	度以降の市町村合併の実績及び予定	資172
平成26年	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資187
今後目指3	すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見	
~幸せ	・安心、そして元気~(概要)	資188

#### 第1表 地方公共団体数の推移

																比	較
	₹ 5	ने	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31 (B)	25.3.31 (C)	(C)-(B)	(C)/(A) × 100 %
都	道府	県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	_	102.2
市	町	村	9,868	4,776	3,372	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	_	17.4
Ī	政令指定	都市	5	5	6	13	13	14	15	17	17	18	19	19	20	1	400.0
	中 核	市	_	_	_	35	35	37	37	35	39	41	40	41	41	_	-
1	持例	市	_	_	_	39	40	39	39	44	43	41	41	40	40	_	-
i	都	市	281	486	554	602	644	687	691	687	684	686	686	687	688	1	244.8
	中書	8市			124	139	155	173	171	166	164	167	169	167	166	△ 1	
	小者	18 市			430	463	489	514	520	521	520	519	517	520	522	2	
	ÐŢ	村	9,582	4,285	2,812	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	△ 2	9.7
(普通	計  動力公共	団体)	9,914	4,822	3,418	3,179	2,568	1,868	1,851	1,840	1,824	1,774	1,774	1,766	1,766	_	17.8
特	別	X	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	_	100.0
	事務組 語通会				1,804	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	△ 12	
(特別	計 制地方公共	団体)			1,827	2,080	1,821	1,550	1,559	1,504	1,472	1,416	1,406	1,395	1,383	△ 12	
合		計			5,245	5,259	4,389	3,418	3,410	3,344	3,296	3,190	3,180	3,161	3,149	△ 12	

- (注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ)

#### 第2表 団体種類別人口の推移

#### その1 国勢調査人口の推移

		,	۱	千 人 )	)	比	較	構	成比	( %	)	1団体	▶当たり人□	(人)
区	分	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1 (A)	22.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1	22.10.1	平 成 17.10.1 (C)	22.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
						千人	%							
特別	引 区	7,968	8,135	8,490	8,946	456	5.4	6.3	6.4	6.6	7.0	369,115	388,943	19,828
政令指	定都市	19,151	19,605	22,007	26,418	4,411	20.0	15.3	15.4	17.2	20.6	1,571,957	1,390,416	△ 181,541
中本	核市	_	11,809	16,928	16,577	△ 351	△ 2.1	-	9.3	13.2	12.9	457,514	414,434	△ 43,080
特(	列市	_	_	10,880	11,033	153	1.4	-	_	8.5	8.6	278,986	269,088	△ 9,898
都	市	70,891	60,317	51,959	53,183	1,224	2.4	56.5	47.5	40.7	41.5	78,725	77,526	△ 1,199
小 ( 市	計 部 )	98,009	99,865	110,264	116,157	5,893	5.3	78.1	78.7	86.3	90.7	142,645	143,581	936
町 (郡	村 部 )	27,561	27,061	17,504	11,901	△ 5,603	△ 32.0	21.9	21.3	13.7	9.3	11,940	12,647	707
合	計	125,570	126,926	127,768	128,057	289	0.2	100.0	100.0	100.0	100.0	57,065	73,176	16,111

<sup>(</sup>注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

# 第2表 団体種類別人口の推移(つづき)

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

₹0).	区 分	137107	列国勢調査人口及O 平成12年 10月1日	平成17年 10月1日 (A)	平成22年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100	平成25年3月31日 現在住民基本台帳 登載人口
			人	人	人	人	%	
北	海	道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	△ 121,318	△ 2.2	5,465,451
青	森	県	1,475,728	1,436,657	1,373,339	△ 63,318	△ 4.4	1,372,010
岩	手	県	1,416,180	1,385,041	1,330,147	△ 54,894	△ 4.0	1,314,180
宮	城	県	2,365,320	2,360,218	2,348,165	△ 12,053	△ 0.5	2,318,692
秋	$\blacksquare$	県	1,189,279	1,145,501	1,085,997	△ 59,504	△ 5.2	1,076,205
Ш	形	県	1,244,147	1,216,181	1,168,924	△ 47,257	△ 3.9	1,155,942
福	島	県	2,126,935	2,091,319	2,029,064	△ 62,255	△ 3.0	1,980,259
茨	城	県	2,985,676	2,975,167	2,969,770	△ 5,397	△ 0.2	2,997,072
栃	木	県	2,004,817	2,016,631	2,007,683	△ 8,948	△ 0.4	2,010,934
群	馬	県	2,024,852	2,024,135	2,008,068	△ 16,067	△ 0.8	2,023,382
埼	玉	県	6,938,006	7,054,243	7,194,556	140,313	2.0	7,272,304
千	葉	県	5,926,285	6,056,462	6,216,289	159,827	2.6	6,240,455
東	京	都	12,064,143	12,576,601	13,159,388	582,787	4.6	13,142,640
神	奈 川	県	8,489,932	8,791,597	9,048,331	256,734	2.9	9,083,643
新	潟	県	2,475,733	2,431,459	2,374,450	△ 57,009	△ 2.3	2,361,133
富	Ш	県	1,120,851	1,111,729	1,093,247	△ 18,482	△ 1.7	1,094,827
石	Ш	県	1,180,977	1,174,026	1,169,788	△ 4,238	△ 0.4	1,163,089
福	井	県	828,944	821,592	806,314	△ 15,278	△ 1.9	810,552
Ш	梨	県	888,172	884,515	863,075	△ 21,440	△ 2.4	863,917
長	野	県	2,213,128	2,196,114	2,152,449	△ 43,665	△ 2.0	2,165,604
岐	阜	県	2,109,740	2,107,226	2,080,773	△ 26,453	△ 1.3	2,102,879
静	畄	県	3,767,393	3,792,377	3,765,007	△ 27,370	△ 0.7	3,809,470
愛	知	県	7,043,300	7,254,704	7,410,719	156,015	2.2	7,462,800
ΙΞ	重	県	1,857,339	1,866,963	1,854,724	△ 12,239	△ 0.7	1,871,619
滋	賀	県	1,342,832	1,380,361	1,410,777	30,416	2.2	1,419,426
京	都	府	2,644,391	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	△ 0.4	2,587,129
大	阪	府	8,805,081	8,817,166	8,865,245	48,079	0.5	8,873,698
兵	庫	県	5,550,574	5,590,601	5,588,133	△ 2,468	△ 0.0	5,660,302
奈	良	県	1,442,795	1,421,310	1,400,728	△ 20,582	△ 1.4	1,405,453
和	歌山	県	1,069,912	1,035,969	1,002,198	△ 33,771	△ 3.3	1,016,563
鳥	取	県	613,289	607,012	588,667	△ 18,345	△ 3.0	588,508
島	根	県	761,503	742,223	717,397	△ 24,826	△ 3.3	713,134
岡	Ш	県	1,950,828	1,957,264	1,945,276	△ 11,988	△ 0.6	1,946,083
広	島	県	2,878,915	2,876,642	2,860,750	△ 15,892	△ 0.6	2,873,603
Ш		県	1,527,964	1,492,606	1,451,338	△ 41,268	△ 2.8	1,447,499
徳	島	県	824,108	809,950	785,491	△ 24,459	△ 3.0	785,001
香	Ш 1773	県	1,022,890	1,012,400	995,842	△ 16,558	△ 1.6	1,010,707
愛	媛	県	1,493,092	1,467,815	1,431,493	△ 36,322	△ 2.5	1,440,117
高	知	県	813,949	796,292	764,456	△ 31,836	△ 4.0	755,994
福	岡	県	5,015,699	5,049,908	5,071,968	22,060	0.4	5,105,427
佐	賀	県	876,654	866,369	849,788	△ 16,581	△ 1.9	853,341
長	崎	県	1,516,523	1,478,632	1,426,779	△ 51,853	△ 3.5	1,427,133
熊	本ハ	県	1,859,344	1,842,233	1,817,426	△ 24,807	△ 1.3	1,825,361
大	分	県	1,221,140	1,209,571	1,196,529	△ 13,042	△ 1.1	1,199,401
宮	崎田中	県	1,170,007	1,153,042	1,135,233	△ 17,809	△ 1.5	1,141,559
鹿	児島	県	1,786,194	1,753,179	1,706,242	△ 46,937	△ 2.7	1,701,387
沖	縄	県	1,318,220	1,361,594	1,392,818	31,224	2.3	1,437,994
合		計	126,925,843	127,767,994	128,057,352	289,358	0.2	128,373,879

<sup>(</sup>注) 住民基本台帳法の改正により、平成25年3月31日現在の住民基本台帳登載人口については、外国人住民を含む。以下において同じ。

# 第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分	財政力指数 0.30未満 団体区分		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合 計		財政力指数平均		
				%		%		%		%		%	
都 道	府	県	11	23.4	19	40.4	17	36.2	_	_	47	100.0	0.46
市	⊞Ţ	村	527	30.7	448	26.1	674	39.2	70	4.1	1,719	100.0	0.49
政令:	指定者	8市	_	_	_	_	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.84
中	核	市	_	_	2	4.9	38	92.7	1	2.4	41	100.0	0.76
特	例	市	_	_	_	-	38	95.0	2	5.0	40	100.0	0.81
都		市	55	8.0	224	32.6	377	54.8	32	4.7	688	100.0	0.60
中	都	市	_	_	21	12.7	126	75.9	19	11.4	166	100.0	0.77
小	都	市	55	10.5	203	38.9	251	48.1	13	2.5	522	100.0	0.54
町		村	472	50.8	222	23.9	202	21.7	34	3.7	930	100.0	0.38
合	Ē	†	538	30.5	467	26.4	691	39.1	70	4.0	1,766	100.0	0.49

<sup>(</sup>注) 「財政力指数」は、平成22、23、24年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

#### 第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平成 18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31 (A)	25.3.31 (B)	比 較 (B)-(A)
総務関係組合	247	247	235	224	214	209	207	203	△ 4
うち退職手当組合	44	43	42	42	43	43	44	43	△ 1
民 生 関 係 組 合	103	142	140	94	88	87	86	86	-
衛 生 関 係 組 合	625	612	589	575	558	556	555	550	△ 5
うちし尿・ごみ処理組合	521	512	498	489	474	471	467	461	△ 6
商工関係組合	1	2	2	1	_	1	1	_	△ 1
農林水産関係組合	87	83	82	82	79	77	76	76	-
うち林野(造林)組合	43	43	42	43	41	39	37	38	1
土木関係組合	17	17	17	16	13	14	14	13	△ 1
消防関係組合	323	313	301	294	286	287	284	286	2
教育関係組合	77	75	75	72	67	61	56	59	3
うち小学校組合	9	9	9	9	9	9	9	8	△ 1
うち中学校組合	25	25	25	23	21	20	20	20	-
そ の 他	47	45	40	91	88	91	93	87	△ 6
合 計	1,527	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	△ 12

#### 第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

			比	較	
区 分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A) + (B)	107,082,580	106,922,801	159,779	0.1	2.9
都 道 府 県 (A)	50,937,229	52,146,455	△ 1,209,226	△ 2.3	4.2
市 町 村 ( 純 計 額 ) (B)	56,145,351	54,776,346	1,369,005	2.5	1.7
市町村(単純合計額)	57,633,031	56,268,352	1,364,679	2.4	1.6
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	55,463,460	54,138,518	1,324,942	2.4	1.7
政令指定都市	12,465,711	12,143,516	322,195	2.7	1.5
中 核 市	6,283,349	6,398,227	△ 114,878	△ 1.8	4.0
特例市	3,684,094	3,694,516	△ 10,422	△ 0.3	△ 2.7
都市	22,926,176	22,211,368	714,808	3.2	2.5
中都市	9,704,136	9,595,213	108,923	1.1	1.1
小都市	13,222,040	12,616,155	605,885	4.8	3.6
村	6,845,983	6,457,210	388,773	6.0	△ 0.5
特 別 区	3,258,147	3,233,681	24,466	0.8	1.9
一部事務組合等	2,169,571	2,129,834	39,737	1.9	0.4
歳 出 総 額 (C) + (D)	103,658,252	103,855,801	△ 197,549	△ 0.2	2.6
都 道 府 県 (C)	49,481,842	50,965,779	△ 1,483,937	△ 2.9	3.9
市 町 村(純計額)(D)	54,176,411	52,890,022	1,286,389	2.4	1.5
市町村(単純合計額)	55,664,091	54,382,028	1,282,063	2.4	1.4
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	53,591,989	52,353,312	1,238,677	2.4	1.4
政令指定都市	12,291,755	11,982,783	308,972	2.6	1.4
中 核 市	6,115,525	6,229,291	△ 113,766	△ 1.8	3.9
特 例 市	3,560,758	3,567,896	△ 7,138	△ 0.2	△ 3.0
都市	21,972,245	21,311,618	660,627	3.1	2.1
中都市	9,329,928	9,248,697	81,231	0.9	0.8
小都市	12,642,317	12,062,921	579,396	4.8	3.1
町村	6,507,512	6,138,772	368,740	6.0	△ 0.6
特 別 区	3,144,193	3,122,952	21,241	0.7	1.6
一部事務組合等	2,072,101	2,028,717	43,384	2.1	0.1

# 第5表 決算規模の状況(つづき)

その2 純計額の状況 (単位 百万円・%)

			比	較	
区 分	平成24年度	平成23年度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
歳入総額	(A) 107,082,580	106,922,801	159,779	0.1	2.9
団 体 間 重 複 額	(B) 7,239,698	6,853,155	386,543	5.6	6.9
都道府県支出金(市町) 対する貸付金を含		3,703,094	199,431	5.4	12.9
同級他団体からの分担 負 担 金		162,777	229	0.1	6.6
市町村からの分担金、負担 寄 附 金	金、	446,768	136,914	30.6	6.6
市町村たばこ税都道府県交	付金 1,270	2,394	△ 1,124	△ 47.0	291.2
特別区財政調整交付	<b>1</b> 金 905,047	886,527	18,520	2.1	2.2
利 子 割 交 付	金 57,259	64,572	△ 7,313	△ 11.3	△ 16.1
配当割交付	金 41,391	39,421	1,970	5.0	18.5
株式等譲渡所得割交付	寸金 11,080	9,865	1,215	12.3	△ 17.2
地 方 消 費 税 交 付	金 1,265,569	1,264,981	588	0.0	△ 0.5
ゴルフ場利用税交付	1金 35,371	35,583	△ 212	△ 0.6	△ 7.4
特別地方消費税交付	1 金	1	Δ 0	△ 0.0	△ 50.0
自動車取得税交付	金 146,414	115,296	31,118	27.0	△ 16.6
軽油引取税交付	金 127,083	121,876	5,207	4.3	1.1
歳入純計額 (A) —	(B) <b>99,842,882</b>	100,069,646	△ 226,764	△ 0.2	2.6
歳出総額	(C) 103,658,252	103,855,801	△ 197,549	△ 0.2	2.6
団 体 間 重 複 額	(D) 7,239,698	6,853,155	386,543	5.6	6.9
市町村に対する事業費: 補 助 交 付 金	等の 等 3,902,525	3,703,094	199,431	5.4	12.9
同級他団体に対する負担	金等 163,006	162,777	229	0.1	6.6
都道府県に対する事業費 分担金、負担金、寄附:		446,766	136,916	30.6	6.6
市町村たばこ税都道府県交	付金 1,270	2,396	△ 1,126	△ 47.0	291.5
特別区財政調整交付	1金 905,047	886,527	18,520	2.1	2.2
利 子 割 交 付	金 57,259	64,572	△ 7,313	△ 11.3	△ 16.1
配当割交付	金 41,391	39,421	1,970	5.0	18.5
株式等譲渡所得割交付	寸金 11,080	9,865	1,215	12.3	△ 17.2
地方消費税交付	金 1,265,569	1,264,981	588	0.0	△ 0.5
ゴルフ場利用税交付	1金 35,371	35,583	△ 212	△ 0.6	△ 7.4
特別地方消費税交付	1金 1	1	Δ 0	△ 0.0	△ 50.0
自動車取得税交付	金 146,414	115,296	31,118	27.0	△ 16.6
軽油引取税交付	金 127,083	121,876	5,207	4.3	1.1
歲 出 純 計 額 (C) —	(D) 96,418,554	97,002,646	△ 584,092	△ 0.6	2.4

<sup>(</sup>注)次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A) - (B)」又は「歳出純計額(C) - (D)」をいう。

#### 第6表 純計決算額の推移

		 地						玉	(一 舟			円・%
区分	歳	入		歳	出		歳	 入		歳	出	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	対前年度	指数		対前年度	指数		対前年度	指数		対前年度	指数
昭和36年度	2,511,550	増減率 24.0	100	2,391,080	増減率 24.2	100	2,515,932	増減率 28.3	100	2,063,468	増減率 18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1.186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	71,703,400	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7		89,559,705	6.9		71,465,997	△ 2.1		70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.7	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 2.3	3,770	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,533	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
19	91,320,323	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
20	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,103
22	90,305,095	△ 0.9	3,883	94,775,014	/.∠ △ 1.4	3,964	107,114,243	20.1 △ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619
22 23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	100,534,563	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,881
24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,705

<sup>(</sup>注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

# 第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

		平	成 24	4 年 )	<b></b>		平成2	3年度	比	較
区 分	団体数	歳入	歳出	歳入歳出差引 (B)-(C)	翌年度に繰り越すべき	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	増 減
	(A)	(B)	(C)	(D)	財源(E)	(F)	(G)	(H)	(A) — (G)	$(F)\!-\!(H)$
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,937,229	49,481,842	1,455,387	1,091,693	363,694	47	346,111	_	17,583
市町村(単純合計額)(B)	3,102	57,633,031	55,664,091	1,968,940	565,109	1,403,831	3,114	1,449,161	△ 12	△45,330
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,742	55,463,460	53,591,989	1,871,471	551,747	1,319,724	1,742	1,359,080	_	△39,356
政令指定都市	20	12,465,711	12,291,755	173,956	106,936	67,020	19	71,206	1	△ 4,186
特 別 区	23	3,258,147	3,144,193	113,954	12,581	101,373	23	100,031	_	1,342
中核市	41	6,283,349	6,115,525	167,824	42,504	125,320	41	125,990	_	△ 670
特 例 市	40	3,684,094	3,560,758	123,336	20,158	103,178	40	104,257	_	△ 1,079
都市	688	22,926,176	21,972,245	953,931	274,189	679,742	687	708,044	1	△28,302
中 都 市	166	9,704,136	9,329,928	374,208	99,200	275,008	167	274,837	△ 1	171
小 都 市	522	13,222,040	12,642,317	579,723	174,989	404,734	520	433,207	2	△28,473
町村	930	6,845,983	6,507,512	338,471	95,381	243,090	932	249,552	△ 2	△ 6,462
一部事務組合等	1,360	2,169,571	2,072,101	97,470	13,363	84,107	1,372	90,081	△ 12	△ 5,974
合 計 (A) + (B)	3,149	108,570,260	105,145,932	3,424,328	1,656,803	1,767,525	3,161	1,795,272	△ 12	△27,747
黒字の団体										
都 道 府 県 (A)	47	50,937,229	49,481,842	1,455,387	1,091,693	363,694	47	346,111	-	17,583
市町村(単純合計額)(B)	3,100	57,616,607	55,648,523	1,968,084	564,162	1,403,922	3,111	1,449,700	△ 11	△45,778
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,742	55,463,460	53,591,989	1,871,471	551,747	1,319,724	1,740	1,359,618	2	△39,894
政令指定都市	20	12,465,711	12,291,755	173,956	106,936	67,020	19	71,206	1	△ 4,186
特 別 区	23	3,258,147	3,144,193	113,954	12,581	101,373	23	100,031	_	1,342
中 核 市	41	6,283,349	6,115,525	167,824	42,504	125,320	41	125,990	_	△ 670
特 例 市	40	3,684,094	3,560,758	123,336	20,158	103,178	40	104,257	-	△ 1,079
都市	688	22,926,176	21,972,245	953,931	274,189	679,742	686	708,452	2	△28,710
中 都 市	166	9,704,136	9,329,928	374,208	99,200	275,008	166	275,245	_	△ 237
小 都 市	522	13,222,040	12,642,317	579,723	174,989	404,734	520	433,207	2	△28,473
町村	930	6,845,983	6,507,512	338,471	95,381	243,090	931	249,682	△ 1	△ 6,592
一部事務組合等	1,358	2,153,147	2,056,533	96,614	12,416	84,198	1,371	90,082	△ 13	△ 5,884
合 計 (A) + (B)	3,147	108,553,836	105,130,364	3,423,472	1,655,856	1,767,616	3,158	1,795,811	△ 11	△28,195
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	_	-	-	_	_	-	_	_	_	-
市町村(単純合計額)(B)	2	16,424	15,568	856	948	△ 92	3	△ 538	△ 1	446
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	-	-	-	-	_	-	2	△ 537	△ 2	537
政令指定都市	-	-	-	_	_	-	_	_	_	-
特 別 区	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
中 核 市	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
特 例 市	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
都市	_	-	_	_	_	_	1	△ 408	△ 1	408
中都市	_	-	_	_	_	_	1	△ 408	△ 1	408
小 都 市	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
町村	_	-	_	_	_	_	1	△ 130	△ 1	130
一部事務組合等	2	16,424	15,568	856	948	△ 92	1	△ 1	1	△ 91
合 計 (A) + (B)	2	16,424	15,568	856	948	△ 92	3	△ 538	△ 1	446

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

					歳入歳出	翌年度に						実質単年度
X		分	歳入	歳出	差 引 (A)-(B)	繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金取崩し額	収 (E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
北	海	道	2,466,993	2,461,238	5,755	5,483	272	△ 941	2,504	_	455	1,107
青	森	県	732,880	709,355	23,525	21,120	2,405	△ 201	15	_	391	△ 577
岩	手	県	1,224,814	1,111,841	112,973	84,484	28,489	14,543	6,973	_	22,782	△ 1,266
宮	城	県	1,987,901	1,827,760	160,141	129,619	30,522	2,932	13,819	144	_	16,896
秋	$\blacksquare$	県	626,309	614,774	11,535	6,623	4,912	1,278	2,594	366	2,109	2,129
Ш	形	県	588,293	577,462	10,831	7,478	3,353	△ 173	1,768	593	_	2,188
福	島	県	1,792,391	1,577,312	215,079	209,127	5,952	△ 34	23,826	_	1,075	22,717
茨	城	県	1,134,972	1,109,927	25,045	17,506	7,539	1,555	-	1	_	1,556
栃	木	県	776,647	759,870	16,777	7,872	8,905	2,429	4,499	_	_	6,928
群	馬	県	750,842	740,019	10,823	8,037	2,786	△ 1,342	1,613	_	1,655	△ 1,384
埼	玉	県	1,633,974	1,624,766	9,208	5,619	3,589	△ 926	41	12,237	_	11,352
千	葉	県	1,613,020	1,591,143	21,877	11,904	9,973	657	6,209	2,081	_	8,947
東	京	都	6,232,984	6,041,779	191,205	83,597	107,608	7,298	19,284	_	_	26,582
神	奈 川	県	1,929,002	1,891,543	37,459	33,580	3,879	△ 1,039	31,600	_	63,543	△ 32,982
新	潟	県	1,300,812	1,259,153	41,659	35,368	6,291	1,670	348	_	_	2,018
富	Ш	県	559,739	539,031	20,708	19,425	1,283	△ 42	1	1,778	_	1,738
石	Ш	県	570,722	558,713	12,009	11,246	763	14	3	206	_	223
福	井	県	454,572	447,932	6,640	3,056	3,584	△ 710	21	10,247	_	9,558
Ш	梨	県	485,408	463,996	21,412	15,844	5,568	623	1,211	_	_	1,834
長	野	県	843,840	829,263	14,577	9,368	5,209	△ 137	19	_	_	△ 118
岐	阜	県	752,653	736,420	16,233	10,067	6,166	842	1,685	87	1,800	814
静	畄	県	1,128,494	1,106,829	21,665	14,874	6,791	199	15	_	_	215
愛	知	県	2,146,264	2,129,037	17,227	11,209	6,018	△ 523	26	2	5,200	△ 5,696
Ξ	重	県	699,748	677,844	21,904	15,930	5,974	1,704	5,164	8	5,900	976
滋	賀	県	481,514	474,815	6,699	5,450	1,249	△ 23	4,697	3	_	4,677
京	都	府	911,299	905,786	5,513	4,931	582	82	250	_	250	82
大	阪	府	2,782,199	2,751,489	30,710	16,742	13,968	1,555	76	_	318	1,313
兵	庫	県	2,041,056	2,029,933	11,123	10,430	693	△ 38	248	_	_	210
奈	良	県	466,225	459,911	6,314	5,811	503	△ 1,938	1,252	2,605	1,000	919
	歌山		582,594	570,009	12,585	8,664	3,921	△ 351	13	2,190	_	1,853
鳥	取	県	349,787	330,097	19,690	7,782	11,908	△ 2,998	8	1,215	_	△ 1,775
島	根	県	539,911	525,197	14,714	9,941	4,773	△ 550	1	6,000	1	5,450
岡	Ш	県	697,969	686,493	11,476	9,973	1,503	△ 806	2,138	_	1,490	△ 159
広	島	県	900,106	887,501	12,605	9,894	2,711	△ 149	1,216	400	_	1,467
Ш		県	658,831	646,514	12,317	8,786	3,531	△ 1,116	4,502	1,704		5,091
徳	島	県	479,944	454,199	25,745	18,772	6,973	208	8,018	143	7,000	1,370
香	Ш	県	433,080	418,446	14,634	7,396	7,238	335	3,381	_	3,869	△ 152
愛	媛	県	604,534	588,514	16,020	13,739	2,281	△ 59	2,339	42	_	2,322
高	知	県	439,623	425,908	13,715	11,092	2,623	△ 885	19	_	_	△ 866
福	岡	県	1,629,177	1,576,819	52,358	50,407	1,951	5	39	_		45
佐	賀	県	443,967	429,302	14,665	10,455	4,210	△ 2,244	3,263	_	3,200	△ 2,181
長	崎	県	694,689	670,013	24,676	24,418	258	△ 592	440	_	3,000	△ 3,152
熊	本	県	769,021	740,575	28,446	16,941	11,505	△ 262	6	_	32	△ 287
大	分	県	569,573	553,305	16,268	13,766	2,502	△ 112	1,662	_	3,288	△ 1,738
宮	崎	県	563,366	550,135	13,231	10,016	3,215	921	10	_	_	931
	児島		792,521	764,923	27,598	23,772	3,826	△ 1,349	2,552	0	_	1,202
沖	縄 _	県	672,972	654,952	18,020	14,080	3,940	△ 1,828	2,921	1,719	7,588	△ 4,776
É	<u> </u>	it	50,937,229	49,481,842	1,455,387	1,091,693	363,694	17,482	162,293	43,771	135,945	87,600

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成25年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上)の実質収支等の状況 (単位 百万円)

										(単	1位 日万円)
				歳入歳出	翌年度に		単年度		繰上	積立金	実質単年度
	分	歳入	歳出	差引	繰り越す	実質収支	収支	積立金	候 賞還額	取崩し額	収支
	23	(A)	(B)	(A)—(B)	べき財源 (D)	(C) - (D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(E)+(F)+ (G)-(H)
Th 🛆 -	七字 切 古	( )	(6)	(0)	(D)	(C) (D)	(L)	(1)	(9)	(1)	(0) (1)
	指定都市	0.40.060	025 726	7 22 4	F 227	1 007	^ 2 01 4	1.2			^ 2 001
札	幌市	842,960	835,736	7,224	5,237	1,987	△ 2,814	13	_		△ 2,801
仙	台市	624,414	598,931	25,483	21,091	4,392	3,163	33	116	1	3,312
	いたま市	439,927	427,807	12,120	7,631	4,489	△ 2,043	10	_	_	△ 2,033
千	葉市	371,677	369,781	1,896	871	1,025	△ 115	926	0	1,012	△ 202
横	浜 市	1,431,980	1,403,496	28,484	20,317	8,167	△ 2,683	34	1	1,000	△ 3,648
JII	崎市	570,744	567,060	3,684	3,493	191	△ 1,204	39	_	1,543	△ 2,708
相	模 原 市	257,075	249,395	7,680	1,379	6,301	767	6	_	2,900	△ 2,126
新	潟 市	357,696	353,289	4,407	2,380	2,027	△ 1,353	5	_	_	△ 1,348
静	岡市	287,495	279,434	8,061	3,999	4,062	72	3,004	_	2,700	376
浜	松市	279,961	270,479	9,482	2,933	6,549	709	42	704	_	1,455
名	古屋市	1,013,608	1,001,931	11,677	10,553	1,124	△ 392	36	_	58	△ 414
京	都市	749,497	742,770	6,727	4,813	1,914	466	2	45	21	492
大	阪 市	1,700,781	1,699,255	1,526	1,115	411	△ 41	119,069	0	_	119,028
堺	市	347,539	345,105	2,434	893	1,541	549	3	_	_	552
神	戸市	767,036	758,180	8,856	6,870	1,986	△ 221	3,586	_	707	2,658
岡	山市	262,293	255,930	6,363	1,491	4,872	△ 2,100	38	32	/ /	△ 2,030
広	島市	578,753	571,119	7,634	5,330	2,304	58	1,127	_	4,600	△ 3,415
北	九州市	530,706	526,476	4,230	2,355	1,875	△ 225	920	_	4,458	△ 3,413
福	岡市	770,359	757,915	12,444	3,524	8,920	340	4,590	_	4,436	4,931
	本市		277,666								
熊		281,210	2//,666	3,544	663	2,881	△ 539	1,916	8	2,370	△ 985
中	核市	406 700	405 440	1.006	405	4 4 6 4	05.4				246
函	館市	126,709	125,413	1,296	135	1,161	254	0	61	_	316
旭	川市	153,197	151,741	1,456	471	985	△ 1,084	11	68	_	△ 1,005
青	森市	123,191	121,188	2,003	449	1,554	△ 218	7	_	_	△ 212
盛	岡市	110,787	108,910	1,877	370	1,507	△ 316	1,615	_	_	1,299
秋	田市	131,092	129,254	1,838	310	1,528	31	1,658	8	1,000	697
郡	山市	139,397	133,403	5,994	1,942	4,052	△ 603	6,102	5	3,950	1,554
い	わき 市	226,695	218,858	7,837	3,026	4,811	1,495	6,679	_	5,084	3,089
宇	都宮市	187,857	182,705	5,152	936	4,216	258	34	_	_	292
前	橋 市	135,505	132,834	2,671	346	2,325	△ 905	9	253	830	△ 1,473
高	崎 市	153,311	148,241	5,070	450	4,620	△ 169	8	74	3,429	△ 3,516
JII	越市	100,987	96,803	4,184	405	3,779	554	6	34	164	430
船	橋 市	178,426	171,787	6,639	1,116	5,523	406	10	_	1,000	△ 584
柏	市	122,725	114,760	7,965	1,093	6,872	816	3,025	15	_	3,856
横	須賀市	140,141	136,270	3,871	377	3,494	△ 145	5	_	1,828	△ 1,968
富	山市	158,518	156,111	2,407	1,183	1,224	△ 1,073	605	0	1,020	△ 467
金	沢市	165,407	162,641	2,766	633	2,133	69	1	2,011	_	2,080
長	野市	151,211	146,590	4,621	3,651	970	△ 1,049	58	2,011	600	2,000 △ 1,591
										600	
岐	阜市	154,097	144,292	9,805	757	9,048	237	2,506	_	2 21 4	2,743
豊	橋市	119,026	114,957	4,069	262	3,807	△ 436	11	_	3,214	△ 3,639
岡	崎市	122,191	115,509	6,682	1,302	5,380	2,124	3,146	_	4,893	377
豊	田市	168,419	159,428	8,991	2,980	6,011	1,300	4,900	_	9,300	△ 3,100
大	津市	104,295	102,644	1,651	318	1,333	△ 204	14	82	_	△ 107
豊	中市	143,482	140,529	2,953	1,094	1,859	92	1	715	_	807
高	槻 市	104,266	102,515	1,751	1,503	248	△ 252	256	-	0	4
東	大 阪 市	186,163	185,096	1,067	64	1,003	△ 757	2,624	76	_	1,943
姫	路市	210,854	202,768	8,086	2,549	5,537	△ 114	30	640	_	556
尼	崎 市	184,642	184,336	306	189	117	95	40	28	-	162
西	宮市	161,222	156,925	4,297	469	3,828	249	2,045	_	_	2,294
奈	良市	140,280	140,090	190	128	62	△ 12	1	_	_	△ 11
和	歌山市	129,505	128,687	818	305	513	△ 644	1,066	0	_	423
倉	敷 市	174,402	168,844	5,558	1,594	3,964	△ 744	3,006	989	2,315	936
福	山市	171,060	166,461	4,599	1,145	3,454	594	1,405	1,021	900	2,120
一下	関市	121,636	117,799	3,837	590	3,247	△ 487	1,331	309	500	653
高	松市	153,749	145,855	7,894	1,299	6,595	1,039	20	_	1,600	△ 541
松	山市	183,904	178,542	5,362	2,915	2,447	191	1,100	233	2,300	△ 776
高	知市	142,755	140,237	2,518	1,889	629	57	1,100	811	2,300	869
	留 米 市	125,240	123,182	2,058	892	1,166	35	1,538	2		1,575
久									2	727	
長	崎 市	211,298	208,533	2,765	790	1,975	669	512	_	727	455

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市 (平成25年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上) の実質収支等の状況 (単位 百万円)

次   次   次   次   次   次   次   次   次   次				115 111	歳入歳出	翌年度に	d 55.12.4	単年度	75-1	繰上	積立金	実質単年度
大分 市 173,890 169,607 4,283 374 3,990 197 507 227 - 228 所 156,405 153,685 2,720 754 1,966 △ 415 632 64 2,591 △ 2 8 原 原 市 156,405 153,685 2,720 754 1,966 △ 415 632 64 2,591 △ 2 8 原 原 市 156,405 153,685 2,720 754 1,966 △ 415 632 64 2,591 △ 2 8 原 原 市 156,405 179,896 179,896 1,452 179,896 1 1,452 6,466 △ 160 813 234 - 1	区	分	<b></b>	蔵 出			実質収文 		植立金			収 (E)+(F)+
京			(A)	(B)			(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
勝 見 息 市 235,414 227,496 7,918 1,452 6,466 △ 160 813 234	大	分 市	173,890	169,607	4,283	374	3,909	197	7 507	227	_	932
持一 側 市	宮	崎 市	156,405	153,685	2,720	754	1,966	△ 41!	5 632	64	2,591	△ 2,311
八 戸 市 104.820	鹿	児島市	235,414	227,496	7,918	1,452	6,466	△ 160	813	234	_	886
山 形 市 87.324 85.591 1.733 207 1.526 △ 842 765 0 226 △ A 水 戸 市 100,079 94,058 6,021 1.175 4.846 △ 884 2.849 70 30 2.7												
水 戸 市 100,079 94,055 6,021 1,175 4,846 △ 884 2,849 70 30 2 つ くば 市 71,337 66,713 4,624 1,301 3,323 △ 1,291 844 15 1,028 △ 1, 伊 勢 崎 市 73,439 70,429 3,010 359 2,651 6 6 6 86 1,070 △ 太 田 市 72,902 70,278 2,624 1,028 1,596 80 8 8 224 1,141 △ 熊 谷 市 65,376 61,025 4,351 598 3,753 △ 807 925 158												556
一					1				1			
伊 勢 崎 市												2,005
太田市 72.902												△ 1,459
開合 市 65.376 61.025 4.351 598 3.753 △ 807 925 54												
川 口 市 188.835					I .				1		1,141	△ 829 276
所 沢 市 90.547 87.572 2.975 465 2.510 310 517 - 527 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							1				_	2,665
暦 日 部 市 68.849 65.577 3.272 662 2.610 372 1.771 - □ □ 2.2					I .							2,005
草 加 市 73,630 69,568 4,062 483 3,579 △ 616 1,088 — 391   1,800 1, 1   1,800 1					1						527	2,143
越 谷 市 92,010 87,153 4,857 328 4,529 793 2,041 0 1,800 1,											301	2,143
平 塚 市 87,956 84,178 3,778 138 3,640 692 449 -					1		!					1,034
小田原市   64,869   61,147   3,722   53   3,669   522   402   -   56   78	1										- 1,000	1,141
夢 ヶ崎市         65.807         62.595         3.212         698         2.514         △ 93         8         一         一         △         △         △         △         △         △         △         △         ○         △         ○         △         ○         △         ○         △         ○ <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>56</td><td>868</td></th<>					1						56	868
厚 木 市 74,568         73,215         1,353         230         1,123         △ 263         488         一         155           大 和 市 64,884         62,781         2,103         41         2,062         △ 607         396         一         1,000         △ 1,           長 岡 市 142,855         136,883         5,972         970         5,002         1,244         3         0         一         1,000         △ 1,           上 越 市 128,239         123,710         4,529         718         3,811         696         1,561         5         724         1,           福 井 市 104,201         102,563         1,638         415         1,223         182         7         —         500         △           甲 府 市 76,576         76,238         338         158         180         △ 1,101         1         —         —         500         △           沼 津 市 73,461         71,590         1,871         238         1,633         459         599         —         559           富 士 市 84,743         81,952         2,791         115         2,676         △ 68         203         —         —         559           富 士 市 市 90,748         88,479         2,269										_	_	
大 和 市 64,884 62,781 2,103 41 2,062 △ 607 396 ― 1,000 △ 1, 長 岡 市 142,855 136,883 5,972 970 5,002 1,244 3 0 — 1,										_	155	69
長 岡 市 142.855 136.883 5.972 970 5.002 1.244 3 0 0 - 1.5 1. 上 越 市 128.239 123.710 4.529 718 3.811 696 1.561 5 724 1.										_		△ 1,212
上 越 市 128,239 123,710 4,529 718 3,811 696 1,561 5 724 1. 福 井 市 104,201 102,563 1,638 415 1,223 182 7 - 500 △ □ 甲 府 市 76,576 76,238 338 158 180 △ 1,101 1 △ 1, Δ Δ 本 市 91,605 89,979 1,626 278 1,348 64 670 6 89										0		1,247
福 井 市 104,201 102,563 1,638 415 1,223 182 7 - 500 △ 甲 府 市 76,576 76,238 338 158 180 △1,101 1 △1, 松 本 市 91,605 89,979 1,626 278 1,348 64 670 6 89 沼 津 市 73,461 71,590 1,871 238 1,633 459 599 - 559 富 士 市 84,743 81,952 2,791 115 2,676 △ 68 203 一 宮 市 112,308 106,933 5,375 427 4,948 664 507 1, 春日 井 市 90,748 88,479 2,269 50 2,219 △ 645 1,460 0 1,646 △ 四 日 市 市 103,903 101,362 2,541 587 1,954 △ 301 1,118 3 20 岸 和 田 市 73,953 73,511 442 150 292 △ 193 395 吹 田 市 116,163 114,859 1,304 1,173 131 54 36 - 200 △ 枚 方 市 120,152 118,550 1,602 167 1,435 23 1,348 365 5 1,											724	1,539
甲 府 市 76,576 76,238 338 158 180 △1,101 1 — — △1, 松 本 市 91,605 89,979 1,626 278 1,348 64 670 6 89 沼 津 市 73,461 71,590 1,871 238 1,633 459 599 — 559 富 士 市 84,743 81,952 2,791 115 2,676 △ 68 203 — — — □ 市 112,308 106,933 5,375 427 4,948 664 507 — — 1,											500	
松 本 市 91,605 89,979 1,626 278 1,348 64 670 6 89		I				1		△ 1,10°	1 1	_	_	△ 1,100
富士市 84,743 81,952 2,791 115 2,676 △ 68 203 一 一 日本 112,308 106,933 5,375 427 4,948 664 507 一 一 1,646 △ 5 日井市 90,748 88,479 2,269 50 2,219 △ 645 1,460 0 1,646 △ 5 日井市 103,903 101,362 2,541 587 1,954 △ 301 1,118 3 20 日本 116,163 114,859 1,304 1,173 131 54 36 一 200 △ 5 大 市 120,152 118,550 1,602 167 1,435 23 1,348 365 5 1,5 大 木 市 81,642 79,890 1,752 930 822 77 4 一 一 八 尾 市 95,533 94,066 1,467 851 616 △ 9 334 208 一	松	本 市	91,605				1,348	64	4 670	6	89	652
一 宮 市 112,308 106,933 5,375 427 4,948 664 507 11,646 △ 四日市市 90,748 88,479 2,269 50 2,219 △ 645 1,460 0 1,646 △ 四日市市 103,903 101,362 2,541 587 1,954 △ 301 1,118 3 20 岸和田市 73,953 73,511 442 150 292 △ 193 395 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	沼	津市	73,461	71,590	1	238	1,633	459	599	_	559	500
春日井市 90,748 88,479 2,269 50 2,219 △ 645 1,460 0 1,646 △ 四日市市 103,903 101,362 2,541 587 1,954 △ 301 1,118 3 20 岸和田市 73,953 73,511 442 150 292 △ 193 395 ─ ─ ─ ─ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	富	士 市	84,743	81,952	2,791	115	2,676	△ 68	3 203	_	_	135
四日市市 103,903 101,362 2,541 587 1,954 △ 301 1,118 3 20 岸和田市 73,953 73,511 442 150 292 △ 193 395 — — — 吹田市 116,163 114,859 1,304 1,173 131 54 36 — 200 △ 枚方市 120,152 118,550 1,602 167 1,435 23 1,348 365 5 1, 茨木市 81,642 79,890 1,752 930 822 77 4 — — — 八尾市 95,533 94,066 1,467 851 616 △ 9 334 208 — 寝屋川市 79,625 78,851 774 78 696 182 764 576 — 1, 明石市 95,811 94,483 1,328 227 1,101 47 350 52 350 加古川市 77,329 76,485 844 247 597 33 243 68 — 宝塚市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 — 鳥取市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 — 松江市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 — △ 呉市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐世保市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 — 5,606 △ 3, 都市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 — 1,000 △ 1,	-	宮市	112,308	106,933	5,375	427	4,948	664	4 507	_	_	1,170
岸 和 田 市 73,953 73,511 442 150 292 △ 193 395	春		90,748	88,479	2,269	50	2,219	△ 64!	5 1,460	0	1,646	△ 831
映 田 市 116,163 114,859 1,304 1,173 131 54 36 - 200 △	匹	日市市	103,903	101,362	2,541	587	1,954	△ 30	1,118	3	20	800
枚 方 市 120,152 118,550 1,602 167 1,435 23 1,348 365 5 1,   茨 木 市 81,642 79,890 1,752 930 822 77 4   八 尾 市 95,533 94,066 1,467 851 616 △ 9 334 208 -   寝屋川市 79,625 78,851 774 78 696 182 764 576 - 1,   明 石 市 95,811 94,483 1,328 227 1,101 47 350 52 350   加 古 川 市 77,329 76,485 844 247 597 33 243 68 -   宝 塚 市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 -   島 取 市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 -   松 江 市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 -    呉 市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △   佐 世 保 市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 -    市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 -  1,000 △ 1,					1					_	_	202
茨 木 市									1			
八 尾 市 95.533 94,066 1,467 851 616 △ 9 334 208 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		I			1					365	5	1,732
寝屋川市 79,625 78,851 774 78 696 182 764 576 — 1, 明 石 市 95,811 94,483 1,328 227 1,101 47 350 52 350 加 古 川 市 77,329 76,485 844 247 597 33 243 68 — 宝 塚 市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 — 鳥 取 市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 — 松 江 市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 — △ 呉 市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐 世 保 市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 — 5,606 △ 3, 都 市					1				1		_	81
明 石 市 95,811 94,483 1,328 227 1,101 47 350 52 350 加 古 川 市 77,329 76,485 844 247 597 33 243 68 — 宝 塚 市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 —		I			l .						_	533
加 古 川 市 77,329 76,485 844 247 597 33 243 68 - 宝 塚 市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 - 島 取 市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 - 松 江 市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 - △ 呉 市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐 世 保 市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 - 5,606 △ 3, 都 市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 - 1,000 △ 1,	1	1										1,523
宝塚市 70,849 69,236 1,613 666 947 342 309 3 - 鳥取市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 - 松江市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 - △ 呉市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐世保市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 - 5,606 △ 3, 都市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 - 1,000 △ 1,		I										99
鳥 取 市 94,647 92,691 1,956 363 1,593 △ 358 201 638 — 松 江 市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 — △ 呉 市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐 世 保 市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 — 5,606 △ 3, 都 市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 — 1,000 △ 1,		1			1				1			343
松 江 市 97,025 96,749 276 218 58 △ 534 4 427 - △ 呉 市 99,648 97,900 1,748 224 1,524 159 688 71 1,820 △ 佐 世 保 市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 - 5,606 △ 3, 都 市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 - 1,000 △ 1,					1							654
呉     市     99,648     97,900     1,748     224     1,524     159     688     71     1,820     △       佐     世保市     125,845     121,935     3,910     384     3,526     △     252     2,289     -     5,606     △     3,526       都     市     138,054     136,166     1,888     262     1,626     △     725     24     -     1,000     △     1,000					1							480 △ 103
佐世保市 125,845 121,935 3,910 384 3,526 △ 252 2,289 - 5,606 △ 3, 都 市 市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 - 1,000 △ 1,					l .							
都 市					1							△ 3,568
市川市(千葉県) 138,054 136,166 1,888 262 1,626 △ 725 24 - 1,000 △ 1,			123,043	121,933	3,910	304	3,320	Z5.	2,209		3,000	
		1	138.054	136 166	1 888	262	1 626	\	5 24	_	1 000	△ 1,702
松戸市(千葉県)			135,565		6,748		6,562				- 1,000	1,858
									1		_	254
					1							107
		1							1			1,083
					1		1					△ 332

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

<u> </u>	—— 分			23年度の Pの団体(A)	村台	Dうち市町 合併等によ 滅した団体			A)のうちA 増加したB		<u></u> 度も	赤字であ	る団体	団体		のうち黒字 よった団体	平黒平赤	t 23年度が 字 で t 24年度が 字 の 団 体		24年度の 字の団体
☒	73		団体数	平 成 23年度 実質収支	団体数	平 成 23年度 実質収支	団体数	平 成23 年度実質 収 支 (a)	平 成24 年度実質 収 支 (b)	(b)-(a)	団体数	平 成23 年度実質 収 支 (c)	平 成24 年度実質 収 支 (d)	(d)-(c)	団体数	平 成 23年度 実質収支	団体数	平 成 24年度 実質収支	団体数	平 成 24年度 実質収支
都道	府!	県	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	-
市町	J :	村	3	△ 538	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	3	△ 538	2	△ 92	2	△ 92
市町村(組合等)			2	△ 537	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	2	△ 537	_	-	_	-
政令技	指定都	市	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-
特	別	区	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-
中	核	市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_
特	例	市	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	-
都	i	市	1	△ 408	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	△ 408	_	-	_	_
中	都	市	1	△ 408	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	△ 408	_	-	_	_
小	都	市	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
⊞Ţ	;	村	1	△ 130	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	△ 130	-	-	_	_
一部事務	務組合	等	1	△ 1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	△ 1	2	△ 92	2	△ 92
合	İ	計	3	△ 538	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	3	△ 538	2	△ 92	2	△ 92

#### その5 実質収支の推移

		全		₫	体			黒	字	σ	) 寸	体				赤字	(	の団	体	
	総	数	都	道府県	市	町村	ź	総	数	都	道府県	市	町村		総	数	ŧ	邹道府県	rt.	町村
区分	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団 体 数 (B)	(B) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平 成 14年度	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△ 64,412	2	△ 44,138	31	△ 20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△ 57,075	2	△ 33,265	40	△ 23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△ 59,204	1	△ 23,664	76	△ 35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△ 38,430	2	△ 20,600	26	△ 17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△ 60,650	1	△ 12,669	26	△ 47,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△ 49,194	1	△ 699	25	△ 48,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△ 45,347	-	-	19	△ 45,347
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△ 6,329	-	-	13	△ 6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△ 2,060	_	-	8	△ 2,060
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△ 538	_	-	3	△ 538
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△ 92	_	-	2	△ 92

<sup>(</sup>注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

		全		₹ T	体			黒	字	のす	乜	7		赤	 字	の団	個	Ż
区分	総	数	都這	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村
	団体 数	収支額       団体 数	収支額															
平 成14年度	△ 33	△ 53,667	-	59,207	△ 33	△112,874	△ 36	△ 47,065	△1	66,050	△ 35	△113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△137	126,377	-	13,342	△137	113,036	△146	119,042	-	2,469	△146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△870	16,144	-	9,909	△870	6,234	△905	18,272	1	308	△906	17,964	35	△ 2,129	△1	9,601	36	△ 11,730
17	△971	95,567	-	68,589	△971	26,978	△922	74,793	△1	65,525	△921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	Δ 1	△ 22,220	△1	7,931	_	△ 30,151
19	△ 66	△164,818	-	△ 53,941	△ 66	△110,877	△ 65	△176,273	-	△ 65,911	△ 65	△110,362	Δ 1	11,456	-	11,970	Δ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△1	699	△ 6	3,148
21	△106	165,042	-	△ 1,454	△106	166,497	△100	126,025	-	△ 1,454	△100	127,479	△ 6	39,018	-	_	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	_	△ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	-	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	_	△ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	-	17,583	△ 11	△ 45,778	Δ 1	446	-	-	Δ 1	446

<sup>(</sup>注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

#### その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区分	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	#	当 減 客	頂
区 分	숨 計	都道府県	市町村	숨 計	都道府県	市町村	숨 計	都道府県	市町村
単年度収支(A)	△ 28,125 (1,600)	17,482 (28)	△ 45,607 (1,572)	125,546 (1,542)	△ 8,530 (24)	134,076 (1,518)	△153,671 (58)	26,012 (4)	△179,683 (54)
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	465,962	70,119	395,843	311,690	△ 15,939	327,629	154,272	86,058	68,214
財政調整基金積立額(C)	846,840	162,293	684,547	707,709	131,136	576,573	139,131	31,157	107,974
繰上償還額(D)	155,627	43,771	111,856	156,041	41,932	114,109	△ 414	1,839	△ 2,253
財政調整基金取崩し額(E)	536,505	135,945	400,559	552,060	189,007	363,053	△ 15,555	△ 53,062	37,506
実質単年度収支 (A)+(B)	437,837 (1,209)	87,600 (15)	350,237 (1,194)	437,237 (1,129)	△ 24,469 (16)	461,706 (1,113)	600 (80)	112,069 (△ 1)	△111,469 (81)

<sup>(</sup>注)( )内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

#### 第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

		昭和40年代	平成14				405-		005=	0.4 5			学位 70)
☒	分	後半の水準	年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
都道府県	経常収支比率	70.2	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6
	実質収支比率	0.6	0.5	0.6	0.7	0.9	1.5	1.2	0.9	1.0	1.3	1.3	1.3
	実質公債費比率			•••	•••	14.9	14.7	13.5	12.8	13.0	13.5	13.9	13.7
	公債費負担比率	4.2	19.8	19.8	19.9	19.3	19.4	18.6	19.3	18.8	18.9	19.4	19.7
	財政力指数	0.52	0.41	0.41	0.41	0.43	0.46	0.50	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46
市町村	経常収支比率	73.1	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7
	実質収支比率	4.2	2.9	3.5	3.5	3.5	3.6	3.0	3.0	3.6	4.1	4.5	4.3
	実質公債費比率			•••	•••	14.8	15.1	12.3	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2
	公債費負担比率	6.6	17.3	17.5	17.3	17.4	17.5	17.7	17.6	17.0	16.5	16.4	16.2
	財政力指数	0.33	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51	0.49
政令指定都市	経常収支比率	71.0	93.1	93.1	94.7	94.3	93.3	95.4	95.6	96.5	95.4	95.5	96.0
	実質収支比率	0.1	0.2	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	1.0	1.2	1.1
	  実質公債費比率					19.1	19.6	14.2	13.8	13.4	12.8	12.1	11.5
						(18.5)	(18.7)	(13.4)	(13.3)	(13.1)	(12.2)	(11.7)	(11.2)
	公債費負担比率	7.2	21.0	21.4	20.8	20.9	20.0	20.1	20.3	20.3	20.1	20.2	20.2
			(20.8)	(21.0)	(20.5)	(20.5)	(20.0)	(19.9)	(20.2)	(20.2)	(19.6)	(19.6)	(19.6)
	財政力指数	0.78	0.79	0.81	0.82	0.83	0.84	0.86	0.87	0.87	0.87	0.86	0.84
中核市	経常収支比率	-	82.8	82.9	86.6	87.0	87.4	90.0	90.7	92.1	89.5	90.1	90.6
	実質収支比率	_	2.5	3.4	3.1	3.4	3.5	2.9	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6
	実質公債費比率	_				14.2	14.3	10.5	10.0	9.8	9.6	9.2	8.6
						(14.0)	(14.2)	(10.5)	(10.2)	(10.0)	(9.6)	(9.2)	(8.7)
	公債費負担比率	_	17.0	16.7	16.6	16.6	17.1	17.5	17.6	17.1	16.8	16.9	16.6
			(16.9)	(16.4)	(16.5)	(16.5)	(17.1)	(17.6)	(17.6)	(17.1)	(16.8)	(16.9)	(16.6)
	財政力指数	-	0.78	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82	0.84	0.83	0.80	0.77	0.76
特例市	経常収支比率	-	87.7	87.5	89.2	89.2	89.1	91.1	91.1	91.0	89.0	90.2	90.5
	実質収支比率	_	2.3	2.7	3.3	3.1	3.7	3.2	2.9	3.7	4.3	5.0	4.9
	実質公債費比率	_				14.6	14.7	10.5	10.5	9.8	9.3	8.6	8.3
						(14.8)	(14.8)	(10.6)	(10.5)	(9.8)	(9.2)	(8.6)	(8.3)
	公債費負担比率	_	15.4	15.7	15.1	15.2	15.4	15.8	15.8	15.1	14.7	14.7	14.7
			(15.5)	(15.7)	(15.1)	(15.2)	(15.5)	(15.8)	(15.7)	(15.0)	(14.6)	(14.6)	(14.7)
+/17	財政力指数	740	0.84	0.85	0.85	0.86	0.88	0.90	0.92	0.92	0.88	0.85	0.81
都市	経常収支比率	74.9	87.7	87.5	90.5	90.2	90.5	92.1	91.5	91.0	88.0	89.3	89.9
	実質収支比率	4.1	3.0	3.8	4.2	4.4	4.3	3.5	3.5	4.4	5.0	5.7	5.4
	実質公債費比率					15.0	15.3	12.9	12.6	12.0	11.2	10.5	9.8
			15.2	15.5	15.8	(15.4) 16.1	(15.8) 16.6	(13.8) 17.0	(13.6) 17.0	(13.0) 16.2	(12.1) 15.7	(11.3)	(10.5) 15.4
	公債費負担比率	6.8	(15.7)	(16.0)	(16.1)	(16.5)	(17.0)	(17.5)	(17.4)	(16.5)	(15.9)	(15.8)	(15.7)
	財政力指数	0.57	0.65	0.65	0.64	0.62	0.65	0.66	0.68	0.67	0.64	0.61	0.60
町 村		71.1	84.8	85.3	89.3	88.5	88.5	89.1	88.2	86.8	83.0	85.3	84.9
. т. Т.	実質収支比率	6.6	4.9	5.5	5.2	5.1	5.2	4.8	4.8	5.5	6.1	6.6	6.4
	大只収又儿竿	0.0	4.9	ر.ر	٥.۷	14.6	15.3	14.7	14.4	13.7	12.7	11.7	10.7
	実質公債費比率		•••	•••		(14.9)	(15.7)	(15.3)	(14.8)	(13.9)	(12.7)	(11.6)	(10.5)
			17.4	17.3	17.3	17.8	18.3	18.6	18.1	16.5	15.6	15.3	15.0
	公債費負担比率	6.4	(18.4)	(18.4)	(18.3)	(18.6)	(19.1)	(19.3)	(18.5)	(16.5)	(15.6)	(15.4)	(15.0)
	財政力指数	0.27	0.34	0.36	0.39	0.42	0.43	0.44	0.45	0.43	0.41	0.39	0.38
	経常収支比率	71.4	90.3	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7
	実質収支比率	2.2	1.8	2.1	2.2	2.2	2.5	2.1	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8
	実質公債費比率					14.9	14.9	12.8	12.3	12.1	12.0	11.8	11.3
	公債費負担比率	5.3	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6

<sup>(</sup>注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
2 経常収支比率、実質収支比率、実質収支比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、実質公債費比率及び公債費負担比率の()書きは単純平均である。
3 平成19年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

# 第8表 経常収支比率等の状況(つづき)

その2 経常収支比率の内訳

					7	巫 成 24	年 月	度			7	☑ 成 23	年 月	·····································		埠	割 減	率
	<u>X</u>		जे	都道府	県	市町	村	総	額	都道府	県	市町	村	総	額	都道 府県	市町村	総額
経常	<b>ź</b> —	般財源	Ā (A)	23,892,608		26,176,436		50,069,044		23,548,630		26,306,195		49,854,825		1.5	△ 0.5	0.4
<u>†</u>	也	方	税	13,283,354		16,404,062		29,687,415		12,973,657		16,464,925		29,438,582		2.4	△ 0.4	0.8
Ħ	也方	譲与	,税	1,830,934		425,533		2,256,467		1,703,659		450,308		2,153,968		7.5	△ 5.5	4.8
廿	也方!	持例交	付金	50,987		71,455		122,442		143,621		204,230		347,851		△ 64.5	△ 65.0	△ 64.8
±	也方	交负	対税	8,726,063		7,751,905		16,477,968		8,725,298		7,693,791		16,419,089		0.0	0.8	0.4
1 4	2	の	他	1,270		1,523,481		1,524,752		2,395		1,492,941		1,495,335		△ 47.0	2.0	2.0
減特	収 例	補 塡分	賃 (B)	47,813		8,945		56,757		43,394		1,569		44,963		10.2	470.1	26.2
臨時	財政	收対策(	責 (C)	3,757,784		2,157,968		5,915,752		3,739,740		2,114,873		5,854,613		0.5	2.0	1.0
経 1	常新般見	圣費	世 (D)	26,206,544		25,718,181		51,924,218		25,934,165		25,668,558		51,602,905		1.1	0.2	0.6
	l	件	費	11,249,392	40.6	7,020,141	24.8	18,267,460	32.6	11,426,308	41.8	7,213,839	25.4	18,640,797	33.4	△ 1.5	△ 2.7	△ 2.0
#	勿	件	費	920,601	3.3	3,765,349	13.3	4,687,254	8.4	922,534	3.4	3,722,141	13.1	4,644,290	8.3	△ 0.2	1.2	0.9
土	ŧ	助	費	542,051	2.0	3,168,693	11.2	3,711,951	6.6	574,489	2.1	2,996,136	10.5	3,570,291	6.4	△ 5.6	5.8	4.0
襘	甫 月	助費	等	6,736,322	24.3	2,865,594	10.1	9,600,056	17.1	6,278,462	23.0	2,866,860	10.1	9,145,831	16.4	7.3	△ 0.0	5.0
2	<u>'</u>	債	費	6,407,791	23.1	5,320,502	18.8	11,727,722	20.9	6,374,962	23.3	5,388,694	19.0	11,763,829	21.1	0.5	△ 1.3	△ 0.3
兼	喿	出	金	827	0.0	3,113,454	11.0	3,115,718	5.6	874	0.0	3,047,472	10.7	3,047,922	5.5	△ 5.4	2.2	2.2
1 7	E	の	他	349,560	1.3	464,448	1.5	814,057	1.5	356,536	1.3	433,416	1.5	789,945	1.5	△ 2.0	7.2	3.1
¥	(D)	収支b /{(A)· (C)}×	+ (B)		94.6		90.7		92.7		94.9		90.3		92.6			

#### 第9表 繰越額等の状況

その1 総 括 (単位 百万円)

[Z		分	継逓	続	費次	繰明	≡∕r	越費	事故	[繰越	事		業額	支		払	合 計	未収入	未収	入特定財源	内訳	翌年度に
区		<i>ח</i>	繰	越	額	操	許越	額	繰	越額	繰	越	額	支繰	延	額		特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人	件	費			0			7		-			_			56	63	1	_	_	1	62
普通建	建設事	業費	2	.02,4	155	5,4	48,7	714	12	6,428		39,4	162			-	5,817,058	4,754,430	2,276,772	2,036,895	440,763	1,062,629
補具	助事	業費	1	32,0	)37	4,4	83,8	321	10	2,499			3			-	4,718,360	4,056,535	2,276,394	1,510,877	269,264	661,826
单独	浊事	業費		70,4	118	9	64,8	393	2	3,928		39,4	159			-	1,098,698	697,895	378	526,018	171,499	400,803
災害復	訓日事	業費		6,1	130	4	80,2	211	20	4,080		3	372			-	690,793	557,378	459,633	42,247	55,498	133,415
そ	の	他		6	544	5	73,2	269	3	2,339	1	63,4	115		6,2	48	775,916	315,218	159,236	42,877	113,105	460,697
合		計	2	.09,2	229	6,5	02,2	201	36	2,847	2	03,2	249		6,3	04	7,283,830	5,627,027	2,895,641	2,122,019	609,367	1,656,803

<sup>(</sup>注) 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県 (単位 百万円)

X	分	継続費	繰 明 許 類	事故繰越	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未収入	未収	 (入特定財源	内訳	翌年度に操り越す
	<i></i>	操越額	明許費繰越額	繰越額	繰越額	繰延額		特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	べき財源
人	件	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_	1
普通建	建設事業費	30,111	2,984,429	101,047	38,025	_	3,153,611	2,531,639	1,448,390	941,354	141,895	621,973
補且	助事業費	19,543	2,553,655	88,332	_	_	2,661,529	2,243,662	1,448,390	754,994	40,278	417,867
単3	独事業費	10,568	430,774	12,715	38,025	_	492,082	287,977	_	186,360	101,617	204,105
災害復	夏旧事業費	2,180	318,878	153,977	_	_	475,036	398,056	366,253	27,794	4,009	76,979
そ	の他	124	295,954	19,330	156,279	6,231	477,918	85,177	65,283	4,183	15,711	392,740
合	計	32,415	3,599,262	274,354	194,304	6,231	4,106,566	3,014,872	1,879,926	973,331	161,615	1,091,693

# 資料編

# 総括

# 第9表 繰越額等の状況(つづき)

その3 市 町 村 (単位 百万円)

X		分	継逓	続	費次	繰明	=/-	越費	事	<b></b>	或	事		業額	支繰		払	合 計	未収入		未収	入特	定則	才源	内訳		翌年度に	
		<i>ח</i>	<b></b>	越	額	繰	許越	額	繰	越	頚	繰	越	額	繰	延	額		特定財源	国支	庫 出 金	地	方	債	そ	の化	- 繰り越す ! べき財源	
人	件	費			0			6			_			-			56	62	1		-			_			61	
普通经	建設事	業費	1	72,3	344	2,4	64,2	285		25,38	31		1,4	37			-	2,663,447	2,222,791	82	8,381	1,0	95,5	42	29	98,868	440,656	5
補具	助事	業費	1	12,4	194	1,9	30,1	166		14,16	7			3			_	2,056,831	1,812,873	82	8,004	7.	55,8	84	22	28,98	243,958	3
単語	独事	業費		59,8	350	5	34,1	119		11,21	3		1,4	34			-	606,616	409,918		378	3	39,6	58	(	59,882	196,698	3
災害復	夏旧事	業費		3,9	949	1	61,3	333		50,10	)2		3	72			-	215,757	159,321	9	3,380		14,4	54	į	51,48	56,436	5
そ	の	他		į	521	2	77,3	315		13,01	0		7,1	36			17	297,998	230,041	9	3,954		38,6	92	(	97,39!	67,957	7
合		計	1	76,8	314	2,9	02,9	939		88,49	3		8,9	45			73	3,177,264	2,612,154	1,01	5,715	1,1	48,6	88	44	17,75°	565,110	)

# 第10表 歳入決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

			<del>ग</del>	成 24	年	 度					]	 比		較		
区	分							平成23年 純 計			増	減	率	前年	丰度増減	或率
		都道府	県	市町	村	純計	額	#G B1		増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
地方	ī 税	16,116,742	31.6	18,344,018	32.7	34,460,760	34.5	34,171,416	34.1	289,344	2.4	△ 0.5	0.8	△ 1.2	0.3	△ 0.4
地 方 譲	逐 与 税	1,830,934	3.6	440,546	0.8	2,271,480	2.3	2,169,911	2.2	101,569	7.5	△ 5.5	4.7	6.9	△ 2.0	4.9
地方特例	交付金	50,987	0.1	76,480	0.1	127,467	0.1	364,020	0.4	△ 236,553	△ 64.5	△ 65.3	△ 65.0	△ 8.3	△ 2.7	△ 5.0
地方交	を 付 税	9,317,127	18.3	8,972,699	16.0	18,289,826	18.3	18,752,268	18.7	△ 462,442	△ 3.9	△ 0.9	△ 2.5	10.6	7.4	9.1
市町村たばこ税	鄒道府県交付金	1,270	0.0	-	-	-	-	-	-	_	△ 47.0	_	_	291.2	_	_
利 子 割	交 付 金	_	-	57,259	0.1	-	-	-	-	_	_	△ 11.3	_	_	△ 16.1	_
配当割	交 付 金	-	-	41,391	0.1	-	-	-	-	_	-	5.0	-	-	18.5	-
株式等譲渡所	行割交付金	-	-	11,080	0.0	-	-	-	-	_	-	12.3	_	-	△ 17.2	-
地方消費	税交付金	-	-	1,265,569	2.3	-	-	-	_	_	-	0.0	_	-	△ 0.5	-
ゴルフ場利	用税交付金	-	-	35,371	0.1	-	-	-	_	_	-	△ 0.6	_	-	△ 7.4	-
特別地方消	費税交付金	_	-	1	0.0	-	-	-	-	_	_	△ 0.0	_	_	△ 50.0	_
自動車取得	<sup></sup> 税交付金	-	-	146,414	0.3	-	-	-	-	_	-	27.0	-	-	△ 16.6	-
軽油引取	税交付金	_	-	127,083	0.2	-	-	-	_	_	_	4.3	-	_	1.1	_
小 計 (-	一般財源)	27,317,060	53.6	29,517,911	52.6	55,149,533	55.2	55,457,615	55.4	△ 308,082	0.1	△ 1.0	△ 0.6	3.2	2.1	2.8
分 担 金、	負担金	308,910	0.6	658,941	1.2	597,815	0.6	577,386	0.6	20,429	3.1	4.6	3.5	△ 5.0	7.8	8.4
使用料、	手数料	644,711	1.3	1,370,755	2.4	2,015,466	2.0	2,008,751	2.0	6,715	△ 0.8	0.9	0.3	△ 1.8	△ 1.1	△ 1.3
国庫支	出 金	6,583,149	12.9	8,876,157	15.8	15,459,306	15.5	15,961,503	16.0	△ 502,197	△ 15.6	8.7	△ 3.1	24.7	2.3	12.1
交通安全対策	特別交付金	39,245	0.1	28,560	0.1	67,805	0.1	68,893	0.1	△ 1,088	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.6	△ 2.5	△ 2.3	△ 2.5
都道府県	支出金	_	-	3,436,879	6.1	-	-	-	_	_	_	2.3	_	_	12.3	_
財 産	収 入	213,765	0.4	365,067	0.7	578,833	0.6	528,249	0.5	50,584	7.0	11.1	9.6	△ 13.1	△ 8.3	△ 10.2
寄 降	金	35,675	0.1	64,453	0.1	100,027	0.1	174,077	0.2	△ 74,050	△ 63.8	△ 15.4	△ 42.5	293.2	26.3	105.0
繰	金	2,232,594	4.4	1,439,907	2.6	3,672,500	3.7	3,420,824	3.4	251,676	△ 6.4	39.0	7.4	2.9	2.5	2.8
繰起	金	1,161,494	2.3	1,648,155	2.9	2,809,649	2.8	2,497,658	2.5	311,991	19.7	7.9	12.5	38.5	11.8	20.8
諸  収	入	5,226,943	10.3	2,638,991	4.7	7,054,015	7.1	7,614,421	7.6	△ 560,406	△ 3.3	△ 4.7	△ 7.4	2.7	△ 2.5	△ 0.3
地方	ī 債	7,173,683	14.1	5,194,526	9.3	12,337,932	12.4	11,760,270	11.8	577,662	2.2	8.7	4.9	△ 10.1	△ 7.8	△ 9.3
特別区財政	調整交付金	_	-	905,047	1.6	-	-	_	_	_	_	2.1	_	_	2.2	-
歳入	合 計	50,937,229	100.0	56,145,351	100.0	99,842,882	100.0	100,069,646	100.0	△ 226,764	△ 2.3	2.5	△ 0.2	4.2	1.7	2.6

<sup>(</sup>注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

# 第10表 歳入決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

区		分			歳入	夬 算 額					指	数		
	:	<i>ח</i>	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19	20	21	22	23	24
地	方	税	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	100	98	87	85	85	86
地方	譲与	税	714,562	678,826	1,296,551	2,069,189	2,169,911	2,271,480	100	95	181	290	304	318
地方特	寺例交付	付金	311,983	539,108	462,011	383,165	364,020	127,467	100	173	148	123	117	41
地方	交付	税	15,202,745	15,406,082	15,820,237	17,193,551	18,752,268	18,289,826	100	101	104	113	123	120
/l\=+ /	(一般則	+次四/	56.496.106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55.149.533	100	99	93	96	98	98
7、11、	(一加又只	]//示/	50,490,100	50,102,542	52,/61,/55	55,902,255	55,457,615	55,149,555	100	99	95	90	90	90
分担金	金、負担	担金	508,068	525,091	551,112	532,709	577,386	597,815	100	103	108	105	114	118
使用料	4、手势	数料	2,372,669	2,338,657	2,306,841	2,035,765	2,008,751	2,015,466	100	99	97	86	85	85
国庫	支出	金	10,336,486	11,689,000	16,839,119	14,305,191	16,030,396	15,527,112	100	113	163	138	155	150
繰	入	金	2,468,075	2,000,841	2,772,873	3,328,352	3,420,824	3,672,500	100	81	112	135	139	149
繰	越	金	2,210,802	1,926,621	2,398,888	2,067,379	2,497,658	2,809,649	100	87	109	94	113	127
地	方	債	9,584,445	9,922,067	12,396,036	12,969,520	11,760,270	12,337,932	100	104	129	135	123	129
そ	の	他	7,204,746	7,628,641	8,339,073	8,310,350	8,316,746	7,732,875	100	106	116	115	115	107
歳 .	入合	計	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	100	101	108	107	110	109

(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

(単位 %)

区	分		————— 決	算額	構成上	t				増源	或 率		
	/)	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
地	方 税	44.2	42.9	35.8	35.2	34.1	34.5	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8
地方	譲与税	0.8	0.7	1.3	2.1	2.2	2.3	△ 80.8	△ 5.0	91.0	59.6	4.9	4.7
地方特	例交付金	0.3	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1	△ 61.8	72.8	△ 14.3	△ 17.1	△ 5.0	△ 65.0
地方	交付税	16.7	16.7	16.1	17.6	18.7	18.3	△ 5.0	1.3	2.7	8.7	9.1	△ 2.5
	+0.0.1\m)	40.0	44.4	4									
小計 (-	一般財源)	62.0	60.9	53.6	55.3	55.4	55.2	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6
分担金	念、負担金	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	△ 1.4	3.4	5.0	△ 3.3	8.4	3.5
使用料	4、手数料	2.6	2.5	2.3	2.1	2.0	2.0	△ 1.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 11.8	△ 1.3	0.3
国庫	支 出 金	11.3	12.7	17.1	14.7	16.0	15.6	△ 1.8	13.1	44.1	△ 15.0	12.1	△ 3.1
繰	入 金	2.7	2.2	2.8	3.4	3.4	3.7	23.1	△ 18.9	38.6	20.0	2.8	7.4
繰	越 金	2.4	2.1	2.4	2.1	2.5	2.8	5.7	△ 12.9	24.5	△ 13.8	20.8	12.5
地	方 債	10.5	10.8	12.6	13.3	11.8	12.4	△ 0.4	3.5	24.9	4.6	△ 9.3	4.9
そ	の他	7.9	8.2	8.6	8.6	8.3	7.7	△ 1.6	5.9	9.3	△ 0.3	0.1	△ 7.0
歳 2	信合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2

第11表 団体種類別歳入の状況

		区分		地方税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金	地 方 交 付 税	国 庫支出金	都道府県支 出 金	地方債	その他	歳入合計
		政令指定者	郭 市	48,753	824	4,677	177	7,175	21,387	4,715	13,836	23,113	124,657
		中 核	市	24,835	486	1,885	105	7,814	10,697	3,224	5,934	7,853	62,833
	平	特 例	市	15,546	272	1,181	78	3,959	5,313	2,259	3,360	4,873	36,841
	成	都	市	71,171	1,967	6,118	304	48,231	35,160	16,550	21,339	28,422	229,262
	24	中 都	市	36,935	759	2,938	165	13,438	15,039	7,214	8,567	11,986	97,041
決		小 都	市	34,237	1,208	3,180	138	34,793	20,121	9,336	12,772	16,435	132,220
大	年	H H T	村	13,915	705	1,373	51	22,549	9,569	5,476	5,835	8,987	68,460
	度	町村 (1万人		10,867	452	1,053	45	12,820	6,937	3,522	3,806	5,860	45,362
算		町村 (1万人:		3,048	253	320	6	9,729	2,632	1,954	2,029	3,127	23,098
	_	合	計	174,220	4,255	15,235	715	89,727	82,126	32,224	50,304	73,247	522,053
-		政令指定		48,021	836	4,462	492	7,257	21,049	4,612	13,158	21,548	121,435
額	平	中 核	市	25,296	501	1,894	259	8,241	10,788	3,375	5,794	7,834	63,982
(億円)	i .	特例	市	15,950	314	1,177	197	3,819	5,571	2,290	3,008	4,619	36,945
	成	都	市	71,901	2,097	6,044	885	48,644	31,084	16,001	19,143	26,315	222,114
	23	中都	市	37,421	815	2,922	434	13,764	14,331	6,932	7,946	11,387	95,952
	年	小都	市	34,479	1,282	3,123	451	34,880	16,753	9,069	11,197	14,928	126,162
			村	14,133	755	1,352	210	22,585	6,759	5,221	5,287	8,270	64,572
	度	町村 (1万人		11,071	487	1,042	157	13,125	4,780	3,399	3,514	5,261	42,836
		町村 (1万人)		3,062	268	310 <b>14,929</b>	52	9,460 <b>90,546</b>	1,979	1,822	1,774	3,009	21,736
		合   政 令 指 定 都	計四市	<b>175,300</b> 28.0	<b>4,503</b> 19.4	30.7	<b>2,042</b> 24.7	<b>90,546</b> 8.0	<b>75,250</b> 26.0	<b>31,501</b> 14.6	<b>46,391</b> 27.5	<b>68,586</b> 31.6	<b>509,048</b> 23.9
		以节指定で	口 市	14.3	19.4	12.4	14.7	8.0	13.0	10.0	11.8	10.7	12.0
	平	中   核   特   例	市	8.9	6.4	7.8	10.9	4.4	6.5	7.0	6.7	6.7	7.1
	i .	都	市	40.9	46.2	40.2	42.5	53.8	42.8	51.4	42.4	38.8	43.9
	成	中都	市	21.2	17.8	19.3	23.1	15.0	18.3	22.4	17.0	16.4	18.6
	24	小都	市	19.7	28.4	20.9	19.4	38.8	24.5	29.0	25.4	22.4	25.3
構	年		村	8.0	16.6	9.0	7.2	25.1	11.7	17.0	11.6	12.3	13.1
1#3	度	""   町村 (1万人.		6.2	10.6	6.9	6.3	14.3	8.4	10.9	7.6	8.0	8.7
	反	町村 (1万人		1.7	5.9	2.1	0.9	10.8	3.2	6.1	4.0	4.3	4.4
成		合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		政令指定者		27.4	18.6	29.9	24.1	8.0	28.0	14.6	28.4	31.4	23.9
LI2		中核				1							
比	平		市	14.4	11.1	12.7	12.7	9.1	14.3	10.7	12.5	11.4	12.61
0/	++		市市	14.4 9.1	11.1 7.0	12.7 7.9	12.7 9.6	9.1 4.2	14.3 7.4	10.7 7.3	12.5 6.5	11.4 6.7	12.6 7.3
%	l ' l	特 例	市	9.1	7.0	7.9	9.6	4.2	7.4	7.3	6.5	6.7	7.3
%	成			9.1 41.0					7.4 41.3	7.3 50.8			7.3 43.6
%	l ' l	特 例	市市	9.1	7.0 46.6 18.1	7.9 40.5	9.6 43.3	4.2 53.7	7.4 41.3 19.0	7.3 50.8 22.0	6.5 41.3	6.7 38.4	7.3
%	成	特 例 都 中 都	市市市市	9.1 41.0 21.3	7.0 46.6	7.9 40.5 19.6	9.6 43.3 21.3	4.2 53.7 15.2	7.4 41.3	7.3 50.8	6.5 41.3 17.1	6.7 38.4 16.6	7.3 43.6 18.8
%	成23	特 例 都 中 都 小 都	市市市市村	9.1 41.0 21.3 19.7	7.0 46.6 18.1 28.5	7.9 40.5 19.6 20.9	9.6 43.3 21.3 22.1	4.2 53.7 15.2 38.5	7.4 41.3 19.0 22.3	7.3 50.8 22.0 28.8	6.5 41.3 17.1 24.1	6.7 38.4 16.6 21.8	7.3 43.6 18.8 24.8
%)	成 23 年	特 都 中 都 小 都 町	市市市市村以上	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7
%)	成 23 年	特 例 都 中 都 小 都 町 町村(1万人	市市市市村以上	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4
%)	成 23 年	特 例 都 中 都 小 都 町 町村(1万人 町村(1万人	市市市市村上渕計	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222
	23 年 度	特 例 都 中 小 町 町村 (1万人) 合 介 指 核	市市市市村上渕計	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0 $\triangle$ 12 $\triangle$ 15	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 <b>100.0</b>	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149
	成 23 年	特 例 都 中 小 都 町村 (1万人) 合	市市市市村上満計市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0 $\triangle$ 12 $\triangle$ 15 $\triangle$ 42	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 <b>100.0</b>	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0 103 △ 151 △ 31	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222
#	23 年 度	特 例 都 中 小 町 町村 (1万人) 合 介 指 核 中 核	市市市市村上満計市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0 $\triangle$ 12 $\triangle$ 15 $\triangle$ 42 $\triangle$ 130	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0 103 △ 151 △ 31 549	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △1,149 △104 7,148
#	23 年 度	特都 中小 町町町村(1万人) 合政中特都 中 都都 和 万万人 管 移例 都 都 の の の の の の の の の の の の の の の の の	市市市市村上灣計市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0 △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16	9.6 43.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2.196 621	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △1,149 △104 7,148 1,089
出	23 年 度	特	市市市市村上) 満計市市市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0 △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57	9.6 43.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058
<b>井</b> 派	成 23 年 度 曽 域 頂	特都     町     合政中特都     町町町       中小     村村村     指核例       都都     万人     定       場別     都都	(市市市市村)))))))))))))))))))))))))))))))))	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 \$\triangle 461 \$\triangle 404 \$\triangle 730 \$\triangle 486 \$\triangle 242 \$\triangle 218	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888
<b>井</b> 派	成 23 年 度 曽 域 頂	特都     町     合政中特都     町       町町     合政中特都     町       村村     指核例     都都       万人     大       17     大       18     大       19     大       10     大       10     大       10     大       11     大       12     大       12     大       13     大       14     大       15     大       16     大       17     大       18     大       19     大       10     大	以未 「鄒 以未 「別市市市市市村」) 「市市市市村」)	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 \$\triangle 461 \$\triangle 404 \$\triangle 730 \$\triangle 486 \$\triangle 242 \$\triangle 218 \$\triangle 204	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0 103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526
出	成 23 年 度 曽 域 頂	特都     町     合政中特都     町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	以未   鄒 以未   切木   小市市市村上満計 市市市市市村上満	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362
<b>井</b> 派	成 23 年 度 曽 域 頂	特都     町     合政中特都     町       中小     町町     令     中小     町町       大人     七     11万万       大人     七     11万万人       大人     11万人       大人	以未 「鄒 以末 市市市市村上満計	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15 △ 248	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005
<b>井</b> 派	成 23 年 度 曽 域 頂	特都     町     合政中特都     町     合政中特都       中小     町町     令     中小     町町       付     10     1     1     1       大     七     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1       大     1     1     1     1     1     1     1       大     2     1 <td>以未 「鄒 以未 「鄒市市市市村上満計市</td> <td>9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5</td> <td>7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15 △ 248 △ 1.4</td> <td>7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8</td> <td>9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0</td> <td>4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1</td> <td>7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876</td> <td>7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723</td> <td>6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913</td> <td>6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661</td> <td>7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7</td>	以未 「鄒 以未 「鄒市市市市村上満計市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15 △ 248 △ 1.4	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7
」 対 済 客 (位F/	. 成 23 年 度 曽 域 頃 (意写)	特都     町     合政中特都     町     合政中特都       中小     町町     令     中小     町町       大人     で     100     指核       大人     で     100     日本       大人     100     日本     100     日本       大人     100     日本     100     日本     100     日本       大人     100     日本     100     日本     100     日本	以未 鄒   以未 鄒市市市市村上満計市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15 △ 248  △ 1.4 △ 3.0	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876  1.6 △ 0.8	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723  2.2 △ 4.5	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 ∠7 △ 1.8
<b>井</b> 派	. 成 23 年 度 曽 域 頃 (意写)	特都 町 合政中特都 町 合政中特 の	以未 「鄒 以未 「鄒 下市市村上満計市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  △ 12 △ 15 △ 42 △ 130 △ 56 △ 74 △ 50 △ 35 △ 15 △ 248  △ 1.4 △ 3.0 △ 13.4	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876  1.6 △ 0.8 △ 4.6	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723  2.2 △ 4.5 △ 1.4	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005  2.7 △ 1.8 △ 0.3
井 泳 客 (位F)	. 成 23 年 度 曽 減 頂 (意中) 曽	特都 町 合政中特都 町 合政中特都の小 町町 令 中小 町町 令 11(1) 指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 で	以未 鄒 以未 鄒市市市市村上満計市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080  1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 15 42 130 56 74 50 35 15 248 1.4 3.0 4.3.0 4.3.4 6.2	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005  2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2
井 泳 客 (位F)	. 成 23 年 度 曽 域 頃 (意写)	特都     町     合政中特都     町     合政中特都       中小     町町     令     中小     町町     令       中     村村     令     中     十       財     村村     行     指     核     例       都     万万     定     大     で       日     日     日     日     日     日       日     日     日     日     日     日     日       日     日     日     日     日     日     日     日       日<	以未 「鄒 以未 「鄒市市市市村上満計市市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080  1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876  1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005  2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1
#	. 成 2 年 度 曽 減 頃 (意見) 曽 減	特都     町     合政中特都     町     合政中特都       中小     町町     令     中小     村村     令     中小       例     都都     万万     定     定     報       の     都都     万万     定     で       の     おお     人人     で     で	以未 「鄒 以未 「鄒市市市市村上満計市市市市市市	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3 △ 0.7	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 15 15 16 15 16 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5 1.8	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0 △ 69.4	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4 △ 0.2	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876 1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9 20.1	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0 103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1 2.9	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8 14.1	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3 10.1	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005  2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1 4.8
井 泳 客 (作F)	· 成 23 年 度 曽 域 頂 (意写) 曽 域 率	特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 例 11(1) 指核例 都都 万万 定 例 都都 万万 定 例 都都 万人人 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	以未 「鄒 以未 「鄒市市市市村以満計市市市市市村	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3 △ 0.7 △ 1.5	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 12 13 15 14 130 15 15 15 248 11 130 15 15 15 16 15 16 15 16 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5 1.8 1.6	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0 △ 69.4 △ 75.7	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4 △ 0.2 △ 0.2	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876 1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9 20.1 41.6	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1 2.9 4.9	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8 14.1 10.4	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3 10.1 8.7	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1 4.8 6.0
井 泳 客 (作F)	. 成 2 年 度 曽 減 頃 (意見) 曽 減	特都     町     合政中特都     町     合政中特都     町     合政中特都     町       例     11 (1)     指核例     4     1 <t< td=""><td>以未 「鄒 以未 「鄒 以未 「鄒 以 以未 「 『 以 上</td><td>9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3 △ 0.7 △ 1.5 △ 1.8</td><td>7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 15 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18</td><td>7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5 1.8 1.6 1.1</td><td>9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0 △ 69.4 △ 75.7 △ 71.3</td><td>4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4 △ 0.2 △ 0.2 △ 2.3</td><td>7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876 1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9 20.1 41.6 45.1</td><td>7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1 2.9 4.9 3.6</td><td>6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8 14.1 10.4 8.3</td><td>6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3 10.1 8.7 11.4</td><td>7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1 4.8 6.0 5.9</td></t<>	以未 「鄒 以未 「鄒 以未 「鄒 以 以未 「 『 以 上	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3 △ 0.7 △ 1.5 △ 1.8	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 15 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5 1.8 1.6 1.1	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0 △ 69.4 △ 75.7 △ 71.3	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4 △ 0.2 △ 0.2 △ 2.3	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876 1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9 20.1 41.6 45.1	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1 2.9 4.9 3.6	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8 14.1 10.4 8.3	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3 10.1 8.7 11.4	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1 4.8 6.0 5.9
井 泳 客 (作F)	· 成 23 年 度 曽 域 頂 (意写) 曽 域 率	特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 例 11(1) 指核例 都都 万万 定 例 都都 万万 定 例 都都 万人人 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	以未 「鄒 以未 「鄒 以未 「鄒 以 以未 「 『 以 上	9.1 41.0 21.3 19.7 8.1 6.3 1.7 100.0 732 △ 461 △ 404 △ 730 △ 486 △ 242 △ 218 △ 204 △ 14 △ 1,080 1.5 △ 1.8 △ 2.5 △ 1.0 △ 1.3 △ 0.7 △ 1.5	7.0 46.6 18.1 28.5 16.8 10.8 6.0 100.0  12 12 13 15 14 130 15 15 15 248 11 130 15 15 15 16 15 16 15 16 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	7.9 40.5 19.6 20.9 9.1 7.0 2.1 100.0 215 △ 9 4 74 16 57 21 11 10 306 4.8 △ 0.5 0.3 1.2 0.5 1.8 1.6	9.6 43.3 21.3 22.1 10.3 7.7 2.6 100.0 △ 315 △ 154 △ 119 △ 581 △ 269 △ 313 △ 159 △ 112 △ 46 △ 1,327 △ 64.0 △ 59.5 △ 60.4 △ 65.6 △ 62.0 △ 69.4 △ 75.7	4.2 53.7 15.2 38.5 24.9 14.5 10.4 100.0 △ 82 △ 427 140 △ 413 △ 326 △ 87 △ 36 △ 305 269 △ 819 △ 1.1 △ 5.2 3.7 △ 0.8 △ 2.4 △ 0.2 △ 0.2	7.4 41.3 19.0 22.3 9.0 6.4 2.6 100.0 338 △ 91 △ 258 4,076 708 3,368 2,810 2,157 653 6,876 1.6 △ 0.8 △ 4.6 13.1 4.9 20.1 41.6	7.3 50.8 22.0 28.8 16.6 10.8 5.8 100.0  103 △ 151 △ 31 549 282 267 255 123 132 723 2.2 △ 4.5 △ 1.4 3.4 4.1 2.9 4.9	6.5 41.3 17.1 24.1 11.4 7.6 3.8 100.0 678 140 352 2,196 621 1,575 548 292 255 3,913 5.2 2.4 11.7 11.5 7.8 14.1 10.4	6.7 38.4 16.6 21.8 12.1 7.7 4.4 100.0 1,565 19 254 2,107 599 1,507 717 599 118 4,661 7.3 0.2 5.5 8.0 5.3 10.1 8.7	7.3 43.6 18.8 24.8 12.7 8.4 4.3 100.0 3,222 △ 1,149 △ 104 7,148 1,089 6,058 3,888 2,526 1,362 13,005 2.7 △ 1.8 △ 0.3 3.2 1.1 4.8 6.0

<sup>(</sup>注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

#### 第12表 地方税の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		平	成 24	年	度			平	成 23	年	度			Ŀ	t L	4	变	
区分													増	減	率	前年	F度増減	咸率
	都道府	「県	市町	村	合計	額	都道府	「県	市町	村	合 計	額	都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額
道府県税	14,145,587	87.8	-	-	14,145,587	41.0	13,794,040	87.7	-	-	13,794,040	40.4	2.5	-	2.5	△ 1.7	-	△ 1.7
市町村税	1,971,155	12.2	18,344,018	100.0	20,315,173	59.0	1,941,398	12.3	18,435,978	100.0	20,377,377	59.6	1.5	△ 0.5	△ 0.3	1.9	0.3	0.4
合 計	16,116,742	100.0	18,344,018	100.0	34,460,760	100.0	15,735,438	100.0	18,435,978	100.0	34,171,416	100.0	2.4	△ 0.5	0.8	△ 1.2	0.3	△ 0.4

<sup>(</sup>注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

#### その2 道府県税の収入状況(総括)

	3	平 成 24	年 度		3	平 成 23	年 度		Ŀ	上較	
区 分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	14,647,718	14,135,732	95.8	99.9	14,327,368	13,783,940	95.4	99.9	351,792	2.6	△ 1.7
(1) 法定普通税	14,622,114	14,110,128	95.8	99.7	14,307,154	13,763,725	95.4	99.8	346,403	2.5	△ 1.5
ア道府県民税	6,017,450	5,628,848	93.5	39.8	5,810,310	5,408,221	93.1	39.2	220,627	4.1	△ 1.3
(ア) 個 人 分	5,061,469	4,681,733	92.5	33.1	4,888,140	4,496,155	92.0	32.6	185,578	4.1	△ 1.6
(1) 法 人 分	840,890	832,024	98.9	5.9	795,583	785,479	98.7	5.7	46,545	5.9	3.6
り 利 子 割	115,091	115,091	100.0	0.8	126,588	126,587	100.0	0.9	△ 11,496	△ 9.1	△ 15.7
イ 事 業 税	2,567,511	2,531,277	98.6	17.9	2,463,326	2,419,689	98.2	17.5	111,588	4.6	△ 0.7
② 個 人 分	187,724	177,618	94.6	1.3	191,260	179,311	93.8	1.3	△ 1,693	△ 0.9	△ 2.6
(1) 法 人 分	2,379,787	2,353,658	98.9	16.6	2,272,066	2,240,378	98.6	16.2	113,280	5.1	△ 0.6
ウ地方消費税	2,551,109	2,551,109	-	18.0	2,550,334	2,550,334	-	18.5	775	0.0	△ 3.5
⑦ 譲 渡 割	1,910,111	1,910,111	-	13.5	1,936,362	1,936,362	_	14.0	△ 26,251	△ 1.4	△ 6.7
(1) 貨物割	640,998	640,998	-	4.5	613,972	613,972	_	4.5	27,026	4.4	8.4
工 不動産取得税	366,193	335,563	91.6	2.4	376,730	341,526	90.7	2.5	△ 5,963	△ 1.7	△ 9.9
オ 道府県たばこ税	288,934	288,934	100.0	2.0	293,348	293,347	100.0	2.1	△ 4,413	△ 1.5	14.5
カ ゴルフ場利用税	51,047	50,670	99.3	0.4	51,216	50,623	98.8	0.4	47	0.1	△ 7.4
キ 自動車取得税	210,481	210,432	100.0	1.5	167,807	167,793	100.0	1.2	42,639	25.4	△ 12.4
ク軽油引取税	938,429	924,662	98.5	6.5	943,801	931,506	98.7	6.8	△ 6,844	△ 0.7	1.5
コ 自 動 車 税	1,628,269	1,585,966	97.4	11.2	1,646,739	1,597,169	97.0	11.6	△ 11,203	△ 0.7	△ 1.1
サ 鉱 区 税	392	368	93.9	0.0	410	386	94.1	0.0	△ 18	△ 4.7	△ 1.8
ケ固定資産税	2,298	2,298	100.0	0.0	3,131	3,131	100.0	0.0	△ 833	△ 26.6	△ 39.7
(2) 法定外普通税	25,604	25,604	100.0	0.2	20,215	20,215	100.0	0.1	5,389	26.7	△ 50.0
2 目 的 税	10,105	9,656	95.6	0.1	10,225	9,768	95.5	0.1	△ 112	△ 1.1	△ 0.9
(1) 法定目的税	1,685	1,685	100.0	0.0	1,779	1,779	100.0	0.0	△ 94	△ 5.3	△ 4.9
ア狩猟税	1,685	1,685	100.0	0.0	1,779	1,779	100.0	0.0	△ 94	△ 5.3	△ 4.9
(2) 法定外目的税	8,421	7,972	94.7	0.1	8,446	7,989	94.6	0.1	△ 17	△ 0.2	0.0
3 旧法による税	3,820	198	5.2	0.0	5,868	332	5.7	0.0	△ 134	△ 40.4	△ 23.1
合 計	14,661,644	14,145,587	95.7	100.0	14,343,461	13,794,040	95.3	100.0	351,547	2.5	△ 1.7

<sup>(</sup>注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成24年度1,971,155百万円、平成23年度1,941,398百万円)を控除した額である。その3において同じ。 2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。 3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

# 第12表 地方税の状況 (つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

		平	成 24	4 年 度		平	成 23	3 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	税	うち法人( 及び法人)		道府県	锐	うち法人信		道府県	税	うち法人 及び法人		地方税の 歳入に占 める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成24 年度)
	愛知県	938,569	6.6	221,727	7.0	906,211	6.6	203,068	6.7	32,358	3.6	18,659	9.2	43.7
B4 76 4	神奈川県	1,017,495	7.2	197,851	6.2	997,845	7.2	190,712	6.3	19,650	2.0	7,139	3.7	52.7
財政力 指数が 0.7以上	東京都	2,285,926	16.2	799,107	25.1	2,208,362	16.0	742,109	24.5	77,564	3.5	56,998	7.7	68.3
1.0未満の団体	千葉県	638,179	4.5	106,689	3.3	626,161	4.5	99,868	3.3	12,018	1.9	6,821	6.8	39.6
9 6 17	埼玉県	711,642	5.0	115,913	3.6	692,737	5.0	109,424	3.6	18,905	2.7	6,489	5.9	43.6
	大阪府	993,623	7.0	278,040	8.7	970,208	7.0	268,714	8.9	23,415	2.4	9,326	3.5	35.7
(6団体)	(小計)	6,585,434	46.6	1,719,327	54.0	6,401,523	46.4	1,613,897	53.3	183,911	2.9	105,430	6.5	52.4
	静岡県	437,027	3.1	95,333	3.0	427,610	3.1	91,301	3.0	9,417	2.2	4,032	4.4	38.7
	茨城県	332,809	2.4	66,450	2.1	322,412	2.3	61,384	2.0	10,397	3.2	5,066	8.3	29.3
	兵 庫 県	574,192	4.1	110,188	3.5	565,021	4.1	108,935	3.6	9,171	1.6	1,253	1.2	28.1
	福岡県	501,736	3.5	101,079	3.2	489,782	3.6	97,557	3.2	11,954	2.4	3,522	3.6	30.8
0.5以上	京都府	259,349	1.8	53,256	1.7	263,236	1.9	59,214	2.0	△ 3,887	△ 1.5	△ 5,958	△10.1	28.5
0.7未満の団体	栃木県	228,210	1.6	44,325	1.4	220,955	1.6	41,375	1.4	7,255	3.3	2,950	7.1	29.4
99 E IF	群馬県	213,282	1.5	41,768	1.3	209,689	1.5	40,660	1.3	3,593	1.7	1,108	2.7	28.4
	広島県	297,092	2.1	63,258	2.0	294,054	2.1	62,010	2.0	3,038	1.0	1,248	2.0	33.0
	三重県	206,775	1.5	40,204	1.3	205,900	1.5	41,794	1.4	875	0.4	△ 1,590	△ 3.8	29.5
	滋賀県	147,303	1.0	31,672	1.0	149,076	1.1	35,740	1.2	△ 1,773	△ 1.2	△ 4,068	△11.4	30.6
	宮城県	257,812	1.8	64,695	2.0	226,456	1.6	47,873	1.6	31,356	13.8	16,822	35.1	13.0
(11団体)	(小計)	3,455,587	24.4	712,228	22.4	3,374,190	24.5	687,842	22.7	81,397	2.4	24,386	3.5	27.8
	岐阜県	214,850	1.5	40,253	1.3	210,275	1.5	39,644	1.3	4,575	2.2	609	1.5	28.5
	岡山県	192,158	1.4	37,194	1.2	191,108	1.4	38,532	1.3	1,050	0.5	△ 1,338	△ 3.5	27.5
0.4以上	長野県	215,446	1.5	38,618	1.2	212,387	1.5	38,152	1.3	3,059	1.4	466	1.2	25.5
0.5未満の団体	香川県	107,928	0.8	25,541	0.8	104,857	0.8	24,033	0.8	3,071	2.9	1,508	6.3	24.9
ジュア	石川県	127,077	0.9	27,057	0.8	123,381	0.9	25,852	0.9	3,696	3.0	1,205	4.7	22.3
	富山県	118,014	0.8	23,356	0.7	118,179	0.9	25,236	0.8	△ 165	△ 0.1	△ 1,880	△ 7.4	21.1
	福島県	204,231	1.4	45,392	1.4	190,512	1.4	36,491	1.2	13,719	7.2	8,901	24.4	11.4
(7団体)	(小 計)	1,179,706	8.3	237,411	7.5	1,150,700	8.3	227,939	7.5	29,006	2.5	9,472	4.2	20.9

#### 第12表 地方税の状況(つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

		平	成 24	4 年 度		並	成 23	3 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	税	うち法人( 及び法人)		道府県	税	うち法人( 及び法人)		道府県	税	うち法人 及び法人		地方税の 歳入に占 める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成 24 年度)
	山口県	140,717	1.0	28,398	0.9	140,936	1.0	28,135	0.9	△ 219	△ 0.2	263	0.9	21.4
	奈良県	117,606	0.8	14,590	0.5	116,886	0.8	14,735	0.5	720	0.6	△ 145	△ 1.0	25.2
	新潟県	238,708	1.7	49,757	1.6	232,484	1.7	44,845	1.5	6,224	2.7	4,912	11.0	18.4
	愛媛県	127,734	0.9	27,645	0.9	128,151	0.9	27,986	0.9	△ 417	△ 0.3	△ 341	△ 1.2	21.1
	北海道	540,196	3.8	85,062	2.7	532,137	3.9	79,485	2.6	8,059	1.5	5,577	7.0	21.9
0.3以上	福井県	97,903	0.7	21,072	0.7	91,041	0.7	22,174	0.7	6,862	7.5	△ 1,102	△ 5.0	21.5
の団体	山梨県	92,999	0.7	21,874	0.7	92,924	0.7	22,208	0.7	75	0.1	△ 334	△ 1.5	19.2
	熊本県	154,248	1.1	25,525	0.8	152,123	1.1	25,498	0.8	2,125	1.4	27	0.1	20.1
	大分県	105,695	0.7	18,877	0.6	104,593	0.8	18,894	0.6	1,102	1.1	△ 17	△ 0.1	18.6
	山形県	104,202	0.7	17,960	0.6	99,415	0.7	15,607	0.5	4,787	4.8	2,353	15.1	17.7
	青森県	135,906	1.0	19,156	0.6	131,209	1.0	17,670	0.6	4,697	3.6	1,486	8.4	18.5
	佐賀県	77,666	0.5	14,254	0.4	76,597	0.6	14,718	0.5	1,069	1.4	△ 464	△ 3.2	17.5
(12団体)	(小 計)	1,933,581	13.7	344,168	10.8	1,898,496	13.8	331,954	11.0	35,085	1.8	12,214	3.7	20.3
	和歌山県	85,828	0.6	14,991	0.5	84,993	0.6	16,000	0.5	835	1.0	△ 1,009	△ 6.3	14.7
	宮崎県	94,534	0.7	15,774	0.5	93,560	0.7	15,886	0.5	974	1.0	△ 112	△ 0.7	16.8
	長崎県	110,549	0.8	19,355	0.6	109,856	0.8	19,188	0.6	693	0.6	167	0.9	15.9
	岩手県	121,952	0.9	22,228	0.7	112,790	0.8	16,767	0.6	9,162	8.1	5,461	32.6	10.0
	鹿児島県	135,104	1.0	21,780	0.7	132,467	1.0	21,296	0.7	2,637	2.0	484	2.3	17.0
0.3未満の団体	徳島県	76,923	0.5	17,521	0.5	73,344	0.5	14,970	0.5	3,579	4.9	2,551	17.0	16.0
	沖縄県	102,105	0.7	18,331	0.6	98,838	0.7	17,492	0.6	3,267	3.3	839	4.8	15.2
	秋田県	90,512	0.6	13,705	0.4	88,548	0.6	12,933	0.4	1,964	2.2	772	6.0	14.5
	鳥取県	50,824	0.4	8,437	0.3	50,483	0.4	8,536	0.3	341	0.7	△ 99	△ 1.2	14.5
	高知県	60,471	0.4	8,544	0.3	61,531	0.4	9,728	0.3	△ 1,060	△ 1.7	△ 1,184	△ 12.2	13.8
	島根県	62,475	0.4	11,881	0.4	62,722	0.5	11,428	0.4	△ 247	△ 0.4	453	4.0	11.6
(11団体)	(小計)	991,278	7.0	172,547	5.4	969,130	7.0	164,224	5.4	22,148	2.3	8,323	5.1	14.2
全 国	<b>a</b> = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	14,145,587	100.0	3,185,682	100.0	13,794,040	100.0	3,025,857	100.0	351,547	2.5	159,825	5.3	31.6

<sup>(</sup>注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。 2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

入

#### 第12表 地方税の状況(つづき)

その4 市町村税 (単位 百万円・%)

	Σ	区成 24 :	年 度		Σ	严成 23 :	年 度		比	較	
区分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	19,906,408	18,726,659	94.1	92.2	20,035,090	18,748,025	93.6	92.0	△ 21,366	△ 0.1	0.4
(1) 法定普通税	19,904,906	18,725,272	94.1	92.2	20,033,614	18,746,650	93.6	92.0	△ 21,378	△ 0.1	0.4
ア市町村民税	9,662,158	9,070,771	93.9	44.7	9,338,067	8,698,342	93.1	42.7	372,429	4.3	△ 0.6
⑦ 個人均等割	195,053	180,052	92.3	0.9	195,811	179,217	91.5	0.9	835	0.5	△ 0.1
(イ) 所 得 割	7,299,329	6,762,066	92.6	33.3	7,089,162	6,508,379	91.8	31.9	253,687	3.9	△ 1.6
(ウ) 法人均等割	425,832	413,617	97.1	2.0	426,110	412,987	96.9	2.0	630	0.2	0.1
口 法 人 税 割	1,741,944	1,715,035	98.5	8.4	1,626,984	1,597,759	98.2	7.8	117,276	7.3	3.7
イ 固定資産税	9,141,867	8,580,408	93.9	42.2	9,583,833	8,965,898	93.6	44.0	△385,490	△ 4.3	0.1
(ア) 純固定資産税	9,050,503	8,489,044	93.8	41.8	9,487,099	8,869,164	93.5	43.5	△380,120	△ 4.3	0.0
土 地	3,617,246	3,399,016	94.0	16.7	3,672,582	3,436,470	93.6	16.9	△ 37,454	△ 1.1	△ 1.1
家屋	3,806,904	3,551,372	93.3	17.5	4,159,962	3,868,179	93.0	19.0	△316,807	△ 8.2	2.3
償 却 資 産	1,626,352	1,538,656	94.6	7.6	1,654,555	1,564,516	94.6	7.7	△ 25,860	△ 1.7	△ 2.7
分交 付金	91,364	91,364	100.0	0.4	96,734	96,734	100.0	0.5	△ 5,370	△ 5.6	0.4
ウ軽自動車税	202,773	184,272	90.9	0.9	199,849	180,370	90.3	0.9	3,902	2.2	1.6
エ 市町村たばこ税	887,136	887,112	100.0	4.4	899,493	899,464	100.0	4.4	△ 12,352	△ 1.4	14.2
才 鉱 産 税	1,979	1,979	100.0	0.0	1,889	1,889	100.0	0.0	90	4.8	7.7
力 特別土地保有税	8,992	731	8.1	0.0	10,484	687	6.6	0.0	44	6.4	△ 76.5
② 法定外普通税	1,502	1,386	92.3	0.0	1,476	1,374	93.1	0.0	12	0.9	△ 2.3
2 目 的 税	1,659,378	1,588,514	95.7	7.8	1,708,332	1,629,351	95.4	8.0	△ 40,837	△ 2.5	1.3
(1) 法定目的税	1,657,973	1,587,109	95.7	7.8	1,706,353	1,627,375	95.4	8.0	△ 40,266	△ 2.5	1.2
ア入湯税	23,081	21,799	94.4	0.1	22,011	20,863	94.8	0.1	936	4.5	△ 6.6
イ 事 業 所 税	351,804	349,796	99.4	1.7	341,238	338,988	99.3	1.7	10,808	3.2	2.9
ウ都市計画税	1,283,058	1,215,485	94.7	6.0	1,343,069	1,267,491	94.4	6.2	△ 52,006	△ 4.1	1.0
工水利地益税	30	29	96.7	0.0	35	33	94.3	0.0	△ 4	△ 12.1	△ 2.9
(2) 法定外目的税	1,405	1,405	100.0	0.0	1,979	1,976	99.8	0.0	△ 571	△ 28.9	12.8
3 旧法による税	1	1	100.0	0.0	1	1	100.0	0.0	Δ 0	△ 0.0	△ 75.0
合 計	21,565,787	20,315,173	94.2	100.0	21,743,423	20,377,377	93.7	100.0	△ 62,204	△ 0.3	0.4

<sup>(</sup>注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成24年度1,971,155百万円、平成23年度1,941,398百万円)を加算した額である。

#### 第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平成2	4年度	平成2	3年度	比較			
分 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
石油価格調整税	1	986	1	994	_	△ 8		
核 燃料 税	11	7,968	11	3,995	_	3,973		
核燃料物質等取扱税	1	16,045	1	14,618	_	1,427		
核 燃 料 等 取 扱 税	1	603	1	605	_	△ 2		
臨 時 特 例 企 業 税	1	2	1	3	_	△ 1		
合 計	15	25,604	15	20,215	_	5,389		

<sup>(</sup>注) 平成24年度の臨時特例企業税は、法人税の修正申告等による更正のみとなっている。

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	369	1	383	_	△ 14
砂利採取税	2	5	2	12	_	△ 7
別 荘 等 所 有 税	1	555	1	550	_	5
山 砂 利 採 取 税	-	_	1	3	△ 1	△ 3
歴史と文化の環境税	1	65	1	63	_	2
使用済核燃料税	1	392	1	364	_	28
空港連絡橋利用税	1	_	_	_	1	-
合 計	7	1,386	7	1,374	_	12

<sup>(</sup>注) 1 平成23年度の山砂利採取税は、平成23年5月31日をもって課税期間満了となっている。 2 平成24年度の空港連絡橋利用税は、平成25年3月30日から新設されている。

#### 第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平成2	4年度	平成2	3年度	比較			
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
産 業 廃 棄 物 税	21	4,561	21	4,509	_	52		
宿泊稅	1	1,070	1	820	_	250		
産業廃棄物処理税	1	448	1	480	_	△ 32		
産業廃棄物埋立税	1	501	1	545	_	△ 44		
産業廃棄物処分場税	1	6	1	5	_	1		
乗 鞍 環 境 保 全 税	1	18	1	20	_	△ 2		
産業廃棄物減量税	1	318	1	452	_	△ 134		
循環資源利用促進税	1	793	1	867	_	△ 74		
資源循環促進税	1	255	1	291	_	△ 36		
合 計	29	7,972	29	7,989	_	△ 17		

#### その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	4年度	平成2	3年度	比較			
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
使用済核燃料税	1	587	1	586	_	1		
遊漁税	1	10	1	10	_	△ 0		
環 境 未 来 税	1	776	1	1,352	_	△ 576		
環 境 協 力 税	3	16	3	15	_	1		
山砂利採取税	1	16	1	13	_	3		
合 計	7	1,405	7	1,976	_	△ 571		

<sup>(</sup>注) 平成23年度の山砂利採取税は、平成23年6月1日から新設されている。

#### 第15表 超過課税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平成2	4年度	平成2	3年度	比較			
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
道府県民税個人均等割	33	19,966	31	18,530	2	1,436		
道府県民税所得割	1	2,658	1	2,470	_	188		
道府県民税法人均等割	33	9,560	31	9,367	2	193		
道府県民税法人税割	46	92,617	46	85,987	_	6,630		
事 業 税 法 人 分	8	97,418	8	91,047	_	6,371		
自 動 車 税	1	14	1	13	_	1		
合 計	_	222,232	_	207,414	_	14,818		

その2 市町村税 (単位 百万円)

		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
区分		団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市町村民	税	1,000	244,809	997	227,951	3	16,858
個 人 均 等	割	2	1,619	2	1,617	_	2
所 得	割	2	69	2	67	_	2
法人均等	割	401	15,259	401	15,416	_	△ 157
法 人 税	割	996	227,861	992	210,851	4	17,010
固定資産	税	159	34,130	162	35,756	△ 3	△ 1,626
土	地	159	10,829	162	11,156	△ 3	△ 327
家	屋	159	14,557	162	15,821	△ 3	△ 1,264
償 却 資	産	158	8,744	161	8,779	△ 3	△ 35
軽 自 動 車	税	31	679	32	729	△ 1	△ 50
鉱産	税	10	10	10	10	_	△ 0
入 湯	税	2	23	2	24	_	△ 1
旧法による	税	_	_	_	_	_	_
合 計		_	279,650	_	264,469	_	15,181

<sup>(</sup>注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(77,565百万円)を含む。

#### 第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税 (単位 %)

区分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 19 年 度	98.6	26.2	96.8
20	98.5	27.5	96.4
21	98.3	26.4	95.4
22	98.5	25.8	95.1
23	98.6	26.0	95.3
24	98.8	26.6	95. <i>7</i>

<sup>(</sup>注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税 (単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 19 年 度	98.2	19.6	93.7
20	98.1	19.5	93.6
21	98.0	19.8	93.3
22	98.2	20.6	93.3
23	98.4	21.4	93.7
24	98.6	22.5	94.2

#### 第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

		租	税	総	額		I	玉			———— 税		;	地	方		税	
区 分	合	計	直接	税	間接移	等	計		直接	税	間接利	等	計		直接	税	間接利	4等
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成4年度	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5
23	793,468	100.0	547,421	69.0	246,047	31.0	451,754	100.0	258,580	57.2	193,174	42.8	341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5
24	815,098	100.0	567,791	69.7	247,307	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,239	41.3	344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4

<sup>(</sup>注) 1 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

間接税等…直接税以外の諸税

#### 第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

	国民所得			1	税		負	担	額		租税負担率					
区分	夕口笳	指数	国税	指数	地方税	指数	地方税	の内訳	計	指数	田松	<b>小七</b> 代	地方税	の内訳	計	
	名目額 	伯奴	(A)	伯奴	(B)	伯奴	道府県税	市町 村税	(A)+(B)	旧奴	国税	地方税	道府県税	市町村税	āl	
昭和9~11年度	144	_	12	_	6	_	2	4	18	_	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9	
16	358	_	49	_	9	_	2	7	58	_	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2	
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5	
平成14年度	3,638,901	2,263	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,227	2,528	12.6	9.2	3.8	5.4	21.8	
15	3,681,009	2,289	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.3	8.9	3.7	5.2	21.2	
16	3,701,166	2,301	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.0	9.1	3.9	5.1	22.1	
17	3,741,251	2,326	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.0	9.3	4.1	5.2	23.3	
18	3,781,903	2,352	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.3	9.7	4.3	5.3	24.0	
19	3,812,392	2,371	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.8	10.6	4.9	5.7	24.4	
20	3,550,380	2,208	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.9	11.1	5.0	6.1	24.1	
21	3,443,848	2,141	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.7	10.2	4.3	6.0	21.9	
22	3,527,028	2,193	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.4	9.7	4.0	5.8	22.1	
23	3,490,563	2,170	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.9	9.8	4.0	5.8	22.7	
24	3,511,139	2,183	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.4	9.8	4.0	5.8	23.2	

<sup>(</sup>注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成14年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和16年度 以前は「国民経済計算(53SNA)」による数値であり、接続しない。 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

#### 第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

	В		本	ア	ХIJ	カ		英		玉	ド	1	ツ	フ	ラ ン	ス
区 分	国 税	地方税	合 計	連邦税	州税	合	計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国 税	地方税	승 計
昭和9~11 年度	8.5	4.4	12.9	6.0			17.3	18.1	4.5	22.6	15	5.8	22.1	18.5		
16	13.8	2.5	16.2	12.0			20.1	28.5	3.3	31.8	33	3.1				
19	22.3	1.5	23.8	19.2		.   :	24.0	38.6	2.9	41.5	42	2.2				
25	16.9	5.6	22.4	18.0		.   ;	24.8	34.3	3.1	37.4	22	2.2	25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		.   :	25.5	30.0	3.1	33.0	25	5.8	29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	3 :	26.7	26.5	3.7	30.2	24	1.5	28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8		. :	24.6	27.6	4.2	31.8	25	5.8	29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		.   :	27.5	35.3	4.5	39.7			25.5			27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.4	6.2	: :	25.2	30.7	4.8	35.5	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.1	:	25.5	34.1	5.0	39.1	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	24.0	13.2	6.3	:	23.5	36.2	5.1	41.3	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.9	6.6		25.1	36.8	3.4	40.2	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.8	9.1	23.9	14.3	6.8	3   3	25.6	36.0	1.7	37.7	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.1	9.5	23.5	16.2	6.6		27.0	38.2	1.9	40.1	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
13	13.6	9.7	23.3	15.0	6.5	; :	25.8	37.2	2.0	39.2	15.2	10.8	29.5	31.7	5.8	37.5
14	12.6	9.2	21.8	12.6	6.3	3   3	23.4	35.0	2.0	37.0	15.0	10.5	28.8	30.9	5.9	36.8
15	12.3	8.9	21.2	12.0	6.2	: :	22.9	33.9	2.1	36.0	15.0	10.4	28.6	30.1	5.9	36.0
16	13.0	9.1	22.1	12.1	6.3	3   3	23.1	34.2	2.1	36.3	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	14.0	9.3	23.3	13.5	6.6		24.8	34.7	2.2	36.9	14.2	9.9	27.6	30.7	6.8	37.5
18	14.3	9.7	24.0	14.3	6.6	) :	25.6	36.2	2.2	38.4	14.4	10.2	28.5	30.6	6.9	37.5
19	13.8	10.6	24.4	14.6	6.7	'   :	26.1	35.6	2.2	37.8	15.3	10.9	30.2	29.9	7.0	36.9
20	12.9	11.1	24.1	12.5	6.6	) :	24.0	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.7	7.1	36.8
21	11.7	10.2	21.9	10.3	6.2	: :	21.6	32.7	2.3	35.0	15.7	10.7	30.3	27.4	7.5	34.9
22	12.4	9.7	22.1	11.5	6.2	: :	22.6	34.2	2.3	36.4	14.9	9.9	28.6	29.0	6.1	35.2
23	12.9	9.8	22.7							•••						
24	13.4	9.8	23.2	•••						•••						

<sup>(</sup>注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。 2 財務省調べによる。 3 日本以外は、暦年計数である。

#### 第20表 地方譲与税の状況

	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	比		較
区 分	都道府県	市町村	≣† (A)	都道府県	市町村	≣† (B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前年度増減率
地方揮発油譲与税	147,500	135,291	282,792	148,179	134,414	282,593	199	0.1	△ 7.6
地方道路譲与税	1	0	1	1	0	1	0	0.0	0.0
特別とん譲与税	356	11,863	12,218	388	11,710	12,098	120	1.0	1.2
石油ガス譲与税	9,332	1,585	10,917	9,735	1,618	11,353	△ 436	△ 3.8	△ 8.9
自動車重量譲与税	_	280,587	280,587	_	308,050	308,050	△ 27,463	△ 8.9	△ 0.0
航空機燃料譲与税	2,805	11,219	14,024	2,615	10,459	13,074	950	7.3	△ 11.2
地方法人特別譲与税	1,670,941	_	1,670,941	1,542,742	_	1,542,742	128,199	8.3	9.0
合 計	1,830,934	440,546	2,271,480	1,703,659	466,252	2,169,911	101,569	4.7	4.9

#### 第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況 (単位 百万円・%)

			平 成 24 年 度								平成23年度		比	較	
区	Ź	े	普通交付税		特別交付税		震災復興特別交付税		計		地方交付税		増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)	前年度
			交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比	交付額(B)	構成比	(C)	× 100	増減率
都道	1 府	県	8,726,063	53.0	146,834	14.0	444,231	58.1	9,317,127	50.9	9,697,663	51.7	△ 380,536	△ 3.9	10.6
市	BJ	村	7,751,905	47.0	900,488	86.0	320,305	41.9	8,972,699	49.1	9,054,605	48.3	△ 81,906	△ 0.9	7.4
政令指定都市		都市	(650,425) 650,425	(3.9) 3.9	36,956	3.5	30,095	3.9	(717,476) 717,476	(3.9) 3.9	725,705	3.9	(△ 8,229) △ 8,229	(△ 1.1) △ 1.1	12.5
中	核	市	(707,251) 707,251	(4.3) 4.3	53,833	5.1	20,281	2.7	(781,365) 781,365	(4.3) 4.3	824,139	4.4	(△ 42,774) △ 42,774	(△ 5.2) △ 5.2	10.4
特	例	市	(353,244) 353,244	(2.1) 2.1	37,477	3.6	5,171	0.7	(395,891) 395,891	(2.2) 2.2	379,878	2.0	(16,013) 16,013	(4.2) 4.2	6.3
都		市	(4,082,238) 4,078,357	(24.8) 24.8	541,736	51.7	199,109	26.0	(4,823,083) 4,819,202	(26.4) 26.3	4,856,491	25.9	(△ 33,408) △ 37,289	(△ 0.7) △ 0.8	7.9
⊞Ţ		村	(1,958,748) 1,962,628	(11.9) 11.9	230,486	22.0	65,650	8.6	(2,254,884) 2,258,765	(12.3) 12.3	2,268,393	12.1	(△ 13,509) △ 9,628	(△ 0.6) △ 0.4	4.3
合		計	16,477,968	100.0	1,047,322	100.0	764,536	100.0	18,289,826	100.0	18,752,268	100.0	△ 462,442	△ 2.5	9.1

- (注) 1 市町村分の区分は、平成24年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成25年3月31日現在のものである。
   2 市町村分の区分中()書きの数値は、平成24年4月2日から平成25年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。
   3 調整額復元後の数値を計上している。その2~4において同じ。

#### その2 普通交付税算定状況(平成24年度)

(単位 百万円)

			į	<b>基準財政需要</b> 額	Į	į	基準財政収入額	į			普 通 交付税額	
区	5	<del>)</del>	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源超過額	財源不足額		
都道	道 府	県	18,195,278	1,948,869	20,144,147	9,469,215	1,700,539	11,169,754	△ 248,330	8,726,063	8,726,063	
市	ĦŢ	村	20,998,229	1,996,461	22,994,690	13,246,324	2,565,976	15,812,299	569,515	7,751,905	7,751,905	
政令	合指定者	都市	4,436,552	1,495,089	5,931,641	3,786,127	1,996,568	5,782,694	501,479	650,425	650,425	
中	核	市	2,584,746	0	2,584,746	1,877,495	0	1,877,495	0	707,251	707,251	
特	例	市	1,530,038	30,823	1,560,861	1,176,795	32,771	1,209,565	1,948	353,244	353,244	
都		市	9,366,422	383,931	9,750,353	5,288,065	430,136	5,718,201	46,204	4,078,357	4,078,357	
町		村	3,080,471	86,618	3,167,089	1,117,843	106,502	1,224,344	19,884	1,962,628	1,962,628	
合		計	39,193,507	3,945,330	43,138,836	22,715,538	4,266,515	26,982,053	321,185	16,477,968	16,477,968	

- (注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。 2 特別区は、財源超週団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

#### その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

			平 成 24 年 度			平 成 23 年 度			比		較	
区	区分		基準財政	基準財政	比 率 (B)/(A) ×100	基準財政 需要額 (C)	基準財政収入額(D)	比率 (D)/(C) ×100	基準財政需要額		基準財政収	え入額
			需要額	収入額					増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都道	有	県	20,144,147	11,169,754	55.4	19,844,187	10,828,495	54.6	299,960	1.5	341,259	3.2
市	HJ	村	22,994,690	15,812,299	68.8	22,914,266	15,793,245	68.9	80,424	0.4	19,054	0.1
政令	政令指定都市		5,931,641	5,782,694	97.5	5,783,040	5,657,531	97.8	148,601	2.6	125,163	2.2
中	核	市	2,584,746	1,877,495	72.6	2,646,342	1,909,344	72.2	△ 61,596	△ 2.3	△ 31,849	△ 1.7
特	例	市	1,560,861	1,209,565	77.5	1,528,340	1,202,877	78.7	32,521	2.1	6,688	0.6
都		市	9,750,353	5,718,201	58.6	9,779,114	5,765,753	59.0	△ 28,761	△ 0.3	△ 47,552	△ 0.8
町		村	3,167,089	1,224,344	38.7	3,177,430	1,257,740	39.6	△ 10,341	△ 0.3	△ 33,396	△ 2.7
合		計	43,138,836	26,982,053	62.5	42,758,453	26,621,740	62.3	380,383	0.9	360,313	1.4

(単位 %)

#### 第21表 地方交付税の状況(つづき)

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

				4	成 2	4 年	度			4	成 2	3 年	度		Ŀ	t	į	咬
区	4	分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	付	不交	を付	=	+	交	付	不 3	を 付	=	+	交	付	不 3	を付
				ניו	1 ×	ניו		1		ניו	1 >	נו		1	増減数	増減率	増減数	増減率
都道	道 府	県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	_	-	-	-
市	ĦŢ	村	1,665	96.9	54	3.1	1,719	100.0	1,666	96.6	58	3.4	1,724	100.0	△ 1	△ 0.1	△ 4	△ 6.9
政令	治指定	都市	20	100.0	_ (1)	_	20 (1)	100.0	19	100.0	_ (1)	-	19 (1)	100.0	1	5.3	_	-
中	核	市	40	97.6	1	2.4	41	100.0	40	97.6	1	2.4	41	100.0	_	-	-	-
特	例	市	39	97.5	1	2.5	40	100.0	38	95.0	2	5.0	40	100.0	1	2.6	△ 1	△ 50.0
都		市	663	96.6	23	3.4	686	100.0	663	96.6	23	3.4	686	100.0	_	-	-	-
⊞Ţ		村	903	96.9	29	3.1	932	100.0	906	96.6	32	3.4	938	100.0	△ 3	△ 0.3	△ 3	△ 9.4
合		計	1,711	96.9	55	3.1	1,766	100.0	1,712	96.7	59	3.3	1,771	100.0	△ 1	△ 0.1	△ 4	△ 6.8

#### 第22表 一般財源の状況

その1 総 括 (単位 百万円)

C 00 1 //W 10								`	<b>平</b> 应 口/기 1/
区分	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	増	減	額
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	16,116,742	18,344,018	34,460,760	15,735,438	18,435,978	34,171,416	381,304	△ 91,960	289,344
地方譲与税	1,830,934	440,546	2,271,480	1,703,659	466,252	2,169,911	127,275	△ 25,706	101,569
地方特例交付金	50,987	76,480	127,467	143,621	220,399	364,020	△ 92,634	△ 143,919	△ 236,553
地方交付税	9,317,127	8,972,699	18,289,826	9,697,663	9,054,605	18,752,268	△ 380,536	△ 81,906	△ 462,442
市町村たばこ税 都道府県交付金	1,270	_	_	2,394	_	_	△ 1,124	-	-
利子割交付金	-	57,259	-	-	64,572	_	_	△ 7,313	-
配当割交付金	-	41,391	-	-	39,421	_	_	1,970	-
株式等譲渡所得割交付金	-	11,080	-	-	9,865	_	_	1,215	-
地方消費税交付金	-	1,265,569	-	-	1,264,981	_	_	588	-
ゴルフ場利用税交付金	-	35,371	-	-	35,583	_	_	△ 212	_
特別地方消費税交付金	-	1	-	-	1	_	_	Δ 0	_
自動車取得税交付金	-	146,414	-	-	115,296	_	_	31,118	-
軽油引取税交付金	-	127,083	-	-	121,876	-	_	5,207	_
小計 (一般財源)	27,317,060	29,517,911	55,149,533	27,282,775	29,828,829	55,457,615	34,285	△ 310,918	△ 308,082
その他の財源	23,620,169	26,627,440	44,693,349	24,863,680	24,947,517	44,612,031	△ 1,243,511	1,679,923	81,318
歳入合計	50,937,229	56,145,351	99,842,882	52,146,455	54,776,346	100,069,646	△ <b>1,209,226</b>	1,369,005	△ 226,764

<sup>(</sup>注) 1 都道府県の不交付団体は、平成24年度及び平成23年度ともに東京都である。 2 特別区は、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定のため、政令指定都市の下段に ( ) 外書きとしている。

# 第22表 一般財源の状況(つづき)

その2 市 町 村 (単位 百万円・%)

区分	政令排	旨定都	市	中	核	市	特	例	市	都	ī	市	⊞Ţ	;	村	特	別	X
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	4,875,290	39.1	1.5	2,483,520	39.5	△ 1.8	1,554,619	42.2	△ 2.5	7,117,110	31.0	△ 1.0	1,391,465	20.3	△ 1.5	922,015	28.3	1.8
地方譲与税	82,415	0.7	△ 1.4	48,630	0.8	△ 3.0	27,226	0.7	△ 13.2	196,732	0.9	△ 6.2	70,530	1.0	△ 6.6	15,013	0.5	△ 5.8
地方特例交付金	17,670	0.1	△64.1	10,498	0.2	△ 59.4	7,770	0.2	△60.5	30,382	0.1	△65.7	5,136	0.1	△ 75.5	5,025	0.2	△68.9
地方交付税	717,476	5.8	△ 1.1	781,365	12.4	△ 5.2	395,891	10.7	3.7	4,823,083	21.0	△ 0.8	2,254,884	32.9	△ 0.2	-	-	-
利子割交付金	11,315	0.1	△10.6	6,603	0.1	△ 13.5	4,149	0.1	△ 16.6	20,188	0.1	△13.1	3,265	0.0	△ 16.0	11,739	0.4	△ 3.8
配当割交付金	9,805	0.1	7.5	5,110	0.1	4.0	3,507	0.1	2.9	14,689	0.1	3.1	2,347	0.0	2.0	5,933	0.2	9.1
株 式 等 譲 渡 所得割交付金	2,509	0.0	16.5	1,269	0.0	12.0	887	0.0	7.5	4,175	0.0	8.5	716	0.0	3.3	1,524	0.0	25.8
地方消費税 交 付 金	282,913	2.3	3.4	158,521	2.5	△ 2.0	97,756	2.7	△ 1.2	490,032	2.1	△ 0.6	103,513	1.5	△ 1.6	132,834	4.1	0.5
ゴルフ場 利用税交付金	2,033	0.0	0.3	3,064	0.0	1.1	1,655	0.0	0.5	20,907	0.1	△ 1.0	7,673	0.1	△ 0.6	38	0.0	1.2
特 別 地 方 消費税交付金	1	0.0	△ 9.2	-	_	皆減	-	_	-	-	_	-	0	0.0	21.6	-	_	-
自動車取得税 交 付 金	32,027	0.3	29.8	13,908	0.2	27.6	10,193	0.3	29.8	61,847	0.3	26.8	19,820	0.3	28.2	8,619	0.3	13.0
軽油引取税 交付金	127,083	1.0	4.3	-	_	_	_	_	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-
小計 (一般財源)	6,160,536	49.4	0.9	3,512,489	55.9	△ 2.9	2,103,653	57.1	△ 2.0	12,779,144	55.7	△ 1.4	3,859,348	56.4	△ 1.1	1,102,739	33.8	0.6
そ の 他 の 財 源	6,305,175	50.6	4.4	2,770,860	44.1	△ 0.3	1,580,441	42.9	2.0	10,147,032	44.3	9.6	2,986,635	43.6	17.0	2,155,408	66.2	0.9
歳入合計	12,465,711	100.0	2.7	6,283,349	100.0	△ 1.8	3,684,094	100.0	△ 0.3	22,926,176	100.0	3.2	6,845,983	100.0	6.0	3,258,147	100.0	0.8

# 第23表 一般財源の推移

その1 純 計 (単位 百万円・%)

E /\	地	方	税	地方	譲与	税	地方特	例交付金	金等	地方	交付	税	合		計
区分	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成 18年度	36,506,160	4,027	4.9	3,728,536	8,204	101.7	815,960	128	△ 46.2	15,995,350	3,982	△ 5.7	57,046,006	4,214	3.5
19	40,266,817	4,442	10.3	714,562	1,572	△ 80.8	311,983	49	△ 61.8	15,202,745	3,785	△ 5.0	56,496,107	4,174	△ 1.0
20	39,558,526	4,364	△ 1.8	678,826	1,494	△ 5.0	539,108	84	72.8	15,406,082	3,835	1.3	56,182,542	4,151	△ 0.6
21	35,182,954	3,881	△ 11.1	1,296,551	2,853	91.0	462,011	72	△ 14.3	15,820,237	3,938	2.7	52,761,753	3,898	△ 6.1
22	34,316,330	3,786	△ 2.5	2,069,189	4,553	59.6	383,165	60	△ 17.1	17,193,551	4,280	8.7	53,962,235	3,986	2.3
23	34,171,416	3,770	△ 0.4	2,169,911	4,774	4.9	364,020	57	△ 5.0	18,752,268	4,668	9.1	55,457,615	4,097	2.8
24	34,460,760	3,802	0.8	2,271,480	4,998	4.7	127,467	20	△ 65.0	18,289,826	4,553	△ 2.5	55,149,533	4,074	△ 0.6

<sup>(</sup>注)地方特例交付金等の( )書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

### 第23表 一般財源の推移(つづき)

その2 都道府県 (単位 百万円・%)

区分	地	方	税	地方	譲 -	9 税	地方特·	例交付	金等	地方	交(	寸 税		対たばこ 守県交付		合		計
	決算額	指 数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指 数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指 数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 18年度	18,345,200	3,686	7.0	2,358,589	5,368	176.3	280,920	198	△ 67.8	8,622,328	3,220	△ 6.5	3,818	204	103.8	29,610,855	3,658	5.4
19	20,793,974	4,178	13.3	177,468	404	△ 92.5	178,317	125	△ 36.5	8,176,235	3,054	△ 5.2	2,350	125	△ 38.4	29,328,343	3,623	△ 1.0
20	20,012,065	4,021	△ 3.8	162,330	369	△ 8.5	292,888	206	64.3	8,119,540	3,033	△ 0.7	2,301	123	△ 2.1	28,589,124	3,532	△ 2.5
21	16,508,841	3,317	△ 17.5	810,283	1,844	399.2	216,047	152	△ 26.2	8,184,136	3,057	0.8	1,372	73	△ 40.4	25,720,679	3,178	△ 10.0
22	15,932,318	3,201	△ 3.5	1,593,264	3,626	96.6	156,631	110	△ 27.5	8,766,464	3,274	7.1	612	33	△ 55.4	26,449,289	3,268	2.8
23	15,735,438	3,161	△ 1.2	1,703,659	3,877	6.9	143,621	101	△ 8.3	9,697,663	3,622	10.6	2,394	128	291.2	27,282,775	3,371	3.2
24	16,116,742	3,238	2.4	1,830,934	4,167	7.5	50,987	36	△ 64.5	9,317,127	3,480	△ 3.9	1,270	68	△ 47.0	27,317,060	3,375	0.1

<sup>(</sup>注) 市町村たばこ税都道府県交付金の() 書きは平成17年度の数値である。

その3 市 町 村 (単位 百万円・%)

E7./\	地	方	税	地方	譲 =	F 税	地方特	例交付	金等	地方	交(	寸 税	そ	の	他	合		計
区分	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指 数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 18年度	18,160,960	4,443	2.8	1,369,946	90,725	37.6	535,040	108	△ 17.1	7,373,022	5,504	△ 4.7	1,997,053	133,048	3.1	29,436,021	5,394	1.6
19	19,472,842	4,764	7.2	537,095	35,569	△ 60.8	133,666	27	△ 75.0	7,026,510	5,245	△ 4.7	1,990,727	132,627	△ 0.3	29,160,840	5,344	△ 0.9
20	19,546,461	4,782	0.4	516,496	34,205	△ 3.8	246,220	49	84.2	7,286,542	5,439	3.7	1,769,450	117,885	△ 11.1	29,365,170	5,381	0.7
21	18,674,113	4,569	△ 4.5	486,267	32,203	△ 5.9	245,964	49	△ 0.1	7,636,101	5,700	4.8	1,709,278	113,876	△ 3.4	28,751,723	5,269	△ 2.1
22	18,384,012	4,498	△ 1.6	475,925	31,518	△ 2.1	226,534	46	△ 7.9	8,427,087	6,291	10.4	1,689,921	112,586	△ 1.1	29,203,478	5,351	1.6
23	18,435,978	4,510	0.3	466,252	30,878	△ 2.0	220,399	44	△ 2.7	9,054,605	6,759	7.4	1,651,595	110,033	△ 2.3	29,828,829	5,466	2.1
24	18,344,018	4,488	△ 0.5	440,546	29,175	△ 5.5	76,480	15	△ 65.3	8,972,699	6,698	△ 0.9	1,684,167	112,203	2.0	29,517,911	5,409	△ 1.0

<sup>(</sup>注)「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び 軽油引取税交付金である。

#### 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県 (単位 円・%)

		地	 方 税	地方多	 と 付 税	— 般	財源
グル-	ープ 区 分	人 口 1 人 当 た り 額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
А	該当なし	, –	_	_	_	-	-
	一	98,696 90,748 86,892	40.6 49.6 36.7 40.7 32.5 39.5	7,923 9,759 29,354 28,528 32,054 21,135	2.9 4.9 11.9 13.3 10.7 8.6	132,691 120,572 132,075 127,561 143,634 131,301	48.7 60.6 53.5 59.7 48.1 53.3
В	( )	99,426 88,852 84,235 6 86,112 100,771 93,388 89,824 98,281 92,978	35.3 27.1 25.5 27.6 25.5 27.0 26.0 30.0 27.2 28.3 11.4 25.1	43,245 65,788 55,853 57,328 65,917 69,713 67,931 66,945 74,311 79,076 165,216 68,724	15.4 17.9 16.0 18.8 19.5 18.7 18.9 22.3 20.5 24.1 19.6 18.7	156,081 179,010 157,635 154,926 165,774 184,958 175,624 170,981 186,766 186,215 274,848 174,832	55.6 48.8 45.3 50.8 49.0 49.5 48.9 57.1 51.6 56.7 32.6 47.6
С	( 岐岡長香石富福 (平 ) 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	84,721 87,128 94,708 96,973 95,878	26.1 24.6 23.1 22.7 20.3 19.2 10.2 18.8	83,816 87,078 105,256 113,715 116,720 120,633 156,055 110,390	24.2 25.3 27.9 27.3 24.4 24.2 17.5 23.0	188,385 185,904 207,172 222,821 228,983 232,024 262,770 215,686	54.5 53.9 54.9 53.5 47.9 46.5 29.4 44.9
D	( 一)	73,425 86,916 78,173 85,227 108,708 95,428 71,905 76,959 79,084 87,860	19.4 22.8 16.2 19.1 19.5 19.8 17.4 17.6 16.6 15.9 16.8	121,675 106,824 123,534 118,830 128,324 162,364 152,525 122,695 148,070 163,782 174,118 171,488 135,143	27.4 33.2 23.0 29.0 29.3 29.6 27.7 30.0 31.9 32.9 33.3 33.6 29.4	222,577 192,522 225,443 211,487 228,768 286,636 262,544 208,174 239,932 258,446 276,395 266,216 233,265	50.1 59.9 42.0 51.7 52.3 52.2 47.8 50.9 51.7 51.9 52.9 52.2 50.7
E	和宮長岩鹿徳沖秋鳥高島、崎崎手、島縄田取知根・崎崎手、島縄田取知根・野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72,120 67,134 81,601 69,343 86,089 62,102 72,723 75,137 68,814	13.1 14.9 14.1 8.9 15.2 14.4 13.5 12.7 12.9 12.1 10.3 12.6	165,215 165,783 157,467 245,379 163,443 194,648 150,199 189,076 233,313 232,432 260,051 188,434	29.4 34.3 33.1 26.6 35.9 32.5 32.7 33.1 40.0 40.8 34.8 32.9	252,996 252,435 238,141 342,429 247,254 295,465 224,196 277,201 324,197 316,642 353,418 275,202	45.0 52.3 50.0 37.2 54.3 49.3 48.8 48.6 55.6 55.5 47.4 48.1
F	東京	3   238,664 (157,546)	61.4 (51.2)	_ _	_ _	260,805 (179,687)	67.0 (58.4)
総平均	( 東京都を含む 東京都を含ます。		28.0 24.0	72,578 80,856	19.3 21.5	192,624 184,847	51.1 49.3

(注) 1 グループの分類は次による。

d'il. =	_	E	3	-		_
グループ	A	B1	B2		D	
財政力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

<sup>2 (1)</sup> 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、配当割交付金、地式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「8交付金)という。)として市町村に交付する額を除いたものである(2)東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。なお、( ) 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
3 人口1人当たり額は、平成25年3月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。その2において同じ。

# 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

#### その2 市町村

#### (1) 類型区分

ア都市

	産業構造		Ⅲ次 5以上		Ⅲ次 未満
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満
\	類 型	3	2	1	0
50,000人未満	I	I – 3	I – 2	I — 1	I - 0
50,000人以上~100,000人未満	П	Ⅱ – 3	Ⅱ – 2	Ⅱ — 1	Ⅱ - 0
100,000人以上~150,000人未満	Ш	<b>Ⅲ</b> – 3	Ⅲ — 2	Ⅲ — 1	Ⅲ — 0
150,000人以上	IV	I\ − 3	IV − 2	IV — 1	V - O

#### イ 町 村

	産業構造		Ⅲ次 以上	Ⅱ次、Ⅲ次
		Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満	80%未満
\ _	類 型	2	1	0
5,000人未満	Ι	I – 2	I – 1	I - 0
5,000人以上~10,000人未満	П	Ⅱ – 2	Ⅱ — 1	п — о
10,000人以上~15,000人未満	Ш	<b>Ⅲ</b> – 2	Ⅲ — 1	ш — о
15,000人以上~20,000人未満	IV	<b>V</b> − 2	<b>I</b> V − 1	IV - O
20,000人以上	V	V – 2	V – 1	V - 0

<sup>(</sup>注) 1 人口及び産業構造は、平成22年国勢調査による。 2 政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

# 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市町村(つづき)

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

		地方	 · 税	地 方 ダ		— 般	財源
类	頁 型	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令		179,658	39.1	26,440	5.8	227,021	49.4
特	別区	102,824	28.3	_	-	223,911	61.6
中	核市	149,105	39.5	46,912	12.4	210,883	55.9
特	例 市	146,310	42.2	37,258	10.7	197,981	57.1
都	市						
	I - O	113,951	21.5	181,558	34.2	313,801	59.1
	I - 1	108,569	17.7	199,797	32.6	325,500	53.1
	I - 2	156,224	35.8	88,862	20.4	262,618	60.2
	I - 3	126,254	21.7	205,059	35.2	346,915	59.5
	$\mathbb{I} - 0$	141,510	31.9	102,576	23.1	262,029	59.0
	Ⅱ — 1	125,439	29.1	98,699	22.9	239,800	55.6
	Ⅱ - 2	145,718	37.0	70,775	18.0	232,354	59.0
	Ⅱ – 3	128,650	27.8	83,173	18.0	225,981	48.8
	$\mathbb{I} - 0$	143,011	34.2	87,325	20.9	247,257	59.2
	<b>I</b> − 1	138,663	37.0	61,392	16.4	214,915	57.4
	<b>Ⅲ</b> − 2	_	_	_	_	_	_
	<b>I</b> I − 3	128,908	36.4	54,572	15.4	197,709	55.9
	$\mathbb{N}-\mathbb{O}$	165,772	49.5	25,596	7.6	208,701	62.3
	$\mathbb{V}-1$	147,008	38.7	41,479	10.9	203,254	53.5
	$\mathbb{V}-2$	139,744	40.8	42,646	12.4	197,697	57.7
	IV - 3	159,581	49.2	19,087	5.9	193,024	59.5
⊞Ţ	村						
	I - 0	104,637	8.1	628,736	48.8	763,634	59.3
	I – 1	126,165	9.5	520,089	39.3	669,398	50.5
	I – 2	163,237	12.9	562,932	44.6	753,205	59.7
	$\mathbb{I} - 0$	105,045	12.3	413,893	48.4	543,764	63.6
	Ⅱ - 1	121,981	16.1	277,018	36.6	418,372	55.3
	II - 2	138,524	20.2	242,171	35.4	400,088	58.4
	${\rm I\hspace{1em}I} - {\rm O}$	92,673	13.2	316,845	45.1	429,877	61.2
	<b>Ⅲ</b> — 1	161,691	20.8	142,562	18.3	324,370	41.7
	<b>I</b> I − 2	120,927	22.4	190,388	35.2	328,988	60.9
	$\mathbb{N} - \mathbb{O}$	93,413	11.9	291,433	37.1	405,030	51.6
	$\mathbb{V}-1$	113,566	15.8	177,066	24.7	310,398	43.2
	<b>I</b> V − 2	115,926	19.1	164,604	27.1	297,639	49.0
	V - 0	99,056	18.4	217,056	40.4	334,551	62.2
	V - 1	135,693	36.4	81,721	21.9	235,032	63.1
	V - 2	122,618	32.2	81,687	21.5	219,561	57.7
		,, ,	- '-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			

#### 第25表 国・県支出金の状況

その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成23:	午度		比	較	
区 分	都道底	景	市町	村	純 計	額	純計	額	İ	曽減額	増減率	前年度 増減率
義務教育費負担金	1,529,962	23.1	-	-	1,529,962	9.9	1,539,820	9.6	$\triangle$	9,858	△ 0.6	△ 1.3
生活保護費負担金	142,847	2.2	2,620,957	29.4	2,763,804	17.8	2,720,445	17.0		43,359	1.6	11.0
児童保護費等負担金	132,624	2.0	452,660	5.1	585,284	3.8	612,588	3.8	$\triangle$	27,304	△ 4.5	2.4
障害者自立支援給付費等負担金	69,748	1.1	855,670	9.6	925,417	6.0	785,313	4.9		140,104	17.8	10.8
私立高等学校等経常費助 成費補助金	109,423	1.7	-	-	109,423	0.7	113,493	0.7	$\triangle$	4,070	△ 3.6	9.4
子どものための金銭の給付交付金	-	-	1,476,088	16.6	1,476,088	9.5	1,774,739	11.1	$\triangle$	298,651	△ 16.8	9.4
公立高等学校授業料不 徴 収 交 付 金	221,538	3.3	14,063	0.2	235,600	1.5	235,969	1.5	$\triangle$	369		△ 1.6
高等学校等就学支援金交付金	134,602	2.0	-	-	134,602	0.9	155,203	1.0	$\triangle$	20,601	△ 13.3	11.8
普通建設事業費支出金	751,370	11.3	521,634	5.9	1,273,003	8.2	1,634,758	10.2	$\triangle$	361,755	△ 22.1	△ 34.5
災害復旧事業費支出金	381,234	5.8	209,562	2.4	590,796	3.8	371,859	2.3		218,937	58.9	351.9
失業対策事業費支出金	-	-	-	-	-	-	157	0.0	$\triangle$	157	皆減	△ 86.0
委 託 金	133,973	2.0	92,752	1.0	226,725	1.5	190,765	1.2		35,960	18.9	△ 37.7
普通建設事業	7,365	0.1	2,392	0.0	9,757	0.1	20,210	0.1	$\triangle$	10,453	△ 51.7	△ 9.0
災害復旧事業	15	0.0	735	0.0	750	0.0	482	0.0		268	55.6	1753.8
そ の 他	126,593	1.9	89,625	1.0	216,218	1.4	170,073	1.1		46,145	27.1	△ 40.1
財 政 補 給 金	3,960	0.1	5,053	0.1	9,014	0.1	5,731	0.0		3,283	57.3	△ 39.8
国有提供施設等所在 市 町 村 助 成 交 付 金	33	0.0	33,507	0.4	33,540	0.2	33,540	0.2		-	-	_
交通安全対策特別交付金	39,245	0.6	28,560	0.3	67,805	0.4	68,893	0.4	$\triangle$	1,088	△ 1.6	△ 2.5
電源立地地域対策交付金	89,496	1.4	35,378	0.4	124,875	0.8	119,172	0.7		5,703	4.8	△ 2.6
特定防衛施設周辺整備 調整交付金	-	-	20,999	0.2	20,999	0.1	20,415	0.1		584	2.9	51.5
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,470	0.1	-	-	5,470	0.0	5,510	0.0	$\triangle$	40	△ 0.7	2.6
社会資本整備総合交付金	628,572	9.5	574,441	6.5	1,203,013	7.7	1,371,739	8.6	$\triangle$	168,726	△ 12.3	22.4
地域自主戦略交付金	462,703	7.0	44,338	0.5	507,041	3.3	270,087	1.7		236,954	87.7	
東日本大震災復興交付金	226,869	3.4	1,085,867	12.2	1,312,736	8.5	250,259	1.6		1,062,477	424.6	
そ の 他	1,558,725	23.4	833,189	9.2	2,391,915	15.3	3,749,941	23.4	$\triangle$	1,358,026	△ 36.2	43.1
合 計	6,622,394	100.0	8,904,718	100.0	15,527,112	100.0	16,030,396	100.0	$\triangle$	503,284	△ 3.1	12.1

<sup>(</sup>注)「子どものための金銭の給付交付金」には平成23年度は「児童手当及子ども手当交付金」を計上している。

#### その2 都道府県支出金の状況

区分		決 算	算 額			比 較	
	平 成 24	年 度	平 成 23	年 度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	2,125,643	61.8	2,037,432	60.6	88,211	4.3	14.2
児童保護費等負担金	138,169	4.0	131,549	3.9	6,620	5.0	4.3
障害者自立支援給付費等負担金	401,697	11.7	343,864	10.2	57,833	16.8	9.8
子どものための金銭の給付交付金	303,220	8.8	260,775	7.8	42,445	16.3	1.1
普通建設事業費支出金	235,129	6.8	255,907	7.6	△ 20,778	△ 8.1	△ 5.0
災害復旧事業費支出金	93,405	2.7	51,522	1.5	41,883	81.3	213.2
委 託 金	62,782	1.8	35,694	1.1	27,088	75.9	△ 64.7
普 通 建 設 事 業	7,489	0.2	10,061	0.3	△ 2,572	△ 25.6	31.6
災害復旧事業	310	0.0	293	0.0	17	5.8	△ 28.0
そ の 他	54,983	1.6	25,340	0.8	29,643	117.0	△ 72.7
電源立地地域対策交付金	21,869	0.6	21,857	0.7	12	0.1	△ 8.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,005	0.1	5,114	0.2	△ 109	△ 2.1	5.7
そ の 他	864,367	25.3	931,150	27.6	△ 66,783	△ 7.2	38.6
都道府県費のみのもの	1,311,236	38.2	1,322,773	39.4	△ 11,537	△ 0.9	9.6
普通建設事業費支出金	163,002	4.7	168,185	5.0	△ 5,183	△ 3.1	△ 1.7
災害復旧事業費支出金	1,492	0.0	3,493	0.1	△ 2,001	△ 57.3	671.1
そ の 他	1,146,742	33.5	1,151,095	34.3	△ 4,353	△ 0.4	11.1
合 計	3,436,879	100.0	3,360,205	100.0	76,674	2.3	12.3

<sup>(</sup>注) 1 [国庫財源を伴うもの] は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。2 「子どものための金銭の給付交付金」には平成23年度は「児童手当及子ども手当交付金」を計上している。

#### 第26表 地方債発行状況

			平 成 24	- 年 月					 比		
区分	都道府		市町			額	平成23: 純 計			増減率	前年度
/9% /= D 45 DII)			.,,- =3	.,							増減率
(発行目的別) 公共事業等債	1 /11 775	10.7	420.060	0 1	1 021 025	1/10	1 562 600	122	260 127	17.2	6.2
公 共 事 業 等 債 う ち 財 源 対 策 債	1,411,775 449,639	19.7 6.3	420,060 111,516	8.1 2.1	1,831,835 561,155	14.8 4.5	1,562,698 618,407	13.3 5.3	269,137 △ 57,252	17.2 △ 9.3	6.2 \triangle 22.1
	63,753	0.9	70,556		134,308	1.1	133,090	1.1	1,218	0.9	△ 22.1 △ 5.1
公 営 住 宅 建 設 事 業 債 うち復旧・復興事業分	564	0.9	2,224	1.4	2,788	0.0	133,090	1.1	1,210	0.9	△ 5.1
うち緊急防災・減災事業分	731	0.0	1,208	0.0	1,940	0.0					
災害復旧事業債	62,882	0.0	29,431	0.6	92,313	0.0	72,964	0.6	19,349	26.5	83.8
緊急防災・減災事業債	141,855	2.0	346,631	6.7	488,486	4.0	76,512	0.7	411,974	538.4	05.0
教育・福祉施設等整備事業債	103,821	1.4	308,304	5.9	412,124	3.3	587,041	5.0	△ 174,917	△ 29.8	△ 16.1
一般 単独 事業 債	1,061,418	14.8	1.207.524	23.2	2,268,941	18.4	2,237,968	19.0	30,973	1.4	△ 8.7
辺 地 対 策 事 業 債	- 1,001,410	-	35,017	0.7	35,017	0.3	31,636	0.3	3,381	10.7	△ 7.0
過疎対策事業債	_	_	248,836	4.8	248,836	2.0	225,652	1.9	23,184	10.3	17.0
首都圈等整備事業債	_	_		-				-	23,101	-	-
公共用地先行取得等事業債	5,315	0.1	33,762	0.6	39,077	0.3	36,557	0.3	2,520	6.9	△ 51.3
行 政 改 革 推 進 債	103,076	1.4	23,901	0.5	126,977	1.0	150,208	1.3	△ 23,231	△ 15.5	8.8
退職手当債	199,329	2.8	49,628	1.0	248,957	2.0	251,284	2.1	∠3,231     △ 2,327	13.3 △ 0.9	15.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	94,949	1.3	18,127	0.3	113,077	0.9	171,428	1.5	△ 58,351	△ 34.0	90.8
財 源 対 策 債	25,560	0.4	53,414	1.0	78,975	0.6	97,183	0.8	△ 18,208	△ 18.7	1.9
減 収 補 塡 債	7,214	0.1	2,737	0.1	9,951	0.1	74,090	0.6	△ 64,139	△ 86.6	597.3
臨 時 財 政 対 策 債	3,757,784	52.4	2,157,968	41.5	5,915,752	47.9	5,854,613	49.8	61,139	1.0	△ 17.5
減収補塡債特例分(平成19~24年度)	47,813	0.7	8,945	0.2	56,757	0.5	44,963	0.4	11,794	26.2	301.8
都道府県貸付金	_	_	61,712	1.2	31,436	0.3	30,620	0.3	816	2.7	△ 4.1
そ の 他	87,139	1.1	117,973	2.2	205,113	1.8	121,763	1.0	83,350	68.5	△ 28.5
合計	7,173,683	100.0	5,194,526	100.0	12,337,932	100.0	11,760,270	100.0	577,662	4.9	△ 9.3
うち財源対策債等	475,199	6.6	164,930	3.2	640,129	5.2	715,589	6.1	△ 75,460	△ 10.5	△ 19.6
(借入先別)											
財 政 融 資 資 金	1,128,442	15.7	1,950,481	37.5	3,078,923	25.0	2,981,404	25.4	97,519	3.3	△ 11.5
旧 郵 政 公 社 資 金	-	_	_	-	_	-	-	-	-	_	-
旧 郵 便 貯 金 資 金	-	_	_	-	_	_	-	-	-	_	-
旧簡易生命保険資金	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-
地方公共団体金融機構資金	464,159	6.5	929,123	17.9	1,393,282	11.3	1,132,401	9.6	260,881	23.0	△ 13.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構を除く。)	94,949	1.3	18,127	0.3	113,077	0.9	171,462	1.5	△ 58,385	△ 34.1	90.9
ゆうちょ銀行	6,940	0.1	1,484	0.0	8,424	0.1	7,444	0.1	980	13.2	△ 92.9
市 中 銀 行	2,202,150	30.7	977,481	18.8	3,179,632	25.8	2,969,209	25.2	210,423	7.1	6.5
その他の金融機関	355,603	5.0	475,719	9.2	831,323	6.7	728,894	6.2	102,429	14.1	△ 34.2
かんぽ生命保険	42,489	0.6	7,000	0.1	49,489	0.4	21,624	0.2	27,865	128.9	△ 58.6
保 険 会 社 等	4,081	0.1	583	0.0	4,664	0.0	1,913	0.0	2,751	143.8	△ 94.4
交 付 公 債	-	_	_	-	-	_	-	-	-	_	-
市場公募債	2,830,633	39.5	638,398	12.3	3,469,031	28.1	3,578,722	30.4	△ 109,691	△ 3.1	△ 8.4
個別発行債10年債	1,124,314	15.7	184,228	3.5	1,308,542	10.6		11.1	8,044	0.6	△ 21.1
個別発行債5年債	483,787	6.7	93,155	1.8	576,942	4.7	511,615	4.4	65,327	12.8	△ 10.9
個別発行債20年債	210,871	2.9	99,059	1.9	309,930	2.5	321,599	2.7	△ 11,669	△ 3.6	△ 9.1
個別発行債30年債	70,000	1.0	24,100	0.5	94,100	0.8	140,350	1.2	△ 46,250	△ 33.0	△ 10.2
個別発行債15年債	58,441	0.8	_	-	58,441	0.5	79,484	0.7	△ 21,043	△ 26.5	231.2
個別発行債7年債	-	_	10,000	0.2	10,000	0.1	10,000	0.1	_	_	△ 80.0
共同発行債10年債	693,072	9.7	155,914	3.0	848,986	6.9	893,240	7.6	△ 44,254	△ 5.0	3.3
住 民 公 募 債	140,200	2.0	66,952	1.3	207,152	1.7	222,015	1.9	△ 14,863	△ 6.7	10.3
外 国 債	-	-	-	-	-	-	49,920	0.4	△ 49,920	皆減	皆増
その他	49,949	0.7	4,990	0.1	54,939	0.3	50,000	0.3	4,939	9.9	53.7
共 済 等	529	0.0	125,204	2.4	125,733	1.0	125,314	1.1	419	0.3	△ 7.3
そ の 他	43,708	0.5	70,926	1.5	84,354	0.7	41,883	0.3	42,471	101.4	△ 48.7
合計	7,173,683	100.0	5,194,526	100.0	12,337,932	100.0	11,760,270	100.0	577,662	4.9	△ 9.3

<sup>1 「</sup>合計 うち財源対策債」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。
6 平成24年度地方財政状況調査において調査区分の変更があったことから、「公営住宅建設事業債」の「うち復旧・復興事業分」及び「うち緊急防災・減災事業分」の「平成23年度純計額」及び「比較」欄に数値を計上していない。

その1 通常収支対応分 (単位 百万円)

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政 -	令指定者	都市	中核市・	特例市・都	防・町村
分 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	968,400	1,592,300	2,560,700	863,244	1,608,804	2,472,048	548,280	1,280,418	1,828,697	57,502	205,007	262,508	257,463	123,380	380,842
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	69,400	48,000	117,400	77,283	104,269	181,553	15,677	70,166	85,843	11,433	24,715	36,148	50,173	9,389	59,562
3 災害復旧事業	177,600	-	177,600	82,980	-	82,980	53,621	-	53,621	1,639	-	1,639	27,719	-	27,719
4 緊急防災・ 減災事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 教育・福祉施 3 設等整備事業	279,600	193,800	473,400	254,912	309,933	564,846	13,704	97,710	111,414	16,665	87,181	103,846	224,544	125,042	349,585
6 一般単独事業	281,300	1,269,800	1,551,100	304,043	2,134,061	2,438,103	51,423	1,021,093	1,072,516	5,829	265,080	270,909	246,791	847,888	1,094,679
7 辺 地 及 び 過疎対策事業	315,400	38,800	354,200	324,779	12,843	337,622	-	-	-	1,147	184	1,331	323,632	12,659	336,291
8 公共用地先行取得等事業	-	47,200	47,200	-	42,683	42,683	-	5,124	5,124	-	16,839	16,839	-	20,721	20,721
9 行政改革推進	-	240,000	240,000	-	142,212	142,212	-	116,757	116,757	-	20,395	20,395	-	5,060	5,060
10 調 整	-	10,000	10,000	-	6,220	6,220	-	5,646	5,646	-	-	-	-	574	574
計	2,091,700	3,439,900	5,531,600	1,907,240	4,361,024	6,268,265	682,705	2,596,913	3,279,618	94,215	619,401	713,616	1,130,321	1,144,710	2,275,031
二 公営企業債															
1水道事業	365,300	41,500	406,800	283,753	26,963	310,716	42,130	12,375	54,505	42,703	10,629	53,332	198,920	3,959	202,879
2 工業用水道事業	19,000	11,800	30,800	11,688	9,599	21,286	7,490	9,410	16,900	2,477	-	2,477	1,721	189	1,909
3交通事業	121,900	113,900	235,800	86,187	113,523	199,710	10,501	37,024	47,525	74,224	74,278	148,502	1,461	2,222	3,683
4 電気事業・4 ガス事業	7,000	-	7,000	5,357	100	5,457	1,647	100	1,747	1,800	-	1,800	1,910	-	1,910
5 港湾整備事業	27,100	34,700	61,800	20,142	34,958	55,100	18,281	23,766	42,047	1,258	10,635	11,893	603	557	1,160
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	225,700	111,700	337,400	202,928	153,162	356,090	59,137	91,611	150,747	14,490	19,725	34,215	129,302	41,826	171,128
7 市場事業・2 と畜場事業	18,200	57,700	75,900	6,221	61,081	67,302	760	51,397	52,157	1,712	9,452	11,164	3,749	232	3,981
8 地域開発事業	_	130,400	130,400	-	117,019	117,019	-	24,159	24,159	-	69,128	69,128	-	23,732	23,732
9下水道事業	798,400	451,000	1,249,400	675,444	310,501	985,945	63,953	40,937	104,891	144,761	103,767	248,527	466,730	165,798	632,527
10 観光その他事業	1,600	11,500	13,100	2,562	8,144	10,707	81	1,108	1,189	2,017	1,151	3,168	464	5,885	6,349
計	1,584,200	964,200	2,548,400	1,294,281	835,050	2,129,331	203,980	291,887	495,867	285,442	298,764	584,206	804,860	244,398	1,049,258

その1 通常収支対応分(つづき)

	計	曲	額	発 行	(予 )	三)額	都	道府	県	政⁴	<b></b>	都市	中核市・	特例市・都	市・町村
区 分	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計
三 公営企業借換債	30,000	-	30,000	38,640	-	38,640	1,168	-	1,168	28,227	-	28,227	9,246	-	9,246
四 被災施設借換債	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
五 臨時財政対策債	2,435,700	3,697,600	6,133,300	2,362,340	3,557,060	5,919,400	839,259	2,918,525	3,757,784	182,356	462,431	644,787	1,340,724	176,104	1,516,828
六退職手当債	-	370,000	370,000	-	257,839	257,839	-	206,489	206,489	-	21,554	21,554	-	29,796	29,796
七減収補塡債	_	-	-	_	70,395	70,395	-	57,739	57,739	-	4,021	4,021	_	8,635	8,635
八国の予算等 貸付金債															
1 地方道路整備 臨 時 貸 付 金	_	-	-	(37,558)	-	(37,558)	(31,342)	-	(31,342)	(4,975)	-	(4,975)	(1,241)	-	(1,241)
2 中小企業高度 2 化資金貸付金	-	-	-	(52,927)	-	(52,927)	(52,927)	-	(52,927)	-	-	-	-	-	-
3 小規模企業者等設 備導入資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(266)	-	(266)	(88)	-	(88)	(35)	-	(35)	(143)	-	(143)
5 母子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(4,326)	-	(4,326)	(2,740)	-	(2,740)	(1,270)	-	(1,270)	(317)	-	(317)
6 災害援護資金 貸 付 金	-	-	-	(59)	-	(59)	(58)	-	(58)	-	-	-	(1)	-	(1)
7 都市開発資金 質 付 金	-	_	-	(1,601)	-	(1,601)	-	-	-	(1,506)	-	(1,506)	(95)	-	(95)
8 市街地再開発組合等貸付金	-	_	-	(118)	-	(118)	-	-	-	(118)	-	(118)	-	-	-
9 有料道路(駐車場含む) 整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 埠頭整備等 資金貸付金	-	-	-	(3,855)	-	(3,855)	(536)	-	(536)	(3,319)	-	(3,319)	-	-	-
11 公害防止資金 貸 付 金	-	-	-	(1,913)	-	(1,913)	(1,913)	-	(1,913)	-	-	-	-	-	-
12 農業災害補償資金貸付金	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(412)	-	(412)	(412)	-	(412)	-	-	-	-	-	-
14 沿道整備資金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(30)	-	(30)	-	-	-	-	-	-	(30)	-	(30)
16 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 就農支援資金 貸 付 金	-	-	-	(615)	-	(615)	(615)	-	(615)	-	-	-	-	-	-
18 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,475)	-	(2,475)	(1,858)	-	(1,858)	(100)	-	(100)	(517)	-	(517)
19 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(15)	-	(15)	-	-	-	(15)	-	(15)	-	-	-
20 都市環境維持・改 善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 地域商店街活性化高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(119,500)	-	(119,500)	(106,170)	-	(106,170)	(92,488)	-	(92,488)	(11,339)	-	(11,339)	(2,343)	-	(2,343)
総計	(119,500) 6,141,600	8,471,700	(119,500) 14,613,300	(106,170) 5,602,501	9,081,367	(106,170) 14,683,868	(92,488) 1,727,112	- 6,071,553	(92,488) 7,798,664	(11,339) 590,240	- 1,406,171	(11,339) 1,996,411	(2,343) 3,285,150	- 1,603,643	(2,343) 4,888,793

<sup>(</sup>注) 1 特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの(都道府県が加入するものを除く。)にあっては政令指定都市分として、その他のものにあっては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。
2 地方公共団体金融機構資金は、公的資金に含めている。
3 交付公債は、民間等資金に含めている。
4 国の予算等資付金債の() 書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
5 地方債計画額は、最終計画額である。
6 四捨五入により計と一致しない場合がある。

#### その2 東日本大震災に関連する事業分

#### (1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位 百万円)

		計	画	額	発 行	(予 定	至)額	都	道府	県	政金	令指定者	都市	中核市・	特例市・都	肺・町村
区分			民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等資 金	計
一般会計(	ŧ															
公営住 建設事	2 1	12,300	-	12,300	5,231	-	5,231	803	-	803	1,128	-	1,128	3,300	-	3,300
災害復旧事業	1	10,400	-	10,400	5,429	_	5,429	1,318	-	1,318	2,340	_	2,340	1,770	-	1,770
一般単独事業	Ě	7,100	-	7,100	4,039	260	4,299	139	260	399	3,900	-	3,900	-	_	-
計	2	29,800	-	29,800	14,699	260	14,959	2,261	260	2,521	7,368	_	7,368	5,070	_	5,070
公営企業	責															
水道事	Ě	1,000	-	1,000	71	65	136	_	-	-	-	_	_	71	65	136
病院事業・介護サービス事業		2,100	-	2,100	130	170	300	-	-	_	-	-	_	130	170	300
市場事業と畜場事		100	_	100	58	86	144	-	-	_	-	-	_	58	86	144
下水道事	Ě	1,200	-	1,200	322	157	478	_	_	-	79	_	79	243	157	400
計		4,400	-	4,400	580	478	1,058	-	-	-	79	-	79	502	478	979
被災施設借換付	責 1	15,000	-	15,000	5,986	1,673	7,659	_	-	-	_	1,042	1,042	5,986	631	6,617
国の予算等貸付金	責															
母子寡婦福行資 金 貸 付 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害援護資金 付 金	金	-	-	-	(13,248)	-	(13,248)	(5,442)	-	(5,442)	(7,807)	-	(7,807)	_	_	-
計		(800)	-	(800)	(13,248)	-	(13,248)	(5,442)	-	(5,442)	(7,807)	-	(7,807)	-	-	-
総計		(800) 19,200	- -	(800) 49,200	(13,248) 21,265	- 2,410	(13,248) 23,675	(5,442) 2,261	- 260	(5,442) 2,521	(7,807) 7,447	- 1,042	(7,807) 8,488	- 11,558	- 1,108	- 12,666

#### (2) 緊急防災・減災事業

	- n	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政令	計定者	都市	中核市・特	例市・都	市・町村
	· 分	公的資金	民間等資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
— 舟	公会計債															
公事	営住宅建設 業	17,800	-	17,800	1,122	1,062	2,184	223	615	838	663	447	1,110	236	_	236
緊減		664,100	-	664,100	505,529	-	505,529	150,700	-	150,700	42,160	_	42,160	312,670	_	312,670
	計	681,900	-	681,900	506,651	1,062	507,713	150,923	615	151,538	42,823	447	43,270	312,905	-	312,905
公営	京企 業 債															
水	道事業	23,900	-	23,900	21,805	20	21,825	491	-	491	9,472	-	9,472	11,841	20	11,862
工 水		100	-	100	15	-	15	15	-	15	-	-	-	_	_	_
	院事業・介護 一ビス事業	100	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-
下	水道事業	16,600	-	16,600	14,040	10,874	24,914	6,010	4,019	10,029	5,855	6,835	12,690	2,174	20	2,195
	計	40,700	-	40,700	35,859	10,894	46,753	6,516	4,019	10,534	15,327	6,835	22,162	14,016	41	14,057
総	計	722,600	_	722,600	542,510	11,956	554,466	157,439	4,634	162,072	58,150	7,282	65,432	326,921	41	326,962

その3 通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政=	令指定者	都市	中核市・	特例市・都	『市・町村
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	968,400	1,592,300	2,560,700	863,244	1,608,804	2,472,048	548,280	1,280,418	1,828,697	57,502	205,007	262,508	257,463	123,380	380,842
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	99,500	48,000	147,500	83,636	105,331	188,967	16,703	70,781	87,484	13,224	25,162	38,386	53,709	9,389	63,097
3 災害復旧事業	188,000	-	188,000	88,408	-	88,408	54,940	-	54,940	3,979	-	3,979	29,489	-	29,489
4 緊急防災・ 減災事業	664,100	-	664,100	505,529	-	505,529	150,700	-	150,700	42,160	-	42,160	312,670	-	312,670
5 教育・福祉施 設等整備事業	279,600	193,800	473,400	254,912	309,933	564,846	13,704	97,710	111,414	16,665	87,181	103,846	224,544	125,042	349,585
6 一般単独事業	288,400	1,269,800	1,558,200	308,082	2,134,321	2,442,403	51,563	1,021,353	1,072,915	9,729	265,080	274,809	246,791	847,888	1,094,679
7 辺 地 及 び 週疎対策事業	315,400	38,800	354,200	324,779	12,843	337,622	-	-	-	1,147	184	1,331	323,632	12,659	336,291
8 公共用地先行 取得等事業	_	47,200	47,200	_	42,683	42,683	-	5,124	5,124	-	16,839	16,839	_	20,721	20,721
9 行政改革推進	_	240,000	240,000	_	142,212	142,212	-	116,757	116,757	-	20,395	20,395	_	5,060	5,060
10 調 整	-	10,000	10,000	_	6,220	6,220	-	5,646	5,646	-	-	-	_	574	574
計	2,803,400	3,439,900	6,243,300	2,428,590	4,362,346	6,790,936	835,888	2,597,788	3,433,676	144,405	619,848	764,254	1,448,296	1,144,710	2,593,006
二 公営企業債															
1水道事業	390,200	41,500	431,700	305,628	27,048	332,676	42,621	12,375	54,996	52,175	10,629	62,804	210,832	4,044	214,876
2 工業用水道事業	19,100	11,800	30,900	11,702	9,599	21,301	7,504	9,410	16,914	2,477	-	2,477	1,721	189	1,909
3交通事業	121,900	113,900	235,800	86,187	113,523	199,710	10,501	37,024	47,525	74,224	74,278	148,502	1,461	2,222	3,683
4 電気事業・ガス事業	7,000	-	7,000	5,357	100	5,457	1,647	100	1,747	1,800	-	1,800	1,910	-	1,910
5 港湾整備事業	27,100	34,700	61,800	20,142	34,958	55,100	18,281	23,766	42,047	1,258	10,635	11,893	603	557	1,160
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	227,900	111,700	339,600	203,058	153,332	356,390	59,137	91,611	150,747	14,490	19,725	34,215	129,432	41,996	171,428
7 市場事業・ 2 と畜場事業	18,300	57,700	76,000	6,279	61,167	67,446	760	51,397	52,157	1,712	9,452	11,164	3,807	318	4,125
8 地域開発事業	-	130,400	130,400	-	117,019	117,019	-	24,159	24,159	-	69,128	69,128	_	23,732	23,732
9下水道事業	816,200	451,000	1,267,200	689,806	321,532	1,011,337	69,964	44,956	114,919	150,695	110,602	261,296	469,148	165,974	635,122
10 観光その他事業	1,600	11,500	13,100	2,562	8,144	10,707	81	1,108	1,189	2,017	1,151	3,168	464	5,885	6,349
計	1,629,300	964,200	2,593,500	1,330,721	846,421	2,177,142	210,496	295,906	506,401	300,848	305,599	606,447	819,377	244,916	1,064,294

その3 通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計(つづき)

	計	画	額	発 行	(予 )	三)額	都	道 府	県	政 =	 令指定者	都市	中核市・	 特例市・都	市・町村
区分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
三 公営企業借換債	30,000	-	30,000	38,640	-	38,640	1,168	-	1,168	28,227	-	28,227	9,246	-	9,246
四 被災施設借換債	15,000	-	15,000	5,986	1,673	7,659	-	_	-	-	1,042	1,042	5,986	631	6,617
五 臨時財政対策債	2,435,700	3,697,600	6,133,300	2,362,340	3,557,060	5,919,400	839,259	2,918,525	3,757,784	182,356	462,431	644,787	1,340,724	176,104	1,516,828
六退職手当債	_	370,000	370,000	-	257,839	257,839	_	206,489	206,489	-	21,554	21,554	-	29,796	29,796
七減収補塡債	-	-	-	-	70,395	70,395	_	57,739	57,739	-	4,021	4,021	-	8,635	8,635
八国の予算等 貸付金債															
1 地方道路整備 臨時貸付金	_	-	-	(37,558)	-	(37,558)	(31,342)	-	(31,342)	(4,975)	-	(4,975)	(1,241)	-	(1,241)
2 中小企業高度 化資金貸付金	_	-	-	(52,927)	-	(52,927)	(52,927)	-	(52,927)	-	-	-	-	-	-
3 小規模企業者等設 備導入資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 土地区画整理 組合等貸付金	_	-	-	(266)	-	(266)	(88)	-	(88)	(35)	-	(35)	(143)	-	(143)
5 母子寡婦福祉 資金貸付金	_	-	-	(4,326)	-	(4,326)	(2,740)	-	(2,740)	(1,270)	-	(1,270)	(317)	-	(317)
6 災害援護資金 貸 付 金	_	-	-	(13,308)	_	(13,308)	(5,500)	_	(5,500)	(7,807)	-	(7,807)	(1)	-	(1)
7 都市開発資金 7 貸 付 金	_	_	-	(1,601)	-	(1,601)	-	_	-	(1,506)	-	(1,506)	(95)	-	(95)
8 市街地再開発 組合等貸付金	_	-	-	(118)	-	(118)	-	-	-	(118)	-	(118)	-	-	-
9 有料道路 (駐車場含 む。) 整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
10 埠頭整備等 資金貸付金	-	-	-	(3,855)	-	(3,855)	(536)	-	(536)	(3,319)	-	(3,319)	-	-	-
11 公害防止資金 貸 付 金	_	-	-	(1,913)	-	(1,913)	(1,913)	-	(1,913)	-	-	-	-	-	-
12 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 木材産業等高度化 推進資金貸付金	_	-	-	(412)	-	(412)	(412)	-	(412)	-	-	-	-	-	-
14 沿道整備資金 貸 付 金	_	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
15 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	_	-	-	(30)	-	(30)	-	_	-	-	-	-	(30)	_	(30)
16 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
17 就農支援資金 貸 付 金	-	-	-	(615)	-	(615)	(615)	-	(615)	-	-	-	-	-	-
18 日本政策金融公庫資金貸付金	_	-	-	(2,475)	-	(2,475)	(1,858)	-	(1,858)	(100)	-	(100)	(517)	-	(517)
19 連続立体交差 資金貸付金	_	-	-	(15)	-	(15)	-	-	-	(15)	-	(15)	-	-	-
20 都市環境維持・改 善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
≣†	(120,300)	-	(120,300)	(119,419)	-	(119,419)	(97,930)	-	(97,930)	(19,146)	-	(19,146)	(2,343)	-	(2,343)
総計	(120,300) 6,913,400	8,471,700	(120,300) 15,385,100		9,095,733	(119,419) 15,262,009	(97,930) 1,886,811	6,076,446	(97,930) 7,963,257	(19,146) 655,836	- 1,414,495	(19,146) 2,070,331	(2,343) 3,623,629	- 1,604,792	(2,343) 5,228,421

# 第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	午度	比	較	
区	分		都道府	「県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
使	用	料	440,800	68.4	1,002,326	73.1	1,443,126	71.6	1,438,269	71.6	4,857	0.3	△ 1.3
授	業	料	15,338	2.4	28,798	2.1	44,135	2.2	45,848	2.3	△ 1,713	△ 3.7	△ 8.3
高	等 学	校	3,390	0.5	359	0.0	3,749	0.2	3,862	0.2	△ 113	△ 2.9	△ 5.2
幼	稚	園	13	0.0	22,354	1.6	22,366	1.1	22,447	1.1	△ 81	△ 0.4	△ 1.1
そ	の	他	11,935	1.9	6,085	0.5	18,020	0.9	19,539	1.0	△ 1,519	△ 7.8	△ 15.8
保育	所 使月	月料	-	_	204,522	14.9	204,522	10.1	205,077	10.2	△ 555	△ 0.3	△ 1.6
公営	住宅使用	用料	242,857	37.7	313,546	22.9	556,403	27.6	550,338	27.4	6,065	1.1	△ 1.3
発電	水利使用	用料	32,355	5.0	_	_	32,355	1.6	32,502	1.6	△ 147	△ 0.5	0.2
そ	の	他	150,250	23.3	455,460	33.2	605,711	30.1	604,504	30.1	1,207	0.2	△ 0.8
手	数	料	203,911	31.6	368,429	26.9	572,340	28.4	570,482	28.4	1,858	0.3	△ 1.3
	受託事績る も	務に の	45,605	7.1	27,107	2.0	72,713	3.6	76,864	3.8	△ 4,151	△ 5.4	△ 2.3
自流係	台 事 務る も	にの	158,306	24.6	341,322	24.9	499,627	24.8	493,618	24.6	6,009	1.2	△ 1.2
合	計	-	644,711	100.0	1,370,755	100.0	2,015,466	100.0	2,008,751	100.0	6,715	0.3	△ 1.3

# 第29表 繰入金の状況

				平 成 24	年 度			平成 231	<b>主度</b>	比	較	
X	分	都道府	景	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの	の繰入金	58,515	2.6	78,377	5.4	136,892	3.7	92,125	2.7	44,767	48.6	△ 13.1
法 適公営企	用 の業会計	50,386	2.3	12,233	0.8	62,619	1.7	34,205	1.0	28,414	83.1	20.3
法 非 適公営企		8,086	0.4	33,124	2.3	41,210	1.1	27,631	0.8	13,579	49.1	△ 2.6
そ の	) 他	43	0.0	33,020	2.3	33,063	0.9	30,289	0.9	2,774	9.2	△ 38.5
基金からの	)繰入金	2,174,079	97.4	1,354,913	94.1	3,528,992	96.1	3,322,197	97.1	206,795	6.2	3.3
積立金取	双崩し額	2,110,348	94.5	1,271,105	88.3	3,381,453	92.1	3,208,308	93.8	173,145	5.4	22.9
そ の	) 他	63,731	2.9	83,808	5.8	147,539	4.0	113,889	3.3	33,650	29.5	△ 81.2
財産区からの	の繰入金	_	_	6,616	0.5	6,616	0.2	6,502	0.2	114	1.8	0.8
合	計	2,232,594	100.0	1,439,907	100.0	3,672,500	100.0	3,420,824	100.0	251,676	7.4	2.8

#### 第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

										I				
			/\			平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
	X	<u>.</u>	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財	j	産	収 入	213,765	3.9	365,067	11.9	578,833	7.5	528,249	6.4	50,584	9.6	△ 10.2
	財産	主運	用収入	102,348	1.9	146,920	4.8	249,268	3.2	244,821	2.9	4,447	1.8	△ 4.6
	財産	全 売	払収入	111,417	2.0	218,148	7.1	329,565	4.3	283,428	3.4	46,137	16.3	△ 14.4
寄		附	金	35,675	0.7	64,453	2.1	100,027	1.3	174,077	2.1	△ 74,050	△ 42.5	105.0
諸		収	入	5,226,943	95.4	2,638,991	86.0	7,054,015	91.2	7,614,421	91.6	△ 560,406	△ 7.4	△ 0.3
	延清 及	#金、 び	加算金 過 料	54,086	1.0	41,154	1.3	95,240	1.2	91,608	1.1	3,632	4.0	△ 0.7
	預	金	利 子	2,460	0.0	2,156	0.1	4,616	0.1	4,901	0.1	△ 285	△ 5.8	△ 12.9
	貸付	金元	記利収入	4,316,670	78.8	1,706,715	55.6	5,952,737	77.0	6,280,058	75.5	△ 327,321	△ 5.2	△ 1.3
	受訁	毛事	業収入	259,927	4.7	30,468	1.0	43,394	0.6	40,311	0.5	3,083	7.6	△ 5.4
	収記	益 事	業収入	304,877	5.6	98,141	3.2	403,018	5.2	434,079	5.2	△ 31,061	△ 7.2	10.4
	利子	割精	算金収入	2,140	0.0	-	_	_	_	_	_	_	_	-
	雑		入	286,783	5.2	760,356	24.8	555,010	7.2	763,463	9.2	△ 208,453	△ 27.3	2.6
	合		計	5,476,383	100.0	3,068,512	100.0	7,732,875	100.0	8,316,746	100.0	△ 583,871	△ 7.0	0.1

<sup>(</sup>注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

#### 第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

	国内総会		歳出	総額	国から	地方から		歳	出 純	i 計	額		純	計	国内総	 注産 (支	出側)
区分	(支出	側)	NA, LLI	小心 台只	地方に対	国に対す	玉		地	方	合	計	構反	龙比	に対	する	割合
	実 額 (A)	指数	国 (B)	地 方 (C)	する支出 (D)	る 支 出 (E)	(B)-(D)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	$\frac{(G)}{(A)}$	$\frac{(H)}{(A)}$
昭和10年度	167	_	22	21	3	0	19	-	21	-	40	_	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	-	31	-	101	_	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成14年度	4,980,088	2,469	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.5	18.7	30.3
15	5,018,891	2,488	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.1	18.2	29.3
16	5,027,608	2,493	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	11.9	17.9	29.8
17	5,053,494	2,505	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.1	17.7	29.8
18	5,091,063	2,524	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.8	17.3	29.0
19	5,130,233	2,543	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	12.0	17.1	29.1
20	4,895,201	2,427	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.7	18.1	30.7
21	4,739,339	2,350	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	15.0	20.0	35.0
22	4,802,325	2,381	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.8	19.6	33.3
23	4,736,691	2,348	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	14.5	20.3	34.8
24	4,725,965	2,343	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	14.4	20.2	34.7

<sup>(</sup>注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成14年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は 国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
2 国の歳出額は、平成24年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定のみ)、食料安定供給(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の7特別会計との純計決算額であり、平成23年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計と約納計決算額である。
3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債債還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
4 「地方から周に対するラセル」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の場別・対策取り、日本管理・

<sup>4 「</sup>地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及 び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

#### 第32表 平成24年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

				歳	出	合 i	 }		団から	11b- <del></del>	玉・	 地方	を通じ	る歳	出純計額	 頁	#V #5 #h	国の純計
					玉				国から 地方に	地方から国に	玉		地	方	総	額	総額中地方の	に占める 地方に対
区	5	r)	— 般	特別		うち	差引	地方	対する  支 出	対する  支 出	(A)-(C)	構成	(B) — (D)	構成	(E)+(F)	構成	占める 割合	する支出
			会 計	会 計	合 計	重複額	純 計 (A)	(B)	(C)	(D)	(E)	比	(F)	比	(G)	比	(F)/(G)	の割合 (C)/(A)
機	関	費	43,696		43,696	_	43,696	140,899	10,716	_	32,979	4.8	140,899	14.8	173,878	10.6	81.0	24.5
	般行』	0費	13,584	-	13,584	_	13,584	80,438	9,691	_	3,893	0.6	80,438	8.4	84,332	5.1	95.4	71.3
司法	警察消	紡費	14,806	-	14,806	_	14,806	50,911	1,024	_	13,782	2.0	50,911	5.3	64,693	4.0	78.7	6.9
外	交	費	7,835	-	7,835	_	7,835	_	_	_	7,835	1.1	_	_	7,835	0.5	_	_
徴	税	費	7,327	-	7,327	_	7,327	9,550	1	_	7,326	1.1	9,550	1.0	16,875	1.0	56.6	0.0
貨	幣製油	告費	143	-	143	_	143	_	_	_	143	0.0	_	_	143	0.0	_	_
地方	財政	女費	169,010	549,299	718,308	509,724	208,585	-	206,888	-	1,697	0.2	_	-	1,697	0.1	-	99.2
防	衛	費	47,710	835	48,545	673	47,872	_	335	-	47,537	7.0	_	-	47,537	2.9	_	0.7
国土保	全及び閉	発費	57,617	44,982	102,599	31,750	70,849	136,033	30,720	9,308	40,129	5.9	126,725	13.3	166,854	10.2	75.9	43.4
国	土保3	全費	8,439	9,412	17,851	7,408	10,443	18,405	4,788	2,327	5,655	0.8	16,078	1.7	21,733	1.3	74.0	45.8
玉	土開着	発費	40,176	35,569	75,745	24,341	51,404	107,652	19,785	6,838	31,619	4.6	100,814	10.6	132,433	8.1	76.1	38.5
災	害復	日費	7,465	-	7,465	_	7,465	9,976	6,147	143	1,318	0.2	9,833	1.0	11,151	0.7	88.2	82.3
そ	の	他	1,537	1	1,538	1	1,537	-	-	_	1,537	0.3	_	-	1,537	0.1	-	_
産業	経済	青費	48,277	21,106	69,382	6,126	63,256	73,994	3,449	-	59,807	8.8	73,993	7.7	133,801	8.2	55.3	5.5
農村	林水産	業費	22,984	-	22,984	_	22,984	11,975	2,354	-	20,630	3.0	11,975	1.3	32,605	2.0	36.7	10.2
商	I	費	25,293	21,106	46,399	6,126	40,272	62,018	1,095	-	39,178	5.7	62,018	6.5	101,196	6.2	61.3	2.7
教	育	費	57,505	1,513	59,018	1,219	57,798	165,748	25,678	_	32,121	4.7	165,748	17.4	197,868	12.1	83.8	44.4
学	校教育	育費	43,600	21	43,621	17	43,604	130,985	23,474	_	20,130	2.9	130,985	13.7	151,115	9.2	86.7	53.8
社:	会教育	育費	1,514	1,492	3,006	1,202	1,804	11,407	416	-	1,388	0.2	11,407	1.2	12,794	0.8	89.2	23.1
そ	の	他	12,391	-	12,391	_	12,390	23,356	1,788	_	10,603	1.6	23,356	2.5	33,959	2.1	68.8	14.4
社会係	<b>保障関</b>	係費	299,981	16,050	316,030	13,388	302,642	317,203	84,283	_	218,360	32.0	317,203	33.2	535,563	32.7	59.2	27.8
民	生	費	273,201	15,669	288,870	13,081	275,788	244,753	76,058	_	199,731	29.3	244,753	25.6	444,483	27.1	55.1	27.6
衛	生	費	4,992	381	5,373	307	5,066	61,565	4,112	_	954	0.1	61,565	6.4	62,519	3.8	98.5	81.2
住	宅	費	1,269	-	1,269	_	1,269	9,914	977	_	292	0.0	9,914	1.0	10,206	0.6	97.1	77.0
そ	の	他	20,519		20,518	_	20,519	971	3,136		17,383	2.6	971	0.2	18,355	1.2	5.3	15.3
恩	給	費	5,697	-	5,697	_	5,697	215	_	_	5,697	0.8	215	0.0	5,911	0.4	3.6	_
公	債	費	210,107	10,259	220,366	8,268	212,099	130,087	90	_	212,008	31.0	130,087	13.6	342,095	20.9	38.0	0.0
前年度	繰上充	用金	-	_	_	_	_	7	-	-	_	-	7	0.0	7	0.0	100.0	-
そ	の	他	31,272	6,189	37,463	4,988	32,475	-	-	-	32,475	4.8	_	0.0	32,476	1.9	-	_
合			970,872	650,233	1,621,104	576,136	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	100.0	954,877	100.0	1,637,687	100.0	58.3	34.7

<sup>(</sup>注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の7特別会計との純計決算

会部 (国営工地及民事業制定のが)、国有林野事業特別会部 (旧沼田制定の一部)、社会資本登帰事業特別会部、東日本人震火復興特別会部の7特別会部との続語、栄育なる。
2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額)で、地方の歳出決算額によっている。

### 第33表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総 括 (単位 億円・%)

	平成	20.午午	21 左座	22年度	22年度	24年度		対前	1年度	き増 🧵	咸 率			構	). J		比	
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
公的支出	1,153,906	1,141,504	1,170,345	1,168,174	1,175,300	1,181,233	0.6	△ 1.1	2.5	△ 0.2	0.6	0.5	22.5	23.3	24.7	24.3	24.8	25.0
中央	243,265	239,139	241,090	220,915	217,974	216,671	2.9	△ 1.7	0.8	△ 8.4	△ 1.3	△ 0.6	4.7	4.9	5.1	4.6	4.6	4.6
最終消費 支 出		163,603	160,063	149,762	149,286	147,824	2.1	△ 1.1	△ 2.2	△ 6.4	△ 0.3	△ 1.0	3.2	3.3	3.4	3.1	3.2	3.1
総資本 形 成		75,536	81,027	71,153	68,688	68,847	4.7	△ 2.9	7.3	△12.2	△ 3.5	0.2	1.5	1.5	1.7	1.5	1.5	1.5
地方	557,122	541,148	553,398	556,915	553,256	550,080	△ 2.2	△ 2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	10.9	11.1	11.7	11.6	11.7	11.6
最終消費 支 出		404,665	406,959	415,734	413,657	409,401	△ 0.7	△ 2.3	0.6	2.2	△ 0.5	△ 1.0	8.1	8.3	8.6	8.7	8.7	8.7
総資本 形 成		136,483	146,439	141,181	139,599	140,679	△ 6.4	△ 4.5	7.3	△ 3.6	△ 1.1	0.8	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	3.0
社会保障基 金		361,217	375,857	390,342	404,071	414,483	3.7	2.2	4.1	3.9	3.5	2.6	6.9	7.4	7.9	8.1	8.5	8.8
最終消費 支 出		360,682	375,366	389,909	403,640	414,089	3.7	2.2	4.1	3.9	3.5	2.6	6.9	7.4	7.9	8.1	8.5	8.8
総資本 形 成		535	491	433	431	394	△ 4.5	△ 17.8	△ 8.2	△11.8	△ 0.5	△ 8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総生産(支出側)	5,130,233	4,895,201	4,739,339	4,802,325	4,736,691	4,725,965	0.8	△ 4.6	△ 3.2	1.3	△ 1.4	△ 0.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

<sup>(</sup>注)「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分 (単位 億円・%)

区分	平成	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		対前	5年月	度増 🧵	咸率			構	F.	戉	比	
	19年度	20 1/32	21 1/2	22 1/2	23 112	21112	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
普通会計	495,141	478,529	494,156	501,487	499,678	495,281	△ 1.8	△ 3.4	3.3	1.5	△ 0.4	△ 0.9	88.9	88.4	89.3	90.0	90.3	90.0
(歳 出)	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	160.0	165.7	173.7	170.2	175.3	175.3
(控 除)	396,335	418,386	466,908	446,263	470,348	468,905	2.2	5.6	11.6	△ 4.4	5.4	△ 0.3	71.1	77.3	84.4	80.1	85.0	85.2
最終消費 支 出	399,816	389,347	393,163	403,325	401,966	397,858	△ 0.6	△ 2.6	1.0	2.6	△ 0.3	△ 1.0	71.8	71.9	71.0	72.4	72.7	72.3
総資本 形成	95,325	89,182	100,993	98,162	97,712	97,423	△ 6.5	△ 6.4	13.2	△ 2.8	△ 0.5	△ 0.3	17.1	16.5	18.2	17.6	17.7	17.7
非企業会計	31,191	30,429	28,200	24,561	22,731	22,687	△ 7.2	△ 2.4	△ 7.3	△12.9	△ 7.5	△ 0.2	5.6	5.6	5.1	4.4	4.1	4.1
最終消費 支 出	10,670	10,994	9,772	8,581	7,567	7,611	△ 7.7	3.0	△11.1	△12.2	△11.8	0.6	1.9	2.0	1.8	1.5	1.4	1.4
総資本 形成	20,521	19,435	18,428	15,980	15,164	15,076	△ 7.0	△ 5.3	△ 5.2	△13.3	△ 5.1	△ 0.6	3.7	3.6	3.3	2.9	2.7	2.7
その他	3,935	4,900	4,703	4,148	4,719	4,316	8.0	24.5	△ 4.0	△11.8	13.8	△ 8.5	0.7	0.9	0.8	0.7	0.9	0.8
最終消費 支 出	3,723	4,323	4,024	3,828	4,124	3,932	9.0	16.1	△ 6.9	△ 4.9	7.7	△ 4.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
総資本 形成	212	577	679	320	595	384	△ 6.6	172.2	17.7	△52.9	85.9	△ 35.5	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
公的企業	26,856	27,289	26,339	26,719	26,128	27,795	△ 5.6	1.6	△ 3.5	1.4	△ 2.2	6.4	4.8	5.0	4.8	4.8	4.7	5.1
総資本 形成	26,856	27,289	26,339	26,719	26,128	27,795	△ 5.6	1.6	△ 3.5	1.4	△ 2.2	6.4	4.8	5.0	4.8	4.8	4.7	5.1
地方の公的 支 出	557,122	541,148	553,398	556,915	553,256	550,080	△ 2.2	△ 2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費 支 出	414,209	404,665	406,959	415,734	413,657	409,401	△ 0.7	△ 2.3	0.6	2.2	△ 0.5	△ 1.0	74.3	74.8	73.5	74.6	74.8	74.4
総資本 形成	142,913	136,483	146,439	141,181	139,599	140,679	△ 6.4	△ 4.5	7.3	△ 3.6	△ 1.1	0.8	25.7	25.2	26.5	25.4	25.2	25.6

資料

### 第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

				<del>ग</del>	成 24	年月	·····································							比	í		較		
区		分	都道府	: 18	市町	村	純計	額	平成23:		抽	減額	坩		減	率		F度増》	咸率
			即但的	乐	נש נוו	ሆነ	水七 日	包			坦	//仪。 合只	都府		市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議	会	費	78,624	0.2	372,728	0.7	450,061	0.5	500,340	0.5	Δ	50,279	Δ,	5.2	△ 10.9	△ 10.0	10.3	27.8	24.5
総	務	費	3,078,431	6.2	7,528,879	13.9	9,961,845	10.3	9,345,975	9.6		615,870		9.2	15.0	6.6	△ 11.8	△ 3.1	△ 6.5
民	生	費	7,302,388	14.8	18,457,271	34.1	23,152,326	24.0	23,182,534	23.9	Δ	30,208	Δ.	2.5	1.9	△ 0.1	16.8	6.5	8.8
衛	生	費	1,918,567	3.9	4,395,727	8.1	5,993,241	6.2	6,743,245	7.0	Δ	750,004	△ 2	4.6	△ 1.3	△ 11.1	48.5	4.4	16.0
労	働	費	651,700	1.3	241,032	0.4	768,688	0.8	993,750	1.0	Δ	225,062	△ 2	6.7	△ 26.0	△ 22.6	29.4	12.6	23.0
農林	水産業	美 費	2,328,369	4.7	1,219,590	2.3	3,181,270	3.3	3,207,580	3.3	Δ	26,310	Δ	1.6	3.9	△ 0.8	0.1	△ 5.4	△ 1.2
商	エ	費	4,304,034	8.7	1,949,727	3.6	6,206,903	6.4	6,547,758	6.8	Δ	340,855	Δ.	5.3	△ 4.9	△ 5.2	3.4	0.1	2.3
土	木	費	5,304,693	10.7	6,136,714	11.3	11,242,282	11.7	11,284,876	11.6	Δ	42,594	Δ ,	2.0	1.5	△ 0.4	△ 5.3	△ 5.9	△ 5.6
消	防	費	218,175	0.4	1,772,595	3.3	1,906,771	2.0	1,838,835	1.9		67,936		0.1	4.4	3.7	1.6	3.7	3.4
警	察	費	3,188,264	6.4	-	-	3,188,145	3.3	3,217,004	3.3	Δ	28,859	Δ	0.9	_	△ 0.9	0.0	_	0.0
教	育	費	10,862,666	22.0	5,364,645	9.9	16,147,943	16.7	16,176,813	16.7	Δ	28,870	Δ	1.1	1.9	△ 0.2	0.6	△ 5.9	△ 1.6
災害	復旧	費	606,061	1.2	469,455	0.9	971,155	1.0	763,281	0.8		207,874	4	8.3	15.7	27.2	369.8	342.8	377.2
公	債	費	7,002,324	14.2	6,065,852	11.2	13,008,705	13.5	12,959,464	13.4		49,241		2.5	△ 2.1	0.4	0.3	△ 0.8	△ 0.2
諸	支 出	金	48,331	0.1	201,518	0.4	238,539	0.2	239,266	0.2	Δ	727	Δ	0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 7.0	△ 0.3	△ 3.1
前年度	繰上充	用金	_	-	681	0.0	681	0.0	1,924	0.0	Δ	1,243		-	△ 64.6	△ 64.6	_	△ 60.5	△ 60.5
利子	割交付	寸 金	57,259	0.1	_	-	_	_	_	-		-	△ 1	1.3	_	_	△ 16.1	_	-
配当	割交付	寸 金	41,391	0.1	_	_	_	_	-	-		-		5.0	_	_	18.5	_	_
株式等譲	渡所得割る	を付金	11,080	0.0	_	-	_	_	_	-		-	1.	2.3	_	_	△ 17.2	_	_
地方消	費税交	付金	1,265,569	2.6	-	-	_	_	_	-		-		0.0	-	_	△ 0.5	_	_
ゴルフ場	易利用税交	を付金	35,371	0.1	-	-	_	_	_	-		-	Δ	0.6	-	_	△ 7.4	_	_
特別地方	可消費税交	村金	1	0.0	-	_	_	_	_	-		-	Δ	0.0	_	_	△ 50.0	_	_
自動車	取得税交	付金	146,414	0.3	_	_	_	_	_	-		-	2	7.0	_	_	△ 16.6	_	_
軽油引	取税交	付金	127,083	0.3	-	-	_	_	_	-		-		4.3	_	_	1.1	-	_
特別区則	才政調整交	₹付金	905,047	1.8	-	_	-	_	_	_		-		2.1	_	_	2.2	_	_
歳し	出合	計	49,481,842	100.0	54,176,411	100.0	96,418,554	100.0	97,002,646	100.0	Δ	584,092	Δ .	2.9	2.4	△ 0.6	3.9	1.5	2.4

第34表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

57		分		決	算	<b></b>	額			抖	ii	*************************************	Ż	
X		<i>ח</i>	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19	20	21	22	23	24
議	会	費	435,711	428,366	414,221	401,860	500,340	450,061	100	98	95	92	115	103
総	務	費	8,905,803	8,919,649	10,718,365	9,999,758	9,345,975	9,961,845	100	100	120	112	105	112
民	生	費	16,976,069	17,821,099	19,767,874	21,316,337	23,182,534	23,152,326	100	105	116	126	137	136
衛	生	費	5,435,815	5,390,177	5,971,517	5,812,417	6,743,245	5,993,241	100	99	110	107	124	110
労	働	費	275,910	663,040	918,764	808,224	993,750	768,688	100	240	333	293	360	279
農材	水産	業費	3,452,395	3,286,662	3,552,987	3,245,780	3,207,580	3,181,270	100	95	103	94	93	92
商	エ	費	4,949,469	5,327,671	6,575,008	6,398,367	6,547,758	6,206,903	100	108	133	129	132	125
土	木	費	13,390,730	12,871,235	13,292,043	11,959,157	11,284,876	11,242,282	100	96	99	89	84	84
消	防	費	1,819,832	1,799,613	1,827,770	1,779,224	1,838,835	1,906,771	100	99	100	98	101	105
警	察	費	3,374,496	3,324,373	3,312,129	3,216,373	3,217,004	3,188,145	100	99	98	95	95	94
教	育	費	16,431,769	16,146,676	16,438,041	16,446,685	16,176,813	16,147,943	100	98	100	100	98	98
そ	の	他	13,699,616	13,712,916	13,317,730	13,390,832	13,963,936	14,219,079	100	100	97	98	102	104
歳	出合	計	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	100	101	108	106	109	108

(単位 %)

×		分		決	算 額	構成	比			増	洞		率	
		נע	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
議	会	費	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	△ 4.5	△ 1.7	△ 3.3	△ 3.0	24.5	△ 10.0
総	務	費	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	3.3	0.2	20.2	△ 6.7	△ 6.5	6.6
民	生	費	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	4.4	5.0	10.9	7.8	8.8	△ 0.1
衛	生	費	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	△ 1.4	△ 0.8	10.8	△ 2.7	16.0	△ 11.1
労	働	費	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	△ 6.9	140.3	38.6	△ 12.0	23.0	△ 22.6
農材	水産	業費	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	△ 8.0	△ 4.8	8.1	△ 8.6	△ 1.2	△ 0.8
商	エ	費	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	4.2	7.6	23.4	△ 2.7	2.3	△ 5.2
土	木	費	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	△ 3.3	△ 3.9	3.3	△ 10.0	△ 5.6	△ 0.4
消	防	費	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	0.5	△ 1.1	1.6	△ 2.7	3.4	3.7
警	察	費	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	0.6	△ 1.5	△ 0.4	△ 2.9	0.0	△ 0.9
教	育	費	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	△ 0.2	△ 1.7	1.8	0.1	△ 1.6	△ 0.2
そ	の	他	15.4	15.3	13.9	14.0	14.4	14.8	△ 2.7	0.1	△ 2.9	0.5	4.3	1.8
歳	出合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6

# 第34表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

てい3 別源/	30/							I			(1	<b>丰1</b> 业	日力片	70)
		金				額				構	成	比		
	平成14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	14	19	20	21	22	23	24
議会費	562,517	435,711	428,366	414,221	401,860	500,340	450,061	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5
財 国庫支出金源 地 方 債	7	4 4	16 7	23 22	21 62	58 777	3 417	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	562,141	435,291	428,033	413,846	401,433	498,706	448,969	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5
訳(その他	369	412	310	330	344	799	672	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総 務 費	8,555,941	8,905,803	8,919,649	10,718,365	9,999,758	9,345,975	9,961,845	9.0	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3
財(国庫支出金	91,660	169,541	186,098	1,389,246	360,656	710,059	1,473,471	0.1	0.2	0.2	1.4	0.4	0.7	1.5
源 地 方 債 内 一般財源等	423,633 7,433,401	755,261 7.403.660	595,132 7,511,900	522,393 7,896,148	540,676 8,496,383	426,092 7.480.671	558,328 7,093,666	0.4 7.8	0.8	0.7 8.4	0.5 8.2	0.6 9.0	0.4 7.7	0.6 7.4
訳その他	607,247	577,341	626,519	910,578	602,043	729,153	836,380	0.7	0.7	0.6	1.1	0.6	0.8	0.8
民 生 費	14,303,211	16,976,069	17,821,099	19,767,874	21,316,337	23,182,534	23,152,326	15.1	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0
財(国庫支出金	3,871,212	3,893,624	4,303,819	5,826,881	6,188,298	7,345,768	6,932,980	4.1	4.4	4.8	6.1	6.5	7.6	7.2
源地方債	337,352	116,047	119,213	116,128	149,213	230,052	205,498	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
内 一般財源等 訳 その他	9,057,741 1,036,906	11,961,834 1,004,564	12,415,500 982,567	12,667,224 1,157,641	13,535,811 1,443,015	13,991,880 1,614,834	14,443,386 1,570,462	9.6	13.4	13.8	1.2	14.5	14.4 1.7	15.0 1.6
衛生費	6,454,941	5,435,815	5,390,177	5,971,517	5,812,417	6,743,245	5,993,241	6.8	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2
財(国庫支出金	481,107	307,723	347,032	770,114	537,429	1,199,986	564,846	0.5	0.3	0.4	0.8	0.6	1.2	0.6
源地方債	801,514	269,873	252,563	274,274	288,950	305,805	319,625	0.8	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内一般財源等訳をの他	4,429,967	4,175,035	4,064,992	4,186,533	4,161,688	4,214,624	4,048,414	4.7	4.7	4.5	4.4	4.4	4.3	4.2
訳しその他労働費	742,353 487,473	683,184 275,910	725,590 663,040	740,596 918,764	824,350 808,224	1,022,830 993,750	1,060,356 768.688	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	1.2	1.1 0.8
財(国庫支出金	132,329	28,680	425,798	526,699	269,398	382,540	298,723	0.5	0.0	0.7	0.5	0.3	0.4	0.3
源地方債	10,490	11,689	3,268	5,866	4,844	2,030	6,985	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	143,619	144,529	140,901	142,421	136,406	119,352	130,126	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
訳しその他	201,035	91,012	93,073	243,778	397,576	489,828	332,854	0.2	0.1	0.0	0.4	0.5	0.5	0.4
農林水産業費財(国庫支出金	5,155,220 1,378,448	3,452,395 777,954	3,286,662 733,433	3,552,987 904,347	3,245,780 688,714	3,207,580 749,360	3,181,270 788,872	5.4 1.5	3.9 0.9	3.7 0.8	3.7 0.9	3.4 0.7	3.3	3.3 0.8
財 国庫支出金 源 地 方 債	1,126,784	529,981	475,694	486,966	437,732	404,388	410,324	1.2	0.6	0.5	0.5	0.7	0.4	0.4
内一般財源等	1,948,239	1,623,309	1,576,485	1,625,769	1,597,294	1,495,469	1,429,360	2.1	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5
訳しその他	701,749	521,151	501,050	535,905	522,040	558,363	552,714	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
商工費	4,983,219	4,949,469	5,327,671	6,575,008	6,398,367	6,547,758	6,206,903	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4
財 (国庫支出金源) 地 方 債	62,016 133,240	20,300 246,936	34,508 145,675	191,341 167,971	22,030 91,289	63,064 189,988	108,073 150,196	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1
内一般財源等	1,057,810	1,026,092	1,138,329	1,152,288	1,129,422	1,149,377	1,098,209	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1
訳しその他	3,730,153	3,656,141	4,009,159	5,063,408	5,155,626	5,145,329	4,850,425	4.0	4.1	4.4	5.2	5.5	5.3	5.0
土 木 費	17,671,998	13,390,730	12,871,235	13,292,043	11,959,157	11,284,876	11,242,282	18.6	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7
財(国庫支出金	2,334,865 5,879,976	1,645,765 3,760,653	1,579,300 3,739,089	1,608,367 3,877,169	1,257,423 3,172,795	1,733,349 2,945,746	1,839,889 3,045,846	2.5 6.2	1.8 4.2	1.8 4.2	1.7 4.0	1.3	1.8 3.0	1.9 3.2
源 地 方 債 内 一般財源等	7,221,931	6,296,535	5,989,145	6,298,100	6,126,715	5,237,220	4,986,312	7.6	7.1	6.7	6.6	6.5	5.4	5.2
訳(その他	2,235,226	1,687,777	1,563,701	1,508,407	1,402,224	1,368,561	1,370,235	2.3	1.9	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4
消 防 費	1,859,289	1,819,832	1,799,613	1,827,770	1,779,224	1,838,835	1,906,771	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0
財(国庫支出金	22,930	24,879	14,971	18,576	16,502	16,973	32,398	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
源 地 方 債 内 一般財源等	103,382 1,691,059	99,218 1,671,508	96,456 1,648,278	106,911 1,663,738	97,749 1,621,914	124,623 1,637,464	206,368 1,589,422	0.1	0.1 1.9	0.1	0.1 1.7	0.1 1.7	0.1 1.7	0.2 1.6
訳(その他	41,918	24,227	39,908	38,545	43,059	59,775	78,583	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
警察費	3,407,340	3,374,496	3,324,373	3,312,129	3,216,373	3,217,004	3,188,145	3.6	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3
財(国庫支出金	64,313	60,903	68,328	64,691	66,023	71,220	67,930	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源 地 方 債 内 一般財源等	79,970	137,768	133,383 2,953,896	119,885	64,484	85,703	90,954	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一般財源等   訳   その他	3,090,729 172,328	2,990,752 185,073	2,953,896 168,766	2,946,029 181,524	2,903,832 182,034	2,880,471 179,610	2,861,861 167,400	3.3 0.1	3.4 0.1	3.3 0.2	3.1 0.1	3.1	3.0 0.1	3.0 0.1
教育費	17,654,384	16,431,769	16,146,676	16,438,041	16,446,685	16,176,813	16,147,943	18.6	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7
財(国庫支出金	3,385,119	2,092,368	2,110,416	2,394,180	2,700,073	2,469,863	2,420,729	3.6	2.3	2.4	2.5	2.8	2.5	2.5
源地方債	857,733	854,162	879,585	797,180	779,550	857,315	1,017,899	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	1.1
内 一般財源等 訳 その他	12,422,718 988,814	12,666,201 819,038	12,350,517 806,158	12,375,278 871,403	12,350,056 617,006	12,210,410 639,225	12,068,672 640,643	13.1	14.2 0.9	13.8	12.9 0.9	13.0	12.6 0.7	12.5
その他	13,743,885	13,699,616	13,712,916	13,317,730	13,390,832	13,963,936	14,219,079	14.5	15.4	15.3	13.9	14.0	14.4	14.8
財(国庫支出金	225,585	231,461	123,157	79,615	91,961	374,519	568,149	0.1	0.4	0.1	0.1	0.2	0.4	0.7
源地方債	154,152	141,064	125,226	111,294	103,355	137,863	165,216	0.2	0.2	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1
内 一般財源等 訳 その他	12,551,651	12,661,352	12,760,555	12,510,287	12,623,615	12,798,380	12,585,565	13.1	14.0	14.1	13.0	13.3	13.3	13.0
	812,497	665,739	703,978	616,534	571,901	653,174	900,149	1.1	8.0	1.0	0.5			1.0
歳出合計	94,839,418		89,691,477			97,002,646	96,418,554						100.0	
財 (国庫支出金源 地方 債	12,049,584 9,908,233	9,253,202 6,922,656	9,926,876 6,565,291	13,774,080 6,586,059	12,198,528 5,730,699	15,116,759 5,710,382	15,096,063 6,177,656	12.7 10.4	10.4 7.8	11.1 7.3	14.3 6.9	12.9 6.0	15.6 5.9	15.7 6.4
内一般財源等	61,611,006	63,056,098	62,978,531	63,877,661	65,084,569	63,714,024	62,783,962	65.0	70.7	70.2	66.5	68.7	65.7	65.1
訳(その他	11,270,595	9,915,659	10,220,779	11,868,649	11,761,218	12,461,481	12,360,873	11.9	11.1	11.4	12.3	12.4	12.8	12.8

# 第35表 団体種類別目的別歳出の状況

									曲井北立					
	>	₹	分		議会費	総務費	民 生 費	衛生費	農林水産  業 費	土木費	教 育 費	公 債 費	その他	歳出合計
		政令	指定	都市	330	10,318	44,240	8,620	702	17,209	10,411	16,013	15,075	122,918
		中	核	市	329	6,803	23,157	5,161	779	7,228	5,980	6,963	4,755	61,155
		特	例	市	225	4,027	13,020	3,178	530	4,490	3,652	3,724	2,762	35,608
	平	都		市	1,844	33,465	72,095	18,822	6,212	23,166	23,270	23,788	17,060	219,722
	平成24年度	中	都	市	673	12,294	34,123	8,039	1,658	10,148	10,163	9,432	6,769	93,299
	年	小	都	市	1,170	21,171	37,971	10,783	4,553	13,017	13,107	14,356	10,295	126,423
決	反	<b>B</b> J		村	794	13,771	15,360	5,379	3,938	6,224	6,825	7,135	5,649	65,075
			(1万人		486	8,935	11,230	3,569	2,049	4,021	4,725	4,546	3,596	43,157
算		1	(1万人		307	4,836	4,130	1,811	1,889	2,203	2,101	2,589	2,052	21,918
		合	₩. Ċ. :	計	3,522	68,384	167,872	41,161	12,161	58,316	50,138	57,622	45,302	504,478
額		以令中	指定: 核		346	8,956	42,461	9,018	658	16,946	9,803	15,733	15,907	119,828
		特	例	市市	375 256	6,324 3,970	23,293 13,112	5,588 3,168	824 479	7,669 4,442	6,036 3,691	7,310 3,733	4,874 2,828	62,293 35,679
(億円)	_	都	נילו	市	2,087	28,733	70,983	18,851	5,945	22,496	22,852	24,243	16,926	213,116
	平成	中中	都	市	762	11,396	33,675	8,081	1,613	10,065	10,257	9,681	6,957	92,487
	23	小	都	市	1,325	17,337	37,308	10,771	4,332	12,431	12,595	14,562	9,968	120,629
	-成23 年度	B]	יום	村	893	10,770	14,927	5,504	3,796	5,956	6,714	7,439	5,389	61,388
		_	(1万人		551	6,680	11,021	3,707	2,010	3,943	4,647	4,723	3,459	40,741
			(1万人		342	4,089	3,906	1,797	1,787	2,012	2,067	2,716	1,931	20,647
		合	(.,,,,,	計	3,958	58,753	164,777	42,130	11,703	57,509	49,097	58,457	45,920	492,304
			指定		9.4	15.1	26.4	20.9	5.8	29.5	20.8	27.8	33.3	24.4
		中	核	市	9.4	9.9	13.8	12.5	6.4	12.4	11.9	12.1	10.5	12.1
		特	例	市	6.4	5.9	7.8	7.7	4.4	7.7	7.3	6.5	6.1	7.1
	亚	都		市	52.3	48.9	42.9	45.7	51.1	39.7	46.4	41.3	37.7	43.6
	平成24年度	中	都	市	19.1	18.0	20.3	19.5	13.6	17.4	20.3	16.4	14.9	18.5
	年	小	都	市	33.2	31.0	22.6	26.2	37.4	22.3	26.1	24.9	22.7	25.1
構	度	⊞Ţ		村	22.5	20.1	9.1	13.1	32.4	10.7	13.6	12.4	12.5	12.9
		町村	(1万人	以上)	13.8	13.1	6.7	8.7	16.8	6.9	9.4	7.9	7.9	8.6
		T/A/T/RI	(1万人	十:#1	8.7	7.1	2.5	4.4	15.5	3.8	4.2	4.5	4.5	4.3
			ハハ											
成		合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成		合政令	指定	都市	100.0 8.8	<b>100.0</b> 15.2	<b>100.0</b> 25.8	<b>100.0</b> 21.4	<b>100.0</b> 5.6	<b>100.0</b> 29.5	<b>100.0</b> 20.0	<b>100.0</b> 26.9	<b>100.0</b> 34.6	100.0 24.3
比		合 政令 中	指定	計 都市 市	100.0 8.8 9.5	100.0 15.2 10.8	100.0 25.8 14.1	100.0 21.4 13.3	100.0 5.6 7.0	100.0 29.5 13.3	100.0 20.0 12.3	100.0 26.9 12.5	100.0 34.6 10.6	100.0 24.3 12.7
比		合 政令 中 特	指定	計 都市 市 市	8.8 9.5 6.5	100.0 15.2 10.8 6.8	25.8 14.1 8.0	100.0 21.4 13.3 7.5	5.6 7.0 4.1	100.0 29.5 13.3 7.7	100.0 20.0 12.3 7.5	100.0 26.9 12.5 6.4	34.6 10.6 6.2	100.0 24.3 12.7 7.2
	平台	合 政 中 特 都	指 定: 核 例	計 都市 市 市	8.8 9.5 6.5 52.7	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3
比	平成23	合 政 中 特 都 中	指 定 <sup>:</sup> 核 例 都	都市市市市市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4	25.8 14.1 8.0 43.1 20.4	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2	5.6 7.0 4.1 50.8 13.8	29.5 13.3 7.7 39.1 17.5	20.0 12.3 7.5 46.5 20.9	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8
比	平成23年度	合 政 中 特 都 中 小	指 定: 核 例	都市市市市市市	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6	5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0	29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5
比	平成23年度	合 政 中 特 都 中 小 町	指核例 都都	都市市市市市市村	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3	25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4	20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5
比	平成23年度	合 政中特都 中小 町村	指核例都都(1万人	都市市市市市村上	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4	25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9	20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3
比	平成23年度	合政中特都中小町町村村	指核例 都都	都市市市市市村以入満)	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3	29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5	20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2
比	平成23年度	合政中特都中小町町合	指 核 例 都 都 (1 万人	都市市市市市村上満計	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0	25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9	20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0
比(%)	平成23年度	合政中特都中小町町合	指核例都都(1万人	都市市市市市村上満計	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2
比(%)		合政中特都中小町町合政	指核例 都都 八八 指定	都 以未 都計市市市市市村上 満計市	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0
比(%)	 	合政中特都 町 合 政中	指核例 都都 万万 定核	都以未都以未都市市市村上海計市市	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832 △ 119	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 △ 1,138
比(%)		合政中特都 町 合政中特 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	指核例 都都 万万 定核	都以未都以未而市市市村上灣計市市市市	100.0 8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832 △ 119 △ 66	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71
比(%)	 	合政中特都 町 合政中特都	指核例 都都 八八 指核例	都 以未 都 以未 都市市市市市村上満計市市市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832 △ 119 △ 66 134	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 △ 1,138 △ 71 6,606
比(%)	 	合政中特都 町 合政中特都中 町町村 令	指核例 都都 万万 定核例 都	都 以未 都 以未 都	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 △ 1,138 △ 71 6,606 812
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町町	指核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定	都 以未 都 以未 的 以未 以表 的 以未 的 以未 的 以未 的 的 以 以 以 的 的 的 的 的 的 的	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512	26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206	100.0 34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町町	指核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 的 以未 以表 的 以未 的 以未 的 以未 的 的 以 以 以 的 的 的 的 的 的 的	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512	26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合合政中特都 中小 町町 合中小 村村	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 二	都 以未 都 以未計市市市市市市村以满計	100.0  8.8  9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 △ 125 △ 138 14 △ 969	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121 △ 618	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都中小 町町 合政中特都 中小 村村 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 1111111111111111111111111111111	都 以未 都 以未 都計市市市市市市村以前計市市市市市市村以前計市市市市市市村以前計市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 4.6	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835 1.8	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121 △ 618 △ 5.2	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1.138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核	都 以未 都 以未 都計市市市市市市村以前計市市	100.0  8.8  9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0  △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 4.6 △ 12.3	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835 1.8 △ 4.7	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121 △ 618 △ 5.2 △ 2.4	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特合政中特都 中小 町町 合政中特都 中小 町町 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 1111111111111111111111111111111	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以為計市市市市市市村以為計市市市市市村以為計市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 4.6 △ 12.3 △ 12.1	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835 1.8 △ 4.7 △ 0.2	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121 △ 618 △ 5.2 △ 2.4 △ 2.3	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以為計市市市市市市村以為計市市市市市村以為計市市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △832 △119 △66 134 △188 327 260 137 121 △618 △5.2 △2.4 △2.3 0.8	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都中小 町町 合 中小 村村 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都 人人 "" 人人 ""	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市市村以満計市市市市市村以満計市市市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6 △ 11.7	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5 7.9	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6 1.3	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2 △ 0.5	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5 2.8	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0 0.8	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8 △ 0.9	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9 △ 2.6	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0 △832 △119 △66 134 △188 327 260 137 121 △618 △5.2 △2.4 △2.3 0.8 △2.7	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都中小 町町 合 中小 村村 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市村以満計市市市市市市市村以満計市市市市村以満計市市市市市	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6 △ 11.7 △ 11.7	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5 7.9 22.1	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6 1.3 1.8	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2 △ 0.5 0.1	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5 2.8 5.1	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0 0.8 4.7	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8 △ 0.9 4.1	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △ 832 △ 119 △ 66 134 △ 188 327 260 137 121 △ 618 △ 5.2 △ 2.4 △ 2.3 0.8 △ 2.7 3.3	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市村以満計市市市市村	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 4.6 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6 △ 11.7 △ 11.7 △ 11.1	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5 7.9 22.1 27.9	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6 1.3 1.8 2.9	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2 △ 0.5 0.1 △ 2.3	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5 2.8 5.1 3.7	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0 0.8 4.7 4.5	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8 △ 0.9 4.1 1.7	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 4.1	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △832 △119 △66 134 △188 327 260 137 121 △618 △5.2 △2.4 △2.3 0.8 △2.7 3.3 4.8	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 一	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人	都 以未 都 以未 都 以未 都 以 以未 が 以未 以計市市市市市村以満計市市市市市村以満計市市市市市村以	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 4.6 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6 △ 11.7 △ 11.7 △ 11.1	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5 7.9 22.1 27.9 33.8	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6 1.3 1.8 2.9 1.9	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2 △ 0.5 0.1 △ 2.3 △ 3.7	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5 2.8 5.1 3.7 1.9	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0 0.8 4.7 4.5 2.0	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8 △ 0.9 4.1 1.7 1.7	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 4.1 △ 3.7	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △832 △119 △66 134 △188 327 260 137 121 △618 △5.2 △2.4 △2.3 0.8 △2.7 3.3 4.8 4.0	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0 5.9
比(%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 一	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 都 以未 都 以 以未 が 以未 以計市市市市市村以満計市市市市市村以満計市市市市市村以	8.8 9.5 6.5 52.7 19.2 33.5 22.6 13.9 8.6 100.0 △ 16 △ 46 △ 31 △ 243 △ 89 △ 155 △ 99 △ 65 △ 35 △ 436 △ 4.6 △ 12.3 △ 12.1 △ 11.6 △ 11.7 △ 11.7 △ 11.1	100.0 15.2 10.8 6.8 48.9 19.4 29.5 18.3 11.4 7.0 100.0 1,362 479 57 4,732 898 3,834 3,001 2,255 747 9,631 15.2 7.6 1.4 16.5 7.9 22.1 27.9	100.0 25.8 14.1 8.0 43.1 20.4 22.6 9.1 6.7 2.4 100.0 1,779 △ 136 △ 92 1,112 448 663 433 209 224 3,095 4.2 △ 0.6 △ 0.7 1.6 1.3 1.8 2.9	100.0 21.4 13.3 7.5 44.7 19.2 25.6 13.1 8.8 4.3 100.0 △ 398 △ 427 10 △ 29 △ 42 12 △ 125 △ 138 14 △ 969 △ 4.4 △ 7.6 0.3 △ 0.2 △ 0.5 0.1 △ 2.3	100.0 5.6 7.0 4.1 50.8 13.8 37.0 32.4 17.2 15.3 100.0 44 △ 45 51 267 45 221 142 39 102 458 6.7 △ 5.5 10.6 4.5 2.8 5.1 3.7	100.0 29.5 13.3 7.7 39.1 17.5 21.6 10.4 6.9 3.5 100.0 263 △ 441 48 670 83 586 268 78 191 807 1.6 △ 5.8 1.1 3.0 0.8 4.7 4.5	100.0 20.0 12.3 7.5 46.5 20.9 25.7 13.7 9.5 4.2 100.0 608 △ 56 △ 39 418 △ 94 512 111 78 34 1,041 6.2 △ 0.9 △ 1.1 1.8 △ 0.9 4.1 1.7	100.0 26.9 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 280 △ 347 △ 9 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 177 △ 127 △ 835  1.8 △ 4.7 △ 0.2 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 4.1	100.0  34.6 10.6 6.2 36.9 15.2 21.7 11.7 7.5 4.2 100.0  △832 △119 △66 134 △188 327 260 137 121 △618 △5.2 △2.4 △2.3 0.8 △2.7 3.3 4.8	100.0 24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0

### 第36表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

_																(#12		11 3 . 70)
						平成 244	年度					平成23年	丰度			比	剪	ξ
	区	5	<del>}</del>	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	都道底	- 県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
-	- 般	財	源	27,317,060	100.0	29,517,911	100.0	55,149,533	100.0	27,282,775	100.0	29,828,829	100.0	55,457,615	100.0	△ 308,082	△ 0.6	2.8
紛	£ ₹	务	費	1,824,601	6.7	4,191,593	14.2	5,943,157	10.8	1,996,364	7.3	4,302,267	14.4	6,241,155	11.3	△ 297,998	△ 4.8	△ 8.1
Þ	€	Ė	費	4,619,473	16.9	7,562,997	25.6	12,100,840	21.9	4,387,246	16.1	7,349,616	24.6	11,673,484	21.0	427,356	3.7	7.9
徝	j 5	Ė	費	781,352	2.9	2,682,759	9.1	3,391,809	6.2	823,294	3.0	2,700,093	9.1	3,516,278	6.3	△ 124,469	△ 3.5	5.7
学.	5 值	動	費	67,186	0.2	46,036	0.2	109,021	0.2	62,601	0.2	48,504	0.2	99,576	0.2	9,445	9.5	△ 8.7
븚	農林水	産業	費	640,515	2.3	582,510	2.0	1,197,535	2.2	659,637	2.4	596,622	2.0	1,247,676	2.2	△ 50,141	△ 4.0	△ 2.3
南	ā _	Γ	費	473,823	1.7	449,607	1.5	920,092	1.7	491,879	1.8	465,644	1.6	958,930	1.7	△ 38,838	△ 4.1	6.2
土	_ 7	<b>K</b>	費	1,188,707	4.4	2,894,056	9.8	4,177,591	7.6	1,304,551	4.8	2,961,890	9.9	4,369,434	7.9	△ 191,843	△ 4.4	△ 10.8
氵	i B	方	費	126,861	0.5	1,185,960	4.0	1,331,637	2.4	128,861	0.5	1,215,268	4.1	1,366,143	2.5	△ 34,506	△ 2.5	5.4
鲁		冥	費	2,358,010	8.6	_	_	2,397,701	4.3	2,346,073	8.6	_	_	2,403,189	4.3	△ 5,488	△ 0.2	3.5
孝	女 育	Ī	費	6,877,514	25.2	3,081,492	10.4	10,111,276	18.3	6,850,357	25.1	3,148,712	10.6	10,187,196	18.4	△ 75,920	△ 0.7	3.2
1	` 信	責	費	5,398,107	19.8	4,774,263	16.2	10,285,637	18.7	5,308,587	19.5	4,896,550	16.4	10,318,226	18.6	△ 32,589	△ 0.3	3.9
7	- 0	D	他	2,261,338	8.2	488,719	1.7	634,850	1.1	2,231,633	8.2	603,580	1.9	775,589	1.5	△ 140,739	△ 18.1	61.4
	歳出	合言	+	26,617,487	97.4	27,939,992	94.7	52,601,146	95.4	26,591,083	97.5	28,288,746	94.8	53,156,876	95.9	△ 555,730	△ 1.0	2.2
翌	年度へ	の繰起	域額	699,573	2.6	1,577,919	5.3	2,548,388	4.6	691,692	2.5	1,540,083	5.2	2,300,739	4.1	247,649	10.8	18.4

その2 推 移 (単位 百万円・%)

Σ	<u> 5</u>	}	平成19年度充当額	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額	平成23年度充当額	平成24年度充当額
_	般財	源	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533
総	務	費	6,447,926	6,491,962	6,321,862	6,790,866	6,241,155	5,943,157
民	生	費	10,417,687	10,729,769	10,141,710	10,818,706	11,673,484	12,100,840
衛	生	費	3,636,082	3,513,062	3,351,847	3,326,293	3,516,278	3,391,809
労	働	費	125,872	121,770	114,026	109,025	99,576	109,021
農材	水産ӭ	業費	1,413,757	1,362,436	1,301,633	1,276,662	1,247,676	1,197,535
商	I	費	893,634	983,771	922,552	902,708	958,930	920,092
土	木	費	5,483,719	5,175,961	5,042,423	4,896,872	4,369,434	4,177,591
消	防	費	1,455,734	1,424,481	1,332,032	1,296,340	1,366,143	1,331,637
警	察	費	2,604,678	2,552,827	2,358,668	2,320,932	2,403,189	2,397,701
教	育	費	11,031,128	10,673,610	9,907,970	9,870,973	10,187,196	10,111,276
公	債	費	10,793,793	10,813,522	9,844,583	9,929,883	10,318,226	10,285,637
そ	の	他	612,211	584,367	502,816	480,587	775,589	634,850
歳	出合	≣†	54,916,221	54,427,538	51,142,122	52,019,847	53,156,876	52,601,146
翌年月	度への繰	越額	1,579,886	1,755,004	1,619,631	1,942,387	2,300,739	2,548,388

	7 /			į	ii	数				,	構 反	t H		
	≤ フ	<del>)</del>	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
_	般財	源	100	99	93	96	98	98	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総	務	費	100	101	98	105	97	92	11.4	11.6	12.0	12.6	11.3	10.8
民	生	費	100	103	97	104	112	116	18.4	19.1	19.2	20.0	21.0	21.9
衛	生	費	100	97	92	91	97	93	6.4	6.3	6.4	6.2	6.3	6.2
労	働	費	100	97	91	87	79	87	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農材	水産	業費	100	96	92	90	88	85	2.5	2.4	2.5	2.4	2.2	2.2
商	工	費	100	110	103	101	107	103	1.6	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7
土	木	費	100	94	92	89	80	76	9.7	9.2	9.6	9.1	7.9	7.6
消	防	費	100	98	92	89	94	91	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4
警	察	費	100	98	91	89	92	92	4.6	4.5	4.5	4.3	4.3	4.3
教	育	費	100	97	90	89	92	92	19.5	19.0	18.8	18.3	18.4	18.3
公	債	費	100	100	91	92	96	95	19.1	19.2	18.7	18.4	18.6	18.7
そ	の	他	100	95	82	79	127	104	1.2	1.1	0.8	0.8	1.5	1.1
歳	出合	計	100	99	93	95	97	96	97.2	96.9	96.9	96.4	95.9	95.4
翌年	度への繰	越額	100	111	103	123	146	161	2.8	3.1	3.1	3.6	4.1	4.6

### 第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 24	年 度			平成 23 4	王度	ŀ	北 較	
	区		分		都道底	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
社	会	福	祉	費	2,237,720	30.6	4,323,612	23.4	5,567,301	24.0	5,282,598	22.8	284,703	5.4	4.3
老	人	福	祉	費	2,996,485	41.0	3,376,937	18.3	5,725,189	24.7	5,707,190	24.6	17,999	0.3	4.1
児	童	福	祉	費	1,451,912	19.9	6,546,186	35.5	7,253,639	31.3	7,422,457	32.0	△168,818	△ 2.3	4.0
生	活	保	護	費	270,813	3.7	3,685,680	20.0	3,905,140	16.9	3,765,215	16.2	139,925	3.7	4.7
災	害	救	助	費	345,458	4.7	524,855	2.8	701,056	3.0	1,005,075	4.3	△304,019	△ 30.2	2,788.6
	合		計		7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0	△ 30,208	△ 0.1	8.8

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

	)) <u>Z</u>		ם גיוויוי זי	1/ <									(+122 1	
						平 成 24	年 度			平成 23 4	王度	1	七 較	
	区		分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	1	4	費	219,827	3.0	1,553,734	8.4	1,773,560	7.7	1,801,925	7.8	△ 28,365	△ 1.6	△ 0.2
物	f	#	費	301,557	4.1	1,084,708	5.9	1,386,265	6.0	1,304,210	5.6	82,055	6.3	54.8
扶	E	助	費	746,138	10.2	10,689,335	57.9	11,435,473	49.4	11,377,423	49.1	58,050	0.5	6.4
補	助	費	等	5,358,074	73.4	750,317	4.1	3,615,903	15.6	3,528,716	15.2	87,187	2.5	5.4
普	通建記	設事	業費	266,262	3.6	420,467	2.3	581,654	2.5	939,748	4.1	△358,094	△ 38.1	54.0
	補助	事	業費	178,347	2.4	181,200	1.0	271,048	1.2	589,302	2.5	△318,254	△ 54.0	98.8
	単独	事	業費	87,915	1.2	239,257	1.3	310,606	1.3	350,447	1.5	△ 39,841	△ 11.4	11.7
	県営事	業負	担金	-	-	10	0.0	_	_	_	_	-	_	_
積	7	17	金	361,742	5.0	23,138	0.1	384,880	1.7	301,144	1.3	83,736	27.8	3.6
貸	ſ	付	金	44,671	0.6	35,847	0.2	70,749	0.3	92,300	0.4	△ 21,551	△ 23.3	61.1
繰	E	出	金	2,152	0.1	3,885,228	21.0	3,887,380	16.8	3,770,317	16.3	117,063	3.1	3.3
そ	C	カ	他	1,965	0.0	14,497	0.1	16,462	0.0	66,751	0.2	△ 50,289	△ 75.3	296.9
	合		計	7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0	△ 30,208	△ 0.1	8.8

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成 23:	年度	ŀ	七 剪	Ę.
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	786,628	10.8	6,146,352	33.3	6,932,980	29.9	7,345,768	31.7	△412,788	△ 5.6	18.7
都道府県支出金	_	_	2,152,596	11.7	_	_	_	_	_	-	-
使用料、手数料	35,814	0.5	237,889	1.3	273,703	1.2	269,057	1.2	4,646	1.7	△ 2.0
分担金、負担金、寄附金	38,837	0.5	387,692	2.1	319,642	1.4	353,833	1.5	△ 34,191	△ 9.7	△ 1.4
地 方 債	72,986	1.0	142,368	0.8	205,498	0.9	230,052	1.0	△ 24,554	△ 10.7	54.2
その他特定財源	779,000	10.7	211,861	1.1	977,117	4.2	991,944	4.2	△ 14,827	△ 1.5	22.6
一般財源等	5,589,123	76.5	9,178,513	49.7	14,443,386	62.4	13,991,880	60.4	451,506	3.2	3.4
合 計	7,302,388	100.0	18,457,271	100.0	23,152,326	100.0	23,182,534	100.0	△ 30,208	△ 0.1	8.8

### 第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 231	午時	ŀ	七 剪	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	92,334	4.1	329,135	7.6	421,469	7.6	430,083	8.1	△ 8,614	△ 2.0	△ 0.8
物	件	費	40,393	1.8	189,850	4.4	230,243	4.1	235,810	4.5	△ 5,567	△ 2.4	3.6
扶	助	費	215,491	9.6	2,315,942	53.6	2,531,433	45.5	2,273,214	43.0	258,219	11.4	6.5
補	助	費 等	1,768,977	79.1	216,717	5.0	997,795	17.9	919,455	17.4	78,340	8.5	6.8
普通	通建設 :	事業 費	57,473	2.6	56,129	1.3	107,966	1.9	135,483	2.6	△27,517	△ 20.3	14.8
補	助 事	業費	37,591	1.7	14,287	0.3	47,457	0.9	72,346	1.4	△24,889	△ 34.4	30.4
単	独事	業費	19,882	0.9	41,840	1.0	60,508	1.1	63,138	1.2	△ 2,630	△ 4.2	1.0
県	営事業	負担金	_	_	2	0.0	_	_	_	_	_	_	-
積	$\frac{1}{1}$	金	52,867	2.4	13,332	0.3	66,199	1.2	71,840	1.4	△ 5,641	△ 7.9	4.0
貸	付	金	9,226	0.4	7,536	0.2	16,268	0.3	18,412	0.3	△ 2,144	△ 11.6	△ 14.1
繰	出	金	613	0.0	1,192,160	27.6	1,192,773	21.4	1,193,395	22.6	△ 622	△ 0.1	△ 0.1
そ	の	他	346	0.0	2,811	0.0	3,155	0.1	4,906	0.1	△ 1,751	△ 35.7	30.3
ī	合	計	2,237,720	100.0	4,323,612	100.0	5,567,301	100.0	5,282,598	100.0	284,703	5.4	4.3

#### 第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成231	午庄	1	北較	:
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	13,512	0.5	83,821	2.5	97,333	1.7	99,790	1.7	△ 2,457	△ 2.5	△ 2.6
物	件	費	8,949	0.3	137,369	4.1	146,318	2.6	151,796	2.7	△ 5,478	△ 3.6	2.0
扶	助	費	12,879	0.4	207,311	6.1	220,190	3.8	222,466	3.9	△ 2,276	△ 1.0	△ 1.5
補	助	費 等	2,725,777	91.0	128,664	3.8	2,247,964	39.3	2,288,370	40.1	△40,406	△ 1.8	3.4
普通	建設	事業費	99,859	3.3	115,440	3.4	174,573	3.0	273,775	4.8	△99,202	△ 36.2	27.9
補	助事	業 費	44,317	1.5	41,937	1.2	55,440	1.0	119,549	2.1	△64,109	△ 53.6	18.3
単	独 事	業費	55,543	1.9	73,504	2.2	119,133	2.1	154,226	2.7	△35,093	△ 22.8	36.3
県	営事業	負担金	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-
積	<u> </u>	金	121,843	4.1	4,219	0.1	126,061	2.2	74,283	1.3	51,778	69.7	△ 32.6
貸	付	金	12,092	0.4	4,419	0.1	15,482	0.3	17,213	0.3	△ 1,731	△ 10.1	59.7
繰	出	金	1,539	0.1	2,693,059	79.7	2,694,599	47.1	2,576,751	45.1	117,848	4.6	5.0
そ	の	他	35	0.0	2,635	0.2	2,669	0.0	2,746	0.1	△ 77	△ 2.8	△ 5.5
í	<u> </u>	計	2,996,485	100.0	3,376,937	100.0	5,725,189	100.0	5,707,190	100.0	17,999	0.3	4.1

### 第40表 児童福祉費の状況

					平 成 24	年 度			平成231	= r <del>ic</del>	比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	96,998	6.7	974,591	14.9	1,071,590	14.8	1,087,493	14.7	△ 15,903	△1.5	△ 1.0
物	件	費	32,653	2.2	414,617	6.3	447,270	6.2	443,296	6.0	3,974	0.9	2.7
扶	助	費	327,410	22.6	4,668,119	71.3	4,995,529	68.9	5,229,256	70.5	△ 233,727	△4.5	5.6
補	助	費等	715,686	49.3	235,377	3.6	265,322	3.7	252,840	3.4	12,482	4.9	2.6
普通	通建 設	事業費	85,343	5.9	231,308	3.5	257,939	3.6	233,037	3.1	24,902	10.7	△14.1
補	i 助 事	業 費	72,901	5.0	109,182	1.7	128,817	1.8	103,025	1.4	25,792	25.0	△24.5
単	独事	業 費	12,443	0.9	122,118	1.9	129,121	1.8	130,012	1.8	△ 891	△0.7	△ 3.5
県	営事業	負担金	_	_	8	0.0	_	_	_	_	-	_	-
積	<u> </u>	金	178,437	12.3	4,185	0.1	182,622	2.5	142,685	1.9	39,937	28.0	35.7
貸	付	金	15,076	1.0	9,252	0.1	24,322	0.3	24,227	0.3	95	0.4	△ 2.4
そ	の	他	309	0.0	8,737	0.2	9,045	0.0	9,623	0.1	△ 578	△6.0	△ 1.3
í	合	計	1,451,912	100.0	6,546,186	100.0	7,253,639	100.0	7,422,457	100.0	△ 168,818	△2.3	4.0

# 第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成234	年度	ļ	七 較	
	区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	15,479	5.7	161,335	4.4	176,815	4.5	172,483	4.6	4,332	2.5	6.7
物	件	費	3,111	1.1	24,515	0.7	27,626	0.7	27,190	0.7	436	1.6	△ 3.4
扶	助	費	189,045	69.8	3,458,121	93.8	3,647,166	93.4	3,546,133	94.2	101,033	2.8	5.0
補	助	費等	58,197	21.5	40,177	1.1	47,021	1.2	10,136	0.3	36,885	363.9	△ 60.9
そ	の	他	4,981	1.9	1,532	0.0	6,512	0.2	9,273	0.2	△ 2,761	△ 29.8	82.6
	合	計	270,813	100.0	3,685,680	100.0	3,905,140	100.0	3,765,215	100.0	139,925	3.7	4.7

#### 第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

_		被	保護者	実人員	生 活	扶 助	住 宅	扶 助	教 育	扶 助	介護	扶 助	医 療	扶 助
区	分	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数
昭和3	36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成 ′	18年度	1,514	92	11.8	1,354	92	1,233	182	137	27	172	257	1,226	257
	19	1,543	94	12.1	1,380	94	1,262	186	136	27	184	275	1,248	262
2	20	1,593	97	12.5	1,422	97	1,305	193	135	26	196	293	1,282	269
2	21	1,764	107	13.8	1,586	108	1,460	216	144	28	210	313	1,406	295
2	22	1,952	119	15.2	1,767	120	1,635	242	155	30	228	340	1,554	326
	23	2,067	126	16.2	1,872	127	1,742	257	159	31	248	370	1,657	347
	24	2,136	130	16.7	1,928	131	1,812	268	159	31	270	403	1,716	360

- (注) 1 「被保護者調査(厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。 3 介護扶助の()書きは平成12年度の数値である。 4 平成24年度の数値は速報値である。

#### 第43表 災害救助費の状況

						平 成 24	年 度			平成231	<b>主度</b>	比	ź 較	
	区	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件		費	1,503	0.4	4,850	0.9	6,353	0.9	12,077	1.2	△ 5,724	△ 47.4	31.7
物	件		費	216,451	62.7	318,357	60.7	534,808	76.3	446,118	44.4	88,690	19.9	6,650.2
扶	助		費	1,313	0.4	39,842	7.6	41,155	5.9	106,354	10.6	△ 65,199	△ 61.3	1,197.9
補	助	費	等	89,437	25.9	129,382	24.7	57,801	8.2	57,914	5.8	△ 113	△ 0.2	2,524.1
普	通建設	事業	費	22,740	6.6	16,322	3.1	39,062	5.6	294,032	29.3	△ 254,970	△ 86.7	14,159.6
;	浦 助 事	事 業	費	22,704	6.6	15,423	2.9	38,127	5.4	292,046	29.1	△ 253,919	△ 86.9	40,405.7
	単独 引	事 業	費	35	0.0	899	0.2	935	0.1	1,986	0.2	△ 1,051	△ 52.9	48.0
積	$\overline{\underline{\gamma}}$		金	4,479	1.3	1,381	0.3	5,860	0.8	6,719	0.7	△ 859	△ 12.8	9.6
貸	付		金	8,265	2.4	14,466	2.8	14,492	2.1	32,302	3.2	△ 17,810	△ 55.1	33,902.1
そ	の		他	1,270	0.3	255	0.0	1,525	0.2	49,559	4.8	△ 48,034	△ 96.9	14,963.5
	合	計		345,458	100.0	524,855	100.0	701,056	100.0	1,005,075	100.0	△304,019	△ 30.2	2,788.6

#### 第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

						平 成 24	年 度			平成 231	<b></b> 生度	比	2 較	
	<u>X</u>	分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
公务	衆 衛	生	費	1,748,922	91.2	2,237,813	50.9	3,692,982	61.6	4,412,775	65.4	△ 719,793	△16.3	25.8
結構	亥 対	策	費	7,895	0.4	15,014	0.3	22,735	0.4	26,021	0.4	△ 3,286	△12.6	△2.1
保	健	所	費	103,539	5.4	98,146	2.2	200,696	3.3	210,697	3.1	△ 10,001	△ 4.7	△1.3
清	掃		費	58,211	3.0	2,044,753	46.5	2,076,828	34.7	2,093,751	31.0	△ 16,923	△ 0.8	1.3
合	ì	計		1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0	△ 750,004	△11.1	16.0

#### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

						平 成 24	年 度			平成 234	午度	比	較	
	区	5	分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	1	件	費	252,841	13.2	842,776	19.2	1,095,617	18.3	1,124,119	16.7	△ 28,502	△ 2.5	△ 1.6
物	1	件	費	112,952	5.9	1,826,349	41.5	1,939,301	32.4	1,947,747	28.9	△ 8,446	△ 0.4	9.3
扶	E	助	費	256,392	13.4	183,510	4.2	439,901	7.3	434,792	6.4	5,109	1.2	8.4
補	助	費	等	695,223	36.2	651,026	14.8	1,067,802	17.8	1,105,949	16.4	△ 38,147	△ 3.4	△ 0.1
普	通建	設事	業費	217,967	11.4	485,404	11.0	662,885	11.1	644,866	9.6	18,019	2.8	15.1
1	甫 助	事	業 費	132,196	6.9	195,670	4.5	309,516	5.2	304,797	4.5	4,719	1.5	27.5
È	单 独	事	業 費	85,771	4.5	288,974	6.6	353,369	5.9	340,068	5.0	13,301	3.9	5.9
لِا	見営事	業負	担金	-	_	760	0.0	-	_	-	_	_	_	-
投	資及	び出	資金	48,858	2.5	107,157	2.4	156,015	2.6	163,131	2.4	△ 7,116	△ 4.4	△16.5
貸	1	付	金	120,280	6.3	31,553	0.7	149,713	2.5	137,870	2.0	11,843	8.6	△10.6
繰	Ĺ	出	金	5,609	0.3	104,390	2.4	109,999	1.8	104,872	1.6	5,127	4.9	0.7
そ	(	の	他	208,445	10.8	163,562	3.8	372,008	6.2	1,079,899	16.0	△707,891	△65.6	194.7
	合		計	1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0	△750,004	△11.1	16.0

#### その3 財源内訳

			平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
」	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	398,957	20.8	165,889	3.8	564,846	9.4	1,199,986	17.8	△635,140	△52.9	123.3
都道府県支出金	_	_	143,747	3.3	_	_	-	_	_	-	-
使用料、手数料	23,874	1.2	340,832	7.8	364,706	6.1	360,722	5.3	3,984	1.1	△0.9
分担金、負担金、寄附金	7,001	0.4	51,373	1.2	41,063	0.7	36,515	0.5	4,548	12.5	17.4
地 方 債	81,719	4.3	240,916	5.5	319,625	5.3	305,805	4.5	13,820	4.5	5.8
その他特定財源	461,654	24.0	197,152	4.3	654,587	11.0	625,593	9.4	28,994	4.6	45.8
一般財源等	945,362	49.3	3,255,818	74.1	4,048,414	67.5	4,214,624	62.5	△166,210	△ 3.9	1.3
合 計	1,918,567	100.0	4,395,727	100.0	5,993,241	100.0	6,743,245	100.0	△750,004	△11.1	16.0

### 第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	148,320	8.5	316,014	14.1	464,334	12.6	468,110	10.6	△ 3,776	△ 0.8	0.1
物	件	費	101,010	5.8	744,693	33.3	845,703	22.9	860,543	19.5	△ 14,840	△ 1.7	20.3
扶	助	費	254,662	14.6	180,993	8.1	435,655	11.8	430,480	9.8	5,175	1.2	8.5
補	助	費等	688,378	39.4	591,598	26.4	1,022,758	27.7	1,054,710	23.9	△ 31,952	△ 3.0	△ 0.1
普	通建設:	事業費	196,686	11.2	134,328	6.0	296,598	8.0	278,654	6.3	17,944	6.4	26.6
補	前助 事	業費	124,132	7.1	17,054	0.8	122,853	3.3	121,685	2.8	1,168	1.0	54.4
単	鱼独 事	業費	72,554	4.1	116,527	5.2	173,745	4.7	156,969	3.6	16,776	10.7	11.0
ļ ļ	見営事業	負担金	_	_	746	0.0	_	_	_	_	-	-	-
投	資及び	出資金	47,555	2.7	107,152	4.8	154,707	4.2	161,765	3.7	△ 7,058	△ 4.4	△16.5
貸	付	金	102,263	5.8	27,296	1.2	127,439	3.5	119,428	2.7	8,011	6.7	△14.4
繰	出	金	5,609	0.3	104,325	4.7	109,934	3.0	104,806	2.4	5,128	4.9	0.7
そ	の	他	204,439	11.7	31,414	1.4	235,854	6.3	934,279	21.1	△698,425	△74.8	337.6
	合	計	1,748,922	100.0	2,237,813	100.0	3,692,982	100.0	4,412,775	100.0	△719,793	△16.3	25.8

#### 第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	年度	ŀ	北 彰	ξ
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,898	24.0	4,264	28.4	6,162	27.1	6,550	25.2	△ 388	△ 5.9	△ 2.5
物	件	費	756	9.6	7,270	48.4	8,026	35.3	8,227	31.6	△ 201	△ 2.4	1.8
扶	助	費	1,730	21.9	2,516	16.8	4,246	18.7	4,311	16.6	△ 65	△ 1.5	△ 4.3
補	助費	等	2,430	30.8	943	6.3	3,199	14.1	4,753	18.3	△ 1,554	△ 32.7	83.6
そ	の	他	1,081	13.7	21	0.1	1,102	4.8	2,180	8.3	△ 1,078	△ 49.4	△ 53.6
	合	計	7,895	100.0	15,014	100.0	22,735	100.0	26,021	100.0	△ 3,286	△ 12.6	△ 2.1

### 第47表 保健所費の状況

					平 成 24	年 度			平成 23:	年度		比 剪	3
区	. 3	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	95,821	92.5	84,784	86.4	180,605	90.0	185,689	88.1	△ 5,0	84 \( \triangle 2.7	△ 1.0
物	件	費	4,400	4.3	9,058	9.2	13,459	6.7	14,392	6.8	Δ 9	33 △ 6.5	2.1
普通到	建設事	業費	1,788	1.7	2,991	3.0	4,764	2.4	8,476	4.0	△ 3,7	12 △43.8	△13.8
そ	の	他	1,530	1.5	1,313	1.4	1,868	0.9	2,140	1.1	Δ 2	72 △12.7	8.6
合		計	103,539	100.0	98,146	100.0	200,696	100.0	210,697	100.0	△ 10,0	01 △ 4.7	△ 1.3

### 第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 231	年度	ŀ	七 剪	5
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	6,801	11.7	437,714	21.4	444,515	21.4	463,771	22.2	△ 19,256	△ 4.2	△ 3.5
物	件	費	6,785	11.7	1,065,328	52.1	1,072,113	51.6	1,064,585	50.8	7,528	0.7	1.9
補	助	費 等	3,337	5.7	57,515	2.8	40,770	2.0	45,308	2.2	△ 4,538	△ 10.0	△ 4.0
普通	通建設 [	事業 費	18,421	31.6	348,065	17.0	360,432	17.4	357,585	17.1	2,847	0.8	8.4
補	助事	業 費	6,954	11.9	178,584	8.7	185,539	8.9	182,751	8.7	2,788	1.5	14.4
単	独事	業 費	11,467	19.7	169,466	8.3	174,893	8.4	174,834	8.4	59	0.0	2.8
そ	の	他	22,867	39.3	136,131	6.7	158,998	7.6	162,502	7.7	△ 3,504	△ 2.2	△ 0.9
í	≙	計	58,211	100.0	2,044,753	100.0	2,076,828	100.0	2,093,751	100.0	△ 16,923	△ 0.8	1.3

### 第49表 労働費の状況

#### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

							平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
	区	者		都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率	
失	業	対	策	費	114,888	17.6	1,717	0.7	94,653	12.3	86,354	8.7	8,299	9.6	10.4
そ		の		他	536,812	82.4	239,315	99.3	674,035	87.7	907,396	91.3	△ 233,361	△25.7	24.3
	合		計		651,700	100.0	241,032	100.0	768,688	100.0	993,750	100.0	△ 225,062	△22.6	23.0

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	午度	比	 <u></u> 較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	63,333	9.7	12,379	5.1	75,712	9.8	81,652	8.2	△ 5,940	△ 7.3	3.3
物	件	費	135,659	20.8	133,062	55.2	268,721	35.0	418,737	42.1	△ 150,016	△ 35.8	27.4
補	助	費等	178,127	27.3	32,458	13.5	86,715	11.3	60,297	6.1	26,418	43.8	△ 1.6
普通	通建設	事業費	11,801	1.8	4,040	1.7	15,668	2.0	11,323	1.1	4,345	38.4	△ 31.1
失第	美対策	事業費	_	_	140	0.1	140	0.0	443	0.0	△ 303	△ 68.4	△ 84.3
補	助事	事業 費	_	-	41	0.0	41	0.0	271	0.0	△ 230	△ 84.9	△ 88.8
単	独事	事業 費	_	-	100	0.0	100	0.0	173	0.0	△ 73	△ 42.2	△ 57.9
積	<u> </u>	金	252,817	38.8	1,201	0.5	254,019	33.0	341,773	34.4	△ 87,754	△ 25.7	45.5
貸	付	金	7,837	1.2	54,018	22.4	61,855	8.0	74,164	7.5	△ 12,309	△ 16.6	△ 8.3
そ	の	他	2,126	0.4	3,734	1.5	5,858	0.9	5,361	0.6	497	9.3	24.3
ĺ	合	計	651,700	100.0	241,032	100.0	768,688	100.0	993,750	100.0	△ <b>225,062</b>	△ 22.6	23.0

### 第49表 労働費の状況(つづき)

その3 財源内訳

(単位	百万円	٠	%)

				平 成 24	年 度			平成 234	年度	比	. 較	
	区 分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支	送 出 金	297,859	45.7	864	0.4	298,723	38.9	382,540	38.5	△ 83,817	△ 21.9	42.0
都道府県	支出金	_	_	113,368	47.0	_	_	_	_	_	-	_
その他特	宇定 財 源	272,552	41.8	70,930	29.4	339,839	44.2	491,858	49.5	△ 152,019	△ 30.9	22.2
一般販	想 源 等	81,289	12.5	55,870	23.2	130,126	16.9	119,352	12.0	10,774	9.0	△ 12.5
合	計	651,700	100.0	241,032	100.0	768,688	100.0	993,750	100.0	△ <b>225,062</b>	△ 22.6	23.0

### 第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	主度	比	; 較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,405	1.2	31	1.8	1,436	1.5	1,411	1.6	25	1.8	15.9
物	件	費	21,583	18.8	1,494	87.0	23,078	24.4	36,405	42.2	△ 13,327	△ 36.6	59.6
補	助	事 等	29,837	26.0	48	2.8	7,934	8.4	1,150	1.3	6,784	589.9	28.5
失業	美対策	事業 費	_	_	140	8.2	140	0.1	443	0.5	△ 303	△ 68.4	△ 84.3
補	助事	業費	_	_	41	2.4	41	0.0	271	0.3	△ 230	△ 84.9	△ 88.8
単	独事	業費	_	_	100	5.8	100	0.1	173	0.2	△ 73	△ 42.2	△ 57.9
積	$\overline{\gamma}$	金	61,619	53.6	0	0.0	61,619	65.1	46,231	53.5	15,388	33.3	△ 7.0
貸	付	金	443	0.4	_	_	443	0.5	542	0.6	△ 99	△ 18.3	△ 3.7
そ	の	他	_	- 1	3	0.2	3	0.0	172	0.3	△ 169	△ 98.3	17.0
í	≙	計	114,888	100.0	1,717	100.0	94,653	100.0	86,354	100.0	8,299	9.6	10.4

### 第51表 農林水産業費の状況

	_					平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	較	
	区	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農	美	Ě	費	479,319	20.6	489,756	40.2	828,257	26.0	780,384	24.3	47,873	6.1	△ 1.2
畜	産	業	費	87,965	3.8	41,483	3.4	121,307	3.8	131,400	4.1	△ 10,093	△ 7.7	△ 26.7
農	Ħ	也	費	756,218	32.5	436,011	35.8	1,053,538	33.1	1,042,181	32.5	11,357	1.1	△ 6.9
林	美	Ě	費	714,763	30.7	135,415	11.1	801,585	25.2	936,154	29.2	△134,569	△ 14.4	13.4
水	産	業	費	290,104	12.5	116,925	9.6	376,582	11.8	317,461	9.9	59,121	18.6	△ 4.1
	合	=	ł	2,328,369	100.0	1,219,590	100.0	3,181,270	100.0	3,207,580	100.0	△ 26,310	△ 0.8	△ 1.2

資

### 第51表 農林水産業費の状況(つづき)

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	午度	比	較	
	<u> </u>	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	375,960	16.1	234,763	19.2	610,723	19.2	627,101	19.6	△ 16,378	△ 2.6	△ 1.3
物	件	費	77,998	3.3	104,622	8.6	182,620	5.7	183,773	5.7	△ 1,153	△ 0.6	△ 1.2
補	助	<b>事</b>	280,098	12.0	249,780	20.5	381,273	12.0	337,927	10.5	43,346	12.8	△ 9.2
普通	建設事	事業 費	1,240,268	53.3	454,032	37.2	1,476,299	46.4	1,462,136	45.6	14,163	1.0	△ 7.5
補	助事	業 費	913,539	39.2	188,717	15.5	987,605	31.0	955,802	29.8	31,803	3.3	△ 6.7
単	独 事	業費	164,952	7.1	194,961	16.0	322,226	10.1	339,940	10.6	△ 17,714	△ 5.2	△ 5.8
国国	直轄事業	負担金	161,777	6.9	4,691	0.4	166,468	5.2	166,394	5.2	74	0.0	△ 14.7
県	営事業	負担金	_	_	65,663	5.4	_	_	-	-	-	_	-
積	$\overline{1}$	金	143,221	6.2	13,206	1.1	156,427	4.9	180,944	5.6	△ 24,517	△ 13.5	192.7
貸	付	金	202,229	8.7	26,645	2.2	228,792	7.2	246,283	7.7	△ 17,491	△ 7.1	△ 6.2
繰	出	金	897	0.0	120,549	9.9	121,446	3.8	128,579	4.0	△ 7,133	△ 5.5	3.7
そ	の	他	7,698	0.4	15,993	1.3	23,690	0.8	40,837	1.3	△ 17,147	△ 42.0	69.9
<u></u>	ì	計	2,328,369	100.0	1,219,590	100.0	3,181,270	100.0	3,207,580	100.0	△ 26,310	△ 0.8	△ 1.2

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成 234	主度	比	較	
区 分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	744,987	32.0	43,885	3.6	788,872	24.8	749,360	23.4	39,512	5.3	8.8
都道府県支出金	-	-	250,036	20.5	_	_	_	-	-	_	-
分担金、負担金、寄附金	90,626	3.9	16,852	1.4	50,512	1.6	43,430	1.4	7,082	16.3	△ 4.9
地 方 債	302,211	13.0	108,640	8.9	410,324	12.9	404,388	12.6	5,936	1.5	△ 7.6
その他特定財源	415,583	17.8	93,238	7.6	502,202	15.8	514,933	16.0	△ 12,731	△ 2.5	8.1
一般財源等	774,962	33.3	706,939	58.0	1,429,360	44.9	1,495,469	46.6	△ 66,109	△ 4.4	△ 6.4
合 計	2,328,369	100.0	1,219,590	100.0	3,181,270	100.0	3,207,580	100.0	△ 26,310	△ 0.8	△ 1.2

#### 第52表 農業費の状況

					平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
	区	分	都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	195,358	40.8	174,841	35.7	370,199	44.7	378,971	48.6	△ 8,772	△ 2.3	△ 1.3
物	件	費	32,250	6.7	42,823	8.7	75,073	9.1	74,363	9.5	710	1.0	2.1
補	助	事 等	124,855	26.0	138,463	28.3	172,649	20.8	148,078	19.0	24,571	16.6	2.7
普通	通建設 [	事業 費	75,837	15.8	105,456	21.5	131,199	15.8	119,927	15.4	11,272	9.4	1.9
補	助事	業 費	52,584	11.0	60,351	12.3	75,996	9.2	61,746	7.9	14,250	23.1	0.0
単	独 事	業 費	23,253	4.9	43,273	8.8	55,203	6.7	58,181	7.5	△ 2,978	△ 5.1	4.1
県	営事業	負担金	_	_	1,832	0.4	_	-	_	-	_	_	_
積	$\overline{1}$	金	24,763	5.2	2,309	0.5	27,072	3.3	2,743	0.4	24,329	886.9	△ 79.7
貸	付	金	25,353	5.3	16,007	3.3	41,304	5.0	44,376	5.7	△ 3,072	△ 6.9	△ 3.9
繰	出	金	_	_	7,598	1.6	7,598	0.9	8,644	1.1	△ 1,046	△ 12.1	6.0
そ	の	他	903	0.2	2,259	0.4	3,163	0.4	3,282	0.3	△ 119	△ 3.6	△ 3.3
í	<u>^</u>	計	479,319	100.0	489,756	100.0	828,257	100.0	780,384	100.0	47,873	6.1	△ 1.2

### 第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	<b>主度</b>		比	較	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増	消額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	40,437	46.0	5,987	14.4	46,424	38.3	47,416	36.1	$\triangle$	992	△ 2.1	△ 2.9
物	件	費	13,064	14.9	9,169	22.1	22,233	18.3	22,242	16.9	Δ	9	△ 0.0	△ 25.5
補	助	費 等	14,423	16.4	9,383	22.6	20,058	16.5	21,126	16.1	$\triangle$	1,068	△ 5.1	△ 58.6
普通	建設	事業費	14,304	16.3	13,478	32.5	23,389	19.3	27,414	20.9	$\triangle$	4,025	△ 14.7	△ 31.9
補	助事	業費	5,996	6.8	4,497	10.8	7,846	6.5	12,676	9.6	Δ	4,830	△ 38.1	△ 38.6
単	独 事	業費	8,308	9.4	8,465	20.4	15,543	12.8	14,738	11.2		805	5.5	△ 23.8
玉	直轄事業	負担金	-	-	_	_	_	_	_	_		-	_	皆減
県	営事業	負担金	-	-	517	1.2	_	_	_	_		-	_	-
貸	付	金	5,436	6.2	2,315	5.6	7,751	6.4	10,549	8.0	$\triangle$	2,798	△ 26.5	54.5
そ	の	他	301	0.2	1,151	2.8	1,452	1.2	2,653	2.0	Δ	1,201	△ 45.3	4.5
2	<u> </u>	計	87,965	100.0	41,483	100.0	121,307	100.0	131,400	100.0	Δ	10,093	△ <b>7.7</b>	△ 26.7

#### 第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成23:	在度	比	較	
	<u>X</u>	分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	40,059	5.3	25,734	5.9	65,793	6.2	68,198	6.5	△ 2,405	△ 3.5	△ 1.9
普通	建設	事業費	664,911	87.9	196,646	45.1	757,747	71.9	728,644	69.9	29,103	4.0	△ 7.8
補	助事	業費	461,359	61.0	48,625	11.2	473,263	44.9	434,213	41.7	39,050	9.0	△ 4.5
単	独事	業費	54,262	7.2	86,820	19.9	130,502	12.4	136,702	13.1	△ 6,200	△ 4.5	△ 8.6
国国	直轄事業	負担金	149,290	19.7	4,691	1.1	153,981	14.6	157,730	15.1	△ 3,749	△ 2.4	△ 15.3
県	営事業	負担金	-	-	56,511	13.0	_	_	_	_	_	_	-
そ	の	他	51,248	6.8	213,631	49.0	229,998	21.9	245,339	23.6	△ 15,341	△ 6.3	△ 5.4
2	ì	計	756,218	100.0	436,011	100.0	1,053,538	100.0	1,042,181	100.0	11,357	1.1	△ 6.9

#### 第55表 林業費の状況

					平 成 24	年 度			平成 23:	<b>在度</b>		比	較	
	<u> </u>	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	堆	曽減 額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	61,679	8.6	17,734	13.1	79,413	9.9	81,832	8.7	Δ	2,419	△ 3.0	0.7
普通	建設	事業費	330,711	46.3	68,712	50.7	365,043	45.5	403,374	43.1	Δ	38,331	△ 9.5	△6.5
補	助事	業費	265,093	37.1	31,424	23.2	273,657	34.1	297,805	31.8	$\triangle$	24,148	△ 8.1	△7.6
単	独事	業費	59,391	8.3	35,303	26.1	85,159	10.6	100,805	10.8	$\triangle$	15,646	△15.5	△3.8
国直	1轄事業	負担金	6,227	0.9	_	_	6,227	0.8	4,764	0.5		1,463	30.7	6.8
県語	営事業	負担金	_	_	1,984	1.5	_	_	_	_		_	_	_
そ	の	他	322,373	45.1	48,969	36.2	357,129	44.6	450,948	48.2	$\triangle$	93,819	△20.8	44.0
合		計	714,763	100.0	135,415	100.0	801,585	100.0	936,154	100.0	Δ.	134,569	△14.4	13.4

### 第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	在度	比	較	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	38,426	13.2	10,467	9.0	48,893	13.0	50,685	16.0	△ 1,792	△ 3.5	△ 2.2
物	件	費	14,442	5.0	7,083	6.1	21,524	5.7	20,926	6.6	598	2.9	1.9
補	助	費等	62,114	21.4	10,581	9.0	67,580	17.9	22,491	7.1	45,089	200.5	△ 1.3
普通	通建 設	事業費	154,505	53.3	69,740	59.6	198,921	52.8	182,777	57.6	16,144	8.8	△ 8.6
補	助事	業費	128,507	44.3	43,820	37.5	156,843	41.6	149,363	47.0	7,480	5.0	△ 9.2
単	独事	業費	19,738	6.8	21,100	18.0	35,818	9.5	29,514	9.3	6,304	21.4	△ 5.7
国	直轄事業	業負担金	6,260	2.2	_	_	6,260	1.7	3,900	1.2	2,360	60.5	△ 7.1
県	営事業	負担金	_	_	4,819	4.1	_	-	_	_	_	-	-
貸	付	金	17,801	6.1	5,966	5.1	23,759	6.3	27,657	8.7	△ 3,898	△ 14.1	16.0
そ	の	他	2,816	1.0	13,088	11.2	15,905	4.3	12,925	4.0	2,980	23.1	5.0
2	<u></u>	計	290,104	100.0	116,925	100.0	376,582	100.0	317,461	100.0	59,121	18.6	△ 4.1

### 第57表 商工費の状況

#### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 231	主度	比	較	
	≖	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	97,807	2.3	134,292	6.9	232,099	3.7	233,934	3.6	△ 1,835	△ 0.8	1.7
物	件	費	65,807	1.5	130,448	6.7	196,255	3.2	190,874	2.9	5,381	2.8	3.4
補	助	費等	414,156	9.6	250,876	12.9	630,487	10.2	563,699	8.6	66,788	11.8	7.2
普通	建設	事業費	111,184	2.6	106,989	5.5	207,359	3.3	243,767	3.7	△ 36,408	△ 14.9	6.6
補	助事	業費	12,081	0.3	19,391	1.0	30,246	0.5	41,987	0.6	△ 11,741	△ 28.0	40.4
単	独事	業費	99,103	2.3	87,439	4.5	177,114	2.9	201,780	3.1	△ 24,666	△ 12.2	1.5
県	営事業	負担金	_	_	160	0.0	_	_	_	_	_	-	_
貸	付	金	3,557,839	82.7	1,267,142	65.0	4,823,482	77.7	5,170,299	79.0	△ 346,817	△ 6.7	0.9
そ	の	他	57,241	1.3	59,980	3.0	117,221	1.9	145,185	2.2	△ 27,964	△ 19.3	37.6
2	ì	計	4,304,034	100.0	1,949,727	100.0	6,206,903	100.0	6,547,758	100.0	△ <b>340,855</b>	△ 5.2	2.3

#### その2 財源内訳

			平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	較	
区 分	都道系	可県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	98,991	2.3	9,083	0.5	108,073	1.7	63,064	1.0	45,009	71.4	186.3
都道府県支出金	-	_	21,285	1.1	_	_	_	-	_	_	-
使用料・手数米	10,683	0.2	18,506	0.9	29,189	0.5	28,800	0.4	389	1.4	△ 3.7
諸 収 2	3,406,435	79.1	1,278,365	65.6	4,682,142	75.4	5,023,366	76.7	△ 341,224	△ 6.8	△ 0.5
地 方 信	105,441	2.4	46,184	2.4	150,196	2.4	189,988	2.9	△ 39,792	△ 20.9	108.1
その他特定財源	109,203	2.7	30,658	1.5	139,094	2.3	93,163	1.4	45,931	49.3	20.4
一般財源等	573,281	13.3	545,646	28.0	1,098,209	17.7	1,149,377	17.6	△ 51,168	△ 4.5	1.8
合 計	4,304,034	100.0	1,949,727	100.0	6,206,903	100.0	6,547,758	100.0	△ 340,855	△ 5.2	2.3

### 第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成23:	<b></b> 主度	比	較	
Ĭ ⊠	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
土木	管 理 費	288,179	5.4	413,544	6.7	684,268	6.1	680,716	6.0	3,552	0.5	△ 8.7
道路橋	りょう費	2,153,677	40.6	1,613,738	26.3	3,727,844	33.2	3,762,220	33.3	△ 34,376	△ 0.9	△ 5.4
河川	海岸費	1,074,781	20.3	156,316	2.5	1,216,843	10.8	1,153,921	10.2	62,922	5.5	△ 4.3
港	湾 費	264,687	5.0	138,781	2.3	378,061	3.4	377,770	3.3	291	0.1	△ 8.5
都市	計画費	1,041,578	19.6	3,229,673	52.6	4,203,523	37.4	4,174,615	37.0	28,908	0.7	△ 6.4
住	宅 費	446,020	8.4	577,394	9.4	991,369	8.8	1,074,508	9.5	△ 83,139	△ 7.7	△ 3.4
空	港費	35,770	0.7	7,267	0.1	40,374	0.4	61,127	0.5	△ 20,753	△ 34.0	21.4
合	計	5,304,693	100.0	6,136,714	100.0	11,242,282	100.0	11,284,876	100.0	△ 42,594	△ 0.4	△ 5.6

#### その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	午度	比	較	
×	_	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	267,149	5.0	597,948	9.7	865,096	7.7	890,741	7.9	△ 25,645	△ 2.9	△ 1.9
物	件	費	108,374	2.0	463,284	7.5	571,657	5.1	575,135	5.1	△ 3,478	△ 0.6	1.2
維持	挿	修費	342,271	6.5	409,038	6.7	751,309	6.7	740,803	6.6	10,506	1.4	4.9
補	助	事 等	267,076	5.0	780,087	12.7	978,137	8.7	955,431	8.5	22,706	2.4	0.9
普通	建設事	事業 費	3,861,853	72.8	2,748,765	44.8	6,482,935	57.7	6,427,162	57.0	55,773	0.9	△ 8.4
補	助事	業費	2,114,416	39.9	1,369,772	22.3	3,469,126	30.9	3,262,965	28.9	206,161	6.3	26.1
単	独 事	業費	1,071,378	20.2	1,240,533	20.2	2,263,770	20.1	2,572,369	22.8	△ 308,599	△ 12.0	△ 31.9
国直	轄事業	負担金	676,060	12.7	73,979	1.2	750,039	6.7	591,828	5.2	158,211	26.7	△ 9.6
県営	営事業!	負担金	-	-	64,481	1.1	-	-	-	-	-	-	-
貸	付	金	156,975	3.0	183,442	3.0	338,002	3.0	502,827	4.5	△ 164,825	△ 32.8	△ 13.7
繰	出	金	154,172	2.9	791,691	12.9	945,863	8.4	984,432	8.7	△ 38,569	△ 3.9	△ 3.6
そ	の	他	146,823	2.8	162,459	2.7	309,283	2.7	208,345	1.7	100,938	48.4	1.0
合		計	5,304,693	100.0	6,136,714	100.0	11,242,282	100.0	11,284,876	100.0	△ <b>42,594</b>	△ 0.4	△ 5.6

#### その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成234	王度	比	較	
区 分	都道府!	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,141,585	21.5	698,303	11.4	1,839,889	16.4	1,733,349	15.4	106,540	6.1	37.8
都道府県支出金	_	-	111,392	1.8	_	_	_	_	-	-	-
使用料・手数料	124,584	2.3	218,485	3.6	343,069	3.1	343,470	3.0	△ 401	△ 0.1	1.4
分担金、負担金、寄附金	72,432	1.4	23,029	0.4	37,596	0.3	22,319	0.2	15,277	68.4	8.0
地 方 債	1,993,348	37.6	1,059,179	17.3	3,045,846	27.1	2,945,746	26.1	100,100	3.4	△ 7.2
その他特定財源	534,522	10.1	514,077	8.3	989,570	8.7	1,002,772	8.9	△ 13,202	△ 1.3	△ 3.8
一般財源等	1,438,222	27.1	3,512,249	57.2	4,986,312	44.4	5,237,220	46.4	△ 250,908	△ 4.8	△ 14.5
合 計	5,304,693	100.0	6,136,714	100.0	11,242,282	100.0	11,284,876	100.0	△ <b>42,594</b>	△ 0.4	△ 5.6

### 第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

	0			平 成 24	年 度			平成 231	年度	比	較	
区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	51,155	2.4	128,670	8.0	179,825	4.8	187,026	5.0	△ 7,201	△ 3.9	△ 1.7
維持	補修費	192,380	8.9	293,281	18.2	485,660	13.0	469,431	12.5	16,229	3.5	5.0
普通建	設事業費	1,867,273	86.7	1,032,076	64.0	2,872,944	77.1	2,889,682	76.8	△ 16,738	△ 0.6	△ 7.5
補助	事業 費	935,131	43.4	376,945	23.4	1,310,767	35.2	1,173,167	31.2	137,600	11.7	69.3
単 独	由 事 業 費	547,369	25.4	592,953	36.7	1,128,819	30.3	1,359,460	36.1	△ 230,641	△ 17.0	△ 32.3
国直轉	售事業負担金	384,774	17.9	48,584	3.0	433,358	11.6	357,055	9.5	76,303	21.4	△ 15.3
県営	事業負担金	-	_	13,594	0.8	_	_	_	_	_	_	-
そ	の ft	42,869	2.0	159,711	9.8	189,415	5.1	216,081	5.7	△ 26,666	△ 12.3	0.3
合	計	2,153,677	100.0	1,613,738	100.0	3,727,844	100.0	3,762,220	100.0	△ <b>34,376</b>	△ 0.9	△ 5.4

# 第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 231	年度 (	比	較	
⊠ ∑	分	都道府	原	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人作	‡ 費	30,121	2.8	16,186	10.4	46,307	3.8	48,273	4.2	△ 1,966	△ 4.1	△ 3.9
維持補	制修費	38,586	3.6	13,393	8.6	51,978	4.3	54,312	4.7	△ 2,334	△ 4.3	1.0
普通建設	设事業費	981,908	91.4	109,951	70.3	1,079,085	88.7	1,021,423	88.5	57,662	5.6	△ 4.1
補助	事業費	565,195	52.6	38,632	24.7	600,743	49.4	600,452	52.0	291	0.0	△ 6.2
単独	事業費	200,529	18.7	67,392	43.1	262,157	21.5	266,224	23.1	△ 4,067	△ 1.5	△ 6.0
国直轄事	■業負担金 ■	216,185	20.1	-	_	216,185	17.8	154,747	13.4	61,438	39.7	9.0
県営事	業負担金	_	-	3,927	2.5	_	_	_	_	-	_	-
そ O.	) 他	24,166	2.2	16,786	10.7	39,473	3.2	29,913	2.6	9,560	32.0	△ 15.9
合	計	1,074,781	100.0	156,316	100.0	1,216,843	100.0	1,153,921	100.0	62,922	5.5	△ 4.3

### 第61表 港湾費の状況

_				平 成 24	年 度			平成 231	在度	比	較	
区	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件	費	11,930	4.5	18,202	13.1	30,132	8.0	31,431	8.3	△ 1,299	△ 4.1	△ 1.2
維持補	修費	6,445	2.4	4,562	3.3	11,007	2.9	12,527	3.3	△ 1,520	△ 12.1	6.7
普通建設	事業費	176,324	66.6	86,325	62.2	246,152	65.1	235,445	62.3	10,707	4.5	△ 18.2
補助事	業費	95,239	36.0	30,521	22.0	125,645	33.2	127,107	33.6	△ 1,462	△ 1.2	△ 20.9
単独事	業費	27,377	10.3	19,221	13.8	41,467	11.0	45,455	12.0	△ 3,988	△ 8.8	△ 13.0
国直轄事	業負担金	53,708	20.3	25,331	18.3	79,039	20.9	62,882	16.6	16,157	25.7	△ 16.0
県営事業	負担金	_	_	11,251	8.1	_	-	_	_	-	_	-
そ の	他	69,988	26.5	29,692	21.4	90,770	24.0	98,367	26.1	△ 7,597	△ 7.7	20.8
合	計	264,687	100.0	138,781	100.0	378,061	100.0	377,770	100.0	291	0.1	△ 8.5

### 第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区分				平 成 24	年 度			平成23年度 比 較					
		都道府	県	市町	村	純 計 額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率	
街	路	費	396,655	38.1	449,436	13.9	819,947	19.5	895,587	21.5	△ 75,640	△ 8.4	△ 10.2
公	袁	費	156,846	15.1	493,100	15.3	643,033	15.3	643,235	15.4	△ 202	△ 0.0	△ 6.6
下	水道	道 費	277,976	26.7	1,371,882	42.5	1,642,286	39.1	1,669,904	40.0	△ 27,618	△ 1.7	△ 0.1
区画	整理	費等	210,102	20.2	915,254	28.3	1,098,257	26.1	965,890	23.1	132,367	13.7	△ 12.2
<u> </u>	ì	計	1,041,578	100.0	3,229,673	100.0	4,203,523	100.0	4,174,615	100.0	28,908	0.7	△ 6.4

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 24 年 度		平成23年度	比	較	
区分	都道府県	市町村	純 計 額	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	16,470 1.6	194,330 6.0	210,800 5.0	216,177 5.2	△ 5,377	△ 2.5	△ 1.3
物 件 費	26,592 2.6	212,173 6.6	238,764 5.7	235,640 5.6	3,124	1.3	0.5
維持補修費	29,483 2.8	45,231 1.4	74,714 1.8	75,453 1.8	△ 739	△ 1.0	1.6
補助費等	163,266 15.7	653,999 20.2	809,146 19.2	797,651 19.1	11,495	1.4	1.8
普通建設事業費	603,306 57.9	1,197,287 37.1	1,742,771 41.5	1,762,893 42.2	△ 20,122	△ 1.1	△ 11.6
補助事業費	381,841 36.7	694,269 21.5	1,067,068 25.4	1,032,549 24.7	34,519	3.3	39.2
単独事業費	219,635 21.1	469,064 14.5	673,811 16.0	728,095 17.4	△ 54,284	△ 7.5	△ 41.8
国直轄事業負担金	1,830 0.2	63 0.0	1,892 0.0	2,249 0.1	△ 357	△ 15.9	△ 23.8
県営事業負担金	-   -	33,891 1.0	_   _	_   _	_	_	_
貸 付 金	12,994 1.2	49,863 1.5	61,069 1.5	66,262 1.6	△ 5,193	△ 7.8	△ 27.4
繰 出 金	87,270 8.4	755,618 23.4	842,888 20.1	877,075 21.0	△ 34,187	△ 3.9	△ 4.1
そ の 他	102,197 9.8	121,172 3.8	223,371 5.2	143,464 3.5	79,907	55.7	△ 1.5
合 計	1,041,578 100.0	3,229,673 100.0	4,203,523 100.0	4,174,615 100.0	28,908	0.7	△ 6.4

# 第63表 住宅費の状況

		平 成 24 年 度		平成23年度	比較		
区 分	都道府県	市町村	純 計 額	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	14,470 3.2	57,033 9.9	71,503 7.2	71,283 6.6	220	0.3	△ 0.8
物 件 費	25,634 5.7	76,217 13.2	101,851 10.3	98,014 9.1	3,837	3.9	△ 0.9
維持補修費	71,323 16.0	50,527 8.8	121,850 12.3	123,355 11.5	△ 1,505	△ 1.2	8.0
補助費等	62,139 13.9	48,439 8.4	88,287 8.9	101,183 9.4	△ 12,896	△12.7	16.5
普通建設事業費	166,644 37.4	289,883 50.2	446,774 45.1	408,307 38.0	38,467	9.4	△ 4.0
補助事業費	130,541 29.3	215,925 37.4	345,163 34.8	315,798 29.4	29,365	9.3	△ 5.5
単独事業費	36,103 8.1	73,915 12.8	101,610 10.2	92,509 8.6	9,101	9.8	1.4
県営事業負担金		43 0.0			_	-	-
貸 付 金	80,054 17.9	34,348 5.9	114,403 11.5	228,101 21.2	△ 113,698	△49.8	△14.9
そ の 他	25,756 5.9	20,947 3.6	46,701 4.7	44,265 4.2	2,436	5.5	△ 6.0
숨 計	446,020 100.0	577,394 100.0	991,369 100.0	1,074,508 100.0	△ 83,139	△ 7.7	△ 3.4

### 第64表 消防費の状況

#### その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

	_				平 成 24	年 度			平成 231	王度	比	較	
	区 分		都道底	景	県 市町村		村 純計額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	172,881	79.2	1,135,355	64.1	1,308,236	68.6	1,334,842	72.6	△26,606	△ 2.0	0.5
物	件	費	18,656	8.6	172,368	9.7	191,024	10.0	185,879	10.1	5,145	2.8	8.7
普通	建設事	事業費	20,796	9.5	311,759	17.6	326,818	17.1	225,767	12.3	101,051	44.8	9.8
補	助事	業費	791	0.4	77,702	4.4	78,493	4.1	35,963	2.0	42,530	118.3	△ 9.9
単	独事	業費	20,005	9.2	233,068	13.1	248,325	13.0	189,805	10.3	58,520	30.8	14.6
県割	営事業!	負担金	_	_	990	0.1	_	_	_	-	-	_	-
そ	の	他	5,842	2.7	153,113	8.6	80,693	4.3	92,347	5.0	△11,654	△12.6	23.8
合	ì	計	218,175	100.0	1,772,595	100.0	1,906,771	100.0	1,838,835	100.0	67,936	3.7	3.4

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 231	年度	比	較	
区 分		都道底	県	市町村		純 計 額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	1,104	0.5	31,294	1.8	32,398	1.7	16,973	0.9	15,425	90.9	2.9
地 方	債	12,287	5.6	195,017	11.0	206,368	10.8	124,623	6.8	81,745	65.6	27.5
その他特別	定財源	51,294	23.5	106,993	6.0	78,583	4.1	59,775	3.3	18,808	31.5	38.8
一般財	源等	153,490	70.4	1,439,291	81.2	1,589,422	83.4	1,637,464	89.0	△48,042	△2.9	1.0
合	計	218,175	100.0	1,772,595	100.0	1,906,771	100.0	1,838,835	100.0	67,936	3.7	3.4

### 第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

	平成24年度	平成23年度	比 較					
区 分	純計額	純 計 額	増 減 額	増減率	前年度 増減率			
人 件 費	2,632,633 82.6	2,659,290 82.7	△ 26,657	△ 1.0	△ 0.3			
物 件 費	329,959 10.3	332,340 10.3	△ 2,381	△ 0.7	1.0			
補 助 費 等	17,997 0.6	20,377 0.6	△ 2,380	△ 11.7	5.0			
普通建設事業費	188,368 5.9	185,757 5.8	2,611	1.4	2.7			
そ の 他	19,188 0.6	19,240 0.6	△ 52	△ 0.3	△ 0.6			
合 計	3,188,145 100.0	3,217,004 100.0	△ 28,859	△ 0.9	0.0			

### 第65表 警察費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

	平成24年	度	平成23年	E度		比較	
区 分		額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	67,930	2.1	71,220	2.2	△ 3,290	△ 4.6	7.9
使用料、手数料	136,331	4.3	141,693	4.4	△ 5,362	△ 3.8	△ 2.8
諸 収 入	16,930	0.5	16,863	0.5	67	0.4	14.0
地 方 債	90,954	2.9	85,703	2.7	5,251	6.1	32.9
その他特定財源	14,139	0.4	21,054	0.7	△ 6,915	△ 32.8	△ 1.7
一般財源等	2,861,861	89.8	2,880,471	89.5	△ 18,610	△ 0.6	△ 0.8
合 計	3,188,145	100.0	3,217,004	100.0	△ 28,859	△ 0.9	0.0

#### 第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

Λ	地方警務官		地	方	警	察	職	員
区 分	地方警務官	警 察	官	事	務	職	員	≣†
昭和36年	280		129,482				19,833	149,315
平成13年	582		229,871				28,939	258,810
14	590		233,583				28,870	262,453
15	599		237,963				28,766	266,729
16	604		241,913				28,857	270,770
17	607		245,374				28,799	274,173
18	610		248,834				28,709	277,543
19	617		251,569				28,572	280,141
20	620		252,917				28,264	281,181
21	623		252,845				28,053	280,898
22	626		253,512				27,797	281,309
23	628		254,318				27,705	282,023
24	628		255,734				27,616	283,350

<sup>(</sup>注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数、その他は総務省調べによる。 2 昭和36年は5月31日現在、平成13~24年は4月1日現在の職員数である。ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員数である。

### 第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	午度	比	較	
区	分		都 道 府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
教 育	総務	費	2,154,895	19.8	704,082	13.1	2,824,410	17.5	2,784,735	17.2	39,675	1.4	1.6
小 学	校	費	3,451,102	31.8	1,318,137	24.6	4,761,374	29.5	4,790,199	29.6	△ 28,825	△ 0.6	△ 3.5
中学	校	費	2,028,011	18.7	792,725	14.8	2,816,263	17.4	2,828,787	17.5	△ 12,524	△ 0.4	△ 2.9
高等	学校	費	2,005,438	18.5	161,591	3.0	2,166,160	13.4	2,222,565	13.7	△ 56,405	△ 2.5	△ 0.1
特 殊	学校	費	784,702	7.2	25,663	0.5	810,046	5.0	793,206	4.9	16,840	2.1	△ 0.2
幼稚	園 3	費	4,004	0.0	227,044	4.2	228,267	1.4	227,320	1.4	947	0.4	△ 0.6
社 会	教育	費	154,062	1.4	969,471	18.1	1,110,416	6.9	1,123,275	6.9	△ 12,859	△ 1.1	△ 3.7
保 健	体育	費	120,450	1.1	1,115,387	20.8	1,224,126	7.6	1,190,139	7.4	33,987	2.9	△ 0.3
大	学 5	費	160,002	1.5	50,544	0.9	206,881	1.3	216,588	1.3	△ 9,707	△ 4.5	△ 2.6
合	計		10,862,666	100.0	5,364,645	100.0	16,147,943	100.0	16,176,813	100.0	△ 28,870	△ 0.2	△ 1.6

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 234	主度	比	較	
区		分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	8,985,701	82.7	1,390,697	25.9	10,376,399	64.3	10,484,366	64.8	△ 107,967	△ 1.0	△ 0.3
物	件	費	331,778	3.1	1,784,288	33.3	2,116,066	13.1	2,103,945	13.0	12,121	0.6	1.5
維持	補	修費	21,074	0.2	88,788	1.7	109,862	0.7	108,111	0.7	1,751	1.6	△ 1.0
扶助費	、補.	助費等	1,130,010	10.4	466,058	8.7	1,531,244	9.5	1,515,537	9.4	15,707	1.0	1.3
普通建	建設事	事業 費	322,417	3.0	1,531,806	28.6	1,840,352	11.4	1,734,940	10.7	105,412	6.1	△ 15.9
補助	力事	業費	63,151	0.6	766,306	14.3	826,645	5.1	728,539	4.5	98,106	13.5	△ 30.9
単独	事	業費	259,266	2.4	765,266	14.3	1,013,707	6.3	1,006,401	6.2	7,306	0.7	△ 0.2
県営	事業	負担金	_	_	234	0.0	_	_	-	_	-	-	-
そ	の	他	71,686	0.6	103,008	1.8	174,020	1.0	229,914	1.4	△ 55,894	△ 24.3	19.1
合		計	10,862,666	100.0	5,364,645	100.0	16,147,943	100.0	16,176,813	100.0	△ 28,870	△ 0.2	△ 1.6

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 231	在度	比	較	
X	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	2,064,205	19.0	356,524	6.6	2,420,729	15.0	2,469,863	15.3	△ 49,134	△ 2.0	△ 8.5
都道府県	支出金	_	-	65,334	1.2	_	_	_	_	_	_	-
使用料、	手数料	21,791	0.2	79,141	1.5	100,933	0.6	103,392	0.6	△ 2,459	△ 2.4	△ 5.3
分担金、負担金	金、寄附金	6,557	0.1	37,629	0.7	39,533	0.2	30,091	0.2	9,442	31.4	5.4
地 方	債	293,401	2.7	728,155	13.6	1,017,899	6.3	857,315	5.3	160,584	18.7	10.0
その他特	定財源	155,576	1.4	358,138	6.7	500,177	3.2	505,742	3.1	△ 5,565	△ 1.1	5.5
一般 財	源等	8,321,136	76.6	3,739,724	69.7	12,068,672	74.7	12,210,410	75.5	△ 141,738	△ 1.2	△ 1.1
合	計	10,862,666	100.0	5,364,645	100.0	16,147,943	100.0	16,176,813	100.0	△ 28,870	△ 0.2	△ 1.6

### 第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	<b></b> 主度	比	較	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	3,431,294	99.4	134,239	10.2	3,565,533	74.9	3,644,945	76.1	△ 79,412	△ 2.2	△ 0.7
物	件	費	12,467	0.4	403,998	30.6	416,464	8.7	437,918	9.1	△ 21,454	△ 4.9	2.4
維	持 補	修費	_	_	38,728	2.9	38,728	0.8	36,693	0.8	2,035	5.5	△ 4.1
普通	通建設	事業費	4,100	0.1	672,543	51.0	672,539	14.1	604,322	12.6	68,217	11.3	△ 20.3
*	甫 助 事	事業 費	_	_	392,664	29.8	392,664	8.2	337,081	7.0	55,583	16.5	△ 32.9
È	単独 事	業 費	4,100	0.1	279,878	21.2	279,875	5.9	267,241	5.6	12,634	4.7	4.5
Į į	見営事業 かんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	負担金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
そ	の	他	3,241	0.1	68,629	5.3	68,110	1.5	66,321	1.4	1,789	2.7	△ 5.4
í	À	計	3,451,102	100.0	1,318,137	100.0	4,761,374	100.0	4,790,199	100.0	△ 28,825	△ 0.6	△ 3.5

### 第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成234	王度	比	較	
区		分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	2,011,379	99.2	72,971	9.2	2,084,350	74.0	2,114,111	74.7	△ 29,761	△ 1.4	0.3
物	件	費	12,605	0.6	231,596	29.2	244,201	8.7	236,578	8.4	7,623	3.2	0.3
維持	補	修費	16	0.0	20,862	2.6	20,878	0.7	20,001	0.7	877	4.4	△ 1.7
普通建	1 設	事業費	2,051	0.1	408,210	51.5	408,587	14.5	401,380	14.2	7,207	1.8	△ 18.1
補且	力事	業 費	236	0.0	235,112	29.7	235,348	8.4	223,763	7.9	11,585	5.2	△ 32.1
単独	事	業 費	1,815	0.1	173,097	21.8	173,238	6.2	177,617	6.3	△ 4,379	△ 2.5	10.8
県営	事業	負担金	_	_	1	0.0	_	_	_	_	-	-	-
そ	の	他	1,960	0.1	59,086	7.5	58,247	2.1	56,717	2.0	1,530	2.7	△ 3.8
合		計	2,028,011	100.0	792,725	100.0	2,816,263	100.0	2,828,787	100.0	△ 12,524	△ 0.4	△ 2.9

#### 第70表 高等学校費の状況

	_				平 成 24	年 度			平成23:	<b>王度</b>	比	較	
	<u> </u>	分	都道府	· 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,657,908	82.7	113,584	70.3	1,771,492	81.8	1,799,855	81.0	△ 28,363	△ 1.6	△ 0.7
物	件	費	132,817	6.6	15,254	9.4	148,072	6.8	149,896	6.7	△ 1,824	△ 1.2	1.1
維持	寺 補	修費	13,241	0.7	1,099	0.7	14,340	0.7	14,404	0.6	△ 64	△ 0.4	△ 0.9
普通	建設	事業費	187,447	9.3	17,003	10.5	204,188	9.4	202,364	9.1	1,824	0.9	△ 8.8
補	助事	業費	24,308	1.2	2,286	1.4	26,594	1.2	28,787	1.3	△ 2,193	△ 7.6	△ 26.1
単	独事	業費	163,139	8.1	14,717	9.1	177,594	8.2	173,578	7.8	4,016	2.3	△ 5.1
県割	営事業	負担金	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
そ	の	他	14,025	0.7	14,651	9.1	28,068	1.3	56,046	2.6	△ 27,978	△ 49.9	113.2
合	ì	計	2,005,438	100.0	161,591	100.0	2,166,160	100.0	2,222,565	100.0	△ 56,405	△ 2.5	△ 0.1

### 第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	較	
	<u>×</u>	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	49,410	32.1	332,275	34.3	381,685	34.4	390,054	34.7	△ 8,369	△ 2.1	△ 2.5
物	件	費	60,314	39.1	382,387	39.4	442,701	39.9	443,103	39.4	△ 402	△ 0.1	0.8
普通	建設	事業費	20,407	13.2	168,854	17.4	187,265	16.9	195,965	17.4	△ 8,700	△ 4.4	△ 16.9
補	助事	業費	5,344	3.5	52,157	5.4	57,490	5.2	59,408	5.3	△ 1,918	△ 3.2	△ 13.7
単	独事	業費	15,064	9.8	116,697	12.0	129,775	11.7	136,556	12.2	△ 6,781	△ 5.0	△ 18.3
県	営事業	負担金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
そ	の	他	23,931	15.6	85,955	8.9	98,765	8.8	94,153	8.5	4,612	4.9	4.3
<u></u>	ì	計	154,062	100.0	969,471	100.0	1,110,416	100.0	1,123,275	100.0	△ 12,859	△ 1.1	△ 3.7

### 第72表 保健体育費の状況

					平 成 24	年 度			平成 234	<b>主度</b>	比	較	
区		分	都道府	i 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	29,959	24.9	248,210	22.3	278,169	22.7	291,875	24.5	△ 13,706	△ 4.7	△ 3.7
物	件	費	28,265	23.5	575,716	51.6	603,981	49.3	578,934	48.6	25,047	4.3	2.1
維持	補	修費	1,760	1.5	12,358	1.1	14,117	1.2	14,170	1.2	△ 53	△ 0.4	3.6
普通建	建設:	事業費	16,683	13.9	195,071	17.5	208,990	17.1	190,371	16.0	18,619	9.8	△ 1.8
補具	助 事	業費	1,035	0.9	54,105	4.9	55,139	4.5	39,848	3.3	15,291	38.4	△ 22.8
単独	虫 事	業費	15,649	13.0	140,788	12.6	153,851	12.6	150,524	12.6	3,327	2.2	5.9
県営	事業	負担金	_	_	178	0.0	_	_	_	_	_	-	-
そ	の	他	43,783	36.2	84,032	7.5	118,869	9.7	114,789	9.7	4,080	3.6	△ 1.4
合		計	120,450	100.0	1,115,387	100.0	1,224,126	100.0	1,190,139	100.0	33,987	2.9	△ 0.3
上記の	体育	施設費等	96,844	80.4	407,807	36.6	495,451	40.5	479,863	40.3	15,588	3.2	△ 2.0
内訳	学核	交給食費	23,606	19.6	707,580	63.4	728,675	59.5	710,276	59.7	18,399	2.6	0.9

### 第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					4	范 成 24	年月	<del></del>				比	,				較	
	₹	分		₩ \ <del>\</del>	. 18	+ =	++	0±: =⊥	호프	平成23 純 計		1807.55	増	減	率	前年	F度増減	<b>載率</b>
				都道东	景	市町	村	純計	額			増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
人	华	‡	費	13,893,593	28.1	9,124,034	16.8	23,017,626	23.9	23,448,473	24.2	△ 430,847	△ 1.3	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.4
物	华	ŧ	費	1,786,977	3.6	6,940,444	12.8	8,727,420	9.1	8,782,678	9.1	△ 55,258	△ 2.6	△ 0.1	△ 0.6	12.9	8.6	9.5
維持	持補	1 修	費	421,603	0.9	688,044	1.3	1,109,647	1.2	1,110,111	1.1	△ 464	△ 3.7	2.4	△ 0.0	5.4	3.9	4.5
扶	且	b	費	1,015,512	2.1	11,006,596	20.3	12,022,107	12.5	11,956,368	12.3	65,739	△ 7.6	1.4	0.5	5.8	6.5	6.4
補	助	費	等	11,826,038	23.9	3,788,009	7.0	9,190,370	9.5	8,909,260	9.2	281,110	3.2	7.1	3.2	△ 0.7	0.3	△ 5.3
普通	建設	多事美	美費	6,508,899	13.2	6,551,985	12.1	12,448,950	12.9	12,535,162	12.9	△ 86,212	△ 5.0	4.3	△ 0.7	△ 0.1	△ 11.6	△ 6.0
う	(補目	助事美	<b>養</b>	3,503,847	7.1	2,880,769	5.3	6,139,131	6.4	6,084,037	6.3	55,094	△ 4.8	9.5	0.9	24.7	△ 9.7	8.3
ち <sup>°</sup>	単独	虫事美	美費	2,167,214	4.4	3,459,870	6.4	5,393,313	5.6	5,692,904	5.9	△ 299,591	△12.5	△ 0.1	△ 5.3	△ 21.5	△ 12.4	△ 17.1
災害	復旧	事美	美費	605,992	1.2	469,245	0.9	971,064	1.0	763,259	0.8	207,805	48.3	15.7	27.2	370.1	342.8	377.4
失業	対第	事事	美費	_	-	140	0.0	140	0.0	443	0.0	△ 303	-	△ 68.4	△ 68.4	_	△ 84.3	△84.3
公	信	Ę	費	6,981,827	14.1	6,059,910	11.2	12,982,426	13.5	12,933,377	13.3	49,049	2.5	△ 2.1	0.4	0.3	△ 0.8	△ 0.1
積	7	Ī	金	1,870,235	3.8	2,705,767	5.0	4,576,003	4.7	4,620,682	4.8	△ 44,679	△ 36.2	60.1	△ 1.0	86.4	7.8	47.2
投資	及て	が出資	金	167,336	0.3	211,089	0.4	378,425	0.4	475,014	0.5	△ 96,589	△ 34.3	△ 4.2	△ 20.3	36.3	△ 1.5	15.7
貸	作	t	金	4,198,359	8.5	1,671,083	3.1	5,828,838	6.0	6,368,688	6.6	△ 539,850	△ 8.3	△ 9.6	△ 8.5	△ 1.4	△ 3.3	△ 2.3
繰	Н	1	金	205,471	0.4	4,959,384	9.2	5,164,855	5.4	5,097,206	5.3	67,649	△ 8.0	1.8	1.3	9.4	1.8	2.1
前年	度繰	上充足	用金	_	-	681	0.0	681	0.0	1,924	0.0	△ 1,243	-	△ 64.6	△ 64.6	_	△ 60.5	△ 60.5
歳	出	合	計	49,481,842	100.0	54,176,411	100.0	96,418,554	100.0	97,002,646	100.0	△ 584,092	△ 2.9	2.4	△ 0.6	3.9	1.5	2.4
う	義	务的系	圣費	21,890,931	44.2	26,190,540	48.3	48,022,160	49.8	48,338,218	49.8	△ 316,058	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.7	0.3	2.1	1.3
ゟ゙	投資	<b> 資的</b>	圣費	7,114,890	14.4	7,021,370	13.0	13,420,155	13.9	13,298,865	13.7	121,290	△ 2.0	5.0	0.9	4.6	△ 7.1	△ 1.5

<sup>(</sup>注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

# 第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

-	7	分			決	算	<u> </u>	額			指			数	
	<u> </u>	ガ		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19	20	21	22	23	24
人	件		費	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	100	97	95	93	93	91
物	件		費	7,617,698	7,483,777	7,938,750	8,020,269	8,782,678	8,727,420	100	98	104	105	115	115
維	寺 補	修	費	988,863	982,314	1,051,671	1,062,583	1,110,111	1,109,647	100	99	106	107	112	112
扶	助		費	8,180,646	8,483,609	9,086,319	11,237,320	11,956,368	12,022,107	100	104	111	137	146	147
普通	建設	事業	費	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	100	96	106	99	93	92
災害	復旧	事業	費	354,348	187,507	134,962	159,895	763,259	971,064	100	53	38	45	215	274
失業	対策	事業	費	3,410	2,567	2,697	2,829	443	140	100	75	79	83	13	4
公	債		費	12,998,987	13,133,173	12,853,232	12,949,814	12,933,377	12,982,426	100	101	99	100	99	100
積	<u> </u>		金	2,156,369	2,841,190	4,187,399	3,139,348	4,620,682	4,576,003	100	132	194	146	214	212
そ	の		他	18,066,691	18,984,222	22,494,919	21,333,386	20,852,093	20,563,171	100	105	125	118	115	114
歳	出	合言	t	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	100	101	108	106	109	108
j.	義務	的経	費	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	100	100	99	103	104	103
5	投資	的経	費	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	100	95	105	97	96	97

(単位 %)

区		分		決	算 額	構成	比			増	ì	或	率	
		<i>)</i> ]	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
人	件	費	28.3	27.4	24.9	24.8	24.2	23.9	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8
物	件	費	8.5	8.3	8.3	8.5	9.1	9.1	2.1	△ 1.8	6.1	1.0	9.5	△ 0.6
維持	補	修費	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.4	△ 0.7	7.1	1.0	4.5	△ 0.0
扶	助	費	9.2	9.5	9.5	11.9	12.3	12.5	5.0	3.7	7.1	23.7	6.4	0.5
普通	建設事	事業費	15.2	14.5	15.0	14.1	12.9	12.9	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7
災害	复旧事	事業 費	0.4	0.2	0.1	0.2	0.8	1.0	△ 27.8	△ 47.1	△ 28.0	18.5	377.4	27.2
失業	対策事	事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 85.8	△ 24.7	5.1	4.9	△ 84.3	△ 68.4
公	債	費	14.6	14.6	13.4	13.7	13.3	13.5	△ 1.9	1.0	△ 2.1	0.8	△ 0.1	0.4
積	立	金	2.4	3.2	4.4	3.3	4.8	4.7	3.5	31.8	47.4	△ 25.0	47.2	△ 1.0
そ	の	他	20.3	21.2	23.3	22.4	21.5	21.2	2.0	5.1	18.5	△ 5.2	△ 2.3	△ 1.4
歳	出合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6
) j	義務自	内経費	52.1	51.5	47.8	50.4	49.8	49.8	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7
1 ±1	投資的	內経費	15.6	14.7	15.1	14.2	13.7	13.9	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9

# 第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			金				額				構	成	比		
		平成14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	14	19	20	21	22	23	24
人	件費	26,394,220	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	27.8	28.3	27.4	24.9	24.8	24.2	23.9
財源	国庫支出金地 方債	3,344,024 14,188	1,803,143 530,359	1,781,632 558,526	1,733,845 465,714	1,935,852 218,001	1,928,730 255,312	1,930,406 249,894	3.5 0.0	2.0	2.0	1.8	2.0	2.0	2.0
内	一般財源等	22,073,134	22,067,846	21,425,106	20,935,270	20,778,912	20,650,458	20,228,670	23.3	24.8	23.9	21.8	21.9	21.3	21.0
訳	くその他	962,874	854,955	839,981	840,800	603,434	613,973	608,656	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
物品	件 費 (国庫支出金	7,951,029 327,232	7,617,698 241,084	7,483,777 177,399	7,938,750 341,987	8,020,269 287,219	8,782,678 551,996	8,727,420 499,346	8.4 0.3	8.5 0.3	8.3	8.3 0.4	8.5 0.3	9.1 0.6	9.1
財源	地方債	1,406	1,829	2,336	3,167	11,949	16,453	19,507	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内訳	一般財源等	6,373,382	6,141,173	6,062,039	6,231,984	6,292,973	6,580,417	6,550,760	6.7	6.9	6.8	6.5	6.6	6.8	6.8
	その他 持補修費	1,249,009 1,059,327	1,233,612 988,863	1,242,003 982,314	1,361,612 1,051,671	1,428,128 1,062,583	1,633,812 1,110,111	1,657,807 1,109,647	1.4	1.3	1.3	1.4	1.6 1.1	1.7 1.1	1.8
財	(国庫支出金	99,274	19,662	18,884	22,459	25,477	50,809	45,590	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
源	地方債	922.064	700.025	775 416	020.222	1	040 240	- 055.054	-	-	-	-	0.0	-	0.9
内訳	一般財源等 その 他	822,064 137,989	789,825 179,376	775,416 188,014	839,223 189,989	850,068 187,037	840,348 218,954	855,054 209,003	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
扶	助費	6,742,408	8,180,646	8,483,609	9,086,319	11,237,320	11,956,368	12,022,107	7.1	9.2	9.5	9.5	11.9	12.3	12.5
財	国庫支出金	3,345,048	3,764,233	3,915,907	4,292,882	5,880,771	6,376,931	6,221,303	3.5	4.2	4.4	4.5	6.2	6.6	6.5
源内	地 方 債 一般財源等	3,046,511	4,085,352	4,206,155	4,348,402	3,514 4.844.125	3,892 4,934,260	5,388 5,144,318	3.2	4.6	4.7	4.5	0.0 5.1	0.0 5.1	0.0 5.3
	その他	350,849	331,061	361,547	445,035	508,910	641,285	651,098	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7
	通建設事業費 (同意主以 4	20,824,161	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	22.0	15.2	14.5	15.0	14.1	12.9	12.9
財源	(国庫支出金 地 方 債	3,946,965 9,281,025	2,788,438 5,550,318	2,675,650 5,417,469	2,990,065 5,511,258	2,721,337 4,757,982	2,902,169 4,725,371	2,828,319 5,160,813	4.2 9.8	3.1 6.2	3.0 6.0	3.1 5.7	2.9 5.0	3.0 4.9	2.9 5.4
内	一般財源等	5,524,187	3,989,763	3,776,220	4,662,718	4,416,135	3,311,032	2,966,277	5.8	4.5	4.2	4.9	4.7	3.4	3.1
	くその他	2,071,984	1,195,781	1,118,534	1,216,830	1,437,917	1,596,590	1,493,541	2.2	1.4	1.3	1.3	1.5	1.6	1.5
	書復旧事業費 (国庫支出金	345,536 202,818	354,348 219,996	187,507 111,220	134,962 68,073	159,895 81,824	763,259 368,449	971,064 558,717	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.8	1.0
財源	地方債	92,903	96,094	50,845	35,835	36,946	74,576	94,371	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
内即	一般財源等 その 他	41,411	27,684	18,554	25,781	36,206	278,316	174,547	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
	くその他 業対策事業費	8,404 18,284	10,574 3,410	6,888 2,567	5,273 2,697	4,919 2,829	41,918 443	143,429 140	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
財財	/国庫支出金	6,511	1,507	1,140	1,139	1,115	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
源	地方債	4,901	1,120	1,054	917	783	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
内訳	一般財源等	5,364 1,508	773 10	337 36	610 31	886 45	412 31	130 10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公	債 費	13,036,495	12,998,987	13,133,173	12,853,232	12,949,814	12,933,377	12,982,426	13.7	14.6	14.6	13.4	13.7	13.3	13.5
財	国庫支出金	25,538	12,430	12,464	12,357	11,171	7,889	11,843	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
源内	」地 方 債 一般財源等	12,253,610	666 12,367,068	0 12,485,105	12,262,681	12,391,975	109 12,337,160	12,245,489	12.9	0.0 13.9	0.0	12.8	13.1	0.0 12.7	12.7
	その他	757,347	618,823	635,604	578,194	546,668	588,219	725,094	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8
積	立金	1,364,078	2,156,369	2,841,190	4,187,399	3,139,348	4,620,682	4,576,003	1.4	2.4	3.2	4.4	3.3	4.8	4.7
財源	/国庫支出金 地 方 債	156,861 –	72,558 101,916	743,064 88,595	2,365,787 72,786	612,341 76,059	2,283,495 64,479	2,278,103 54,091	0.2	0.1	0.8	2.5	0.6 0.1	2.4	2.4
内	一般財源等	1,021,831	1,722,523	1,684,919	1,499,770	2,185,847	1,942,386	1,748,123	1.1	1.9	1.9	1.6	2.3	2.0	1.8
1	その他	185,386	259,372	324,612	249,056	265,101	330,322	495,686	0.1	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.4
そ  財	の (国庫支出金	17,103,880 595,313	18,066,691 330,151	18,984,222 489,516	22,494,919 1,945,486	21,333,386 641,421	20,852,093 646,291	20,563,171 722,436	18.1	20.3	21.2	23.3	22.4	21.5	21.2
源	地方債	513,810	640,354	446,466	496,382	625,464	570,190	593,592	0.5	0.8	0.5	0.6	0.7	0.5	0.5
内訳	一般財源等 その 他	10,449,512 5,545,245	11,864,091 5,232,095	12,544,680 5,503,560	13,071,222 6,981,829	13,287,442 6,779,059	12,839,235	12,870,594	11.1 5.8	13.2 5.8	13.9 6.2	13.5 7.3	14.1 6.8	13.2 7.3	13.3
	を出合計	94,839,418	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	6,796,377 <b>97,002,646</b>	6,376,549 <b>96,418,554</b>			100.0				
財	 /国庫支出金	12,049,584	9,253,202	9,926,876	13,774,080	12,198,528	15,116,759	15,096,063	12.7	10.4	11.1	14.3	12.9	15.6	15.7
源	地方債	9,908,233	6,922,656	6,565,291	6,586,059	5,730,699	5,710,382	6,177,656	10.4	7.8	7.3	6.9	6.0	5.9	6.4
内訳	一般財源等 その他	61,611,006	63,056,098	62,978,531	63,877,661	65,084,569	63,714,024	62,783,962	65.0	70.7 11.1	70.2	66.5 12.3	68.7 12.4	65.7 12.8	65.1 12.8
	くて の 他 ち義務的経費	11,270,595 46,173,123	9,915,659 46,435,936	10,220,779 46,222,026	11,868,649 45,915,180	11,761,218 47,723,334	12,461,481 48,338,218	12,360,873 48,022,160	11.9 48.6	52.1	11.4 51.5	47.8	50.4	49.8	49.9
財財	(国庫支出金	6,714,610	5,579,806	5,710,004	6,039,084	7,827,794	8,313,550	8,163,552	7.0	6.2	6.4	6.3	8.2	8.6	8.5
源	地方債	14,188	531,025	558,527	465,714	221,515	259,313	255,282	0.0	0.6	0.6	0.5	0.2	0.3	0.3
内訳	一般財源等 その他	37,373,255 2,071,070	38,520,267 1,804,838	38,116,366 1,837,129	37,546,354 1,864,028	38,015,011 1,659,014	37,921,878 1,843,477	37,618,478 1,984,848	39.4 2.2	43.2 2.1	42.5 2.0	39.1 1.9	40.1 1.9	39.1 1.8	39.0
5	ち投資的経費	21,187,981	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	22.3	15.6	14.7	15.1	14.2	13.7	13.9
財源	国庫支出金 地 方 債	4,156,293 9,378,828	3,009,941 5,647,532	2,788,010 5,469,369	3,059,278 5,548,009	2,804,276 4,795,711	3,270,618 4,799,947	3,387,036 5,255,184	4.4 9.9	3.4 6.3	3.1 6.1	3.2 5.8	3.0 5.1	3.4 4.9	3.5 5.5
内	一般財源等	5,570,962	4,018,220	3,795,110	4,689,109	4,453,226	3,589,760	3,140,953	5.9	4.5	4.2	4.9	4.7	3.7	3.3
1訳	その他	2,081,898	1,206,365	1,125,458	1,222,134	1,442,883	1,638,540	1,636,982	2.1	1.4	1.3	1.2	1.4	1.7	1.6

# 第74表 団体種類別性質別歳出の状況

	×	☑ 分	義務的経 費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事 業費	う ち 補助事業費	う 単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
		政令指定都市	64,003	17,683	30,356	15,963	12,789	5,804	6,260	11,676	9,602	24,848	122,918
		中 核 市	32,260	9,945	15,352	6,962	6,947	2,977	3,788	7,290	1,779	12,879	61,155
	平	特 例 市	18,076	6,125	8,227	3,723	4,149	1,813	2,251	4,532	1,068	7,783	35,608
	成	都市	99,837	35,314	40,737	23,785	26,765	11,838	14,180	28,641	3,552	60,927	219,722
	24	中 都 市	45,340	15,478	20,430	9,431	10,884	4,592	6,014	12,468	1,726	22,881	93,299
		小 都 市	54,497	19,837	20,307	14,354	15,881	7,245	8,166	16,173	1,825	38,047	126,423
決	年	町村	23,220	9,964	6,123	7,134	9,334	4,472	4,559	8,854	415	23,252	65,075
	度	町村 (1万人以上)	15,950	6,627	4,778	4,545	5,645	2,642	2,829	5,747	275	15,540	43,157
算		町村 (1万人未満)	7,271	3,337	1,345	2,589	3,689	1,830	1,729	3,107	140	7,711	21,918
-		<u></u> 合 計	237,395	79,032	100,796	57,568	59,984	26,904	31,038	60,994	16,416	129,689	504,478
		政令指定都市	62,401	17,671	29,052	15,678	12,601	5,386	6,636	11,497	10,705	22,624	119,828
額		中 核 市	33,309	10,432	15,568	7,309	7,372	3,191	3,986	7,341	1,987	12,284	62,293
(億円)	平	特例市	18,455	6,462	8,261	3,733	3,918	1,609	2,235	4,624	1,144	7,538	35,679
	成	都市	101,234	36,477	40,517	24,240	25,024	10,637	13,694	29,004	3,919	53,935	213,116
	23	中都市	46,116	16,133	20,303	9,680	10,405	4,362	5,787	12,805	1,929	21,232	92,487
	年	小都市	55,118	20,344	20,214	14,560	14,618	6,276	7,907	16,199	1,990	32,704	120,629
		町 村	23,781	10,223	6,120	7,438	8,926	3,915	4,739	8,686	428	19,567	61,388
	度	町村(1万人以上)	16,398	6,856	4,820	4,723	5,412	2,400	2,844	5,807	275	12,849	40,741
		町村(1万人未満)	7,383	3,367	1,300 <b>99,519</b>	2,715	3,514	1,515 <b>24,738</b>	1,895	2,879	153	6,718 <b>115,949</b>	20,647
-		合 計 政令指定都市	<b>239,181</b> 27.0	<b>81,264</b> 22.4	30.1	<b>58,398</b> 27.7	<b>57,840</b> 21.3	24,738	<b>31,290</b> 20.2	<b>61,151</b> 19.1	<b>18,183</b> 58.5	19.2	<b>492,304</b> 24.4
		中核市	13.6	12.6	15.2	12.1	11.6	11.1	12.2	12.0	10.8	9.9	12.1
	平	特例市	7.6	7.8	8.2	6.5	6.9	6.7	7.3	7.4	6.5	6.0	7.1
		都市	42.1	44.7	40.4	41.3	44.6	44.0	45.7	47.0	21.6	47.0	43.6
	成	中都市	19.1	19.6	20.3	16.4	18.1	17.1	19.4	20.4	10.5	17.6	18.5
	24	小都市	23.0	25.1	20.1	24.9	26.5	26.9	26.3	26.5	11.1	29.3	25.1
構	年	町村	9.8	12.6	6.1	12.4	15.6	16.6	14.7	14.5	2.5	17.9	12.9
1#3	度	町村(1万人以上)	6.7	8.4	4.7	7.9	9.4	9.8	9.1	9.4	1.7	12.0	8.6
	IX.	町村 (1万人未満)	3.1	4.2	1.3	4.5	6.2	6.8	5.6	5.1	0.9	5.9	4.3
成						1				1			
1		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		合 計 政令指定都市	26.1	21.7	29.2	26.8	21.8	<b>100.0</b> 21.8	100.0 21.2	100.0 18.8	100.0 58.9	<b>100.0</b> 19.5	100.0 24.3
比	平	政令指定都市	26.1	21.7	29.2	26.8	21.8	21.8	21.2	18.8	58.9	19.5	24.3
		政令指定都市中 核 市	26.1 13.9	21.7 12.8	29.2 15.6	26.8 12.5	21.8 12.7	21.8 12.9	21.2 12.7	18.8 12.0	58.9 10.9	19.5 10.6	24.3 12.7
比	成	政令指定都市 中 核 市 特 例 市	26.1 13.9 7.7	21.7 12.8 8.0	29.2 15.6 8.3	26.8 12.5 6.4	21.8 12.7 6.8	21.8 12.9 6.5	21.2 12.7 7.1	18.8 12.0 7.6	58.9 10.9 6.3	19.5 10.6 6.5	24.3 12.7 7.2
比	成 23	政令指定都市中中核市特例市都市	26.1 13.9 7.7 42.3	21.7 12.8 8.0 44.9	29.2 15.6 8.3 40.7	26.8 12.5 6.4 41.5	21.8 12.7 6.8 43.3	21.8 12.9 6.5 43.0	21.2 12.7 7.1 43.8	18.8 12.0 7.6 47.4	58.9 10.9 6.3 21.6	19.5 10.6 6.5 46.5	24.3 12.7 7.2 43.3
比	成	政令指定都市         中 核 例 市         都 中 都 市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5
比	成 23	政令指核       伊         特       例         市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3
比	成 23 年	政令指核 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2
比	成 23 年	政中特 例 都市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 <b>100.0</b>	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2
比 (%)	成 23 年 度	文中特都中小町町村(1万人大)町村(1万人大)都市市市市市市市村上)高計市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090
比 (%)	成 23 年	政中特都中小町町村(1万人大都市市市市市市市市市村上)満計市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1.602 △ 1,049	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 △ 51	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 △ 1,138
比 (%)	成 23 年 度	政中特都 中小 町町村 行为 定 例 都都 万人人 都	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71
比 %	成 23 年 度	政中特都中小町町町人名 政中特都中小町町町人人人 都都 万人人 都 都 万人人 都 都 市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 \$\triangle\$ 216 \$\triangle\$ 34 220	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606
比 %	成 23 年 度	政中特都中小町町町合政中特都中小町町町合りが、17万人をでのが、17万人をでのが、17万人をでのが、17万人をでのが、17万人をでのが、17万人をでいる。 おおお お かんしん おお かんしん おいかい かんしん おいい かんしん はいい かんしん はいい かんしん はい かんしん はいい はい はい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい は	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812
比(%)	成 23 年 度 曽 域	政中特都中小町町町合政中特都中小町町町台へ 17万人 定核例 都都 万人人 都都 万人人 都都都 不从 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1.602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794
比 %	成 23 年 度 曽 或 頁	政中特都中小町町町合政中特都中小町町町合物がある。 は、10万年を例が、10万年を例が、10万年を例が、10万年を例が、10万年をののでは、10万年をの	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259 △ 180	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687
比(%)	成 23 年 度 曽 域 頁 億	政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 石 大人 大 都 一 小 町町 大人 大 都 大人 大 都 大人 大 都 大人 大 都 大人 大 都 大人 大 都 大人 大 大 大 大	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259 △ 180 △ 15	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416
比(%)	成 23 年 度 曽 或 頁	政中特都中小町町町合政中特都中小町町町石の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259 △ 180 △ 15 △ 166	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271
比(%)	成 23 年 度 曽 域 頁 億	政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 石 大人 都 一 八 町町 石 大人 大 都 一 八 町町 石 大人 大 都 一 八 町町 石 大人 大 都 一 八 町町 八八 八八 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259 △ 180 △ 15 △ 166 △ 252	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174
比(%)	成23年度	政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 令 上核 例 都都 万人人 定 都 人人人 都 人人人 都 人人人 都 人人人 都 人人人 都 人人人 都 市市市市市村上灣計市市市市市市村上灣計市市市市市市村上灣計	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 2.6	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0 12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232 0.1	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1.138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6
比(%)	成 23 年 度 曽 域 頁 億	政中特都 即 町 合 政中特都 即 町 合 政中特都 中小 町町 令 作核例 都都 万万 定核例 都都 万人人 定核例 都都 万人人 定核例 都都 人人人 都 以未 都 以未 都 市市市市市村上灣計市市市市市市村上灣計市市市市市市市村上灣計市市市市市市市市市村上	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 △ 3.1	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157 1.6 △ 0.7	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1.138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8
比(%)	成23年度	政中特都 町 合 政中特都 町 合政中特合 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 合政中特	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 △ 2.6 △ 3.1 △ 2.1	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1.163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7 △ 5.2	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.4	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198 16 486 227 259 △ 180 △ 15 △ 166 △ 252 △ 5.7 △ 5.0 0.7	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157 1.6 △ 0.7 △ 2.0	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3.090 △ 1.138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2
比(%)	成23年度	政中特都 町 合 政中特都 町 合政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 令 中小 村村 令 上核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定核例 都都 人人人 都 以未 都 以未 都 市市市市市村上 訓計市市市市市村上 訓計市市市市市市村上 訓計市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 ○ 2.6 △ 3.1 △ 2.1 △ 1.4	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232 ○.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 3.2	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157 1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6 △ 9.4	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1
比(%)	成 23 年 度	政中特都 町 合 政中特都 町 合政中特都中小 町町 合 政中特都 中小 町町 令	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 2.6 △ 3.1 △ 2.1 △ 1.4 △ 1.7	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  ○ 0.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 4.1	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5 0.6	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9 △ 2.6	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0 4.6	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3 5.3	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157 1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3 △ 2.6	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 9.4 △ 10.5	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0 7.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9
比(%)	成 2 年度	政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 合 政中特都 中小 町町 令 中小 村村 令 指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定核例 都都 日 以未 都 以未 都 以未 都 以未 都 市市市市市村上尚計市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 2.6 △ 3.1 △ 2.1 △ 1.4 △ 1.7 △ 1.1	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 4.1 △ 2.5	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5 0.6 0.5	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0 4.6 8.6	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3 5.3 15.4	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157 1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3 △ 2.6 △ 0.2	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6 △ 9.4 △ 10.5 △ 8.3	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0 7.8 16.3	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8
比(%)	成 2 年度	政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 合 政中特都 町 町 合 政中特都 町 町町 合 政中特都 中小 野町 名 11.17 指核例 都都 万人 定核例 都都 人人 定核例 都都 人人 常核例 都都 人人 常 都 以未 都 以未 都 以未 都 以未 都 市市市市市村上尚計市市市市市村	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 2.6 △ 3.1 △ 2.1 △ 1.4 △ 1.7 △ 1.1 △ 2.4	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 4.1 △ 2.5 △ 2.5	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5 0.6 0.5 0.0	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 4.1	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0 4.6 8.6 4.6	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3 5.3 15.4 14.2	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157  1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3 △ 2.6 △ 0.2 1.9	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6 △ 9.4 △ 10.5 △ 8.3 △ 3.0	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0 7.8 16.3 18.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0
比(%)	成 2 年度	政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町町 合政中特都 町 町の中野町 中小町町 中小町町 11(1) 指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定核例 都都 万人 2 大 都 以未 都 以未 都 以未 都 以未 都 以未 和 以未 和 以未 和 以未	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 4.1 △ 2.5 △ 2.5 △ 3.3	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5 0.6 0.5 0.0 △ 0.9	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 3.8	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0 4.6 8.6 4.3	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3 5.3 15.4 14.2 10.1	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157  1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3 △ 2.6 △ 0.2 1.9 △ 1.0	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6 △ 9.4 △ 10.5 △ 8.3 △ 3.0 △ 0.0	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0 7.8 16.3 18.8 20.9	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0 5.9
比(%)	成 2 年度	政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 合 政中特都 町 町 合 政中特都 町 町町 合 政中特都 中小 野町 名 11.17 指核例 都都 万人 定核例 都都 人人 定核例 都都 人人 常核例 都都 人人 常 都 以未 都 以未 都 以未 都 以未 都 市市市市市村上尚計市市市市市村	26.1 13.9 7.7 42.3 19.3 23.0 9.9 6.9 3.1 100.0 1,602 △ 1,049 △ 379 △ 1,397 △ 776 △ 621 △ 561 △ 448 △ 112 △ 1,786 2.6 △ 3.1 △ 2.1 △ 1.4 △ 1.7 △ 1.1 △ 2.4	21.7 12.8 8.0 44.9 19.9 25.0 12.6 8.4 4.1 100.0  12 △ 487 △ 337 △ 1,163 △ 655 △ 507 △ 259 △ 229 △ 30 △ 2,232  0.1 △ 4.7 △ 5.2 △ 4.1 △ 2.5 △ 2.5	29.2 15.6 8.3 40.7 20.4 20.3 6.1 4.8 1.3 100.0 1,304 △ 216 △ 34 220 127 93 3 △ 42 45 1,277 4.5 △ 1.4 △ 0.5 0.6 0.5 0.0	26.8 12.5 6.4 41.5 16.6 24.9 12.7 8.1 4.6 100.0 285 △ 347 △ 10 △ 455 △ 249 △ 206 △ 304 △ 178 △ 126 △ 830 1.8 △ 4.7 △ 0.3 △ 1.9 △ 2.6 △ 1.4 △ 4.1	21.8 12.7 6.8 43.3 18.0 25.3 15.4 9.4 6.1 100.0 188 △ 425 231 1,741 479 1,263 408 233 175 2,144 1.5 △ 5.8 5.9 7.0 4.6 8.6 4.6	21.8 12.9 6.5 43.0 17.6 25.4 15.8 9.7 6.1 100.0 418 △ 214 204 1,201 230 969 557 242 315 2,166 7.8 △ 6.7 12.7 11.3 5.3 15.4 14.2	21.2 12.7 7.1 43.8 18.5 25.3 15.1 9.1 6.1 100.0 △ 376 △ 198	18.8 12.0 7.6 47.4 20.9 26.5 14.2 9.5 4.7 100.0 179 △ 51 △ 92 △ 363 △ 337 △ 26 168 △ 60 228 △ 157  1.6 △ 0.7 △ 2.0 △ 1.3 △ 2.6 △ 0.2 1.9	58.9 10.9 6.3 21.6 10.6 10.9 2.4 1.5 0.8 100.0 △ 1,103 △ 208 △ 76 △ 367 △ 203 △ 165 △ 13 △ 0 △ 13 △ 1,767 △ 10.3 △ 10.5 △ 6.6 △ 9.4 △ 10.5 △ 8.3 △ 3.0	19.5 10.6 6.5 46.5 18.3 28.2 16.9 11.1 5.8 100.0 2,224 595 245 6,992 1,649 5,343 3,685 2,691 993 13,740 9.8 4.8 3.3 13.0 7.8 16.3 18.8	24.3 12.7 7.2 43.3 18.8 24.5 12.5 8.3 4.2 100.0 3,090 △ 1,138 △ 71 6,606 812 5,794 3,687 2,416 1,271 12,174 2.6 △ 1.8 △ 0.2 3.1 0.9 4.8 6.0

### 第75表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					平成	241	丰度					平成 23	年度			比	較	
		分	都道府	県	市	町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
— 般	財	源	27,317,060	100.0	29,517	,911	100.0	55,149,533	100.0	27,282,775	100.0	29,828,829	100.0	55,457,615	100.0	△ 308,082	△ 0.6	2.8
義 務	的 経	費	15,495,310	56.7	14,636	,006	49.6	31,517,206	57.1	15,454,996	56.6	14,841,015	49.8	31,638,381	57.0	△ 121,175	△ 0.4	4.1
人	件	費	9,661,783	35.4	6,922	,656	23.5	16,947,819	30.7	9,685,745	35.5	7,132,661	23.9	17,228,764	31.1	△ 280,945	△ 1.6	3.7
扶	助	費	452,344	1.7	2,943	,978	10.0	4,309,971	7.8	476,992	1.7	2,816,919	9.4	4,116,674	7.4	193,297	4.7	6.3
公	債	費	5,381,182	19.7	4,769	,373	16.2	10,259,416	18.6	5,292,259	19.4	4,891,436	16.4	10,292,944	18.6	△ 33,528	△ 0.3	3.9
投資	的 経	費	1,009,618	3.7	1,634	,607	5.5	2,631,528	4.8	1,173,280	4.3	1,791,662	6.0	2,994,952	5.4	△ 363,424	△ 12.1	△ 15.9
普通	建設事	業費	972,069	3.6	1,552	,330	5.3	2,485,182	4.5	1,100,779	4.0	1,648,095	5.5	2,762,408	5.0	△ 277,226	△ 10.0	△ 21.7
災害	復旧事	業費	37,549	0.1	82	,217	0.3	146,237	0.3	72,501	0.3	143,529	0.5	232,200	0.4	△ 85,963	△ 37.0	702.4
失業	対策事	業費	-	-		61	0.0	109	0.0	_	-	39	0.0	344	0.0	△ 235	△ 68.3	△ 51.4
その作	也の紹	費	10,112,559	37.0	11,669	,379	39.6	18,452,412	33.5	9,962,807	36.6	11,656,069	39.0	18,523,543	33.5	△ 71,131	△ 0.4	2.5
歳出	台	計	26,617,487	97.4	27,939	,992	94.7	52,601,146	95.4	26,591,083	97.5	28,288,746	94.8	53,156,876	95.9	△ 555,730	△ 1.0	2.2
翌年度·	への繰	或額	699,573	2.6	1,577	,919	5.3	2,548,388	4.6	691,692	2.5	1,540,083	5.2	2,300,739	4.1	247,649	10.8	18.4

<sup>(</sup>注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推 移 (単位 百万円)

区 分	平成19年度充当額	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額	平成23年度充当額	平成24年度充当額
一般 財源	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533
義務的経費	33,547,706	32,941,066	30,060,591	30,384,085	31,638,381	31,517,206
人 件 費	19,219,120	18,516,084	16,761,324	16,607,867	17,228,764	16,947,819
扶 助 費	3,557,976	3,635,059	3,481,444	3,871,742	4,116,674	4,309,971
公 債 費	10,770,610	10,789,923	9,817,823	9,904,477	10,292,944	10,259,416
投資的経費	3,499,510	3,279,824	3,754,223	3,559,310	2,994,952	2,631,528
普通建設事業費	3,474,726	3,263,499	3,733,094	3,529,664	2,762,408	2,485,182
災害復旧事業費	24,111	16,035	20,641	28,938	232,200	146,237
失業対策事業費	673	291	489	708	344	109
その他の経費	17,869,005	18,206,648	17,327,308	18,076,452	18,523,543	18,452,412
歳出合計	54,916,221	54,427,538	51,142,122	52,019,847	53,156,876	52,601,146
翌年度への繰越額	1,579,886	1,755,004	1,619,631	1,942,387	2,300,739	2,548,388

(単位 %)

区分			指	数					構	比 比		
	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
一般財源	100	99	93	96	98	98	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義 務 的 経 費	100	98	90	91	94	94	59.4	58.6	57.0	56.3	57.0	57.1
人 件 費	100	96	87	86	90	88	34.0	33.0	31.8	30.8	31.1	30.7
扶 助 費	100	102	98	109	116	121	6.3	6.5	6.6	7.2	7.4	7.8
公 債 費	100	100	91	92	96	95	19.1	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6
投資的経費	100	94	107	102	86	75	6.2	5.8	7.1	6.6	5.4	4.8
普通建設事業費	100	94	107	102	80	72	6.2	5.8	7.1	6.5	5.0	4.5
災害復旧事業費	100	67	86	120	963	607	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.3
失業対策事業費	100	43	73	105	51	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	102	97	101	104	103	31.6	32.5	32.8	33.5	33.5	33.5
歳出合計	100	99	93	95	97	96	97.2	96.9	96.9	96.4	95.9	95.4
翌年度への繰越額	100	111	103	123	146	161	2.8	3.1	3.1	3.6	4.1	4.6

### 第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成 23 年	干度	比	較	
区分	都道府県	₹	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
議員報酬手当	36,967	0.3	195,169	2.1	232,135	1.0	234,473	1.0	△ 2,338	△ 1.0	△ 1.9
委員等報酬	220,005	1.6	480,643	5.3	700,647	3.0	675,347	2.9	25,300	3.7	△ 3.0
特 別 職 給 与	3,567	0.0	59,576	0.7	63,143	0.3	63,207	0.3	△ 64	△ 0.1	△ 0.2
職員給	9,943,401	71.6	5,882,426	64.5	15,825,828	68.8	16,034,630	68.4	△ 208,802	△ 1.3	△ 1.1
基本給	6,715,122	48.3	3,956,181	43.4	10,671,303	46.4	10,806,722	46.1	△ 135,419	△ 1.3	△ 0.9
その他の手当	3,227,204	23.2	1,916,973	21.0	5,144,177	22.3	5,217,079	22.2	△ 72,902	△ 1.4	△ 1.6
臨時職員給与	1,075	0.0	9,273	0.1	10,347	0.0	10,829	0.0	△ 482	△ 4.5	13.0
地 方 公 務 員 共済組合等負担金	2,141,753	15.4	1,303,247	14.3	3,445,000	15.0	3,673,926	15.7	△ 228,926	△ 6.2	4.3
退 職 金	1,418,245	10.2	1,110,663	12.2	2,528,907	11.0	2,537,523	10.8	△ 8,616	△ 0.3	△ 2.0
恩給及び退職年金	18,965	0.1	2,490	0.0	21,455	0.1	24,908	0.1	△ 3,453	△ 13.9	△ 13.1
災害補償費	17,860	0.1	14,008	0.2	31,868	0.1	27,724	0.1	4,144	14.9	6.7
そ の 他	92,830	0.7	75,812	0.7	168,643	0.7	176,735	0.7	△ 8,092	△ 4.6	16.7
合 計	13,893,593 1	100.0	9,124,034	100.0	23,017,626	100.0	23,448,473	100.0	△ 430,847	△ 1.8	△ 0.4

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 231	王度	比	較	
区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支	出金	1,805,757	13.0	62,470	0.7	1,930,406	8.4	1,928,730	8.2	1,676	0.1	△ 0.4
使用料、	手数料	94,290	0.7	260,724	2.9	360,262	1.6	364,441	1.6	△ 4,179	△ 1.1	△ 3.1
地方	債	199,329	1.4	50,565	0.6	249,894	1.1	255,312	1.1	△ 5,418	△ 2.1	17.1
その他特	定財源	104,380	0.8	348,884	3.7	248,394	1.0	249,532	1.0	△ 1,138	△ 0.5	9.7
一般財	源等	11,689,837	84.1	8,401,391	92.1	20,228,670	87.9	20,650,458	88.1	△ 421,788	△ 2.0	△ 0.6
合	計	13,893,593	100.0	9,124,034	100.0	23,017,626	100.0	23,448,473	100.0	△ 430,847	△ 1.8	△ 0.4

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

区	分		平成24年	丰度	平成23年	F度	増減額	増減率	前年度増減率
	))		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	40 /00、60	垣 减 举	増減率
都道	道 府	県	13,893,593	28.1	14,082,768	27.6	△ 189,175	△ 1.3	△ 0.2
市	町	村	9,124,034	16.8	9,365,705	17.7	△ 241,671	△ 2.6	△ 0.6
政令	指定者	8市	1,768,316	14.4	1,767,057	14.7	1,259	0.1	△ 0.6
中	核	市	994,473	16.3	1,043,232	16.7	△ 48,759	△ 4.7	1.0
特	例	市	612,522	17.2	646,150	18.1	△ 33,628	△ 5.2	△ 3.4
中	都	市	1,547,788	16.6	1,613,323	17.4	△ 65,535	△ 4.1	△ 2.1
小	都	市	1,983,650	15.7	2,034,357	16.9	△ 50,707	△ 2.5	1.0
町		村	996,404	15.3	1,022,297	16.7	△ 25,893	△ 2.5	△ 1.0
一部	事務組	合等	981,383	47.4	986,053	48.6	△ 4,670	△ 0.5	△ 1.8
特	別	$\boxtimes$	612,366	19.5	629,148	20.1	△ 16,782	△ 2.7	△ 0.8
合	=	<u> </u>	23,017,626	23.9	23,448,473	24.2	△ 430,847	△ 1.8	△ 0.4

<sup>(</sup>注) 平成23年度及び平成24年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

### 第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平	成 24	年	度			平	成 23	年	度				比	<b></b>	·····································		
区分		_												増	減	率	前年	度増減	咸率
	都道府	県	市町	村	純計	額	都道府	県	市町	村	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
議会関係	13,202	0.1	56,178	1.0	69,380	0.4	13,223	0.1	56,600	0.9	69,822	0.4	△ 442	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.4	△ 1.7	△ 1.4
総務関係	385,904	3.9	1,382,436	23.5	1,768,340	11.2	392,099	3.9	1,401,638	23.4	1,793,736	11.2	△ 25,396	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.8
民生関係	168,905	1.7	1,176,144	20.0	1,345,049	8.5	177,826	1.8	1,196,735	20.0	1,374,561	8.6	△ 29,512	△ 5.0	△ 1.7	△ 2.1	1.4	△ 1.3	△ 0.9
衛生関係	198,677	2.0	671,624	11.4	870,301	5.5	202,046	2.0	689,810	11.5	891,857	5.6	△ 21,556	△ 1.7	△ 2.6	△ 2.4	△ 1.0	△ 2.5	△ 2.2
労働関係	40,937	0.4	6,465	0.1	47,403	0.3	41,995	0.4	6,840	0.1	48,835	0.3	△ 1,432	△ 2.5	△ 5.5	△ 2.9	△ 1.1	0.7	△ 0.8
農林水産業 関係	304,132	3.1	179,144	3.0	483,276	3.1	310,938	3.1	182,220	3.0	493,158	3.1	△ 9,882	△ 2.2	△ 1.7	△ 2.0	△ 1.2	△ 2.5	△ 1.7
商工関係	78,261	0.8	106,453	1.8	184,714	1.2	78,906	0.8	106,451	1.8	185,356	1.2	△ 642	△ 0.8	0.0	△ 0.3	1.9	0.9	1.3
土木関係	214,404	2.2	484,070	8.2	698,474	4.4	222,416	2.2	493,876	8.2	716,292	4.5	△ 17,818	△ 3.6	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.1	△ 1.7	△ 2.1
警察関係	1,979,081	19.9	-	_	1,979,081	12.5	1,993,711	19.9	_	-	1,993,711	12.4	△ 14,630	△ 0.7	-	△ 0.7	△ 0.2	_	△ 0.2
消防関係	142,957	1.4	886,166	15.1	1,029,123	6.5	143,983	1.4	892,597	14.9	1,036,579	6.5	△ 7,456	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 1.8	△ 0.9	△ 1.1
教育関係	6,416,940	64.5	933,745	15.9	7,350,685	46.4	6,462,073	64.4	968,649	16.2	7,430,722	46.3	△ 80,037	△ 0.7	△ 3.6	△ 1.1	△ 0.8	△ 3.3	△ 1.1
合 計	9,943,401	100.0	5,882,426	100.0	15,825,828	100.0	10,039,215	100.0	5,995,415	100.0	16,034,630	100.0	△ 208,802	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.9	△ 1.1

#### その2 平均給料月額の状況(普通会計分)

(単位 円・%)

		Σ	F成 24	年4月	1日現在	Ē	Σ	平成 23	年4月	1 日現在	Ξ	坩	曽	減	翠	<u>×</u>	Ė	前 年	度 増	減率	<u>x</u>
	分	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定都 市	都市	町村
一般行政	職	331,189	336,945	334,994	329,475	316,985	335,312	339,122	339,783	334,403	321,195	△ 1.2	△ 0.6	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.0
高等学教育	校職	384,493	384,152	396,462	388,782	329,633	386,442	386,168	396,989	389,991	321,526	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.4	△ 1.2
小・中学教育	校職	368,725	370,304	320,030	317,111	304,184	371,303	372,838	317,297	322,478	308,804	△ 0.7	△ 0.7	0.9	△ 1.7	△ 1.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 2.2	△ 1.1	△ 0.7
消防	職	309,417	319,400	318,021	309,907	302,926	313,234	322,700	322,399	313,514	305,342	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.4	△ 1.2	△ 0.8	△ 1.4	△ 2.0	△ 1.5	△ 1.1	△ 0.6
警察」	職	322,203	322,203	_	_	_	324,966	324,966	_	-	_	△ 0.9	△ 0.9	_	-	-	△ 0.3	△ 0.3	-	-	-

<sup>(</sup>注) 1 「都市」には、中核市、特例市を含む(政令指定都市を除く。)。 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

### 第78表 地方公務員数の状況

その1 総 括 (単位 人・%)

		平成	以24年4月	1日期	?在			平瓦	以23年4月	1日期	 現在		Ь	 <b>ú</b> 彰	ξ
区分	都道府	見	市町	村	合	計	都道东	見	市町	村	合	計	増減額	増減率	前年度
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	垣凞蝕	垣凞竿	増減率
一般行政関係職員	231,761	16.2	679,530	69.9	911,291	37.9	235,761	16.4	686,297	69.9	922,058	38.1	△ 10,767	△ 1.2	△ 1.5
議 会・総 務	44,604	3.1	182,965	18.8	227,569	9.5	44,980	3.1	183,634	18.7	228,614	9.4	△ 1,045	△ 0.5	△ 1.1
税務	16,397	1.1	51,102	5.3	67,499	2.8	16,615	1.2	51,648	5.3	68,263	2.8	△ 764	△ 1.1	△ 1.5
民 生	25,819	1.8	199,779	20.6	225,598	9.4	26,394	1.8	202,535	20.6	228,929	9.5	△ 3,331	△ 1.5	△ 1.1
衛生	30,552	2.1	104,695	10.8	135,247	5.6	31,020	2.2	106,444	10.8	137,464	5.7	△ 2,217	△ 1.6	△ 2.1
労 働	4,664	0.3	1,133	0.1	5,797	0.2	4,728	0.3	1,139	0.1	5,867	0.2	△ 70	△ 1.2	△ 3.1
農林水産	51,030	3.6	31,360	3.2	82,390	3.4	52,105	3.6	31,765	3.2	83,870	3.5	△ 1,480	△ 1.8	△ 1.9
商    工	10,617	0.7	17,019	1.8	27,636	1.1	10,747	0.7	16,907	1.7	27,654	1.1	△ 18	△ 0.1	△ 0.2
土 木	48,078	3.4	91,477	9.4	139,555	5.8	49,172	3.4	92,225	9.4	141,397	5.8	△ 1,842	△ 1.3	△ 1.9
教育関係職員	899,892	62.8	152,544	15.7	1,052,436	43.8	902,563	62.7	155,871	15.9	1,058,434	43.7	△ 5,998	△ 0.6	△ 0.8
教員	824,432	57.5	37,695	3.9	862,127	35.8	825,265	57.3	37,378	3.8	862,643	35.6	△ 516	△ 0.1	△ 0.2
高等学校	162,824	11.4	10,800	1.1	173,624	7.2	163,910	11.4	10,983	1.1	174,893	7.2	△ 1,269	△ 0.7	△ 0.7
義務教育	589,100	41.1	552	0.1	589,652	24.5	590,234	41.0	510	0.1	590,744	24.4	△ 1,092	△ 0.2	△ 0.2
その他	72,508	5.1	26,343	2.7	98,851	4.1	71,121	4.9	25,885	2.6	97,006	4.0	1,845	1.9	0.8
その他	75,460	5.3	114,849	11.8	190,309	8.0	77,298	5.4	118,493	12.1	195,791	8.1	△ 5,482	△ 2.8	△ 3.3
警察関係職員	283,350	19.8	_	-	283,350	11.8	282,023	19.6	-	-	282,023	11.7	1,327	0.5	0.3
警察官	255,734	17.8	_	-	255,734	10.6	254,318	17.7	-	-	254,318	10.5	1,416	0.6	0.3
その他	27,616	2.0	_	-	27,616	1.2	27,705	1.9	-	-	27,705	1.2	△ 89	△ 0.3	△ 0.3
消防関係職員	18,656	1.3	139,830	14.4	158,486	6.6	18,684	1.3	139,381	14.2	158,065	6.5	421	0.3	0.1
合 計	1,433,659	100.0	971,904	100.0	2,405,563	100.0	1,439,031	100.0	981,549	100.0	2,420,580	100.0	△ 15,017	△ 0.6	△ 0.9

<sup>(</sup>注)特別支援学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移 (単位 千人・%)

区	5	4	昭和36年	5月31日	平成22年	4月1日	平成23年	4月1日	平成24年	4月1日		指	数	
	)	J	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1
一般行	政関係	職員	676	39.6	936	38.3	922	38.1	911	37.9	100	138	136	135
民		生	85	5.0	231	9.5	229	9.5	226	9.4	100	272	269	266
衛		生	74	4.3	140	5.7	137	5.7	135	5.6	100	189	185	182
労		働	18	1.1	6	0.2	6	0.2	6	0.2	100	33	33	33
土		木	107	6.3	144	5.9	141	5.8	140	5.8	100	135	132	131
そ	の	他	392	23.0	415	17.0	409	16.9	404	16.9	100	106	104	103
教育	関係單	裁員	842	49.4	1,067	43.7	1,058	43.7	1,052	43.8	100	127	126	125
義務	<b>努</b> 教育	職員	572	33.5	592	24.2	591	24.4	590	24.5	100	103	103	103
高等	学校国	職員	104	6.1	176	7.2	175	7.2	174	7.2	100	169	168	167
学校	を 給食	職員	29	1.7	11	0.5	10	0.4	9	0.4	100	38	34	33
そ	の	他	137	8.0	288	11.8	281	11.7	280	11.6	100	210	205	204
警察	関係單	裁員	149	8.7	281	11.5	282	11.7	283	11.8	100	189	189	190
警	察	官	129	7.6	254	10.4	254	10.5	256	10.6	100	197	197	198
そ	の	他	20	1.2	27	1.1	28	1.2	27	1.2	100	135	140	135
消防	関係	裁員	39	2.3	158	6.5	158	6.5	158	6.6	100	405	405	405
合		計	1,706	100.0	2,442	100.0	2,421	100.0	2,406	100.0	100	143	142	141

<sup>(</sup>注) 教育関係職員のうち、平成22年、23年及び24年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

### 第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

						平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
	区		分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
賃			金	37,992	2.1	471,670	6.8	509,662	5.8	521,195	5.9	△ 11,533	△ 2.2	3.2
旅			費	84,526	4.7	56,971	0.8	141,497	1.6	142,864	1.6	△ 1,367	△ 1.0	2.7
交	ß	際	費	257	0.0	2,947	0.0	3,204	0.0	3,199	0.0	5	0.2	△ 5.4
需	ļ	用	費	346,817	19.4	1,293,352	18.6	1,640,169	18.8	1,655,400	18.8	△ 15,231	△ 0.9	1.7
役	Ž	務	費	128,245	7.2	282,105	4.1	410,351	4.7	415,588	4.7	△ 5,237	△ 1.3	△ 0.3
備	品	購	入 費	30,601	1.7	127,508	1.8	158,109	1.8	170,149	1.9	△ 12,040	△ 7.1	5.0
委	Ē	託	料	903,784	50.6	4,101,144	59.1	5,004,928	57.3	4,947,100	56.3	57,828	1.2	12.9
そ	(	の	他	254,755	14.3	604,747	8.8	859,500	10.0	927,183	10.8	△ 67,683	△ 7.3	17.9
ĺ	<del>-</del>		計	1,786,977	100.0	6,940,444	100.0	8,727,420	100.0	8,782,678	100.0	△ <b>55,258</b>	△ 0.6	9.5

## 第80表 維持補修費の状況

					平成 2	4 年 月	<del></del>					較	;
	<b>三</b> 分				十 ル 2	+ + <i>h</i>	Z		平成23年			₩X	
			都道东	見見	市町	村	純計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
総	務	費	20,278	4.8	25,338	3.7	45,616	4.1	46,212	4.2	△ 596	△ 1.3	10.8
衛	生	費	2,024	0.5	120,786	17.6	122,810	11.1	124,891	11.3	△2,081	△ 1.7	△ 0.3
保	健所	費	255	0.1	243	0.0	498	0.0	596	0.1	△ 98	△16.4	△ 5.1
清	掃	費	321	0.1	113,085	16.4	113,406	10.2	115,129	10.4	△1,723	△ 1.5	△ 0.8
そ	の	他	1,448	0.3	7,458	1.2	8,906	0.9	9,166	0.8	△ 260	△ 2.8	6.7
農林	水産業	美費	6,760	1.6	14,442	2.1	21,202	1.9	21,946	2.0	△ 744	△ 3.4	△ 0.1
農	業	費	798	0.2	1,766	0.3	2,564	0.2	3,007	0.3	△ 443	△14.7	△ 3.6
畜	産 業	費	261	0.1	448	0.1	709	0.1	761	0.1	△ 52	△ 6.8	△ 3.9
農	地	費	1,835	0.4	8,153	1.2	9,988	0.9	9,940	0.9	48	0.5	6.7
林	業	費	1,052	0.2	3,325	0.5	4,378	0.4	4,385	0.4	△ 7	△ 0.2	4.5
水	産 業	費	2,813	0.7	750	0.1	3,563	0.3	3,853	0.3	△ 290	△ 7.5	△15.2
土	木	費	342,271	81.2	409,038	59.4	751,309	67.7	740,803	66.7	10,506	1.4	4.9
道路	各橋りょ	う費	192,380	45.6	293,281	42.6	485,660	43.8	469,431	42.3	16,229	3.5	5.0
河	川海岸	費	38,586	9.2	13,393	1.9	51,978	4.7	54,312	4.9	△2,334	△ 4.3	1.0
都	市計画	費	29,483	7.0	45,231	6.6	74,714	6.7	75,453	6.8	△ 739	△ 1.0	1.6
住	宅	費	71,323	16.9	50,527	7.3	121,850	11.0	123,355	11.1	△1,505	△ 1.2	8.0
そ	の	他	10,499	2.5	6,606	1.0	17,107	1.5	18,252	1.6	△1,145	△ 6.3	9.2
警	察	費	19,168	4.5	-	-	19,168	1.7	19,230	1.7	△ 62	△ 0.3	△ 0.6
消	防	費	4,517	1.1	7,948	1.2	12,465	1.1	11,940	1.1	525	4.4	△ 0.2
教	育	費	21,074	5.0	88,788	12.9	109,862	9.9	108,111	9.7	1,751	1.6	△ 1.0
小	学 校	費	_	_	38,728	5.6	38,728	3.5	36,693	3.3	2,035	5.5	△ 4.1
中	学 校	費	16	0.0	20,862	3.0	20,878	1.9	20,001	1.8	877	4.4	△ 1.7
高	等 学 校	費	13,241	3.1	1,099	0.2	14,340	1.3	14,404	1.3	△ 64	△ 0.4	△ 0.9
そ	の	他	7,817	1.9	28,099	4.1	35,916	3.2	37,013	3.3	△1,097	△ 3.0	2.5
そ	の	他	5,511	1.3	21,704	3.1	27,215	2.5	36,978	3.3	△9,763	△26.4	36.5
合	=	+	421,603	100.0	688,044	100.0	1,109,647	100.0	1,110,111	100.0	△ 464	△ 0.0	4.5

### 第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 24	年 度			平成 231	午度	比	較	
	区 分	•	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
民	生	費	746,138	73.5	10,689,335	97.1	11,435,473	95.1	11,377,423	95.2	58,050	0.5	6.4
社	会福祉	上費	215,491	21.2	2,315,942	21.0	2,531,433	21.1	2,273,214	19.0	258,219	11.4	6.5
老	人福祉	上費	12,879	1.3	207,311	1.9	220,190	1.8	222,466	1.9	△ 2,276	△ 1.0	△ 1.5
児	童 福 礼	上費	327,410	32.2	4,668,119	42.4	4,995,529	41.6	5,229,256	43.7	△ 233,727	△ 4.5	5.6
生	活保護	も 費	189,045	18.6	3,458,121	31.4	3,647,166	30.3	3,546,133	29.7	101,033	2.8	5.0
災	害救助	力費	1,313	0.1	39,842	0.4	41,155	0.3	106,354	0.9	△ 65,199	△ 61.3	1,197.9
衛	生	費	256,392	25.2	183,510	1.7	439,901	3.7	434,792	3.6	5,109	1.2	8.4
結	核対策	費	1,730	0.2	2,516	0.0	4,246	0.0	4,311	0.0	△ 65	△ 1.5	△ 4.3
そ	の	他	254,662	25.0	180,994	1.7	435,655	3.7	430,481	3.6	5,174	1.2	8.5
教	育	費	12,980	1.3	133,717	1.2	146,697	1.2	144,112	1.2	2,585	1.8	2.9
小	学 校	費	_	_	36,949	0.3	36,949	0.3	36,687	0.3	262	0.7	1.8
中	学 校	費	9	0.0	38,872	0.4	38,881	0.3	37,761	0.3	1,120	3.0	5.2
保	健体育	費	191	0.0	32,922	0.3	33,112	0.3	33,509	0.3	△ 397	△ 1.2	0.7
そ	の	他	12,780	1.3	24,974	0.2	37,755	0.3	36,155	0.3	1,600	4.4	3.8
そ	の	他	2	0.0	34	0.0	36	0.0	41	0.0	△ 5	△ 12.2	△ 88.2
<u></u>	ì 🖥	†	1,015,512	100.0	11,006,596	100.0	12,022,107	100.0	11,956,368	100.0	65,739	0.5	6.4

## 第82表 補助費等の状況

			平成2	24年度			平成2	3年度		増減	北安石	増減	#\*\	前年	F度
区	分	都道	市町村	合	計	都道	市町村	合	計	1	<b>以</b> 谷貝	14%	<b>以</b> 华	増減	或率
		府県	הערשרוו	単純	純 計	府県	ווח⊞ון	単純	純 計	単純	純 計	単純	純計	単純	純計
負担金	、寄附金	2,164,782	539,688	2,704,471		2,025,793	518,458	2,544,251		160,220		6.3		5.9	
補助	交 付 金	8,692,254	1,372,145	10,064,399		8,434,991	1,361,605	9,796,595		267,804		2.7		4.7	
そ	の他	969,002	1,876,176	2,845,177		996,813	1,658,221	2,655,035		190,142		7.2		△ 19.6	
合	計	11,826,038	3,788,009	15,614,047	9,190,370	11,457,597	3,538,284	14,995,881	8,909,260	618,166	281,110	4.1	3.2	△ 0.5	△ 5.3
	企業 (法適 対するもの	454,393	1,212,442	1,666	,834	445,702	1,222,977	1,668	3,679	△ 1	,845	Δ	0.1	1	.1

### 第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	, 較	
	区		分		都道底	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補	助	事	業	費	3,503,847	53.8	2,880,769	44.0	6,139,131	49.3	6,084,037	48.5	55,094	0.9	8.3
単	独	事	業	費	2,167,214	33.3	3,459,870	52.8	5,393,313	43.3	5,692,904	45.4	△ 299,591	△ 5.3	△ 17.1
玉匠	直轄:	事業	負担	金	837,837	12.9	78,669	1.2	916,507	7.4	758,221	6.0	158,286	20.9	△ 10.8
県智	営 事	業	負 担	金	_	_	132,677	2.0	-	-	_	-	_	=	-
	合		計		6,508,899	100.0	6,551,985	100.0	12,448,950	100.0	12,535,162	100.0	△ 86,212	△ 0.7	△ 6.0

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 24 年 度		平成23年度	比	較	
区分	都道府県	市町村	純 計 額	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,716,694 26.4	1,111,567 17.0	2,828,319 22.7	2,902,169 23.2	△ 73,850	△ 2.5	6.6
分担金、負担金、寄附金	151,594 2.3	35,314 0.5	100,956 0.8	99,209 0.8	1,747	1.8	△ 18.9
財産収入	10,886 0.2	11,417 0.2	22,304 0.2	33,021 0.3	△ 10,717	△ 32.5	10.4
地方債	2,674,711 41.1	2,467,735 37.7	5,160,813 41.5	4,725,371 37.7	435,442	9.2	△ 0.7
その他特定財源	778,903 11.9	1,042,032 15.8	1,370,281 11.0	1,464,360 11.6	△ 94,079	△ 6.4	13.9
一般財源等	1,176,111 18.1	1,883,920 28.8	2,966,277 23.8	3,311,032 26.4	△ 344,755	△ 10.4	△ 25.0
合 計	6,508,899 100.0	6,551,985 100.0	12,448,950 100.0	12,535,162 100.0	△ 86,212	△ 0.7	△ 6.0

資料

# 第83表 普通建設事業費の状況(つづき)

その3 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		<b></b>	龙 24	年月						比				較	
区分							平成23			増	減	率	前年	F度増減	或率
	都道府	見	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	都道府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	266,629	4.1	449,636	6.9	626,173	5.0	624,135	5.0	2,038	△ 8.0	5.7	0.3	△ 2.4	△ 33.4	△ 24.9
民 生 費	266,262	4.1	420,467	6.4	581,654	4.7	939,748	7.5	△ 358,094	△ 55.7	△ 9.3	△ 38.1	121.8	1.5	54.0
社 会 福 祉 費	57,473	0.9	56,129	0.9	107,966	0.9	135,483	1.1	△ 27,517	△ 27.0	△ 12.2	△ 20.3	26.0	4.5	14.8
老人福祉費	99,859	1.5	115,440	1.8	174,573	1.4	273,775	2.2	△ 99,202	△ 39.7	△ 36.0	△ 36.2	41.8	24.0	27.9
児童福祉費	85,343	1.3	231,308	3.5	257,939	2.1	233,037	1.9	24,902	9.5	15.3	10.7	△ 12.6	△ 18.4	△ 14.1
そ の 他	23,587	0.4	17,590	0.2	41,176	0.3	297,453	2.3	△ 256,277	△ 91.6	△ 3.8	△ 86.2	9,614.5	353.0	4,206.5
衛 生 費	217,967	3.3	485,404	7.4	662,885	5.3	644,866	5.1	18,019	6.0	1.9	2.8	43.4	6.6	15.1
清 掃 費	18,421	0.3	348,065	5.3	360,432	2.9	357,585	2.9	2,847	△ 1.8	0.8	0.8	5.2	8.2	8.4
そ の 他	199,546	3.0	137,339	2.1	302,453	2.4	287,281	2.2	15,172	6.8	4.7	5.3	48.8	2.8	24.8
労 働 費	11,801	0.2	4,040	0.1	15,668	0.1	11,323	0.1	4,345	62.4	△ 1.1	38.4	△ 37.2	△ 19.0	△ 31.1
農林水産業費	1,240,268	19.1	454,032	6.9	1,476,299	11.9	1,462,136	11.7	14,163	△ 0.1	8.6	1.0	△ 6.8	△ 11.1	△ 7.5
農業費	75,837	1.2	105,456	1.6	131,199	1.1	119,927	1.0	11,272	33.8	17.5	9.4	△ 0.2	△ 1.1	1.9
畜 産 業 費	14,304	0.2	13,478	0.2	23,389	0.2	27,414	0.2	△ 4,025	△ 20.6	△ 6.3	△ 14.7	△ 40.1	△ 7.3	△ 31.9
農 地 費	664,911	10.2	196,646	3.0	757,747	6.1	728,644	5.8	29,103	2.8	11.5	4.0	△ 8.5	△ 7.1	△ 7.8
林 業 費	330,711	5.1	68,712	1.0	365,043	2.9	403,374	3.2	△ 38,331	△ 10.5	△ 12.8	△ 9.5	△ 2.3	△ 24.2	△ 6.5
水産業費	154,505	2.4	69,740	1.1	198,921	1.6	182,777	1.5	16,144	2.6	18.9	8.8	△ 6.3	△ 16.3	△ 8.6
商 工 費	111,184	1.7	106,989	1.6	207,359	1.7	243,767	1.9	△ 36,408	△ 14.9	△ 13.9	△ 14.9	17.9	△ 4.6	6.6
土 木 費	3,861,853	59.3	2,748,765	42.0	6,482,935	52.1	6,427,162	51.3	55,773	0.6	1.4	0.9	△ 7.5	△ 9.6	△ 8.4
道路橋りょう費	1,867,273	28.7	1,032,076	15.8	2,872,944	23.1	2,889,682	23.1	△ 16,738	0.8	△ 3.0	△ 0.6	△ 7.6	△ 7.2	△ 7.5
河川海岸費	981,908	15.1	109,951	1.7	1,079,085	8.7	1,021,423	8.1	57,662	6.0	△ 0.2	5.6	△ 3.9	△ 5.2	△ 4.1
港 湾 費	176,324	2.7	86,325	1.3	246,152	2.0	235,445	1.9	10,707	2.5	10.6	4.5	△ 9.3	△ 32.0	△ 18.2
都市計画費	603,306	9.3	1,197,287	18.3	1,742,771	14.0	1,762,893	14.1	△ 20,122	△ 4.4	1.1	△ 1.1	△ 10.8	△ 12.1	△ 11.6
街 路 費	376,879	5.8	418,834	6.4	769,917	6.2	840,900	6.7	△ 70,983	△ 10.8	△ 5.1	△ 8.4	△ 10.8	△ 9.6	△ 10.0
公 園 費	93,800	1.4	229,124	3.5	317,655	2.6	306,126	2.4	11,529	18.2	△ 0.3	3.8	△ 10.4	△ 16.5	△ 15.2
下水道費	6,356	0.1	15,209	0.2	16,120	0.1	16,746	0.1	△ 626	46.7	△ 3.2	△ 3.7	△ 26.4	△ 1.1	△ 3.6
区画整理費等	126,270	1.9	534,120	8.2	639,079	5.1	599,121	4.8	39,958	1.4	7.5	6.7	△ 10.5	△ 12.4	△ 12.2
住 宅 費	166,644	2.6	289,883	4.4	446,774	3.6	408,307	3.3	38,467	△ 4.2	19.8	9.4	△ 3.2	△ 2.7	△ 4.0
そ の 他	66,398	0.9	33,243	0.5	95,209	0.7	109,412	0.8	△ 14,203	△ 18.6	0.4	△ 13.0	△ 20.4	27.5	△ 11.7
消 防 費	20,796	0.3	311,759	4.8	326,818	2.6	225,767	1.8	101,051	14.1	48.7	44.8	36.5	8.4	9.8
教 育 費	322,417	5.0	1,531,806	23.4	1,840,352	14.8	1,734,940	13.8	105,412	△ 1.6	8.1	6.1	△ 4.8	△ 18.0	△ 15.9
小 学 校 費	4,100	0.1	672,543	10.3	672,539	5.4	604,322	4.8	68,217	105.2	11.3	11.3	127.8	△ 20.3	△ 20.3
中 学 校 費	2,051	0.0	408,210	6.2	408,587	3.3	401,380	3.2	7,207	12.5	1.9	1.8	50.9	△ 18.1	△ 18.1
高等学校費	187,447	2.9	17,003	0.3	204,188	1.6	202,364	1.6	1,824	0.8	1.8	0.9	△ 4.7	△ 37.8	△ 8.8
社会教育費	20,407	0.3	168,854	2.6	187,265	1.5	195,965	1.6	△ 8,700	△ 34.4	0.9	△ 4.4	△ 2.5	△ 19.0	△ 16.9
保健体育費	16,683	0.3	195,071	3.0	208,990	1.7	190,371	1.5	18,619	△ 18.8	12.7	9.8	18.9	△ 3.6	△ 1.8
大 学 費	13,641	0.2	4,064	0.1	17,704	0.1	22,575	0.2	△ 4,871	△ 24.5	△ 9.9	△ 21.6	△ 7.5	△ 9.4	△ 7.9
そ の 他	78,088	1.2	66,061	0.9	141,079	1.2	117,963	0.9	23,116	14.3	30.4	19.6	△ 12.7	△ 19.2	△ 15.5
そ の 他	189,722	2.9	39,087	0.5	228,807	1.8	221,318	1.8	7,489	△ 0.4	26.4	3.4	5.1	△ 13.5	2.0
合 計	6,508,899	100.0	6,551,985	100.0	12,448,950	100.0	12,535,162	100.0	△ 86,212	△ 5.0	4.3	△ 0.7	△ 0.1	△ 11.6	△ 6.0

### 第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平	成 24	年 /	 度					 比					
区分							平成23			増	減	率	前台	F度増減	 或率
	都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
総 務 費	19,936	0.6	81,030	2.8	96,173	1.6	105,456	1.7	△ 9,283	15.0	△ 13.8	△ 8.8	△ 47.5	△ 65.5	△ 63.8
民 生 費	178,347	5.1	181,200	6.3	271,048	4.4	589,302	9.7	△ 318,254	△ 63.6	△ 8.5	△ 54.0	162.2	△ 3.5	98.8
社会福祉費	37,591	1.1	14,287	0.5	47,457	0.8	72,346	1.2	△ 24,889	△ 34.9	△ 27.8	△ 34.4	46.5	0.9	30.4
老人福祉費	44,317	1.3	41,937	1.5	55,440	0.9	119,549	2.0	△ 64,109	△ 50.9	△ 49.4	△ 53.6	26.5	25.5	18.3
児童福祉費	72,901	2.1	109,182	3.8	128,817	2.1	103,025	1.7	25,792	15.9	36.6	25.0	△ 15.8	△ 31.8	△ 24.5
そ の 他	23,538	0.6	15,794	0.5	39,334	0.6	294,382	4.8	△ 255,048	△ 91.6	3.4	△ 86.6	20,149.2	602.2	8,190.1
衛 生 費	132,196	3.8	195,670	6.8	309,516	5.0	304,797	5.0	4,719	6.1	△ 0.3	1.5	74.6	11.3	27.5
清 掃 費	6,954	0.2	178,584	6.2	185,539	3.0	182,751	3.0	2,788	13.4	1.1	1.5	△ 8.5	15.4	14.4
そ の 他	125,242	3.6	17,086	0.6	123,977	2.0	122,046	2.0	1,931	5.7	△ 13.0	1.6	83.2	△ 15.3	53.8
労 働 費	9,853	0.3	981	0.0	10,740	0.2	4,866	0.1	5,874	174.2	△ 23.1	120.7	△ 43.2	85.3	△ 30.6
農林水産業費	913,539	26.1	188,717	6.6	987,605	16.1	955,802	15.7	31,803	2.4	17.1	3.3	△ 5.6	△ 17.4	△ 6.7
農業費	52,584	1.5	60,351	2.1	75,996	1.2	61,746	1.0	14,250	65.0	41.7	23.1	△ 0.5	△ 9.4	0.0
畜 産 業 費	5,996	0.2	4,497	0.2	7,846	0.1	12,676	0.2	△ 4,830	△ 26.0	△ 38.6	△ 38.1	△ 52.6	4.6	△ 38.6
農地費	461,359	13.2	48,625	1.7	473,263	7.7	434,213	7.1	39,050	6.2	45.3	9.0	△ 6.2	5.7	△ 4.5
林 業 費	265,093	7.6	31,424	1.1	273,657	4.5	297,805	4.9	△ 24,148	△ 9.2	△ 14.6	△ 8.1	△ 2.2	△ 37.2	△ 7.6
水産業費	128,507	3.7	43,820	1.5	156,843	2.6	149,363	2.5	7,480	1.9	6.8	5.0	△ 6.6	△ 19.4	△ 9.2
商 工 費	12,081	0.3	19,391	0.7	30,246	0.5	41,987	0.7	△ 11,741	△ 22.6	△ 28.3	△ 28.0	71.6	22.1	40.4
土 木 費	2,114,416	60.3	1,369,772	47.5	3,469,126	56.5	3,262,965	53.6	206,161	4.4	10.1	6.3	29.2	21.4	26.1
道路橋りょう費	935,131	26.7	376,945	13.1	1,310,767	21.4	1,173,167	19.3	137,600	13.9	7.1	11.7	66.0	77.6	69.3
河川海岸費	565,195	16.1	38,632	1.3	600,743	9.8	600,452	9.9	291	0.2	△ 2.5	0.0	△ 6.7	4.2	△ 6.2
港湾費	95,239	2.7	30,521	1.1	125,645	2.0	127,107	2.1	△ 1,462	△ 3.3	6.8	△ 1.2	△ 17.1	△ 31.7	△ 20.9
都市計画費	381,841	10.9	694,269	24.1	1,067,068	17.4	1,032,549	17.0	34,519	△ 2.8	8.2	3.3	111.8	14.8	39.2
街 路 費	258,606	7.4	251,667	8.7	507,954	8.3	534,886	8.8	△ 26,932	△ 11.3	3.1	△ 5.0	185.2	61.6	111.4
公 園 費	61,018	1.7	113,615	3.9	173,091	2.8	163,079	2.7	10,012	49.0	△ 7.0	6.1	△ 1.5	△ 8.7	△ 7.0
下水道費	3,429	0.1	4,742	0.2	5,504	0.1	6,985	0.1	△ 1,481	182.2	△ 19.6	△ 21.2	△ 41.9	14.0	5.4
区画整理費等	58,789	1.7	324,245	11.3	380,518	6.2	327,600	5.4	52,918	△ 0.5	20.4	16.2	49.6	0.2	6.7
住 宅 費	130,541	3.7	215,925	7.5	345,163	5.6	315,798	5.2	29,365	△ 6.0	21.8	9.3	△ 7.8	△ 3.6	△ 5.5
その他	6,469	0.2	13,480	0.4	19,740	0.3	13,892	0.1	5,848	△ 35.1	156.1	42.1	△ 23.4	25.9	△ 17.1
消防費	791	0.0	77,702	2.7	78,493	1.3	35,963	0.6	42,530	170.9	117.8	118.3			△ 9.9
教 育 費	63,151	1.8	766,306	26.6	826,645	13.5	728,539	12.0	98,106	11.1	14.0	13.5		△ 31.2	△ 30.9
小 学 校 費	-	-	392,664	13.6	392,664	6.4	337,081	5.5	55,583	-	16.5	16.5		△ 32.9	△ 32.9
中学校費	236	0.0	235,112	8.2	235,348	3.8	223,763	3.7	11,585	76.1	5.1	5.2			△ 32.1
高等学校費	24,308	0.7	2,286	0.1	26,594	0.4	28,787	0.5	△ 2,193		8.1	△ 7.6			△ 26.1
社会教育費	5,344	0.2	52,157	1.8	57,490	0.9	59,408	1.0	△ 1,918		0.3	△ 3.2			△ 13.7
保健体育費	1,035	0.0	54,105	1.9	55,139	0.9	39,848	0.7	15,291	△ 68.1	47.8	38.4	63.9		△ 22.8
大 学 費	151	0.0	266	0.0		0.0	560	0.0	△ 143		411.5	△ 25.5			164.2
その他	32,077	0.9	29,716	1.0	58,993	1.1	39,092	0.6	19,901	70.2	42.6	50.9			△ 38.2
その他	59,537	1.7	-	-	59,539	0.9	54,360	0.9	5,179	9.6	皆減	9.5	6.1	皆増	6.2
습 計	3,503,847	100.0	2,880,769	100.0	6,139,131	100.0	6,084,037	100.0	55,094	△ 4.8	9.5	0.9	24.7	△ 9.7	8.3

#### 第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 24	年 度			平成 231	<b></b> 年度	比	較	
区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	过出 金	1,716,694	49.0	1,110,493	38.5	2,828,319	46.1	2,902,169	47.7	△ 73,850	△ 2.5	6.6
分担金、負担	金、寄附金	78,878	2.3	8,671	0.3	28,153	0.5	25,433	0.4	2,720	10.7	△ 9.6
財産	収 入	1,159	0.0	642	0.0	1,815	0.0	2,900	0.0	△ 1,085	△ 37.4	△ 20.5
地方	責債	1,054,314	30.1	1,022,022	35.5	2,143,152	34.9	2,022,935	33.2	120,217	5.9	8.5
その他特	宇定 財 源	447,451	12.7	474,342	16.5	645,238	10.5	614,356	10.2	30,882	5.0	31.4
一般則	打源 等	205,351	5.9	264,599	9.2	492,454	8.0	516,244	8.5	△ 23,790	△ 4.6	△ 3.6
合	計	3,503,847	100.0	2,880,769	100.0	6,139,131	100.0	6,084,037	100.0	55,094	0.9	8.3

#### 第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	. Шо <i>л</i> л.	, , , , ,										(-12 -	707
					平 成 24	年 度			平成23:	<b>在度</b>	比	較	
Z	至 分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農林	水産業	費	161,777	19.3	4,691	6.0	166,468	18.2	166,394	21.9	74	0.0	△ 14.7
畜	産業	費	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	皆減
農	地	費	149,290	17.8	4,691	6.0	153,981	16.8	157,730	20.8	△ 3,749	△ 2.4	△ 15.3
林	業	費	6,227	0.7	_	_	6,227	0.7	4,764	0.6	1,463	30.7	6.8
水	産業	費	6,260	0.7	_	_	6,260	0.7	3,900	0.5	2,360	60.5	△ 7.1
土	木	費	676,060	80.7	73,979	94.0	750,039	81.8	591,828	78.1	158,211	26.7	△ 9.6
道趾	各橋りょう	う費	384,774	45.9	48,584	61.8	433,358	47.3	357,055	47.1	76,303	21.4	△ 15.3
河	川海岸	費	216,185	25.8	_	_	216,185	23.6	154,747	20.4	61,438	39.7	9.0
港	湾	費	53,708	6.4	25,331	32.2	79,039	8.6	62,882	8.3	16,157	25.7	△ 16.0
都	市計画	費	1,830	0.2	63	0.1	1,892	0.2	2,249	0.3	△ 357	△ 15.9	△ 23.8
往	5 路	費	_	_	_	_	_	_	20	0.0	△ 20	皆減	皆増
1	園	費	1,830	0.2	_	_	1,830	0.2	2,188	0.3	△ 358	△ 16.4	△ 24.0
7	水道	費	_	_	38	0.0	38	0.0	_	_	38	皆増	-
Σ	区画整理	貴等	_	_	25	0.0	25	0.0	41	0.0	△ 16	△ 39.0	△ 42.3
空	港	費	2,558	0.3	_	_	2,558	0.3	2,058	0.3	500	24.3	△ 36.7
そ	の	他	17,005	2.1	_	_	17,007	1.8	12,837	1.7	4,170	32.5	24.4
合	計		837,837	100.0	78,669	100.0	916,507	100.0	758,221	100.0	158,286	20.9	△ 10.8

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
区 分	都道	府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附	金 40,647	4.9	949	1.2	41,596	4.5	42,306	5.6	△ 710	△ 1.7	△ 31.6
地方	627,759	74.9	73,009	92.8	700,768	76.5	560,240	73.9	140,528	25.1	△ 15.0
その他特定財	原 921	0.1	1,101	1.4	1,181	0.1	943	0.1	238	25.2	△ 82.0
一般財源	身 168,510	20.1	3,610	4.6	172,962	18.9	154,732	20.4	18,230	11.8	24.9
숌 計	837,837	100.0	78,669	100.0	916,507	100.0	758,221	100.0	158,286	20.9	△ 10.8

### 第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

					平	成 24	年月	<del></del> 芰							比		較		
Þ	ζ	分								平成 23				ţ	曽 減 率	<u> </u>	前	年度増減	率
				都道系	可県	市町	村	純 計	額	純計	顲	増	減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総	務		費	246,693	11.4	368,291	10.6	530,000	9.8	518,679	9.1		11,321	△ 9.5	11.5	2.2	3.2	△ 9.6	△ 4.0
民	生		費	87,915	4.1	239,257	6.9	310,606	5.8	350,447	6.2	Δ	39,841	△ 21.1	△ 9.9	△ 11.4	32.1	5.5	11.7
社	会福	副 祉	費	19,882	0.9	41,840	1.2	60,508	1.1	63,138	1.1	Δ	2,630	△ 5.7	△ 5.3	△ 4.2	△ 8.8	6.2	1.0
老	人福	副 祉	費	55,543	2.6	73,504	2.1	119,133	2.2	154,226	2.7	Δ	35,093	△ 26.3	△ 24.6	△ 22.8	65.9	22.7	36.3
児	童福	副 祉	費	12,443	0.6	122,118	3.5	129,121	2.4	130,012	2.3	Δ	891	△ 17.0	1.1	△ 0.7	4.4	△ 6.1	△ 3.5
そ	O.		他	47	0.0	1,795	0.1	1,844	0.1	3,071	0.1	Δ	1,227	△ 16.1	△ 40.5	△ 40.0	△ 96.3	61.8	△ 8.5
衛	生		費	85,771	4.0	288,974	8.4	353,369	6.6	340,068	6.0		13,301	5.8	3.4	3.9	12.5	3.4	5.9
清	掃	7	費	11,467	0.5	169,466	4.9	174,893	3.2	174,834	3.1		59	△ 9.2	0.5	0.0	13.5	1.5	2.8
そ	$\sigma_{\underline{c}}$		他	74,304	3.5	119,508	3.5	178,476	3.4	165,234	2.9		13,242	8.5	7.8	8.0	12.3	6.3	9.5
労	働		費	1,948	0.1	2,995	0.1	4,927	0.1	6,456	0.1	Δ	1,529	△ 47.0	6.7	△ 23.7	△ 30.0	△ 35.5	△ 31.5
農材	水点	全 業	費	164,952	7.6	194,961	5.6	322,226	6.0	339,940	6.0	Δ	17,714	△ 11.0	△ 0.8	△ 5.2	△ 5.6	△ 5.3	△ 5.8
農	弟	ŧ	費	23,253	1.1	43,273	1.3	55,203	1.0	58,181	1.0	Δ	2,978	△ 6.3	△ 5.6	△ 5.1	0.2	7.7	4.1
畜	産	業	費	8,308	0.4	8,465	0.2	15,543	0.3	14,738	0.3		805	△ 16.1	37.3	5.5	△ 21.9	△ 21.1	△ 23.8
農	土	t	費	54,262	2.5	86,820	2.5	130,502	2.4	136,702	2.4	Δ	6,200	△ 5.2	△ 5.0	△ 4.5	△ 7.8	△ 8.3	△ 8.6
林	詳	Ě	費	59,391	2.7	35,303	1.0	85,159	1.6	100,805	1.8	Δ	15,646	△ 18.4	△ 11.3	△ 15.5	△ 3.4	△ 6.7	△ 3.8
水	産	業	費	19,738	0.9	21,100	0.6	35,818	0.7	29,514	0.5		6,304	△ 4.0	56.8	21.4	△ 4.4	△ 9.6	△ 5.7
商	I		費	99,103	4.6	87,439	2.5	177,114	3.3	201,780	3.5	Δ	24,666	△ 13.8	△ 10.0	△ 12.2	13.1	△ 10.1	1.5
土	木		費	1,071,378	49.4	1,240,533	35.9	2,263,770	42.0	2,572,369	45.2	Δ	308,599	△ 16.4	△ 7.5	△ 12.0	△ 36.7	△ 25.6	△ 31.9
道	路橋り	しょう	費	547,369	25.3	592,953	17.1	1,128,819	20.9	1,359,460	23.9	Δ	230,641	△ 23.6	△ 9.5	△ 17.0	△ 37.7	△ 24.8	△ 32.3
河	川淮	戸岸	費	200,529	9.3	67,392	1.9	262,157	4.9	266,224	4.7	Δ	4,067	△ 3.2	1.1	△ 1.5	△ 4.6	△ 9.2	△ 6.0
港	浮	Š	費	27,377	1.3	19,221	0.6	41,467	0.8	45,455	0.8	Δ	3,988	△ 10.8	△ 5.3	△ 8.8	△ 10.2	△ 13.7	△ 13.0
都	市言	+ 画	費	219,635	10.1	469,064	13.6	673,811	12.5	728,095	12.8	Δ	54,284	△ 6.9	△ 7.6	△ 7.5	△ 54.5	△ 32.2	△ 41.8
1	封	路	費	118,274	5.5	146,302	4.2	261,963	4.9	305,994	5.4	Δ	44,031	△ 9.9	△ 17.3	△ 14.4	△ 64.7	△ 43.5	△ 55.1
1	公	遠	費	30,953	1.4	113,009	3.3	142,734	2.6	140,860	2.5		1,874	△ 14.6	6.8	1.3	△ 17.9	△ 24.4	△ 23.0
	下水	道	費	2,927	0.1	10,418	0.3	10,578	0.2	9,760	0.2		818	△ 6.1	6.6	8.4	△ 17.9	△ 8.7	△ 9.2
	区画整		等	67,481	3.1	199,335	5.8	258,536	4.8	271,480	4.8	Δ	12,944	3.2	△ 7.4	△ 4.8	△ 34.3		△ 27.7
住	Ŧ		費	36,103	1.7	73,915	2.1	101,610	1.9	92,509	1.6		9,101	3.2	14.3	9.8	20.5		1.4
そ 	σ.		他	40,365	1.7	17,988	0.6	55,906	1.0	80,626	1.4	Δ	24,720	△ 28.8	△ 31.2	△ 30.7	△ 25.3		△ 13.8
消	防		費	20,005	0.9	233,068	6.7	248,325	4.6	189,805	3.3		58,520	11.6	34.3	30.8	43.2		14.6
教.	育		費	259,266	12.0	765,266	22.1	1,013,707	18.8	1,006,401	17.7		7,306	△ 4.3	2.7	0.7	2.3		△ 0.2
小	学	校	費	4,100	0.2	279,878	8.1	279,875	5.2	267,241	4.7		12,634	105.2	4.7	4.7	127.8	4.5	4.5
中	学	校	費	1,815	0.1	173,097	5.0	173,238	3.2	177,617	3.1	Δ	4,379	7.5	△ 2.3		75.3		10.8
高		≠校		163,139	7.5	14,717	0.4	177,594	3.3	173,578	3.0		4,016	2.4	1.0	2.3	1.1		△ 5.1
	会教			15,064	0.7	116,697	3.4	129,775	2.4	136,556	2.4	Δ	6,781	△ 36.3	1.2				△ 18.3
	健化			15,649	0.7	140,788	4.1	153,851	2.9	150,524	2.6		3,327	△ 9.6	3.1	2.2	13.1	5.0	5.9
大	学		費	13,489	0.6	3,798	0.1	17,287	0.3	22,015	0.4	Δ	4,728	△ 23.2			△ 9.2		△ 9.4
~ そ	σ.	)	他	46,010	2.2	36,291	1.0	82,087	1.5	78,870	1.5		3,217	△ 7.0	22.0	4.1	12.6		3.4
そ	の	-	他	130,183	5.9	39,086	1.2	169,269	3.0	166,959	2.9		2,310	△ 4.4	26.5	1.4	4.6		0.7
合		Ē	†	2,167,214	100.0	3,459,870	100.0	5,393,313	100.0	5,692,904	100.0	Δ	299,591	△ 12.5	△ 0.1	△ 5.3	△ 21.5	△ 12.4	△ 17.1

資

### 第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
区 分	都道府り	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	32,069	1.5	21,330	0.6	31,208	0.6	31,470	0.6	△ 262	△ 0.8	△ 2.7
財 産 収 入	9,724	0.4	10,756	0.3	20,485	0.4	30,118	0.5	△ 9,633	△ 32.0	14.7
地 方 債	992,637	45.8	1,292,428	37.4	2,316,893	43.0	2,142,196	37.6	174,697	8.2	△ 4.1
その他特定財源	330,534	15.3	559,406	16.2	723,866	13.3	849,063	14.9	△ 125,197	△ 14.7	4.4
一般財源等	802,250	37.0	1,575,950	45.5	2,300,861	42.7	2,640,057	46.4	△ 339,196	△ 12.8	△ 29.7
合 計	2,167,214	100.0	3,459,870	100.0	5,393,313	100.0	5,692,904	100.0	△ 299,591	△ 5.3	△ 17.1

#### 第87表 普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)

(単位 %)

																			(単位	位 %)
						都	道府	県				市田	1 村				純	i 計	額	
[	<u>×</u>		分		補事	助 業 費	国直轄事 業負担金	単事	独 業 費	補事	助 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単事	独 業 費	補事	助 業 費	国直轄事 業負担金	単事	独 業 費
総		務		費		7.5	_		92.5		18.0	_	0.1		81.9		15.4	_		84.6
民		生		費		67.0	_		33.0		43.1	_	0.0		56.9		46.6	_		53.4
社	会	福	祉	費		65.4	_		34.6		25.5	_	0.0		74.5		44.0	_		56.0
老	人	福	祉	費		44.4	_		55.6		36.3	_	_		63.7		31.8	_		68.2
児	童	福	祉	費		85.4	_		14.6		47.2	_	0.0		52.8		49.9	_		50.1
そ		の		他		99.8	_		0.2		89.8	_	_		10.2		95.5	_		4.5
衛		生		費		60.6	_		39.4		40.3	_	0.2		59.5		46.7	_		53.3
清		掃		費		37.8	_		62.2		51.3	_	0.0		48.7		51.5	_		48.5
そ		の		他		62.8	_		37.2		12.4	_	0.5		87.0		41.0	_		59.0
労		働		費		83.5	_		16.5		24.3	_	1.6		74.1		68.6	_		31.4
農材	木 水		業	費		73.7	13.0		13.3		41.6	1.0	14.5		42.9		66.9	11.3		21.8
農		業		費		69.3	_		30.7		57.2	_	1.7		41.0		57.9	_		42.1
畜	産		業	費		41.9	_		58.1		33.4	_	3.8		62.8		33.5	_		66.5
農		地		費		69.4	22.5		8.2		24.7	2.4	28.7		44.2		62.5	20.3		17.2
林		業		費		80.2	1.9		18.0		45.7	_	2.9		51.4		75.0	1.7		23.3
水	産		業	費		83.2	4.1		12.8		62.8	_	6.9		30.3		78.8	3.1		18.0
商		I		費		10.9	_		89.1		18.1	_	0.1		81.7		14.6	_		85.4
土		木		費		54.8	17.5		27.7		49.8	2.7	2.3		45.1		53.5	11.6		34.9
	路 橋		ょう	費		50.1	20.6		29.3		36.5	4.7	1.3		57.5		45.6	15.1		39.3
河	Ш	海	岸	費		57.6	22.0		20.4		35.1	_	3.6		61.3		55.7	20.0		24.3
港		湾	_	費		54.0	30.5		15.5		35.4	29.3	13.0		22.3		51.0	32.1		16.8
都	市	計	画	費		63.3	0.3		36.4		58.0	0.0	2.8		39.2		61.2	0.1		38.7
街		路		費		68.6	_		31.4		60.1	_	5.0		34.9		66.0	_		34.0
公		園	\.	費		65.1	2.0		33.0		49.6	-	1.1		49.3		54.5	0.6		44.9
下		水	道	費		53.9	_		46.1		31.2	0.2	0.1		68.5		34.1	0.2		65.6
Z A	画	整音	里 費	等費		46.6	_		53.4		60.7 74.5	0.0	2.0		37.3 25.5		59.5 77.3	0.0		40.5 22.7
住そ		せの				78.3 9.7	29.5		21.7		40.5	_	0.0 5.3		54.1		20.7	20.5		58.7
消		防		他費		3.8	29.5		60.8 96.2		24.9		0.3		74.8		24.0	20.5		76.0
教		育		費		19.6	_		80.4		50.0	_	0.3		50.0		44.9			55.1
小	学		校	費		19.0	_		100.0		58.4	_	0.0		41.6		58.4	_		41.6
中	学		<sup>収</sup> 校	費		11.5	_		88.5		57.6	_	0.0		42.4		57.6	_		42.4
高	等	· 学	校	費		13.0	_		87.0		13.4	_	0.0		86.6		13.0	_		87.0
社	会	教	育	費		26.2	_		73.8		30.9	_	_		69.1		30.7	_		69.3
保	健	体	育	費		6.2	_		93.8		27.7	_	0.1		72.2		26.4	_		73.6
大	1.	学		費		1.1	_		98.9		6.5	_	-		93.5		2.4	_		97.6
そ		の		他		41.1	_		58.9		45.0	_	0.1		54.9		41.8	_		58.2
そ		の		他		31.4	_		68.6		-	_	-	1	100.0		26.0	_		74.0
合		-	į	)  }		53.8	12.9		33.3		44.0	1.2	2.0	·	52.8		49.3	7.4		43.3
							,	$\bot$										7		

### 第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 24	年	 度						比		較		
区分						平成23			坩	当 減 🗵	<b>室</b>	前	年度増減	
	都道府県	見 市町	村	合計	額	숨 計	台只	増減額	都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額
総務関係	3,103	0.7 72,270	9.0	75,373	6.0	71,495	5.8	3,878	△ 66.1	15.9	5.4	11.4	△ 20.9	△ 17.9
うち庁舎	229	0.1 16,654	2.1	16,883	1.3	14,440	1.2	2,443	151.6	16.1	16.9	△ 77.1	6.4	4.0
民 生 関 係	834	0.2 23,563	2.9	24,396	1.9	27,093	2.2	△ 2,697	21.0	△ 10.8	△ 10.0	34.8	8.6	9.2
うち社会福祉施設	576	0.1 13,776	1.7	14,352	1.1	10,867	0.9	3,485	皆増	26.8	32.1	皆減	49.7	48.8
衛 生 関 係	6,817	1.5 26,505	3.3	33,322	2.7	34,871	2.8	△ 1,549	8.1	△ 7.2	△ 4.4	14.2	70.2	56.4
うち清掃施設	7 (	0.0 11,120	1.4	11,128	0.9	11,536	0.9	△ 408	皆増	△ 3.6	△ 3.5	皆減	19.1	18.7
農林水産業関係	10,189	2.3 11,019	1.4	21,208	1.7	23,622	1.9	△ 2,414	△ 35.9	42.8	△ 10.2	9.9	△ 20.9	△ 2.5
農業関係	9,910	2.2 6,791	0.8	16,701	1.3	14,003	1.1	2,698	6.5	44.5	19.3	△ 0.2	△ 35.7	△ 15.8
林業・水産業関係	279	0.1 4,229	0.5	4,508	0.4	9,619	0.8	△ 5,111	△ 95.8	40.2	△ 53.1	28.2	23.6	26.7
う ち 漁 港	109	0.0 1,293	0.2	1,402	0.1	269	0.0	1,133	43.4	569.9	421.2	△ 42.4	△ 59.8	△ 56.0
土木関係	409,525 90	0.7 536,756	67.0	946,281	75.5	915,499	74.6	30,782	△ 5.0	10.8	3.4	△ 11.5	△ 18.5	△ 15.4
道路橋りょう	185,532 4	1.1 124,325	15.5	309,856	24.7	330,166	26.9	△ 20,310	△ 6.5	△ 5.6	△ 6.2	△ 13.7	△ 18.2	△ 15.6
河川	45,374 10	0.1 7,461	0.9	52,835	4.2	55,488	4.5	△ 2,653	△ 7.5	15.9	△ 4.8	△ 19.8	△ 23.5	△ 20.2
港湾	930	0.2 4,648	0.6	5,578	0.4	5,586	0.5	△ 8	60.3	△ 7.2	△ 0.1	△ 69.2	18.1	△ 8.7
都市計画	165,687 36	6.7 344,967	43.0	510,654	40.8	480,777	39.2	29,877	△ 1.6	10.4	6.2	△ 7.8	△ 20.2	△ 16.3
うち街路費	126,595 28	8.0 144,584	18.0	271,179	21.6	270,830	22.1	349	2.3	△ 1.7	0.1	△ 3.6	△ 20.3	△ 13.5
うち都市下水路	9 (	0.0 216	0.0	225	0.0	569	0.0	△ 344	皆増	△ 62.0	△ 60.5	皆減	209.2	209.2
うち区画整理	19,125	4.2 87,602	10.9	106,726	8.5	92,956	7.6	13,770	△ 21.3	27.6	14.8	△ 24.9	△ 0.8	△ 8.5
うち公園	19,958	4.4 83,099	10.4	103,058	8.2	105,941	8.6	△ 2,883	0.6	△ 3.5	△ 2.7	△ 9.0	△ 29.6	△ 26.5
公 営 住 宅	4,840	1.1 39,190	4.9	44,029	3.5	17,316	1.4	26,713	61.8	173.6	154.3	146.1	△ 19.3	△ 8.7
空港	68	0.0	0.0	69	0.0	1,378	0.1	△ 1,309	△ 17.1	△ 100.0	△ 95.0	24.2	皆増	1,987.9
その他	7,094	1.5 16,165	2.1	23,260	1.9	24,788	2.0	△ 1,528	△ 39.0	22.9	△ 6.2	12.4	14.7	13.6
教 育 関 係	1,483	0.3 69,720	8.7	71,203	5.7	81,197	6.6	△ 9,994	△ 48.5	△ 11.0	△ 12.3	9.4	△ 13.2	△ 12.6
高等学校	800	0.2 46	0.0	846	0.1	594	0.0	252	34.7	4,500.0	42.4	△ 68.2	△ 100.0	△ 88.1
大 学	111	0.0 34	0.0	146	0.0	243	0.0	△ 97	皆増	△ 86.0	△ 39.9	皆減	△ 10.0	△ 13.8
その他	572	0.1 69,640	8.7	70,211	5.6	80,360	6.6	△ 10,149	△ 74.9	△ 10.8	△ 12.6	204.4	△ 10.1	△ 8.3
そ の 他	19,485	4.3 61,805	7.7	81,291	6.5	73,102	6.1	8,189	30.7	6.2	11.2	△ 17.1	△ 7.4	△ 9.6
숌 計	451,436 100	0.0 801,638	100.0	1,253,074	100.0	1,226,879	100.0	26,195	△ 6.2	7.5	2.1	△ 10.4	△ 15.0	△ 13.2

### 第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その2 財源内訳等 (単位 百万円・%)

	2	平 成 24 年 度	Ţ	平成23年度	比	較	
区 分	都道府県	市町村	合 計 額	合計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	156,970 34.8	128,449 16.0	285,419 22.8	273,729 22.3	11,690	4.3	44.8
都道府県支出金		25,216 3.1	25,216 2.0	20,146 1.6	5,070	25.2	△ 16.4
分担金、負担金、寄附金	7,552 1.7	2,068 0.3	9,620 0.8	8,797 0.7	823	9.4	△ 24.3
地 方 債	201,638 44.7	303,534 37.9	505,173 40.3	485,354 39.6	19,819	4.1	△ 13.5
その他特定財源	25,457 5.5	100,302 12.5	125,758 10.0	99,878 8.2	25,880	25.9	△ 5.2
一 般 財 源 等	59,819 13.3	242,069 30.2	301,888 24.1	338,975 27.6	△ 37,087	△ 10.9	△ 35.1
合 請t (A)	451,436 100.0	801,638 100.0	1,253,074 100.0	1,226,879 100.0	26,195	2.1	△ 13.2
うち補償費	219,957 48.7	139,271 17.4	359,229 28.7	398,417 32.5	△ 39,188	△ 9.8	△ 6.6
取 得 用 地 面 積 (m²)	22,011,763	60,394,632	82,406,395	71,327,016	11,079,379	15.5	△11.3
(A)に係る取得用地面積 (m²)	21,760,313	57,487,976	79,248,289	67,429,117	11,819,172	17.5	△ 13.9

<sup>(</sup>注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

#### その3 団体区分別内訳

区分	平 成 24 年 度	平 成 23 年 度	増 減 額	増減率	前年度
	決算額構成比	決算額構成比	坦 /收 钦	垣 城 平	増減率
都 道 府 県	451,436 6.9	481,020 7.0	△ 29,584	△ 6.2	△ 10.4
市町村	801,638 12.2	745,859 11.9	55,779	7.5	△ 15.0
政令指定都市	198,523 15.5	201,887 16.0	△ 3,364	△ 1.7	△ 8.4
特 別 区	47,954 14.2	61,549 18.1	△ 13,595	△ 22.1	△ 2.8
中核市	104,272 15.0	107,263 14.6	△ 2,991	△ 2.8	△ 9.6
特例市	62,381 15.0	55,808 14.2	6,573	11.8	△ 31.5
都市	318,623 11.9	265,963 10.6	52,660	19.8	△ 20.2
町村	61,703 6.6	47,540 5.3	14,163	29.8	△ 14.6
一部事務組合等	8,183 3.8	5,849 3.8	2,334	39.9	34.5

<sup>(</sup>注) 平成24年度及び平成23年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円)

- A			決 算	算額				指	,		数	
区分	平成19年度	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
総務関係	67,287	98,428	91,498	87,060	71,495	75,373	100	146	136	129	106	112
うち庁舎	13,990	12,841	8,543	13,878	14,440	16,883	100	92	61	99	103	121
民 生 関 係	26,375	39,831	46,828	24,813	27,093	24,396	100	151	178	94	103	92
うち社会福祉施設	12,746	19,230	24,942	7,301	10,867	14,352	100	151	196	57	85	113
衛 生 関 係	37,502	32,582	31,664	22,299	34,871	33,322	100	87	84	59	93	89
うち清掃施設	15,768	14,384	12,153	9,717	11,536	11,128	100	91	77	62	73	71
農林水産業関係	28,706	25,778	23,863	24,225	23,622	21,208	100	90	83	84	82	74
農業関係	25,238	23,014	19,879	16,633	14,003	16,701	100	91	79	66	55	66
林業・水産業関係	3,468	2,764	3,984	7,592	9,619	4,508	100	80	115	219	277	130
うち漁港	1,216	700	769	612	269	1,402	100	58	63	50	22	115
土木関係	1,514,342	1,450,459	1,396,391	1,081,632	915,499	946,281	100	96	92	71	60	62
道路橋りょう	526,508	497,892	472,505	390,984	330,166	309,856	100	95	90	74	63	59
河川	111,015	92,739	84,239	69,548	55,488	52,835	100	84	76	63	50	48
港湾	11,816	7,122	10,739	6,120	5,586	5,578	100	60	91	52	47	47
都市計画	802,857	805,166	790,734	574,141	480,777	510,654	100	100	98	72	60	64
うち街路費	466,269	456,125	421,966	312,963	270,830	271,179	100	98	90	67	58	58
うち都市下水路	752	235	1,587	184	569	225	100	31	211	24	76	30
うち区画整理	105,326	124,346	126,969	101,571	92,956	106,726	100	118	121	96	88	101
う 5 公 園	218,085	211,545	225,410	144,137	105,941	103,058	100	97	103	66	49	47
公 営 住 宅	17,522	17,814	12,572	18,957	17,316	44,029	100	102	72	108	99	251
空港	13,617	8,355	5,665	66	1,378	69	100	61	42	0	10	1
その他	31,007	21,371	19,937	21,816	24,788	23,260	100	69	64	70	80	75
教育関係	100,665	108,472	100,727	92,898	81,197	71,203	100	108	100	92	81	71
高 等 学 校	9,007	1,071	6,222	4,982	594	846	100	12	69	55	7	9
大 学	4,256	330	330	282	243	146	100	8	8	7	6	3
そ の 他	87,402	107,071	94,175	87,634	80,360	70,211	100	123	108	100	92	80
そ の 他	107,929	89,699	93,094	80,849	73,102	81,291	100	83	86	75	68	75
合 計	1,882,806	1,845,249	1,784,065	1,413,776	1,226,879	1,253,074	100	98	95	75	65	67

### 第89表 普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況

					7	平成 24	年 度						 比	較	
ı	<del>X</del>	分		如学点	. 18	± m	++	A ₹1	克石	平成 23: 合 計		描述施	増	減	率
				都道东	」	市町	村	合 計	鉙			増減額	都道府県	市町村	合計額
総	務	関	係	436	0.1	3,849	1.2	4,285	0.7	3,918	0.7	367	△ 64.4	43.0	9.4
う	ち	庁	舎	_	_	531	0.2	531	0.1	445	0.1	86	-	19.3	19.3
民	生	関	係	_	_	1,024	0.3	1,024	0.2	949	0.2	75	-	7.9	7.9
う	ち社会	福祉方	色設	_	_	282	0.1	282	0.0	145	0.0	137	-	94.5	94.5
衛	生	関	係	0	0.0	1,533	0.5	1,533	0.2	1,704	0.3	△ 171	皆増	△ 10.0	△ 10.0
う	ち 清	掃施	設	_	_	1,053	0.3	1,053	0.2	634	0.1	419	-	66.1	66.1
農林	水産	業関	係	9,569	3.3	3,190	1.0	12,759	2.1	10,167	1.8	2,592	21.5	39.4	25.5
農	業	関	係	9,430	3.2	1,375	0.4	10,805	1.7	9,415	1.7	1,390	21.3	△ 16.3	14.8
林	業・水	産業関	目係	138	0.0	1,815	0.6	1,954	0.3	752	0.1	1,202	30.2	181.0	159.8
	うき	5 漁	港	106	0.0	1,273	0.4	1,378	0.2	210	0.0	1,168	43.2	829.2	556.2
土	木	関	係	280,812	95.9	298,411	91.7	579,223	93.7	513,121	93.0	66,102	2.6	24.7	12.9
道	路橋	りょ	う	136,579	46.6	62,337	19.2	198,916	32.2	183,796	33.3	15,120	10.6	3.3	8.2
河			Ш	37,957	13.0	3,989	1.2	41,946	6.8	45,397	8.2	△3,451	△ 8.5	1.9	△ 7.6
港			湾	732	0.2	106	0.0	839	0.1	467	0.1	372	56.7	皆増	79.7
都	市	計	画	98,734	33.7	198,022	60.9	296,756	48.0	266,842	48.4	29,914	1.4	16.9	11.2
	うき	5 街	路	75,617	25.8	86,800	26.7	162,417	26.3	160,609	29.1	1,808	1.1	1.2	1.1
	うち者	7. 水市下水	K路	9	0.0	125	0.0	134	0.0	203	0.0	△ 69	皆増	△ 38.4	△ 34.0
	うち[	区画图	と 理	8,790	3.0	49,681	15.3	58,472	9.5	38,864	7.0	19,608	△ 15.8	74.8	50.5
	うき	5 公	園	14,318	4.9	40,783	12.5	55,101	8.9	59,880	10.9	△4,779	22.2	△ 15.3	△ 8.0
公	営	住	宅	751	0.3	22,782	7.0	23,533	3.8	5,333	1.0	18,200	122.2	356.1	341.3
空			港	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-
そ	C	カ	他	6,059	2.1	11,175	3.4	17,233	2.8	11,286	2.0	5,947	△ 43.2	1,723.0	52.7
教	育	関	係	316	0.1	14,630	4.5	14,946	2.4	19,242	3.5	△4,296	△ 37.1	△ 21.9	△ 22.3
高	等	学	校	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	-	-
大			学	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-	-
そ	C	カ	他	316	0.1	14,630	4.5	14,946	2.4	19,242	3.5	△4,296	△ 37.1	△ 21.9	△ 22.3
そ	の	)	他	1,797	0.6	2,697	0.8	4,495	0.7	2,420	0.5	2,075	358.4	33.1	85.7
合		Ē	†	292,930	100.0	325,334	100.0	618,265	100.0	551,521	100.0	66,744	3.2	21.5	12.1

<sup>(</sup>注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

### 第90表 普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況

		<u>V</u>	区成 24	年 度						 比	較	
区分	+/17 \ \ \ \ \		m-		A =1	¢π	平成 23 <sup>2</sup> 合 計		표 4~ 점	増	減	率
	都道府場	県	市町	村	合 計	額			増減額	都道府県	市町村	合計額
総 務 関 係	2,668	1.7	68,420	14.4	71,088	11.2	67,577	10.0	3,511	△ 66.3	14.7	5.2
うち庁舎	229	0.1	16,123	3.4	16,352	2.6	13,996	2.1	2,356	151.6	16.0	16.8
民 生 関 係	834	0.5	22,538	4.7	23,372	3.7	26,144	3.9	△ 2,772	21.0	△ 11.5	△ 10.6
うち社会福祉施設	576	0.4	13,494	2.8	14,070	2.2	10,722	1.6	3,348	皆増	25.9	31.2
衛 生 関 係	6,817	4.3	24,972	5.2	31,789	5.0	33,167	4.9	△ 1,378	8.1	△ 7.0	△ 4.2
うち清掃施設	7	0.0	10,068	2.1	10,075	1.6	10,902	1.6	△ 827	皆増	△ 7.6	△ 7.6
農林水産業関係	620	0.4	7,829	1.6	8,450	1.3	13,455	2.0	△ 5,005	△ 92.3	44.2	△ 37.2
農業関係	480	0.3	5,416	1.1	5,895	0.9	4,588	0.7	1,307	△ 68.6	77.1	28.5
林業・水産業関係	141	0.1	2,414	0.5	2,554	0.4	8,867	1.3	△ 6,313	△ 97.8	1.8	△ 71.2
う ち 漁 港	4	0.0	20	0.0	24	0.0	59	0.0	△ 35	33.3	△ 64.3	△ 59.3
土 木 関 係	128,713	81.2	238,346	50.0	367,059	57.8	402,378	59.6	△ 35,319	△ 18.2	△ 2.7	△ 8.8
道路橋りょう	48,953	30.9	61,988	13.0	110,940	17.5	146,369	21.7	△ 35,429	△ 34.7	△ 13.1	△ 24.2
河川	7,417	4.7	3,472	0.7	10,889	1.7	10,091	1.5	798	△ 2.0	37.7	7.9
港湾	198	0.1	4,542	1.0	4,740	0.7	5,120	0.8	△ 380	75.2	△ 9.3	△ 7.4
都市計画	66,953	42.2	146,946	30.9	213,898	33.7	213,934	31.7	△ 36	△ 5.7	2.8	△ 0.0
う ち 街 路	50,978	32.2	57,784	12.1	108,762	17.1	110,221	16.3	△ 1,459	4.1	△ 5.6	△ 1.3
うち都市下水路	-	-	91	0.0	91	0.0	367	0.1	△ 276	-	△ 75.2	△ 75.2
うち区画整理	10,334	6.5	37,920	8.0	48,255	7.6	54,092	8.0	△ 5,837	△ 25.5	△ 5.7	△ 10.8
う ち 公 園	5,640	3.6	42,317	8.9	47,957	7.6	46,061	6.8	1,896	△ 30.5	11.5	4.1
公 営 住 宅	4,088	2.6	16,408	3.4	20,496	3.2	11,983	1.8	8,513	54.0	75.9	71.0
空    港	68	0.0	0	0.0	69	0.0	1,378	0.2	△ 1,309	△ 17.1	△ 100.0	△ 95.0
そ の 他	1,036	0.7	4,990	1.0	6,027	1.0	13,503	1.9	△ 7,476	7.6	△ 60.2	△ 55.4
教 育 関 係	1,167	0.7	55,090	11.6	56,258	8.9	61,955	9.2	△ 5,697	△ 50.9	△ 7.5	△ 9.2
高 等 学 校	800	0.5	46	0.0	846	0.1	594	0.1	252	34.7	4500.0	42.4
大 学	111	0.1	34	0.0	146	0.0	243	0.0	△ 97	皆増	△ 86.0	△ 39.9
そ の 他	256	0.1	55,010	11.6	55,266	8.8	61,118	9.1	△ 5,852	△ 85.6	△ 7.3	△ 9.6
そ の 他	17,686	11.2	59,109	12.5	76,793	12.1	70,682	10.4	6,111	21.8	5.2	8.6
合 計	158,505 1	0.00	476,304	100.0	634,809	100.0	675,358	100.0	△ 40,549	△ 19.6	△ 0.4	△ 6.0

<sup>(</sup>注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

### 第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	<b>.</b> 較	
区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補助事	業費	540,973	89.3	357,362	76.2	800,465	82.4	557,234	73.0	243,231	43.6	375.0
単 独 事	業費	50,685	8.4	111,235	23.7	156,265	16.1	194,483	25.5	△ 38,218	△ 19.7	365.5
国直轄事業	業負担金	14,334	2.4	_	_	14,334	1.5	11,542	1.5	2,792	24.2	1,332.0
県営事業	負担金	_	_	648	0.1	_	_	_	_	_	_	_
合	計	605,992	100.0	469,245	100.0	971,064	100.0	763,259	100.0	207,805	27.2	377.4

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 234	<b></b> 年度	比	í 朝	ξ
区	区 分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農林水	産 施 設	171,221	28.3	123,363	26.3	199,490	20.5	135,910	17.8	63,580	46.8	224.0
公共土	木 施 設	306,277	50.5	171,204	36.5	476,730	49.1	382,538	50.1	94,192	24.6	248.7
そ 0	の 他	128,494	21.2	174,678	37.2	294,844	30.4	244,811	32.1	50,033	20.4	2,866.7
合	計	605,992	100.0	469,245	100.0	971,064	100.0	763,259	100.0	207,805	27.2	377.4

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	較	
区	分	都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	375,234	61.9	183,482	39.1	558,717	57.5	368,449	48.3	190,268	51.6	350.3
地 方	債	63,047	10.4	31,324	6.7	94,371	9.7	74,576	9.8	19,795	26.5	101.9
その他特	定財源	122,280	20.2	154,660	32.9	143,429	14.8	41,918	5.4	101,511	242.2	752.2
一般財	源等	45,431	7.5	99,779	21.3	174,547	18.0	278,316	36.5	△103,769	△ 37.3	668.7
合	計	605,992	100.0	469,245	100.0	971,064	100.0	763,259	100.0	207,805	27.2	377.4

#### 第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 24	年 度			平成23:	<b>在度</b>	比	較	
			都道东	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率		
補	助	事	業	費	_	_	41	29.1	41	29.1	271	61.1	△ 230	△ 84.9	△ 88.8
単	独	事	業	費	_	_	100	70.9	100	70.9	173	38.9	△ 73	△ 42.2	△ 57.9
	合		計		_	_	140	100.0	140	100.0	443	100.0	△ 303	△ 68.4	△ 84.3

### 第92表 失業対策事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

	0			平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
区	分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支	出金	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	皆減
その他特	定財源	_	-	66	47.5	10	7.8	31	7.0	△ 21	△ 67.7	△ 96.3
一般財	源等	_	_	74	52.5	130	92.2	412	93.0	△ 282	△ 68.4	△ 53.5
合	計	_	_	140	100.0	140	100.0	443	100.0	△ 303	△ 68.4	△ 84.3

#### 第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
区 分	都道府	見	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
法 非 適 用 の公営企業会計	178,650	86.9	1,047,346	21.1	1,225,996	23.7	1,293,760	25.4	△ 67,764	△ 5.2	△ 0.7
国民健康保険事業会計	_	_	1,192,137	24.0	1,192,137	23.1	1,193,387	23.4	△ 1,250	△ 0.1	△ 0.4
後期高齢者医療事業会計	_	_	1,388,304	28.0	1,388,304	26.9	1,324,976	26.0	63,328	4.8	5.6
介護保険事業会計	_	_	1,297,420	26.2	1,297,420	25.1	1,242,500	24.4	54,920	4.4	5.0
農業共済事業会計	_	_	588	0.0	588	0.0	590	0.0	△ 2	△ 0.3	△ 3.9
収益事業会計	_	_	1,844	0.0	1,844	0.0	1,096	0.0	748	68.2	△ 67.5
交通災害共済事業会計	_	_	128	0.0	128	0.0	119	0.0	9	7.6	0.8
公立大学附属病院事 業 会 計	929	0.5	_	_	929	0.0	927	0.0	2	0.2	△ 6.6
基金	25,892	12.6	31,419	0.6	57,311	1.1	39,693	0.8	17,618	44.4	△ 14.4
財 産 区	_	_	135	0.0	135	0.0	159	0.0	△ 24	△ 15.1	△ 3.0
合 計	205,471	100.0	4,959,322	100.0	5,164,793	100.0	5,097,206	100.0	67,587	1.3	2.1

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	- ^				平 成 24	年 度			平成 23:	年度	比	較	
	分		都道府	見	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
運	転 資	金	1,068	0.5	27,624	0.6	28,692	0.6	28,730	0.6	△ 38	△ 0.1	1.0
事務	秀 費 財	源	7,262	3.5	2,458,841	49.6	2,466,103	47.7	2,390,591	46.9	75,512	3.2	3.9
建設	費 財	源	47,932	23.3	101,998	2.1	149,930	2.9	174,371	3.4	△ 24,441	△ 14.0	20.0
公債	責財	源	107,127	52.1	756,020	15.2	863,147	16.7	890,612	17.5	△ 27,465	△ 3.1	△ 4.1
赤	字補	塡	8,151	4.0	178,933	3.6	187,085	3.6	190,525	3.7	△ 3,440	△ 1.8	△ 4.9
そ	の	他	33,931	16.6	1,435,906	28.9	1,469,836	28.5	1,422,377	27.9	47,459	3.3	2.3
合	計		205,471	100.0	4,959,322	100.0	5,164,793	100.0	5,097,206	100.0	67,587	1.3	2.1

## 第93表 繰出金の状況(つづき)

#### その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

×	分	総額	法 非 適 用 の 公営企業会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害共済事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財産区
運転	資 金	28,692	9,971	4,100	8,021	6,136	_	_	1	462	_	1
事務3	貴財源	2,466,103	131,906	249,145	940,438	1,143,980	480	20	85	_	_	49
建設費	貴財源	149,930	148,312	552	750	299	_	_	_	_	_	16
公債3	貴財源	863,147	850,970	2,235	_	9,475	_	_	_	467	_	_
赤字	補塡	187,085	36,793	148,243	83	491	_	1,462	_	_	_	12
そ (	D 他	1,469,836	48,044	787,862	439,012	137,039	108	362	42	_	57,311	57
合	計	5,164,793	1,225,996	1,192,137	1,388,304	1,297,420	588	1,844	128	929	57,311	135

### 第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

				平成	24	年 度			<del>1</del> 17	成 23 年	度
	区 分	積	<u> </u>	金	積	立金取崩し	額	差引	積 立 金	積立金	差引
		都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	(A)—(B)	(C)	取崩し額 (D)	(C)-(D)
歳	出決算積立金	1,870,235	2,705,767	4,576,003	2,110,348	1,271,105	3,381,453	1,194,550	4,620,614	3,208,308	1,412,306
歳	計剰余金処分積立金	19,182	240,286	259,468	_	-	_	259,468	240,107	_	240,107
í	음 計	1,889,417	2,946,053	4,835,470	2,110,348	1,271,105	3,381,453	1,454,017	4,860,722	3,208,308	1,652,414
	財政調整基金 積 立 金	176,202	900,933	1,077,135	135,945	400,559	536,505	540,630	916,044	552,060	363,984
内訳	〈 減債基金積立金	93,200	166,986	260,186	120,190	109,892	230,082	30,104	374,482	182,938	191,544
	その他特定目的 基金積立金	1,620,015	1,878,134	3,498,149	1,854,213	760,654	2,614,866	883,283	3,570,196	2,473,310	1,096,886

## 第95表 投資及び出資金の状況

					平 成 24	年 度			平成23:	年度	比	較	
	分		都道府	景	市町	村	合 計	額	合計		増減額	増減率	前年度 増減率
総	務	費	14,665	8.8	3,621	1.7	18,286	4.8	38,051	8.0	△ 19,765	△ 51.9	458.2
衛	生	費	48,858	29.2	107,157	50.8	156,015	41.2	163,131	34.3	△ 7,116	△ 4.4	△ 16.5
公	衆衛生	費	47,555	28.4	107,152	50.8	154,707	40.9	161,765	34.1	△ 7,058	△ 4.4	△ 16.5
そ	の	他	1,303	0.8	5	0.0	1,308	0.3	1,366	0.2	△ 58	△ 4.2	△ 12.5
農林	水産業	費	936	0.6	1,550	0.7	2,487	0.7	18,890	4.0	△ 16,403	△ 86.8	870.2
農	業	費	104	0.1	494	0.2	598	0.2	275	0.1	323	117.5	△ 0.4
畜	産業	費	0	0.0	64	0.0	64	0.0	311	0.1	△ 247	△ 79.4	10.7
農	地	費	1	0.0	894	0.4	895	0.2	796	0.2	99	12.4	25.8
林	業	費	831	0.5	54	0.0	885	0.2	17,426	3.7	△ 16,541	△ 94.9	2,733.5
水	産業	費	_	_	45	0.0	45	0.0	82	0.0	△ 37	△ 45.1	△ 41.8
商	エ	費	8,974	5.4	6,472	3.1	15,447	4.1	24,208	5.1	△ 8,761	△ 36.2	131.7
土	木	費	79,747	47.7	56,607	26.8	136,355	36.0	143,632	30.2	△ 7,277	△ 5.1	△ 1.1
土	木管理	費	2,935	1.8	2	0.0	2,937	0.8	2,743	0.6	194	7.1	△ 8.7
都	市計画	費	55,700	33.3	53,912	25.5	109,611	29.0	111,210	23.4	△ 1,599	△ 1.4	1.2
住	宅	費	590	0.4	-	_	590	0.2	132	0.0	458	347.0	△ 19.5
そ	の	他	20,522	12.2	2,693	1.3	23,217	6.0	29,547	6.2	△ 6,330	△ 21.4	△ 8.2
教	育	費	52	0.0	67	0.0	119	0.0	87	0.0	32	36.8	△ 91.3
そ	の	他	14,104	8.3	35,615	16.9	49,716	13.2	87,015	18.4	△ 37,299	△ 42.9	75.1
合	計		167,336	100.0	211,089	100.0	378,425	100.0	475,014	100.0	△ 96,589	△ 20.3	15.7
	公営企業(注 こ対するも		80,228	47.9	181,493	86.0	261,721	69.2	266,873	56.2	△ 5,152	△ 1.9	0.6
そ	の	他	87,108	52.1	29,596	14.0	116,704	30.8	208,141	43.8	△ 91,437	△ 43.9	43.5

# 第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

70)		נינונ	ור שנ	J/ \( \)										5万円・%)
Þ	₹	分				平 成 24	年 度			平成 231		比	較	
	_			都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
民	生		費	44,671	1.1	35,847	2.1	70,749	1.2	92,300	1.4	△ 21,551	△ 23.3	61.1
社	会 福	祉	費	9,226	0.2	7,536	0.5	16,268	0.3	18,412	0.3	△ 2,144	△ 11.6	△ 14.1
児	童 福	祉	費	15,076	0.4	9,252	0.6	24,322	0.4	24,227	0.4	95	0.4	△ 2.4
そ	の		他	20,369	0.5	19,059	1.0	30,159	0.5	49,661	0.7	△ 19,502	△ 39.3	350.6
衛	生		費	120,280	2.9	31,553	1.9	149,713	2.6	137,870	2.2	11,843	8.6	△ 10.6
労	働		費	7,837	0.2	54,018	3.2	61,855	1.1	74,164	1.2	△ 12,309	△ 16.6	△ 8.3
農林	水産	業	費	202,229	4.8	26,645	1.6	228,792	3.9	246,283	3.9	△ 17,491	△ 7.1	△ 6.2
農	業		費	25,353	0.6	16,007	1.0	41,304	0.7	44,376	0.7	△ 3,072	△ 6.9	△ 3.9
畜	産	業	費	5,436	0.1	2,315	0.1	7,751	0.1	10,549	0.2	△ 2,798	△ 26.5	54.5
農	地		費	6,409	0.2	177	0.0	6,575	0.1	12,839	0.2	△ 6,264	△ 48.8	△ 35.4
林	業		費	147,230	3.5	2,181	0.1	149,403	2.6	150,861	2.4	△ 1,458	△ 1.0	△ 9.0
水	産	業	費	17,801	0.4	5,966	0.4	23,759	0.4	27,657	0.4	△ 3,898	△ 14.1	16.0
商	エ		費	3,557,839	84.7	1,267,142	75.8	4,823,482	82.8	5,170,299	81.2	△ 346,817	△ 6.7	0.9
土	木		費	156,975	3.7	183,442	11.0	338,002	5.8	502,827	7.9	△ 164,825	△ 32.8	△ 13.7
土	木管	理	費	51,476	1.2	92,392	5.5	143,867	2.5	159,302	2.5	△ 15,435	△ 9.7	△ 9.3
港	湾		費	3,287	0.1	4,061	0.2	7,332	0.1	9,598	0.2	△ 2,266	△ 23.6	△ 8.2
都	市計	画	費	12,994	0.3	49,863	3.0	61,069	1.0	66,262	1.0	△ 5,193	△ 7.8	△ 27.4
住	宅		費	80,054	1.9	34,348	2.1	114,403	2.0	228,101	3.6	△ 113,698	△ 49.8	△ 14.9
そ	の		他	9,164	0.2	2,778	0.2	11,331	0.2	39,564	0.6	△ 28,233	△ 71.4	5.4
教	育		費	51,280	1.2	37,245	2.2	87,852	1.5	89,075	1.4	△ 1,223	△ 1.4	△ 9.6
教	育 総	務	費	43,530	1.0	10,905	0.7	54,435	0.9	56,669	0.9	△ 2,234	△ 3.9	△ 2.8
高	等 学	校	費	3,113	0.1	9,804	0.6	12,917	0.2	12,555	0.2	362	2.9	5.7
保	健体	育	費	77	0.0	1,836	0.1	1,836	0.0	2,420	0.0	△ 584	△ 24.1	21.4
そ	の		他	4,560	0.1	14,700	0.8	18,664	0.4	17,431	0.3	1,233	7.1	△ 33.8
そ	の		他	57,248	1.4	35,191	2.2	68,393	1.1	55,870	0.8	12,523	22.4	△ 65.1
合			計	4,198,359	100.0	1,671,083	100.0	5,828,838	100.0	6,368,688	100.0	△ 539,850	△ 8.5	△ 2.3
	営企業  こ対す			54,782	1.3	20,370	1.2	75,151	1.3	85,664	1.3	△ 10,513	△ 12.3	△ 5.1
そ	の		他	4,143,577	98.7	1,650,713	98.8	5,753,687	98.7	6,283,024	98.7	△ 529,337	△ 8.4	△ 2.3
_														

### 第96表 貸付金の状況(つづき)

その2 現在高の状況 (単位 百万円・%)

_			上回り																1 122	日刀円	
	区分		平成	23年度 (A)	末現在高		平原	戊24年 (B)	<b>建貸付額</b>		平点	成24年原 (C)	度回収額		調整額(D)		24年度 )+(B)-( (E)	末現在高 (C)+(D)	司	比	較
			都道 府県	市町村	合計額	預	都道 府県	市町村	合計額	額	都道 府県	市町村	合計額	頭		都道 府県	市町村	合計	額	増減額 (E)-(A)	増減率
	貸 債 る も		406,685	305,608	712,293	8.8	7,439	5,267	12,705	0.2	22,451	26,006	48,458	0.8	175	391,671	285,044	676,716	8.6	△ 35,577	△ 5.0
そ	<b>の</b>	他	5,908,928	1,441,132	7,350,059	91.2	4,190,920	1,665,816	5,856,737	99.8	4,285,475	1,670,954	5,956,428	99.2	△ 70,403	5,799,672	1,380,294	7,179,965	91.4	△ 170,094	△ 2.3
Ī	商工関	係	1,801,832	122,687	1,924,520	23.9	3,550,038	1,262,660	4,812,697	82.0	3,533,425	1,254,647	4,788,072	79.7	△ 28,030	1,803,402	117,713	1,921,115	24.5	△ 3,405	△ 0.2
	農林水業		569,899	16,287	586,186	7.3	202,220	26,517	228,737	3.9	194,065	20,357	214,422	3.6	△ 5,028	577,443	18,030	595,473	7.6	9,287	1.6
	民生労働関		227,620	196,481	424,101	5.3	50,772	88,208	138,979	2.4	34,719	76,740	111,459	1.9	△ 5,179	240,019	206,423	446,442	5.7	22,341	5.3
1	住宅関	係	593,957	170,963	764,920	9.5	51,943	34,115	86,058	1.5	65,107	40,667	105,774	1.8	△ 1,763	580,791	162,651	743,442	9.5	△ 21,478	△ 2.8
	観 光 交通関		1,064,854	208,464	1,273,318	15.8	15,870	31,221	47,092	0.8	47,594	33,009	80,603	1.3	△ 1,391	1,033,025	205,391	1,238,416	15.8	△ 34,902	△ 2.7
F	開発関	係	153,832	295,037	448,869	5.6	46,921	81,789	128,710	2.2	52,410	91,273	143,683	2.4	7,164	167,539	273,522	441,061	5.6	△ 7,808	△ 1.7
1	教育関	係	246,155	91,045	337,200	4.2	50,004	36,867	86,872	1.5	35,819	31,470	67,289	1.1	△ 9,013	257,053	90,717	347,770	4.4	10,570	3.1
2	その・	他	1,250,779	340,168	1,590,945	19.6	223,152	104,439	327,592	5.5	322,336	122,791	445,126	7.4	△ 27,163	1,140,400	305,847	1,446,246	18.3	△ 144,699	△ 9.1
合		計	6,315,613	1,746,740	8,062,352	100.0	4,198,359	1,671,083	5,869,442	100.0	4,307,926	1,696,960	6,004,886	100.0	△ 70,228	6,191,343	1,665,338	7,856,681	100.0	△ 205,671	△ 2.6
うち預託金	決算	額	1,022,938	33,507	1,056,445	=	3,106,503	1,122,429	4,228,932	-	2,731,624	1,117,420	3,849,044	-	△ 3,638	1,397,753	34,942	1,432,695	-	376,250	35.6
ち預託金に係るもの	当該金融 、関の貸付		14,136,474	6,357,331	20,493,805	-	4,519,969	1,872,028	6,391,996	-	5,621,194	2,270,295	7,891,489	-	△ 95,017	13,085,165	5,814,131	18,899,296	-	△1,594,509	△ 7.8

### 第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移 (単位 億円)

	X	分	昭和36年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
決	算	額	415	65,516	65,354	68,106	69,040	69,559	70,816	71,152
指		数	100	15,787	15,748	16,411	16,636	16,761	17,064	17,145

資料

## 第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況(つづき)

その2 事業別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			₩#:22	/ <del></del> <del></del>	比		ξ
	区分	都道府	牙県	市町	村	合 計	額	平成23 <sup>3</sup> 合 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
	上水道事業	30,111	3.9	108,165	1.7	138,276	1.9	141,761	2.0	△ 3,485	△ 2.5	△ 2.4
	工業用水道事業	29,188	3.8	1,981	0.0	31,169	0.4	21,912	0.3	9,257	42.2	14.1
	交 通 事 業	42,837	5.6	150,717	2.4	193,553	2.7	201,930	2.9	△ 8,377	△ 4.1	△ 2.4
	電気事業	4,267	0.6	2	0.0	4,269	0.1	1,135	0.0	3,134	276.1	△ 64.3
	ガス事業	-	_	3,359	0.1	3,359	0.0	5,131	0.1	△ 1,772	△ 34.5	208.0
	簡易水道事業	2	0.0	4,403	0.1	4,405	0.1	3,987	0.1	418	10.5	△ 3.0
法適	港湾整備事業	0	0.0	49	0.0	49	0.0	40	0.0	9	22.5	△ 28.6
用	病院事業	264,148	34.4	450,231	7.1	714,379	10.0	754,310	10.7	△ 39,931	△ 5.3	0.5
の公公	市場事業	2,374	0.3	6,053	0.1	8,427	0.1	9,387	0.1	△ 960	△ 10.2	29.0
営企	と 畜 場 事 業	-	_	46	0.0	46	0.0	46	0.0	0	0.0	0.0
業	観光施設事業	-	_	2,158	0.0	2,158	0.0	1,738	0.0	420	24.2	1.9
会計	宅地造成事業	36,583	4.8	6,151	0.1	42,735	0.6	38,006	0.5	4,729	12.4	△ 21.8
	下水道事業	179,746	23.4	675,712	10.6	855,458	12.0	836,279	11.8	19,179	2.3	3.9
	有料道路事業	-	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-
	駐車場整備事業	0	0.0	44	0.0	44	0.0	95	0.0	△ 51	△ 53.7	△ 14.4
	介護サービス事業	-	_	1,180	0.0	1,180	0.0	863	0.0	317	36.7	21.0
	その他の企業会計	146	0.0	4,054	0.1	4,200	0.1	4,596	0.1	△ 396	△ 8.6	△ 58.4
	小計	589,402	76.6	1,414,305	22.3	2,003,707	28.2	2,021,216	28.5	△ 17,509	△ 0.9	0.8
	交 通 事 業	-	_	2,378	0.0	2,378	0.0	2,594	0.0	△ 216	△ 8.3	6.3
	簡易水道事業	-	_	69,275	1.1	69,275	1.0	64,303	0.9	4,972	7.7	1.2
	港湾整備事業	46,882	6.1	2,245	0.0	49,127	0.7	56,732	0.8	△ 7,605	△ 13.4	46.5
法非	市場事業	1,097	0.1	19,466	0.3	20,563	0.3	24,564	0.3	△ 4,001	△ 16.3	13.0
適	と 畜 場 事 業	4,616	0.6	9,261	0.1	13,878	0.2	14,467	0.2	△ 589	△ 4.1	△ 1.2
用の	観光施設事業	294	0.0	11,847	0.2	12,141	0.2	12,927	0.2	△ 786	△ 6.1	△ 9.4
公学	宅地造成事業	36,495	4.7	64,200	1.0	100,695	1.4	107,027	1.5	△ 6,332		
企	下水道事業	86,613	11.3	820,962	12.9	907,574	12.8	960,561	13.6	△ 52,987	△ 5.5	△ 2.4
業会	有料道路事業	-	_	112	0.0	112	0.0	13	0.0	99	761.5	△ 96.5
計	駐車場整備事業	891	0.1	16,178	0.3	17,068	0.2	17,465	0.2	△ 397	△ 2.3	△ 2.7
	介護サービス事業	1,539	0.2	29,431	0.5	30,971	0.4	30,841	0.4	130	0.4	
	その他の企業会計	223	0.0	1,991	0.0	2,214	0.0	2,266	0.0			
	小計	178,650	23.2	1,047,346	16.5	1,225,996	17.2	1,293,760	18.3	-		△ 0.7
国民	健康保険事業会計	-	-	1,192,137	18.8	1,192,137	16.8	1,193,387	16.9	△ 1,250	△ 0.1	△ 0.4
その	他の事業会計	930	0.2	2,692,442	42.4	2,693,371	37.8	2,573,262	36.3	120,109	4.7	5.1
合	計	768,982	100.0	6,346,230	100.0	7,115,211	100.0	7,081,625	100.0	33,586	0.5	1.8

## 第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
区	分	都道底	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
地方債元	元利償還金	6,980,143	100.0	6,057,775	100.0	12,978,606	100.0	12,928,351	100.0	50,255	0.4	△ 0.1
元	金	5,674,447	81.3	5,199,002	85.8	10,817,131	83.3	10,673,586	82.5	143,545	1.3	0.4
利	子	1,305,696	18.7	858,773	14.2	2,161,476	16.6	2,254,765	17.4	△ 93,289	△ 4.1	△ 2.2
一時借	入金利子	1,684	0.0	2,136	0.0	3,819	0.0	5,026	0.0	△ 1,207	△ 24.0	△ 37.2
合	計	6,981,827	100.0	6,059,910	100.0	12,982,426	100.0	12,933,377	100.0	49,049	0.4	△ 0.1

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 24	年 度		平成 23:	在度	比較			
区 分	都道底	景	市町	村	純計額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	3,961	0.1	5,471	0.1	11,843	0.1	7,889	0.1	3,954	50.1	△ 29.4
使用料、手数料	151,234	2.2	176,403	2.9	328,385	2.5	324,758	2.5	3,627	1.1	△ 3.7
その他特定財源	315,914	4.4	89,887	1.5	396,709	3.1	263,570	2.0	133,139	50.5	25.8
一般財源等	6,510,718	93.3	5,788,149	95.5	12,245,489	94.3	12,337,160	95.4	△ 91,671	△ 0.7	△ 0.4
合 計	6,981,827	100.0	6,059,910	100.0	12,982,426	100.0	12,933,377	100.0	49,049	0.4	△ 0.1

#### 第99表 地方債元金償還額の状況

		Σ	平成 24	年 度			T-4006		比	較	刀円・物)
区 分	都道府	県	市町	村	純計	額	平成23 <sup>全</sup> 純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	1,837,812	32.4	402,834	7.7	2,240,646	20.7	2,258,043	21.2	△ 17,397	△ 0.8	0.4
うち財源対策債等	1,072,859	18.9	202,458	3.9	1,275,317	11.8	1,291,814	12.1	△ 16,497	△ 1.3	0.3
公営住宅建設事業債	125,951	2.2	186,023	3.6	311,974	2.9	312,588	2.9	△ 614	△ 0.2	△ 2.5
うち復旧・復興事業分	_	-	229	0.0	229	0.0	_	_	229	皆増	_
うち緊急防災・減災事業分	_	-	11	0.0	11	0.0	_	_	11	皆増	-
災害復旧事業債	67,555	1.2	28,077	0.5	95,633	0.9	124,955	1.2	△ 29,322	△ 23.5	△ 10.8
緊急防災・減災事業債	29	0.0	389	0.0	418	0.0	-	-	418	皆増	-
教育・福祉施設等整備事業債	79,324	1.4	683,928	13.2	763,252	7.1	815,909	7.6	△ 52,657	△ 6.5	△ 3.3
一般単独事業債	1,907,936	33.6	1,791,336	34.5	3,699,271	34.2	3,656,023	34.3	43,248	1.2	△ 0.3
辺 地 対 策 事 業 債	_	-	44,708	0.9	44,708	0.4	49,028	0.5	△ 4,320	△ 8.8	△ 9.1
過 疎 対 策 事 業 債	_	-	232,453	4.5	232,453	2.1	247,450	2.3	△ 14,997	△ 6.1	△ 6.2
首都圏等整備事業債	64,002	1.1	-	-	64,002	0.6	64,519	0.6	△ 517	△ 0.8	△ 7.7
公共用地先行取得等事業債	41,970	0.7	91,900	1.8	133,870	1.2	123,991	1.2	9,879	8.0	13.7
行 政 改 革 推 進 債	45,637	0.8	7,119	0.1	52,756	0.5	41,365	0.4	11,391	27.5	143.2
厚生福祉施設整備事業債	21,826	0.4	89,071	1.7	110,898	1.0	121,271	1.1	△ 10,373	△ 8.6	△ 9.8
地域財政特例対策債	2,677	0.0	195	0.0	2,872	0.0	1,105	0.0	1,767	159.9	17.3
退職手当債 (~平成17年度分)	8,230	0.1	2,829	0.1	11,059	0.1	12,722	0.1	△ 1,663	△ 13.1	0.1
退職手当債 (平成18年度分~)	63,508	1.1	38,640	0.7	102,148	0.9	73,558	0.7	28,590	38.9	60.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	88,838	1.6	15,942	0.3	104,781	1.0	58,752	0.6	46,029	78.3	5.1
地域改善対策特定事業債	_	-	3,456	0.1	3,456	0.0	6,110	0.1	△ 2,654	△ 43.4	△ 31.8
財 政 対 策 債	_	-	1	0.0	1	0.0	4	0.0	△ 3	△ 75.0	0.0
財 源 対 策 債	84,070	1.5	136,079	2.6	220,149	2.0	218,304	2.0	1,845	0.8	△ 11.0
減 収 補 塡 債   (昭和57·61·平成5~7·9~24年度分)	204,829	3.6	38,955	0.7	243,783	2.3	233,035	2.2	10,748	4.6	11.1
臨 時 財 政 特 例 債	53,652	0.9	16,014	0.3	69,666	0.6	113,043	1.1	△ 43,377	△ 38.4	△ 24.6
公共事業等臨時特例債	30	0.0	2,836	0.1	2,866	0.0	4,500	0.0	△ 1,634	△ 36.3	60.4
減 税 補 塡 債	131,172	2.3	366,916	7.1	498,088	4.6	504,274	4.7	△ 6,186	△ 1.2	△ 2.8
臨時税収補塡債	25,182	0.4	45,623	0.9	70,805	0.7	69,228	0.6	1,577	2.3	7.9
臨時財政対策債	658,422	11.6	703,075	13.5	1,361,497	12.6	1,213,992	11.4	147,505	12.2	11.2
調 整 債 (昭和60·61·62·63年度分)	4,463	0.1	2,417	0.0	6,880	0.1	6,435	0.1	445	6.9	1.0
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~24年度分)	53,727	0.9	14,072	0.3	67,799	0.6	50,589	0.5	17,210	34.0	16.0
都 道 府 県 貸 付 金	_	-	99,146	1.9	42,828	0.4	45,509	0.4	△ 2,681	△ 5.9	△ 9.1
そ の 他	103,605	2.1	154,968	2.9	258,572	2.5	247,284	2.2	11,288	4.6	△ 5.1
合 計	5,674,447	100.0	5,199,002	100.0	10,817,131	100.0	10,673,586	100.0	143,545	1.3	0.4
うち財源対策債等	1,156,929	20.4	338,537	6.5	1,495,466	13.8	1,510,118	14.1	△ 14,652	△ 1.0	△ 1.5
うち減収補塡債	257,818	4.5	55,755	1.1	313,573	2.9	309,122	2.9	4,451	1.4	12.0

<sup>(</sup>注) 1「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。 3 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

### 第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	平 成 24 年 度				要成 23:		- #=	比 較			
区 分	都道府	県	市町	村	合 計	額	合計		増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	21,154,425	23.8	4,186,987	7.5	25,341,412	17.5	25,750,223	18.0	△ 408,811	△ 1.6	△ 3.0
うち財源対策債等	11,803,196	13.3	2,050,190	3.7	13,853,386	9.6	14,567,549	10.2	△ 714,163	△ 4.9	△ 5.5
公営住宅建設事業債	1,516,869	1.7	1,938,205	3.5	3,455,074	2.4	3,632,739	2.5	△ 177,665	△ 4.9	△ 4.6
うち復旧・復興事業分	600	0.0	3,416	0.0	4,015	0.0	1,457	0.0	2,558	175.6	皆増
うち緊急防災・減災事業分	731	0.0	1,294	0.0	2,026	0.0	97	0.0	1,929	1,988.7	皆増
災害復旧事業債	355,519	0.4	163,780	0.3	519,299	0.4	522,619	0.4	△ 3,320	△ 0.6	△ 9.1
緊急防災・減災事業債	182,391	0.2	382,720	0.7	565,111	0.4	77,043	0.1	488,068	633.5	皆増
教育・福祉施設等整備事業債	1,311,297	1.5	5,791,871	10.4	7,103,168	4.9	7,454,296	5.2	△ 351,128	△ 4.7	△ 3.0
一般単独事業債	25,090,882	28.2	16,161,621	28.9	41,252,503	28.5	42,682,832	29.8	△ 1,430,329	△ 3.4	△ 3.2
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	245,428	0.4	245,428	0.2	255,119	0.2	△ 9,691	△ 3.8	△ 6.5
過疎対策事業債	-	-	1,706,406	3.1	1,706,406	1.2	1,690,023	1.2	16,383	1.0	△ 1.3
首都圈等整備事業債	437,808	0.5	-	-	437,808	0.3	501,810	0.4	△ 64,002	△12.8	△ 11.4
公共用地先行取得等事業債	343,436	0.4	663,003	1.2	1,006,439	0.7	1,101,232	0.8	△ 94,793	△ 8.6	△ 7.5
行 政 改 革 推 進 債	1,247,854	1.4	206,180	0.4	1,454,034	1.0	1,379,813	1.0	74,221	5.4	8.7
厚生福祉施設整備事業債	86,475	0.1	282,994	0.5	369,469	0.3	480,366	0.3	△ 110,897	△23.1	△ 20.4
地域財政特例対策債	6,853	0.0	193	0.0	7,045	0.0	9,917	0.0	△ 2,872	△29.0	△ 10.0
退職手当債(~平成17年度分)	142,841	0.2	9,222	0.0	152,063	0.1	163,122	0.1	△ 11,059	△ 6.8	6.3
退職手当債 (平成18年度分~)	1,676,690	1.9	556,920	1.0	2,233,610	1.5	2,086,801	1.5	146,809	7.0	8.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	1,106,575	1.2	246,649	0.4	1,353,224	0.9	1,344,928	0.9	8,296	0.6	8.5
地域改善対策特定事業債	-	-	4,446	0.0	4,446	0.0	7,902	0.0	△ 3,456	△43.7	△ 43.7
財 政 対 策 債	-	-	9	0.0	9	0.0	10	0.0	Δ 1	△10.0	△ 77.3
財 源 対 策 債	946,139	1.1	1,167,930	2.1	2,114,068	1.5	2,255,243	1.6	△ 141,175	△ 6.3	△ 1.1
減 収 補 塡 債 (昭和57・61・平成5~7・9~24年度分)	3,182,919	3.6	378,178	0.7	3,561,097	2.5	3,794,929	2.6	△ 233,832	△ 6.2	△ 4.1
臨 時 財 政 特 例 債	45,510	0.1	22,622	0.0	68,132	0.0	137,798	0.1	△ 69,666	△50.6	△ 46.3
公共事業等臨時特例債	96	0.0	12,398	0.0	12,494	0.0	15,359	0.0	△ 2,865	△18.7	△ 22.7
減 税 補 塡 債	1,995,078	2.2	2,123,351	3.8	4,118,429	2.8	4,616,518	3.2	△ 498,089	△10.8	△ 9.9
臨 時 税 収 補 塡 債	204,505	0.2	253,064	0.5	457,569	0.3	528,374	0.4	△ 70,805	△13.4	△ 11.6
臨 時 財 政 対 策 債	24,435,361	27.5	16,169,050	28.9	40,604,412	28.1	36,050,157	25.2	4,554,255	12.6	14.8
調整 (昭和60·61·62·63年度分)	54,376	0.1	4,028	0.0	58,404	0.0	65,284	0.0	△ 6,880	△10.5	2.7
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~24年度分)	1,745,278	2.0	299,839	0.5	2,045,117	1.4	2,056,158	1.4	△ 11,041	△ 0.5	△ 0.0
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	651,032	1.2	651,032	0.4	688,466	0.5	△ 37,434	△ 5.4	△ 4.8
そ の 他	1,552,407	1.7	2,276,900	4.0	3,829,308	2.7	3,882,770	2.6	△ 53,462	△ 1.4	△ 2.1
合 計	88,821,584	100.0	55,905,026	100.0	144,726,610	100.0	143,231,851	100.0	1,494,759	1.0	0.8
うち財源対策債等	12,749,335	14.4	3,218,120	5.8	15,967,455	11.0	16,822,792	11.7	△ 855,337	△ 5.1	△ 4.9
うち減収補塡債	5,028,886	5.7	695,666	1.2	5,724,551	4.0	5,968,991	4.2	△ 244,440	△ 4.1	△ 6.1

<sup>(</sup>注)「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成 11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

## 第100表 地方債現在高の状況(つづき)

その2 借入先別内訳 (単位 百万円・%)

			T C 24	<u></u>					比		
区 分			平成 24	年 度	ξ	平成23年度		1-1-			
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度 増減率
財 政 融 資 資 金	14,823,909	16.7	20,560,047	36.8	35,383,956	24.4	35,901,158	25.1	△ 517,202	△ 1.4	△ 2.0
うち旧資金運用部資金	3,698,712	4.2	3,152,289	5.6	6,851,001	4.7	8,539,164	6.0	△ 1,688,163	△ 19.8	△ 18.2
うち旧還元融資資金	126,358	0.1	370,858	0.7	497,217	0.3	690,661	0.5	△ 193,444	△ 28.0	△ 25.7
旧郵政公社資金	3,263,435	3.7	4,164,355	7.4	7,427,790	5.1	8,510,175	5.9	△ 1,082,385	△ 12.7	△ 12.0
旧 郵 便 貯 金 資 金	920,931	1.0	1,097,716	2.0	2,018,647	1.4	2,311,005	1.6	△ 292,358	△ 12.7	△ 11.4
旧簡易生命保険資金	2,342,504	2.6	3,066,638	5.5	5,409,143	3.7	6,199,170	4.3	△ 790,027	△ 12.7	△ 12.2
地方公共団体金融機構資金	3,028,378	3.4	6,162,816	11.0	9,191,194	6.4	8,417,192	5.9	774,002	9.2	6.6
うち旧公営企業金融公庫資金	1,313,550	1.5	3,027,671	5.4	4,341,221	3.0	4,890,605	3.4	△ 549,384	△ 11.2	△ 10.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	1,106,380	1.2	246,649	0.4	1,353,029	0.9	1,344,703	0.9	8,326	0.6	8.6
ゆうちょ銀行	233,855	0.3	51,979	0.1	285,834	0.2	275,223	0.2	10,611	3.9	1.8
市 中 銀 行	27,357,190	30.8	8,916,702	15.9	36,273,892	25.1	35,565,929	24.8	707,963	2.0	0.9
その他の金融機関	4,513,917	5.1	4,578,237	8.2	9,092,154	6.3	9,002,873	6.3	89,281	1.0	△ 0.9
かんぽ生命保険	299,969	0.3	94,083	0.2	394,053	0.3	354,653	0.2	39,400	11.1	9.6
保 険 会 社 等	77,224	0.1	65,241	0.1	142,465	0.1	158,290	0.1	△ 15,825	△ 10.0	△ 12.0
交 付 公 債	208	0.0	-	-	208	0.0	406	0.0	△ 198	△ 48.8	△ 32.6
市場公募債	33,958,296	38.2	9,321,826	16.7	43,280,122	29.9	41,793,399	29.2	1,486,723	3.6	5.7
個別発行債10年債	17,149,449	19.3	3,014,112	5.4	20,163,561	13.9	19,866,456	13.9	297,105	1.5	1.6
個別発行債5年債	4,486,664	5.1	1,229,220	2.2	5,715,883	3.9	5,439,138	3.8	276,745	5.1	4.5
個別発行債20年債	2,657,427	3.0	1,159,253	2.1	3,816,680	2.6	3,640,736	2.5	175,944	4.8	13.1
個 別 発 行 債30年 債	591,101	0.7	419,121	0.7	1,010,222	0.7	945,438	0.7	64,784	6.9	13.9
個 別 発 行 債15年 債	223,484	0.3	68,855	0.1	292,339	0.2	220,381	0.2	71,958	32.7	137.9
個 別 発 行 債 7 年 債	178,299	0.2	10,000	0.0	188,299	0.1	184,299	0.1	4,000	2.2	41.8
共同発行債10年債	7,562,017	8.5	2,985,355	5.3	10,547,373	7.3	10,067,292	7.0	480,081	4.8	11.2
住 民 公 募 債	706,466	0.8	375,642	0.7	1,082,108	0.7	988,303	0.7	93,805	9.5	△ 7.4
外 国 債	246,165	0.3	-	_	246,165	0.2	252,112	0.2	△ 5,947	△ 2.4	77.7
そ の 他	157,224	0.2	60,268	0.1	217,492	0.3	189,244	0.1	28,248	14.9	△ 15.3
共 済 等	44,784	0.0	1,063,769	1.9	1,108,553	0.8	1,124,774	0.8	△ 16,221	△ 1.4	△ 1.8
そ の 他	114,039	0.1	679,322	1.3	793,360	0.5	783,076	0.6	10,284	1.3	△ 13.9
合 計	88,821,584	100.0	55,905,026	100.0	144,726,610	100.0	143,231,851	100.0	1,494,759	1.0	0.8

<sup>(</sup>注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳 (単位 百万円・%)

区分	都道	府 県	市田	J 村	合 計 額			
0.5% 以下	7,960,819	9.0	4,115,549	7.4	12,076,368	8.3		
1.0% 以下	17,343,555	19.5	11,443,032	20.5	28,786,586	19.9		
1.5% 以下	28,547,417	32.1	18,004,344	32.2	46,551,761	32.2		
2.0% 以下	27,464,292	30.9	16,026,546	28.7	43,490,838	30.1		
2.5% 以 下	5,544,350	6.2	3,631,085	6.5	9,175,434	6.3		
3.0% 以下	954,700	1.1	1,104,963	2.0	2,059,662	1.4		
3.5% 以下	465,432	0.5	586,263	1.0	1,051,695	0.7		
4.0% 以下	173,101	0.2	328,142	0.6	501,243	0.3		
4.5% 以下	176,538	0.2	412,395	0.7	588,933	0.4		
5.0% 以 下	134,029	0.2	158,537	0.3	292,566	0.2		
5.5% 以 下	29,650	0.0	60,352	0.1	90,002	0.1		
6.0% 以下	1,092	0.0	3,785	0.0	4,877	0.0		
6.5% 以下	12,189	0.0	10,979	0.0	23,168	0.0		
7.0% 以 下	8,680	0.0	17,620	0.0	26,299	0.0		
7.0% 超	5,741	0.0	1,435	0.0	7,176	0.0		
合 計	88,821,584	100.0	55,905,026	100.0	144,726,610	100.0		

## 第100表 地方債現在高の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円・%)

_			都	道	府県				市	ĦŢ		村			合	計		額
	分	現在	高	指	数	対前年度増 減 率	現	在	高	指	数	対前年度 増 減 率	現	在	高	指	数	対前年度 増 減 率
昭和49	年度	3,688,	067		100	23.3	4	1,851	,720		100	26.4	8	,539,	,787		100	25.0
平成17	年度	79,139,	481	2	2,146	0.2	60	),912	,095	1,	255	△ 1.1	140	,051,	,576	1	,640	△ 0.4
18		79,132,	114	2	2,146	△ 0.0	59	9,925	615	1,	.235	△ 1.6	139	,057	,729	1	,628	△ 0.7
19		79,593,	447	2	2,158	0.6	58	3,567	,043	1,	207	△ 2.3	138	,160,	,491	1	,618	△ 0.6
20		80,257,	202	2	2,176	0.8	57	7,141	,336	1,	178	△ 2.4	137	,398,	,538	1	,609	△ 0.6
21		83,301,	567	2	2,259	3.8	56	5,485	,175	1,	164	△ 1.1	139	,786,	,742	1	,637	1.7
22		85,729,	679	2	2,325	2.9	56	5,395	,866	1,	162	△ 0.2	142	,125,	,545	1	,664	1.7
23		87,322,	349	2	2,368	1.9	55	5,909	,502	1,	152	△ 0.9	143	,231,	,851	1	,677	0.8
24		88,821,	584	2	2,408	1.7	55	5,905	,026	1,	152	△ 0.0	144	,726,	,610	1	,695	1.0

<sup>(</sup>注) 平成17年度から平成18年度については、特定資金公共投資事業債を除いている。

### 第101表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	区		分			平 成 2	4 年 度			平成23年度	増 減 率
			)J	都道	府 県	市町	村	合 計	額	合 計 額	「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
1	物件の購入	等に係	るもの	2,819,779	52.6	3,817,732	47.4	6,637,511	49.5	6,303,303	5.3
2	債務保証又は推	員失補償に	:係るもの	103,000	1.9	50,146	0.6	153,146	1.1	135,879	12.7
3	そ	の	他	2,435,761	45.5	4,187,311	52.0	6,623,072	49.4	6,598,894	0.4
	合		計	5,358,540	100.0	8,055,189	100.0	13,413,729	100.0	13,038,076	2.9

<sup>(</sup>注)「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移 (単位 百万円・%)

区分	合		計	1 物件の購	入等に	係るもの	2 債務保証 係るもの		失補償に	3	その他	
	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度増減率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率
平成19年度	11,763,871	100	△ 4.5	6,583,331	100	△ 2.3	35,507	100	△ 77.2	5,145,033	100	△ 5.2
20	12,457,641	106	5.9	6,838,387	104	3.9	38,181	108	7.5	5,581,073	108	8.5
21	12,175,253	103	△ 2.3	6,578,720	100	△ 3.8	52,496	148	37.5	5,544,037	108	△ 0.7
22	12,281,044	104	0.9	6,357,992	97	△ 3.4	149,103	420	184.0	5,773,949	112	4.1
23	13,038,076	111	6.2	6,303,303	96	△ 0.9	135,879	383	△ 8.9	6,598,894	128	14.3
24	13,413,729	114	2.9	6,637,511	101	5.3	153,146	431	12.7	6,623,072	129	0.4

## 第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 24	年 度			平成 234	王度	比	較	
×	分	都道府県		市町村		合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財政調	整基金	1,108,061	14.9	5,032,136	37.0	6,140,197	29.2	5,599,566	28.6	540,631	9.7	6.9
減 債	基金	1,058,294	14.2	1,277,720	9.4	2,336,014	11.1	2,305,910	11.8	30,104	1.3	11.1
その他特別	定目的基金	5,277,858	70.9	7,292,158	53.6	12,570,016	59.7	11,686,733	59.6	883,283	7.6	10.7
合	計	7,444,213	100.0	13,602,014	100.0	21,046,227	100.0	19,592,209	100.0	1,454,018	7.4	9.7

その2 推 移 (単位 百万円・%)

	総	額	財政調	整基金	減 債	基金	その他特定	官目的基金
区分	積 立 金現 在 高	対前年度増減率	積 立 金現 在 高	対前年度増減率	積 立 金現 在 高	対前年度増減率	積 立 金現 在 高	対前年度増減率
平成15年度	13,987,579	△ 4.6	3,765,337	△ 0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,622	△ 8.0
16	13,031,922	△ 6.8	3,675,894	△ 2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△ 7.1
17	12,973,089	△ 0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△ 13.7	6,998,638	1.0
18	13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
19	13,938,767	2.5	4,216,147	3.5	1,842,687	△ 13.9	7,879,933	6.6
20	15,273,656	9.6	4,413,380	4.7	1,787,454	△ 3.0	9,072,822	15.1
21	17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
22	17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
23	19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
24	21,046,227	7.4	6,140,197	9.7	2,336,014	1.3	12,570,016	7.6

## 第103表 平成24年度資金収支の状況

一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	8 17.8 6 0.5 8 5.5 9 18.2 6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 1 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	17.8 1,315,43 0.5 12,93 18.2 1,161,12 4.9 1,137,29 9.8 4,725,13 0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86	6 10.0 - 3 0.1 3 8.9 4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 - 2 100.0	34,460,760 743,190 20,688,773 3 15,527,112 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	24.1 0.5 14.4 10.8 4.2 8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
世方消費税清算金 189,701 0.5 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税 8.561,428 22.4 3,342,494 14.7 6,629,021 21.9 2,142,89 都 道府県支出金等 653,751 1.7 1,137,397 5.0 1,196,766 3.9 1,900,88 地方債(起債前借を含む。) 364,304 1.0 822,655 3.6 2,633,893 8.7 3,822,22 公営事業会計からの繰入れ 1,251 0.0 5,372 0.0 9,028 0.0 87,51 そ の 他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間線入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,11 歳計規金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 (a)合計 (a)一(b)+(c)+(d) 合計 (a)一(b)+(c)+(d) 合計 (a)一(b)+(c)+(d) 会計 (a)一(b)+(c)+(d) 会計 (a)一(b)+(c)+(d) 表別,4280 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)うち普通会計内の会計間線出し (f) 歳別規金貸付金回収金以付金計信入金返済金 (B) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 機別規金貸付金回収金以付金計信入金返済金 (B) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 成計判余金処分としての積立金 (h) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6,34 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 位 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 ( 歳) 八名 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	6 0.5 8 5.5 9 18.2 6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	0.5	3 0.1 3 8.9 4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 - 2 100.0	743,190 20,688,773 15,527,112 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	0.5 14.4 10.8 4.2 8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
世方消費税清算金 189,701 0.5 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税 8.561,428 22.4 3.342,494 14.7 6,629,021 21.9 2,142,89 都 道府県支出金等 653,751 1.7 1,137,397 5.0 1,196,766 3.9 1,900,88 地方債(起債前借を含む。) 364,304 1.0 822,655 3.6 2,633,893 8.7 3,822,22 公営事業会計からの繰入れ 1,251 0.0 5,372 0.0 9,028 0.0 87,51 その他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間線入れ(b) 流計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 (e)のうち地方消費税清算金 (e)のうち地方消費税清算金 (e)のうち地方消費税清算金 (e)うち普通会計内の会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 振計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 最計現金貸付金回収金又は他会計間線出し(f) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 79.2 31,646,95 (e)うち普通会計内の会計間線出し(f) 最計現金貸付金回収金又は他会計間入金返済金(g) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計現金貸付金回収金又は他会計間入金返済金(g) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 6計 (e)ー(f)+(g)+(h)+(i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 6	6 0.5 8 5.5 9 18.2 6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	0.5	3 0.1 3 8.9 4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 - 2 100.0	743,190 20,688,773 15,527,112 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	0.5 14.4 10.8 4.2 8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
地方特例交付金、地方交付 税 及 び 地 方 譲 与 税	9 18.2 6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	18.2 1,161,12 4.9 1,137,29 9.8 4,725,13 0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68	3 8.9 4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 2 100.0	15,527,112 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	10.8 4.2 8.6 7 0.1 17.5 6.0 11.2
田庫支出金等 2,068,460 5.4 2,529,305 11.1 2,699,985 8.9 7,068,23 都道府県支出金等 653,751 1.7 1,137,397 5.0 1,196,766 3.9 1,900,88 地方債 (起債前借を含む。) 364,304 1.0 822,655 3.6 2,633,893 8.7 3,822,22 公営事業会計からの繰入れ 1,251 0.0 5,372 0.0 9,028 0.0 87,51 そ の 他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間線入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,11 歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 合計 (a) -(b) +(c) +(d) 38,142,880 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)うち普通会計内の会計間線出し (f) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (B) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 成計 銀計乗金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6,34 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 分割,100,20 37,713,22 (b) 方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	4.9 1,137,29 9.8 4,725,13 0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68	4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 <b>2 100.0</b>	7 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	4.2 8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
部道府県支出金等 653,751 1.7 1,137,397 5.0 1,196,766 3.9 1,900,88 地方債 (起債前借を含む。) 364,304 1.0 822,655 3.6 2,633,893 8.7 3,822,22 公営事業会計からの繰入れ 1,251 0.0 5,372 0.0 9,028 0.0 87,51 そ の 他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,11 歳計規金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 合計 (a) -(b) +(c) +(d) 38,142,880 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)うち普通会計内の会計間繰出し (f) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 歳計規金貸付金又は他会計借入金返済金 (B) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計剰余金処分としての積立金 (h) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6,34 (a) 1,11 (b) 分別 (e) 一時借入金等返済額 (i) 6,551,888 20.4 2,114,467 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e) -(f) +(B) +(h) + (i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 ( 歳 入 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地方税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	6 4.9 3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	4.9 1,137,29 9.8 4,725,13 0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68	4 8.7 3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 <b>2 100.0</b>	7 6,026,094 12,368,209 2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	4.2 8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
出方債(起債前借を含む。) 364,304	3 9.8 2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	9.8 4,725,13 0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68	3 36.1 5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 <b>2 100.0</b>	12,368,209 134,177 1 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	8.6 0.1 17.5 6.0 11.2
入 公営事業会計からの繰入れ 1,251 0.0 5,372 0.0 9,028 0.0 87,51 そ の 他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,11 歳計規金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 合計 (a) - (b) + (c) + (d) 38,142,880 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)うち普通会計内の会計間繰出し (f) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 歳計規金貸付金又は他会計借入金返済金 (b) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計剰余金処分としての積立金 (h) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金処分としての積立金 (b) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6.34 (a)計判余金 (c) 5,382,16 合,551,888 20.4 2,114,467 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e) - (f) + (E) + (h) + (i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 (b)	2 0.2 0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	0.2 31,01 27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68	5 0.2 1 38.4 2 18.2 9 15.8 <b>2</b> 100.0	2 134,177 4 25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	0.1 17.5 6.0 11.2
その他 3,091,720 8.1 2,995,039 13.2 3,185,971 10.5 10,810,15 (a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,11 歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 合計 (a) -(b)+(c)+(d) 38,142,880 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)うち普通会計内の会計間繰出し (f) 1,007,203 3.1 992,035 4.1 993,666 3.4 3,184,11 歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (b) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (b) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計理金貸付金又は他会計借入金返済金 (b) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e)-(f)+(E)+(h)+(i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 ( 歳 入 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地 方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	0 27.8 7 8.2 7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	27.8 5,034,83 8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68 0.5	1 38.4 2 18.2 9 15.8 <b>2</b> 100.0	25,117,711 2 8,561,784 3 16,090,860 20,600,492	17.5 6.0 11.2
(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b) 1,007,203 2.6 992,035 4.4 993,666 3.3 3,184,111	7 8.2 7 9.4 7 14.1 <b>0 100.0</b> 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	8.2 2,384,76 9.4 2,066,85 14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68 0.5	2 18.2 9 15.8 <b>2</b> 100.0	8,561,784 16,090,860 20,600,492	6.0
議計規金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 5,904,839 15.5 1,954,607 8.6 2,514,197 8.3 3,650,35 - 時借入金等借入額(d) 7,817,675 20.5 2,941,561 13.0 4,335,270 14.3 5,505,98 合計 (a)-(b)+(c)+(d) 38,142,880 100.0 22,714,738 100.0 30,300,323 100.0 38,937,79 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 0.6 232,948 1.0 131,005 0.4 189,53 (e)のうち地方消費税清算金 189,701 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計規金貸付金又は他会計借入金返済金(B) 4,379,011 13.7 2,103,624 8.8 2,690,204 9.2 3,861,87 歳計剰余金処分としての積立金(h) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6,34 - 時借入金等返済額(i) 6,551,888 20.4 2,114,467 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e)-(f)+(B)+(h)+(i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 (歳	7 9.4 7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	9.4 2,066,85 14.1 <b>00.0 13,099,86</b> 83.9 17,041,68	9 15.8  <b>2 100.</b> 0	16,090,860 20,600,492	11.2
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	7 14.1 0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	14.1 00.0 13,099,86 83.9 17,041,68 0.5	 2 100.0	20,600,492	
合計 (a) -(b)+(c)+(d)   38,142,880   100.0   22,714,738   100.0   30,300,323   100.0   38,937,79	0 100.0 6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	00.0 13,099,86 83.9 17,041,68 0.5			14.4
歳 出(e) 21,954,048   68.4   20,673,492   86.4   23,134,413   79.2   31,646,95   79.2   79.2   31,646,95   79.2	6 83.9 6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	83.9 17,041,68 0.5			100.0
支         (e)のうち地方消費税清算金         189,701         0.6         232,948         1.0         131,005         0.4         189,53           支         (e)うち普通会計内の会計間繰出し (f)         1,007,203         3.1         992,035         4.1         993,666         3.4         3,184,11°           歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (E)         4,379,011         13.7         2,103,624         8.8         2,690,204         9.2         3,861,87           歳計剰余金処分としての積立金 (h)         60,634         0.6         40,711         0.2         6,768         0.0         6,34           一時借入金等返済額(i)         6,551,888         20.4         2,114,467         8.8         4,379,124         15.0         5,382,16           合計 (e)-(f)+(B)+(h)+(i)         32,078,378         100.0         23,940,259         100.0         29,216,843         100.0         37,713,22           (歳         入 (a)         12,154,373         64.3         8,058,251         76.0         13,590,845         84.3         17,670,10           地方稅         4,695,461         24.8         3,478,009         32.8         4,135,731         25.7         3,133,34	6 0.5 7 8.4 1 10.2 7 0.0	0.5	U 05./	., ,	'''
支	7 8.4 1 10.2 7 0.0				
出版	1 10.2 7 0.0	8.4 2,384,/6		,	
出 歳計剰余金処分としての積立金(h) 200,634 0.6 40,711 0.2 6,768 0.0 6,34 一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i) 6,551,888 20.4 2,114,467 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22 (歳 入 (a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地 方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	7 0.0				
一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i) 6,551,888 20.4 2,114,467 8.8 4,379,124 15.0 5,382,16 合計 (e)−(f)+(ε)+(h)+(i) 32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22					
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i) <b>32,078,378 100.0 23,940,259 100.0 29,216,843 100.0 37,713,22</b> (歳 入(a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	ة 14.3 الا				
(歳 入(a) 12,154,373 64.3 8,058,251 76.0 13,590,845 84.3 17,670,10 地方税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34	4 400 -			.,,	
地 方 税 4,695,461 24.8 3,478,009 32.8 4,135,731 25.7 3,133,34			_		
地方消費稅清算釜   189,/01   1.0   232,948   2.2   131,005   0.8   189,53		16.5 674,19			
	1.0	1.0	-   -	743,190	1.1
地方特例交付金、地方交付 収 税及び地方譲与税 4,547,729 24.1 1,218,050 11.5 4,321,195 26.8 1,111,09		5.9 98			
国庫支出金等   671,318   3.6   720,002   6.8   1,314,406   8.2   3,509,58	6 18.5	18.5 407,08	3 7.7	6,622,394	9.5
都		11.6 2,061,15			10.3
公営事業会計からの繰入れ   180   0.0   486   0.0   454   0.0   46,73	3 0.2	0.2 10,29	0.2	58,142	0.1
i   入   そ の 他   1,737,960   9.2   1,713,442   16.2   1,791,110   11.1   7,471,56	9 39.3	39.3 3,165,44	5 59.9	15,879,526	22.7
(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b) 954,201 5.0 885,871 8.4 904,215 5.6 2,829,11	1 14.9	14.9 1,700,40	2 32.2	7,273,800	10.4
歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 2,947,704 15.6 1,491,268 14.1 1,344,290 8.3 1,866,37	7 9.8	9.8 667,78	5 12.6	8,317,424	11.9
一時借入金等借入額(d) 4,755,882   25.2   1,936,097   18.3   2,089,744   13.0   2,281,53	4 12.0	12.0	-  -	11,063,257	15.8
合計 (a)-(b)+(c)+(d)   18,903,759   100.0   10,599,745   100.0   16,120,664   100.0   18,988,90	5 100.0	00.0 5,286,53	3 100.0	69,899,606	100.0
県  (歳 出(e) 11,612,230 72.0 9,852,361 83.5 11,511,508 78.6 16,608,10	3 91.7	91.7 7,914,62	9 88.5	57,498,831	82.6
(e)のうち地方消費税清算金   189,701   1.2   232,948   2.0   131,005   0.9   189,53	6 1.0	1.0	-  -	743,190	1.1
支 (e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f) 954,201 5.9 885,871 7.5 904,215 6.2 2,829,11	1 15.6	15.6 1,700,40	2 19.0	7,273,800	10.4
		1,948,05	0 21.8		
出   歳計剰余金処分としての積立金 (h) 10,919 0.1 5,705 0.0 2,55	0.0	0.0	-  -	19,182	0.0
一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i) 3,928,378 24.4 1,270,363 10.8 2,600,730 17.8 2,485,95	1 13.7	13.7 777,83	5 8.7	11,063,257	15.9
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)   16,122,980   100.0   11,795,307   100.0   14,650,418   100.0   18,116,070	8 100.0	00.0 8,940,11	2 100.0	69,624,895	100.0
(意 入(a) 13,273,196 69.0 10,752,355 88.8 10,853,678 76.5 15,295,45					
地 方 税 5,801,494 30.2 4,267,387 35.2 3,823,124 27.0 3,810,77	4 19.1	19.1 641,24	0 8.2	18,344,018	25.0
地方特例交付金、地方交付 税 及 び 地 方 譲 与 税 4,013,699 20.9 2,124,443 17.5 2,307,826 16.3 1,031,80	8 5.2	5.2 11,95	0.2	9,489,725	12.9
国庫支出金等   1,397,143   7.3   1,809,303   14.9   1,385,579   9.8   3,558,65	3 17.8	17.8 754,04	0 9.7	8,904,718	12.1
都道府県支出金等   653,751   3.4   1,137,397   9.4   1,196,766   8.4   1,900,88	6 9.5	9.5 1,137,29	4 14.6	6,026,094	8.2
市   も 地方債 (起債前借を含む。)   52,280   0.3   127,341   1.1   736,949   5.2   1,613,976	6 8.1	8.1 2,663,98	0 34.1	5,194,526	7.1
公営事業会計からの繰入れ 1,071 0.0 4,887 0.0 8,573 0.1 40,77	9 0.2	0.2 20,72	5 0.3	76,034	0.1
入 そ の 他 1,353,760 7.0 1,281,597 10.6 1,394,860 9.8 3,338,58	2 16.7	16.7 1,869,38	7 23.9	9,238,185	12.6
町 (a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b) 53,002 0.3 106,164 0.9 89,451 0.6 355,000	6 1.8	1.8 684,36	0 8.8	1,287,984	1.8
歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c) 2,957,135   15.4   463,339   3.8   1,169,907   8.3   1,783,98	0 8.9	8.9 1,399,07	4 17.9	7,773,435	10.6
一時借入金等借入額(d) 3,061,793 15.9 1,005,464 8.3 2,245,525 15.8 3,224,45	3 16.2	16.2	-  -	9,537,235	13.0
(a)-(b)+(c)+(d)   19,239,121   100.0   12,114,993   100.0   14,179,659   100.0   19,948,88	5 100.0	00.0 7,813,32	8 100.0	73,295,986	100.0
付	3 76.7	76.7 9,127,05	0 83.3	56,951,757	77.8
支 (e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f) 53,002 0.3 106,164 0.9 89,451 0.6 355,00	6 1.8	1.8 684,36	0 6.2	1,287,984	1.8
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g) 2,853,357   17.9   550,876   4.5   1,247,809   8.6   2,013,29	4 10.3	10.3 1,108,10	0 10.1	7,773,435	10.6
歳計剰余金処分としての積立金 (h)   189,716   1.2   35,007   0.3   6,768   0.0   3,78	9 0.0	0.0 5,00	7 0.0		
出   一時借入金等返済額(i) 2,623,510   16.4   844,103   7.0   1,778,394   12.2   2,896,21		14.8 1,395,01			
合計 (e)—(f)+(g)+(h)+(i) 15,955,398 100.0 12,144,953 100.0 14,566,425 100.0 19,597,14	7 14.8		~  14./	ردک, /دد,د	13.0

<sup>(</sup>注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

## 第104表 道路(地方道)の状況

	区	分		平成 24 年度	平成 23 年度	増 減
		都道府県道	主要地方道	57,065	56,972	93
実	延 長(km)	部 垣 的 宗 垣	一般都道府県道	70,979	70,830	149
<del>**</del>	严 文 (KIII)	市町	村道	1,025,779	1,023,931	1,848
		合	ĒŤ	1,153,823	1,151,733	2,090
		都道府県道	主要地方道	880.7	873.2	7.5
	注 (lcm²)	部 垣 N 宗 垣	一般都道府県道	927.3	920.6	6.7
面	積(km²)	市 町	村道	6,610.9	6,594.4	16.5
		合	ĒŤ	8,418.9	8,388.2	30.7

<sup>(</sup>注) 平成24年度の数値は平成25年4月1日現在のもの、平成23年度の数値は平成24年4月1日現在のものである。

## 第105表 公営住宅等の管理状況

X	分	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	±	曽 派	或	
	)J	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	it i
公営住	宅等(戸)	965,400	1,439,492	2,404,89	965,545	1,446,142	2,411,687	△ 145	△ 6,650	△ 6,79	95
うち公言	営住宅(戸)	931,801	1,231,268	2,163,06	931,016	1,238,058	2,169,074	785	△ 6,790	△ 6,00	05

# 第106表 公園の状況

F7	/\		平成24年度	:		平成23年度	:		増 減	
区	分	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	승 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都市公園等	箇所数	125,722	1,036	126,758	123,919	1,047	124,966	1,803	△ 11	1,792
(都市計画区域内)	面 積 (km²)	1,058.4	271.8	1,330.2	1,044.4	270.1	1,314.6	14.0	1.7	15.6
その他公園	箇所数	6,279	269	6,548	6,234	282	6,516	45	△ 13	32
(都市計画区域外)	面 積 (km²)	133.4	36.8	170.2	132.2	36.2	168.4	1.2	0.6	1.8
合 計	箇所数	132,001	1,305	133,306	130,153	1,329	131,482	1,848	△ 24	1,824
	面 積 (km²)	1,191.8	308.6	1,500.4	1,176.6	306.4	1,483.0	15.2	2.2	17.4

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

<sup>(</sup>注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。 2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

## 第107表 下水道等の状況

	区 分		平成 24 年度	平成 23 年度	増減
公共下水道	現 本 排 が 区 域域 日 間 積 間 明 明 が に	(人) (km²) (km²) (箇所) (箇所) (km²) (km²) (人)	97,500,797 22,396.3 16,680.5 2,050 2,002 22,241.5 16,619.6 97,345,680 91,122,837	96,836,080 22,419.6 16,485.7 2,052 1,998 22,257.2 16,425.2 96,650,453 90,263,280	664,717 △ 23.3 194.8 △ 2 4 △ 15.7 194.4 695,227 859,557
都市下水路	計 画 排 水 区 域 面 積	(km²)	1,665.4	1,717.1	△ 51.7
	現 在 排 水 区 域 面 積	(km²)	1,405.3	1,446.1	△ 40.8
農業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの)	(人)	3,581,342	3,608,111	△ 26,769
	現 在 処 理 区 域 内 人 口	(人)	3,576,306	3,602,669	△ 26,363
	現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの)	(km²)	2,357.3	2,344.5	12.8
	現 在 処 理 区 域 面 積	(km²)	2,324.3	2,311.6	12.7
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人)	2,953,446	2,952,358	1,088
漁業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの)	(人)	173,974	175,145	△ 1,171
	現 在 処 理 区 域 内 人 口	(人)	173,942	175,110	△ 1,168
	現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの)	(km²)	84.9	82.4	2.5
	現 在 処 理 区 域 面 積	(km²)	84.8	82.2	2.6
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人)	131,565	131,816	△ 251
林業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの)	(人)	2,910	2,999	△ 89
	現 在 処 理 区 域 内 人 口	(人)	2,910	2,999	△ 89
	現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの)	(km²)	2.2	2.2	–
	現 在 処 理 区 域 面 積	(km²)	2.2	2.2	–
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人)	2,494	2,544	△ 50
簡 易排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの)	(人)	1,604	1,648	△ 44
	現 在 処 理 区 域 内 人 口	(人)	1,604	1,648	△ 44
	現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの)	(km²)	1.8	1.8	–
	現 在 処 理 区 域 面 積	(km²)	1.8	1.8	–
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人)	1,491	1,528	△ 37
小規模集合排水処理施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの)	(人)	6,525	6,560	△ 35
	現 在 処 理 区 域 内 人 口	(人)	6,525	6,560	△ 35
	現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの)	(km²)	4.4	4.1	0.3
	現 在 処 理 区 域 面 積	(km²)	4.4	4.1	0.3
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人)	5,639	5,704	△ 65
□ ≅ <u>□</u> =	ティ・プラント処理人口	(人)	248,114	248,383	△ 269
合併処理净化槽	処 理 人 口 うち特定地域生活排水処理施設に係るものうち 個別排水処理施設に係るもの	(A) (A) (A)	11,972,705 384,267 62,868	11,927,757 360,865 60,844	44,948 23,402 2,024

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

# 第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

区	分	平成24年度	平成23年度	増減	増減率
	処理人口(千人)	9,368	10,034	△ 666	△ 6.6
し 尿 処 理 施 設	年間総収集量(千kl)	8,541	9,042	△ 501	△ 5.5
ごみ処理施設	処理人口(千人)	128,254	128,579	△ 325	△ 0.3
ごみ処理施設	年間総収集量(千t)	41,620	41,729	△ 109	△ 0.3

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

## 第109表 公立保育所の状況

				平 成 2	4 年 度			平 成 2	3 年 度			
	区	分	都道府県立	市町村立	一部事務組 合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務組 合立	合 計	増	減
箇	所	数	2	10,946	3	10,951	2	11,254	3	11,259		308
延	面	積 (m²)	2,481	8,011,633	2,691	8,016,805	2,481	8,141,321	2,696	8,146,498	△ 12	9,693

<sup>(</sup>注) 1 平成 24年度の数値は平成 24年10月1日現在のもの、平成 23年度の数値は平成 23年10月1日現在のものである。 2 季節保育所を含まない。

## 第110表 公立老人ホームの状況

	_			平 成 2	4 年 度			平 成 2	3 年 度		
	区	分 	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	増減
	養護老	人ホーム	7	260	81	348	7	273	82	362	△ 14
箇所	特別養護	<b>養老人ホーム</b>	5	293	106	404	5	298	109	412	△ 8
数	軽費老	人ホーム	3	69	7	79	3	74	7	84	△ 5
	合	計	15	622	194	831	15	645	198	858	△ 27

<sup>(</sup>注) 平成24年度の数値は平成24年10月1日現在のもの、平成23年度の数値は平成23年10月1日現在のものである。

### 第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

	区				平	成 24 年	度		平	成 23 年	度		186	<b>*</b>	186	`# #
	区 分		都道府県立	市町村立	合	計	都道府県立	市町村立	合	計	増	減	増	減率		
高	等	学	校	数	3,422	224		3,646	3,459	229		3,688		△ 42		△ 1.1
中	等教	育	学杉	き数	25	4		29	24	4		28		1		3.6

<sup>(</sup>注) 1 文部科学省調べによる。2 平成24年度の数値は平成25年5月1日現在のもの、平成23年度の数値は平成24年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況(公立分)

	-	7	Λ.	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	増		減
	Σ	\$	分	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計
	県	民 会 館	箇 所 数	182	3,098	3,280	184	3,104	3,288	△ 2	△ 6	△ 8
	市	民 会 館	延 面 積(千m²)	2,452	11,373	13,825	2,453	11,320	13,773	△ 1	53	52
	公	会 堂	専任職員数 (人)	2,417	11,681	14,098	2,438	11,351	13,789	△ 21	330	309
	図	書館	箇 所 数	59	3,179	3,238	60	3,165	3,225	△ 1	14	13
			専任職員数 (人)	1,726	18,064	19,790	1,734	17,777	19,511	△ 8	287	279
文		総合博物館	箇 所 数	23	93	116	24	88	112	△ 1	5	4
		№ □ 日初四	専任職員数 (人)	444	657	1,101	444	622	1,066	_	35	35
		科学博物館	箇 所 数	12	58	70	12	60	72	_	△ 2	△ 2
化	博	17于1970年	専任職員数 (人)	345	587	932	350	616	966	△ 5	△ 29	△ 34
		歴史博物館	箇 所 数	52	267	319	50	250	300	2	17	19
施	物	正文母物品	専任職員数 (人)	775	1,360	2,135	770	1,292	2,062	5	68	73
	183	美術博物館	箇 所 数	57	164	221	57	163	220	_	1	1
		美術博物館	専任職員数 (人)	895	1,037	1,932	882	1,048	1,930	13	△ 11	2
設	館	その他	箇 所 数	17	86	103	17	87	104	_	△ 1	△ 1
		C 97 10	専任職員数 (人)	776	1,285	2,061	789	1,245	2,034	△ 13	40	27
		合 計	箇 所 数	161	668	829	160	648	808	1	20	21
			専任職員数 (人)	3,235	4,926	8,161	3,235	4,823	8,058	_	103	103
	青	年の家・	箇 所 数	147	299	446	150	307	457	△ 3	△ 8	△ 11
	自	然 の 家	専任職員数 (人)	1,394	1,310	2,704	1,389	1,299	2,688	5	11	16
	体	育 館	箇 所 数	195	6,280	6,475	196	6,229	6,425	△ 1	51	50
     体	···		専任職員数 (人)	736	9,092	9,828	726	8,902	9,628	10	190	200
144	陸	上 競 技 場	箇 所 数	104	956	1,060	102	972	1,074	2	△ 16	△ 14
育			専任職員数 (人)	218	789	1,007	199	762	961	19	27	46
施	野	球場	箇 所 数	165	3,966	4,131	166	3,990	4,156	△ 1	△ 24	△ 25
設			専任職員数 (人)	147	1,528	1,675	139	1,465	1,604	8	63	71
	プ	رال —	箇 所 数	217	3,654	3,871	220	3,723	3,943	△ 3	△ 69	△ 72
		ー ル	専任職員数 (人)	357	4,655	5,012	348	4,328	4,676	9	327	336

<sup>(</sup>注) 1 平成24年度における箇所数及び延面積は平成25年3月31日現在のもの、専任職員数は平成25年4月1日現在のものである。 2 平成23年度における箇所数及び延面積は平成24年3月31日現在のもの、専任職員数は平成24年4月1日現在のものである。

## 第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区分	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度		増 減	
区分	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸数	56,459	19,539	75,998	57,595	19,641	77,236	△ 1,136	△ 102	△ 1,238
延 面 積(千m²)	3,414	1,133	4,548	3,467	1,154	4,621	△ 53	△ 21	△ 73

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

## 第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調 (各年度末日現在)

区分	平	成 24 年	度	平	成 23 年	度	増	減
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,354	_	1,354	1,354	_	1,354	_	_
簡易水道事業	23	745	768	22	757	779	1	△ 12
工業用水道事業	153	-	153	152	_	152	1	_
交 通 事 業	55	38	93	59	39	98	△ 4	△ 1
電気事業	26	39	65	26	37	63	_	2
ガス事業	29	-	29	29	_	29	_	_
病院事業	643	-	643	646	_	646	△3	_
下 水 道 事 業	502	3,131	3,633	454	3,171	3,625	48	△ 40
介護サービス事業	45	547	592	45	544	589	_	3
その他事業	166	1,228	1,394	172	1,247	1,419	△6	△ 19
合 計	2,996	5,728	8,724	2,959	5,795	8,754	37	△ 67

その2 事業数の推移 (各年度末日現在)

年	度	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
法 適 用	事業数	3,532	3,258	2,867	2,858	2,880	2,912	2,920	2,930	2,959	2,996
法非適用	用事業数	8,944	7,721	6,512	6,459	6,330	6,184	5,983	5,913	5,795	5,728

## 第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

	全	事業	の内	訳			
区分	適用	区 分 別	勘定	区 分 別	合 計	前年度末職員	増 減
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	46,273	_	39,901	6,372	46,273	47,301	△ 1,028
簡易水道事業	59	1,698	1,571	186	1,757	1,804	△ 47
工業用水道事業	1,725	_	1,632	93	1,725	1,738	△ 13
交 通 事 業	26,209	492	25,976	725	26,701	27,330	△ 629
電 気 事 業	1,737	39	1,749	27	1,776	1,793	△ 17
ガス事業	1,082	_	999	83	1,082	1,106	△ 24
病 院 事 業	218,254	_	218,053	201	218,254	218,553	△ 299
下 水 道 事 業	16,228	13,369	19,038	10,559	29,597	30,347	△ 750
介護サービス事業	1,685	9,572	11,257	_	11,257	11,583	△ 326
その他事業	2,364	3,497	4,735	1,126	5,861	6,253	△ 392
合 計	315,616	28,667	324,911	19,372	344,283	347,808	△ 3,525

<sup>(</sup>注) 平成25年3月31日現在の職員数である。

## 第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区分	平成	24 年 原	隻 (A)	平成	23 年 原	隻 (B)	増	減 (A)-	-(B)
分	収入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地方公営企業	16,708,052	17,024,623	△ 316,571	17,162,523	17,225,208	△ 62,685	△ 454,471	△ 200,585	△ 253,886
法 適 用 企 業	12,889,205	13,331,959	△ 442,754	13,317,855	13,492,546	△ 174,691	△ 428,650	△ 160,587	△ 268,063
法非適用企業	3,818,846	3,692,664	126,182	3,844,668	3,732,662	112,006	△ 25,821	△ 39,998	14,177
収 益 事 業	3,033,365	3,018,041	15,324	3,079,796	3,064,298	15,498	△ 46,431	△ 46,257	△ 174
国民健康保険事業	14,249,297	13,982,536	266,761	13,805,754	13,569,441	236,313	443,543	413,095	30,448
後期高齢者医療事業	13,219,837	12,922,227	297,610	12,612,541	12,505,051	107,490	607,296	417,176	190,120
介護保険事業	8,840,566	8,705,143	135,423	8,260,703	8,160,103	100,600	579,863	545,040	34,823
農業共済事業	13,488	12,902	586	14,392	13,713	679	△ 904	△ 811	△ 93
交通災害共済事業	6,779	5,645	1,134	6,762	5,629	1,133	17	16	1
公立大学附属病院事業	2,229	2,268	△ 39	2,188	2,217	△ 30	41	51	△ 9
合 計	56,073,613	55,673,385	400,228	54,944,659	54,545,660	398,998	1,128,954	1,127,725	1,230

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。 1 収入額 法 適 用:総収益(消費税込み)+資本的収入 法非適用:総収益+資本的収入+前年度繰越金 2 支出額 法 適 用:総費用(消費税込み)-減価償却費+資本的支出 法非適用:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

### 第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況 (単位 百万円・%)

	区	分		水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
総	Щ	7	益	2,967,799	145,271	759,038	71,601	101,309	3,942,866	1,703,271	305,117	9,996,272
経	常	収	益	2,959,110	143,626	752,156	71,028	99,962	3,917,808	1,695,829	291,405	9,930,923
	うちり	4金顺	八八	2,706,457	129,323	648,622	66,070	91,964	3,208,661	909,405	217,764	7,978,265
総	1	ŧ	用	2,736,236	122,961	708,589	64,942	96,065	3,938,624	1,636,310	255,137	9,558,862
経	常	費	用	2,718,347	121,773	699,242	64,508	95,932	3,905,700	1,625,881	243,347	9,474,729
		員給与	費	355,725	15,525	235,205	15,791	8,505	1,835,787	112,448	24,712	2,603,698
	う     減・	価償去	]費	865,159	47,837	180,471	16,735	13,109	250,577	695,049	22,649	2,091,586
	-	払 利	息	214,596	12,023	81,135	3,589	2,489	78,994	341,338	15,307	749,471
経	常	損	益	240,763	21,854	52,914	6,519	4,031	12,108	69,949	48,058	456,195
	経常	割	益	251,876	25,327	65,836	6,606	4,160	72,359	87,865	60,981	575,009
	経常	損	失	11,113	3,473	12,922	87	129	60,251	17,916	12,923	118,814
純	損		益	231,564	22,310	50,449	6,659	5,244	4,242	66,961	49,980	437,410
累	積が	て損	金	157,121	54,956	2,154,220	2,656	47,561	1,958,123	198,314	295,406	4,868,358
不	良	債	務	_	_	136,193	_	-	10,605	21,175	16,955	184,927
累	積 欠 損	金比	( 率	5.6	41.1	311.0	3.9	50.1	57.0	13.9	115.3	54.5
不	良債	務比	率	_	-	19.7	_	-	0.3	1.5	6.6	2.1
経	常収	支 比	率	108.9	117.9	107.6	110.1	104.2	100.3	104.3	119.7	104.8
総	事	業	数	1,377	153	55	26	29	643	502	212	2,997
	うち	建設	中	4	4	1	_	-	2	3	1	15
赤	字事業	数の害	自合	14.4	12.1	46.3	7.7	17.2	47.3	37.9	37.9	27.5
累制事	責欠損金 業 数			16.6	18.1	59.3	15.4	34.5	77.1	48.5	43.6	37.9

#### その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

	水道	事美	¥	工業用	水道	事業	交通	事	業	電気	事	業	ガノ	ス事	業	病院	事	業	下水	道事	業	その	他事	業	合		計
区分	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比
	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比
職 員給与費	355,725	13.2	12.6	15,525	12.8	11.6	235,205	33.7	34.0	15,791	24.9	23.1	8,505	9.2	9.0	1,835,787	47.0	53.5	112,448	6.9	7.9	24,712	10.2	9.6	2,603,698	27.6	29.2
減 価償却費	865,159	32.1	30.6	47,837	39.4	35.8	180,471	25.8	26.1	16,735	26.4	24.5	13,109	14.2	13.8	250,577	6.4	7.3	695,049	42.9	48.8	22,649	9.3	8.8	2,091,586	22.2	23.4
支 払利 息	214,596	8.0	7.6	12,023	9.9	9.0	81,135	11.6	11.7	3,589	5.7	5.3	2,489	2.7	2.6	78,994	2.0	2.3	341,338	21.1	24.0	15,307	6.3	6.0	749,471	7.9	8.4
その他	1,256,005	46.7	44.5	46,165	38.0	34.5	201,383	28.8	29.1	27,201	43.0	39.9	68,448	74.0	72.1	1,740,342	44.6	50.7	471,005	29.1	33.1	180,447	74.2	70.4	3,990,996	42.3	44.7
計	2,691,485	100.0	95.3	121,549	100.0	91.0	698,194	100.0	100.8	63,317	100.0	92.8	92,552	100.0	97.5	3,905,700	100.0	113.8	1,619,840	100.0	113.7	243,115	100.0	94.9	9,435,751	100.0	105.7

<sup>(</sup>注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

<sup>(</sup>注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

## 第117表 法適用企業決算の状況(つづき)

その3 資本収支の状況

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
資本的収入額A	600,586	66,457	273,174	15,703	9,761	563,558	1,164,788	300,527	2,994,554
企業債	334,167	23,441	140,825	1,504	4,197	301,771	704,378	179,067	1,689,350
(うち建設改良のための企業債)	268,712	10,451	83,988	1,504	4,169	271,383	368,973	22,458	1,031,637
他会計出資金	64,996	3,481	49,060	-	485	78,719	66,311	5,005	268,057
他会計借入金	4,132	2,887	10,233	_	_	10,194	1,411	2,801	31,657
他会計補助金	14,216	18,159	43,650	_	1,765	6,319	73,597	2,008	159,715
そ の 他	183,075	18,489	29,406	14,199	3,314	166,555	319,091	111,646	845,775
翌年度に繰り越される B 支 出 の 財 源 充 当 額	20,223	129	235	_	_	3,558	40,145	1,545	65,836
前年度同意等債でC 当年度収入分C	1,028	384	_	_	_	11,341	23,030	3	35,785
純 計 A - (B + C) D	579,335	65,944	272,939	15,703	9,761	548,659	1,101,612	298,980	2,892,933
資本的支出額E	1,728,904	136,104	495,466	39,333	27,222	768,248	1,978,003	423,627	5,596,907
建設改良費	960,787	38,020	198,350	15,145	13,816	403,232	803,210	108,253	2,540,813
(うち職員給与費)	49,517	667	6,744	159	604	1,684	37,179	4,231	100,785
企業債償還金	676,310	50,896	276,686	12,025	12,118	331,362	1,160,305	248,450	2,768,152
(うち建設改良のための企業債償還金)	625,183	45,072	218,453	12,001	10,286	298,651	903,766	218,198	2,331,610
そ の 他	91,807	47,188	20,430	12,163	1,288	33,654	14,488	66,924	287,942
資本的収入が資本的支出に 不 足 す る 額 F	1,150,126	73,194	222,558	26,322	17,461	222,832	876,449	147,423	2,736,365
補 塡 財 源 G	1,148,722	72,737	184,310	26,322	17,461	210,164	857,971	146,094	2,663,781
補塡財源不足額(F-G) H	1,404	457	38,248	_	_	13,961	18,479	1,329	73,878
財源不足率 H/E×100	0.1	0.3	7.7	_	_	1.8	0.9	0.3	1.3

<sup>(</sup>注)「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、[D-E]がマイナスの団体のみを集計したものである。

## 第117表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

X				分	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道	その他	合 計
					7.27%	水道事業	X 22 4 7K	-870 -770	7371471	W 3120 3- 2K	事業	事 業	
資				産	31,868,232	2,334,758	7,013,701	653,282	257,851	6,724,197	38,009,453	6,233,972	93,095,445
固	定		資	産	28,807,293	2,081,412	6,648,704	475,204	204,876	5,066,667	37,061,312	2,427,406	82,772,874
土	地	:	造	成	-	-	-	-	-	-	-	2,851,927	2,851,927
流	動	į	資	産	3,055,725	253,342	363,702	178,078	52,627	1,564,065	944,892	953,786	7,366,216
繰	延	i	勘	定	5,214	4	1,295	-	348	93,465	3,249	852	104,428
負				債	1,447,563	190,800	1,919,915	41,898	25,002	736,654	1,584,144	943,478	6,889,454
固	定	1	負	債	848,088	159,044	1,646,842	28,386	14,156	256,163	1,084,845	696,119	4,733,643
流	動	1	負	債	599,475	31,756	273,073	13,512	10,845	480,492	499,299	247,359	2,155,811
資				本	30,420,669	2,143,958	5,093,786	611,384	232,849	5,987,543	36,425,308	5,290,494	86,205,991
自	己	資	本	金	9,385,056	674,127	2,088,084	394,621	80,027	2,645,212	4,912,932	2,764,024	22,944,083
借	入	資	本	金	8,421,210	539,106	2,569,310	96,523	109,510	3,473,550	13,613,936	1,637,853	30,460,997
資	本	剰	余	金	11,851,610	911,974	2,413,679	55,305	78,058	1,693,652	17,957,529	502,490	35,464,296
利	益	剰	余	金	762,794	18,752	△ 1,977,288	64,935	△ 34,745	△ 1,824,871	△ 59,089	386,128	△ 2,663,385
自己	資本	構	成比	(率	69.0	68.7	36.0	78.8	47.8	37.4	60.0	58.6	59.9
固須長期	定資	資 本	産 比	対 率	92.1	90.4	98.6	74.3	82.9	81.1	98.8	40.5	91.0
流	動	Ė	Ł	率	509.7	797.8	133.2	1,317.9	485.2	325.5	189.2	385.6	341.7
企業減価					72.3	94.2	121.0	71.7	78.5	119.2	130.0	963.4	111.5
料金具業債					31.0	44.1	45.9	23.4	13.9	11.7	136.9	106.9	38.6
不	良	ſ	責	務	-	-	136,193	-	-	10,605	21,175	16,955	184,927
不良	責	務	比	率	_	-	19.7	-	_	0.3	1.5	6.6	2.1

<sup>(</sup>注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

## 第118表 法適用企業の事業別決算の推移

	 포		<del>}</del>	平成 1	5年度	1	6	1	7	1	18		19	:	20	2	 !1	2	22	2	:3	2	24
		経営利	<b>&gt;</b> +	/1 E21\	206,635	(1.410)	246 247	(1 200)	254600	(1 200)	260.600	(1 100)	281,150	(1100)	270.056	(1 17E)	270.442	(1 212)	20E 216	(1170)	227.002	(1 17E)	251 076
		経常損		( 440)	32,756	( 342)	23,741	( 236)	15,082	( 220)	17,808	( 236)		( 210)		( 204)	12,065		9,512		13,863	( 198)	11,113
水道事業	Į	累積欠損		( 440)	133,470	( 342)	131,982	( 230)	124,039	( 220)	127,440	250,	128,721	( 210)	125,980	( 204)	123,348	( 155)	163,689	( 132)	165,566	( 150)	157,121
事業		赤字事業数の			22.3		19.5		16.4		15.5		16.7		14.9		14.8		11.6		14.0		14.4
		累積欠損金上			4.5		4.4		4.1		4.3		4.3		4.3		4.3		5.7		5.9		5.6
	`	N IRV CIRCULA													5				3.,		3.5		5.0
_		経常利	益	( 121)	19,556	( 121)	20,758	( 120)	20,561	( 118)	19,840	( 126)	24,861	( 133)	26,840	( 134)	27,861	( 133)	25,102	( 131)	25,242	( 131)	25,327
黨用		経常損	失	( 23)	6,028	( 22)	1,749	( 24)	2,001	( 29)	1,383	( 22)	3,857	( 15)	2,752	( 15)	2,418	( 16)	2,673	( 18)	2,759	( 18)	3,473
工業用水道事業	1	累積欠損			21,617		20,911		21,674		56,918		55,129		49,797		60,340		59,117		56,651		54,956
業		赤字事業数の			16.0		15.4		16.7		19.7		14.9		10.1		10.1		10.7		12.1		12.1
	(	累積欠損金比	七率		14.6		14.3		15.1		39.8		38.3		34.6		43.0		43.7		42.3		41.1
	(	経常利	益	( 38)	11,769	( 37)	13,400	( 28)	21,859	( 34)	29,979	( 31)	39,064	( 28)	51,052	( 33)	57,248	( 34)	54,290	( 33)	45,832	( 29)	65,836
交		経常損	失	( 34)	87,556	( 32)	77,301	( 36)	52,703	( 29)	40,153	( 31)	33,672	( 32)	26,278	( 27)	25,176	( 24)	16,389	( 25)	18,543	( 25)	12,922
交通事業	{	累積欠損	金	2	2,324,499	2	2,384,383	2	2,275,639		2,269,888		2,259,534		2,218,647	:	2,215,830	2	2,199,544	2	2,191,375		2,154,220
業		赤字事業数の	割合		47.2		46.4		56.3		46.0		50.0		53.3		45.0		41.4		43.1		46.3
	(	累積欠損金比	七率		332.2		344.9		326.6		324.8		319.5		312.0		320.8		321.1		321.2		311.0
	(	経常利	益	( 32)	10,567	( 32)	10,587	( 29)	8,027	( 30)	9,600	( 29)	7,111	( 28)	7,494	( 26)	7,451	( 24)	6,676	( 23)	6,246	( 24)	6,606
		経常損	失	( 1)	343	( 1)	545	( 2)	569	( 1)	16	( 2)	335	( 2)	140	( 3)	464	( 2)	488	( 3)	731	( 2)	87
電気事業	Į	累積欠損	金		335		2,588		1,796		1,600		4,983		5,382		2,460		2,724		3,024		2,656
業		赤字事業数の	割合		3		3		6.5		3.2		6.5		6.7		10.3		7.7		11.5		7.7
		累積欠損金比	七率		0.4		3		2.2		2.0		6.5		7.2		3.4		3.9		4.4		3.9
	/	経常利	<b>*</b>	( 47)	3,731	( 31)	2,786	( 24)	3,288	( 25)	3,059	( 24)	2,743	( 23)	3,072	( 24)	3,728	( 22)	2,761	( 22)	3,174	( 24)	4,160
		経常損		( 11)	3,595	( 16)	5,715	( 13)	5,068	( 10)	2,916	( 10)			1,906		990	( 8)	1,528	( 8)	2,196	( 5)	129
ガス事業	Į	累積欠損		( 117	29,534	( 10)	34,526	( 13)	38,921	( 10)	42,436	( 10,	46,747	( 11)	46,855	( 0,	45,536	( 0)	47,262	( 0,	50,364	( 3)	47,561
事業		赤字事業数の			19.0		34.0		35.1		28.6		29.4		32.4		25.0		26.7		26.7		17.2
		累積欠損金と			32.7		39.6		45.3		48.0		49.9		48.0		53.1		53.8		58.0		50.1
	,																						
		経常利		( 295)	35,478	( 246)		( 211)	21,881	( 141)	10,724					( 256)	25,524		70,459	( 361)	71,664	( 338)	72,359
病院		経常損			128,685		157,528		164,926		210,423	( 501)	211,175		198,421		135,833	( 295)	64,820	( 288)	62,201	( 303)	60,251
病院事業		累積欠損			,619,023	'	,682,577		1,781,961		1,873,568		2,001,501		2,136,798		2,157,132	4	2,070,706	-	2,032,591		1,958,123
		赤字事業数の 累積欠損金上			60.8 44.2		66.2 46.4		68.7 48.9		78.9 53.6		75.1 57.2		72.4 62.0		61.0 62.6		45.4 60.0		44.4 59.4		47.3 57.0
	(	米恒人1只亚山	.L=#-		44.2		40.4		40.5		33.0		37.2		02.0		02.0		00.0		33.4		37.0
		経常利	益	( 106)	41,627	( 112)	53,205	( 112)	55,294	( 121)	53,597	( 141)	59,141	( 173)	67,385	( 219)	71,029	( 250)	86,764	( 270)	87,228	( 310)	87,865
下水		経常損	失	( 72)	11,221	( 83)	12,288	( 93)	12,591	( 104)		( 122)	16,295	( 140)	18,707	( 155)	19,172	( 154)	15,135	( 182)	15,149	( 189)	17,916
下水道事業	1	累積欠損			207,115		199,251		206,323		203,775		204,999		204,692		206,314		196,597		199,494		198,314
耒		赤字事業数の			40.4		42.6		45.4		46.2		46.4		44.7		41.4		38.1		40.3		37.9
	(	累積欠損金比	七率		17.8		16.8		17.0		16.3		16.3		15.9		15.9		14.3		14.3		13.9
	(	経常利	益	( 167)	70,363	( 154)	141,824	( 145)	178,419	( 136)	98,355	( 147)	227,546	( 140)	80,560	( 143)	54,665	( 131)	65,465	( 140)	115,710	( 131)	60,981
その		経常損	失	( 120)	23,567	( 121)	81,750	( 108)	56,894	( 113)	36,897	( 93)	31,288	( 95)	133,362	( 89)	22,993	( 94)	16,054	( 78)	24,695	( 80)	12,923
その他事業	{	累積欠損	金		162,512		240,856		214,130		234,076		236,500		347,385		321,919		348,544		426,018		295,406
業		赤字事業数の	割合		41.8		44.0		42.7		45.4		38.8		40.4		38.4		41.8		35.8		37.9
	(	累積欠損金比	七率		29.7		25.4		23.1		43.8		34.6		48.1		147.4		131.7		134.0		115.3
	(	経常利	益	(2,337)	399,727	(2,143)	514,611	(1,869)	563,929	(1,805)	485,854	(1,844)	652,233	(1,907)	521,192	(2,010)	517,948	(2,162)	606,833	( 2,159)	592,099	(2,162)	575,009
		経常損	失	(1,158)	293,750	(1,099)	360,618	( 975)	309,835	(1,033)	325,105	(1,017)	314,056	( 986)	393,332	( 902)	219,110	( 752)	126,598	( 794)	140,136	( 820)	118,814
合計	{	累積欠損	金	2	1,498,106	4	1,697,072	4	1,664,483		4,809,702		4,938,114		5,135,537	į	5,132,879	Ĩ	5,088,183	5	5,125,083		4,868,358
		赤字事業数の	割合		33.1		33.9		34.3		36.4		35.5		34.1		31.0		25.8		26.9		27.5
		累積欠損金比	七率		47.9		48.0		47.6		51.9		52.3		54.6		58.1		56.8		57.4		54.5

<sup>(</sup>注) 1 ( ) 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

## 第119表 法非適用企業決算の状況

															<b>△</b> =#	
X	:	分		簡易水道事 業	交通事業	電気事業	下水道事 業	港湾整備 事 業	市場事業	と畜場事業	観光施設事 業	宅地造成事 業	有料道路 事 業	駐車場整備事業	介 護 サービス 事 業	승 計
	総	収 益	Α	87,793	8,728	6,932	1,387,745	72,058	50,086	16,289	26,011	109,155	371	28,762	112,858	1,906,788
	(営	業収益	益)	63,829	3,907	6,408	870,990	60,799	33,570	6,300	16,772	91,893	365	21,845	92,360	1,269,038
収	総収益のうち	料金収	入	62,685	3,815	6,357	589,463	45,103	27,441	5,942	14,962	81,087	346	20,732	91,133	949,064
益	のうち	他会繰入	計金	21,858	1,819	125	482,063	7,216	9,280	9,344	7,328	12,867	-	4,671	16,585	573,156
的《	総	費用	В	65,965	8,340	2,373	953,169	31,897	41,395	15,757	21,075	14,847	184	16,635	107,806	1,279,441
支	う	職給 与	員費	10,398	3,466	247	56,986	2,293	8,708	3,817	4,097	1,544	19	368	48,980	140,921
	ち	支払利	儿息	16,954	47	139	334,710	10,703	3,856	754	515	7,876	20	2,456	2,958	380,987
		支 差 - B)	引 C	21,828	388	4,560	434,575	40,161	8,691	532	4,936	94,308	187	12,127	5,052	627,347
	資本	的収入	D	110,030	941	666	1,224,009	95,634	26,195	9,749	8,225	233,668	193	15,352	18,291	1,742,954
		地方	債	39,032	283	-	501,476	51,596	9,674	2,509	2,457	97,904	-	2,455	2,250	709,636
	う	他会繰入	計金	47,157	543	34	307,818	28,208	11,288	4,719	4,735	103,012	-	12,357	12,468	532,339
資	ち	国補助	庫金	18,352	49	215	316,240	4,860	594	520	98	1,760	-	27	31	342,746
本		都道底 補助		900	38	-	8,648	11	1,705	300	71	445	-	14	483	12,615
的〈収	資本	的支出	Ε	129,264	1,295	3,917	1,646,935	125,277	34,976	9,950	11,326	302,978	364	26,361	21,481	2,314,125
支		(建 改良	設費	75,271	523	547	743,860	42,025	17,102	3,581	4,375	113,519	-	4,448	5,740	1,010,991
	うっち	地方價還	債金	51,845	763	1,473	886,976	75,810	17,173	4,734	6,106	171,009	302	18,954	15,083	1,250,227
		他会操出	計金	1,494	9	1,888	12,634	7,426	608	325	415	11,660	31	2,351	445	39,287
	収 (D	支 差 - E)	引 F	△ 19,234	△ 354	△ 3,251	△ 422,926	△ 29,642	△ 8,781	△ 201	△ 3,101	△ 69,310	△ 171	△ 11,009	△ 3,190	△ 571,171
	支 拝	差 (	引 G	2,594	35	1,308	11,649	10,519	△ 90	332	1,835	24,998	16	1,118	1,862	56,176
形 :	式机	又 支	Н	7,253	167	2,279	86,368	20,970	3,405	401	2,301	14,961	22	△ 4,071	5,766	139,823
	度に き !	繰り越 オ 源	ਹੈ <b>ਹੈ</b> 	1,620	54	153	26,972	12,985	1,037	40	1,029	9,992	-	42	219	54,141
実 質	収ま	₹ (H -	- I)	5,633	113	2,127	59,397	7,986	2,368	361	1,272	4,969	22	△ 4,113	5,547	85,682
	黒		字	5,728	234	2,127	78,163	9,361	2,433	545	3,842	26,091	22	2,701	5,893	137,141
	赤		字	95	120	-	18,766	1,376	65	184	2,570	21,122	-	6,814	346	51,458
赤字	' 事 第	美数割	合	1.1	5.3	-	1.3	5.6	2.0	1.5	4.9	6.6	-	7.8	2.6	2.3
赤	字	比	率	0.2	3.1	-	2.2	2.3	0.2	2.9	15.3	23.1	_	31.2	0.4	4.1

<sup>(</sup>注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況

#### その1 収支の状況

## (1) 事業勘定 (単位 百万円)

				平成	24年度					平成	23年度			比	<u> </u>	較
区	分	団体数	実質収支 (A)	財政援	政措置繰入金	繰出金	再差引 収 支 (A)-(B)-	団体数	実質収支 (E)	財政援	政措置 繰入金	組織出金	再差引 収 支 (E)-(F)-	団体数	実質 収支	再差引収 支
全市町	村	1,746	263.748	助額(B) 104.739	(C) 322.047	(D) 5,759	(C)+(D) △ 157,278	1 7/6	232.583	助額(F) 92,657	334.080	5.562	(G)+(H) △ 188,591	_	31.165	31,313
黒字の国		1,063	277,461	34,909	63,307	4,275	183,521		270,930	31,923		3,861	173,925		6,531	9,596
赤字の	団体	683	△ 13,713	69,830	258,740	1,484	△ 340,799	680	△ 38,347	60,734	265,137	1,701	△ 362,517	3	24,634	21,718
政令指定都		20	△ 3,641	24,479	87,970	468	△ 115,621	19	△ 15,569	20,026	92,534	899	△ 127,230	1	11,928	11,609
黒字の		2	4,712	808	2,029	-	1,875	2	7,633	1,063	5,995	-	575	-	△ 2,921	1,300
赤字の国		18	△ 8,353	23,670	85,941	468	△ 117,496	17	△ 23,202	18,963	86,539	899	△ 127,805	1	14,849	10,309
中。核	市	41	33,968	12,270	37,498	65	△ 15,734	41	24,783	11,042	40,670	35	△ 26,893	-	9,185	11,159
黒字の団		16 25	27,856 6,113	3,548 8,722	9,710 27.789	57 8	14,654 △ 30,389	16 25	26,319 △ 1,536	3,225 7,817	9,152 31,518	22 13	13,965 △ 40,858	_	1,537 7,649	689 10,469
	市				,			-		-	23,799			_		
特 例 黒字の®		40 15	4,905 14,529	6,713 2,728	21,744 4.110	943 924	△ 22,609 8.615	40 16	7,052 16.710	6,108 1,456	7.207	791 777	△ 22,064 8,824		△ 2,147 △ 2.181	△ 545 △ 209
赤字の医		25	△ 9,624	3,985	17,634	19	△ 31,224	24	△ 9,658	4,652	16,592	13	△ 30,888	1	34	△ 336
都	市	688	145.996	42,447	146.019	3,013	△ 39.457	687	132,539	38.450	147.640	2.854	△ 50.697	1	13.457	11,240
黒字のほ	団体	396	148,192	17,222	37,289	2,247	95,928	384	136,948	15,646	36,531	2,337	87,109	12	11,244	8,819
赤字のほ	団体	292	△ 2,196	25,226	108,730	766	△ 135,386	303	△ 4,410	22,804	111,109	516	△ 137,806	△ 11	2,214	2,420
ĦŢ	村	930	54,601	12,893	26,556	1,269	16,421	932	54,180	11,231	26,383	984	17,550	△ 2	421	△ 1,129
黒字の		609	54,380	5,042	9,871	1,047	40,513	624	54,042	5,114	9,990	724	39,663		338	850
赤字の[	団体	321	221	7,850	16,684	222	△ 24,092	308	137	6,117	16,392	259	△ 22,113	13	84	△ 1,979
一部事務組		4	1,153	123	298	-	732	4	933	113		-	509		220	223
黒字の		4	1,153	123	298	_	732	3	717	113	66	-	537	1	436	195
赤字の団		_		-	_	_	-		216		244	_	△ 28		△ 216	28
特別	区	23	26,766	5,814	1,962	-	18,990	23 21	28,665	5,688	, -	-	20,234		△ 1,899	△ 1,244
黒字の団		21	26,640 126	5,438 376	1.962	_	21,202 \( \text{2,212}	21	28,560 106	5,307 381	2.743	_	23,253 Δ 3,019		△ 1,920 20	△ 2,051 807
W-T-07	의 [#	- 4	120	5/0	1,502		- 4,412		100	] ]01	2,/43		- 5,019		20	007

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

#### (2) 直診勘定 (単位 百万円)

		平成 2	.4年度			平成 2	3年度		1	七 東	Ż
区 分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収 支
全市町村	370	2,196	13,770	△11,574	368	2,200	13,484	△11,283	2	△ 4	△ 291
黒字の団体	357	3,444	13,040	△ 9,596	354	3,529	12,488	△ 8,959	3	△ 85	△ 637
赤字の団体	13	△ 1,248	730	△ 1,978	14	△ 1,328	995	△ 2,324	△ 1	80	346
政令指定都市	2	10	66	△ 56	2	11	64	△ 53	_	△ 1	△ 3
黒字の団体	2	10	66	△ 56	2	11	64	△ 53	_	△ 1	△ 3
赤字の団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
中 核 市	8	107	198	△ 90	8	102	213	△ 111	_	5	21
黒字の団体	8	107	198	△ 90	8	102	213	△ 111	_	5	21
赤字の団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
特 例 市	11	28	171	△ 144	10	42	177	△ 135	1	△ 14	△ 9
黒字の団体	11	28	171	△ 144	10	42	177	△ 135	1	△ 14	△ 9
赤字の団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
都 市	152	845	6,385	△ 5,540	154	869	6,496	△ 5,627	△ 2	△ 24	87
黒字の団体	146	1,376	5,997	△ 4,621	147	1,399	6,041	△ 4,643	△ 1	△ 23	22
赤字の団体	6	△ 531	388	△ 919	7	△ 530	454	△ 984	△ 1	△ 1	65
町村	195	1,136	6,934	△ 5,798	192	1,112	6,517	△ 5,405	3	24	△ 393
黒字の団体	188	1,853	6,592	△ 4,739	185	1,911	5,976	△ 4,065	3	△ 58	△ 674
赤字の団体	7	△ 717	342	△ 1,058	7	△ 799	541	△ 1,340	_	82	282
一部事務組合	2	70	17	54	2	64	17	47	_	6	7
黒字の団体	2	70	17	54	2	64	17	47	_	6	7
赤字の団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア歳入

	T-1045	T-100 F F	146 \A. 6T	決算額	構成比	増	<b>基</b>
区 分	平成24年度	平成23年度	増減額	24 年 度	23 年 度	24 年 度	23 年 度
保 険 税 (料)	3,066,645	3,044,202	22,443	21.6	22.2	0.7	1.8
うち退職被保険者分	240,750	271,205	△ 30,455	1.7	2.0	△ 11.2	14.6
一 部 負 担 金	21	14	7	0.0	0.0	50.0	△ 46.2
うち退職被保険者分	1	0	1	0.0	0.0	131.4	△ 100.0
国 庫 支 出 金	3,235,211	3,395,121	△ 159,910	22.8	24.7	△ 4.7	3.6
療養給付費等負担金	2,404,285	2,542,905	△ 138,620	16.9	18.5	△ 5.5	2.2
財政調整交付金等	830,926	852,216	△ 21,290	5.9	6.2	△ 2.5	8.1
療養給付費交付金	775,987	718,190	57,797	5.5	5.2	8.0	18.9
前期高齢者交付金	3,217,969	2,956,406	261,563	22.7	21.5	8.8	8.9
都道府県支出金	755,990	600,130	155,860	5.3	4.4	26.0	2.4
財源補塡的なもの	104,739	92,657	12,082	0.7	0.7	13.0	△ 1.2
そ の 他 の も の	651,251	507,473	143,778	4.6	3.7	28.3	3.1
共 同 事 業 交 付 金	1,521,256	1,467,344	53,912	10.7	10.7	3.7	2.7
他 会 計 繰 入 金	1,181,321	1,182,145	△ 824	8.3	8.6	△ 0.1	△ 0.4
財源補塡的なもの	322,047	334,080	△ 12,033	2.3	2.4	△ 3.6	△ 3.1
保険基盤安定制度に係るもの	450,482	442,863	7,619	3.2	3.2	1.7	2.9
高医療費基準超過額に係るもの	1,358	1,339	19	0.0	0.0	1.4	80.9
そ の 他 の も の	407,434	403,863	3,571	2.8	3.0	0.9	△ 1.7
基 金 繰 入 金	57,260	62,513	△ 5,253	0.4	0.5	△ 8.4	△ 12.7
繰 越 金	324,459	266,677	57,782	2.3	1.9	21.7	4.4
その他の収入	49,501	48,071	1,430	0.4	0.3	3.0	6.6
歳入合計	14,185,620	13,740,813	444,807	100.0	100.0	3.2	4.4

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 事業勘定(つづき)

イ 歳 出

- Γ. Λ.	亚弗24年度	亚武22年度	描述 姑	決算額	構成比	増漏	<b>基</b>
□ 区 分 □	平成24年度	平成23年度	増減額	24 年 度	23 年 度	24 年 度	23 年度
総 務 費	211,013	217,068	△ 6,055	1.5	1.6	△ 2.8	△ 6.7
一般管理費	138,532	142,279	△ 3,747	1.0	1.1	△ 2.6	△ 4.3
賦 課 徴 収 費	53,405	54,470	△ 1,065	0.4	0.4	△ 2.0	△ 5.2
連合会負担金	5,856	7,128	△ 1,272	0.0	0.1	△ 17.8	△ 41.4
その他の総務費	13,220	13,191	29	0.1	0.0	0.2	△ 8.2
保 険 給 付 費	9,216,010	9,082,622	133,388	66.2	67.2	1.5	2.9
療養諸費等	9,030,382	8,896,272	134,110	64.9	65.9	1.5	3.1
その他の給付費	159,666	159,649	17	1.1	1.1	0.0	△ 5.6
診療報酬審査支払手数料	25,962	26,701	△ 739	0.2	0.2	△ 2.8	△ 18.0
後期高齢者支援金等	1,744,174	1,591,574	152,600	12.5	11.8	9.6	9.6
前期高齢者納付金等	1,850	4,718	△ 2,868	0.0	0.0	△ 60.8	86.7
介護給付費納付金	740,691	688,583	52,108	5.3	5.1	7.6	9.8
共 同 事 業 拠 出 金	1,532,356	1,475,323	57,033	11.0	10.9	3.9	2.8
共同事業医療費拠出金	1,013,891	970,331	43,560	7.3	7.2	4.5	4.6
共同事業事務費拠出金	67,101	76,846	△ 9,745	0.5	0.6	△ 12.7	17.2
その他の共同事業拠出金	451,364	428,146	23,218	3.2	3.1	5.4	△ 3.3
保 健 事 業 費	100,668	95,923	4,745	0.7	0.7	4.9	4.8
繰 出 金	15,377	14,395	982	0.1	0.1	6.8	△ 19.6
財源補塡的なもの	5,759	5,562	197	0.0	0.0	3.5	△ 18.2
その他のもの	9,618	8,833	785	0.1	0.1	8.9	△ 20.5
基 金 積 立 金	55,718	46,282	9,436	0.4	0.3	20.4	15.1
公 債 費	1,271	1,323	△ 52	0.0	0.0	△ 3.9	△ 12.7
元 利 償 還 金	1,078	1,095	△ 17	0.0	0.0	△ 1.6	△ 5.6
一時借入金利子	194	228	△ 34	0.0	0.0	△ 14.9	△ 35.8
前年度繰上充用金	118,614	152,610	△ 33,996	0.9	1.1	△ 22.3	△ 15.7
その他の支出	183,394	136,430	46,964	1.4	1.2	34.4	50.0
歳出合計	13,921,136	13,506,851	414,285	100.0	100.0	3.1	3.7

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 直診勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

E7 /\	亚武24年度	亚弗 22 左连	増 減 額	決算額	構成比	増源	或 率
区 分	平成24年度	平成23年度	増減額	24年度	23 年度	24 年 度	23 年度
診 療 収 入	39,740	42,039	△ 2,299	62.4	64.7	△ 5.5	△ 1.9
国 庫 支 出 金	1,829	1,867	△ 38	2.9	2.9	△ 2.0	8.3
財 政 調 整 交 付 金	1,675	1,637	38	2.6	2.5	2.3	△ 1.3
そ の 他	154	230	△ 76	0.3	0.4	△ 33.0	253.8
都 道 府 県 支 出 金	597	443	154	0.9	0.7	34.8	7.3
他 会 計 繰 入 金	14,046	13,754	292	22.1	21.2	2.1	△ 7.9
普通会計からのもの	13,253	12,956	297	20.8	20.0	2.3	△ 8.3
事業勘定からのもの	732	742	△ 10	1.1	1.1	△ 1.3	0.7
その他の会計からのもの	61	56	5	0.2	0.1	8.9	△ 20.0
基 金 繰 入 金	428	397	31	0.7	0.6	7.8	△ 16.1
繰 越 金	3,634	3,456	178	5.7	5.3	5.2	△ 6.6
地 方 債	1,414	1,044	370	2.2	1.6	35.4	△ 22.4
その他の収入	1,989	1,941	48	3.1	3.0	2.5	0.8
歳入合計	63,677	64,941	△ 1,264	100.0	100.0	△ 1.9	△ 3.6

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

F-7			亚帝24左连	亚出名左连	18 74 85 18 74 85	決算額	構成比	増派	或 率
区	分		平成24年度	平成23年度	増減額	24 年 度	23 年 度	24 年 度	23 年度
総	務	費	34,352	34,349	3	55.9	54.9	0.0	△ 2.1
医	業	費	20,491	21,872	△ 1,381	33.4	34.9	△ 6.3	0.6
施設	整備	費	1,540	1,290	250	2.5	2.1	19.4	△ 39.2
繰	出金		275	270	5	0.4	0.4	1.9	△ 17.9
普通会計	普通会計に対するもの			132	△ 7	0.2	0.2	△ 5.3	△ 21.0
事業勘定	事業勘定に対するもの			1	△ 1	_	0.0	皆減	皆増
その他の	会計に対する	もの	150	137	13	0.2	0.2	9.5	△ 15.4
基金	積 立	金	416	291	125	0.7	0.5	43.0	△ 41.6
公	債	費	3,034	3,182	△ 148	4.9	5.1	△ 4.7	△ 10.4
元 利	償 還	金	3,033	3,181	△ 148	4.9	5.1	△ 4.7	△ 10.2
— 時 借				1	Δ 0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 85.7
前年度	前年度繰上充用金			1,203	14	2.0	1.9	1.2	△ 24.9
そ の f	その他の支出		75	133	△ 58	0.2	0.2	△ 43.6	41.5
歳出				62,590	△ 1,190	100.0	100.0	△ 1.9	△ 3.8

## 第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

				平成	24 年 度			平成	23年度	比	較
区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C)	繰越等	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A) — (G)	$(F)\!-\!(H)$
広 域	連合	47	13,219,837	12,922,227	297,610	31	297,579	47	107,474	_	190,105
黒字	の団体	47	13,219,837	12,922,227	297,610	31	297,579	47	107,474	_	190,105
赤字	の団体	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

#### その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

区分	平 成 24 年	度	平 成 23 年	F 度	増 減 額	増減率
市町村支出金	2,270,348	17.2	2,124,449	16.8	145,899	6.9
市町村負担金	2,268,887	17.2	2,123,984	16.8	144,903	6.8
うち保険料等負担金	1,184,760	9.0	1,089,728	8.6	95,032	8.7
うち療養給付費負担金	1,018,462	7.7	972,627	7.7	45,835	4.7
市町村補助金	1,461	0.0	465	0.0	996	214.2
国 庫 支 出 金	4,189,128	31.7	3,924,174	31.1	264,954	6.8
国 庫 負 担 金	3,144,819	23.8	2,936,587	23.3	208,232	7.1
うち療養給付費負担金	3,098,898	23.4	2,896,702	23.0	202,196	7.0
国 庫 補 助 金	1,044,308	7.9	987,587	7.8	56,721	5.7
うち財政調整交付金	1,028,671	7.8	969,933	7.7	58,738	6.1
都道府県支出金	1,082,793	8.2	1,030,679	8.2	52,114	5.1
都 道 府 県 負 担 金	1,049,937	7.9	1,007,493	8.0	42,444	4.2
うち療養給付費負担金	1,003,906	7.6	965,242	7.7	38,664	4.0
財政安定化基金支出金	31,553	0.2	22,026	0.2	9,527	43.3
都 道 府 県 補 助 金	1,303	0.0	1,160	0.0	143	12.3
支 払 基 金 交 付 金	5,367,709	40.6	5,196,312	41.2	171,397	3.3
特別高額医療費共同事業交付金	2,550	0.0	2,205	0.0	345	15.6
繰 入 金	176,947	1.3	189,335	1.5	△ 12,388	△ 6.5
一般会計繰入金	67,839	0.5	69,030	0.5	△ 1,191	△ 1.7
基金繰入金	109,108	0.8	120,306	1.0	△ 11,198	△ 9.3
繰 越 金	106,740	0.8	122,734	1.0	△ 15,994	△ 13.0
都道府県財政安定化基金借入金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
その他の収入	23,621	0.2	22,652	0.2	969	4.3
歳 入 合 計	13,219,837	100.0	12,612,541	100.0	607,296	4.8

## 第121表 後期高齢者医療事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳 (つづき)

(単位 百万円・%) (2) 歳 出

区分	平 成 24 年	度	平 成 23 年	F 度	増 減 額	増減率
総 務 費	36,224	0.3	32,056	0.3	4,168	13.0
人 件 費	5,827	0.0	5,841	0.0	△ 14	△ 0.2
そ の 他	30,397	0.3	26,215	0.3	4,182	16.0
保 険 給 付 費	12,686,872	98.2	12,294,814	98.3	392,058	3.2
療 養 諸 費	12,224,716	94.6	11,859,526	94.8	365,190	3.1
療 養 給 付 費	12,070,980	93.4	11,714,696	93.7	356,284	3.0
審查支払手数料	31,621	0.2	32,919	0.3	△ 1,298	△ 3.9
そ の 他	122,115	1.0	111,911	0.8	10,204	9.1
高 額 療 養 費	424,468	3.3	397,981	3.2	26,487	6.7
その他医療給付費	37,688	0.3	37,307	0.3	381	1.0
都道府県財政安定化基金拠出金	15,452	0.1	14,164	0.1	1,288	9.1
特別高額医療費共同事業拠出金	2,558	0.0	2,213	0.0	345	15.6
保 健 事 業 費	24,180	0.2	21,692	0.2	2,488	11.5
う ち 健 康 診 査 費	22,369	0.2	20,157	0.2	2,212	11.0
基 金 積 立 金	107,056	0.8	90,175	0.7	16,881	18.7
公 債 費	_	-	_	-	-	-
繰 出 金	2,494	0.0	2,736	0.0	△ 242	△ 8.8
前年度繰上充用金	_	-	_	_	_	-
その他の支出	47,391	0.4	47,201	0.4	190	0.4
歳 出 合 計	12,922,227	100.0	12,505,051	100.0	417,176	3.3

### 第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1)	保険	事業	勘定													(単位	百万円)	
				平	成	24	年 度	₹ Ž		平	成	23	年 度	Ŧ Ž	比		較	
	区 分	<b>\</b>	H		財政	女 措 も	置額	再差引収支	ET.		財政	t 措 t	置額	再差引収支	ET.			
			団体 数	実質 収支 (A)	財 政 援助額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)	(A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質 収支 (E)	財 政 援助額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	(E)-(F)- (G)+(H)	団体数	実質 収支	再差引 収 支	
全	市町	村	1,582	132,818	51,214	3,434	1,650	79,820	1,581	95,328	1,718	3,511	1,526	91,625	1	37,490	△11,805	
黒	字のほ	団体	1,251	124,460	36,670	640	1,626	88,776	1,513	94,963	1,106	737	1,517	94,637	△262	29,497	△ 5,861	
赤	字のほ	団体	331	8,358	14,544	2,794	25	△ 8,956	68	365	613	2,774	9	△ 3,012	263	7,993	△ 5,944	

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

## 第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

#### その1 収支の状況 (つづき)

#### (2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

_			平 成	24 年 度			平 成	23 年 度			比 !	較
区	分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全市	町村	755	1,496	15,174	△ 13,678	770	1,288	16,031	△ 14,743	△ 15	208	1,065
黒字	の団体	739	1,573	15,023	△ 13,450	755	1,381	15,929	△ 14,549	△ 16	192	1,099
赤字	の団体	16	△ 77	151	△ 228	15	△ 92	102	△ 194	1	15	△ 34

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

#### その2 歳入歳出内訳

#### (1) 保険事業勘定

ア歳入

ア 歳	人						(単位	百万円・%)
区	分	平成24年度	平成23年度	増 減 額	決 算 額	構成比	増減	率
	7.5	一十成 24 平反	十以23十反		24年度	23年度	24年度	23年度
保	険 料	1,749,701	1,411,664	338,037	19.9	17.2	23.9	0.6
国 庫	支 出 金	1,945,934	1,837,339	108,595	22.1	22.3	5.9	6.5
介護	給付費負担金	1,468,579	1,369,281	99,298	16.7	16.6	7.3	5.3
調整	整 交 付 金	409,304	382,571	26,733	4.6	4.6	7.0	5.9
地域支	夏援事業交付金 養予防事業)	12,542	13,661	△ 1,119	0.1	0.2	△ 8.2	△ 13.2
	え援事業交付金 支援事業・任意事業)	49,907	47,814	2,093	0.6	0.6	4.4	5.0
その	他 の 補 助 金	5,602	24,012	△ 18,410	0.1	0.3	△ 76.7	913.6
支払	基 金 交 付 金	2,394,005	2,308,183	85,822	27.2	28.0	3.7	4.5
介護	給付費交付金	2,377,613	2,290,619	86,994	27.0	27.8	3.8	4.7
地域支	援事業支援交付金	16,392	17,564	△ 1,172	0.2	0.2	△ 6.7	△ 9.8
都 道 阝	府 県 支 出 金	1,282,717	1,159,969	122,748	14.6	14.1	10.6	4.7
財源	補 塡 的 な も の	51,214	1,718	49,496	0.6	0.0	2,881.0	皆増
うち財	政安定化基金支出金	50,911	1,717	49,194	0.6	0.0	2,865.1	皆増
介護	給付費負担金	1,195,612	1,125,380	70,232	13.6	13.7	6.2	4.7
地域支	援事業負担金	31,049	30,434	615	0.4	0.4	2.0	△ 1.1
その	他 の も の	4,842	2,437	2,405	0.1	0.0	98.7	23.9
相互財政	安定化事業交付金	111	22	89	0.0	0.0	404.5	皆増
他会	計 繰 入 金	1,284,582	1,227,711	56,871	14.6	14.9	4.6	5.2
財源神	補塡的なもの	3,434	3,511	△ 77	0.0	0.0	△ 2.2	3.0
一般会	会計 からのもの	1,271,046	1,213,147	57,899	14.4	14.7	4.8	5.1
介護	給付費繰入金	1,010,132	945,686	64,446	11.5	11.5	6.8	5.1
地 域	支援事業繰入金	33,441	31,201	2,240	0.4	0.4	7.2	△ 0.3
その化	他一般会計繰入金	227,473	236,260	△ 8,787	2.5	2.8	△ 3.7	5.9
その	他 の も の	10,102	11,053	△ 951	0.1	0.2	△ 8.6	12.3
基 金	繰 入 金	46,308	167,385	△ 121,077	0.5	2.0	△ 72.3	44.7
繰	越 金	94,938	96,531	△ 1,593	1.1	1.2	△ 1.7	△ 15.4
地	方    債	1,352	9,710	△ 8,358	0.0	0.1	△ 86.1	392.1
うち財政	数安定化基金貸付金	1,346	9,663	△ 8,317	0.0	0.1	△ 86.1	394.3
その	他の収入	10,571	10,952	△ 381	0.1	0.2	△ 3.5	△ 2.7
歳	入 合 計	8,810,219	8,229,466	580,753	100.0	100.0	7.1	4.8

# 第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

#### その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 保険事業勘定(つづき)

イ 歳 出

F7 //	亚产24左连	亚出名左车	144 CH 955	決算額	構成比	増減	· 率
分	平成24年度	平成23年度	増減額	24年度	23年度	24年度	23年度
総 務 費	225,559	232,792	△ 7,233	2.6	2.9	△ 3.1	4.5
保 険 給 付 費	8,139,524	7,641,382	498,142	93.8	94.0	6.5	5.2
介 護 諸 費 等	8,085,657	7,586,205	499,452	93.2	93.3	6.6	5.1
その他の給付費	44,531	45,782	△ 1,251	0.5	0.6	△ 2.7	11.9
審査支払手数料	9,336	9,395	△ 59	0.1	0.1	△ 0.6	△ 0.0
財政安定化基金拠出金	113	0	113	0.0	0.0	51,005.0	△ 100.0
相互財政安定化事業負担金	_	_	_	_	_	-	皆減
地 域 支 援 事 業	169,493	163,278	6,215	2.0	2.0	3.8	△ 1.1
介護予防事業費	45,282	46,180	△ 898	0.5	0.6	△ 1.9	△ 12.4
包括支援事業・任意事業費	124,211	117,098	7,113	1.4	1.4	6.1	4.2
保健福祉事業費	764	504	260	0.0	0.0	51.6	△ 10.2
繰 出 金	13,625	12,103	1,522	0.2	0.1	12.6	△ 9.9
財源補塡的なもの	1,650	1,526	124	0.0	0.0	8.1	8.6
その他のもの	11,975	10,577	1,398	0.2	0.1	13.2	△ 12.1
基 金 積 立 金	78,022	32,272	45,750	0.9	0.4	141.8	△ 15.0
公 債 費	4,360	1,566	2,794	0.1	0.0	178.4	△ 2.2
元 利 償 還 金	4,352	1,558	2,794	0.1	0.0	179.3	△ 2.0
一 時 借 入 金 利 子	8	8	Δ 0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 27.3
前年度繰上充用金	494	80	414	0.0	0.0	517.5	19.4
その他の支出	44,441	46,313	△ 1,872	0.4	0.6	△ 4.0	△ 1.2
歳 出 合 計	8,676,395	8,130,290	546,105	100.0	100.0	6.7	4.8

## 第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

#### その2 歳入歳出内訳(つづき)

### (2) 介護サービス事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	決算額	構成比	増減	<b>或率</b>
分	十成 24 年度 	平成 23 年辰	追減領	24年度	23年度	24年度	23年度
サービス収入	12,133	11,916	217	40.0	38.1	1.8	△ 0.1
分担金及び負担金	67	64	3	0.2	0.2	4.7	23.1
使 用 料 及 び 手 数 料	185	187	△ 2	0.6	0.6	△ 1.1	△ 4.6
国 庫 支 出 金	6	35	△ 29	0.0	0.1	△ 82.9	52.2
都道府県支出金	53	155	△ 102	0.2	0.5	△ 65.8	53.5
財 産 収 入	3	2	1	0.0	0.0	50.0	0.0
寄附金	0	1	Δ 1	0.0	0.0	△ 100.0	皆増
他会計繰入金	15,682	16,790	△ 1,108	51.7	53.8	△ 6.6	△ 0.8
普通会計からのもの	14,296	15,400	△ 1,104	47.1	49.3	△ 7.2	△ 1.1
保険事業勘定からのもの	1,364	1,336	28	4.5	4.3	2.1	1.7
その他の会計からのもの	22	54	△ 32	0.1	0.2	△ 59.3	80.0
基 金 繰 入 金	25	197	△ 172	0.1	0.6	△ 87.3	4,825.0
操    越    金	1,473	1,297	176	4.9	4.2	13.6	11.3
地方債	123	79	44	0.4	0.3	55.7	125.7
その他の収入	598	514	84	1.9	1.6	16.3	11.7
歳入合計	30,348	31,237	△ 889	100.0	100.0	△ 2.8	1.1

イ 歳 出

	//	亚芹24年	亚出立左连	147.74.62	決算額	構成比	増減	<b>城率</b>
区	分	平成24年度	平成23年度	増減額	24年度	23年度	24年度	23年度
総	務	6,442	6,437	5	22.4	21.6	0.1	0.4
サ ー ビ	ス事業費	10,459	10,371	88	36.4	34.8	0.8	0.8
施設	整 備 費	349	319	30	1.2	1.1	9.4	△ 43.3
基金	積 立 金	20	29	△ 9	0.1	0.1	△ 31.0	11.5
公	<b>債</b>	9,565	10,467	△ 902	33.3	35.1	△ 8.6	1.0
元 利	償 還 金	9,565	10,467	△ 902	33.3	35.1	△ 8.6	1.0
一時借	入 金 利 子	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計	繰 出 金	507	758	△ 251	1.8	2.5	△ 33.1	23.1
普通会計	に対するもの	300	478	△ 178	1.0	1.6	△ 37.2	52.2
保険事業勘	定に対するもの	194	245	△ 51	0.7	0.8	△ 20.8	△ 9.3
その他の会	計に対するもの	13	35	△ 22	0.1	0.1	△ 62.9	9.4
前年度線	上充用金	27	25	2	0.1	0.1	8.0	0.0
その他	の支出	1,379	1,407	△ 28	4.7	4.7	△ 2.0	11.0
歳出	合 計	28,748	29,813	△ 1,065	100.0	100.0	△ 3.6	0.8

## 第123表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況(団体別)

(単位 百万円)

					平	成 2	4 年	度				平成	23年度	比	較
区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	翌年度に 繰り越す べき財源	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A)-(K)	(J)-(L)
都道	府県	47	463,450	456,013	7,437	164	766	304,671	0	_	311,178	47	335,585	_	△ 24,407
黒字	の団体	47	463,450	456,013	7,437	164	766	304,671	0	_	311,178	47	335,585	-	△ 24,407
赤字	の団体	-	-	-	_	_	-	_	-	_	_	-	-	-	-
市田	丁 村	110	2,569,914	2,562,028	7,886	4,314	20,296	100,484	4,814	11,647	76,927	111	91,137	Δ 1	△ 14,210
黒字	の団体	77	1,854,258	1,799,032	55,226	77	9,287	99,721	3,297	7,742	141,139	80	154,283	△ 3	△ 13,144
赤字	の団体	33	715,656	762,996	△ 47,340	4,237	11,010	763	1,516	3,905	△ 64,212	31	△ 63,146	2	△ 1,066
合	計	157	3,033,365	3,018,041	15,324	4,478	21,062	405,154	4,814	11,647	388,104	158	426,722	△ 1	△ 38,618
黒字	の団体	124	2,317,708	2,255,045	62,663	241	10,053	404,392	3,298	7,742	452,316	127	489,868	△ 3	△ 37,552
赤字	の団体	33	715,656	762,996	△ 47,340	4,237	11,010	763	1,516	3,905	△ 64,212	31	△ 63,146	2	△ 1,066

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

#### その2 収支の状況(事業別)

200	2 1/1	.071/(//	( <del>)</del>	ונינוא						(=	丰四 日/川 1 70/
	区		分		競馬	事 業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート 競 走 事 業	宝くじ事業	숨 計
歳	入	合	計	(A)	41	1,386	654,291	85,968	1,489,397	392,322	3,033,365
歳	出	合	計	(B)	43	2,300	653,213	83,503	1,456,934	392,090	3,018,041
歳.	入歳出	差 引(	A)-(B)	(C)	△ 2	0,914	1,078	2,465	32,463	232	15,324
翌年	E度に繰り	越すべ	き財源	(D)		23	214	_	4,241	_	4,478
繰	J		金	(E)		3,362	7,668	866	9,166	_	21,062
繰	H	出	金	(F)		581	3,630	603	10,369	389,972	405,154
未	Щ	Z	金	(G)		1,925	9	_	2,700	180	4,814
未	払	4	金	(H)		3,501	142	_	8,003	_	11,647
再 (C) -	是 - (D) — (E) -		引 3) — (H)	(1)	△ 2	5,294	△ 3,309	2,201	24,122	390,384	388,104
車	馬券等	第 売	上額	(٦)	33	4,068	609,334	75,817	915,129	898,235	2,832,583
収	益率	(1) / (.	J) × 1	0 0	Δ	7.6	△ 0.5	2.9	2.6	43.5	13.7
前	年 月	隻 収	益	率	Δ	7.2	△ 0.1	3.8	2.8	45.0	14.7
施	行	ব	体	数		51	60	7	105	67	290
都	道		府	県		11	7	1	1	47	67
市		⊞Ţ		村		40	53	6	104	20	223

<sup>(</sup>注) 1 施行団体数は、平成24年4月1日現在の団体数である。 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

## 第123表 収益事業決算の状況(つづき)

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

	.= ,, ,			<u></u> 左	の		内	訳		
区分	収益金繰入額	民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災害復旧費	その他	公営事業 会 計 へ 繰 出 し
競 馬 事 業	490	_	_	220	_	_	120	_	150	_
都道府県	200	_	_	200	_	_	_	_	_	_
市町村	290	_	_	20	_	_	120	_	150	_
自転車競走事業	3,630	595	555	624	60	159	1,087	111	439	_
都道府県	410	26	65	110	_	_	_	110	99	-
市町村	3,220	569	490	515	60	159	1,087	1	339	_
小型自動車競走事業	603	500	_	83	_	_	_	_	20	_
都道府県	20	_	_	_	_	_	_	_	20	_
市町村	583	500	_	83	_	_	_	_	_	-
モーターボート競走事業	8,324	871	359	2,129	456	58	2,499	0	1,444	508
都道府県	50	_	_	_	_	_	50	_	_	_
市町村	8,274	871	359	2,129	456	58	2,449	0	1,444	508
宝くじ事業	389,972	79,942	19,224	96,706	6,997	11,080	56,610	1,236	118,121	56
都道府県	304,197	64,487	10,472	80,122	6,435	8,973	26,095	1,236	106,377	_
市町村	85,775	15,455	8,752	16,584	562	2,107	30,515	_	11,744	56
合 計	(100.0) 403,018	(20.3) 81,908	(5.0) 20,138	(24.8) 99,761	(1.9) 7,513	(2.8) 11,296	(15.0) 60,316	(0.3) 1,347	(29.8) 120,175	(0.1) 564
都道府県	304,877	64,513	10,537	80,431	6,435	8,973	26,145	1,345	106,498	-
市町村	98,141	17,395	9,601	19,330	1,078	2,323	34,171	1	13,678	564

<sup>(</sup>注) 合計の ( ) 書きは、構成比 (%) である。

### 第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

		Image: section of the	<del></del>	<u> </u>			平成 24 年度	平成 23年度	比	較
			).	J			十成24 千皮	十成23 牛皮	増 減 額	増 減 率
収収益、支的	総		収		益	(A)	1,874	1,881	△ 7	△ 0.4
支節	総		費		用	(B)	1,911	1,910	1	0.1
収資 本 支的	資	本	的	収	入	(C)	354	307	47	15.3
支的	資	本	的	支	出	(D)	357	307	50	16.3
	収支	差引	(A)-(B	B)+(C)-	- (D)	(E)	△ 39	△ 30	△ 9	30.0
	積		$\overline{1}$		金	(F)	_	_	_	_
	繰		越		金	(G)	132	162	△ 30	△ 18.5
	前台	∓ 度	繰上	充 用	金	(H)	_	_	_	_
	形式	収支	(E) — (F	F)+(G)-	- (H)	(1)	94	132	△ 38	△ 28.8
	翌年	度に総	繰り越る	すべき月	財源	(٦)	_	_	_	_
	実	質	収	支	(1)	—(J)	94	132	△ 38	△ 28.8

<sup>(</sup>注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。 2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

## 第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

							平	或 24	年	度				平成	23年度	比	較
×		分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	支 払 準備金 積立額	責 任 準備金 積立額	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J)	団体数	再差引	団体数	再差引
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
市	⊞Ţ	村	56	13,488	12,902	586	230	455	3,054	130	588	1,055	△ 3,491	56	△3,590	0	99
黒	字の	団体	8	2,293	2,018	275	4	114	111	72	46	40	124	7	87	1	37
赤	字の	団体	48	11,195	10,884	311	227	341	2,943	58	542	1,015	△ 3,615	49	△3,676	△ 1	61

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

# 第126表 交通災害共済事業 (直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

				7	平 成	24	年 度	Ę			平成	23年度	比	較
区分	団体数	歳 入合計	歳 出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	未経過 共 済 掛 金	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A) - (K)	(J)-(F)
都道府県	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_
黒字の団体	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	_
赤字の団体	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	_
市町村	79	6,779	5,645	1,134	69	45	348	1	0	1,369	81	1,363	△ 2	6
黒字の団体	69	6,488	5,312	1,175	16	36	348	1	0	1,472	70	1,461	△ 1	11
赤字の団体	10	292	333	△ 41	53	9	_	-	-	△ 102	11	△ 98	△ 1	△ 4
合 計	79	6,779	5,645	1,134	69	45	348	1	0	1,369	81	1,363	△ 2	6
黒字の団体	69	6,488	5,312	1,175	16	36	348	1	0	1,472	70	1,461	△1	11
赤字の団体	10	292	333	△ 41	53	9	_	_	_	△ 102	11	△ 98	△ 1	△ 4

<sup>(</sup>注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

# 第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区分	平 成	24 年 度 償	還額	平成24年度末
区 分	元 金	利 子	āt	現在高
地 方 公 営 企 業	4,018,379	1,125,671	5,144,049	49,911,682
法適用企業	2,768,152	745,137	3,513,289	32,537,585
水道事業	676,310	214,106	890,416	8,353,457
工業用水道事業	50,896	11,941	62,836	441,959
交 通 事 業	276,686	79,434	356,120	3,547,717
電気事業	12,025	3,462	15,487	96,590
ガス事業	12,118	2,477	14,595	112,246
病院事業	331,362	78,067	409,428	3,697,188
下 水 道 事 業	1,160,305	341,023	1,501,328	14,583,187
その他事業	248,450	14,629	263,078	1,705,240
法 非 適 用 企 業	1,250,227	380,533	1,630,760	17,374,097
簡易水道事業	51,845	16,943	68,788	774,286
交 通 事 業	763	44	807	2,940
下 水 道 事 業	886,976	334,398	1,221,373	14,360,172
その他事業	310,644	29,149	339,792	2,236,699
国民健康保険事業	3,685	425	4,111	26,723
後期高齢者医療事業	-	_	_	_
介 護 保 険 事 業	12,583	1,335	13,918	61,627
農業共済事業	-	_	_	_
公立大学附属病院事業	316	152	467	4,852
収 益 事 業	8,525	545	9,071	41,396
合 計	4,043,488	1,128,128	5,171,616	50,046,280

## 第128表 地方財政計画

その1 歳 入 (通常収支分)

								(+111	. 181 ] 707
区分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
<u></u>	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
地 方 税	350,127	340,175	336,569	42.0	41.5	41.1	2.9	1.1	0.8
地 方 譲 与 税	27,564	23,470	22,615	3.3	2.9	2.8	17.4	3.8	4.0
地方揮発油譲与税	2,708	2,756	2,803	0.3	0.3	0.3	△ 1.7	△ 1.7	0.9
石油ガス譲与税	100	110	113	0.0	0.0	0.0	△ 9.1	△ 2.7	△ 5.0
自動車重量譲与税	2,656	2,696	2,884	0.3	0.3	0.4	△ 1.5	△ 6.5	△ 2.8
航空機燃料讓与税	145	140	127	0.0	0.0	0.0	3.6	10.2	△ 3.1
特別とん譲与税	126	125	124	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	10.7
地方法人特別譲与税	21,829	17,643	16,564	2.6	2.2	2.0	23.7	6.5	5.9
地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	1,275	0.1	0.2	0.2	△ 5.0	△ 1.6	△ 67.1
地 方 交 付 税	168,855	170,624	174,545	20.3	20.8	21.3	△ 1.0	△ 2.2	0.5
国 庫 支 出 金	124,491	118,503	117,604	14.9	14.5	14.4	5.1	0.8	△ 3.4
義務教育職員給与費負担金	15,322	14,879	15,575	1.8	1.8	1.9	3.0	△ 4.5	△ 0.6
その他普通補助負担金等	79,805	76,183	74,315	9.6	9.3	9.1	4.8	2.5	△ 4.2
生活保護費負担金	_	28,595	28,299	_	3.5	3.5	皆減	1.0	8.7
生活扶助費等負担金	15,024	_	_	1.8	_	_	皆増	_	_
医療扶助費等負担金	13,409	_	_	1.6	_	_	皆増	_	_
介護扶助費等負担金	769	_	_	0.1	_	_	皆増	_	_
児童保護費等負担金	5,582	5,882	5,474	0.7	0.7	0.7	△ 5.1	7.5	1.8
障害者自立支援給付費等負担金	11,541	10,699	9,767	1.4	1.3	1.2	7.9	9.5	14.9
子どものための金銭の給付交付金	14,178	14,311	14,585	1.7	1.7	1.8	△ 0.9	△ 1.9	△ 31.3
公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,797	3,894	3,906	0.5	0.5	0.5	△ 2.5	△ 0.3	1.0
その他の補助負担金等	15,505	12,802	12,284	1.9	1.6	1.5	21.1	4.2	△ 1.8
公共事業費補助負担金	26,632	24,745	24,984	3.2	3.0	3.1	7.6	△ 1.0	△ 2.6
普通建設事業費補助負担金	26,246	24,361	24,565	3.1	3.0	3.0	7.7	△ 0.8	△ 2.5
災害復旧事業費補助負担金	386	384	419	0.0	0.0	0.1	0.5	△ 8.4	△ 11.6
国 有 提 供 施 設 等 所在市町村助成交付金	275	275	267	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	70	70	68	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
交通安全対策特別交付金	645	706	715	0.1	0.1	0.1	△ 8.6	△ 1.3	△ 2.5
電源立地地域対策等交付金	1,374	1,290	1,319	0.2	0.2	0.2	6.5	△ 2.2	△ 9.3
特定防衛施設周辺整備調整交付金	312	299	305	0.0	0.0	0.0	4.3	△ 2.0	△ 1.9
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	56	56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地 方 債	105,570	111,517	111,654	12.7	13.6	13.6	△ 5.3	△ 0.1	△ 2.7
使 用 料 及 び 手 数 料	15,862	13,888	14,037	1.9	1.7	1.7	14.2	△ 1.1	△ 1.7
雑 収 入	40,059	39,852	40,444	4.8	4.8	4.9	0.5	△ 1.5	△ 1.0
全国防災事業一般財源充当分	△ 113	△ 130	△ 96	_	_	_	△ 13.1	35.4	_
歳 入 合 計	833,607	819,154	818,647	100.0	100.0	100.0	1.8	0.1	△ 0.8

<sup>(</sup>注) 1 全国防災事業一般財源充当分の平成 24年度の額は、平成 24年度地方財政計画に計上された「緊急防災・減災事業一般財源充当分」の額である。 2 構成比については、全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

## 第128表 地方財政計画(つづき)

その2歳 入(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

	計	画	額	構	成	比	増	減	率
区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
震災復興特別交付税	5,723	6,198	6,855	29.2	26.5	38.5	△ 7.7	△ 9.6	皆増
国 庫 支 出 金	13,353	16,895	10,772	68.1	72.4	60.6	△ 21.0	56.8	皆増
災害救助費等負担金	440	529	494	2.2	2.3	2.8	△ 16.8	7.1	皆増
災害等廃棄物処理事業費補助金	212	1,184	2,958	1.1	5.1	16.6	△ 82.1	△ 60.0	皆増
河川等災害復旧事業費補助	1,953	1,995	988	10.0	8.5	5.6	△ 2.1	101.9	皆増
社会資本整備総合交付金	763	441	267	3.9	1.9	1.5	73.0	65.2	皆増
循環型社会形成推進交付金	102	82	176	0.5	0.4	1.0	24.4	△ 53.4	皆増
東日本大震災復興交付金	3,249	5,616	2,842	16.6	24.1	16.0	△ 42.1	97.6	皆増
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1,394	2,029	1,043	7.1	8.7	5.9	△ 31.3	94.5	皆増
中 小 企 業 協 同 組 合 等共同施設等災害復旧費補助金	221	250	500	1.1	1.1	2.8	△ 11.6	△ 50.0	皆増
福島再生加速化交付金	1,088	_	_	5.5	_	_	皆増	_	_
そ の 他	3,932	4,768	1,504	20.0	20.4	8.5	△ 17.5	217.0	皆増
地 方 債	455	233	127	2.3	1.0	0.7	95.3	83.5	皆増
雑 収 入	86	21	34	0.4	0.1	0.2	309.5	△ 38.2	皆増
歳 入 合 計	19,617	23,347	17,788	100.0	100.0	100.0	△ 16.0	31.3	皆増

#### その3歳 入(全国防災事業)

		分		計	画	額	構	成	比	増	減	率
区		77		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
地	方		税	679	123	_	26.9	6.1	_	452.0	皆増	皆増
— 般 月	財 源 充	当	分	113	130	96	4.5	6.4	1.5	△ 13.1	35.4	皆増
国 庫	庫 支 出 金		金	736	800	2,059	29.2	39.4	32.5	△ 8.0	△ 61.1	皆増
	防災対策等推進公立学校施 設 整 備 費 負 担 金			32	265	212	1.3	13.0	3.3	△ 87.9	25.0	皆増
防災対 環 境	防災対策等推進学校施設			604	402	456	24.0	19.8	7.2	50.2	△ 11.8	皆増
防災対策推	進社会資本整	備総合交付	金	78	103	1,077	3.1	5.1	17.0	△ 24.3	△ 90.4	皆増
そ	の		他	23	29	314	0.9	1.4	5.0	△ 20.7	△ 90.8	皆増
地	方 債		債	983	973	4,173	39.0	47.9	66.0	1.0	△ 76.7	皆増
雑	収		入	10	5	1	0.4	0.2	0.0	100.0	400.0	皆増
歳入合計			2,521	2,031	6,329	100.0	100.0	100.0	24.1	△ 67.9	皆増	

## 第128表 地方財政計画(つづき)

その4 歳 出(通常収支分)

での4 版 山 (旭市収文			Ф <b>Б</b>	+##		Llz	194	(早刊	
区分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
W = 55 K	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
給 与 関 係 経 費	203,414	197,479	209,760	24.4	24.1	25.6	3.0	△ 5.9	△ 1.4
給与費(地方議会議員共済会 負担金及び退職手当を除く)	184,632	177,691	187,154 (188,011)	22.1	21.7	22.9 (23.0)	3.9	△ 5.5	△ 1.2
義務教育教職員	56,845	55,627	58,532	6.8	6.8	7.1	2.2	△ 5.0	△ 1.6
警察関係職員	22,841	21,929	23,104	2.7	2.7	2.8	4.2	△ 5.1	△ 1.1
消防職員	12,198	11,561	12,184	1.5	1.4	1.5	5.5	△ 5.1	△ 1.1
一般職員及び義務制以外の 教 員 並 び に 特 別 職 等	92,748	88,574	93,334 (94,191)	11.1	10.8	11.4 (11.5)	4.7	△ 6.0	△ 0.9
地方議会議員共済会負担金	-	_	857	_	_	0.1	_	皆減	△ 36.4
退 職 手 当	18,611	19,587	21,513	2.2	2.4	2.6	△ 5.0	△ 9.0	△ 1.0
恩 給 費	171	201	236	0.0	0.0	0.0	△ 14.9	△ 14.8	△ 13.9
一般行政経費	332,194	318,257	311,406	39.9	38.9	38.0	4.4	2.2	1.0
国庫補助負担金等を伴うもの	173,976	163,919	158,820	20.9	20.0	19.4	6.1	3.2	0.9
生 活 保 護 費	38,935	38,126	37,731	4.7	4.7	4.6	2.1	1.0	8.7
児 童 保 護 費	12,958	11,764	10,949	1.6	1.4	1.3	10.1	7.4	1.8
障害者自立支援給付費	23,081	21,398	19,534	2.8	2.6	2.4	7.9	9.5	14.9
後期高齢者医療給付費	23,547	22,583	21,309	2.8	2.8	2.6	4.3	6.0	7.4
介 護 給 付 費	25,021	23,668	22,442	3.0	2.9	2.7	5.7	5.5	7.2
子どものための金銭の給付交付金	20,366	20,593	20,730	2.4	2.5	2.5	△ 1.1	△ 0.7	△ 22.3
その他の一般行政経費	30,068	25,787	26,125	3.6	3.1	3.2	16.6	△ 1.3	△ 5.1
国庫補助負担金を伴わないもの	139,536	139,993	138,095	16.7	17.1	16.9	△ 0.3	1.4	△ 0.4
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	15,182	14,345	14,491	1.8	1.8	1.8	5.8	△ 1.0	19.3
地域の元気創造事業費	3,500	_	_	0.4	_	_	皆増	_	_
地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	14,950	1.4	1.8	1.8	△ 20.1	0.0	△ 0.3
公 債 費	130,745	131,078	130,790	15.7	16.0	16.0	△ 0.3	0.2	△ 1.2
維持補修費	10,357	9,889	9,667	1.2	1.2	1.2	4.7	2.3	0.6
投 資 的 経 費	110,035	106,698	108,984	13.2	13.0	13.3	3.1	△ 2.1	△ 3.6
直轄事業負担金	5,820	5,874	5,876	0.7	0.7	0.7	△ 0.9	△ 0.0	△ 8.4
公 共 事 業 費	51,936	50,794	51,478	6.2	6.2	6.3	2.2	△ 1.3	△ 3.0
普通建設事業費	51,416	50,271	50,901	6.2	6.1	6.2	2.3	△ 1.2	△ 2.9
災害復旧事業費	520	523	577	0.1	0.1	0.1	△ 0.6	△ 9.4	△ 11.6
一般事業費	28,508	32,548	33,222	3.4	4.0	4.1	△ 12.4	△ 2.0	△ 4.9
普通建設事業費	28,138	32,178	32,852	3.4	3.9	4.0	△ 12.6	△ 2.1	△ 5.0
災害復旧事業費	370	370	370	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別事業費	23,771	17,482	18,408	2.9	2.1	2.2	36.0	△ 5.0	△ 1.1
過疎対策事業費	9,794	8,450	8,055	1.2	1.0	1.0	15.9	4.9	5.9
地域活性化事業費	475	475	559	0.1	0.1	0.1	0.0	△ 15.0	△ 5.7
旧合併特例事業費	6,602	6,602	7,722	0.1	0.1	0.1	0.0	△ 14.5	△ 7.1
防災対策事業費	948	1,003	1,034	0.3	0.5	0.9	o.o △ 5.5	△ 3.0	△ 7.1 △ 3.6
施設整備事業費(一般財源化分)	952	952	1,034	0.1	0.1	0.1	0.0	△ 3.0 △ 8.3	0.0
	5,000	332	1,030	0.1	0.1	0.1	皆増		0.0
※思防火・減火事未貸 給 与の 臨 時 特 例 対 応 分	3,000	7 5 5 0	_	0.0		_		FEIM	_
	_	7,550	_	_	0.9		皆減 	皆増 ・ ・	_
緊急防災・減災事業費	-	4,550	_	_	0.6	_	皆減 	皆増	_
地域の元気づくり事業費	25 (12	3,000	26 500		0.4		皆減	皆増	
	25,612	25,753	26,590	3.1	3.1	3.2	△ 0.5	△ 3.1	△ 1.0
収益勘定繰出金	12,268	12,529	13,239	1.5	1.5	1.6	△ 2.1	△ 5.4	△ 2.3
資本勘定繰出金地方交付税の不交付団体における	13,344 9,300	13,224 7,500	13,351 6,500	1.6	0.9	0.8	0.9 24.0	△ 1.0 15.4	0.3 \( \triangle \) 9.7
平均水準を超える必要経費									
歳出合計	833,607	819,154	818,647	100.0	100.0	100.0	1.8	0.1	△ 0.8

<sup>(</sup>注) 1 平成24年度は、平成25年度と比較対照のため、一部組替えをしている。 2 計画額及び構成比の平成24年度の ( ) は、平成25年度と比較対照のため、「地方議会議員共済会負担金」を「一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等」 へ組み替えた額であり、平成25年度の増減率は、平成24年度の ( ) と比較している。

# 第128表 地方財政計画(つづき)

その5歳 出(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

F7 /	計	画	額	構	成	比	増	減	率
区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
給 与 関 係 経 費	117	121	145	0.6	0.5	0.8	△ 3.3	△ 16.6	皆増
一般行政経費	5,350	6,829	9,496	27.3	29.3	53.4	△ 21.7	△ 28.1	皆増
国庫補助負担金等を伴うもの	3,779	5,283	6,805	19.3	22.6	38.3	△ 28.5	△ 22.4	皆増
国庫補助負担金を伴わないもの	1,571	1,546	2,691	8.0	6.6	15.1	1.6	△ 42.5	皆増
公 債 費	85	18	33	0.4	0.1	0.2	372.2	△ 45.5	皆増
投 資 的 経 費	13,905	16,255	8,091	70.9	69.6	45.5	△ 14.5	100.9	皆増
直轄事業負担金	536	534	555	2.7	2.3	3.1	0.4	△ 3.8	皆増
公 共 事 業 費	12,989	15,211	6,836	66.2	65.2	38.4	△ 14.6	122.5	皆増
一 般 事 業 費	380	510	700	1.9	2.2	3.9	△ 25.5	△ 27.1	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	160	124	23	0.8	0.5	0.1	29.0	439.1	皆増
歳出合計	19,617	23,347	17,788	100.0	100.0	100.0	△ 16.0	31.3	皆増

### その6歳 出(全国防災事業)

	分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
	)J	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
一 般 行	政 経 費	_	_	120	_	_	1.9	_	皆減	皆増
国庫補助負担:	金等を伴うもの	_	_	70	_	_	1.1	_	皆減	皆増
国庫補助負担金	きを伴わないもの	_	_	50	_	_	0.8	_	皆減	皆増
公值	費	802	258	30	31.8	12.7	0.5	210.9	760.0	皆増
投資的	経 費	1,719	1,773	5,743	68.2	87.3	90.7	△ 3.0	△ 69.1	皆増
直轄事	業 負 担 金	94	76	195	3.7	3.7	3.1	23.7	△ 61.0	皆増
公共	事 業 費	1,625	1,697	4,198	64.5	83.6	66.3	△ 4.2	△ 59.6	皆増
— 般	事 業 費	_	_	1,350	_	_	21.3	_	皆減	皆増
公営企業	集 出 金	_	_	436	_	_	6.9	_	皆減	皆増
歳出	合 計	2,521	2,031	6,329	100.0	100.0	100.0	24.1	△ 67.9	皆増

料

# 第129表 地方交付税の状況

その1 算定基礎 (単位 百万円)

						亚世 26 左连		平成25年度			平成24年度	
	区		分			平成26年度	当初	補正	補正後	当 初	補正	補正後
所		得		税	(a)	14,790,000	13,898,000	887,000	14,785,000	13,491,000	110,000	13,601,000
酒				税	(b)	1,341,000	1,347,000	_	1,347,000	1,340,000	-	1,340,000
小	計	(a)	+	(b)	(c)	16,131,000	15,245,000	887,000	16,132,000	14,831,000	110,000	14,941,000
法		人		税	(d)	10,018,000	8,714,000	1,351,000	10,065,000	8,808,000	184,000	8,992,000
消		費		税	(e)	15,339,000	10,649,000	_	10,649,000	10,423,000	△ 107,000	10,316,000
た	ぱ		ح	税	(f)	922,000	991,000	_	991,000	945,000	_	945,000
地	方	交	付	税	(g)	16,023,245	16,267,153	1,160,798	17,427,951	16,466,544	290,640	16,757,183
(c)		×	32%	)		5,161,920	4,878,400	283,840	5,162,240	4,745,920	35,200	4,781,120
(d)		×	34%	)		3,406,120	2,962,760	459,340	3,422,100	2,994,720	62,560	3,057,280
(e)		×	22.3	%		3,420,597	3,141,455	_	3,141,455	3,074,785	△ 31,565	3,043,220
(f)		×	25%	)		230,500	247,750	_	247,750	236,250	_	236,250
精	1	草	分	等		△ 314,524	△ 380,844	417,618	36,774	△ 446,424	224,396	△ 222,028
法	定	加	算	等		864,800	823,100	_	823,100	975,185	_	975,185
地 踏	方 表 え					610,000	990,000	_	990,000	1,050,000	_	1,050,000
臨	時財政	対策物	持例加 1	算額		2,643,832	3,604,532	_	3,604,532	3,836,108	-	3,836,108
特	例	加	算	額		_	_	_	_	_	49	49
地	方	法	人	税	(h)	300	_	_	_	_	-	-
返		還		金	(i)	13	_	_	_	_	-	-
特別	会 計	+ 借 ブ	入 金 償	還	(j)	△ 200,000	△ 100,000	_	△ 100,000	△ 100,000	-	△ 100,000
借フ	、金 等	新利 -	子 充 当	分	(k)	△ 172,900	△ 174,600	_	△ 174,600	△ 242,800	-	△ 242,800
剰	余 :	金の	) 活	用	(1)	100,000	200,000	_	200,000	520,000	-	520,000
地方公金利	公共団体  変動	金融機準備	構の公庫 金 の 活	債権 5 用	(m)	_	650,000	_	650,000	350,000	_	350,000
前年	度が	n 5 0	り繰越	金金	(n)	1,134,864	219,893	_	219,893	460,800	_	460,800
翌年	F 度	へ の	繰越	金	(o)	_	_	△ 1,134,864	△ 1,134,864	-	△ 219,893	△ 219,893
合	計	(g)	$\sim$	(o)		16,885,523	17,062,446	25,934	17,088,380	17,454,544	70,747	17,525,290

#### その2 普通交付税算定状況(平成25年度)

区分	基準	財政需要額	基準	財 政 収	入 額	財源	財源	普通多	₹ 付 税
	財源不足団体	本 財源超過団体 計	財源不足団体	財源超過団体	計	超過額	不足額	交付額	構成比
都 道 府 県	18,045,774	4 1,976,477 20,022,251	9,608,777	1,768,841	11,377,618	△ 207,636	8,436,998	8,425,059	52.5
市町村	21,155,065	5   2,002,124   23,157,189	13,527,430	2,611,096	16,138,526	608,972	7,627,635	7,613,645	47.5
政令指定都可	ī 4,439,693	3 1,559,539 5,999,233	3,841,794	2,098,103	5,939,897	538,564	597,900	594,963	3.7
中核「	2,632,661	1 – 2,632,661	1,935,910	_	1,935,910	_	696,752	695,010	4.3
特 例 「	ī 1,541,972	2 31,806 1,573,779	1,198,482	34,304	1,232,786	2,498	343,491	342,470	2.1
都市	9,449,951	1 338,878 9,788,829	5,408,459	387,251	5,795,710	48,373	4,041,492	4,035,244	25.2
町木	3,090,787	7 71,901 3,162,688	1,142,786	91,438	1,234,224	19,537	1,948,001	1,945,958	12.1
合 計	39,200,840	0 3,978,601 43,179,441	23,136,207	4,379,937	27,516,144	401,336	16,064,633	16,038,705	100.0

<sup>(</sup>注) 1 消費税に乗じる率について平成24年度及び平成25年度は29.5%である。 2 地方税収の状況を踏まえた別枠加算について平成24年度及び平成25年度は地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算である。

<sup>(</sup>注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。 2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

## 第130表 地方債計画

(単位 億円)

	平原	龙 26 年	度		平原	戈 25 年	度	(通常収支	成 24 年 対応分と東E	∃本大震災
	計	画	額		計	画	額	に関連	する事業分の	り合計)
分 分	<u> </u>		ee  大震災分)	区 分 			ee  大震災分)		7/ <del></del> -1	改定後
	(通常収支分)	復旧・復興事業			(通常収支分)	復旧・復興事業		当初計画	改定計画	計画額
一般会計債	47,881	497	983	一般会計債	46,706	287	973	49,969	12,464	62,433
公 共 事 業 等	16,473	_	_	公 共 事 業 等	16,895	_	_	18,630	6,977	25,607
公営住宅建設事業	1,132	440	_	公営住宅建設事業	1,162	233	_	1,475	-	1,475
災害復旧事業	502	42	_	災害復旧事業	435	54	_	328	1,552	1,880
				旧緊急防災・減災事業	_	_	_	3,995	2,646	6,641
全国防災事業	_	_	983	全国防災事業	_	_	973			
教育・福祉施設等整備事業	3,487	_	_	教育・福祉施設等整備事業	3,763	_	_	3,821	913	4,734
一般単独事業	20,047	15	_	一般単独事業	18,634	_	_	15,451	131	15,582
辺地及び過疎対策事業	4,010	_	_	辺地及び過疎対策事業	3,460	_	_	3,297	245	3,542
公共用地先行取得等事業	430	_	_	公共用地先行取得等事業	457	_	_	472	-	472
行政改革推進	1,700	_	_	行政改革推進	1,800	_	_	2,400	-	2,400
調整	100	_	_	調整	100	_	_	100	-	100
	22.660	21			22.170	20	_	24.040	1.006	25.025
公 営 企 業 債	23,668	31	_		23,170	30	_	24,849	1,086	25,935
水道事業	3,987	2	_	水道事業	3,634	5		3,862	455	4,317
工業用水道事業	210	_	_	工業用水道事業	250	_	_		32	309
交通事業	1,789	_	_	交通事業	1,902	_	_	2,356	2	2,358
電気事業・ガス事業	228	_	_	電気事業・ガス事業	195	_	_	70	_	70
港湾整備事業	596	5	_	港湾整備事業	506	5	_	618	_	618
病院事業・介護サービス事業 市場事業・と畜場事業	4,123 449	4	_	病院事業・介護サービス事業	3,432	2	_	3,395 760	1	3,396 760
地域開発事業	1,083	4		市場事業・と畜場事業     地 域 開 発 事 業	1,055	_	_	1,304		1,304
下水道事業	11,003	20	_		11,774	18	_	12,076	596	12,672
観光その他事業	110	20	_	観光その他事業	93	_	_	131		131
既儿での他争未	110			既儿での他争来	93			131		131
습 計	71,549	528	983	h 금 計	69,876	317	973	74,818	13,550	88,368
				公営企業借換債	_	_	_	300	_	300
被災施設借換債	_	15	_	被災施設借換債	_	50	_	150	_	150
特定被災地方公共団体借換債	_	_	_	特定被災地方公共団体借換債	_	1,830	_			
臨時財政対策債	55,952	_	_	臨時財政対策債	62,132	_	_	61,333	_	61,333
退職手当債	800	_	_	退職手当債	1,700	_	_	3,700	_	3,700
国の予算等貸付金債	(740)	(30)	_	国の予算等貸付金債	(689)	_	_	(1,203)	(152)	(1,355)
	, , , , , ,	(==/			,===/			, , === /		. , , , /
総計	(740) 128,301	(30) 543	983	総 計	(689) 133,708	- 2,197	- 973	(1,203) 140,301	(152) 13,550	(1,355) 153,851
公的資金	53,504	543	983	公的資金	55,360	2,197	973	60,610	8,524	69,134
(国の予算等貸付金)	(740)	(30)	903	(国の予算等貸付金)	(689)	۷,۱۶/	9/3	(1,203)	(152)	(1,355)
民間等資金	74,797	(30)	_	民間等資金	78,348	_	_	79,691	5,026	84,717
以间 守 貝 立	/4,/9/			以间夺貝立	/ 0,340			7 3,03 1	5,020	04,/1/

その他同意等の見込まれる項目 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

<sup>(</sup>備 考) 国の予算等貸付金債の ( ) 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

料

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等 (単位 億円・%)

区	分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
国内総生産	(支出側、名目)	4,980,088	5,018,891	5,027,608	5,053,494	5,091,063	5,130,233	4,895,201	4,739,339	4,802,325	4,736,691	4,725,965
国民所得(	要素費用表示)	3,638,901	3,681,009	3,701,166	3,741,251	3,781,903	3,812,392	3,550,380	3,443,848	3,527,028	3,490,563	3,511,139
公 的	支 出	1,215,162	1,198,190	1,177,265	1,167,003	1,147,078	1,153,906	1,141,504	1,170,345	1,168,174	1,175,300	1,181,233
うち地ズ	方の公的支出	647,366	623,688	607,834	585,779	569,927	557,122	541,148	553,398	556,915	553,256	550,080
総固定資本刑	<b>ジ成のうち民間分</b>	824,200	838,486	862,279	890,266	934,320	931,858	875,423	733,599	748,813	777,347	786,801
うち:	企業設備	644,187	658,481	678,469	706,357	746,507	768,317	710,147	607,180	619,451	643,205	646,307
	生産指数 = 100、暦年)	91.4	94.1	98.7	100.0	104.5	107.4	103.8	81.1	94.4	92.2	91.9
	物 価 指 数 = 100、暦年、	101.0	100.7	100.7	100.4	100.7	100.7	102.1	100.7	100.0	99.7	99.7

	^			t	曽		減		率	Ξ					1	É				数	ţ.		
区	分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
国内総生産	(支出側、名目)	△ 0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	△4.6	△ 3.2	1.3	△ 1.4	△ 0.2	100	101	101	101	102	103	98	95	96	95	95
国民所得	(要素費用表示)	△ 0.8	1.2	0.5	1.1	1.1	0.8	△6.9	△ 3.0	2.4	△ 1.0	0.6	100	101	102	103	104	105	98	95	97	96	96
公 的	支 出	△1.5	△ 1.4	△1.7	△ 0.9	△ 1.7	0.6	△1.1	2.5	△0.2	0.6	0.5	100	99	97	96	94	95	94	96	96	97	97
うち地	方の公的支出	△ 2.3	△ 3.7	△ 2.5	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.2	△2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△0.6	100	96	94	90	88	86	84	85	86	85	85
総固定資本	形成のうち民間分	△ 4.5	1.7	2.8	3.2	4.9	△ 0.3	△6.1	△16.2	2.1	3.8	1.2	100	102	105	108	113	113	106	89	91	94	95
うち	企業設備	△4.8	2.2	3.0	4.1	5.7	2.9	△7.6	△14.5	2.0	3.8	0.5	100	102	105	110	116	119	110	94	96	100	100

<sup>(</sup>注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(93SNA、平成17年基準)による。 2 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その2 予算及び地方財政計画等(当初)

[	区 分	平 成 14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
玉	の一般会計	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	82,908,808	83,061,340	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932
財調	<b></b> 投融資計画	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	14,162,200	13,868,900	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900
地	方財政計画	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	83,126,100	83,401,400	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700
	給 与 費	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300	22,467,500	22,167,800	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400
うっち	投資的経費	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900	15,232,800	14,815,100	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400
	うち普通 建設事業費	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300	15,113,800	14,693,800	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400
地	方債計画	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600

<sup>(</sup>注) 1 ( ) 書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、

×	<del></del>	分				増			減率						指					数				
	<u>^</u>	L	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
玉	の —	-般会計	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	100	101	101	101	98	102	102	109	114	114	111
財政	) 投	融資計画	△17.7	△12.6	△12.5	△16.3	△12.5	△ 5.6	△ 2.1	14.4	15.7	△18.8	6.2	100	87	76	64	56	53	52	59	69	56	59
地	方財	才政計画	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.0	0.3	△ 1.0	△ 0.5	0.5	△ 0.8	100	98	97	96	95	95	95	94	94	94	93
	給	与 費	0.2	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.3	△ 0.3	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.4	100	99	97	96	95	95	94	94	92	90	89
うち	投資	<b>資的経費</b>	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△14.2	△ 9.8	△ 2.7	△ 5.1	△15.3	△ 5.1	△ 3.6	100	95	87	80	69	62	60	57	48	46	44
		うち 普 通 建設事業費	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△14.3	△ 9.6	△ 2.8	△ 5.2	△15.4	△ 5.0	△ 3.6	100	95	87	80	68	62	60	57	48	46	44
地	方(	債 計 画	0.1	11.9	△ 5.4	△11.1	△10.2	△10.3	△ 0.3	13.7	12.1	△13.6	△ 1.4	100	112	106	94	84	76	76	86	96	83	82

<sup>( )</sup> 着さは、平成 17年度までは公宮正楽玉融公庫が最終本献公庫がら委託を受けて地方公共団体に融資9 る公有林整備事業債及び早地開発事業債であって、外書である。 なお、平成 18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算 貸付金債に含まれている。 2 平成 24 年度は、通常収支分である。

料

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その3 決算額(総括) (単位 百万円・%)

区分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
国の一般会計歳入	87,289,021	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,713	84,553,478	89,208,229	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033
国 税	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855	52,655,804	45,830,885	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242
うち法人税	9,523,437	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877	14,744,398	10,010,600	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311
国の一般会計歳出	83,674,289	82,415,970	84,896,776	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177
普通会計歳入	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882
一般財源	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533
地方税	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760
普通会計歳出	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554
義務的経費	46,173,123	46,122,063	46,171,414	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160
人 件 費	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626
投資的経費	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155
普通建設事業費	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950
国と地方の歳出純計	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066	149,237,559	150,479,040	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715
租税総額	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016	92,922,621	85,389,411	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002

<sup>(</sup>注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。 2 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

57 /\		#				減		率					指						数				
区 分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
国の一般会計歳入	0.4	△ 1.9	3.8	0.1	△ 5.2	0.2	5.5	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	100	98	102	102	97	97	102	123	115	126	123	
国 税	△ 8.3	△ 1.0	6.0	8.7	3.5	△ 2.7	△ 13.0	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	100	99	105	114	118	115	100	88	95	99	103	
うち法人税	△ 7.2	6.2	13.1	16.0	12.4	△ 1.2	△ 32.1	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	100	106	120	139	157	155	105	67	94	98	102	
国の一般会計歳出	△ 1.3	△ 1.5	3.0	0.7	△ 4.8	0.5	3.5	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	100	98	101	102	97	98	101	121	114	120	116	
普通会計歳入	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	100	98	96	96	94	94	95	101	100	103	103	
一般財源	△ 5.2	△ 3.7	0.7	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	100	96	97	101	105	104	103	97	99	102	101	
地方税	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	100	98	100	104	109	121	119	105	103	102	103	
普通会計歳出	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	100	98	96	96	94	94	95	101	100	102	102	
義務的経費	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	100	100	100	101	100	101	100	99	103	105	104	
人件費	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	100	98	97	96	95	96	93	91	89	89	87	
投資的経費	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	100	88	80	75	70	66	62	69	64	63	63	
普通建設事業費	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	100	88	78	73	69	65	62	69	64	60	60	
国と地方の歳出純計	△ 1.6	△ 2.5	1.8	0.5	△ 1.9	1.0	0.8	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	100	98	99	100	98	99	100	110	106	109	109	
租税総額	△ 7.4	△ 1.5	4.6	6.7	4.1	2.5	△ 8.1	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	100	99	103	110	114	117	108	95	98	100	103	

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その4 決算額(都道府県、市町村)

	×	分	平成14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	成	入	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201	48,245,874	48,045,817	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229
		一般財源	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855	29,328,343	28,589,124	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060
		地方税	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200	20,793,974	20,012,065	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742
都道		うち法人 事 業 税	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677	5,607,734	5,202,621	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658
理	歳	出	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945	47,488,298	47,348,951	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842
県		義務的経費	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496	22,519,217	22,329,115	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931
		人件費	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336	15,086,939	14,729,715	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593
		投資的経費	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376	7,736,078	7,202,306	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890
		普通建設 事 業 費	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535	7,503,000	7,074,676	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899
	歳	入	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606	49,361,930	49,499,476	50,213,527	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351
		一般財源	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021	29,160,840	29,365,170	28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911
		地方税	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960	19,472,842	19,546,461	18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018
市	歳	出	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457	48,223,270	48,388,411	52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411
村		義務的経費	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860	23,999,815	23,971,756	24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540
LT.		人件費	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983	10,169,364	9,875,530	9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034
		投資的経費	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616	6,768,467	6,554,239	7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370
		普通建設事 業費	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533	6,602,388	6,470,337	7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985

																											$\neg$
	区	分						増		減		率							指	i				女	文		_
	_		1	4	1.	5	16	17	18	19	20	21	22	2	23	24	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	歳	入	Δ	4.6	Δ	3.2	△ 1.	6 △ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	6.1	△ 1.8	3	4.2	△ 2.3	100	97	95	95	94	94	93	99	97	101	99
		一般財源		7.3	Δ	3.1	2.	1 6.1	5.4	△ 1.0	△ 2.5	△ 10.0	2.8	3	3.2	0.1	100	97	99	105	111	110	107	96	99	102	102
		地方税	<u> </u> △ 1	10.6	Δ	8.0	5.	7 5.1	7.0	13.3	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5		1.2	2.4	100	99	105	110	118	134	129	106	102	101	104
都		うち法人 事 業 税	△ 1	15.8		5.1	13.	13.9	14.1	4.6	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6		0.6	5.1	100	105	119	136	155	162	151	78	65	65	68
道府	歳	出	Δ	4.6	Δ	3.1	△ 1.	5 △ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.3	6.1	△ 2.4		3.9	△ 2.9	100	97	95	95	94	94	94	99	97	101	98
県		義務的経費	Δ	0.6	Δ	2.4	△ 0.	7 1.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.4	0.7	,	0.3	△ 0.5	100	98	97	98	96	95	95	92	93	93	93
		人 件 費	Δ	1.1	Δ	1.8	△ 0.	3 △ 1.4	0.0	0.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2		0.2	△ 1.3	100	98	97	96	96	97	94	91	90	90	89
		投資的経費	Δ	7.8	△ 1	1.5	△ 9.	4 △ 5.6	△ 7.3	△ 8.0	△ 6.9	7.8	△ 10.6	,	4.6	△ 2.0	100	88	80	76	70	65	60	65	58	61	59
		普通建設 事 業 費	Δ	7.7	△ 1	11.5	△ 10.	5 △ 7.9	△ 5.8	△ 7.0	△ 5.7	8.7	△ 10.8		0.1	△ 5.0	100	88	79	73	69	64	60	65	58	58	55
	歳	入	Δ	2.2	Δ	1.2	△ 1.	1 △ 0.3	△ 2.2	0.3	1.4	6.7	0.6	,	1.7	2.5	100	99	98	97	95	96	97	103	104	106	108
		一般財源	Δ	4.9	Δ	3.8	0.	1 2.2	1.6	△ 0.9	0.7	△ 2.1	1.6	,	2.1	△ 1.0	100	96	96	98	100	99	100	98	99	101	100
		地方税	Δ	1.8	Δ	3.3	△ 0.	2.5	2.8	7.2	0.4	△ 4.5	△ 1.6	,	0.3	△ 0.5	100	97	97	99	102	109	110	105	103	103	103
市	歳	出		1.9	Δ	1.3	△ 1.	1 △ 0.4	△ 2.3	0.6	0.3	7.5	0.2	!	1.5	2.4	100	99	98	97	95	96	96	103	103	105	107
町<		義務的経費		0.7		2.2	0.	9 1.6	△ 1.0	2.0	△ 0.1	1.0	6.8	3	2.1	△ 0.8	100	102	103	105	104	106	106	107	114	116	115
1		人 件 費		2.5	Δ	1.6	△ 1.	3 △ 1.3	△ 1.3	0.4	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	,   	0.6	△ 2.6	100	98	97	95	94	94	92	90	88	87	85
		投資的経費		7.8	△ 1	13.4	△ 9.	4 △ 6.7	△ 6.3	△ 4.9	△ 3.2	12.0	△ 1.9		7.1	5.0	100	87	79	73	69	65	63	71	69	64	68
		普通建設 事 業 費	Δ	7.6	△ 1	13.4	△ 10.	7 △ 7.9	△ 5.5	△ 3.9	△ 2.0	12.3	△ 2.2		11.6	4.3	100	87	77	71	67	65	63	71	70	62	64

## 第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

			実質赤	字比率	連結実質	赤字比率	実質公債	責費比率	将来負	担比率	合	計	合計	(純計)
区	分	団体数	平 成 24年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成23年度
都道	府 県	47	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
政令指	定都市	20	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
市	X	792	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	2	2	3 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)
⊞Ţ	村	930	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	1,789	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	2	2	3 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)

<sup>(</sup>注) 1 団体数及び各数値は、「平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成25年11月29日総務省公表)による。(以下、133表から 135表において同じ。) 2 ( ) 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。 3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

## 第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県 (単位 %)

	区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北	海	道	_	_	21.7	328.6
青	森	県	_	_	17.1	182.1
岩	手	県	_	_	18.6	257.7
宮	城	県	_	_	15.2	251.5
秋	$\blacksquare$	県	_	_	15.4	240.0
Ш	形	県	_	_	14.2	237.5
福	島	県	_	_	14.1	156.4
茨	城	県	_	_	14.1	263.3
栃	木	県	_	_	11.3	130.3
群	馬	県	_	_	11.6	174.3
埼	$\pm$	県	_	_	13.1	222.6
干	葉	県	_	_	11.2	191.9
東	京	都	_	_	1.0	85.4
神	奈 川	県	_	_	10.6	178.8
新	潟	県	_	_	17.4	284.9
富	Ш	県	_	_	18.2	265.4
石	Ш	県	_	_	16.5	229.7
福	井	県	_	_	17.5	191.0
Ш	梨	県	_	_	16.6	216.7
長	野	県	_	_	14.7	192.0
岐	阜	県	_	_	18.4	209.8
静	置	県	_	_	15.0	241.1
愛	知	県	_	_	15.5	244.5
≡	重	県	_	_	14.1	200.0
滋	賀	県	_	_	15.4	215.5
京	都	府	_	_	14.6	251.7
大	阪	府	_	_	18.1	251.2
兵	庫	県	_	_	17.3	345.0
奈	良	県	_	_	11.6	196.7
和	歌山	県	_	_	12.3	186.7
鳥	取	県	_	_	12.7	115.1
島	根	県	_	-	14.6	179.7
岡	Ш	県	_	_	14.0	222.1
広	島	県	_	_	13.8	255.1
Ш		県	_	-	15.0	222.4
徳	島	県	_	_	20.8	212.3
香	Ш	県	_	_	15.2	201.3
愛	媛	県	_	_	14.3	178.5
高	知	県	_	_	14.7	158.6
福	岡	県	_	_	15.0	257.3
佐	賀	県	_	_	14.0	123.5
長	崎	県	_	_	14.3	192.1
熊	本	県	_	_	14.6	201.1
大	分	県	_	_	15.8	181.2
宮	崎	県	_	_	17.1	153.8
鹿	児 島	県	_	_	16.7	235.6
沖	縄	県	_	_	11.0	81.3
<u> </u>		均	_	_	13.7	210.5

<sup>(</sup>注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。

## 第133表 団体別健全化判断比率の状況(つづき)

その2 市区町村(政令指定都市を含む)

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札 幌 市	-	-	7.6	90.8
仙 台 市	_	_	11.3	141.2
さ い た ま 市	_	_	5.4	34.1
千 葉 市	-	2.59	19.5	261.1
横 浜 市	-	_	15.4	200.4
川 崎 市	-	_	10.1	106.3
相 模 原 市	-	_	3.8	43.2
新 潟 市	-	_	11.3	113.5
静岡市	-	_	11.5	87.3
浜 松 市	-	_	11.5	28.3
名 古 屋 市	-	_	12.1	188.4
京 都 市	_	_	13.8	235.4
大 阪 市	-	_	9.4	180.8
堺市	-	_	4.9	36.9
神 戸 市	_	_	10.9	120.2
岡山市	_	_	13.5	64.0
広 島 市	_	_	15.9	238.7
北 九 州 市	_	_	10.8	170.3
福 岡 市	_	_	14.6	191.9
熊 本 市	_	_	11.1	120.7
政令指定都市平均	_	-	11.5	150.5
市区平均	_	-	8.2	38.2
町 村 平 均	_	-	10.7	26.3
市区町村平均	_	_	9.2	60.0

<sup>(</sup>注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

### 第134表 項目別将来負担額等の状況

(単位 百万円)

	区分	都道府県	政令指定都市	市区	町 村	合 計
1	一般会計等に係る地方債の現在高	95,101,846	20,179,836	31,119,691	5,917,544	152,318,917
2	債務負担行為に基づく支出予定額	1,241,785	368,356	1,370,782	134,638	3,115,562
3	公営企業債等繰入見込額	3,105,405	4,872,951	12,451,600	2,517,034	22,946,989
4	組合等負担等見込額	116,830	48,972	910,392	334,430	1,410,623
5	退職手当負担見込額	13,538,770	1,653,102	5,704,386	1,055,303	21,951,561
6	設立法人の負債額等負担見込額	779,429	442,283	338,043	36,645	1,596,400
7	連結実質赤字額	_	5,242	2,072	91	7,405
8	組合等連結実質赤字額負担見込額	6,756	2,576	3,824	1,260	14,416
9	充当可能基金	9,721,827	2,759,642	7,851,711	2,662,391	22,995,571
10	充当可能特定歳入	4,436,607	4,916,036	5,745,269	410,417	15,508,330
11	1〜4に係る基準財政需要額算入見 込額	50,433,053	11,855,988	31,678,153	6,084,005	100,051,198
12	標準財政規模	27,393,598	6,287,041	20,099,890	3,772,170	57,552,699
13	算入公債費等の額	3,980,122	945,417	2,794,234	588,889	8,308,661

<sup>(</sup>注) 将来負担比率の算式は、[1~8の合計値(将来負担額) -9~11の合計値(充当可能財源等)] /(12-13)である。

## 第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区分	都 道 府 県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合 計
水 道 事 業	- / 25	- / 19	- / 1,211	- / 95	- / 1,350
簡易水道事業	- / 1	- / 6	- / 789	- / 4	- / 800
工業用水道事業	- / 41	- / 9	- / 95	- / 9	- / 154
交 通 事 業	- / 3	3 / 21	- / 61	- / 3	3 / 88
電気事業	- / 25	- / 5	- / 30	- / 3	- / 63
ガス事業	- / -	- / 1	- / 28	- / -	- / 29
港湾整備事業	- / 34	- / 4	- / 38	- / 6	- / 82
病院事業	- / 39	- / 16	4 / 480	- / 77	4 / 612
市場事業	- / 9	1 / 18	1 / 133	- / 10	2 / 170
と 畜 場 事 業	- / 1	- / 7	1 / 37	- / 10	1 / 55
宅地造成事業	- / 50	- / 22	2 / 358	2 / 8	4 / 438
下 水 道 事 業	- / 45	- / 30	- / 2,461	- / 21	- / 2,557
観光施設事業	- / 5	- / 5	5 / 272	- / 1	5 / 283
その他事業	- / 15	- / -	1 / 71	- / 39	1 / 125
合 計	- / 293	4 / 163	14 / 6,064	2 / 286	20 / 6,806

<sup>(</sup>注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

## 第136表 歳入決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区		分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
			<i>)</i> ]		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般		財	源	54,223,552	57.8	54,041,188	56.9	182,364	0.3
玉	庫	支	出	金	12,621,992	13.5	13,276,673	14.0	△ 654,681	△ 4.9
	うち普通	建設事	業費支	出金	986,620	1.1	1,298,377	1.4	△ 311,757	△ 24.0
	うち災害	复旧事	業費支	出金	215,915	0.2	121,836	0.1	94,079	77.2
地		方		債	11,738,833	12.5	11,524,844	12.1	213,989	1.9
そ		の		他	15,249,651	16.2	16,192,417	17.0	△ 942,766	△ 5.8
-	うち	繰	入	金	2,682,076	2.9	3,174,034	3.3	△ 491,958	△ 15.5
-	うち	繰	越	金	2,444,944	2.6	2,460,457	2.6	△ 15,513	△ 0.6
-	うち貸	付 金	元 利」	区 入	5,589,686	6.0	5,908,147	6.2	△ 318,461	△ 5.4
ĺ	今			<u></u>	93,834,028	100.0	95,035,122	100.0	△ 1,201,094	△ 1.3

<sup>(</sup>注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その2~6について同じ。

### その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

	<u> </u>	<b>/</b> \		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	区	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般 貝	才	源	925,981	15.4	1,416,427	28.1	△ 490,446	△ 34.6
うち唇	夏災復興特	別交	付税	764,536	12.7	813,449	16.2	△ 48,913	△ 6.0
国 庫	支	出	金	2,837,315	47.2	2,684,829	53.3	152,486	5.7
うち普	通建設事業	業費支	出金	286,384	4.8	336,381	6.7	△ 49,997	△ 14.9
うち災	害復旧事業	業費支	出金	374,881	6.2	250,023	5.0	124,858	49.9
うち東	日本大震災	復興交	付金	1,312,736	21.8	250,061	5.0	1,062,675	425.0
地	方		債	599,099	10.0	235,426	4.7	363,673	154.5
そ	の		他	1,646,458	27.4	697,842	13.9	948,616	135.9
う	ち 繰	入	金	990,425	16.5	246,790	4.9	743,635	301.3
う	ち 繰	越	金	364,705	6.1	37,200	0.7	327,505	880.4
うち	貸付金元	〒利」	収入	267,496	4.5	291,764	5.8	△ 24,268	△ 8.3
合			it .	6,008,853	100.0	5,034,524	100.0	974,329	19.4

### その3 都道府県 (通常収支分)

	区		分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
			)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	ļ	財	源	26,794,886	56.4	26,376,943	54.7	417,943	1.6
玉	庫	支	出	金	5,455,679	11.5	5,664,297	11.8	△ 208,618	△ 3.7
う	ち普通	建設事	業費支	出金	643,839	1.4	769,442	1.6	△ 125,603	△ 16.3
う	ち災害征	复旧事	業費支	出金	157,606	0.3	88,816	0.2	68,790	77.5
地		方		債	6,960,983	14.7	6,844,264	14.2	116,719	1.7
そ		の		他	8,292,524	17.4	9,301,374	19.3	△ 1,008,850	△ 10.8
う	ち	繰	入	金	1,448,551	3.0	2,147,555	4.5	△ 699,004	△ 32.5
う	ち	繰	越	金	899,970	1.9	945,951	2.0	△ 45,981	△ 4.9
う	ち貸	付金	元 利 4	又入	3,952,613	8.3	4,182,414	8.7	△ 229,801	△ 5.5
合			Ē	Ħ	47,504,072	100.0	48,186,878	100.0	△ 682,806	△ 1.4

## 第136表 歳入決算額の状況(つづき)

その4 都道府県(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

×		<del></del>		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	)	ני		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
— 般		₹	源	522,175	15.2	905,832	22.9	△ 383,657	△ 42.4
うち震気	災復興特	別交付	寸税	444,231	12.9	486,722	12.3	△ 42,491	△ 8.7
国 庫	支	出	金	1,127,470	32.8	2,131,374	53.8	△ 1,003,904	△ 47.1
うち普通	建設事業	美費支!	出金	107,531	3.1	311,674	7.9	△ 204,143	△ 65.5
うち災害	復旧事業	美費支と	出金	223,628	6.5	152,374	3.8	71,254	46.8
うち東日	本大震災	復興交付	寸金	226,869	6.6	58,423	1.5	168,446	288.3
地	方		債	212,700	6.2	176,975	4.5	35,725	20.2
そ	の		他	1,570,812	45.8	745,396	18.8	825,416	110.7
うち	繰	入	金	784,043	22.8	237,113	6.0	546,930	230.7
うち	繰	越	金	261,524	7.6	24,067	0.6	237,457	986.6
うち貸	付金元	利収	! 入	295,020	8.6	291,491	7.4	3,529	1.2
合		Ē	+	3,433,157	100.0	3,959,577	100.0	△ 526,420	△ 13.3

### その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区		分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
			71		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
-	般		財	源	29,114,104	55.1	29,318,233	55.0	△ 204,129	△ 0.7
国	庫	支	出	金	7,166,313	13.6	7,612,376	14.3	△ 446,063	△ 5.9
=	うち普通	建設事	手業費	支出金	342,781	0.6	528,935	1.0	△ 186,154	△ 35.2
=	うち災害	復旧事	手業費	支出金	58,309	0.1	33,020	0.1	25,289	76.6
都	道府	県	支と	出 金	3,008,239	5.7	3,065,134	5.8	△ 56,895	△ 1.9
地		方		債	4,797,451	9.1	4,705,308	8.8	92,143	2.0
そ		の		他	8,779,691	16.5	8,581,273	16.1	198,418	2.3
=	5	繰	入	金	1,233,525	2.3	1,026,479	1.9	207,046	20.2
=	5	繰	越	金	1,544,974	2.9	1,514,506	2.8	30,468	2.0
=	うち貸	付 金	元 利	収入	1,672,087	3.2	1,795,683	3.4	△ 123,596	△ 6.9
	ì			計	52,865,798	100.0	53,282,324	100.0	△ 416 <b>,</b> 526	△ 0.8

### その6 市町村 (東日本大震災分)

	 区		——— 分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
			))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	ļ	ld .	源	403,806	12.3	510,595	34.2	△ 106,789	△ 20.9
うち	5 震災	復興特	別交	付税	320,305	9.8	326,726	21.9	△ 6,421	△ 2.0
玉	庫	支	出	金	1,709,844	52.1	553,455	37.0	1,156,389	208.9
うち	普通	建設事	業費支	出金	178,853	5.5	24,707	1.7	154,146	623.9
うち	災害征	复旧事	業費支	出金	151,253	4.6	97,649	6.5	53,604	54.9
うち	東日本	大震災	復興る	で付金	1,085,867	33.1	191,638	12.8	894,229	466.6
都道	府	県	支 出	金	428,640	13.1	295,071	19.8	133,569	45.3
地		方		債	397,075	12.1	73,467	4.9	323,608	440.5
そ		の		他	340,188	10.4	61,433	4.1	278,755	453.8
う	ち	繰	入	金	206,382	6.3	9,677	0.6	196,705	2,032.7
う	ち	繰	越	金	103,181	3.1	13,133	0.9	90,048	685.7
j :	ち貸り	付金ラ	元利.	収入	8,109	0.2	5,572	0.4	2,537	45.5
合				計	3,279,553	100.0	1,494,021	100.0	1,785,532	119.5

## 第137表 目的別歳出決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

			平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
Ŀ			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務	費	8,256,043	9.1	8,238,513	8.9	17,530	0.2
民	生	費	22,441,771	24.6	22,145,470	23.9	296,301	1.3
うち	災 害 救	助費	21,797	0.0	64,863	0.1	△ 43,066	△ 66.4
衛	生	費	5,737,221	6.3	6,117,387	6.6	△ 380,166	△ 6.2
労	働	費	599,086	0.7	739,661	0.8	△ 140,575	△ 19.0
農林	水 産	業費	2,945,550	3.2	3,054,164	3.3	△ 108,614	△ 3.6
商	I	費	5,720,667	6.3	6,088,242	6.6	△ 367,575	△ 6.0
土	木	費	10,745,576	11.8	11,122,868	12.0	△ 377,292	△ 3.4
消	防	費	1,797,583	2.0	1,814,750	2.0	△ 17,167	△ 0.9
警	察	費	3,173,806	3.5	3,205,784	3.5	△ 31,978	△ 1.0
教	育	費	15,620,242	17.1	16,036,974	17.3	△ 416,732	△ 2.6
災害	復	] 費	363,383	0.4	252,738	0.3	110,645	43.8
公	債	費	13,008,637	14.3	12,953,809	14.0	54,828	0.4
そ	の	他	689,177	0.7	741,321	0.8	△ 52,144	△ 7.0
合		計	91,098,742	100.0	92,511,681	100.0	△ 1,412,939	△ 1.5

### その2 純 計 (東日本大震災分)

	Σ	☑ 分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
		<u> </u>		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総		務	費	1,705,802	32.1	1,107,462	24.7	598,340	54.0
民		生	費	710,554	13.4	1,037,064	23.1	△ 326,510	△ 31.5
う	ち	災 害 救	助費	679,258	12.8	940,211	20.9	△ 260,953	△ 27.8
衛		生	費	256,020	4.8	625,858	13.9	△ 369,838	△ 59.1
労		働	費	169,602	3.2	254,089	5.7	△ 84,487	△ 33.3
農	林	水 産 美	業費	235,720	4.4	153,416	3.4	82,304	53.6
商		エ	費	486,236	9.1	459,516	10.2	26,720	5.8
土		木	費	496,706	9.3	162,008	3.6	334,698	206.6
消		防	費	109,188	2.1	24,085	0.5	85,103	353.3
警		察	費	14,339	0.3	11,220	0.2	3,119	27.8
教		育	費	527,701	9.9	139,839	3.1	387,862	277.4
災	害	復 旧	費	607,772	11.4	510,543	11.4	97,229	19.0
公		債	費	68	0.0	5,655	0.1	△ 5,587	△ 98.8
そ		の	他	104	0.0	210	0.1	△ 106	△ 50.5
合			計	5,319,812	100.0	4,490,965	100.0	828,847	18.5

## 第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	<u> </u>	 分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	<u>^</u>	))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	2,463,298	5.3	2,505,324	5.3	△ 42,026	△ 1.7
民	生		費	6,936,466	14.9	6,707,416	14.2	229,050	3.4
うち	災害	救 助	費	8,103	0.0	39,046	0.1	△ 30,943	△ 79.2
衛	生		費	1,611,574	3.5	1,928,470	4.1	△ 316,896	△ 16.4
労	働		費	447,177	1.0	623,601	1.3	△ 176,424	△ 28.3
農林	水 産	業	費	2,084,135	4.5	2,217,521	4.7	△ 133,386	△ 6.0
商	エ		費	3,818,727	8.2	4,094,770	8.7	△ 276,043	△ 6.7
土	木		費	5,012,333	10.8	5,283,299	11.2	△ 270,966	△ 5.1
警	察		費	3,173,924	6.8	3,205,911	6.8	△ 31,987	△ 1.0
教	育		費	10,787,966	23.2	10,908,186	23.0	△ 120,220	△ 1.1
災害	復	IB	費	231,091	0.5	147,398	0.3	83,693	56.8
公	債		費	7,002,256	15.1	6,823,193	14.4	179,063	2.6
そ	の		他	2,933,777	6.2	2,887,813	6.0	45,964	1.6
合		=	t	46,502,724	100.0	47,332,902	100.0	△ 830,178	△ 1.8

### その4 都道府県(東日本大震災分)

		7			平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	L	X	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総		務		費	615,134	20.6	885,217	24.4	△ 270,083	△ 30.5
民		生		費	365,922	12.3	784,542	21.6	△ 418,620	△ 53.4
=	5	災害	救 助	費	337,355	11.3	688,530	19.0	△ 351,175	△ 51.0
衛		生		費	306,993	10.3	617,445	17.0	△ 310,452	△ 50.3
労		働		費	204,523	6.9	266,027	7.3	△ 61,504	△ 23.1
農	林	水 酋	業	費	244,233	8.2	148,617	4.1	95,616	64.3
商		工		費	485,308	16.3	448,174	12.3	37,134	8.3
土		木		費	292,359	9.8	130,209	3.6	162,150	124.5
警		察		費	14,340	0.5	11,276	0.3	3,064	27.2
教		育		費	74,700	2.5	74,180	2.0	520	0.7
災	害	復	IΒ	費	374,970	12.6	261,311	7.2	113,659	43.5
公		債		費	68	0.0	5,655	0.2	△ 5,587	△ 98.8
そ		の		他	567	0.0	224	0.0	343	153.1
1	<u> </u>		=	+	2,979,117	100.0	3,632,877	100.0	△ 653,760	△ 18.0

# 第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	57			平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	区	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	6,303,807	12.3	6,212,623	12.0	91,184	1.5
民	生		費	17,928,508	35.1	17,663,002	34.2	265,506	1.5
うち	5 災害	救 助	費	8,980	0.0	20,898	0.0	△ 11,918	△ 57.0
衛	生		費	4,333,089	8.5	4,422,693	8.6	△ 89,604	△ 2.0
労	働		費	196,926	0.4	315,575	0.6	△ 118,649	△ 37.6
農林	水 産	業	費	1,149,589	2.2	1,151,151	2.2	△ 1,562	△ 0.1
商	エ		費	1,929,781	3.8	2,034,246	3.9	△ 104,465	△ 5.1
土	木		費	5,915,099	11.6	6,011,432	11.6	△ 96,333	△ 1.6
消	防		費	1,659,103	3.2	1,669,544	3.2	△ 10,441	△ 0.6
教	育		費	4,900,772	9.6	5,189,656	10.1	△ 288,884	△ 5.6
災 書	優 復	IB	費	177,058	0.3	131,524	0.3	45,534	34.6
公	債		費	6,065,377	11.9	6,193,232	12.0	△ 127,855	△ 2.1
そ	の		他	572,750	1.1	618,181	1.3	△ 45,431	△ 7.3
合		計	-	51,131,859	100.0	51,612,859	100.0	△ 481,000	△ 0.9

### その6 市町村 (東日本大震災分)

	<u></u>	/\		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	区	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	1,225,072	40.2	331,536	26.0	893,536	269.5
民	生		費	528,763	17.4	451,219	35.3	77,544	17.2
うち	災害	救 助	費	515,875	16.9	445,610	34.9	70,265	15.8
衛	生		費	62,637	2.1	30,354	2.4	32,283	106.4
労	働		費	44,106	1.4	10,158	0.8	33,948	334.2
農林	水 産	業	費	70,001	2.3	23,046	1.8	46,955	203.7
商	工		費	19,946	0.7	15,354	1.2	4,592	29.9
土	木		費	221,615	7.3	35,094	2.7	186,521	531.5
消	防		費	113,492	3.7	27,773	2.2	85,719	308.6
教	育		費	463,873	15.2	74,137	5.8	389,736	525.7
災害	復	IB	費	292,397	9.6	274,088	21.5	18,309	6.7
公	債		費	475	0.0	339	0.0	136	40.1
そ	の		他	2,174	0.1	4,065	0.3	△ 1,891	△ 46.5
合		計	-	3,044,551	100.0	1,277,163	100.0	1,767,388	138.4

## 第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区 分	平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	<u> </u>	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	47,931,683	52.6	48,190,772	52.1	△ 259,089	△ 0.5
	人 件 費	22,970,911	25.2	23,409,535	25.3	△ 438,624	△ 1.9
内	う ち 職 員 給	15,795,430	17.3	16,009,482	17.3	△ 214,052	△ 1.3
訳	扶 助 費	11,978,415	13.1	11,853,503	12.8	124,912	1.1
	公 債 費	12,982,358	14.3	12,927,735	14.0	54,623	0.4
投	資 的 経 費	11,540,161	12.7	12,263,434	13.3	△ 723,273	△ 5.9
	うち普通建設事業費	11,176,683	12.3	12,010,276	13.0	△ 833,593	△ 6.9
	うち補助事業費	5,248,994	5.8	5,685,272	6.1	△ 436,278	△ 7.7
	うち単独事業費	5,082,900	5.6	5,644,979	6.1	△ 562,079	△ 10.0
	うち国直轄事業負担金	844,790	0.9	680,025	0.7	164,765	24.2
	うち災害復旧事業費	363,337	0.4	252,716	0.3	110,621	43.8
	うち補助事業費	287,310	0.3	178,025	0.2	109,285	61.4
	うち単独事業費	71,174	0.1	69,727	0.1	1,447	2.1
そ	の他の経費	31,626,898	34.7	32,057,475	34.6	△ 430,577	△ 1.3
	う ち 物 件 費	8,024,338	8.8	8,270,766	8.9	△ 246,428	△ 3.0
	う ち 補 助 費 等	8,947,299	9.8	8,739,153	9.4	208,146	2.4
	う ち 積 立 金	2,608,977	2.9	2,564,343	2.8	44,634	1.7
合	計	91,098,742	100.0	92,511,681	100.0	△ 1,412,939	△ 1.5

### その2 純 計(東日本大震災分)

区分	平成 24	4年度	平成2	3年度		比	彰	ξ
	決算額	構成比	決算額	構成比	t	増減額		増減率
義務的経費	90,476	1.7	147,445	3.3	Δ	56,969	$\triangle$	38.6
(人 件 費	46,716	0.9	38,938	0.9		7,778		20.0
内うち職員給	30,398	0.6	25,148	0.6		5,250		20.9
計	43,693	0.8	102,865	2.3		59,172	$\triangle$	57.5
公 債 費	68	0.0	5,643	0.1		5,575	$\triangle$	98.8
投 資 的 経 費	1,879,994	35.3	1,035,431	23.1		844,563		81.6
うち普通建設事業費	1,272,267	23.9	524,886	11.7		747,381		142.4
うち補助事業費	890,137	16.7	398,764	8.9		491,373		123.2
うち単独事業費	310,413	5.8	47,926	1.1		262,487		547.7
うち国直轄事業負担金	71,717	1.3	78,196	1.7		6,479	$\triangle$	8.3
うち災害復旧事業費	607,727	11.4	510,543	11.4		97,184		19.0
うち補助事業費	513,155	9.6	379,209	8.4		133,946		35.3
うち単独事業費	85,091	1.6	124,756	2.8		39,665	$\triangle$	31.8
その他の経費	3,349,342	63.0	3,308,089	73.6		41,253		1.2
うち物件費	703,083	13.2	511,912	11.4		191,171		37.3
うち補助費等	243,071	4.6	170,107	3.8		72,964		42.9
うち積立金	1,967,026	37.0	2,056,339	45.8		89,313	$\triangle$	4.3
合 計	5,319,812	100.0	4,490,965	100.0		828,847		18.5

# 第138表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区 分	平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	21,862,162	47.0	21,950,400	46.4	△ 88,238	△ 0.4
	(人 件 費	13,866,970	29.8	14,065,942	29.7	△ 198,972	△ 1.4
内	う ち 職 員 給	9,926,895	21.3	10,025,011	21.2	△ 98,116	△ 1.0
訳	扶 助 費	1,013,434	2.2	1,081,253	2.3	△ 67,819	△ 6.3
	公 債 費	6,981,759	15.0	6,803,205	14.4	178,554	2.6
投	資 的 経 費	6,233,704	13.4	6,569,863	13.9	△ 336,159	△ 5.1
	うち普通建設事業費	6,002,645	12.9	6,422,477	13.6	△ 419,832	△ 6.5
	うち補助事業費	3,175,789	6.8	3,354,502	7.1	△ 178,713	△ 5.3
	うち単独事業費	2,059,975	4.4	2,451,299	5.2	△ 391,324	△ 16.0
	うち国直轄事業負担金	766,880	1.6	616,676	1.3	150,204	24.4
	うち災害復旧事業費	231,060	0.5	147,387	0.3	83,673	56.8
	うち補助事業費	208,554	0.4	125,514	0.3	83,040	66.2
	うち単独事業費	17,652	0.0	16,908	0.0	744	4.4
そ	の他の経費	18,406,858	39.6	18,812,639	39.7	△ 405,781	△ 2.2
	うち物件費	1,494,464	3.2	1,621,214	3.4	△ 126,750	△ 7.8
	う ち 補 助 費 等	11,169,710	24.0	11,008,751	23.3	160,959	1.5
	う ち 積 立 金	1,150,050	2.5	1,206,617	2.5	△ 56,567	△ 4.7
Ê	計	46,502,724	100.0	47,332,902	100.0	△ 830,178	△ 1.8

### その4 都道府県 (東日本大震災分)

	区分	平成2	4年度	平成2	3年度	比	較		
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率		
義	務 的 経 費	28,769	1.0	40,031	1.1	△ 11,262	△ 28.1		
	(人 件 費	26,623	0.9	16,826	0.5	9,797	58.2		
内	うち職員給	16,506	0.6	14,204	0.4	2,302	16.2		
訳	扶 助 費	2,078	0.1	17,562	0.5	△ 15,484	△ 88.2		
	公債費	68	0.0	5,643	0.2	△ 5,575	△ 98.8		
投	資 的 経 費	881,186	29.6	689,394	19.0	191,792	27.8		
	うち普通建設事業費	506,254	17.0	428,083	11.8	78,171	18.3		
	うち補助事業費	328,058	11.0	326,453	9.0	1,605	0.5		
	うち単独事業費	107,239	3.6	24,892	0.7	82,347	330.8		
	うち国直轄事業負担金	70,957	2.4	76,738	2.1	△ 5,781	△ 7.5		
	うち災害復旧事業費	374,932	12.6	261,311	7.2	113,621	43.5		
	うち補助事業費	332,418	11.2	216,840	6.0	115,578	53.3		
	うち単独事業費	33,032	1.1	37,894	1.0	△ 4,862	△ 12.8		
そ	の他の経費	2,069,162	69.4	2,903,452	79.9	△ 834,290	△ 28.7		
	うち物件費	292,513	9.8	213,986	5.9	78,527	36.7		
	う ち 補 助 費 等	656,328	22.0	448,846	12.4	207,482	46.2		
	う ち 積 立 金	720,185	24.2	1,724,486	47.5	△ 1,004,301	△ 58.2		
1	à	2,979,117	100.0	3,632,877	100.0	△ 653,760	△ 18.0		

## 第138表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

### その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区	分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
		)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務	的 経	費	26,128,358	51.1	26,302,852	51.0	△ 174 <b>,</b> 494	△ 0.7
	人	件	費	9,103,941	17.8	9,343,593	18.1	△ 239,652	△ 2.6
内	う	ち 職 員	給	5,868,535	11.5	5,984,471	11.6	△ 115,936	△ 1.9
訳	扶	助	費	10,964,981	21.4	10,772,250	20.9	192,731	1.8
	公	債	費	6,059,436	11.9	6,187,009	12.0	△ 127,573	△ 2.1
投	資	的 経	費	5,915,765	11.6	6,303,436	12.2	△ 387,671	△ 6.2
	うち	普通建設事	業 費	5,738,594	11.2	6,171,491	12.0	△ 432,897	△ 7.0
	う	ち補助事業	美費	2,283,071	4.5	2,553,600	4.9	△ 270,529	△ 10.6
	う	ち単独事業	美費	3,248,091	6.4	3,431,166	6.6	△ 183,075	△ 5.3
	うち	災害復旧事	業 費	177,031	0.3	131,503	0.3	45,528	34.6
	う	ち補助事業	美費	122,772	0.2	78,321	0.2	44,451	56.8
	う	ち単独事業	美費	53,949	0.1	53,138	0.1	811	1.5
そ	O) 1	他 の 経	費	19,087,736	37.3	19,006,571	36.8	81,165	0.4
	э ·	ち物件	費	6,529,874	12.8	6,649,552	12.9	△ 119,678	△ 1.8
	うち	万 補 助 費	等	3,615,357	7.1	3,450,477	6.7	164,880	4.8
	э ·	ち 積 立	金	1,458,927	2.9	1,357,727	2.6	101,200	7.5
2	ì	Ē	Ħ	51,131,859	100.0	51,612,859	100.0	△ 481,000	△ 0.9

### その6 市町村 (東日本大震災分)

(0)	ם נון ו	山竹(米口本)		(,),				(-	単位 日月日・%)
	区	分		平成2	4年度	平成2	3年度	比	較
		)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務	的 経	費	62,182	2.0	107,753	8.4	△ 45,571	△ 42.3
	人	件	費	20,093	0.7	22,112	1.7	△ 2,019	△ 9.1
内	う	ち 職 員	給	13,892	0.5	10,944	0.9	2,948	26.9
訳	扶	助	費	41,615	1.4	85,302	6.7	△ 43,687	△ 51.2
	公	債	費	475	0.0	339	0.0	136	40.1
投	資	的 経	費	1,105,605	36.3	383,212	30.0	722,393	188.5
	うち	普通建設事業	費	813,391	26.7	109,122	8.5	704,269	645.4
	う	ち補助事業	費	597,698	19.6	76,304	6.0	521,394	683.3
	う	ち単独事業	費	211,779	7.0	30,624	2.4	181,155	591.5
	うち	災害復旧事業	費	292,214	9.6	274,088	21.5	18,126	6.6
	う	ち補助事業	費	234,590	7.7	183,982	14.4	50,608	27.5
	う	ち単独事業	費	57,286	1.9	88,116	6.9	△ 30,830	△ 35.0
そ	0 1	他の経	費	1,876,764	61.7	786,198	61.6	1,090,566	138.7
	Э·	ち物件	費	410,569	13.5	297,926	23.3	112,643	37.8
	うち	補助費	等	172,652	5.7	87,807	6.9	84,845	96.6
	Э ·	ち 積 立	金	1,246,840	41.0	331,852	26.0	914,988	275.7
1	ì	計	-	3,044,551	100.0	1,277,163	100.0	1,767,388	138.4

# 第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

### その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条 第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

#### (1) 歳 入

(単位 百万円・%)

	区		分		平成 24 年	度	平成23年	度	比	較	(参考) 全国比較
			))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,373,254	20.8	2,275,364	18.8	97,890	4.3	2.4
地	方	交	付	税	2,293,645	20.1	2,642,413	21.8	△ 348,768	△ 13.2	△ 3.9
	うち震	災復興	特別交	付税	433,751	3.8	475,814	3.9	△ 42,063	△ 8.8	△ 8.7
玉	庫	支	出	金	2,069,652	18.1	3,081,716	25.5	△ 1,012,064	△ 32.8	△ 15.6
そ		の		他	4,670,725	41.0	4,102,940	33.9	567,785	13.8	0.0
6	<u> </u>			計	11,407,276	100.0	12,102,433	100.0	△ 695,157	△ 5.7	△ 2.3

<sup>(</sup>注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

### (2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	X		分		平成24年	度	平成23年	度	比	較	(参考) 全国比較
		,	))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	1,065,989	9.9	1,421,727	12.2	△ 355,738	△ 25.0	△ 9.2
民		生		費	1,517,015	14.1	1,847,251	15.9	△ 330,236	△ 17.9	△ 2.5
	うち	災害	救助	力費	334,016	3.1	654,582	5.6	△ 320,566	△ 49.0	△ 52.5
衛		生		費	601,794	5.6	994,143	8.5	△ 392,349	△ 39.5	△ 24.6
災	害	復	IB	費	435,383	4.0	293,432	2.5	141,951	48.4	48.3
そ		の		他	7,155,443	66.4	7,087,427	60.9	68,016	1.0	△ 1.5
2	ì		i	≣†	10,775,624	100.0	11,643,980	100.0	△ 868,356	△ 7.5	△ 2.9

### (3) 歳 出(性質別内訳)

		7	5			平成24年	度	平成23年	度	比	較	(参考) 全国比較
	L	^	)_	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	É	勺	経	費	4,083,356	37.9	3,978,980	34.2	104,376	2.6	△ 0.5
	中越	沖地	雲復興	基基	除き	3,963,356	36.8	3,978,980	34.2	△ 15,624	△ 0.4	△ 1.0
投	資	É	勺	経	費	1,672,687	15.5	1,789,026	15.4	△ 116,339	△ 6.5	△ 2.0
	うち	普通	11 建 i	没事	業費	1,237,343	11.5	1,495,594	12.8	△ 258,251	△ 17.3	△ 5.0
	うち	災暑	害復	日事	業費	435,344	4.0	293,432	2.5	141,912	48.4	48.3
そ	の	他	の	経	費	5,019,581	46.6	5,875,974	50.4	△ 856,393	△ 14.6	△ 5.7
	う	ち	積	$\overline{1}$	金	954,904	8.9	1,928,305	16.6	△ 973,401	△ 50.5	△ 36.2
Î	<u> </u>			Ē	Ħ	10,775,624	100.0	11,643,980	100.0	△ 868,356	△ 7.5	△ 2.9

<sup>(</sup>注) 中越沖地震復興基金除きは、中越沖地震復興基金に係る公債費を除いたものである。

### 第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況(つづき)

### その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の 市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である 市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものを いう。

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

	区		分		平成24年	度	平成23年	度	比	較	(参考) 全国比較
			)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,145,492	25.2	2,128,202	29.4	17,290	0.8	△ 0.5
地	方	交	付	税	1,381,248	16.2	1,513,324	20.9	△ 132,076	△ 8.7	△ 0.9
	うち震	夏災復興	<b>興特別</b> 交	付税	298,643	3.5	315,045	4.3	△ 16,402	△ 5.2	△ 2.0
玉	庫	支	出	金	2,211,203	26.0	1,278,721	17.7	932,482	72.9	8.7
そ		の		他	2,776,180	32.6	2,322,779	32.0	453,401	19.5	4.4
2	ì			計	8,514,123	100.0	7,243,026	100.0	1,271,097	17.5	2.5

<sup>(</sup>注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

### (2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	区		 分		平成24年	度	平成 23年	度	比	較	(参考) 全国比較
			)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	1,995,653	24.8	1,088,877	15.9	906,776	83.3	15.0
民		生		費	2,297,581	28.6	2,196,536	32.2	101,045	4.6	1.9
	うち	災害	救	助費	514,624	6.4	446,610	6.5	68,014	15.2	12.5
衛		生		費	506,723	6.3	518,595	7.6	△ 11,872	△ 2.3	△ 1.3
災	害	復	ΙВ	費	292,217	3.6	270,513	4.0	21,704	8.0	15.7
そ		の		他	2,939,939	36.7	2,753,707	40.3	186,232	6.8	△ 0.2
É	<u>}</u>			計	8,032,113	100.0	6,828,228	100.0	1,203,885	17.6	2.4

#### (3) 歳 出(性質別内訳)

	⊳	7	5	4		平成 24年	度	平成 23年	度	比	較	(参考) 全国比較
		_	).	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	É	þ	経	費	2,744,651	34.2	2,816,577	41.2	△ 71,926	△ 2.6	△ 0.8
投	資	É	þ	経	費	1,116,029	13.9	942,493	13.8	173,536	18.4	5.0
	うち	普通	1建	没事!	業 費	823,996	10.3	671,981	9.8	152,015	22.6	4.3
	うち	災暑	₹復	日事	業 費	292,033	3.6	270,513	4.0	21,520	8.0	15.7
そ	の	他	の	経	費	4,171,433	51.9	3,069,158	45.0	1,102,275	35.9	5.9
	う	ち	積	$\overline{1}$	金	1,456,450	18.1	515,727	7.6	940,723	182.4	60.1
ĺ	<u></u>			Ē	it	8,032,113	100.0	6,828,228	100.0	1,203,885	17.6	2.4

## 第140表 特定被災地方公共団体における経営状況

その1 全体の経営状況 (単位 事業・億円)

		\	\	年度		23	(A)		24	(B)		増 減 (B)-(A)	
区分	<b>\</b>			項目	法適用企業	法非適用 企業	合 計	法適用企業	法非適用 企業	合計	法適用企業	法非適用 企業	合 計
黒	字	事	業	数	205 (62.7%)	603 (97.9%)	808 (85.7%)	239 (74.2%)	609 (99.0%)	848 (90.5%)	34	6	40
黒		字		額	507	212	718	771	212	982	264	0	264
赤	字	事	業	数	122 (37.3%)	13 (2.1%)	135 (14.3%)	83 (25.8%)	6 (1.0%)	89 (9.5%)	△ 39	△ 7	△ 46
赤		字		額	445	26	471	201	18	219	△ 244	△ 7	△ 252
総	事	1	業	数	327	616	943	322	615	937	△ 5	△ 1	△ 6
収				支	62	186	247	570	193	763	508	7	516

<sup>(</sup>注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。 3 ( ) は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

## 第140表 特定被災地方公共団体における経営状況(つづき)

その2 事業別総収支額

		区分	法	適用企	業		 : 適 用 1	 È 業		 合	—————————————————————————————————————	
黒	 字・	\	23年度	24年度	増減額	23年度	24年度	増減額	23年度	24年度	増減額	
	赤字の	別			(B)—(A)			(D) — (C)			(F)—(E)	[(F)-(E)]/(E)
事業	$\rightarrow$		(A)	(B)	10015	(C)	(D)		(E)	(F)	10.000	
		黒 字	27,919	38,831	10,912	391	438	47	28,310	39,269	10,959	38.7
水	道	赤字(△)	12,226	2,487	△ 9,739	76	-	△ 76	12,302	2,487	△ 9,815	△ 79.8
		収 支	15,692	36,343	20,651	316	438	123	16,008	36,782	20,773	129.8
		黒 字	7,418	8,271	854	-	-	_	7,418	8,271	854	11.5
工業用水	道	赤字(△)	550	1,988	1,438	-	-	_	550	1,988	1,438	261.4
		収 支	6,868	6,283	△ 584	_	_	_	6,868	6,283	△ 584	△ 8.5
		黒 字	2,499	4,195	1,696	-	-	_	2,499	4,195	1,696	67.9
交 ;	通	赤字(△)	127	167	40	_	-	_	127	167	40	31.
		収 支	2,372	4,028	1,656	_	_	_	2,372	4,028	1,656	69.
		黒 字	954	1,006	52	11	16	6	964	1,022	58	6.0
電	気	赤字(△)	310	0	△ 310	-	-	_	310	_	△ 310	皆涯
		収 支	644	1,006	362	11	16	6	655	1,022	368	56.
		黒 字	336	949	613	-	-	-	336	949	613	182.
ガ	ス	赤字(△)	3,813	0	△ 3,813	-	-	_	3,813	_	△ 3,813	皆源
		収 支	△ 3,478	949	4,427	-	-	_	△ 3,478	949	4,427	127.3
		黒 字	6,791	10,166	3,375	-	-	_	6,791	10,166	3,375	49.
病	院	赤字(△)	10,492	5,226	△ 5,266	-		-	10,492	5,226	△ 5,266	△ 50.2
		収 支	△ 3,701	4,940	8,640	_	-	_	△ 3,701	4,940	8,640	233.5
		黒 字	3,587	2,941	△ 646	16,279	15,702	△ 577	19,866	18,643	△ 1,223	△ 6.2
下 水 ;	道	赤字(△)	7,420	2,108	△ 5,312	453	14	△ 439	7,873	2,122	△ 5,751	△ 73.0
		収 支	△ 3,833	834	4,666	15,826	15,688	△ 138	11,993	16,521	4,528	37.8
		黒 字	_	_	_	277	2,093	1,816	277	2,093	1,816	655.4
港湾整(	備	赤字(△)	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-
		収 支	-	_	_	277	2,093	1,816	277	2,093	1,816	655.4
		黒 字	13	3	△ 10	790	211	△ 579	803	215	△ 589	△ 73.3
市:	場	赤字(△)	_	_	_	248	-	△ 248	248	_	△ 248	皆源
		収 支	13	3	△ 10	542	211	△ 331	556	215	△ 341	△ 61.4
		黒 字	_	_	_	105	124	19	105	124	19	18.
と畜生	場	赤字(△)	_	_	_	-	-	_	-	_	_	-
		収 支	-	_	_	105	124	19	105	124	19	18.
		黒字	50	24	△ 26	424	342	△ 82	474	366	△ 108	△ 22.8
観 光 施 記	設	赤字(△)	74	191	118	39	3	△ 36	113	195	82	72.2
		収 支	△ 24	△ 168	△ 143	385	339	△ 46	361	171	△ 189	△ 52.
		黒 字	1,006	10,349	9,343	2,532	1,960	△ 572	3,538	12,309	8,771	247.
宅 地 造 6	成	赤字(△)	9,409	7,865	△ 1,544	1,765	1,803	38	11,175	9,668	△ 1,506	△ 13.
		収 支	△ 8,403	2,484	10,887	767	157	△ 610	△ 7,637	2,641	10,278	134.6
		黒 字	_	_	_	-	-	_	-	_	_	
有料道	路	赤字(△)	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-
		収 支	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
		黒 字	_	_	_	94	75	△ 19	94	75	△ 19	△ 20.
駐車	場	赤字(△)	_	_	_	_	-	-		_	_	-
		収支	_	_	_	94	75	△ 19	94	75	△ 19	△ 20.7
		黒 字	81	27	△ 54	287	231	△ 56	368	258	△ 110	△ 30.0
介護サービ	<sub>ス</sub>	赤字(△)	27	27	0	15	28	14	42	55	14	33.2
		収支	54	△ 1	△ 55	272	203	△ 69	327	202	△ 124	△ 38.0
		黒 字	-	294	294	-/ -	-		-	294	294	
そ の 1	他	赤字(△)	51	23	△ 28	_		_	51	23	△ 28	△ 55.
		収支	△ 51	271	322	_		_	△ 51	271	322	626.9
		黒 字	50,653	77,056	26,403	21,189	21,192	3	71,843	98,248	26,406	36.8
合 擅	計	赤字(△)	44,499	20,082		2,595	1,849	△ <b>747</b>	47,094	21,931	△25,163	△ 53.4
	u1	が子(△) 収 支	6,154	56,974	50,820	18,594	19,343	749	24,748	76,317	51,569	208.4
		4X X	0,154	50,5/4	50,020	10,374	1 3,343	749	44,740	70,317	21,309	200.4

<sup>(</sup>注) 収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

## 第140表 特定被災地方公共団体における経営状況(つづき)

その3 赤字黒字別事業数の推移

事業	年度	23	(A)	24	(B)	対 前 年 度 比 較 (B)-(A)(C)	増 減 率 (C)/(A) (%)
水道	黒字	160	(73.4%)	190	(88.4%)	30	18.8
	赤字	58	(26.6%)	25	(11.6%)	△ 33	△ 56.9
工業用水道	黒字	20	(87.0%)	19	(82.6%)	△ 1	△ 5.0
	赤字	3	(13.0%)	4	(17.4%)	1	33.3
交 通	黒字	3	(75.0%)	3	(75.0%)	-	-
	赤字	1	(25.0%)	1	(25.0%)	_	-
電気	黒字	4	(80.0%)	5	(100.0%)	1	25.0
	赤字	1	(20.0%)	_	-	△ 1	皆減
ガス	黒字	5	(83.3%)	6	(100.0%)	1	20.0
	赤字	1	(16.7%)	_	-	△ 1	皆減
病 院	黒字	35	(53.8%)	39	(60.9%)	4	11.4
	赤字	30	(46.2%)	25	(39.1%)	△ 5	△ 16.7
下 水 道	黒字	387	(94.6%)	391	(95.4%)	4	1.0
	赤字	22	(5.4%)	19	(4.6%)	△ 3	△ 13.6
港湾整備	黒字	8	(100.0%)	8	(100.0%)	-	-
	赤字	_	_	_	-	_	_
市場	黒字	30	(93.8%)	32	(100.0%)	2	6.7
	赤字	2	(6.3%)	-	_	△ 2	皆減
と 畜 場	黒字	3	(100.0%)	3	(100.0%)	_	-
	赤字	_	_	_	-	_	_
観光施設	黒字	23	(85.2%)	21	(84.0%)	△ 2	△ 8.7
	赤字	4	(14.8%)	4	(16.0%)	_	-
宅 地 造 成	黒字	73	(93.6%)	71	(92.2%)	△ 2	△ 2.7
	赤字	5	(6.4%)	6	(7.8%)	1	20.0
有料道路	黒字	_	-	_	-	-	-
	赤字	_	_	_	_	_	_
駐車場整備	黒字	21	(100.0%)	21	(100.0%)	_	-
	赤字	_	_	_	-	_	_
介護サービス	黒字	36	(87.8%)	37	(90.2%)	1	2.8
	赤字	5	(12.2%)	4	(9.8%)	△ 1	△ 20.0
そ の 他	黒字	-	_	2	(66.7%)	2	皆増
	赤字	3	(100.0%)	1	(33.3%)	△ 2	△ 66.7
合 計	黒字	808	(85.7%)	848	(90.5%)	40	5.0
	赤字	135	(14.3%)	89	(9.5%)	△ 46	△ 34.1

<sup>(</sup>注) ( ) 書は、事業全体(建設中のものは除く。)に対する比率である。

第141表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

	年 度	23	24	対 前 年	度比較
項目		(A)	(B)	(B)-(A) (C)	(C)/(A)
総収益	(a)	1,138,925	1,169,243	30,318	2.7
経常収益	(b)	1,122,203	1,152,157	29,954	2.7
営 業 収 益		973,100	1,015,347	42,246	4.3
営業収益(受託工事収益を除く)	(c)	970,859	1,012,303	41,444	4.3
		902,882	940,513	37,631	4.2
他会計負担金		79,542	78,874	△ 668	△ 0.8
収益~他会計補助金のうち		66,777	59,566	△ 7,211	△ 10.8
のつら   国庫補助金		4,885	2,580	△ 2,305	△ 47.2
都道府県補助金		2,031	2,494	464	22.8
特別 利益	(d)	16,722	17,022	300	1.8
総 費 用	(e)	1,132,771	1,112,269	△ 20,502	△ 1.8
経 常 費 用	(f)	1,087,245	1,091,473	4,228	0.4
営 業 費 用		993,059	1,002,641	9,583	1.0
経常		320,681	318,996	△ 1,685	△ 0.5
費用 る減価 償却費		202,350	202,358	8	0.0
支払利息		74,458	68,682	△ 5,776	△ 7.8
特 別 損 失	(g)	45,525	20,969	△ 24,556	△ 53.9
経 常 損 益	(b-f)	34,958	60,684	25,726	73.6
∫経 常 利 益		59,356	74,378	15,022	25.3
経 常 損 失	(h)	24,398	13,693	△ 10,705	△ 43.9
特 別 損 益	(d-g)	△ 28,804	△ 3,948	24,856	86.3
純 損 益	(a – e)	6,154	56,974	50,820	825.7
∫ 純 利 益		50,653	77,056	26,403	52.1
純 損 失		44,499	20,082	△ 24,417	△ 54.9
累 積 欠 損 金	(i)	490,029	486,185	△ 3,843	△ 0.8
不良債務	(j)	9,249	7,896	△ 1,353	△ 14.6
経 常 収 支 比 率	(b/f)	103.2	105.6	2.3	_
総収支比率	(a/e)	100.5	105.1	4.6	_
経常損失比率	(h/c)	2.5	1.4	△ 1.2	_
に対する 累積欠損金比率割 合	(i/c)	50.5	48.0	△ 2.4	_
不良債務比率	(j/c)	1.0	0.8	△ 0.2	_
総 事 業 数	(k)	328	323	△ 5	△ 1.5
うち建設中	(l)	1	1	_	_
経常損失を生じた事業数	(m)	107	82	△ 25	△ 23.4
純損失を生じた事業数	(n)	122	83	△ 39	△ 32.0
累積欠損金を有する事業数	(o)	140	127	△ 13	△ 9.3
不良債務を有する事業数	(p)	13	11	△ 2	△ 15.4
経常損失を生じた事業数総事業数に	(m/(k-l))	32.7	25.5	△ 7.3	_
対する割合   純預矢を生じた事業数	(n/(k-l))	37.3	25.8	△ 11.5	_
(建設中を 累積欠損金を有する事業数	(o/(k-l))	42.8	39.4	△ 3.4	_
不良債務を有する事業数	(p/(k - l))	4.0	3.4	△ 0.6	_

<sup>(</sup>注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

## 第141表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況(つづき)

その2 事業別決算状況 (単位 百万円・%)

		事 業	^ <del>= **</del>	水道	工業用	÷.~	<b>=</b> /=	Th-2	بخين <u>بخي</u>	T 1/2	7.0/1
項目			全事業	(含簡水)	水道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
総	収 益	(a)	1,169,243	369,351	37,114	27,174	13,335	47,758	541,120	92,216	41,175
経常	以 益	(b)	1,152,157	368,091	36,664	27,174	13,272	47,628	537,547	90,415	31,366
営	業 収 益		1,015,347	345,525	31,087	20,365	13,088	45,927	460,411	72,019	26,924
営業収益(	(受託工事収益を除く)	(c)	1,013,053	344,607	31,085	20,365	13,088	44,554	460,411	72,019	26,924
	料 金 収 2	\	940,513	333,843	29,287	19,149	12,809	42,294	429,592	50,479	23,058
経常	他会計負担金	È	77,737	738	43	-	-	_	62,770	14,187	-
経 常 収 益 く のうち	他会計補助金	È	59,531	10,287	865	6,725	68	635	21,468	17,398	2,086
0, 7.5	国庫補助 5	È	3,207	581	124	20	_	626	1,750	105	-
	都道府県補助会	È	2,494	1,129	_	4	-	-	1,276	85	-
特	別利	益 (d)	17,022	1,260	450	0	_	129	3,573	1,801	9,809
総	費用	(e)	1,112,269	333,007	30,831	23,146	12,329	46,808	536,180	91,383	38,585
経 常	費用	(f)	1,091,473	330,705	29,863	23,139	12,329	46,717	532,111	85,868	30,742
営	業 費 用		1,002,641	300,935	26,871	21,167	11,200	45,115	503,212	64,550	29,591
経常	「職員給与	費	318,996	36,280	3,574	7,935	2,668	3,888	256,452	4,206	3,993
費用く	減価償却	专	202,358	113,224	12,378	4,388	3,339	5,641	29,894	32,204	1,290
のうち	支 払 利 息	1	68,682	28,791	2,863	1,823	1,101	1,343	11,264	20,886	612
特易	別損	₹ (g)	20,796	2,303	968	7	_	92	4,069	5,515	7,842
経 常	損 益	(b-f)	60,684	37,386	6,801	4,035	943	912	5,436	4,548	623
∫ 紹	圣 常 利 益	益	74,378	39,796	8,041	4,202	943	912	11,571	5,605	3,308
→ ○ 紅	圣 常 損 st	<b>≒</b> (h)	13,693	2,410	1,239	167	_	_	6,135	1,057	2,685
特 別	損  益	(d-g)	△ 3,774	△ 1,043	△ 518	△ 6	_	37	△ 496	△ 3,714	1,967
純	損   益	(a - e)	56,974	36,343	6,283	4,028	1,006	949	4,940	834	2,590
∫ 純	屯 利 益	益	77,056	38,831	8,271	4,195	1,006	949	10,166	2,941	10,696
( 紅	屯 損	ŧ	20,082	2,487	1,988	167	_	_	5,226	2,108	8,106
累 積	欠 損 金	(i)	486,185	19,248	3,134	103,332	_	27,469	256,922	14,406	61,674
不 良	債 務	(j)	7,896	-	_	1,845	-	-	467	1,321	4,263
経 常 収	又 支 比 率	(b/f)	105.6	111.3	122.8	117.4	107.6	102.0	101.0	105.3	102.0
総収	支 比 率	(a/e)	105.1	110.9	120.4	117.4	108.2	102.0	100.9	100.9	106.7
営業収益	経常損失比	率 (h/c)	1.4	0.7	4.0	0.8	-	-	1.3	1.5	10.0
に対する!	累積欠損金比率	率 (i/c)	48.0	5.6	10.1	507.4	-	61.7	55.8	20.0	229.1
割合	不良債務比	率 (j/c)	0.8	-		9.1	_	_	0.1	1.8	15.8
総事	業 業	枚 (k)	323	165	24	3	4	6	64	33	24
Э	ち 建 設 ロ	Þ (l)	1	_	1	_	-	-	_	_	-
経常損失	を生じた事業数	数 (m)	82	24	3	1	_	_	30	15	9
純損失を	生じた事業数	效 (n)	83	25	4	1	_	_	25	18	10
累積欠損金	金を有する事業数	枚 (0)	127	35	6	3	-	2	49	19	13
不良債務	を有する事業数	牧 (p)	11	-	_	2	_	_	3	4	2
	経常損失を生じた事業数	数 (m/ (k - l))	25.5	14.5	13.0	33.3	-	_	46.9	45.5	37.5
総事業数に対する割合	純損失を生じた事業数	数 (n/ (k - l))	25.8	15.2	17.4	33.3	_	_	39.1	54.5	41.7
(Z曲 = 5.0 由 た	累積欠損金を有する事業数		39.4	21.2	26.1	100.0	_	33.3	76.6	57.6	54.2
	不良債務を有する事業数	数 (p/(k - l))	3.4	_	_	66.7	_	-	4.7	12.1	8.3
				·							

<sup>(</sup>注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第142表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

	年 度	23	24	対 前 年	度 比 較
項		23 (A)	24 (B)	(B)-(A) (C)	(C)/(A)
	総 収 益 (a)	271,777	287,626	15,849	5.8
	営 業 収 益	161,231	177,612	16,381	10.2
	営業収益 (受託工事収益を除く) (b)	160,964	176,310	15,346	9.5
収	うち 料 金 収 入	105,068	118,734	13,666	13.0
	営 業 外 収 益	110,546	110,014	△ 532	△ 0.5
益	うち 国庫(県)補助金	8,534	16,620	8,087	94.8
的	うち 他会計繰入金	95,784	85,611	△ 10,173	△ 10.6
収	総 費 用 (c)	187,868	197,649	9,781	5.2
	営 業 費 用	124,377	135,185	10,808	8.7
支	うち 職 員 給 与 費	14,283	13,806	△ 477	△ 3.3
	営 業 外 費 用	63,491	62,464	△ 1,027	△ 1.6
	うち 支 払 利 息	56,111	52,787	△ 3,323	△ 5.9
	収 支 差 引	83,909	89,978	6,068	7.2
	資 本 的 収 入	359,498	393,363	33,865	9.4
	うち 地 方 債	119,280	141,803	22,523	18.9
資	うち 国庫(県)補助金	73,485	107,874	34,389	46.8
本的	うち 他会計繰入金	142,619	119,554	△ 23,064	△ 16.2
収	資 本 的 支 出	418,467	482,856	64,389	15.4
支	うち 建 設 改 良 費	221,532	241,062	19,530	8.8
	うち 地 方 債 償 還 金 (d)	187,423	220,182	32,759	17.5
	収 支 差 引	△ 58,969	△ 89,494	△ 30,524	△ 51.8
収	支 再 差 引	24,940	484	△ 24,456	△ 98.1
積	立 金	1,382	1,765	383	27.7
前	年度からの繰越金	27,188	48,912	21,723	79.9
前	年 度 繰 上 充 用 金	2,642	2,410	△ 232	△ 8.8
形	式 収 支 (e)	51,577	47,891	△ 3,687	△ 7.1
E	翌年度へ繰り越すべき財源 (f)	32,983	28,548	△ 4,436	△ 13.4
実	質 収 支 (e)-(f)	18,594	19,343	749	4.0
	∮黒  字	21,189	21,192	3	0.0
	→ 字 (△)(g)	2,595	1,849	△ 747	△ 28.8
収	益的収支比率(a)/[(c)+(d)]×100	72.4	68.8	△ 3.6	-
赤	字 比 率 (g)/(b)×100	1.6	1.0	△ 0.6	-
総	事 業 数	624	625	1	0.2
-	うち建設中	8	10	2	25.0
収益	á的収支で赤字を生じた事業数	64	56	△ 8	△ 12.5
実質	質収支で赤字を生じた事業数	13	6	△ 7	△ 53.8

<sup>(</sup>注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

## 第142表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況(つづき)

その2 事業別決算状況

				事	業	全事業	簡易	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地	有料	駐車場	介護
項			_				水道								造成	道路		
	総	収	益		(a)	287,626	6,654	209	65	226,256	11,403	6,616	949	2,626	24,402	-	1,825	6,623
	営	業	収	益		177,612	4,396	77	64	130,656	7,887	3,903	878	1,312	21,351	-	1,117	5,970
	営業収益	住(受託工事)	収益を除く	.)	(b)	176,310	4,361	77	64	130,523	7,233	3,903	878	1,312	20,870	-	1,117	5,970
収	うち	5 料 金	皇 収	入		118,734	4,301	77	64	75,137	7,081	3,557	874	1,092	19,673	-	908	5,970
益	営	業外	収	益		110,014	2,258	131	0	95,600	3,516	2,712	71	1,314	3,051	-	708	653
的	うち	6 他会	計繰入	金.		85,611	2,028	82	-	75,032	3,143	1,494	50	866	1,877	-	449	590
l _	総	費	用		(c)	197,649	4,732	202	35	167,743	5,491	5,332	841	2,329	3,426	-	1,059	6,459
収	営	業	費	用		135,185	3,349	193	35	112,596	3,208	4,263	823	2,270	1,627	-	557	6,263
支	うち	5 職員	給 与	費		13,806	651	137	4	7,965	68	1,125	82	685	325	-	19	2,745
	営	業外	費	用		62,464	1,383	9	0	55,147	2,283	1,069	17	59	1,799	-	502	196
	うち	5 支 払	」 利	息		52,787	1,337	1	-	46,875	2,228	599	17	35	1,386	-	167	143
	収 🕏	支 差	51		$\perp$	89,978	1,922	7	29	58,513	5,912	1,284	109	297	20,977	_	766	164
	資 本	的机	又入			393,363	8,522	4	-	239,824	32,190	5,020	1,754	370	104,343	-	569	765
1/200	うち	地	方	債		141,803	2,835	-	-	74,657	10,961	1,066	1,014	215	51,041	-	5	9
資本	うち	他会計	操 入	金		119,554	3,095	4	-	48,625	17,078	1,977	11	130	47,452	-	463	720
的	資 本	的 3	支 出			482,856	10,382	11	-	298,447	37,162	6,799	1,807	573	125,403	-	1,348	925
収支	うち	建設	改良	費		241,062	6,589	-	-	162,347	21,720	3,972	1,707	363	44,176	-	92	95
	うち	地方債	賃 償 還	金	(d)	220,182	3,791	11	-	123,807	15,331	2,791	98	202	72,247	-	1,080	824
	収 🕏	支 差	31			△ 89,494	△ 1,860	△ 7	-	△ 58,623	△ 4,972	△ 1,779	△ 53	△ 203	△ 21,060	_	△ 779	△ 159
形	式	収	支		(e)	47,891	520	-	16	27,110	14,033	854	145	347	4,588	-	75	203
<u> </u>	発生度へ繰り返り	繰り越すべ	き財源		(f)	28,548	82	-	-	11,422	11,940	643	21	8	4,431	-	0	0
実	質	収	支	(e)-	-(f)	19,343	438	-	16	15,688	2,093	211	124	339	157	-	75	203
	∫黒			字		21,192	438	-	16	15,702	2,093	211	124	342	1,960	-	75	231
	一			字 (△)	(g)	1,849	-	-	-	14	_	-	-	3	1,803	-	-	28
収	益的収	支比率	(a) / ((c)	$)+(d)]\times 1$	00	68.8	78.1	97.9	181.8	77.6	54.8	81.4	101.1	103.7	32.2	-	85.3	90.9
赤	字	比 率	g)	s)/(b)×10	00	1.0	-	-	-	0.0	_	-	-	0.2	8.6	_	-	0.5
総	事	業 数	Z			625	50	1	1	380	8	31	3	22	73	_	21	35
=	うち建	設中	3			10	-	-	-	3	_	1	-	-	6	_	-	_
収益	i的収支で赤	た字を生じた	と事業数			56	4	_	_	32	_	4	_	2	6	_	2	6
実質	【収支で赤	字を生じた	事業数			6	-	_	-	1	_	_	_	2	2	_	-	1

<sup>(</sup>注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

## 第143表 特定被災地方公共団体における地方公営企業の料金収入の状況

	分	法	適用企	業	法	上 適 用 企	 È 業		合	計	
		23年度	24年度	増減額	23年度	24年度	増減額	23年度	24年度	増減額	増減率 [(c)_(c)] /(c)
事業		(A)	(B)	(B)—(A)	(C)	(D)	(D) — (C)	(E)	(F)	(F)—(E)	[(F)-(E)]/(E)
水	道	322,451	333,843	11,392	4,286	4,301	15	326,737	338,144	11,407	3.5
		(89.0%)	(90.4%)		(62.6%)	(64.6%)		(88.5%)	(89.9%)		
工業用水	道	28,556	29,287	731	_	_	_	28,556	29,287	731	2.6
		(78.3%)	(78.9%)					(78.3%)	(78.9%)		
交	通	18,040	19,149	1,110	65	77	12	18,105	19,227	1,122	6.2
		(67.9%)	(70.5%)		(30.3%)	(37.1%)		(67.6%)	(70.2%)		
電	気	12,955	12,809	△ 146	60	64	4	13,015	12,874	△ 141	△ 1.1
		(96.9%)	(96.1%)		(100.0%)	(100.0%)		(97.0%)	(96.1%)		
ガ	ス	36,005	42,294	6,289	_	_	-	36,005	42,294	6,289	17.5
		(83.1%)	(88.6%)					(83.1%)	(88.6%)		
病	院	417,267	429,592	12,325	_	_	_	417,267	429,592	12,325	3.0
		(78.7%)	(79.4%)					(78.7%)	(79.4%)		
下水	道	48,306	50,479	2,173	71,025	75,137	4,112	119,331	125,617	6,286	5.3
		(49.7%)	(54.7%)		(32.5%)	(33.2%)		(37.8%)	(39.4%)		
港湾整	備	_	_	_	4,241	7,081	2,840	4,241	7,081	2,840	66.9
					(47.9%)	(62.1%)		(47.9%)	(62.1%)		
市	場	884	852	△ 32	2,771	3,557	785	3,655	4,408	753	20.6
		(65.5%)	(64.5%)		(45.8%)	(53.8%)		(49.4%)	(55.5%)		
と畜	場	_	_	_	881	874	△ 6	881	874	△ 6	△ 0.7
					(93.4%)	(92.1%)		(93.4%)	(92.1%)		
観光施	設	438	394	△ 45	895	1,092	197	1,333	1,485	152	11.4
		(38.5%)	(38.1%)		(34.4%)	(41.6%)		(35.6%)	(40.6%)		
宅 地 造	成	16,052	19,932	3,880	14,030	19,673	5,644	30,082	39,606	9,524	31.7
		(65.7%)	(54.8%)		(74.6%)	(80.6%)		(69.6%)	(65.2%)		
有料道	路	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
駐車	場	_	_	_	845	908	63	845	908	63	7.4
					(45.2%)	(49.8%)		(45.2%)	(49.8%)		
介護サーヒ	ごス	1,797	1,746	△ 51	5,970	5,970	0	7,767	7,716	△ 51	△ 0.7
		(91.0%)	(95.2%)		(88.7%)	(90.1%)		(89.2%)	(91.3%)		
その	他	131	134	4	_	-	_	131	134	4	2.8
		(26.0%)	(22.1%)					(26.0%)	(22.1%)		
合	計	902,882	940,513	37,631	105,068	118,734	13,666	1,007,950	1,059,247	51,297	5.1
		(79.3%)	(80.4%)		(38.7%)	(41.3%)		(71.5%)	(72.7%)		

<sup>(</sup>注)() )内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

## 第144表 特定被災地方公共団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況

																_			
	区	分		益的収入/				▶的収入′	<b>への</b>	)		合		計			繰 ブ		
	繰 入 金			繰	繰 入 金								収	収益的 収 入		k的 入			
			23年度	24年度		減額 (A)	23年度	24年度		∄減額 E)−(D)	23年度	24年度		曽減額 I)−(G)	増減率 (I)/(G)	23 年 度	24 年 度	23 年 度	24 年 度
事	業		(A)	(B)	. ,	(C)	(D)	(E)	ì	(F)	(G)	(H)	Ì	(1)	., .,	度	度	度	度
水		道	16,771	13,164	Δ .	3,607	16,094	16,524		430	32,865	29,689	Δ	3,176	△ 9.	4.5	3.5	20.2	20.4
う ち	上水道		14,200	10,912		3,288	12,728	13,397		669	26,928	24,309	Δ	2,619	△ 9.	3.9	3.0	17.7	18.5
5	簡易水道		2,571	2,253		318	3,366	3,127	Δ	239	5,937	5,380	Δ	557	△ 9.4	35.6	32.1	44.4	36.5
エ	業用水	道	1,223	907		316	2,150	1,366	Δ	784	3,373	2,273	Δ	1,100	△ 32.0	3.4	2.4	21.3	7.6
交		通	7,383	6,806	Δ	577	15,106	22,600		7,494	22,488	29,407		6,919	30.8	27.6	24.9	40.5	41.8
電		気	24	68		44	-	_		-	24	68		44	183.	0.2	0.5	-	-
ガ		ス	2,344	635	Δ	1,709	1,536	1,320	Δ	216	3,880	1,955	Δ	1,925	△ 49.0	5.4	1.3	25.4	23.9
病		院	87,200	86,037	Δ	1,163	26,809	26,778	Δ	31	114,009	112,815	Δ	1,194	△ 1.0	16.4	15.9	36.7	38.2
下	水	道	133,264	121,635	△1	1,629	67,034	56,166	Δ	10,868	200,299	177,801	Δ2	22,498	△ 11.	42.2	38.2	23.3	18.6
港	湾 整	備	3,510	3,143	Δ	367	22,229	17,078	Δ	5,151	25,739	20,221	Δ	5,518	△ 21.4	39.7	27.6	62.7	53.1
市		場	2,324	1,766	Δ	558	3,618	2,021	Δ	1,597	5,942	3,787	Δ	2,155	△ 36.	31.4	22.3	44.1	39.1
ح	畜	場	56	50	Δ	6	10	11		1	67	60	Δ	7	△ 10.4	5.9	5.3	2.0	0.6
観	光施	設	1,263	920	Δ	343	1,126	130	Δ	996	2,389	1,050	Δ	1,339	△ 56.0	33.8	25.1	51.7	25.8
宅	地 造	成	3,177	3,534		357	52,858	47,452	Δ	5,406	56,035	50,986	Δ	5,049	△ 9.0	7.3	5.8	50.3	41.4
有	料道	路	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	-	-	-
駐	車	場	536	449	Δ	87	488	463	Δ	25	1,024	913	Δ	111	△ 10.8	3 28.7	24.6	69.6	81.3
介	護サービ	ス	720	597		123	707	720		13	1,427	1,316		111	△ 7.8	8.3	7.1	82.4	94.1
そ	の	他	19	95		76	1	1		-	20	96		76	380.0	3.8	15.6	0.2	0.2
	計		259,814	239,808	△2	0,006	209,764	192,629	Δ.	17,135	469,578	432,437	Δ3	37,141	△ <b>7.</b> 9	18.4	16.5	32.3	28.0

<sup>(</sup>注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。 2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。 3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

#### ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同 法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体 財政健全化法」という。)。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全 化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第 397号)及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)により 定められた。

#### 4 健全化判断比率の公表等

#### (ア)健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率(当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率 (当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財 政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率(当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)
- ④ 将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率) ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

#### (健全化判断比率の概要)

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:
  - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

連結実質赤字比率 = -

連結実質赤字額 標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イと口の合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質 赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 =

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均) 標準財政規模 -

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 準元利償還金: イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における 1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充て たと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホー時借入金の利子

将来負担額 - (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

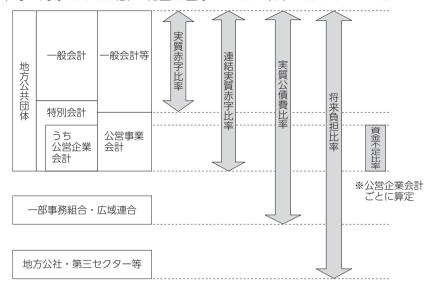
標準財政規模-

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - 口 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

#### (イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

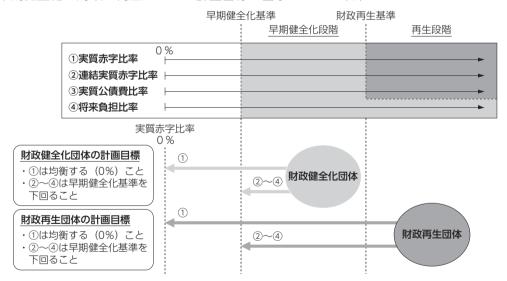


### (ウ)財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



#### ウ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごと に資金不足比率(資金の不足額の事業の規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告 し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を 定めなければならない。

#### (資金不足比率の概要)

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

#### ・資金の不足額:

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こ

した地方債の現在高ー流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経

費の財源に充てるために起こした地方債現在高) -解消可能資

金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

### ・事業の規模:

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

#### ■ 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準		
	都:5.69%	都:8.87%		
実 質 赤 字 比 率	道府県:3.75%	道府県:5%		
	市区町村:財政規模に応じ11.25%~15%	市区町村:20%		
	都:10.69%	都:18.87%		
連結実質赤字比率	道府県:8.75%	道府県: 15% ※		
	市区町村:財政規模に応じ16.25%~20%	市区町村:30% ※		
実質公債費比率	都道府県・市区町村:25%	都道府県・市区町村:35%		
~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都道府県・政令指定都市:400%			
将来負担比率	市区町村:350%	_		
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準)20%	_		

<sup>※3</sup>年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)が設けられていた。(東京都についても別途経過措置が設けられていた。)

#### 才 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

### 特定被災地方公共団体等 一覧

#### (県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体

#### (市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」 (平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村(227市町村)

#### (県)

### (市町村)

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

(市町村)			
北海道	鹿部町		村日
	八雲町		柴田
	広尾町		 
	浜中町		丸和
青森県	八戸市		亘理
	三沢市		山元
	おいらせ町		松島
	階上町		七分
岩手県	盛岡市		利序
	宮古市		大利
	大船渡市		大组
	花巻市		富名
	北上市		大復
	久慈市		色麻
	遠野市		加身
	一関市		涌名
	陸前高田市		美里
	釜石市		女川
	二戸市		南三
		福島県	福島
	奥州市	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	会演
	栗石町		郡山
	葛巻町		いれ
	岩手町		白河
	滝沢村		須賀
	紫波町		喜多
	矢巾町		相思
	西和賀町		<u></u>
	金ケ崎町		田村
	平泉町		南相
	住田町		伊達
	大槌町		本宮
	山田町		桑护
	岩泉町		国見
	田野畑村		川俣
	普代村		大3
	軽米町		鏡石
	野田村		天第
	九戸村		下組
	洋野町		檜枝
			只見
宮城県	仙台市		南会
	石巻市		北塩
	塩釜市		西会
	気仙沼市		磐梯
	白石市		猪苗
	名取市		会津
	角田市		湯川
	多賀城市		柳洼
	岩沼市		三島
	登米市		金山
	栗原市		昭和
	東松島市		会津
	大崎市		西组
	蔵王町		泉嶋
	一版工画   七ケ宿町		中島
			ー ケル

大河原町

	村田町
	柴田町
	川崎町
	丸森町
	亘理町
	山元町
	松島町
	七ケ浜町
	利府町
	大利町
	大郷町
	富谷町
	大衡村
	色麻町
	加美町
	済谷町
	美里町
	女川町
	南三陸町
福島県	福島市
IMMOVIC	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	喜多方市
	一番多方面
	二本松市
	田村市
	南相馬市
	伊達市
	本宮市
	本古川   桑折町
	条列町   国見町
	川俣町
	大玉村
	人玉利   鏡石町
	天栄村
	下郷町
	檜枝岐村
	只見町
	南会津町
	北塩原村
	西会津町
	磐梯町   猪苗代町
	l .
	会津坂下町
	湯川村
	柳津町
	三島町
	金山町
	昭和村
	会津美里町
	西郷村
	泉崎村
	中島村
	矢吹町

	棚倉町
	矢祭町
	塙町
	鮫川村
	石川町
	玉川村
	平田村
	浅川町
	古殿町
	三春町
	小野町
	広野町
	楢葉町
	富岡町
	川内村
	大熊町
	双葉町
	浪江町
	葛尾村
	新地町
#144	飯舘村
茨城県	水戸市 日立市
	土浦市
	古河市
	石岡市
	結城市
	龍ケ崎市
	下妻市
	常総市
	常陸太田市
	高萩市
	北茨城市
	笠間市
	取手市
	牛久市
	つくば市
	ひたちなか市
	鹿嶋市
	潮来市
	常陸大宮市
	那珂市
	筑西市
	坂東市
	稲敷市
	かすみがうら市
	桜川市
	神栖市
	行方市
	鉾田市
	つくばみらい市
	小美玉市
	茨城町
	大洗町
	城里町
	東海村
	大子町

		美浦村
		阿見町
		河内町
		利根町
	栃木県	宇都宮市
	100 1 010	足利市
		佐野市
		小山市
		= :
		真岡市
		大田原市
		矢板市
		那須塩原市
		さくら市
		那須烏山市
		益子町
		茂木町
		市貝町
		芳賀町
		高根沢町
		那須町
		那珂川町
ł	埼玉県	久喜市
	千葉県	千葉市 - 千葉市
	1 30/10	銚子市
		市川市
		船橋市
		松戸市
		野田市
		成田市
		佐倉市
		東金市
		旭市
		習志野市
		柏市
		八千代市
		我孫子市
		浦安市
		印西市
		富里市
		匝瑳市
		香取市
		山武市
		大網白里市
		酒々井町
		栄町
		神崎町
		多古町
		東庄町
		九十九里町
		横芝光町
		白子町
	新潟県	十日町市
		上越市
		津南町
	長野県	野沢温泉村
		栄村

# 昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	  加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須惠村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河□湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年11月15日	山架県			利政

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡 新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂 町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮 町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、 同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ケ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉 舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水□町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設

合併 (予定) 年月日都道府県新市町村名合併関係市町村名平成 16年 10月 1日島根県江津市江津市、邑智郡桜江町平成 16年 10月 1日島根県美郷町邑智郡邑智町、同郡大和村平成 16年 10月 1日島根県邑南町邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町平成 16年 10月 1日島根県隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村平成 16年 10月 1日岡山県高梁市高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同	合併形態         編入         新設         新設         新設         那
平成 16年 10月 1日島根県美郷町邑智郡邑智町、同郡大和村平成 16年 10月 1日島根県邑南町邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町平成 16年 10月 1日島根県隠岐の島町隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設 新設 新設
平成 16年 10月 1日島根県邑南町邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町平成 16年 10月 1日島根県隠岐の島町隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設新設
平成16年10月1日 島根県 隠岐の島町 隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
一次 10 千 10 万 1 0	제호
備中町	
平成16年10月1日 岡山県 吉備中央町 御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日 広島県 世羅町 世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日 広島県 安芸太田町 山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日 山口県 周防大島町 大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月1日 徳島県 吉野川市 麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日 愛媛県 上島町 越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日 愛媛県 愛南町 南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日 高知県 いの町 吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日 山口県 光市 光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日 山梨県 笛吹市 東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町 同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成 16年 10月 12日	
平成 16年 10月 16日 茨城県 常陸大宮市 那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、茨城郡御前山村	東 編入
平成 16年 10月 25日   岐阜県   恵那市     恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡原村、同郡上矢作町	事 新設
平成16年11月1日 秋田県 美郷町 仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日 福島県 会津若松市 会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日 茨城県 日立市 日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日 新潟県 魚沼市 北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広村、同郡守門村、同郡入広瀬村	申 新設
平成16年11月1日 新潟県 南魚沼市 南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日 富山県 砺波市 砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成 16年 11月 1日 富山県 南砺市 東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、郡井波町、同郡井□村、同郡福野町、西礪波郡福光町	司 新設
平成16年11月1日 山梨県 北杜市 北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町 同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日 岐阜県 各務原市 各務原市、羽島郡川島町	編入
平成 16年 11月 1日 三重県 伊賀市 上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同 大山田村、名賀郡青山町	郡 新設
平成16年11月1日 兵庫県 丹波市	司 新設
平成16年11月1日 鳥取県 鳥取市 鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡谷町	
平成16年11月1日 島根県 益田市 益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日 島根県 雲南市 大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日 岡山県 瀬戸内市 邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日 広島県 江田島市 安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿	町 新設
平成16年11月1日 山口県 宇部市 宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日 愛媛県 西条市 西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日 熊本県 美里町 下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日 鹿児島市 鹿児島市、鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日 広島県 神石高原町 神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日 北海道 函館市 函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、茅郡南茅部町	部編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同 郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡 飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川 町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡 北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	<b>葦北郡田浦町、同郡芦北町</b>	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿 央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、 同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久夕野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国	編入
平成17年2月1日	 大阪府	堺市	府町、同郡上宝村   堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日		福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日		北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島	編入
			町、同郡三潴町	
平成17年2月7日   	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武 【儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡 郡車力村	新設
平成17年2月11日	 千葉県	   鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東 町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	 熊本県	   阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成 17年 2 月 11日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曽郡山口	編入
平成17年2月13日		下関市	村) 下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊 北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	 佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛 町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡 宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲 江町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月6日	山□県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡 須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	吳市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安 浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西 目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡 協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	<b>倉吉市、東伯郡関金町</b>	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市		新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
.,,,	11.2- N/VIV	1		-1/1 4

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日	広島県			編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡	新設
1 13, 17 + 3 / 131 G	كاركيارك		八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	19102
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲	新設
			西町	
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、 同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡 中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡 口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡 豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津 山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、 同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡 志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃 生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、 古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、 同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入

平成17年4月1日         静岡県         磐田市、磐田市、磐田郡田町、同郡を半彰、同郡舎田町、同郡等 水流 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         静岡県 2017年4月1日         砂田県 2017年4月1日         砂田県 2017年4月1日         砂田県 2017年4月1日         砂田県 2017年4月1日         砂田県 2017年4月1日         受加県 2017年4月1日         京都市 2017年4月1日         財政財 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         兵庫県 2017年4月1日         大東県 2017年4月1日         政連県 2017年2017年4月1日         政連県 2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年	合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
中域 17年 4 月 1 日         静岡県	平成17年4月1日	静岡県	磐田市		新設
中成17年4月1日         静岡県         袋井市         袋井市、         袋出那次回溯和山町、同都大山町         新設           中成17年4月1日         静岡県         伊辺の四市         田方郎伊豆及回川、同郡田山町、同郡大七町         新設           中成17年4月1日         参剛県         一百市         一百市、民西市、吴寒都木田川町         編入           中成17年4月1日         愛加県         一百市         一百市、民西市、吴寒都木田川町         編入           中成17年4月1日         愛加県         毎日市         無部形と別別、同路日山町、同郡松町町         編入           中成17年4月1日         京都市         房部市地、開加投資額町町、同郡が財林、同部的乗車         編入           中成17年4月1日         京都市         京都市、北京社路東北町         開部           平成17年4月1日         兵庫県         製市市・場別投資額町、同郡地町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         製商市・場所総別銀門、同郡北河町、同郡の町町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         受産市         大東都川町         同郡市・海市         新設           平成17年4月1日         兵庫県         会表市         交表市・添上部の         副都・海の         新設           平成17年4月1日         長藤県         会表市         交表市・添上部町         新設         市政17年4月1日         海球山         本本町         新設           中成17年4月1日         長崎県         今方市         中京・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・伊方・	平成17年4月1日	静岡県	掛川市		新設
中域17年4月1日         静岡県         世辺の国市         田方部伊豆良町、同郡町山町、同郡大田町         新設					
中央17年4月1日         静岡県         西伊豆町         資水部四伊豆町         網次           中成17年4月1日         受知県         報次市         投下店、中景部商公江町、同郡平田町         網入           中成17年4月1日         受知県         受西市         海部都径区町、同郡立田村、同郡八用村、同郡任機町         新設           中成17年4月1日         受知県         受西市         海部都径屋町、同郡立田村、同郡八用村、同郡日本協町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         報本市         奈都市、北桑田郡京上町         掘入           平成17年4月1日         兵庫県         報本市         奈米部半野町、同郡田田山町、同郡山東町、同郡明米町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         報本市         奈米部半野町、同郡田田町、同郡田町町、同郡田町町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         報本市         完都市、北京田町の田町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         報告         大変市         内変帯車町         中本日間・         新設           平成17年4月1日         兵庫県         委長市         奈良市・添上部月り瀬村、山辺郡都村         期入         再成17年4月1日         有限出門・         新設         所成17年4月1日         和設出票         奈良市・海市、添上部月・瀬村、山辺郡都村         新設         市成17年4月1日         投票庫         伊成17年4月1日         投票庫         伊方市・伊京市・プラ市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市・副市			207111		
平成17年4月1日         受知県         総沢市         総沢市、中島87年2月10日         報入           平成17年4月1日         受加県         一百市         元節市、突星路水田川田         網入           平成17年4月1日         受加県         豊田市         豊田市、西加及都へ開助 (開砂、田村、東加及都と開助)         網入           平成17年4月1日         京都市         豊田市、西加及都へ開助」、同都の別様、東加及郡と助司、         網入           平成17年4月1日         京都市、 第本と野町、同和田山町、同郡山東町、同郡田市町、加         新設           平成17年4月1日         兵庫県         機利市         豊田市、成加及郡域前町、同都北海町、同郡田市町、山市         新設           平成17年4月1日         兵庫県         機利市         豊田市、成加倉郡域前町、同郡北海町、同郡田市町、山市         新設           平成17年4月1日         兵庫県         突東市         欠業市山崎町、同郡田市町・町町、同郡政首市 (開助・市部)         新設           平成17年4月1日         公職・ 海南市         海市市         海市市、海市郡・海市野 / 瀬市、山辺郡都谷村         新設           平成17年4月1日         公職・ 海市・ 海市、海中郡下津町         新設           平成17年4月1日         公職・ 伊政上海・ (東京市・ 伊芝市、伊芝市・ (東京郡市・地町・ 同郡・町町町 ) 新設         新設           平成17年4月1日         長崎県         伊方市         伊京市・ (東京郡・中町・ (開那・海町・ 同郡・ (開那・海町・ ) 新設           平成17年4月1日         大崎県         伊方市         伊京市・ (東京郡・ (東郡・ ) (東郡・					
平成17年4月1日   受別県   一宮市   一宮市、 県西市、 葉栗郡木曽川町   柳泉   一家市   一宮市、 東西市、 葉栗郡木曽川町   柳泉   一家市					
平成17年4月1日         委知県         委匹市         海部部佐屋町、同郡公田村、同郡八組村、同郡佐織町         新設           平成17年4月1日         安別県         毎田市         毎田市、西加茂部線側町、同郡小田村、同郡・東加茂郡定町町、福入 同郡・12月 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本					
平成17年4月1日         契知県         豊田市         豊田市、西加茂郡藤畑町、同郡小原村、東加茂郡足町町、編入 不成17年4月1日         京都市・北条田郡京北町         編入 不成17年4月1日         兵庫県         朝末市         朝末市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
平成17年4月1日         京都府         京都市         京都市         京森市         北条田郡京北町         編入           平成17年4月1日         兵庫県         製売市         朝来郡土野町、同郡州田山町、同郡山東町、同郡利田山町、知部 新設         新設           平成17年4月1日         兵庫県         製商市         豊岡市、城崎路域崎町、同郡公野町、同郡北澤町、同郡・江町、日郡・京町、司郡・設町、地町・高町、同郡・設町、地町・高町、同郡・設町、地町・高町、同郡・設町、市産・高町、同郡・設町、同郡・江町、同郡・京町、同郡・京町、同郡・設町、同郡・江町、同郡・京町、同郡・京町、同郡・京町、同郡・江町・高野・京町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         会乗市         宍東市・海市、流上郡月ヶ瀬村、山辺郡郡村         新設           平成17年4月1日         和歌山県         海市市・海市、海市、海市・海市、海市・海市、海市・海市、海市・海市、海市・海市、東部・海町、同郡・江町         新設           平成17年4月1日         初歌山県         海市市・海市・海市、東本学郡市・岡町 東部・海町、同郡町渡町 新設         新設           平成17年4月1日         愛媛県         内方市         西半郡町、同郡北城町、同郡町海町、同郡・西町・町、同郡町渡町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         内方市         西半市・加坡・野町・同郡・田町         新設           平成17年4月1日         大崎県         西海市・西海市・西海・西海・西海・西町・町町・町町・新設         新設           平成17年4月1日         大崎県         西海市・西海・西海・西海・西海・西海・西町・田町・町・新設         新設           平成17年4月1日         大崎市         佐世市・台東・西川・田市・台東・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・田市・				豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、	
平成17年4月1日         兵庫県         朝来市         朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         幽间市         超向市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日南町、出石郡         新設           平成17年4月1日         兵庫県         次路市         津名郡半名町、同郡政湾町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡・設町、同郡・京田・宮町、同郡・京田・宮町、同郡・京田・宮町、日郡・京田・宮町、同郡・京田・宮町、日郡・京田・宮町・日本・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・京田・	平成17年4月1日	京都府	京都市		編入
平成17年4月1日         兵庫県         豊岡市         豊岡市、坂崎郡城崎町、同都行野町、同移日高町、出石部         新設出石町、同都位東町           平成17年4月1日         兵庫県         宍栗市         井本西路之町、同郡、淡路町、同郡北淡町、同郡・在町         新設東瀬町           平成17年4月1日         兵庫県         宍栗市         宍栗郡山崎町、同郡・西町、同郡・波賀町、同郡・村種町         新設平成17年4月1日         元泉県         奈良市         奈良市、添上郡月ノ瀬村、山边郡郡が村         編入平成17年4月1日         初歌山県         海南市         海南市、海南市、海中郡下沖町         郊設           平成17年4月1日         大田田・ 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町 大田町					
平成17年4月1日         兵庫県         宍栗市         宍栗部山崎町、同郡一宮町、同郡没賀町、同郡千種町         新設           平成17年4月1日         兵庫県         会長町         栄養形山崎町、同郡・美育町、同郡・大方町         新設           平成17年4月1日         和歌山県         海南市         海南市、海草郡下沖町         新設           平成17年4月1日         和歌山県         海南市         海南市、海草郡下沖町         新設           平成17年4月1日         後島県         伊水市         伊孝郡・沖町         新設           平成17年4月1日         後島県         伊沙市         伊孝郡・山町、同郡・通町」、同郡・通町」、同郡の渡町         新設           平成17年4月1日         後島県         伊方町         西学和郡伊方町、同郡・通町」、同郡・台町」         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市         佐世保市         佐世保市         佐世保市         大分県         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡古井町、同郡・田町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、自入郡 秋町、同郡・田町         新設           平成17年4月1日         大海県         万金市市         石川市、具志川市、中頭郡与新城町、同郡・田町         新設           平成17年5月1日         新潟県         京条市市         石川市、東部西・日本郡・田町・田村         新設           平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北海原郡・東京市・同郡・田町・田村         新設           平成17年5月1日         和歌川 田・田市         日本部・日本部・日本部・日本部・日本部・日本・日本部・日本部・日本部・日本部・日				豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡	
平成17年4月1日         兵庫県         春美町         城崎都香住町、美方郡村岡町、同郡美方町         新設           平成17年4月1日         奈良市         奈良市         奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都名村         編入           平成17年4月1日         和歌山県         中本町         西牟婁郡丰本町、東牟婁郡古座町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊予市         伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊予市         伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊方町         西亨和郡伊方町、同郡西海町、同郡・崎町         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市         佐世保市         佐世保市         京郡五郡城町、同郡四海町、同郡・島町、同郡崎戸町、同郡・島町、同郡・大島町、同郡・島町、同郡・設         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、直入郡政町、同郡の海町、同郡・田知町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、直入郡政町、同郡・日郡・田和町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、東部川市・東部川市・東部・海が城町、同郡・一部の高の海が連町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市         村田市・東部川市・東部川市・東部川市・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・東部・	平成17年4月1日	兵庫県	淡路市		新設
平成17年4月1日         奈良県         奈良市         奈良市、添上部月ヶ瀬村、山辺郡都科村         編入           平成17年4月1日         和歌山県         海南市         海南市、海草郡下津町         新設           平成17年4月1日         初歌山県         野本町         四年妻郡告本町、東牟婁郡古座町         新設           平成17年4月1日         徳島県         阿波市         板野郡古野町、同郡上成町、阿波郊町町、新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊方町         西寺和郡伊万町、同郡瀬戸町、同郡三崎町         新設           平成17年4月1日         長崎県         西海市         西後水野西後町、同郡西海町、同郡・山町         新設           平成17年4月1日         大台崎県         佐世保市         佐世保市         佐世保市         佐世保市         佐世保市         京田市         前部の海町、同郡・大島町、同郡・大島町、同郡・中町、同郡の市町、同郡・大島町、同郡・神部・京設・町、町町・加町・大台崎、大台町、大台崎、大台町、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎、大台崎	平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日         和歌山県         海南市         海南市、海草郡下津町         新設           平成17年4月1日         徳島県 阿波市         西年婁郡半本町、東牟婁郡古座町         新設           平成17年4月1日         徳島県 阿波市         伊予市・伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊予市・伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         麦媛県         伊予市・西海郡伊方町、同郡西海町、同郡三崎町         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市・佐保市・佐保市・北松浦郡古井町、同郡世知原町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市・竹田市・直入郡्郡町・町部・町・町郡・大島町、同郡・白町・新設         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市・石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡・山町・新設         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市・石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡・山町・新設・中成17年5月1日 新潟県 四方・市・中村市・幅多郡西土住村・新設・中成17年5月1日 新潟県 三条市・三条市・南海原郡・町・同郡・田村・編入・平成17年5月1日 新潟県 三条市・三条市・南海市郡・郡・営町・田村・編入・平成17年5月1日 ・城県県 可児市・ 可児市・可児郡・山町・ 調査・お宮町・田村・ 編入・平成17年5月1日 ・成津県・町・田村・ 相崎市・川野郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・宮町・ 同郡・倉田市・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・宮町・ 同郡・倉田市・ 帰原郡・全町・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・名町・ 同郡・日村・ 新設・東倉財・名町・ 同郡・日村・ 新設・東倉財・日川・ 同郡・日村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 海町・ 同郡・田村・ 新設・市成17年6月6月3日 ・新島県 日市・ 日市・ 日西郡・北田・ 同郡・田村町 新設・市成17年7月1日 ・ ・新島県 田市・ 村田・ 旭市・ 大郎市・北田市・ 川田・ 同郡・田村・ 新設・中成17年7月1日 ・静岡県 浜村市・ 村田・ 旭市・ 浜田市・ 川田・ 同郡・田村町 新設・田町・ 同郡・田村町 新設・田町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 京都・田村・ 田町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 同郡・田村町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田	平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日         和歌山県         海南市         海南市、海草郡下津町         新設           平成17年4月1日         徳島県 阿波市         西年婁郡半本町、東牟婁郡古座町         新設           平成17年4月1日         徳島県 阿波市         伊予市・伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊予市・伊予郡中山町、同郡双海町         新設           平成17年4月1日         麦媛県         伊予市・西海郡伊方町、同郡西海町、同郡三崎町         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市・佐保市・佐保市・北松浦郡古井町、同郡世知原町         新設           平成17年4月1日         大分県         竹田市・竹田市・直入郡्郡町・町部・町・町郡・大島町、同郡・白町・新設         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市・石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡・山町・新設         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市・石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡・山町・新設・中成17年5月1日 新潟県 四方・市・中村市・幅多郡西土住村・新設・中成17年5月1日 新潟県 三条市・三条市・南海原郡・町・同郡・田村・編入・平成17年5月1日 新潟県 三条市・三条市・南海市郡・郡・営町・田村・編入・平成17年5月1日 ・城県県 可児市・ 可児市・可児郡・山町・ 調査・お宮町・田村・ 編入・平成17年5月1日 ・成津県・町・田村・ 相崎市・川野郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東牟婁郡・宮町・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・宮町・ 同郡・倉田市・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・宮町・ 同郡・倉田市・ 帰原郡・全町・ 同郡・田村・ 新設・東倉財・名町・ 同郡・日村・ 新設・東倉財・名町・ 同郡・日村・ 新設・東倉財・日川・ 同郡・日村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 倉町・ 同郡・田村・ 新設・東北 海町・ 同郡・田村・ 新設・市成17年6月6月3日 ・新島県 日市・ 日市・ 日西郡・北田・ 同郡・田村町 新設・市成17年7月1日 ・ ・新島県 田市・ 村田・ 旭市・ 大郎市・北田市・ 川田・ 同郡・田村・ 新設・中成17年7月1日 ・静岡県 浜村市・ 村田・ 旭市・ 浜田市・ 川田・ 同郡・田村町 新設・田町・ 同郡・田村町 新設・田町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 京都・田村・ 田町・ 同郡・田村町・ 同郡・田村町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 同郡・田村町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田町・ 田					
平成17年 4 月 1 日         徳島県         阿波市         板野都吉野町、同都土成町、阿波郡市場町、同都的         新設           平成17年 4 月 1 日         愛媛県         伊予市         伊予市、伊予郡中山町、同郡汲海町         新設           平成17年 4 月 1 日         夏媛県         伊方町         西学和郡伊方町、同郡湖戸町、同郡三崎町         新設           平成17年 4 月 1 日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入           平成17年 4 月 1 日         大分県         竹田市         竹田市、韓田郡・北州浦郡吉井町、同郡田和原町         新設           平成17年 4 月 1 日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年 4 月 1 日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年 4 月 1 日         新規県         うるま市         石川市、県志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年 5 月 1 日         新潟県         三条市         広島市         広島市、佐伯郡湯来町         編入           平成17年 5 月 1 日         新潟県         柏崎市         村崎市、刈羽郡高柳町、同郡西川町         編入           平成17年 5 月 1 日         城阜県         可児市         可児市、可児市・可児市・町・西郡・町・両郡・山町         編入           平成17年 5 月 1 日         和歌山県         日高川町         田辺市、日高郡川町、田郡・連町・両郡・町・町部・山市・新設         新設           平成17年 5 月 1 日         静岡県         島田市         田西市・東東・田川市・町・町・両郡・田町・両部・田町・町部・新設         新設           平成17年 7 月 1 日         <	平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日         愛媛県         伊予市         伊予市、伊予部・伊予郡中山町、同郡又海町         新設           平成17年4月1日         愛媛県         伊方町         西宇和郡伊方町、同郡通海町、同郡三崎町         新設           平成17年4月1日         長崎県         西海市         西後杯郡西梁町、同郡西海町、同郡中工原町         新設           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入           平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、直入郡荻町、同郡の土住町、同郡直入町         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年4月10日         高知県         四万十市         中村市、储多郡西土佐村         新設           平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         和崎市         和崎市、列史郡義柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         鼓阜県         可児市・可児市・可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         松阜県         可児市・可児市・可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         配児島県         田岡市・ 島田市・ 島田市・ 大郎市・ 田田市・ 同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         島田市・ 島田市・ 陽田市・ 開那県 村田 田田・ 同郡・ 田田・ 同郡・ 田田・ 「東田・ 「東田・ 「東田・ 「東田・ 「東田・ 「東田・ 「東田・	平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年 4 月 1 日         愛媛県         伊予市         伊予市、伊予部・伊予部・田町、同郡又海町         新設           平成17年 4 月 1 日         養媛県         伊方町         西学和郡伊方町、同郡通海町、同郡三崎町         新設           平成17年 4 月 1 日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入           平成17年 4 月 1 日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入           平成17年 4 月 1 日         大分県         竹田市         竹田市、自入郡町、同郡の土住町、同郡直入町         新設           平成17年 4 月 1 日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年 4 月 10日         高知県         四万十市         中村市、帽多郡西土住村         新設           平成17年 5 月 1 日         新潟県         五島市、佐伯郡湯米町         編入           平成17年 5 月 1 日         新潟県         三条市         三条市         南第田市、北瀬原郡米雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年 5 月 1 日         新湯県         一名市         中成市、可児郡兼山町         編入           平成17年 5 月 1 日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西本妻郡中辺路町、同郡大塔村、東全妻郡本区町         新設           平成17年 5 月 1 日         和歌山県         日高川町         日高郡・市来町、同郡中津村、同郡兵山村         新設           平成17年 5 月 1 日         和歌川県         日富市、 下朗伊華市来町、同郡田老町、同郡の北上町         新設           平成17年 5 月 1 日         北田県         宮古市 宮市、下閉伊郡田老町、同郡田代町         新設 <td>平成17年4月1日</td> <td></td> <td>阿波市</td> <td>板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町</td> <td></td>	平成17年4月1日		阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	
平成17年 4 月 1 日         愛媛県         伊方町         西手和郡伊方町、同郡通戸町、同郡三崎町         新設           平成17年 4 月 1 日         長崎県         西海市         西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、新設           平成17年 4 月 1 日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入           平成17年 4 月 1 日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中東郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年 4 月 10日         高知県         四万十市         中村市、蟾参郡西土佐村         新設           平成17年 4 月 25日         広島県         広島市         広島市、佐伯郡湯来町         編入           平成17年 5 月 1 日         新潟県         新発田市、北浦原郡柴雪寺町、同郡加治川村         編入           平成17年 5 月 1 日         新潟県         至本市         三条市、南蒲原郡柴町、同郡加治川村         編入           平成17年 5 月 1 日         「岐阜県         可児市・切児郡兼山町         編入           平成17年 5 月 1 日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、新設           平成17年 5 月 1 日         和歌山県         田宮市         田宮市・日富郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年 5 月 1 日         鹿児島県         田宮市・日置市・日置郡・市来町、同郡伊美郎、同郡田吉町、同郡吹上町 新設         新設           平成17年 6 月 2 日         松田県         京古市・宮古市・大郎伊郡田老町、同郡毎日市町 新設         編入           平成17年 7 月 1 日         北川県         大倉市・大倉市・浜和市・田田市・原郡・田市・新設         編入           平成17年 7 月 1 日         北川県         <					
平成17年4月1日         長崎県         西海市         西後件郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡と規原町         新設同郡大瀬戸町           平成17年4月1日         長崎県         佐世保市         佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町         編入平成17年4月1日         沖縄県 うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設 新設 平成17年4月10日         高知県 四万十市         中村市、幅多郡西土佐村         新設 平成17年4月10日         高知県 四万十市         中村市、幅多郡西土佐村         新設 平成17年5月1日         新潟県 新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入 平成17年5月1日         新潟県 三条市         三条市、南浦原郡栄町、同郡市田村         新設 平成17年5月1日         新設 平成17年5月1日         新潟県 一条市         三条市、南浦原郡栄町、同郡加治川村         編入 平成17年5月1日         新設 平成17年5月1日         加歌山県 田辺市         回児市、可児郡・山町         同郡西山町         編入 平成17年5月1日         和歌山県 田辺市         田辺市、田辺市、田の郡・神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東倉野郡・本町、四郡・大塔村、東倉野郡・本町、同郡・大塔村、東倉野郡・本町、四郡・大塔村、東倉野郡・本町、同郡・大塔村、東倉野郡・本町、四郡・大塔村、東倉野郡・本町、同郡・大塔村、東倉野郡・大田町、田郡・田町 新設 平成17年5月1日         東島田市 田彦郡・大田町、同郡・伊東・大田郡・大田町・田野・大田町 新設 平成17年6月6日         新設 平成17年6月1日 東児県 村生市 桐生市、寿多郡郡・里村、同郡新田代町 新設 平成17年7月1日 山形県 住内町 東田川郡立川町、同郡・田町 新設 中町、周郡・北村町 新設 平成17年7月1日 上来県 旭市 旭市、海上郡・東田市、同郡・日町、南部・田町 新設 平成17年7月1日 東児県県 「村町 川市、河郡・上郡・東田町、南郡・日町、高郡・日町、南部・田町、宮郡・田町、宮郡・上郡町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、南郡・北田町、同郡・北田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、同郡・北田町、田郡・大田町、田郡・大田町、南郡・北田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、南郡・田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田郡・大田町、田村、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、田、東山・北田、田、田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、田、田、東山・北田、東山・北田、田、田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東山・北田、東					
平成17年4月1日         大分県         竹田市         竹田市、直入郡萩町、同郡の久住町、同郡直入町         新設           平成17年4月1日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年4月10日         高知県         四万十市         中村市、幡多都西土佐村         新設           平成17年4月25日         広島県         広島市         広島市、佐伯郡湯来町         編入           平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡柴雪寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南浦原郡栄町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         鼓阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡副旧辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡町上町         新設           平成17年5月1日         藤児島県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         編入           平成17年7月1日         北県         大倉市         大倉市、北外田郡上内町、同郡田代町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         野が市         上本市、北外市、天倉市、浜名郡舞町町、同郡権田町         新設				西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、	
平成17年4月1日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年4月10日         高知県         四万十市         中村市、幡多郡西土佐村         新設           平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         新潟県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、新設         新設           平成17年5月1日         和歌山県         田岡市         田宮市、日高郡・中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日富市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡的土町、一郡吹上町         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         自雷市         日置郡東市来町、同郡が里村、同郡新里村         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         編入           平成17年6月1日         北川県         大館市、北秋田郡比内町、同郡新田代町         新設           平成17年7月1日         北県         地市、海上町、河郡・田村町、同郡・原郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、京都・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、	平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日         沖縄県         うるま市         石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町         新設           平成17年4月10日         高知県         四万十市         中村市、幡多郡西土佐村         新設           平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         新潟県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、新設         新設           平成17年5月1日         和歌山県         田岡市         田宮市、日高郡・中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日富市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡的土町、一郡吹上町         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         自雷市         日置郡東市来町、同郡が里村、同郡新里村         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         編入           平成17年6月1日         北川県         大館市、北秋田郡比内町、同郡新田代町         新設           平成17年7月1日         北県         地市、海上町、河郡・田村町、同郡・原郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、京都・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、同郡・田村町、田村町、同郡・田村町、司郡・田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、田村町、	平成17年4月1日		竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	 新設
平成17年4月10日         高知県         四万十市         中村市、幡多郡西土佐村         新設           平成17年4月25日         広島県         広島市         広島市、佐伯郡湯来町         編入           平成17年5月1日         新潟県         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         新潟県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、新設         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日雷市         日富郡東市来町、同郡伊集院町、同郡的上町         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         自田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         編入           平成17年6月1日         北県県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡銀岡町町         編入           平成17年7月1日         北県県         旭市         旭市、海上市、東部海上町、同郡銀岡町、高郡田平町町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽が市         貴於市、開北市、天南市、浜名郡舞町、同郡・田町町         新設           平成17年7月1日         鹿児	平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南浦原郡栄町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         城阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         群馬県         桐生市、参多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡田代町         新設           平成17年7月1日         北県         地市         地市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         当然郡大隅町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         野付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         計付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         計付町<		高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年5月1日         新潟県         新発田市         新発田市、北浦原郡紫雲寺町、同郡加治川村         編入           平成17年5月1日         新潟県         三条市         三条市、南浦原郡紫町、同郡下田村         新設           平成17年5月1日         が湯県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         砂阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町新設         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月1日         北井県         桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡田代町         新設           平成17年7月1日         東川市         大松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄昭町、引         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡南町町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県 <t< td=""><td>平成17年4月25日</td><td>広島県</td><td>広島市</td><td>広島市、佐伯郡湯来町</td><td>編入</td></t<>	平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日         新潟県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金合町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡原田町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         資於市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡経路町、引作市、海沿町、同郡福山村         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡南山町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡高山町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡高山町、同郡高山町         新設	平成17年5月1日				
平成17年5月1日         新潟県         柏崎市         柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町         編入           平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金合町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡原田町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         海水市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引作店郡・設田、同郡・正町、同郡・監山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         青須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年7月1日         変知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設					
平成17年5月1日         岐阜県         可児市         可児市、可児郡兼山町         編入           平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設           平成17年5月1日         和歌山県         日高川町         日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設           平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         群馬県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引 浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引 浜田町、同郡引佐町、同郡子町、同郡郡町、同郡郡首山村         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         B於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月7日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清州町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡漁町、同郡清州町、同郡新川町         新設					
平成17年5月1日         和歌山県         田辺市         田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町         新設平成17年5月1日         和歌山県日高川町日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村         新設平成17年5月1日         鹿児島県日置市日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町新設平成17年5月5日 静岡県島田市島田市、榛原郡金谷町新設平成17年6月6日岩岸宮古市宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村新設平成17年6月13日 群馬県桐生市桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村編品入平成17年6月20日秋田県大館市大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町編品入平成17年7月1日山形県庄内町東田川郡立川町、同郡金目町新設平成17年7月1日 北岸県村市 地市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町新設平成17年7月1日静岡県浜松市「浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡が北津町、同郡龍山村野成17年7月1日鹿児島県田村町居郡の之浦町、同郡郡山町、同郡末吉町新設平成17年7月1日鹿児島県田村町居郡内之浦町、同郡高山町新設町、同郡末吉町新設平成17年7月7日愛知県清須市西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町新設平成17年8月1日茨城県神栖市 鹿島郡神栖町、同郡波崎町、同郡清洲町、同郡新川町新設					
平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         群馬県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年6月20日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         貯川町町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年8月1日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡波崎町         編入				田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、	
平成17年5月1日         鹿児島県         日置市         日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町         新設           平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         群馬県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         井葉県         旭市         旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引作郡制工町、同郡副工町、同郡部組踏町、引作郡制工町、同郡部組出村         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月1日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡浪崎町         編入	平成17年5月1日	和歌山県	日高川町		新設
平成17年5月5日         静岡県         島田市         島田市、榛原郡金谷町         新設           平成17年6月6日         岩手県         宮古市         宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村         新設           平成17年6月13日         群馬県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年6月20日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡金目町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月7日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡波崎町         編入					
平成17年6月6日       岩手県       宮古市       宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村       新設         平成17年6月13日       群馬県       桐生市       桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村       編入         平成17年6月20日       秋田県       大館市       大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町       編入         平成17年7月1日       山形県       庄内町       東田川郡立川町、同郡余目町       新設         平成17年7月1日       井葉県       旭市       旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町       新設         平成17年7月1日       静岡県       浜松市       浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引 佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、 磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村       編入         平成17年7月1日       鹿児島県       曽於市       曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町       新設         平成17年7月1日       鹿児島県       肝付町       肝属郡内之浦町、同郡高山町       新設         平成17年8月1日       変知県       清須市       西春日井郡西枇杷島町、同郡済洲町、同郡新川町       新設         平成17年8月1日       茨城県       神栖市       鹿島郡神栖町、同郡波崎町       編入	平成17年5月5日			島田市、榛原郡金谷町	
平成17年6月13日         群馬県         桐生市         桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村         編入           平成17年6月20日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         千葉県         旭市         旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡水窪町、同郡離山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月7日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡波崎町         編入					
平成17年6月20日         秋田県         大館市         大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町         編入           平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         千葉県         旭市         旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引体市郡組江町、同郡引佐町、同郡水窪町、同郡部山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月7日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡波崎町         編入					
平成17年7月1日         山形県         庄内町         東田川郡立川町、同郡余目町         新設           平成17年7月1日         千葉県         旭市         旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町         新設           平成17年7月1日         静岡県         浜松市         浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引、佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村         編入           平成17年7月1日         鹿児島県         曽於市         曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町         新設           平成17年7月1日         鹿児島県         肝付町         肝属郡内之浦町、同郡高山町         新設           平成17年7月7日         愛知県         清須市         西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町         新設           平成17年8月1日         茨城県         神栖市         鹿島郡神栖町、同郡波崎町         編入					
平成17年7月1日       千葉県       旭市       旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町       新設         平成17年7月1日       静岡県       浜松市       浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村       編入         平成17年7月1日       鹿児島県       曽於市       曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町       新設         平成17年7月1日       鹿児島県       肝付町       肝属郡内之浦町、同郡高山町       新設         平成17年7月7日       愛知県       清須市       西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町       新設         平成17年8月1日       茨城県       神栖市       鹿島郡神栖町、同郡波崎町       編入					
平成17年7月1日       静岡県       浜松市       浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村       編入 佐郡細江町、同郡引佐町、同郡郡龍山村         平成17年7月1日       鹿児島県       曽於市       曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町       新設 肝成17年7月1日         平成17年7月7日       愛知県       清須市       西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町       新設 平成17年8月1日         平成17年8月1日       茨城県       神栖市       鹿島郡神栖町、同郡波崎町       編入					
平成17年7月1日鹿児島県曽於市曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町新設平成17年7月1日鹿児島県肝付町肝属郡内之浦町、同郡高山町新設平成17年7月7日愛知県清須市西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町新設平成17年8月1日茨城県神栖市鹿島郡神栖町、同郡波崎町編入				浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引 佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、	
平成17年7月1日       鹿児島県       肝付町       肝属郡内之浦町、同郡高山町       新設         平成17年7月7日       愛知県       清須市       西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町       新設         平成17年8月1日       茨城県       神栖市       鹿島郡神栖町、同郡波崎町       編入	 平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市		新設
平成17年7月7日       愛知県       清須市       西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町       新設         平成17年8月1日       茨城県       神栖市       鹿島郡神栖町、同郡波崎町       編入					
平成17年8月1日 茨城県 神栖市 鹿島郡神栖町、同郡波崎町 編入					
	平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	<b>倉敷市、浅□郡船穂町、吉備郡真備町</b>	

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年8月1日	愛媛県	   宇和島市		 新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、 同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡 大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	株父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入 新設
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設  新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	滋賀県	米原市		 編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅	新設
1307 - 1073 1 1	ارکیارت	//(11/1)	町	77102
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡 阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡 三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊 良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町 	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町 	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、 同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島 町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧	 新設
			島町、同郡隼人町、同郡福山町	
平成17年11月7日 	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同	新設
			郡月舘町	
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、	新設
			同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、 同郡美杉村	
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡莬田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同  郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曽於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設新設
t.				

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、 同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡 香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡 新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、 勢多郡赤城村、同郡北橘村	
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
			+	新設

○# (孝宗) 年日口	都道府県	新市町村名	△ 併開係市町村夕	合併形態
合併 (予定) 年月日				
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日 光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市		新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	
平成18年3月20日	香川県	まんのう町		新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町		新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町		新設
平成18年3月21日	香川県		小豆郡内海町、同郡池田町 	
平成18年3月21日	福岡県	飯塚市	綾歌郡綾上町、同郡綾南町 	新設 新設
			飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頴	
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虹田郡虻田町、同郡洞爺村	
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	
平成18年3月27日	茨城県		筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	
平成18年3月27日	群馬県	富岡市		
		みどり市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設 新設
平成18年3月27日 平成18年3月27日	群馬県	横芝光町	吾妻郡東村、同郡吾妻町 山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
	千葉県			
平成18年3月27日	千葉県	成田市 香取市	成田市、香取郡小田町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県		佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	据	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉 造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北 有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深 江町	
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頴娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	
平成20年3月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入 編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大□市、伊佐郡菱刈町	新設
	1	1	ı	

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名		
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入	
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入	
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入	
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入	
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入	
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設	
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入	
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入	
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入	
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入	
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入	
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設	
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入	
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設	
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入	
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入	
平成22年 1 月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入	
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星 野村	編入	
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入	
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町	新設	
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町		
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町		
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町		
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町		
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町		
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入	
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設	
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入	
平成22年3月23日	鹿児島県	姶良市	姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町	新設	
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設	
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入	
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入	
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入	
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設	
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町		
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町		
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町		
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町		
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町		
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町		
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町		
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町		
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ケ谷市	編入	
平成26年4月5日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	編入	

<sup>※</sup> 合併新法による合併68件を含む。

# 平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)(

平成25年11月22日 地方財政審議会

- ・平成26年4月1日に消費税率(国・地方)が5%から8%へ引上げ
- ・消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他**国と** 地方を通じた税制に関する検討すべき課題

#### ○中長期を視野に入れた 「第一 今後目指すべき地方税制の方向」



〇当面の課題に対応するための 「第二 平成26年度地方税制改正等への対応」

について、意見を取りまとめ

#### 第一 今後目指すべき地方税制の方向

#### 1 地方税のあるべき姿

- 今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実
- ・分かち合いとしての地方税制の公平性の確保
- ・地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化
- ・税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築



〇地方税のあるべき姿を実現するよう、地方税制改正の検討を 行うことが必要

#### 2 社会保障・税一体改革の着実な推進

- ・個別間接税の見直しにおいて地方の減収につながる 見直しは行うべきではない
- ・消費税率引上げにより国民に負担を求める中、特定分 野のみ税負担を軽減することは慎重であるべき
- ・軽減税率の導入については、財源や事業者負担等の課題があり、慎重に検討すべき

#### 3 地方税のグリーン化

・地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合 を高める形(地方税のグリーン化)に改めるべき

# 平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)②

#### 第二 平成26年度税制改正等への対応

#### 1. 地方法人課税のあり方

- ・消費税率引上げにより財政力格差が拡大することから、偏在 是正のための措置が必要
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を検討すべき
- ・地方法人特別税・譲与税制度は、異例の暫定措置であること から、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人 税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内の場合は、補完 的に措置せざるを得ない場合がある

# 2. 車体課税のあり方

- ・環境性能等に応じた課税として複数の選択肢を提示し、グリーン化機能を評価
- ・営自格差の適正化、グッド減税・バッド増税の考え方に立った 自動車税の重課強化、軽自動車税の負担水準の適正化
- ・消費税率8%段階では、自動車取得税の税率引下げではな く、燃費基準を満たす自動車への基礎控除導入が望ましい

#### 3. 地球温暖化対策のための地方財源の確保

・石油石炭税の上乗せ分の一定割合を地方へ譲与するなど、 地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべき

#### 4. 固定資産税のあり方

- ・応益原則に基づき課する償却資産に対する固定資産税を 国が経済政策の手段として活用することは慎重であるべき
- ・固定資産税の軽減措置が投資促進に効果的・効率的な手 段とは言い難い
- ・償却資産税収の財源的重要性からも廃止・縮減は不適当

#### 5. ゴルフ場利用税のあり方

- ・ゴルフ場利用税は、最終的な消費行為が行われる地方団 体で課税される点で、地方税にふさわしい
- ・ゴルフ場利用者の支出行為には十分な担税力
- ・財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源となっていることからも廃止は不適当

#### 6. 個人住民税の非課税限度額

・保護基準額が消費税引上げの影響を加味していないこと 等を踏まえ、制度の安定性にも配慮し、適切な水準を検討

#### 7. その他

- ・航空機騒音の評価指標の変更に伴い譲与税の配分が大 きく変動することなどを踏まえ、譲与基準を見直し
- ・県費負担教職員の給与負担等に係る指定都市と関係道 府県の合意に沿った措置を適時、適切に行うべき

# 今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見 ~幸せ・安心、そして元気~(概要)①

#### 第一 目指すべき地方財政の姿

#### 1. 目指すべき地域の姿

#### (1) 住民の幸せ・安心

- ・ 様々な住民サービスの安定的な提供
- ・ 創意工夫を凝らした魅力ある地域づくり
- 東日本大震災からの復興

#### (2) 地域の元気

(地域の活性化なくして日本経済の再生なし)

- ・ 幸せ・安心を実現した上で地域の元気を創造
- ・ 地域資源の活用や担い手との連携
- ・ 地域からの経済成長

#### 第二 平成26年度の地方財政への対応

#### 1. 地方一般財源総額の確保

- ・ 地方歳出は歳出特別枠を含めてもリーマン・ショック前後で横ばい。 歳出特別枠で住民へのサービスを維持。
- ・ 歳出特別枠の一方的な減額は住民へのサービスに大きな影響を与え、不適当。

#### 2. 目指すべき地方財政の姿

#### (1) 持続可能な地方財政基盤の構築

・ すべての地域で安定的なサービス提供を可能に。

平成25年12月16日 地方財政審議会

・地方歳出総額及び一般財源総額を確保。

#### (2) 地方交付税の本来の役割

- ・財源保障機能・財源調整機能の発揮のため総額確保。
- ・ 地方財源不足には、法定率の引上げで対応すべき。

#### (3) 地方の自立性の向上

・地方分権改革の推進、行政の質と効率性の向上。

### ・一般財源総額は、少なくとも平成25年度と実質的に同水準 を確保。その際、社会保障の充実分等について上乗せすべき。

・ 地方交付税の別枠加算は、巨額の財源不足に対し法定率 の引上げで対応できない中で講じられてきた措置。仮に法定 率を見直せないならば、少なくとも別枠加算は継続すべき。

# 今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見 ~幸せ・安心、そして元気~(概要)②

#### 2. 地域経済の活性化

- ・ 地域経済の活性化の取組に必要となる財政需要を地方交付税の算定に反映させる仕組みを一定期間継続。
- ・ 地方圏における成長エンジンの核となる**地方中枢拠点都市** 等について、**役割に応じた適切な財政措置**を講じる必要。

#### 5. 東日本大震災からの復興、災害への対処

- ・ 復旧・復興事業費及び財源を別枠で確実に確保すべき。
- ・ 自然災害の増加等を踏まえ、災害対応に万全を期す観点から、 特別交付税の割合(交付税総額の6%)の引下げについて必要な 見直しを行うべき。集中復興期間中は現行の割合の維持が適当。

#### 3. 市町村の姿の変化への対応

- ・ 市町村の行政区域拡大に伴い、**身近な地方政府である市** 町村の役割を維持するため、支所の重要性が増加。
- 市町村の姿の変化を地方交付税の算定に適切に反映。

#### 6. 地方財政の健全化に資する取組等

- ・ 公共施設等の大量更新時期の到来を踏まえ、地方自治体は、 公共施設等総合管理計画の作成に取り組む必要。
- ・ 解体撤去への地方債充当を認める特例措置を創設する必要。
- ・比較可能な財務書類の作成や固定資産台帳の整備等を推進。

#### 4. 社会保障・税一体改革の推進

- ・ 社会保障制度改革について、地方の理解と協力を得る必要。
- ・ 社会保障給付費の地方負担は基準財政需要額に全額算入 されるべきこと等から、地方消費税率の引上げによる増収は、 基準財政収入額への算入率を当面100%にすべき。

#### 7. 地方公営企業等の改革

- 平成25年度までとされている第三セクター等改革推進債は、 一定の経過措置を講じる必要。
- ・ 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大を検討。
- ・ 新たな公立病院改革ガイドラインを策定。

# 用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。



# 地方公共団体

# 政令指定都市

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市。)をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市(函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、那覇市は平成25年4月1日の指定であるため、平成24年度決算においては中核市に含まれていない。)をいう。人口30万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

# 特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市(八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、呉市及び佐世保市。)をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 都市

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件(人口5万以上を有すること等)を具えていなければならない。

#### 町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、

同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

#### 特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。 特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することと されている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

### 一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

#### 広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域 にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

# 決算統計基本用語

#### 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便官的に用いられる会計区分。

#### 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

#### 決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

#### 地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

#### 市町村決算額

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

#### 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

### 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

# 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

#### 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

歳入

# 歳入

#### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県にお いては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道 府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交 付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算 した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額 として控除される。

# 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を 合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほ か、臨時財政対策債等が含まれる。

#### 地方讓与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているも のについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方揮発油税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方揮発油譲与税、石油 ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別と ん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分 の1(当分の間、1.000分の407)の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の 収入額の13分の2(平成23年度から平成25年度の間、9分の2)の額を空港関係市町村及び空港関 係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体 系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の一部を地方法人特別税(国税)として徴収 し、その全額を都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

#### 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交 付される減収補填特例交付金。

#### 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障 するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国 が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税 は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本 として交付される。

#### 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及 び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方公共団体に対して交付する特別交付 税。

#### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特 定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

#### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、 都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

#### 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

### 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例 として発行される地方債。

平成13~25年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算(臨時財政対策加算)、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

# 歳出

#### 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、 衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別すること ができる。

#### 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

#### 一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

#### 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

#### 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

#### 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

## 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

#### 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

#### 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費 的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

#### 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

#### 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法(昭和 27年法律第292号)第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

### 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

#### 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、 目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料 等の事務経費も含まれる。

#### 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

#### 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。



# 財政分析指標

# 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

# 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

# 実質収支比率

実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

#### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。



# 地方財政計画等

#### 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1)地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2)地方 財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、 という役割がある。

#### 一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の 推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費 等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維 持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資 的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたってい る。

#### 地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

#### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債 務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。 地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

#### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

#### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

#### その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設 置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金 等がある。

#### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行 い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算 出される。

単位費用 測定単位 × 補正係数  $\times$ 

(測定単位1当たり費用) (人口・面積等)

単位費用

標準的団体(人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的 条件や地理的条件等が特異でない団体)が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財 源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

(寒冷補正等)

#### 測定単位

道府県や市町村の行政項目(河川費や農業行政費等)ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費 においては河川の延長が用いられる。

#### 補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会 的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由 ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正

に用いる乗率を補正係数という。

#### 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方揮発油譲与税等

# 留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

#### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

#### ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

# 公営企業

#### 公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業(任意適用事業)がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等(それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。)がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法 適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地 方自治法に基づく財務処理が行われる。

#### 捐益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

# 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処 して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する 資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

#### 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

#### 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金などの収入。



# 地方公共団体財政健全化法関係

#### 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較する ことなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

#### 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

#### 一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、 地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同 様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別(一般会計において 経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱 い)は行わないこととしている。

#### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政 規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

#### 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

### 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額\*に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

#### 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将 来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額\*に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での

残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

#### 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の 悪化の度合いを示す指標ともいえる。

# 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

#### 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

#### 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

#### 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)を目標として定める計画をいう。

#### 財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)及び当該団体が再生振替特例債(地方公共団体財政健全化法第12条第1項の規定により起こすことができる地方債)を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。

### 財政健全化団体

財政健全化計画を定めている地方公共団体をいう。

#### 財政再生団体

財政再生計画を定めている地方公共団体をいう。

#### 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率 について最小限度の期間内に経営健全化基準未満とすることを目標として定める計画をいう。